
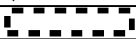


表ト-W1設-3-1 W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) W1廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6124} W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	
員数	1台	
一般仕様	型式	シングルドラム型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	簡易ボイラ、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056}緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1に示す。 また、建物の壁、{8064-2}緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表(別表1)に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—



表ト-W1設-3-1 W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びびろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	

表ト-W1設-3-1 (別表1) W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	本体	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト ポンプ	鋼 金属製

表ト-W1設-3-2 W1廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6125} W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。




表ト-W1設-3-2 W1廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 29 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図ト-W1設-3-3、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	



表ト-2 P設-3-2 (別表1) W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部)	ステンレス鋼 金属製

表ト-W1 設-3-2 (別表2) W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・槽	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
槽の追加	アンカーボルト 	
	柱 	

表ト-W1設-3-3 W1廃液処理設備 タンク No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6126} W1 廃液処理設備 タンク No.1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表ト-W1設-3-3 W1廃液処理設備 タンク No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ2cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)

表ト-W1設-3-3 (別表1) W1廃液処理設備 タンク No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器(接液部) ポンプ	ステンレス鋼 樹脂 金属製

表ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6127} W1 廃液処理設備 タンク No.2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 2 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：2台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ4cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：2台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	

表ト-W1設-3-4 (別表1) W1廃液処理設備 タンク No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器(接液部) ポンプ	ステンレス鋼 金属製 金属製

表ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 タンク No.3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6128} W1 廃液処理設備 タンク No.3	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 タンク No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ3cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図ト-W1設-3-4、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	


表ト-W1設-3-5 (別表1) W1廃液処理設備 タンク No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 樹脂 金属製

表ト-W1設-3-5 (別表2) W1廃液処理設備 タンク No.3 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	槽	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
槽の追加	アンカーボルト	

表ト-W1設-3-6 W1廃液処理設備 ろ過機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6129} W1 廃液処理設備 ろ過機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	


表ト-W1設-3-6 W1廃液処理設備 ろ過機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	

表ト-W1設-3-6 (別表1) W1廃液処理設備 ろ過機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表ト-W1設-3-7 W1廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6130} W1 廃液処理設備 圧搾脱水機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	圧搾型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	



表ト-W1設-3-7 W1廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、	

表ト-W1設-3-7 (別表1) W1廃液処理設備 圧搾脱水機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	脱水機	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	鋼
	設備カバー	金属製、ポリ塩化ビニル (難燃性)
	ポンプ	金属製

表ト-W1設-3-8 W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6131} W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	改造 〔耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 固体廃棄物であるスラッジをスラッジ乾燥機の内部に保持できる構造により、核燃料物質等の落下を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-8 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図ト-W1設-3-5	



表ト-W1設-3-8 (別表1) W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	乾燥機	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 設備カバー	鋼 金属製

表ト-W1設-3-8 (別表2) W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	

表ト-W1 設-3-9 W1 廃液処理設備 受水槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6132} W1 廃液処理設備 受水槽	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 2 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [10.1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表ト-W1設-3-9 W1廃液処理設備 受水槽 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：2台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cm(No.1部)及び2cm(No.2部)の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：2台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	

表ト-W1設-3-9 (別表1) W1廃液処理設備 受水槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 金属製 金属製

表ト-W1設-3-10 W1廃液処理設備 貯留槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6133} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表ト-W1設-3-10 W1廃液処理設備 貯留槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。 [20.1-F4] W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	

表ト-W1設-3-10 (別表1) W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 金属製 金属製

表ト-W1設-3-11 W1廃液処理設備 貯留槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6134} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.2	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表ト-W1設-3-11 W1廃液処理設備 貯留槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。 [20.1-F4] W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	

表ト-W1設-3-11 (別表1) W1廃液処理設備 貯留槽 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部)	ステンレス鋼 金属製

表ト-W1設-3-12 W1廃液処理設備 貯留槽 No.3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6135} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.3	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-12 W1廃液処理設備 貯留槽 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。 [20.1-F4] W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	

表ト-W1設-3-12 (別表1) W1 廃液処理設備 貯留槽 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部)	ステンレス鋼 金属製

表ト-W1設-3-13 W1廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6136} W1 廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とし、支持構造物等により固定する。建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	


表ト-W1設-3-13 W1廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-3-1	

表ト-W1設-3-13 (別表1) W1廃液処理設備 配管 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	配管	鋼 ^{*2} 、ステンレス鋼 ^{*2}
その他	ボルト等 ^{*3}	鋼又はステンレス鋼

*1 めっき管、ライニング管を含める。

*2 以上の強度を有する材料。

*3 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト



表ト-W 1 設-4-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6153} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所		
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 を収納する。 を収納する。
核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	


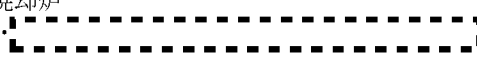
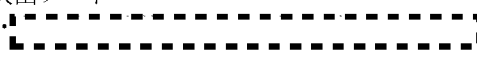
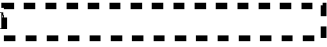
表ト-W1 設-4-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる。</p> <p>200 L ドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが 0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。</p>	
添付図	図ト-W1 設-1-1、図ト-W1 設-4-1	

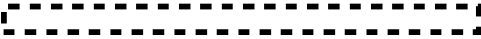
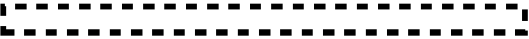
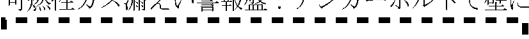
表ト-W1設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却設備 焼却炉 失火検知機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管 防水カバー
設備・機器名称 機器名		{6138} 焼却設備 焼却炉 {6138-2} 失火検知機構 {6138-3} 過加熱防止機構 {6138-4} 圧力逃がし機構 {6138-5} 可燃性ガス配管 {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) {8058-2} 緊急設備 防水カバー
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・老朽化対策のため、焼却炉の点検口を更新する。 ・火災爆発対策のため、可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) を 2 系統で設置し、緊急遮断弁と連動させる。 ・火災爆発対策のため、屋外の可燃性ガス配管に緊急遮断弁を 2 系統で設置し、感震計と連動させる。 ・緊急遮断弁の設置に伴い第 1 廃棄物貯蔵棟の屋外に直接基礎 (べた基礎) を設置する。 ・内部溢水対策のため防水カバーを追加する。
設置場所		第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室 第 1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室 (可燃性ガス配管の一部、可燃性ガス漏えい検知器) (屋外 第 1 廃棄物貯蔵棟東外壁面 (可燃性ガス配管の一部、緊急遮断弁))
員数		1 台
一般仕様	型式	ガス燃焼式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (焼却炉)  (灰出フード) (架台)
	その他の構成機器	架台 ⁽¹⁾ 、水冷ユニット、圧力逃がし弁及び配管、付帯安全系ガス配管、燃焼用プロア 燃焼プロア用ダンパー、温度表示器、制御盤、緊急遮断弁制御盤、操作盤 安全機構及びインターロックに関する機器を本表 (別表 3) に示す。
	その他の性能	最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の 1 階土間コンクリートに設置し、{6138} 焼却設備 焼却炉 架台の床レベルにおいて、第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 {6138} 焼却設備 焼却炉を当該架台に固定する。 {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) の基礎は、第 1 廃棄物貯蔵棟とは独立した直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類第 1 類の地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。当該基礎に {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) 及び {6138-5} 可燃性ガス配管の一部を固定する。

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N 値 10 以上の洪積層（礫混じり粘土質砂）に直接基礎で支持させる。 ・基礎構造 直接基礎（別表 4） ・支持層深さ 約 GL-1.6 m N 値 15 ・基礎図 図リ-他-7（10） <p>上記以外の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の土間コンクリート、床、壁等に固定する。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]</p> <p>耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表（別表 1）に示す。 下記設備は、設備と架台を一体として耐震評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> {6138} 焼却設備 焼却炉、架台、灰出フード、 {6139} 焼却設備 バグフィルタ、集塵灰フード {6140} 焼却設備 投入ブッシャ {6141} 焼却設備 前処理フード {6142} 焼却設備 フィルタ処理フード {6143} 焼却設備 投入リフタ <p>架台をアンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。</p> <p>○架台</p>  <p>{6138} 焼却設備 焼却炉を据付ボルトで架台に固定する。</p> <p>○焼却炉</p>  <p>灰出フードをアンカーボルトで土間コンクリートに設置する。</p> <p>○灰出フード</p>  <p>緊急設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ {8058-2} 緊急設備 防水カバー <ul style="list-style-type: none"> ・ 囲い式フードに  で固定する。 ○ 失火検知器（{6138-2} 失火検知機構） 設備内に設置する。失火検知器の信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。 ○ 熱電対（{6138-3} 過加熱防止機構） 設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。 ○ {6138-4} 圧力逃がし機構 圧力逃がし弁本体は、鋼製の配管で接続し、耐震重要度分類第 2 類における標準支持間隔以下で圧力逃がし弁及び配管一体で支持構造物により固定する。支持構造物は、壁、床、天井にアンカーボルトで固定する。 ○ {6138-5} 可燃性ガス配管 耐震重要度分類第 2 類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、壁、床、天井にアンカーボルトで固定する。

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) 緊急遮断弁本体は、鋼製の可燃性ガス配管で接続し、標準支持間隔以下で緊急遮断弁及び配管一体で支持構造物に固定する。支持構造物は、専用基礎にアンカーボルトで固定する。なお、緊急遮断弁及びその基礎は、耐震重要度分類を第1類とする。 設置図を図リ-他-7 (9)、基礎図を図リ-他-7 (10) に示す。</p> <p>○ 緊急遮断弁制御盤 ({8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)) アンカーボルトで壁に固定する。なお、緊急遮断弁制御盤は震度5弱相当の地震時においても確実に作動させる設計とするため、耐震重要度分類第1類相当の地震力に耐える固定とする。  設置図を図リ-他-8 (3) に示す。</p> <p>○ {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) ・ 検知部：アンカーボルトで天井付近に固定する。  ・ 可燃性ガス漏えい警報盤：アンカーボルトで壁に固定する。  ・ アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。 設置図を図リ-他-8 (3) に示す。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する可燃性ガス配管及び可燃性ガス配管で支持する緊急設備 緊急遮断弁、は、F1 竜巻に対して損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で支持構造物により固定する。支持構造物は新設基礎又は第1 廃棄物貯蔵棟の壁にアンカーボルトで固定する。 ・ {6138-5} 可燃性ガス配管 ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温 (凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する緊急設備 緊急遮断弁は大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。 ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) [8.1-F1] 屋外に設置する可燃性ガス配管及び緊急設備 緊急遮断弁は降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・ {6138-5} 可燃性ガス配管 ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)</p> <p>(積雪) [8.1-F1] 屋外に設置する可燃性ガス配管及び緊急設備 緊急遮断弁は積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・ {6138-5} 可燃性ガス配管 ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)</p> <p>(生物学的事象) —</p>

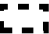


表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

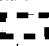

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、アナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、インターロック回路にメカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置し、電磁干渉による誤動作を防止する、又は電源に絶縁トランス若しくはラインフィルタを設置し、電磁波の侵入等を防止する。また、インターロック回路の制御盤は金属製筐体を使用し、電磁波の侵入等を防止する。安全機構及びインターロックの構成機器を別表3に示す。</p> <p>○アナログ信号線 (シールドケーブル) を使用する安全機構及びインターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {6138-3} 過加熱防止機構 ・ 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック <p>○メカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置する安全機構及びインターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {6138-2} 失火検知機構 ・ {6138-3} 過加熱防止機構 ・ 緊急停止機構 ・ 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック ・ 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック <p>(交通事故 (自動車)) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] ○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、燃焼用バーナの電磁弁が閉止し、焼却炉が安全に停止する。</p>

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○設備の安全機構（緊急停止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止ボタン：1 基 ・燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所 <p>[11.5-F1]</p> <p>可燃性ガス（都市ガス）を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。</p> <p>可燃性ガス（都市ガス）の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、爆発防止インターロックを構成する機器であるため、独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。</p> <p>なお、都市ガスは概ね9割がメタンガスであるため、メタンガスの漏えいで検知する。</p> <p>ガスの比重を考慮し、上方に拡散するメタンガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p> <p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）：3 箇所 （図リー他-8（3）） ・{8042} 緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）：1 箇所 （図リー他-7（1）、図リー他-7（9）） <p>上記の可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）は、第1廃棄物貯蔵棟中2階に2箇所（4台）、2階に1箇所（2台）の合計3箇所（6台）に設置する。</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2} 緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。</p> <p>緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8042-2} 緊急設備 感震計：1 箇所 （図リー他-7（1）、図リー他-7（2）） ・{8042} 緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）：1 箇所 <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>○可燃性ガス配管</p> <p>屋内の都市ガス配管は、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留する都市ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない設計とする。</p> <p>○設備の員数（{6138-5} 可燃性ガス配管）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス配管（都市ガス）：1 式
-------------------	--------------------	---

表ト-W 1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.6-F1] ○過加熱防止機構⁽²⁾ 当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、燃焼用バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設ける。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-3} 過加熱防止機構） ・ 過加熱防止 設定温度（℃）： ・ 炉内温度を監視する熱電対：1 箇所 ・ 燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所</p> <p>[11.7-F1] ○失火検知機構 当該施設は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）を検知器で監視する。</p> <p>○設備の員数（{6138-2} 失火検知機構） ・ 失火検知器：2 箇所 ・ 燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所</p> <p>○圧力逃がし機構 炉内で異常な圧力上昇が起こった場合に備え、圧力逃がし機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-4} 圧力逃がし機構） ・ 圧力逃がし弁 設定圧力：Pa 以下 ・ 圧力逃がし弁：1 基 ・ 圧力検出器：1 基</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F2] 溢水による被水防止のため、囲い式フードの給気口に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。 ○設備の員数 ・ {8058-2} 緊急設備 防水カバー：1 箇所</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.3-F1] 当該施設内部で異常な圧力上昇が起こった場合であっても、圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-4} 圧力逃がし機構） ・ 圧力逃がし弁 設定圧力：Pa 以下 ・ 圧力逃がし弁：1 基 ・ 圧力検出器：1 基</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>[18.1-F1][18.2-F1]</p> <p>○失火検知機構 当該施設は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）が起これると自動的に警報を発し、都市ガス供給を自動的に停止する失火検知機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-2}失火検知機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失火検知器：2箇所 ・燃焼用バーナ 電磁弁：2箇所（停電時閉） <p>○過加熱防止機構 当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、燃焼用バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設ける。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで異常な温度上昇を防止し、爆発を防止する。 なお、アナログ信号線を使用した熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、自動的に警報を発する。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-3}過加熱防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過加熱防止 設定温度（℃）： ・炉内温度を監視する熱電対：1本 ・燃焼用バーナ 電磁弁：2箇所（停電時閉） <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック 可燃性ガス（都市ガス(主成分メタンガス)）の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発するとともに、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、当該ガス種の供給を遮断する。 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8054}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）：3箇所 ・{8042}緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）：1箇所（停電時閉） <p>上記 検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>[18.2-F1]</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック 震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。 緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感震計の作動震度：計測震度（震度5弱相当）⁽³⁾ ・{8042-2}緊急設備 感震計：1箇所 ・{8042}緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）：1箇所（停電時閉）
-------------------	---


表ト-W1設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、燃焼用バーナの電磁弁が閉止し、焼却炉が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構） ・緊急停止ボタン：1基 ・燃焼用バーナ 電磁弁：2箇所（停電時閉）</p>							
	放射線管理施設	—							
	廃棄施設	—							
	核燃料物質等による汚染の防止	—							
	遮蔽	—							
	換気設備	—							
	非常用電源設備	<p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源からの電気の供給が停止した場合にも当該施設の炉体温度を制御盤に表示し、設備の稼働状態を監視可能な状態とする。</p> <p>○非常用電源設備 接続負荷 ・{6138}焼却設備 焼却炉（温度表示器）</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却設備 焼却炉（温度表示器）</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-11(1)に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	焼却設備 焼却炉（温度表示器）	—	○
設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作						
焼却設備 焼却炉（温度表示器）	—	○	—						
非常用電源設備	<p>○非常用電源設備 接続負荷 ・{6138}焼却設備 焼却炉（温度表示器）</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却設備 焼却炉（温度表示器）</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-11(1)に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	焼却設備 焼却炉（温度表示器）	—	○	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作						
焼却設備 焼却炉（温度表示器）	—	○	—						
通信連絡設備	—								
その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第1類の{8042}緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>								
添付図	<p>図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-1-1、図ト-W1設-5-1-2、図ト-W1設-5-1-3、図リ-他-7(1)、図リ-他-7(2)、図リ-他-7(9)、図リ-他-7(10)、図リ-他-8(3)、図リ-他-11(1)</p>								



- (1) 架台は、{6138}焼却設備 焼却炉、{6139}焼却設備 バグフィルタ、{6140}焼却設備 投入プッシャ、{6147}乾式除染機、{6057}気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.5 フィルタユニット、{6059}No.3 フィルタユニット、{6060}No.4 フィルタユニットで共用する。
- (2) 技術基準規則第十一条第6項の要求「焼結設備その他の加熱を行う設備は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。」に対して、焼却設備 焼却炉は、熱的制限値を有する設備でないため、本条項の適用を受けない。
- (3) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。


表ト-W1設-5-1 (別表1-1) 焼却設備 焼却炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	はり (灰出フード) 柱 (灰出フード) はり (焼却炉架台) 柱 (焼却炉架台)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	焼却炉本体 囲い式フード (灰出フード)	金属製 金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト 据付ボルト 防水カバー 据付ボルト (防水カバー) 失火検知器	鋼 鋼 金属製 鋼 金属製

*  以上の強度を有する材料

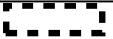


表ト-W1設-5-1 (別表1-2) 焼却設備 焼却炉
配管 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
圧力逃がし機構	圧力逃がし配管 圧力逃がし弁 支持構造物 アンカーボルト	ステンレス鋼  金属製 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼
可燃性ガス配管	都市ガス配管 支持構造物 アンカーボルト	鋼  鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼

*1  以上の強度を有する材料。

*2 めっき管を含める。

表ト-W1設-5-1 (別表1-3) 焼却設備 焼却炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
失火検知機構	失火検知器	金属製
過加熱防止機構	熱電対	金属製
緊急遮断弁 ({8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス))	緊急遮断弁	金属製
緊急遮断弁制御盤 ({8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス))	アンカーボルト 緊急遮断弁制御盤	鋼  金属製
検知部 ({8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス))	アンカーボルト 検知部 (都市ガス)	鋼  金属製
可燃性ガス漏えい警報盤 ({8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス))	アンカーボルト 警報盤	鋼  金属製

表ト-W1設-5-1 (別表2-1) 焼却設備 焼却炉 架台 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
壁面支持はりの追加	はり  アンカーボルト 	

表ト-W1設-5-1 (別表2-2) 焼却設備 焼却炉 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
緊急遮断弁制御盤 ({8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス))	アンカーボルト	
検知部 ({8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス))	アンカーボルト	
可燃性ガス漏えい警報盤 ({8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス))	アンカーボルト	

表ト-W1設-5-1 (別表3) 焼却設備 焼却炉
安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
{6138-2} 失火検知機構	失火検知器 : 2 箇所	図ト-W1設-5-1-3 (1) 図ト-W1設-5-1-3 (2)
	バーナコントローラ : 2 箇所	
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所	
{6138-3} 過加熱防止機構	熱電対 : 1 本	図ト-W1設-5-1-3 (3) 図ト-W1設-5-1-3 (4)
	過加熱設定器 : 1 基	
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所	
{6138-4} 圧力逃がし機構	圧力検出器 : 1 基	図ト-W1設-5-1-3 (5)
	圧力逃がし配管 : 1 式	
	圧力逃がし弁 : 1 基	
緊急停止機構	緊急停止ボタン : 1 基	図ト-W1設-5-1-3 (6)
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所	図ト-W1設-5-1-3 (7)
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック ⁽²⁾	{8042-2} 緊急設備 感震計 : 1 箇所 ⁽¹⁾	図ト-W1設-5-1-3 (8) 図ト-W1設-5-1-3 (9)
	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾	
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) : 3 箇所 ⁽¹⁾	図ト-W1設-5-1-3 (10)
	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾	図ト-W1設-5-1-3 (11)


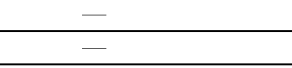


(1) 制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所 に2台設置する。

(2) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁及び{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。

表ト-W1設-5-1 (別表4) 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図リ-他-7 (10)

表ト-W1設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6139} 焼却設備 バグフィルタ	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒スナップリング取付型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (バグフィルタ)  (集塵灰フード) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] バグフィルタは {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリート及び第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 集塵灰フードは土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 バグフィルタ及び集塵灰フードは {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 バグフィルタを据付ボルトで当該架台に固定する。 ○バグフィルタ  集塵灰フードをアンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 既設アンカーボルトのナットを全て撤去し、既設アンカーボルトに引抜力を生じさせず、せん断力のみを受け持たせる。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。 また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—

表ト-W1設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-2	

表ト-W1設-5-2 (別表1) 焼却設備 バグフィルタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (バグフィルタ架台)	鋼
	はり (バグフィルタ架台)	鋼
	柱 (集塵灰フード)	鋼
	はり (集塵灰フード)	鋼
ウランを取り扱う部位	バグフィルタ本体	金属製
	囲い式フード (集塵灰フード)	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト (集塵灰フード)	鋼
	据付ボルト (バグフィルタ)	鋼



以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-2 (別表2) 焼却設備 バグフィルタ 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット (集塵灰フード)	

* 既設アンカーボルトに引抜力を生じさせないため、既設アンカーボルトのナットを全て撤去する。

表ト-W1 設-5-3 焼却設備 投入プッシャ 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6140} 焼却設備 投入プッシャ	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	空気駆動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリート及び第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 投入プッシャを据付ボルトで当該架台に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾ また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。


表ト-W1設-5-3 焼却設備 投入プッシャ 仕様

技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-3	


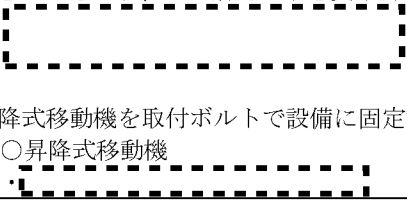
(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-3 (別表1) 焼却設備 投入プッシャ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	プッシャ 囲い式フード	金属製 金属製
その他	据付ボルト	鋼 

* 以上の強度を有する材料

表ト-W1 設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6141} 焼却設備 前処理フード	
変更内容	改造 〔・開口部の形状を変更する。 ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。〕	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	昇降式移動機
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 既設アンカーボルトのナットを全て撤去し、既設アンカーボルトに引抜きを生じさせず、せん断力のみを受け持たせる。  昇降式移動機を取付ボルトで設備に固定する。 ○昇降式移動機
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾ また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-4	

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-4 (別表1) 焼却設備 前処理フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト 昇降式移動機 昇降式移動機の取付ボルト	鋼 金属製 鋼



* 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-4 (別表2) 焼却設備 前処理フード 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

* 既設アンカーボルトに引抜力を生じさせないため、既設アンカーボルトのナットを全て撤去する。

表ト-W1 設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6142} 焼却設備 フィルタ処理フード	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	回転切断機
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 既設アンカーボルトのナットを全て撤去し、既設アンカーボルトに引抜きを生じさせず、せん断力のみを受け持たせる。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾ また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

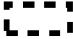
表ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-5	


(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-5 (別表1) 焼却設備 フィルタ処理フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート(難燃性)
その他	アンカーボルト 回転切断機	鋼 金属製



* 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-5 (別表2) 焼却設備 フィルタ処理フード 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

* 既設アンカーボルトに引抜力を生じさせないため、既設アンカーボルトのナットを全て撤去する。

表ト-W1 設-5-6 焼却設備 投入リフタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6143} 焼却設備 投入リフタ	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 既設アンカーボルトのナットを全て撤去し、既設アンカーボルトに引抜きを生じさせず、せん断力のみを受け持たせる。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 ⁽¹⁾ また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフタ 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-6	

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-6 (別表1) 焼却設備 投入リフタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート(難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼



* 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-6 (別表2) 焼却設備 投入リフタ 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

* 既設アンカーボルトに引抜力を生じさせないため、アンカーボルトのナットを全て撤去する。

表ト-W1 設-5-7 焼却設備 急冷塔 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6144} 焼却設備 急冷塔	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	空冷式プレート型熱交換器
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 既設アンカーボルトのナットを全て撤去し、既設アンカーボルトに引抜力を生じさせず、せん断力のみを受け持たせる。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] 急冷塔本体は金属製の密閉構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-W1設-5-7 焼却設備 急冷塔 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-7	

表ト-W1設-5-7 (別表1) 焼却設備 急冷塔 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (急冷塔架台)	鋼
	はり (急冷塔架台)	鋼
ウランを取り扱う部位	急冷塔本体	金属製
その他	アンカーボルト	鋼



* 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-5-7 (別表2) 焼却設備 急冷塔 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

* 既設アンカーボルトに引抜力を生じさせないため、既設アンカーボルトのナットを全て撤去する。


表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	湿式除染機
設備・機器名称 機器名	{6145} 湿式除染機 湿式除染部	
変更内容	改造 (耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	超音波洗浄槽式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	配管、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	固体廃棄物、液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ・設備本体 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・配管 耐震重要度分類を第 3 類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。 また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。 [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。

表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-6-1、図リ-他-6(10)、図リ-他-6(11)	



表ト-W1設-6-1(別表1) 湿式除染機 湿式除染部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり 支持構造物	ステンレス鋼 ステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽 配管	ステンレス鋼 ステンレス鋼 
その他	アンカーボルト 囲い式フード ポンプ ボルト等*2	鋼 金属製、ポリカーボネート(難燃性) 金属製 鋼又はステンレス鋼

*1 以上の強度を有する材料。

*2 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト


表ト-W 1 設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	湿式除染機
設備・機器名称 機器名	{6146} 湿式除染機 水洗除染タンク	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。 ・ 耐震補強のため、配管の一部経路の変更及び配管の支持構造物の位置・構造を変更する。 	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	フード付水槽型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	配管、タンク、液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	固体廃棄物、液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備本体 耐震重要度分類を第 3 類とする。耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第 2 類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 ・ 配管 耐震重要度分類を第 3 類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・ 液面高検知器: 1 台 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表り-他-1 に示す。 また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜⑤内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表ト-W 1 設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表（別表 1）に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台 溢水の発生を早期に検知するために {8056} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 3 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W 1 設-1-1、図ト-W 1 設-5、図ト-W 1 設-6-2、図リ-他-6（10）、図リ-他-6（11）	


表ト-W1設-6-2 (別表1) 湿式除染機 水洗除染タンク 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり 支持構造物	ステンレス鋼 ステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	洗浄槽 タンク 配管	ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) 囲い式フード タンク蓋 ポンプ ボルト等 ^{*2}	鋼 金属製 金属製、ポリカーボネート (難燃性) 金属製 金属製 鋼又はステンレス鋼

*1 以上の強度を有する材料。

*2 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表ト-W1 設-7-1 乾式除染機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	乾式除染機
設備・機器名称 機器名	{6147} 乾式除染機 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手動ブラスト式(ブラスト材:ステンレスカットワイヤー等)
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ダストコレクタ部、ブラスト部
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリート及び第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 据付ボルトで {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第 2 類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。





表ト-W1設-7-1 乾式除染機 仕様

技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-7-1	

表ト-W1設-7-1 (別表1) 乾式除染機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	ダストコレクタ部 ブラスト部	金属製 金属製
その他	据付ボルト 囲い式フード	鋼 金属製、ポリカーボネート(難燃性)、 ガラス



表ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6148} ホイストクレーン 2トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1式 (1台)	
一般仕様	型式	2トン電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (レール) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールをアンカーボルトで天井に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶その他の金属製容器を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 

表ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック 仕様



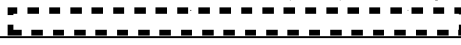

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-8、図ト-W1設-8-1	

表ト-W1設-8-1 (別表1) ホイストクレーン 2トンチェンブロック 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	レール	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ (車止め)	鋼  金属製

* 以上の強度を有する材料



表ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6149} ホイストクレーン 1トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	
員数	1式 (2台)	
一般仕様	型式	1トン電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (レール) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールをアンカーボルトで天井に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶その他の金属製容器を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 

表ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様


技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-8、図ト-W1設-8-2	

表ト-W1設-8-2 (別表1) ホイストクレーン 1トンチェンブロック 材料一覧


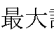

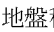
部位	部位名	材料
強度部材	レール	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ (車止め)	鋼  金属製

* 以上の強度を有する材料

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	第3廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯 防護壁又は防護柵	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1005} 第3廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-3} 消火設備 消火器 {8033} 緊急設備 避難通路 {8036} 緊急設備 非常用照明 {8036-2} 緊急設備 誘導灯 {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁)	
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、第3廃棄物貯蔵棟に以下の改造を行う。また、第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-W3建-1-5及び図ト-W3建-1-6に、改造工事完了後の第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図ト-W3建-1-7に示す。 ①外部扉の改造 ⁽¹⁾ (仕様を別表ト-W3建-1-1に示す。 F1 竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。 ②W3 防護壁の新設 (仕様は別表ト-W3建-1-2に示す。 第3廃棄物貯蔵棟 1階北面の大扉を F1 飛来物の衝撃荷重から防護するために、鉄筋コンクリート造の {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁) を屋外に新設する。 ③火災区画等の改造 (仕様を別表ト-W3建-1-3に示す。 第3廃棄物貯蔵棟南西側 (1 通り A-B 通り間) の 1階、2階及び3階に設置されたガラリに火災による損傷の防止対策として、防火板を追加設置する。 (付属設備) 付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。		
設置場所	第3廃棄物貯蔵棟 (第3廃棄物貯蔵棟の配置を図ト-1-1-1に示す。)		
員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造、3階建て (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物) 別表ト-W3建-1-1～別表ト-W3建-1-5に示す。	
	寸法 (単位: mm)	(建物) 概略寸法:  建築面積: 約 270 m ² 延べ床面積: 約 800 m ² 床面積: 1 階 約 266 m ² 2 階 約 267 m ² 3 階 約 267 m ²	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
核燃料物質の状態	—		

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>[5.1-B1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟（本体）の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第3廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、杭基礎の支持層は、N値30以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>【杭】</p> <p>○杭仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層（砂層）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ 約GL-15 m ・杭配置 図ト-W3建-1 8（1） ・土質柱状図 図ト-W3建-6 <p>第3廃棄物貯蔵棟の1階は土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験（最大試験荷重  kN/m²）にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 長期  kN/m² 短期  kN/m² ・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層） <p>{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値10以上の洪積層（砂礫層）に、直接基礎（べた基礎）で支持させる。 ・支持層深さ 約GL-1.6 m ・土質柱状図 図ト-W3建-1 2（1） ・詳細図 図ト-W3建-1 2（2） <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第3廃棄物貯蔵棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） ・{8033}緊急設備 避難通路 ・{8036}緊急設備 非常用照明 ・{8036-2}緊急設備 誘導灯
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ト-W3建-1-4、図ト-W3建-7及び図ト-W3建-1 8～図ト-W3建-2 0に示す。</p> <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽²⁾</p>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第3廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。⁽³⁾</p> <p>{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防護壁) は耐震重要度分類を第3廃棄物貯蔵棟と同じ第3類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽²⁾</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ト-W3建-1-2、図ト-1-1-1、図ト-W3建-12(2)及び図ト-W3建-12(3)に示す。</p> <p>[6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第3廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・ {8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ・ {8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) ・ {8036}緊急設備 非常用照明 ・ {8036-2}緊急設備 誘導灯
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—⁽⁴⁾</p>
<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第3廃棄物貯蔵棟は、F1竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。 また、局部評価として、第3廃棄物貯蔵棟のF1竜巻防護境界の外壁、屋根は、単位面積当たりの短期許容荷重がF1竜巻荷重を上回り、F1飛来物が到達する可能性のある部分については、F1飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。(すなわち、F1竜巻荷重により外壁、屋根に生じる応力が、当該外壁、屋根の短期許容応力度を超えず、F1飛来物が到達する可能性のある部分は飛来物の貫通を防止する。)</p> <p>F1竜巻防護境界の扉は、F1竜巻対策扉とするとともに、F1飛来物が到達する可能性のある北面1階のF1竜巻対策扉には{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防護壁) を設け、F1飛来物の衝撃荷重からF1竜巻対策扉を防護する。</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ト-W3建-1-1、別表ト-W3建-1-4、図ト-W3建-8～図ト-W3建-11及び図ト-W3建-18～図ト-W3建-20に示す。</p> <p>○{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防護壁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 配置を図ト-W3建-8に示す。 ・ 構造、寸法 構造、寸法を図ト-W3建-12に示す。 ・ 材料 主な材料を別表ト-W3建-1-2に示す。 <p>(落雷) —⁽⁵⁾</p> <p>(極低温 (凍結)) —⁽⁶⁾</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。</p>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) —⁽⁷⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁸⁾</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))⁽⁹⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。 また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とする。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係を図ト-W1建-15～図ト-W1建-18に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹⁰⁾</p> <p>(交通事故 (自動車)) —⁽¹¹⁾</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 所定の手順に基づき承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持ち出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第3廃棄物貯蔵棟は、別表ト-W3建-1-1及び別表ト-W3建-1-4に示す材料を用いて、図ト-W3建-15に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ト-W3建-5に示す管理区域入口において、管理区域を設置する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</p>
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域 (第2種管理区域) とそうでない区域 (第1種管理区域) とに区分する。 第3廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。 第3廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W3建-5に示す。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1] 第3廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-3} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の階ごとに各部分から歩行距離20 m以下となるように配置する⁽¹²⁾。 固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数 ({8010-3} 消火設備 消火器) ・ABC粉末消火器10型: 6本</p> <p>{8010-3} 消火設備 消火器の配置を図リ-他-2 (5)、図リ-他-2 (6) に示す。</p>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条第4項第四号に準拠して、屋外に設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2台配置する。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リ-他-3に示す。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置する。{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50m以下となるように配置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は消防法施行令第二十一条第2項の規定に従い設定する。</p> <p>○設備の員数({8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器(スポット型): 38台 ・煙感知器(スポット型): 1台 ・発信機: 3台 <p>○設備の員数({8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機(P型受信機): 1台 <p>{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、警戒区域の配置を図リ-他-2(3)、図リ-他-2(4)に示す。</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を接続する。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-他-1 2(3)に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物(耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の材料を別表ト-W3建-1-1、別表ト-W3建-1-3及び別表ト-W3建-1-4に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する⁽¹⁴⁾。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区画W3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、特定防火設備(防火戸)及び防火板 区画境界壁(鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)):1時間) 防火板(板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>第3廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-W3建-1 4に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
-------------------	--

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F2] {8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8036}緊急設備非常用照明、{8036-2}緊急設備 誘導灯については、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 分電盤の配置図を図リ-他-2(7)に、配線用遮断器の結線図を図リ-他-11(6)に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-B1] 第3廃棄物貯蔵棟内には溢水源はない。
	安全避難通路等	[13. 1-F1] 第3廃棄物貯蔵棟には、容易に識別できる{8033}緊急設備 避難通路を設置する。{8033}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。{8033}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8036}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8036-2}緊急設備 誘導灯を設置する。 ○設備の員数(緊急設備) ・{8036}緊急設備 非常用照明 : 7台 ・{8036-2}緊急設備 誘導灯 : 10台 {8033}緊急設備 避難通路、{8036}緊急設備 非常用照明及び{8036-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-他-2(7)、図リ-他-2(8)に示す。 [13. 1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リ-他-5に示す。
	安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を火災の発生を早期に感知、報知することができるように設け、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続し、第5廃棄物貯蔵棟で火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-他-1 2（3）に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-B1]</p> <p>貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減（遮蔽評価における実効線量約 9.7×10^{-2} mSv/年）できるような建物の壁厚さ等とする。</p> <p>周辺監視区域境界の位置を図ト-1-1-1に示す。</p> <p>○第3廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽能力を有する壁、床及び天井の位置、構造、寸法、材料を別表ト-W3建-1-4及び図ト-W3建-2 1に示す。 ・壁、床及び天井の厚さは図ト-W3建-2 1に示す設計確認値以上。 ・コンクリートの気乾単位容積質量 ≥ 2.5以上。 <p>[22.2-B1]</p> <p>管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。</p>
換気設備	—	
非常用電源設備	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える {8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次申請にて申請済み。）</p> <p>{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）及び第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える {8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。（{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第4次申請にて申請済み。）</p> <p>{8036}緊急設備 非常用照明、{8036-2}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） ・{8036}緊急設備 非常用照明 ・{8036-2}緊急設備 誘導灯 <p>{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）及び第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）には、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リー他-11（6）に、非常用電源設備接続の系統図を図リー他-11（1）に、所内通信連絡設備の系統図を図リー他-12（1）に、自動火災報知設備の系統図を図リー他-12（3）に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">（○：該当、－：該当なし）</p> <table border="1" data-bbox="614 996 1390 1592"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>{8009-3} {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8036} 緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>{8036-2} 緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は第1加工棟に設置する。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*1	○	○	－	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	－	－	○	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	○	○	－	{8009-3} {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	－	－	○	{8036} 緊急設備 非常用照明	○	○	－	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	○	○	－
		設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作																									
{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*1	○	○	－																											
{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	－	－	○																											
{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	○	○	－																											
{8009-3} {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	－	－	○																											
{8036} 緊急設備 非常用照明	○	○	－																											
{8036-2} 緊急設備 誘導灯	○	○	－																											

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1] 第3廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に接続し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。 {8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するいずれのマイクによっても、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))全てから事業所内建物における放送が可能とする。 マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置する。事務棟(緊急対策本部)、保安棟のマイクの配置を図リー他-10(1)に示す。 {8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))に付属する所内携帯電話機(PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする⁽¹³⁾。 {8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の配置を図リー他-2(1)、図リー他-2(2)に、系統図を図リー他-12(1)に示す。 ○設備の員数(通信連絡設備) ・{8007-4}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)):3台</p> <p>[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リー他-6に、配置を図リー他-10(2)に示す。</p>
<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第3廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを図ト-W3建-13に示す。 [99-B4] 第3廃棄物貯蔵棟は、F3竜巻荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保し、F3竜巻荷重による倒壊を防止する。 F3竜巻発生時の部分的な損傷の程度は、第3廃棄物貯蔵棟の外壁の厚さ以上の水平貫通限界厚さとなる飛来物(最大の損傷を受ける飛来物は路線バスを想定する。)によって外壁が貫通するおそれがあり、その場合には保管廃棄しているドラム缶が損傷を受ける。</p>
<p>添付図</p>	<p>添付図</p>	<p>図ト-1-1-1、図ト-W3建-1~図ト-W3建-21、図リー他-2、図リー他-10、図リー他-11(1)、図リー他-11(6)、図リー他-12(1)~図リー他-12(3)</p>

- (1) 第3廃棄物貯蔵棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式をF1竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を0.2として、地震地域係数 Z (大阪府の場合1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.0を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第4項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.0を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_o を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 高さが $GL+13.95$ m であることから建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (6) 第 3 廃棄物貯蔵棟に極低温（凍結）の影響を受けるおそれのある消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓の配管はない。
- (7) 第 3 廃棄物貯蔵棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。第 3 廃棄物貯蔵棟は、気体廃棄設備がないため、第 3 廃棄物貯蔵棟内部の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (9) 第 3 廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (10) 第 3 廃棄物貯蔵棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 一般道路は敷地境界に沿っており、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどないため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第 3 廃棄物貯蔵棟と町道の位置関係を図ト-W 1 建-1 9 に示す。
- (12) 粉末消火器の必要能力単位 6 となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は 18 となる。
- (13) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、隣接する第 1 廃棄物貯蔵棟に設置する。
- (14) 第 3 廃棄物貯蔵棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域はなく、使用電圧が高い（600 V を超える）ケーブルを使用する設備はない。

別表ト-W3建-1-1 第3廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（外部扉の改造）

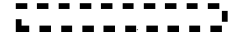


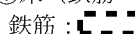

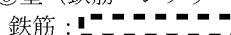



改造項目	部位		断面(単位:mm) 使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	1階	鋼製の外部扉-第3廃棄物貯蔵室北側 扉番号:91		23	図ト-W3建-8
				2	図ト-W3建-9
				6	図ト-W3建-10
				1	図ト-W3建-11
	3階	鋼製の外部扉-第3廃棄物貯蔵室北側、南側 扉番号:92、93		6	
				3	
				3	
				1	
		2			

別表ト-W3建-1-2 第3廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（W3防護壁の新設）

改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図
W3防護壁の新設	第3廃棄物貯蔵棟北側	基礎		1	図ト-W3建-8 図ト-W3建-12
		壁部			

別表ト-W3建-1-3 第3廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（火災区画等の改造）

改造項目	位置・部位	使用材料等	員数	対応図
防火板の追加設置	第3廃棄物貯蔵棟 1通りA-B通り間 (1階、2階、3階)		3	図ト-W3建-9 図ト-W3建-14

<p>建物</p>	<p>基礎：独立基礎（PHC杭） 地上部：鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造（バルコニー部） 床：鉄筋コンクリート造、土間コンクリート 壁：鉄筋コンクリート造 屋根：鉄筋コンクリート造</p>
<p>主要な構造物材等 （既設材料）</p>	<p>①杭  L=13500 mm</p> <p>②基礎・基礎ばり コンクリート：Fc =  N/mm² 鉄筋：</p> <p>③柱、大ばり（鉄骨鉄筋コンクリート造部分） 鉄骨： 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>④小ばり（鉄筋コンクリート部分） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑤柱、大ばり（鉄骨造部分） </p> <p>⑥小ばり（鉄骨造部分） </p> <p>⑦床（鉄筋コンクリート床スラブ） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm² 気乾単位容積質量  g/cm³</p> <p>⑧床（1階土間コンクリート部分） コンクリート（鉄筋入り）コンクリート：Fc =  N/mm²</p> <p>⑨壁（鉄筋コンクリート） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm² 気乾単位容積質量  g/cm³</p> <p>⑩屋根スラブ（鉄筋コンクリート） 鉄筋： コンクリート：Fc =  N/mm² 気乾単位容積質量  g/cm³ アスファルト防水層⁽¹⁾（押さえコンクリート）</p> <p>⑪ガラリ（防火板付：温度ヒューズ式） ・ガラリ本体 アルミニウム ・防火板 鋼板</p> <p>⑫ベンチレータ ステンレス製</p> <p>⑬階段 鋼製</p> <p>⑭梯子 鋼製</p>
<p>主要な構造物材の寸法</p>	<p>①杭：図ト-W3建-18（1）、図ト-W3建-20（1）（2） ②基礎・基礎ばり：図ト-W3建-20（1）（2）（4） ③柱、大ばり（鉄骨鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W3建-20（3）（4） ④小ばり（鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W3建-20（4） ⑤柱、大ばり（鉄骨造部分）：図ト-W3建-20（3）（4） ⑥小ばり（鉄骨造部分）：図ト-W3建-20（4） ⑦床（鉄筋コンクリート床スラブ）：図ト-W3建-20（5） ⑧床（1階土間コンクリート部分）：図ト-W3建-20（5） ⑨壁（鉄筋コンクリート）：図ト-W3建-20（5） ⑩屋根スラブ（鉄筋コンクリート）：図ト-W3建-18（3）、図ト-W3建-20（5） ⑪ガラリ（防火板付：温度ヒューズ式）：図ト-W3建-9</p>

(1) 建築基準法第二十二条に適合する難燃性を有している。

別表ト-W3建-1-5 第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(1/2)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容		
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	(C通り/1-2通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし		
		外壁1-2	(C通り/2-3通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし		
				扉(扉:91)	鉄(特定防火設備)		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-11(1)	改造		
		外壁1-3	(C通り/3-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし		
		外壁1-4	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし		
				ガラリ(AG-1)	アルミニウム		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし		
				防火板 ⁽²⁾ (AG-1)	鋼		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし		
		外壁1-5	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし		
		外壁1-6	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし		
				ガラリ(AG-1')	アルミニウム		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-14(6)	工事なし		
				防火板 ⁽²⁾ (AG-1')	鋼		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-14(6)	改造		
		2階	外壁・外部扉	外壁2-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし
				外壁2-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし
						ガラリ(AG-1)	アルミニウム		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし
						防火板 ⁽²⁾ (AG-1)	鋼		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事なし
				外壁2-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし
				外壁2-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(1)	工事なし
						ガラリ(AG-1')	アルミニウム		図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-14(6)	工事なし
防火板 ⁽²⁾ (AG-1')	鋼						図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-14(6)	改造		
3階	外壁・外部扉			外壁3-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(2)	工事なし
					扉(扉:92)	鉄(特定防火設備)		図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9	改造	
								図ト-W3建-11(2)		


別表ト-W3建-1-5 第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(2/2)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容		
3階	外壁・外部扉	外壁3-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W3建-17(2)	工事なし		
				ガラリ (AG-1)	アルミニウム		図ト-W3建-8(2)	工事なし		
				防火板 ⁽²⁾ (AG-1)	鋼		図ト-W3建-9 図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9	工事なし 工事なし		
		外壁3-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(2)	工事なし		
				扉 (扉:93)	鉄 (特定防火設備)		図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-11(2)	改造		
		外壁3-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-17(2)	工事なし		
				ガラリ (AG-1')	アルミニウム		図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-14(6)	工事なし		
				防火板 ⁽²⁾ (AG-1')	鋼		図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-14(6)	改造		
		1階	床	S1-1	図ト-W3建-16(3) 参照		土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図ト-W3建-16(3)	工事なし
		2階	床	S2-1	図ト-W3建-16(3) 参照		鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W3建-16(3)	工事なし
		3階	床	S3-1	図ト-W3建-16(4) 参照		鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W3建-16(4)	工事なし
				S3-2	図ト-W3建-16(4) 参照		鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W3建-16(4)	工事なし
R階	屋根	SR-1	図ト-W3建-16(4) 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W3建-16(4)	工事なし			
階段	1階~2階	階段-1	図ト-W3建-16(3) 参照	鉄骨造階段	鋼	-	図ト-W3建-16(3)	工事なし		
							2階~3階	階段-2	図ト-W3建-16(3)、 (4) 参照	鉄骨造階段

(1) 安全機能に対して厚さの要求はないため「-」とする。

(2) 防火板は温度ヒューズ式を示す。


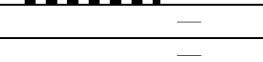

表ト-W3設-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6154} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所		
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第3 廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W3設-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる。</p> <p>200 L ドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが 0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。</p>	
添付図	図ト-W3設-1、図ト-W3設-2	



表ト-W3設-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

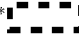
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6151} ホイストクレーン 1トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	
員数	1式 (2台)	
一般仕様	型式	1トン電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (レール) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第3廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 レールを据付ボルトで天井に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶その他の金属製容器を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-W3設-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様


技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W3設-1、図ト-W3設-3、図ト-W3設-3-1	

表ト-W3設-2 (別表1) ホイストクレーン 1トンチェンブロック 材料一覧


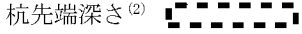
部位	部位名	材料
強度部材	レール	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト ストップ (車止め)	鋼  金属製

以上の強度を有する材料

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	施設名称	第5廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1006} 第5廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ)) {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機(PHSアンテナ)) {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-4} 消火設備 消火器 {8034} 緊急設備 避難通路 {8037} 緊急設備 非常用照明 {8037-2} 緊急設備 誘導灯	
	建物・構築物の区分	本体、付属設備	
変更内容	<p>(本体) 新設 撤去する第2廃棄物貯蔵棟の代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。第5廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-4-1-4に示す。</p> <p>①杭工事 杭を設置する。</p> <p>②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 基礎・壁・柱・はり・屋根スラブを設置する。</p> <p>③屋根防水工事 屋根防水を施工する。</p> <p>④建具工事 扉を設置する。 (仕様を別表ト-4-1-1に示す。)</p> <p>(付属設備) 付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。</p>		
設置場所	第5廃棄物貯蔵棟		
員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造 ⁽¹⁾ (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物) 別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2に示す。	
	寸法(単位:mm)	(建物) 概略寸法：  建築面積：約 65 m ² 延床面積：約 65 m ²	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	<p>消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とする⁽¹⁾。</p> <p>建築基準法第二条第九号の二に定める耐火建築物とする。⁽¹⁹⁾</p> <p>貯蔵する液体廃棄物のうち、油類廃棄物は危険物第四類の廃油とする。</p> <p>危険物としての貯蔵量は、最大20000L(指定数量の倍数5未満)とする。</p>	
核燃料物質の状態	—		
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟(本体)の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第5廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、杭基礎の支持層は、N値30以上の洪積層である大阪層群とする。</p>	

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層（シルト混じり砂～粘土質砂）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ⁽²⁾  ・杭伏図 図ト-4-1-5 ・土質柱状図 図ト-4-1-2 <p>第5廃棄物貯蔵棟は基礎（マットスラブ）が1階の床を兼用しており、基礎を介して杭に荷重を伝達する。</p> <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第5廃棄物貯蔵棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） ・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8034} 緊急設備 避難通路 ・{8037} 緊急設備 非常用照明 ・{8037-2} 緊急設備 誘導灯
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2及び図ト-4-1-6～図ト-4-1-8に示す。</p> <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする⁽³⁾。</p> <p>○二次設計</p> <p>建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第5廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る⁽⁴⁾。</p> <p>[6.1-F1]</p> <p>以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第5廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） ・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8037} 緊急設備 非常用照明 ・{8037-2} 緊急設備 誘導灯
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—⁽⁵⁾</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>（竜巻）</p> <p>[8.1-B2]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は、F1竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の外壁、屋根はF1竜巻の荷重に耐えるとともに、F1飛来物の貫通を防止する厚さを有する。</p> <p>外部扉はF1竜巻の風荷重に耐える扉（F1竜巻対策扉）とする⁽⁶⁾。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2、図ト-4-1-3及び図ト-4-1-9～図ト-4-1-11に示す。</p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(落雷) —⁽⁷⁾</p> <p>(極低温 (凍結)) —⁽⁸⁾</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁹⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽¹⁰⁾</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、<u>航空機落下火災</u>))⁽¹¹⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とする。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置を図ハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹²⁾</p> <p>(交通事故 (自動車)) —⁽¹³⁾</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物への ID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第5廃棄物貯蔵棟は、別表ト-4-1-2に示す材料を用いて、図ト-4-1-7～図ト-4-1-10に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ト-4-1-12に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10. 1-B1] 線量告示に基づき 1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。 第5廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する⁽¹⁴⁾。 管理区域の設定範囲を、図ト-4-1-1 2に示す。</p> <p>[10. 1-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、万一、液体状の核燃料物質の漏えいが発生した場合でも外部に繋がる流出経路がないピットを設けることにより、核燃料物質等の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>○ピットの仕様（設計確認値） ・容積：400 L 以上</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 1-F1]⁽¹⁷⁾ 第5廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であるため、{8010-4}消火設備 消火器は、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号及び危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づく設置基準に対して、裕度を見込んで設置する。 {8010-4}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第2項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-4}消火設備 消火器） ・ABC 粉末消火器 50 型：2 本 ・ABC 粉末消火器 10 型：1 本</p> <p>{8010-4}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p><u>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</u> <u>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リ-他-3に示す。</u></p> <p>[11. 1-F2]⁽¹⁷⁾ 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置し、<u>第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。</u></p> <p>○設備の員数（{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）） ・熱感知器（スポット型、防爆型）：3台</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の配置を図リ-2-1-6に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1 2に示す。 <u>第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図リ-他-2（3）（第5次）に、自動火災報知設備の系統図を図リ-他-1 2（3）（第5次）に示す。</u></p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1] 第5廃棄物貯蔵棟は不燃性材料である鉄筋コンクリートで造り、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。また、第5廃棄物貯蔵棟は消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とし、消防法第十条で定める危険物に該当する放射性廃棄物の保管廃棄に適合した構造とする。屋根のアスファルト防水層は難燃性を有する。 第5廃棄物貯蔵棟に使用する材料を別表ト-4-1-2に示す。</p> <p>[11.3-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。 火災区画の燃焼時間は火災区画の耐火時間を超えない。 第5廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-4-1-13に示す。 火災区画ごとの材料及び厚さを別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2、図ト-4-1-8、図ト-4-1-9及び図ト-4-1-11に示す。</p> <p>○火災区画 W5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火戸） ・耐火時間：1.0時間以上 区画境界壁（鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの：1時間） <p>第5廃棄物貯蔵棟屋内にケーブルを使用する場合には、難燃性ケーブルを使用し、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、電気設備に関する技術基準を定める省令第六十九条第1項第一号に基づき、金属管に収容し、電気火災の発生を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設ける。第5廃棄物貯蔵棟に設置する分電盤は、分電盤を金属製とするとともに、屋外に設置することから防水性能を有するものとし、水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3] 第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であり、外壁面のケーブル又は金属管が貫通する箇所には、危険物の規制に関する政令第十条第1項第六号に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又はモルタルその他の不燃材料を施工する。</p> <p>[11.3-F2] {8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 分電盤の配置図を図リー-2-1-6に、配線用遮断器の結線図を図リー-2-1-8に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-B1] 第5廃棄物貯蔵棟内には溢水源はない。</p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	<p>[13. 1-F1] ⁽¹⁸⁾</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟に容易に識別できる{8034}緊急設備 避難通路を設ける。{8034}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。1箇所扉が、非常口となる。</p> <p>危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には防爆型の{8037}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物に防爆型の{8037-2}緊急設備誘導灯を設ける。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8037}非常用照明：3台（防爆型） ・{8037-2}誘導灯：1台（防爆型） <p>{8034}緊急設備 避難通路、{8037}緊急設備 非常用照明及び{8037-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>[13. 1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。</p> <p><u>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リ-他-5に示す。</u></p>
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-B1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14. 2-B1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を検知することができるように設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続して火災を検知した場合に警報を発する。{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図リ-他-2（3）（第5次）に示す。</p>	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>遮蔽</p>	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減（<u>遮蔽評価における実効線量約 9.7×10^{-2} mSv/年</u>）できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1に示す。</p> <p>○第5廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能⁽¹⁵⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽能力を有する壁の位置、構造、寸法、材料を別表ト-4-1-1、図ト-4-1-7及び図ト-4-1-8に示す。 ・壁厚さは、図ト-4-1-14に示す設計確認値以上。 ・コンクリートの気乾単位容積質量 ≥ 2400 kg/m³以上 <p>[22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。</p>
<p>換気設備</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>非常用電源設備</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F1] {8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））は、<u>停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している事務棟（周辺監視区域）の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。</u></p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の仕様を表ト-4-7に示す。</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、<u>停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならない。</u></p> <p><u>第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の仕様を表ト-W3建-1に示す。</u></p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2] {8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、<u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u></p> <p><u>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。</u></p>

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8001}非常用電源設備No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備No.2 非常用発電機、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の仕様を表リー設-2-1、表リー設-2-2、表ト-W3建-1に示す。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機の仕様を表リー他-7、表リー設-2-3に示す。</p> <p>電源に係る結線図を図リー-2-1-8、図リー-2-1-13に、非常用電源設備接続の系統図を図リー-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">（○：該当、－：該当なし）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリーを 内蔵</th> <th style="text-align: center;">非常用発電 機に接続</th> <th style="text-align: center;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アン プ））*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピ ーカ））</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話 機（PHS アンテナ））</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は第1加工棟に設置する。 *2：所内通信連絡設備（電話交換機）は事務棟に設置する。 *3：自動火災報知設備（受信機）は第3廃棄物貯蔵棟に設置する。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アン プ））*1	○	○	－	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピ ーカ））	－	－	○	通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*2	○	○	－	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話 機（PHS アンテナ））	－	－	○	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）*3	○	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	－	－	○	緊急設備 非常用照明	○	○	－	緊急設備 誘導灯	○	○	－
		設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作																																	
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アン プ））*1	○	○	－																																	
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピ ーカ））	－	－	○																																	
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）*2	○	○	－																																	
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話 機（PHS アンテナ））	－	－	○																																	
		火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）*3	○	○	－																																	
		火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	－	－	○																																	
		緊急設備 非常用照明	○	○	－																																	
		緊急設備 誘導灯	○	○	－																																	

追第4次 表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1] 第5廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能となるようにする。 ({8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))は、第3次申請にて申請済み。) <u>{8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するいずれのマイクによっても、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))全てから事業所内建物における放送が可能とする。</u> <u>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置する。事務棟(緊急対策本部)、保安棟のマイクの配置を図リ-他-10(1)(第5次)に、系統図を図リ-他-12(1)(第5次)に示す。</u></p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の配置を図リ-2-1-6に、系統図を図リ-2-1-9に示す。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を設置し、<u>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))</u>に付属する所内携帯電話機(PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能となるようにする。 {8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、<u>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)</u>に接続する。 <u>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)の仕様を表リ-他-7に、配置を図リ-他-10(1)(第5次)に示す。</u></p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))の配置を図リ-2-1-6に、系統図を図リ-2-1-10に示す。</p> <p>○設備の員数(通信連絡設備) ・{8007-5}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)):1台 ・{8007-6}所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)):1台</p> <p>[25.2-F1] <u>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</u> <u>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リ-他-6に示す。</u></p>
その他許可で求める仕様	-	
添付図	<p>図ト-4-1-1~図ト-4-1-14、図リ-2-1-6、図リ-2-1-8~図リ-2-1-10、図リ-2-1-12、図リ-2-1-13、図リ-2-1-14、図ハ-2-1-5-2~図ハ-2-1-5-6、<u>図リ-他-2(3)(第5次)、図リ-他-10(1)(第5次)、図リ-他-12(1)(第5次)、図リ-他-12(3)(第5次)</u></p>	

- (1) 第5廃棄物貯蔵棟の屋根は、加工事業変更許可申請書に示していた一部鉄骨造(金属屋根)に代えて、消防法に基づく危険物特定屋内貯蔵所とすることで、より堅固な鉄筋コンクリート造の屋根とし、鉄筋コンクリート造とする。
- (2) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (3) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規

格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計。

- (4) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (5) 本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (6) 第 5 廃棄物貯蔵棟の外部扉は東面に配置するため、F1 飛来物は到達しない。
- (7) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (8) 水配管がないため極低温（凍結）の影響を受けるおそれはない。
- (9) 第 5 廃棄物貯蔵棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。第 5 廃棄物貯蔵棟は気体廃棄設備がないため、第 5 廃棄物貯蔵棟内部の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (10) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (11) 第 5 廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (12) 第 5 廃棄物貯蔵棟の建物、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (13) 一般道路は敷地境界に沿っており、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどないため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第 5 廃棄物貯蔵棟と町道の位置関係を示したものを図ハ-2-1-5-6 に示す。
- (14) 加工事業変更許可申請書の加工の方法の記載に基づき、第 5 廃棄物貯蔵棟では液体の放射性廃棄物の保管廃棄のみを行い、ドラム缶を開封して詰め替える等の取扱いは行わない。
- (15) 遮蔽評価において第 5 廃棄物貯蔵棟建物の屋根厚さを考慮していない。
- (16) (欠番)
- (17) 危険物特定屋内貯蔵所であり、危険物の規制に関する政令第二十条第 1 項第二号、危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第 2 項第一号に基づき、基準延床面積 150 m^2 に対して延床面積約 65 m^2 であることから A 火災用 1 能力単位以上の大型消火器 (50 型) を 1 本、貯蔵量の基準倍数 10 に対して貯蔵量の倍数は 5 未満であることから B 火災用 1 能力単位以上の小型消火器 (10 型) を 1 本設置必要とする。この必要数に裕度を見込んで {8010-4} 消火設備 消火器として大型消火器 (50 型) を 2 本、小型消火器 (10 型) を 1 本設置する。
- (18) {8010-4} 消火設備 消火器、{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8037-2} 緊急設備 誘導灯の配置は、公設消防と協議済み。
- (19) 第 5 廃棄物貯蔵棟は(1)に示すとおり、危険物特定屋内貯蔵所として屋根を鉄筋コンクリート造の耐火構造としたことにより、建築基準法第二条第九号の二に定める耐火建築物の要件を満たしたことから、同法第六条の建築確認において、耐火建築物として確認済証を得ている。

本申請の対象とする箇所を下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を一重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

4.添付図一覧表

番号	名称
図ト-2P設-1	第2加工棟の主要な部屋配置
図ト-2P設-1-1(1)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)(1/2)
図ト-2P設-1-1(2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)(2/2)
図ト-2P設-1-1(3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(3階及び4階)
図ト-2P設-1-1(4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)(1/2)
図ト-2P設-1-1(5)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)(2/2)
図ト-2P設-1-2	第2加工棟の給排気設備全体系統図(気体廃棄設備 No.1)
図ト-2P設-1-3(1)	第2加工棟廃液配管全体系統図
図ト-2P設-1-3(2)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(1/3)
図ト-2P設-1-3(3)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(2/3)
図ト-2P設-1-3(4)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(3/3)
図ト-2P設-2-1-1(1)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)
図ト-2P設-2-1-1(2)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-1-1(3)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-1-1(4)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(局所排気系統))
図ト-2P設-2-1-1(5)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 系統 系統(給気系統))
図ト-2P設-2-1-1(6)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-1-1(7)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-1-1(8)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-1-1(9)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-1-1(10)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(局所排気系統))
図ト-2P設-2-1-1(11)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 系統 系統(給気系統))
図ト-2P設-2-1-2(1)	気体廃棄設備 No.1 系統(部屋排気系統) 排風機(301-F)
図ト-2P設-2-1-2(2)	気体廃棄設備 No.1 系統(部屋排気系統) 排風機(302-F)
図ト-2P設-2-1-2(3)	気体廃棄設備 No.1 系統(局所排気系統) 排風機(305-F)
図ト-2P設-2-1-2(4)	気体廃棄設備 No.1 系統(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-401)
図ト-2P設-2-1-2(5)	気体廃棄設備 No.1 系統(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-402)
図ト-2P設-2-1-2(6)	気体廃棄設備 No.1 系統(局所排気系統) フィルタユニット(FU-405)
図ト-2P設-2-1-2(7)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 系統(給気系統) 給気ユニット(201AC)
図ト-2P設-2-1-3(1)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 系統 差圧計(配置図)
図ト-2P設-2-1-3(2)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 系統 差圧計(警報信号系統図)
図ト-2P設-2-1-4(1)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) 送排風機の起動停止時(配置図)

番号	名称
図ト-2P設-2-1-4(2)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-1-4(3)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) 送排風機異常時(配置図)
図ト-2P設-2-1-4(4)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-1-4(5)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) ダンパー開度異常時(配置図)
図ト-2P設-2-1-4(6)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-1-4(7)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)
図ト-2P設-2-1-4(8)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-1-5	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、系統、給気系統) 改造図(ダクトルートの変更)
図ト-2P設-2-2-1(1)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)
図ト-2P設-2-2-1(2)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-2-1(3)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(局所排気系統))
図ト-2P設-2-2-1(4)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 系統(給気系統))
図ト-2P設-2-2-1(5)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-2-1(6)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-2-1(7)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-2-1(8)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(局所排気系統))
図ト-2P設-2-2-1(9)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 系統(給気系統))
図ト-2P設-2-2-2(1)	気体廃棄設備 No.1 系統(部屋排気系統) 排風機(303-F)
図ト-2P設-2-2-2(2)	気体廃棄設備 No.1 系統(局所排気系統) 排風機(306-F)
図ト-2P設-2-2-2(3)	気体廃棄設備 No.1 系統(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-403)
図ト-2P設-2-2-2(4)	気体廃棄設備 No.1 系統(局所排気系統) フィルタユニット(FU-406)
図ト-2P設-2-2-2(5)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統(給気系統) 給気ユニット(202AC)
図ト-2P設-2-2-3(1)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 差圧計(配置図)
図ト-2P設-2-2-3(2)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 差圧計(警報信号系統図)
図ト-2P設-2-2-4(1)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) 送排風機の起動停止時(配置図)
図ト-2P設-2-2-4(2)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-2-4(3)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) 送排風機異常時(配置図)
図ト-2P設-2-2-4(4)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-2-4(5)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) ダンパー開度異常時(配置図)
図ト-2P設-2-2-4(6)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-2-4(7)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)

番号	名称
図ト-2P設-2-2-4(8)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-3-1(1)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)
図ト-2P設-2-3-1(2)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-3-1(3)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(給気系統))
図ト-2P設-2-3-1(4)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-3-1(5)	気体廃棄設備 No.1(系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-3-1(6)	気体廃棄設備 No.1(系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(給気系統))
図ト-2P設-2-3-2(1)	気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統) 排風機(304-F)
図ト-2P設-2-3-2(2)	気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統) フィルタユニット(FU-404)
図ト-2P設-2-3-2(3)	気体廃棄設備 No.1 系統 (給気系統) 給気ユニット(203SU)
図ト-2P設-2-3-3(1)	気体廃棄設備 No.1 系統 差圧計(配置図)
図ト-2P設-2-3-3(2)	気体廃棄設備 No.1 系統 差圧計(警報信号系統図)
図ト-2P設-2-3-4(1)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) 送排風機の起動停止時(配置図)
図ト-2P設-2-3-4(2)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-3-4(3)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) 送排風機異常時(配置図)
図ト-2P設-2-3-4(4)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-3-4(5)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) ダンパー開度異常時(配置図)
図ト-2P設-2-3-4(6)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-3-4(7)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)
図ト-2P設-2-3-4(8)	気体廃棄設備 No.1(系統、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-4-1(1)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)
図ト-2P設-2-4-1(2)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-4-1(3)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統(局所排気系統))
図ト-2P設-2-4-1(4)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 系統(給気系統))
図ト-2P設-2-4-1(5)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-4-1(6)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-4-1(7)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-4-1(8)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統(局所排気系統))
図ト-2P設-2-4-1(9)	気体廃棄設備 No.1(系統、系統、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 系統(給気系統))
図ト-2P設-2-4-2(1)	気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統) 排風機(307-F)
図ト-2P設-2-4-2(2)	気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統) 排風機(308-F)
図ト-2P設-2-4-2(3)	気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統) フィルタユニット(FU-407)

番号	名称
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 2 (4)	気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 2 (5)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 (給気系統) 給気ユニット (204AC)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 3 (1)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 差圧計 (配置図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 3 (2)	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 差圧計 (警報信号系統図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (1)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) 送排風機の起動停止時 (配置図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (3)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) 送排風機異常時 (配置図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (4)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (5)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) ダンパー開度異常時 (配置図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (6)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (7)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) 室内負圧異常時 (配置図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 4 (8)	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)
図ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 5	気体廃棄設備 No.1 (系統 、 系統 、 給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更)
図ト - 2 P 設 - 2 - 5	気体廃棄設備 No.1 改造図 (金属製カバーの設置)

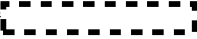
番号	名称
図ト-2P設-3-1	第1廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-3-2(1)	第1廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-3-2(2)	第1廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-3-2(3)	第1廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(1/2)
図ト-2P設-3-2(4)	第1廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(2/2)
図ト-2P設-3-3	第1廃液処理設備 補強詳細図
図ト-2P設-3-4	後半申請の施設に対する保全措置(第1廃液処理設備 配管の閉止・撤去)
図ト-2P設-4-1	分析廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-4-2(1)	分析廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-4-2(2)	分析廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-4-2(3)	分析廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)
図ト-2P設-4-3	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2P設-5-1	開発室廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-5-2(1)	開発室廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-5-2(2)	開発室廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-5-2(3)	開発室廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)
図ト-2P設-6-1	第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 廃液系統図
図ト-2P設-6-2(1)	第2廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-6-2(2)	第2廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-6-2(3)	第2廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)
図ト-2P設-6-3(1)	第2廃液処理設備 集水槽 No.2
図ト-2P設-6-3(2)	第2廃液処理設備 集水槽 No.2(警報信号系統図)
図ト-2P設-6-4	第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1
図ト-2P設-6-5	第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2
図ト-2P設-6-6	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2P設-7(1)	第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 配置図
図ト-2P設-7(2)	第2廃液処理設備貯留設備 拡大図
図ト-2P設-7(3)	第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 配置図(警報信号系統図)

番号	名称
図ト-1-1-1	敷地内における主要な加工施設の位置
図ト-W1建-1	第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (1階・中2階)
図ト-W1建-2	第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (2階・3階)
図ト-W1建-3	第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (R階)
図ト-W1建-4	第1廃棄物貯蔵棟 立面図
図ト-W1建-5	第1廃棄物貯蔵棟 断面図
図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図
図ト-W1建-7	第1廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤 (土質柱状図)
図ト-W1建-8 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1階・中2階)
図ト-W1建-8 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (2階・3階)
図ト-W1建-8 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1通り、2通り軸組図)
図ト-W1建-8 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (3通り軸組図)
図ト-W1建-8 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)
図ト-W1建-8 (6)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (C通り、D通り軸組図)
図ト-W1建-9 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (1階・中2階)
図ト-W1建-9 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (2階・3階)
図ト-W1建-9 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (R階)
図ト-W1建-9 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W1建-9 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 飛来物影響範囲
図ト-W1建-10	第1廃棄物貯蔵棟 建具表
図ト-W1建-11	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図
図ト-W1建-12 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉71) 詳細図 部材表
図ト-W1建-12 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉76) 詳細図 部材表
図ト-W1建-12 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉77) 詳細図 部材表
図ト-W1建-12 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉78) 詳細図 部材表
図ト-W1建-13 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 土質柱状図
図ト-W1建-13 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 詳細図
図ト-W1建-13 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 配筋図
図ト-W1建-14 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W1建-14 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (東南立面)
図ト-W1建-15	防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置
図ト-W1建-16	防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置
図ト-W1建-17	敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置
図ト-W1建-18	敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置
図ト-W1建-19	加工施設と一般道路 (町道) の位置関係
図ト-W1建-20 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1階・中2階)
図ト-W1建-20 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (2階・3階)
図ト-W1建-20 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W1建-20 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (断面)

番号	名称
図ト-W1建-21(1)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(1階・中2階)
図ト-W1建-21(2)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(2階・3階)
図ト-W1建-22(1)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表
図ト-W1建-22(2)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2
図ト-W1建-22(3)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策3
図ト-W1建-22(4)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 配置図
図ト-W1建-22(5)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図1
図ト-W1建-22(6)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図2
図ト-W1建-23(1)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・中2階)
図ト-W1建-23(2)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(2階・3階)
図ト-W1建-23(3)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(R階)
図ト-W1建-23(4)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(北東立面)
図ト-W1建-24(1)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁
図ト-W1建-24(2)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁
図ト-W1建-24(3)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ
図ト-W1建-24(4)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ
図ト-W1建-24(5)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R階スラブ
図ト-W1建-25(1)	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階・中2階)
図ト-W1建-25(2)	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(2階・3階)
図ト-W1建-26(1)	第1廃棄物貯蔵棟 杭伏図・地下貯槽ピット床伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(2)	第1廃棄物貯蔵棟 1階・中2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(3)	第1廃棄物貯蔵棟 2階・3階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(4)	第1廃棄物貯蔵棟 R階床はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-27(1)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W1建-27(2)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り、D通り
図ト-W1建-27(3)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2通り
図ト-W1建-27(4)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り
図ト-W1建-28(1)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面
図ト-W1建-28(2)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W1建-28(3)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大がり
図ト-W1建-28(4)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小がり
図ト-W1建-28(5)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W1建-29(1)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 1階、中2階)
図ト-W1建-29(2)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 2階、3階)
図ト-W1建-29(3)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 1通り、2通り)
図ト-W1建-29(4)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 3通り)
図ト-W1建-29(5)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 A通り、B通り)
図ト-W1建-29(6)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 C通り、D通り)

番号	名称
図ト-W1設-1-1(1)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図
図ト-W1設-1-1(2)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-W1設-1-2	第1廃棄物貯蔵棟の給排気全体系統図(気体廃棄設備No.2)
図ト-W1設-2-1(1)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統1(部屋排気系統))
図ト-W1設-2-1(2)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統2(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(3)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統3(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(4)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統4(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(5)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統1系統2系統3系統4(給気系統))
図ト-W1設-2-1(6)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統4(急冷塔給気) 系統3(フィルタ冷却給気) 系統1系統2系統3系統4(自然給気))
図ト-W1設-2-1(7)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-W1設-2-1(8)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-W1設-2-1(9)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統1(部屋排気系統))
図ト-W1設-2-1(10)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統2(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(11)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統3(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(12)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統4(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1(13)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統1系統2系統3系統4(給気系統))
図ト-W1設-2-1(14)	気体廃棄設備No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統4(急冷塔給気) 系統3(フィルタ冷却給気) 系統1系統2系統3系統4(自然給気))
図ト-W1設-2-2(1)	気体廃棄設備No.2 系統1(部屋排気系統) No.1 排風機
図ト-W1設-2-2(2)	気体廃棄設備No.2 系統1(部屋排気系統) No.1 排風機 防護板
図ト-W1設-2-2(3)	気体廃棄設備No.2 系統2(局所排気系統) No.2 排風機
図ト-W1設-2-2(4)	気体廃棄設備No.2 系統3(局所排気系統) No.3 排風機
図ト-W1設-2-2(5)	気体廃棄設備No.2 系統3(局所排気系統) No.4 排風機
図ト-W1設-2-2(6)	気体廃棄設備No.2 系統4(局所排気系統) No.5 排風機
図ト-W1設-2-2(7)	気体廃棄設備No.2 系統4(局所排気系統) No.6 排風機
図ト-W1設-2-2(8)	気体廃棄設備No.2 系統1(部屋排気系統) No.1 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(9)	気体廃棄設備No.2 系統2(局所排気系統) No.2 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(10)	気体廃棄設備No.2 系統3(局所排気系統) No.5 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(11)	気体廃棄設備No.2 系統4(局所排気系統) No.8 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(12)	気体廃棄設備No.2 系統3(局所排気系統) No.3 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(13)	気体廃棄設備No.2 系統3(局所排気系統) No.4 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2(14)	気体廃棄設備No.2 系統1系統2系統3系統4(給気系統) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2(15)	気体廃棄設備No.2 系統4(急冷塔給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2(16)	気体廃棄設備No.2 系統3(フィルタ冷却給気) 給気フィルタ


番号	名称
図ト - W1 設 - 2 - 2 (1 7)	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 給気フィルタ
図ト - W1 設 - 2 - 2 (1 8)	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン
図ト - W1 設 - 2 - 3 (1)	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計 (配置図)
図ト - W1 設 - 2 - 3 (2)	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計 (警報信号系統図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (1)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (配置図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (2)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (3)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 故障時の排風機起動機構 (配置図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (4)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 故障時の排風機起動機構 (インターロック信号系統図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (5)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機異常時 (配置図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (6)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (7)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) ダンパー開度異常時 (配置図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (8)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (9)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 室内負圧異常時 (配置図)
図ト - W1 設 - 2 - 4 (1 0)	気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)
図ト - W1 設 - 2 - 5	気体廃棄設備 No.2 改造図 (金属製カバーの設置)

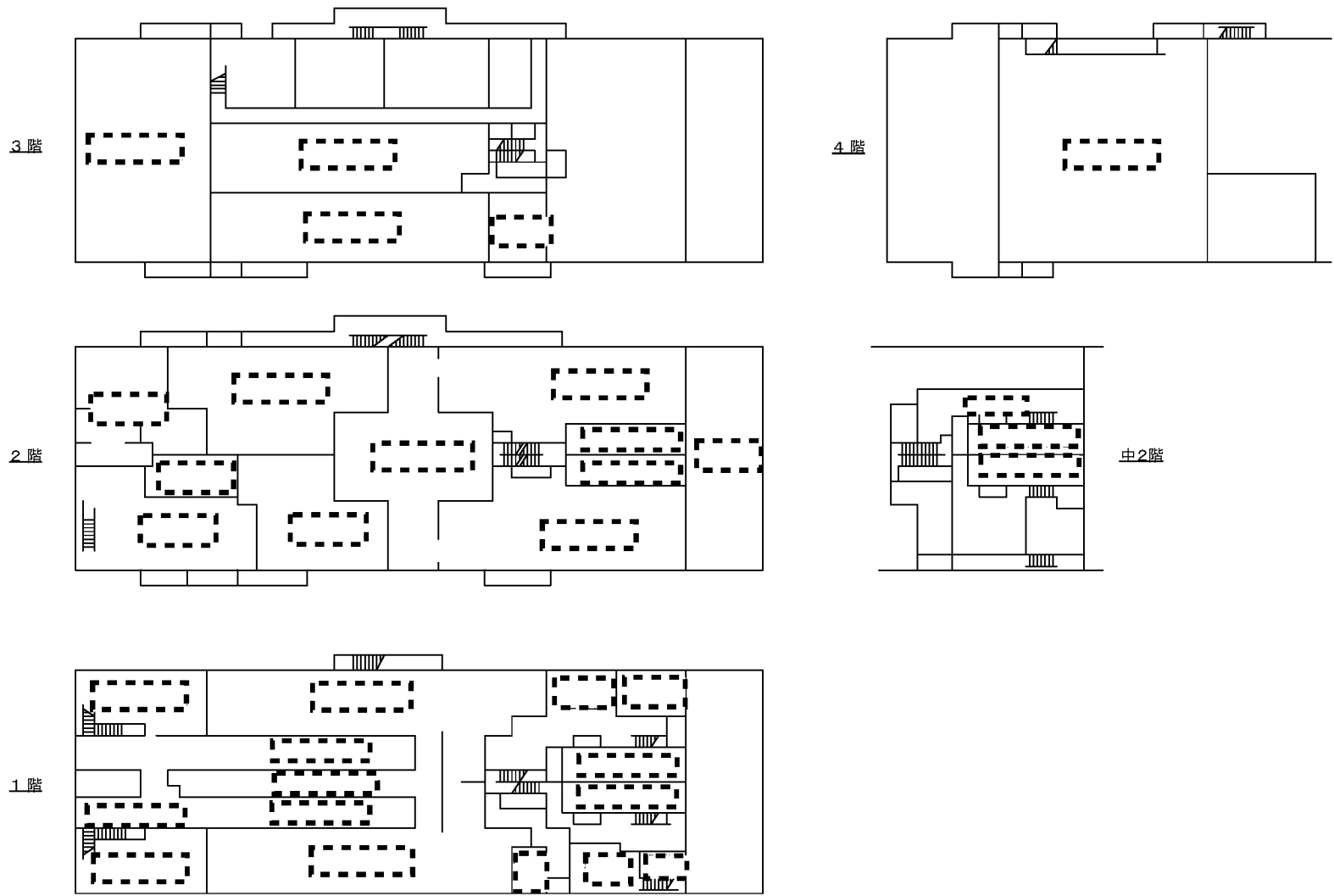
番号	名称
図ト-W1 設-3-1 (1)	W1 廃液配管全体系統図
図ト-W1 設-3-1 (2)	W1 廃液配管平面図
図ト-W1 設-3-1 (3)	W1 廃液処理設備 廃液系統図
図ト-W1 設-3-2 (1)	W1 廃液処理設備 配置図 (1/3)
図ト-W1 設-3-2 (2)	W1 廃液処理設備 配置図 (2/3)
図ト-W1 設-3-2 (3)	W1 廃液処理設備 配置図 (3/3)
図ト-W1 設-3-2 (4)	W1 廃液処理設備 受水槽 拡大図
図ト-W1 設-3-2 (5)	W1 廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図) (1/2)
図ト-W1 設-3-2 (6)	W1 廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図) (2/2)
図ト-W1 設-3-3	W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽
図ト-W1 設-3-4	W1 廃液処理設備 タンク No.3
図ト-W1 設-3-5	W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-W1 設-4-1	保管廃棄設備  廃棄物保管区域
図ト-W1 設-5 (1)	焼却設備 系統図
図ト-W1 設-5 (2)	焼却設備 配置図 (1/2)
図ト-W1 設-5 (3)	焼却設備 配置図 (2/2)
図ト-W1 設-5-1-1 (1)	焼却設備 焼却炉
図ト-W1 設-5-1-1 (2)	焼却設備 焼却炉 (灰出フード)
図ト-W1 設-5-1-1 (3)	焼却設備 焼却炉 架台 (1/5)
図ト-W1 設-5-1-1 (4)	焼却設備 焼却炉 架台 (2/5)
図ト-W1 設-5-1-1 (5)	焼却設備 焼却炉 架台 (3/5)
図ト-W1 設-5-1-1 (6)	焼却設備 焼却炉 架台 (4/5)
図ト-W1 設-5-1-1 (7)	焼却設備 焼却炉 架台 (5/5)
図ト-W1 設-5-1-2 (1)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 ガス配管・機器構成図
図ト-W1 設-5-1-2 (2)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図
図ト-W1 設-5-1-3 (1)	焼却設備 焼却炉 失火検知機構 (機器配置図)
図ト-W1 設-5-1-3 (2)	焼却設備 焼却炉 失火検知機構 (インターロック信号系統図)
図ト-W1 設-5-1-3 (3)	焼却設備 焼却炉 過加熱防止機構 (機器配置図)
図ト-W1 設-5-1-3 (4)	焼却設備 焼却炉 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)
図ト-W1 設-5-1-3 (5)	焼却設備 焼却炉 圧力逃がし機構 (機器配置図)
図ト-W1 設-5-1-3 (6)	焼却設備 焼却炉 緊急停止機構 (機器配置図)
図ト-W1 設-5-1-3 (7)	焼却設備 焼却炉 緊急停止機構 (インターロック信号系統図)
図ト-W1 設-5-1-3 (8)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (機器配置図)
図ト-W1 設-5-1-3 (9)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (インターロック信号系統図)
図ト-W1 設-5-1-3 (10)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) (機器配置図)
図ト-W1 設-5-1-3 (11)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) (インターロック信号系統図)
図ト-W1 設-5-2 (1)	焼却設備 バグフィルタ
図ト-W1 設-5-2 (2)	焼却設備 バグフィルタ (集塵灰フード)

番号	名称
図ト - W1 設 - 5 - 3	焼却設備 投入プッシャ
図ト - W1 設 - 5 - 4	焼却設備 前処理フード
図ト - W1 設 - 5 - 5	焼却設備 フィルタ処理フード
図ト - W1 設 - 5 - 6	焼却設備 投入リフタ
図ト - W1 設 - 5 - 7	焼却設備 急冷塔
図ト - W1 設 - 6 - 1	湿式除染機 湿式除染部
図ト - W1 設 - 6 - 2 (1)	湿式除染機 水洗除染タンク
図ト - W1 設 - 6 - 2 (2)	湿式除染機 水洗除染タンク (警報信号系統図)
図ト - W1 設 - 7 - 1	乾式除染機
図ト - W1 設 - 8	ホイストクレーン 配置図
図ト - W1 設 - 8 - 1	ホイストクレーン 2トンチェンブロック
図ト - W1 設 - 8 - 2	ホイストクレーン 1トンチェンブロック

番号	名称
図ト-W3建-1	第3廃棄物貯蔵棟 平面図 (1階・2階)
図ト-W3建-2	第3廃棄物貯蔵棟 平面図 (3階・R階)
図ト-W3建-3	第3廃棄物貯蔵棟 立面図
図ト-W3建-4	第3廃棄物貯蔵棟 断面図
図ト-W3建-5	第3廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図
図ト-W3建-6	第3廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤 (土質柱状図)
図ト-W3建-7 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1階・2階)
図ト-W3建-7 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-7 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1通り、4通り軸組図)
図ト-W3建-7 (4)	第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、C通り軸組図)
図ト-W3建-8 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (1階・2階)
図ト-W3建-8 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-8 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (南西立面)
図ト-W3建-8 (4)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W3建-8 (5)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 飛来物影響範囲
図ト-W3建-9	第3廃棄物貯蔵棟 建具表
図ト-W3建-10	第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図
図ト-W3建-11 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉91) 詳細図 部材表
図ト-W3建-11 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉92、93) 詳細図 部材表
図ト-W3建-12 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 土質柱状図
図ト-W3建-12 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 詳細図
図ト-W3建-12 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 配筋図
図ト-W3建-13 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-13 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (北西立面)
図ト-W3建-14 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1階・2階)
図ト-W3建-14 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-14 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (南西立面)
図ト-W3建-14 (4)	第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W3建-14 (5)	第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (断面)
図ト-W3建-14 (6)	第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 ガラリ (防火板付き) 詳細図
図ト-W3建-15 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (1階・2階)
図ト-W3建-15 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-15 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (南西立面)
図ト-W3建-15 (4)	第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (北東立面)
図ト-W3建-16 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁
図ト-W3建-16 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁
図ト-W3建-16 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ
図ト-W3建-16 (4)	第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ

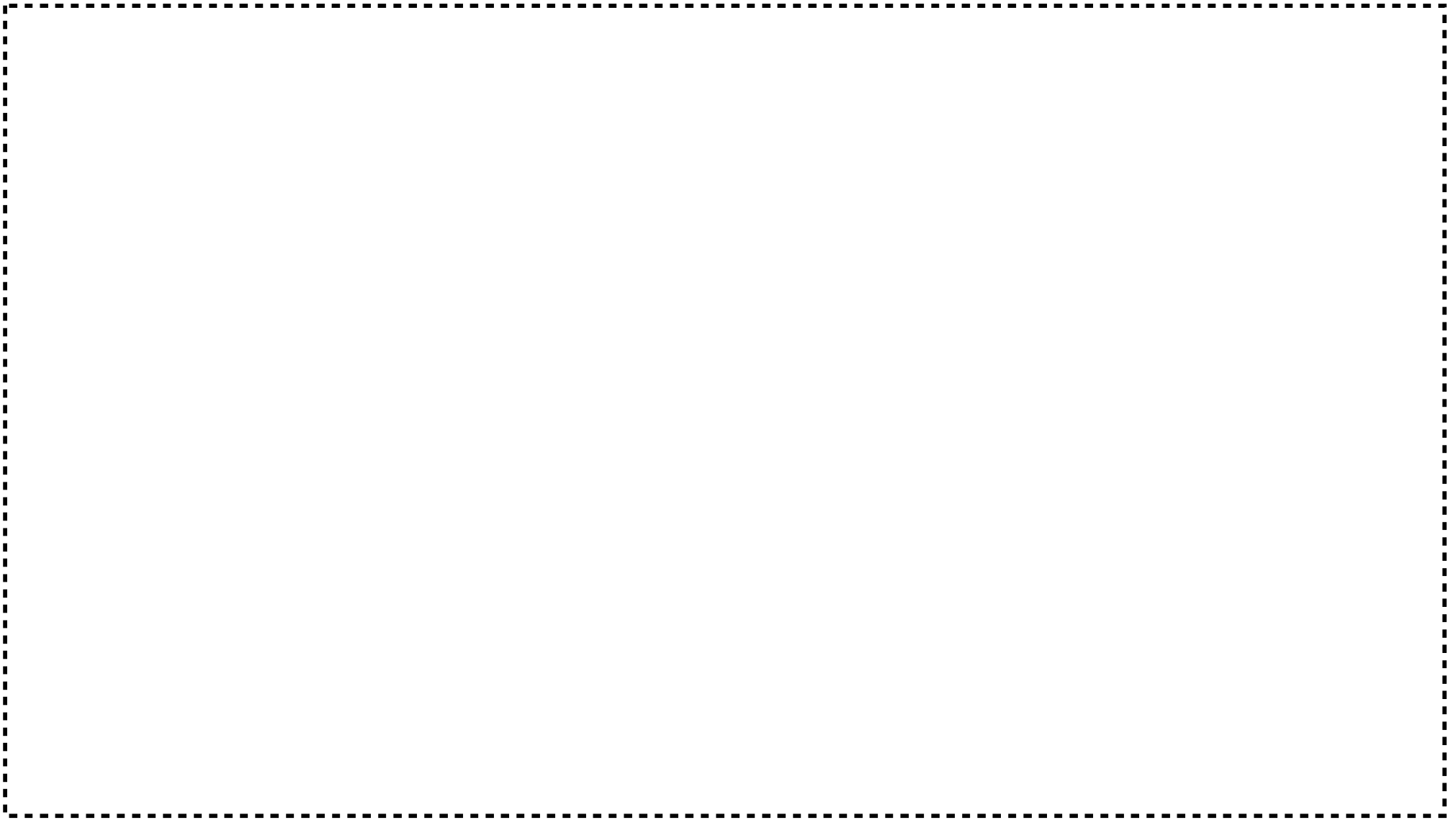
番号	名称
図ト-W3建-17(1)	第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階・2階）
図ト-W3建-17(2)	第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（3階・R階）
図ト-W3建-18(1)	第3廃棄物貯蔵棟 杭伏図兼構造区分図
図ト-W3建-18(2)	第3廃棄物貯蔵棟 1階・2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-18(3)	第3廃棄物貯蔵棟 3階・R階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-19(1)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W3建-19(2)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り
図ト-W3建-19(3)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り
図ト-W3建-19(4)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り
図ト-W3建-20(1)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1
図ト-W3建-20(2)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面2
図ト-W3建-20(3)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W3建-20(4)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図ト-W3建-20(5)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W3建-21(1)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井（平面図 1階、2階）
図ト-W3建-21(2)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井（平面図 3階）
図ト-W3建-21(3)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井（断面図 1通り、2・3通り）
図ト-W3建-21(4)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井（断面図 4通り）
図ト-W3建-21(5)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井（断面図 A通り、B通り）
図ト-W3建-21(6)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井（断面図 C通り）

番号	名称
図ト-W3設-1	本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図
図ト-W3設-2	保管廃棄設備  廃棄物保管区域
図ト-W3設-3	ホイストクレーン 配置図
図ト-W3設-3-1	ホイストクレーン 1トンチェンブロック



図ト-2 P設-1 第2加工棟の主要な部屋配置

1323

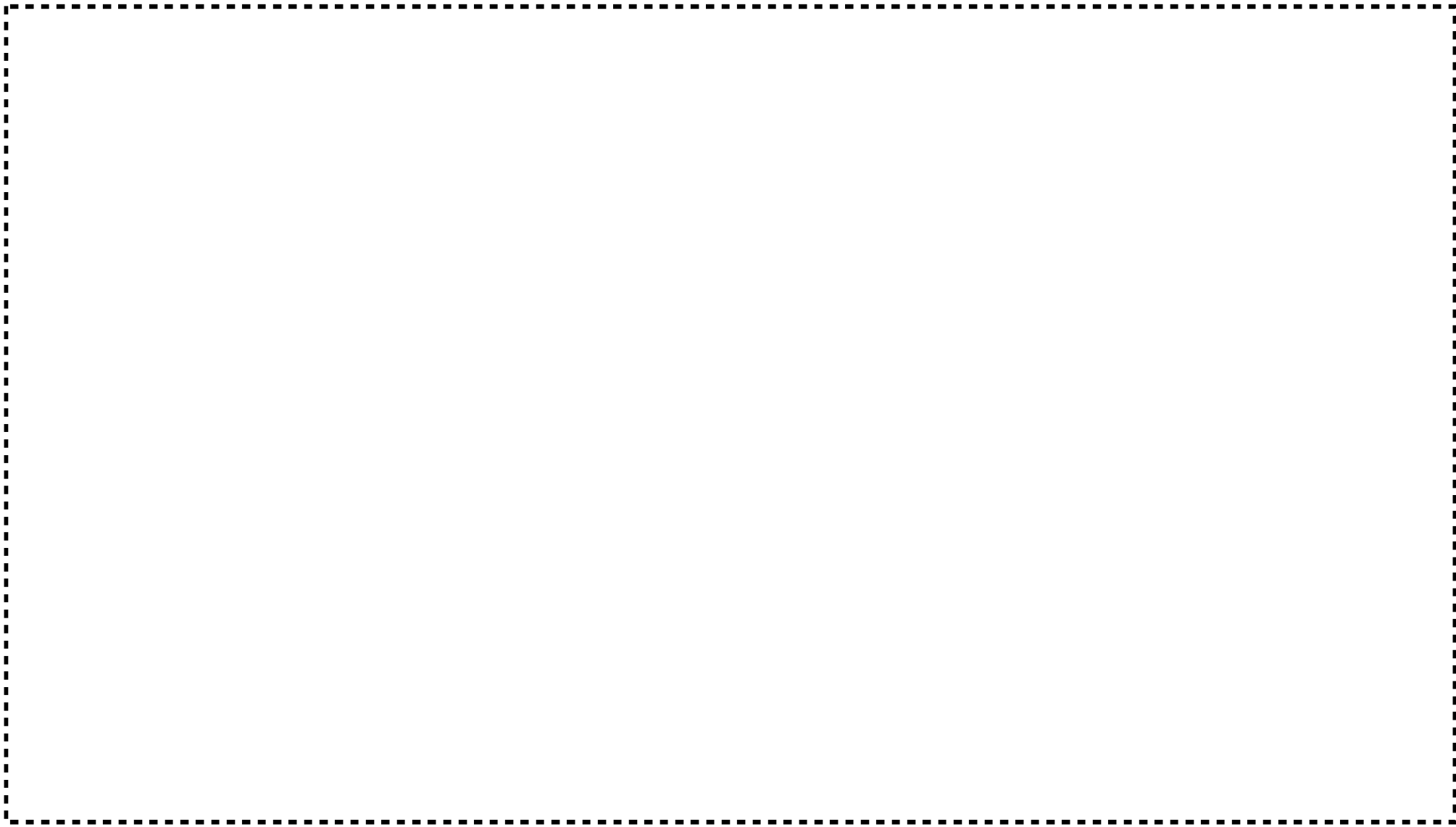


図ト-2 P設-1-1 (1) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階) (1 / 2)

1324

図ト-2 P設-1-1 (2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階) (2/2)

1325



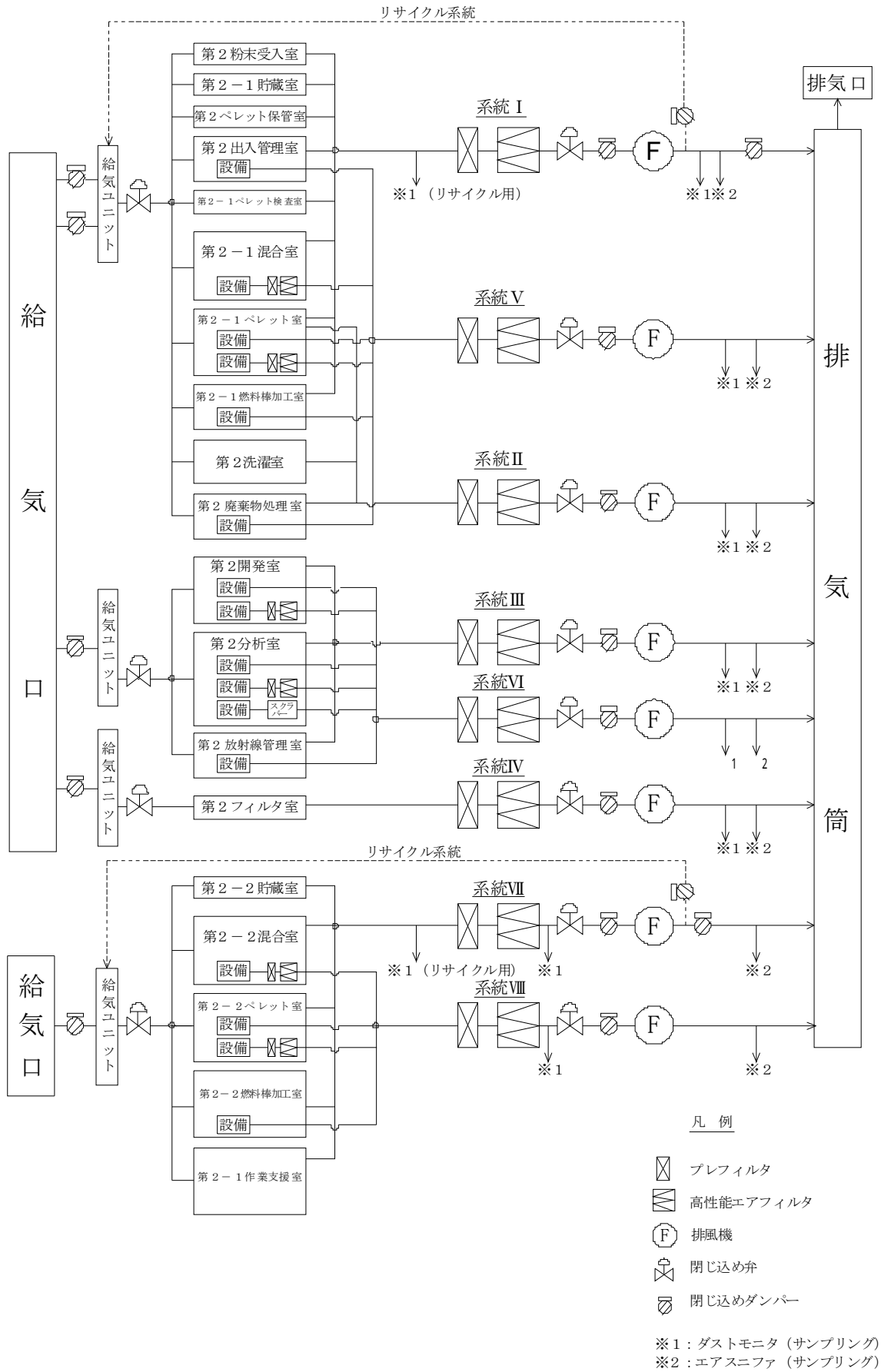
図トー2 P設ー1ー1 (3) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階及び4階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	6011	気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	6081	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	6012	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	6082	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	6013	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	6083	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	6014	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	6084	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	6015	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	6087	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	6016	気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	6088	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	6089	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統 III 系統 VI (給気系統) 給気ユニット (202AC)	6090	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4
6009	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	6091	第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1
6010	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系統 VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	6092	第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2

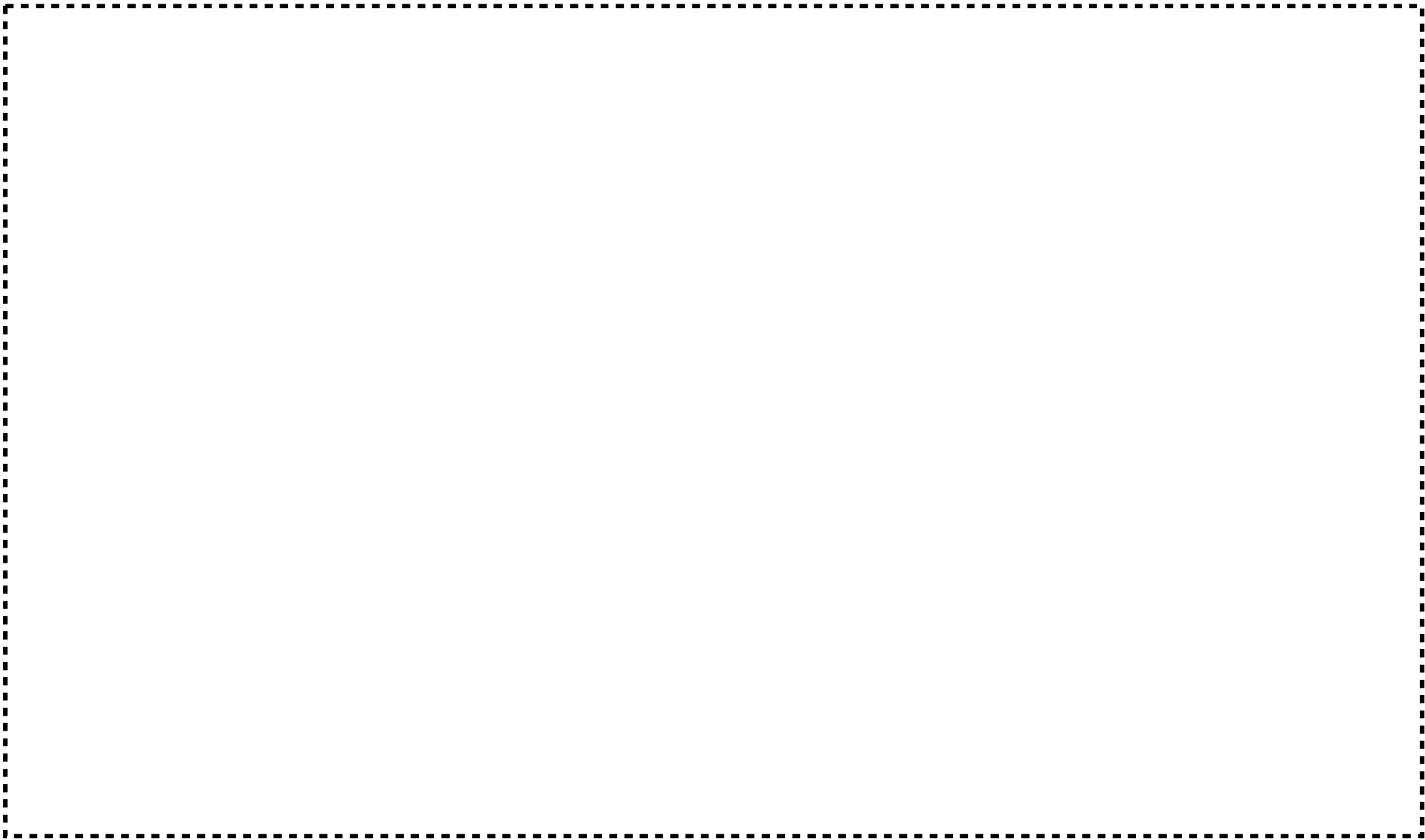
図トー 2 P 設-1-1 (4) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表) (1 / 2)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
6093	第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	6104	開発室廃液処理設備 遠心分離機	6113	第2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
6094	第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	6105	開発室廃液処理設備 貯槽	6114	第2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1
6095	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	6107	第2 廃液処理設備 集水槽	6115	第2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2
6096	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	6108	第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	6117	第2 廃液処理設備 受水槽 No. 1
6097	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	6109	第2 廃液処理設備 凝集槽	6119	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1
6098	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	6110	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	6120	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2
6100	分析廃液処理設備 反応槽	6110-2	第2 廃液処理設備 タンク No. 1	6121	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3
6100-2	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	6111	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	6122	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4
6101	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	6111-2	第2 廃液処理設備 タンク No. 2		
6103	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	6112	第2 廃液処理設備 加圧脱水機		

図トー2P設-1-1(5) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)(2/2)



図ト-2 P設-1-2 第2加工棟の給排気設備全体系統図 (気体廃棄設備 No. 1)



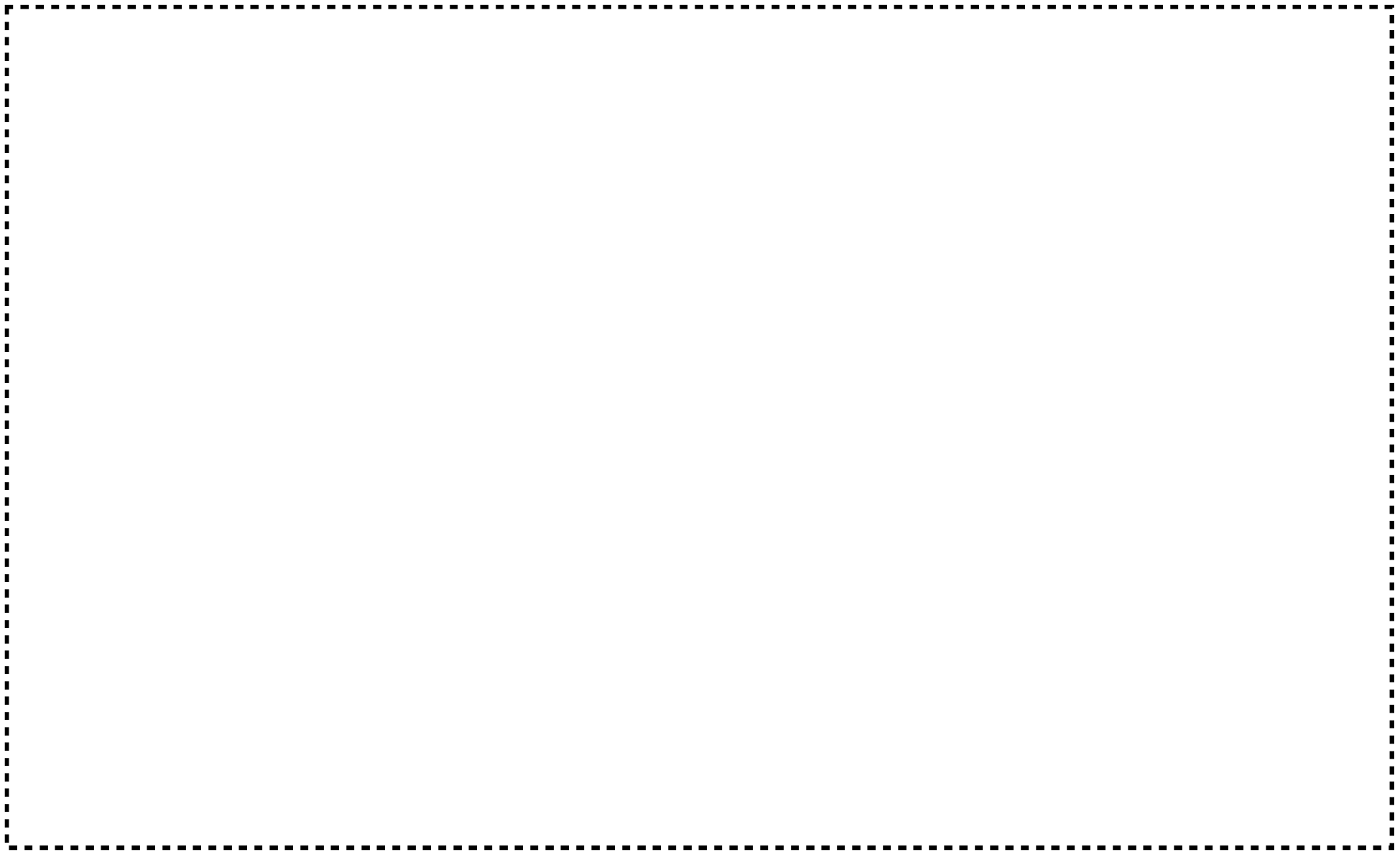
図卜-2 P設-1-3 (1) 第2加工棟廃液配管全体系統図

1330

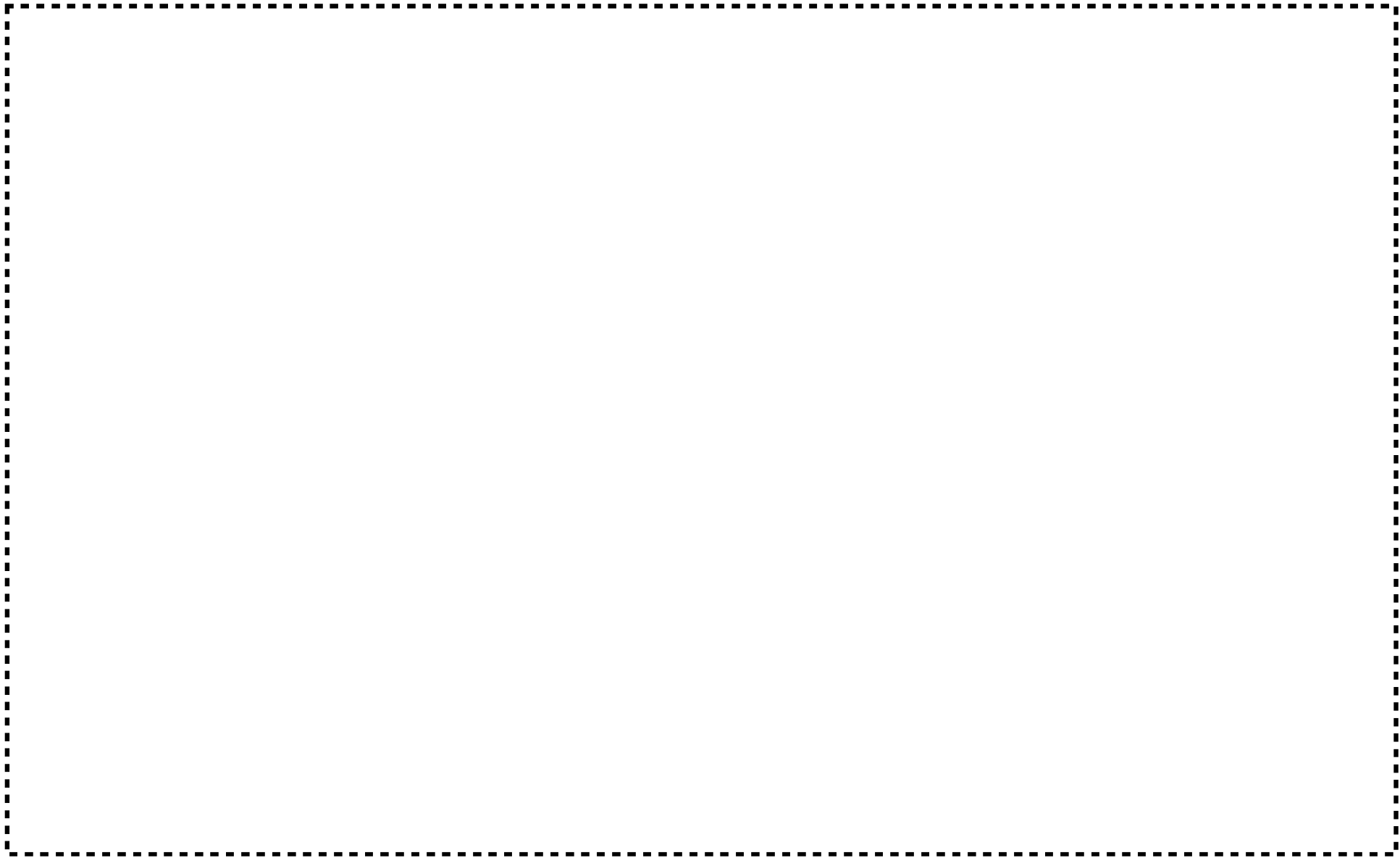
図卜-2 P設-1-3 (2) 第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (1 / 3)

青色線：拡大範囲を示す枠線

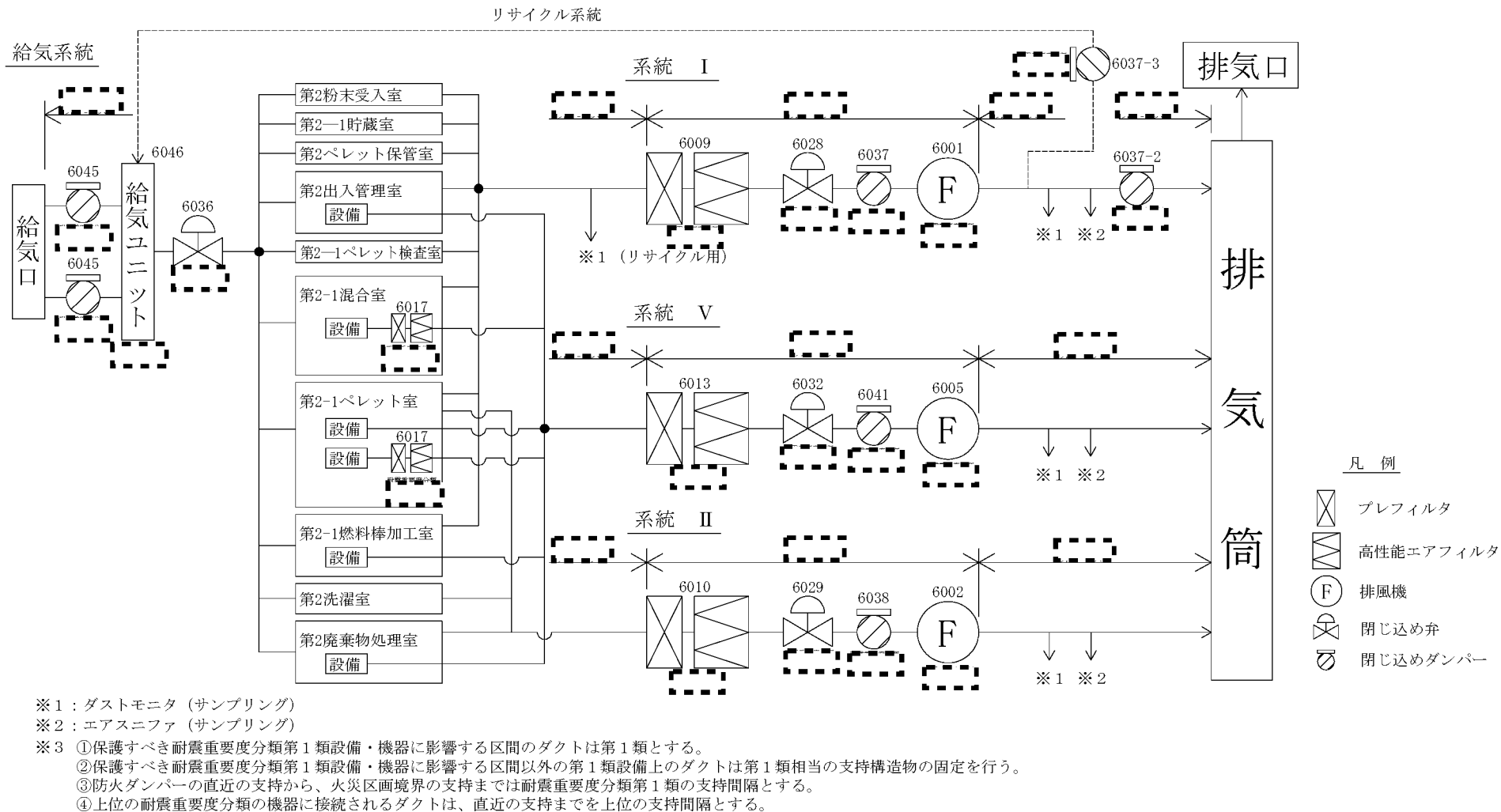
1331



図卜-2 P設-1-3 (3) 第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (2 / 3)



図卜-2 P設-1-3 (4) 第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (3 / 3)



図トー2 P設-2-1-1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)



【凡例】

- | | |
|------------------|----------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | ⊗ : 閉じ込めダンパー |
| ⋯ : 撤去部 | ⊕ : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 | ⊞ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅰ (部屋排気系統))



図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅰ (部屋排気系統))



【凡例】

- | | |
|------------------|----------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | ○ : 閉じ込めダンパー |
| ⋯ : 撤去部 | ⊥ : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 | ☒ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統I (部屋排気系統))



【凡例】

- | | |
|------------------|----------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | ○ : 閉じ込めダンパー |
| : 撤去部 | ⊥ : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 | ☒ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統I (部屋排気系統))


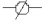


【凡例】

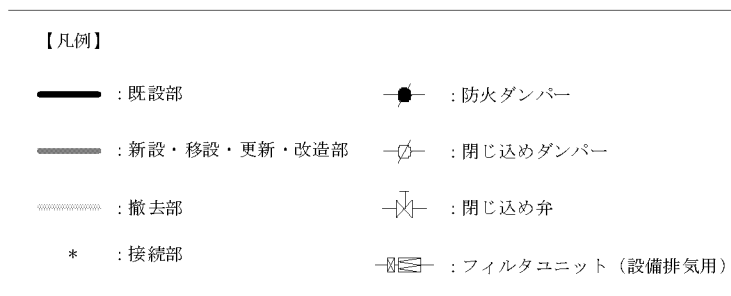
—	: 既設部		: 防火ダンパー
—	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込めダンパー
.....	: 撤去部		: 閉じ込め弁
*	: 接続部		: フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー1ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統I (部屋排気系統))



【凡例】	
 : 既設部	 : 防火ダンパー
 : 新設・移設・更新・改造部	 : 閉じ込めダンパー
 : 撤去部	 : 閉じ込め弁
* : 接続部	 : フィルタユニット (設備排気用)




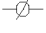


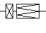
図トー2 P設ー2ー1ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統II (部屋排気系統))



図トー2 P設ー2ー1ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統II (部屋排気系統))



【凡例】

- | | |
|--|---|
|  : 既設部 |  : 防火ダンパー |
|  : 新設・移設・更新・改造部 |  : 閉じ込めダンパー |
|  : 撤去部 |  : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 |  : フィルタユニット（設備排気用） |

図トー2 P設ー2ー1ー1（3） 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（系統Ⅱ（部屋排気系統））



図トー2 P設ー2ー1ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統II (部屋排気系統))



【凡例】

— : 既設部

— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

* : 接続部

(接続設備は図ト-2 P 設-2-1-1 (7) 参照)

※ : 後半申請設備との切り離し箇所 (閉止板又はメッシュ板)

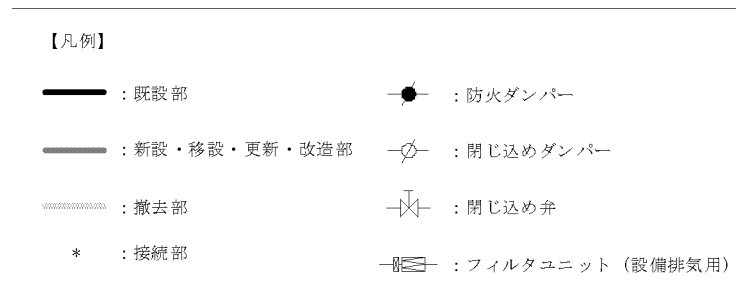
● : 防火ダンパー

⊗ : 閉じ込めダンパー

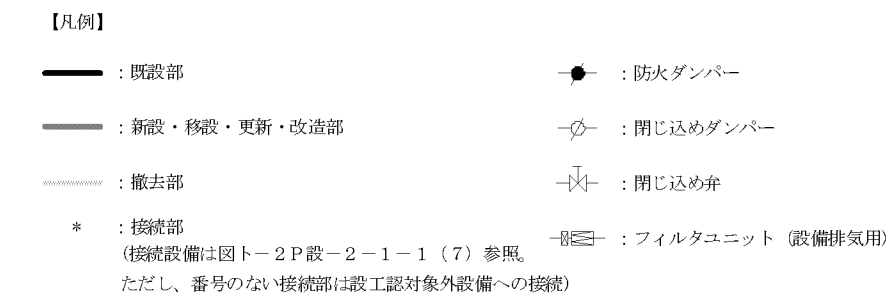
⊕ : 閉じ込め弁

⊞ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P 設-2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅴ (局所排気系統))



図トー2 P設ー2ー1ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅴ (局所排気系統))

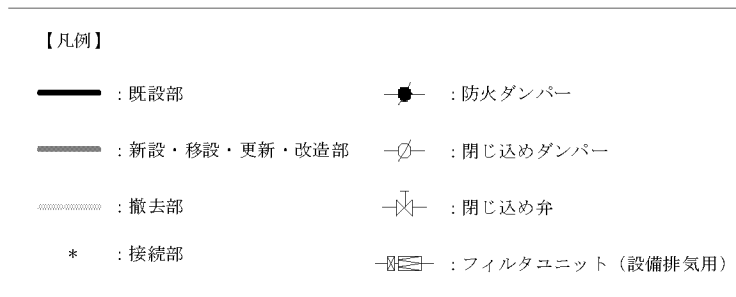


図ト-2P設-2-1-1(4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅴ (局所排気系統))



【凡例】			
	: 既設部		: 防火ダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込めダンパー
	: 撤去部		: 閉じ込め弁
*	: 接続部		: フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー1ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅴ (局所排気系統))



図トー2 P設ー2ー1ー1（4） 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（系統Ⅴ（局所排気系統））






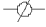



【凡例】

- | | |
|------------------|----------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | ⊗ : 閉じ込めダンパー |
| ⋯ : 撤去部 | ⊕ : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 | ⊞ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (1 / 4)



【凡例】

 : 既設部	 : 防火ダンパー
 : 新設・移設・更新・改造部	 : 閉じ込めダンパー
 : 撤去部	 : 閉じ込め弁
* : 接続部	 : フィルタユニット (設備排気用)

図トー 2 P 設ー 2 - 1 - 1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (2 / 4)



【凡例】

- | | |
|------------------|----------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | ⊗ : 閉じ込めダンパー |
| ⋯ : 撤去部 | ⊕ : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 | ⊞ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P 設ー2ー1ー1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統)) (3 / 4)



【凡例】			
— (solid line) :	既設部	● (with line) :	防火ダンパー
— (dashed line) :	新設・移設・更新・改造部	○ (with line) :	閉じ込めダンパー
..... (dotted line) :	撤去部	⊥ (with line) :	閉じ込め弁
*	接続部	⊞ (with line) :	フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー1ー1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統)) (4 / 4)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6001}	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	{6021}	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) ダクト	{6037-3}	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)
{6002}	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	{6024}	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) ダクト	{6038}	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
{6005}	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	{6028}	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6041}	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6009}	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	{6029}	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6045}	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー
{6010}	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	{6032}	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6046}	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)
{6013}	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	{6036}	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込め弁	{6047}	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) ダクト
{6017}	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6037}	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{8045}	緊急設備 防火ダンパー
{6020}	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) ダクト	{6037-2}	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)		

図ト-2 P設-2-1-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)

管理番号	名称	接続部番号 *1	{6017}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{2003}	粉末投入台	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2004}	粉末混合機 No. 1	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2005}	大型供給瓶	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2006}	粉末取出し台	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2007}	粉末集塵機（粉末混合機）	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2008}	焙焼炉 No. 1 グローブボックス No. 1	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2009}	焙焼炉 No. 1 焙焼炉	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2010}	粉末搬送配管（粉末投入台～粉末混合機間）	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2011}	粉末搬送配管（大型供給瓶～プレス No. 1 間）	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2012}	粉末搬送配管（大型供給瓶～粉末取出し台間）	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2014}	粉末供給機	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2015}	粉末集塵機（プレス）	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2016}	プレス No. 1	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2017}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア ペレット採取検査装置部	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2018}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア 採取ペレット移載部	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2019}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア ペレット搬送コンベア部	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2020}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2021}	ペレット搬送設備 No. 1 ポート段積装置 ポート搬送部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2022}	ペレット搬送設備 No. 1 ポート段積装置 段積部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2023}	ペレット搬送設備 No. 1 ポート段積装置 移載部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2024}	連続焼結炉 No. 1	1-1	—	施設上部にフードを設置する。
{2025}	ペレット搬送設備 No. 1 解体装置 解体部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2027}	センタレス研削設備 No. 1 ペレット供給機	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2028}	センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2029}	センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2030}	ペレット乾燥機 No. 1	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。

*1 各接続部番号に対応する接続部の位置は図ト-2 P 設-2-1-1 (4) を参照

図ト-2 P 設-2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No. 1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）の
設備及び機器の配置詳細図（局所排気系統 接続設備・機器一覧表）（1 / 2）


管理番号	名称	接続部番号 *1	{6017}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{2031}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット搬送部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2032}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2033}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット抜取検査部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2034}	ペレット搬送設備 No. 1-2 波板搬送装置 外観検査装置部	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2039}	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置	—	○	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2040}	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑乾燥機	—	—	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{3002}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	2-2 2-3 2-4	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3003}	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	2-2 2-3 2-4	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3004}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	2-2 2-3 2-4	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3006}	燃料棒解体装置 No. 1	2-5	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3008}	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	2-1	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3011}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	2-1	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3012}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	2-1	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6081}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	1-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6082}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	1-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6083}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	1-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6084}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	1-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6091}	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	1-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6092}	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	1-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6108}	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	1-4	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6109}	第2廃液処理設備 凝集槽	1-6	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6112}	第2廃液処理設備 加圧脱水機	1-5	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6113}	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1-3	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

*1 各接続部番号に対応する接続部の位置は図ト-2 P設-2-1-1 (4) を参照

図ト-2 P設-2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表) (2 / 2)






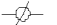



【凡例】

- | | |
|--|--|
|  : 耐震重要度分類第1類 |  : 防火ダンパー |
|  : 耐震重要度分類第2類 |  : 閉じ込めダンパー |
|  : 耐震重要度分類第3類 |  : 閉じ込め弁 |
| |  : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統I (部屋排気系統)) (1/5)



【凡例】

	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統I (部屋排気系統)) (2/5)



【凡例】

—————	: 耐震重要度分類第1類	—●—	: 防火ダンパー
.....	: 耐震重要度分類第2類	—○—	: 閉じ込めダンパー
.....	: 耐震重要度分類第3類	—◇—	: 閉じ込め弁
.....	: 耐震重要度分類第3類*	—□—	: フィルタユニット (設備排気用)

* 波及的影響考慮のため
耐震重要度分類第1類相当の
支持構造物の固定を行う。

図トー2 P設ー2ー1ー1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統Ⅰ (部屋排気系統)) (3/5)










【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------------|
| — | : 耐震重要度分類第1類 | —●— | : 防火ダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第2類 | —○— | : 閉じ込めダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第3類 | —X— | : 閉じ込め弁 |
| | | —[]— | : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー1ー1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統I (部屋排気系統)) (4 / 5)



【凡例】			
	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統I (部屋排気系統)) (5 / 5)



【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|-----|--------------------|
| — | : 耐震重要度分類第1類 | —●— | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | —○— | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第3類 | —⊥— | : 閉じ込め弁 |
| | | —☒— | : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統II (部屋排気系統)) (1 / 4)



- 【凡例】
- | | | | |
|-------|--------------|---|--------------------|
| —— | : 耐震重要度分類第1類 | ● | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | ○ | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第3類 | ⊥ | : 閉じ込め弁 |
| | | ⊥ | : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統II (部屋排気系統)) (2/4)










【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------------|
| — | : 耐震重要度分類第1類 | —●— | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | —○— | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第3類 | —X— | : 閉じ込め弁 |
| | | —[]— | : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統II (部屋排気系統)) (3/4)




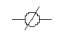





【凡例】

- | | | | |
|---|--------------|---|--------------------|
|  | : 耐震重要度分類第1類 |  | : 防火ダンパー |
|  | : 耐震重要度分類第2類 |  | : 閉じ込めダンパー |
|  | : 耐震重要度分類第3類 |  | : 閉じ込め弁 |
| | |  | : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統II (部屋排気系統)) (4/4)



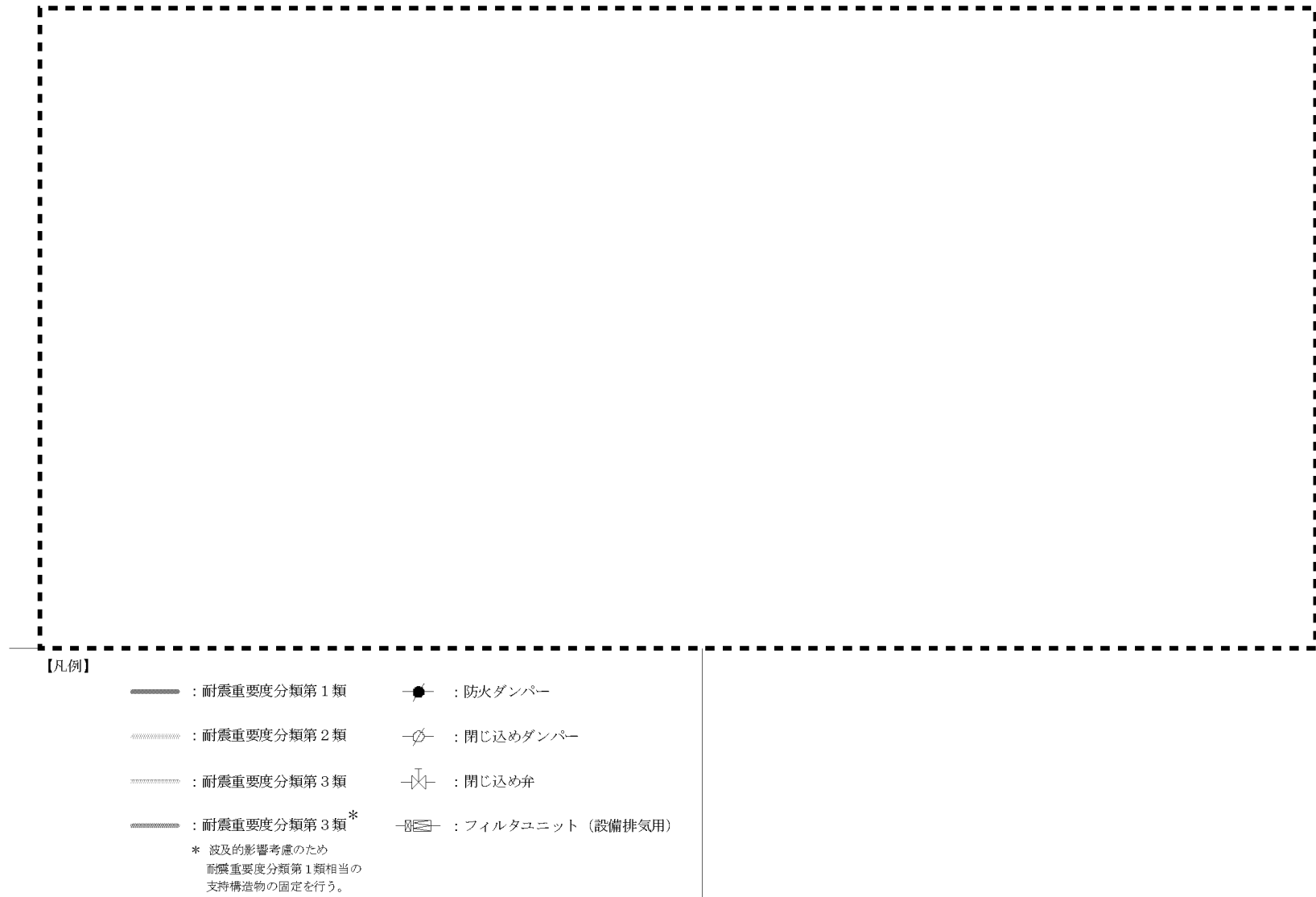
【凡例】			
	: 耐震重要度分類第 1 類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第 2 類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第 3 類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 V (局所排気系統)) (1 / 5)










【凡例】	
—— : 耐震重要度分類第1類	● : 防火ダンパー
..... : 耐震重要度分類第2類	○ : 閉じ込めダンパー
..... : 耐震重要度分類第3類	⊥ : 閉じ込め弁
	⊥ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統V (局所排気系統)) (2/5)



図ト-2 P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統V (局所排気系統)) (3/5)



【凡例】			
	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統V (局所排気系統)) (4/5)



【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------------|
| —— | : 耐震重要度分類第1類 | —●— | : 防火ダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第2類 | —○— | : 閉じ込めダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第3類 | —X— | : 閉じ込め弁 |
| | | —[]— | : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統V (局所排気系統)) (5/5)










【凡例】	— : 耐震重要度分類第1類	● : 防火ダンパー
	⋯ : 耐震重要度分類第2類	⊗ : 閉じ込めダンパー
	⋯ : 耐震重要度分類第3類	⊕ : 閉じ込め弁
		☒ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (11) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統I系統II系統V (給気系統) (1/4))



【凡例】

	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (11) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統I系統II系統V (給気系統) (2/4))










【凡例】

——	: 耐震重要度分類第1類	●	: 防火ダンパー
.....	: 耐震重要度分類第2類	○	: 閉じ込めダンパー
.....	: 耐震重要度分類第3類	+	: 閉じ込め弁
.....*	: 耐震重要度分類第3類*	≡	: フィルタユニット (設備排気用)

* 波及的影響考慮のため
耐震重要度分類第1類相当の
支持構造物の固定を行う。

図ト-2 P設-2-1-1 (11) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統I系統II系統V (給気系統) (3/4))



【凡例】			
	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (11) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統I系統II系統V (給気系統) (4/4))



図ト-2 P設-2-1-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

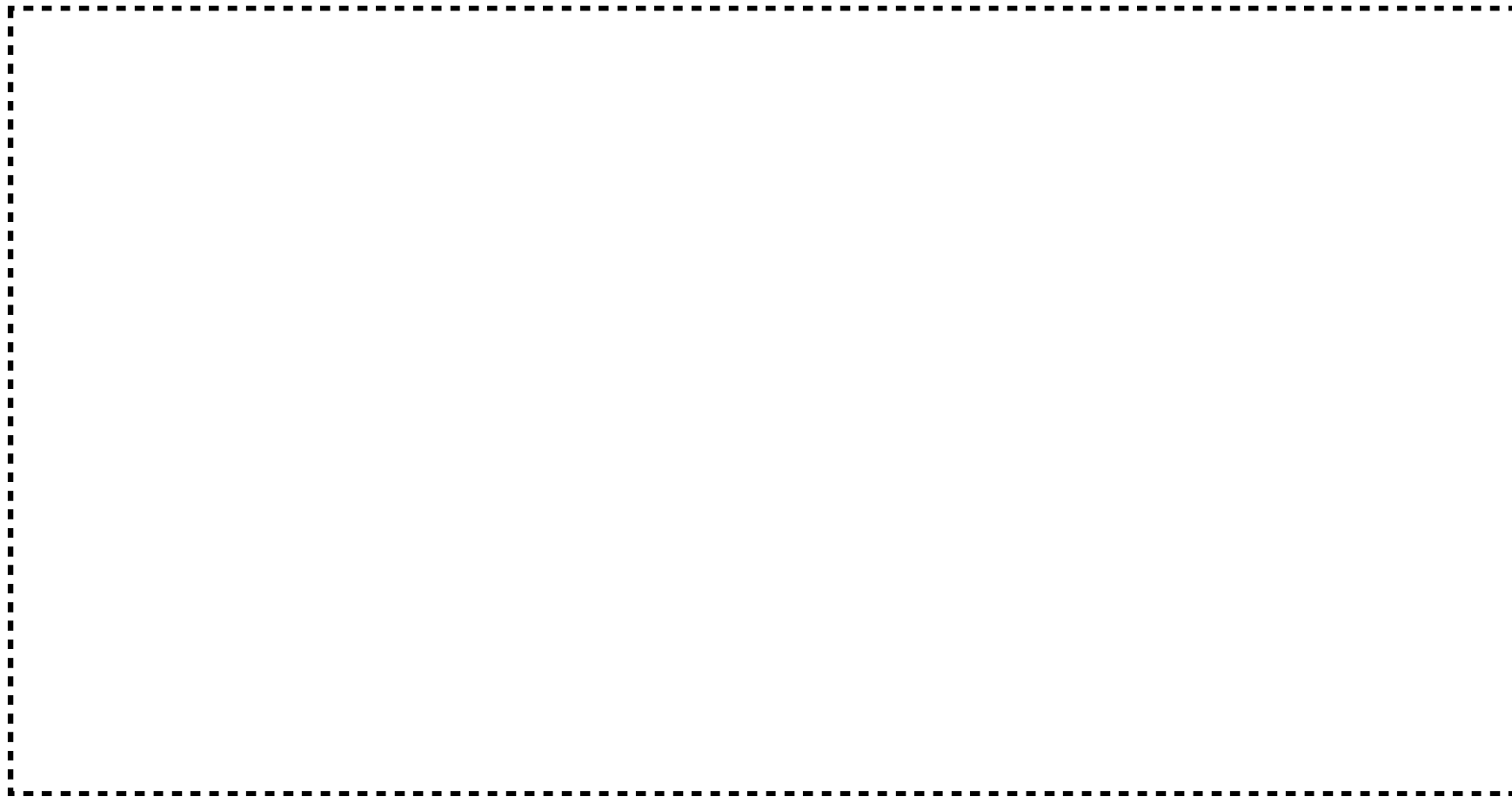
(単位 mm)



図ト-2 P設-2-1-2 (2) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

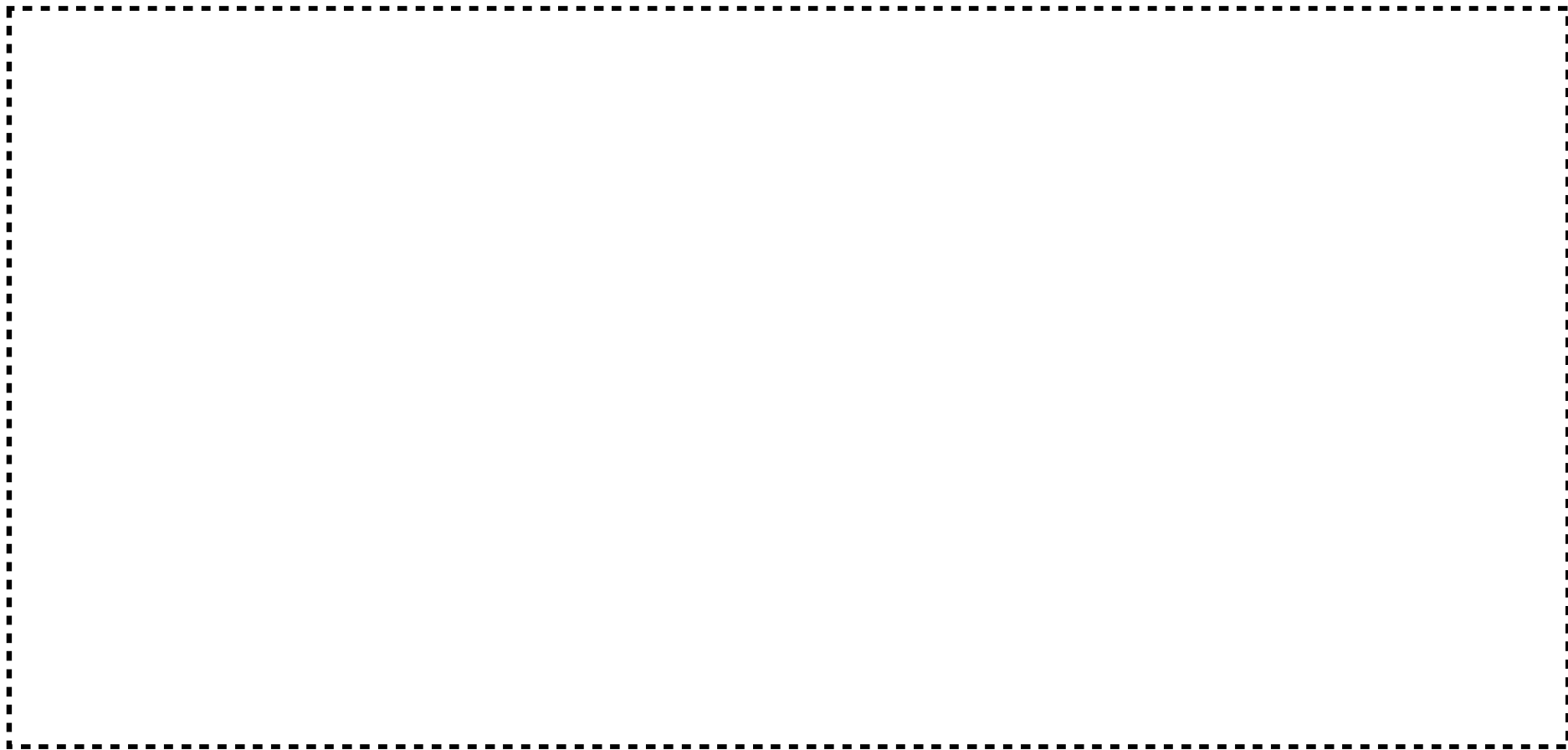


図卜-2 P設-2-1-2 (3) 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 排風機 (305-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1376



図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 2 (4) 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 2 (5) 気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1378



図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 2 (6) 気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

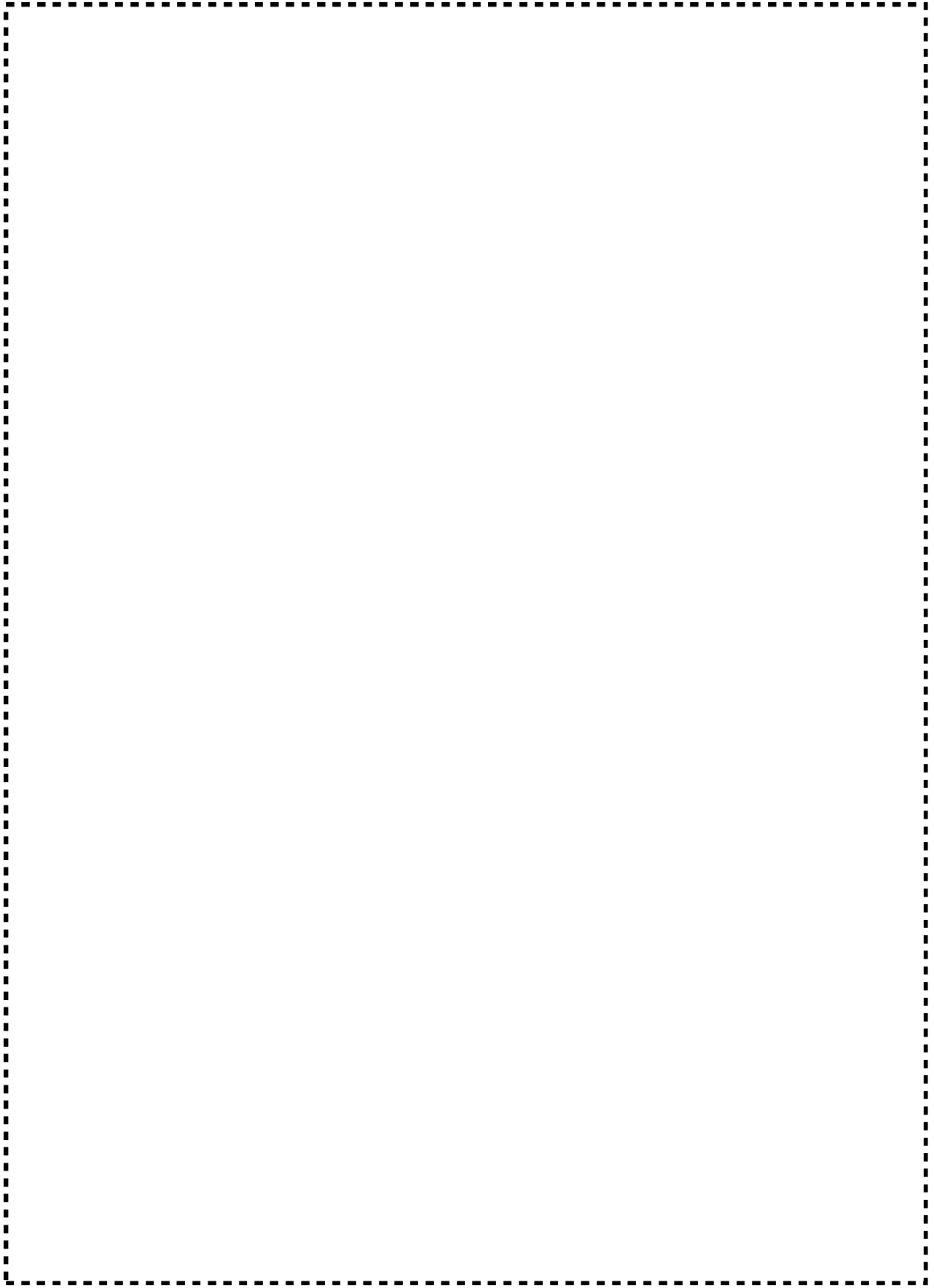
(単位 mm)



図ト-2 P設-2-1-2 (7) 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

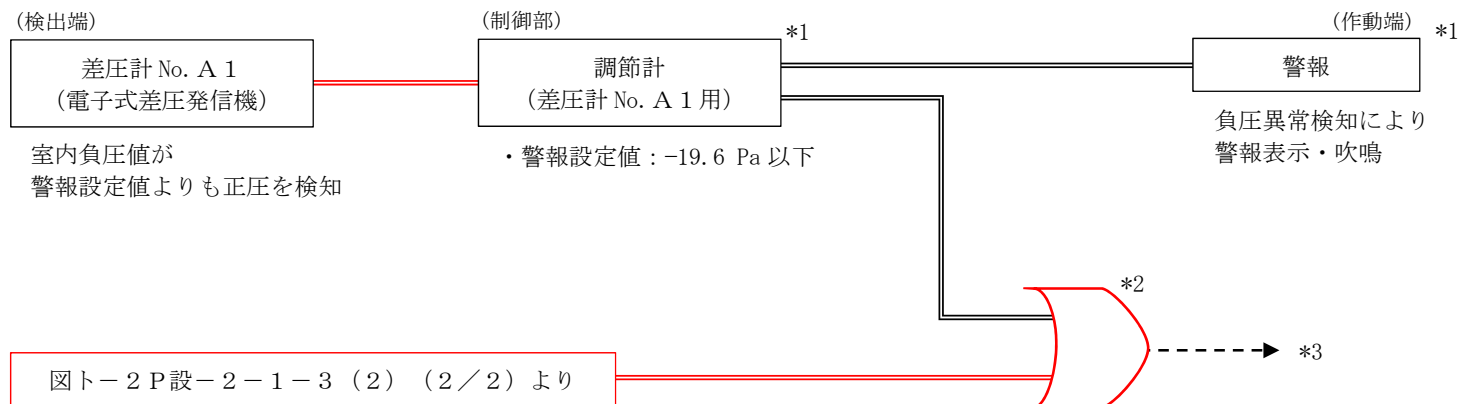


図卜-2 P設-2-1-3 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V
差圧計 (配置図) (1 / 2)

青色線 : 追加・変更部を示す矢印



図ト-2 P設-2-1-3 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計 (配置図) (2/2)



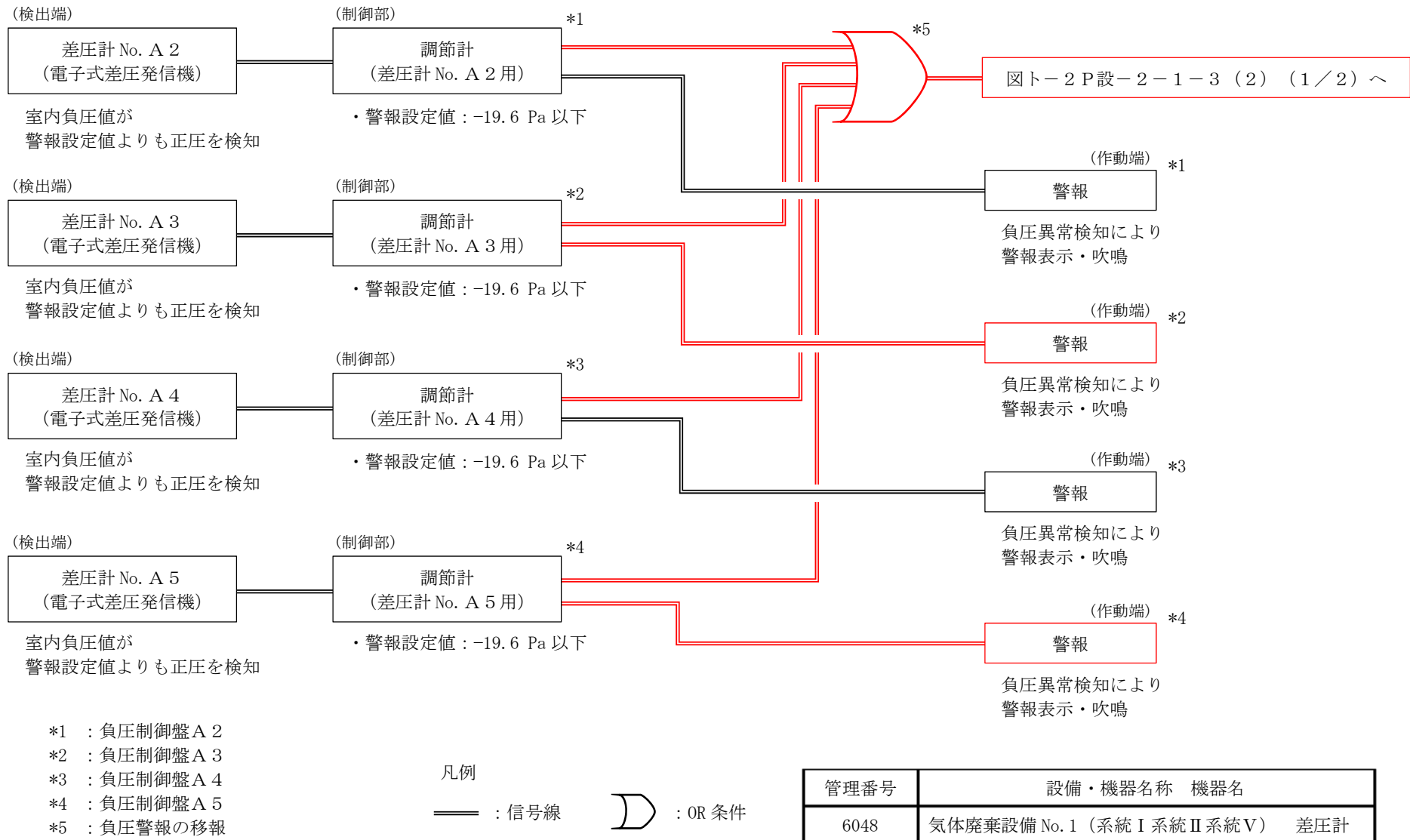
- *1 : 負圧制御盤A 1
- *2 : 負圧異常警報を負圧制御盤A 1に集約
- *3 : 警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

凡例
 〓 : 信号線 D : OR条件 - - - > : 移報

管理番号	設備・機器名称	機器名
6048	気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 系統 II 系統 V)	差圧計

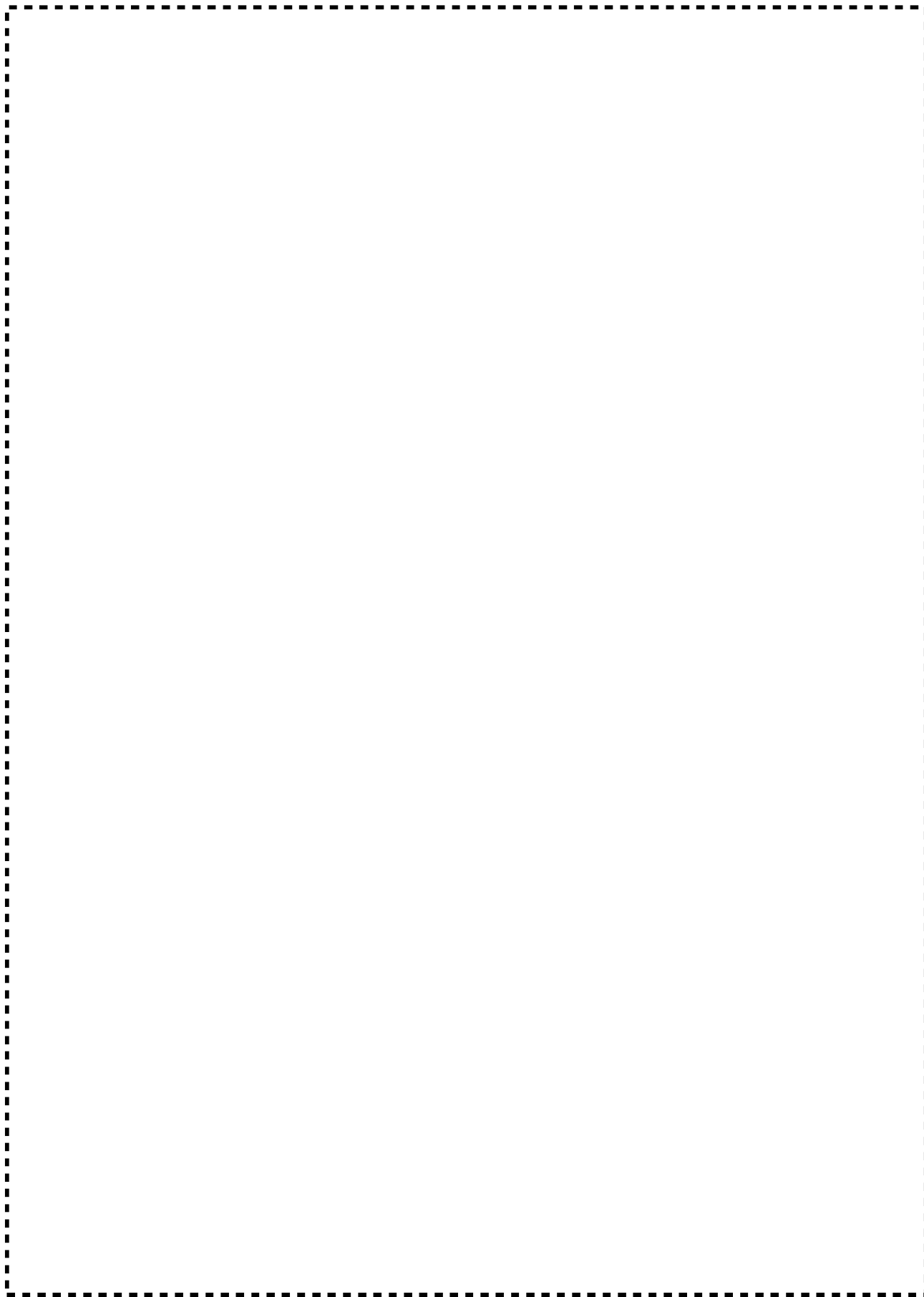
図ト-2 P設-2-1-3 (2) 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計 (警報信号系統図) (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部



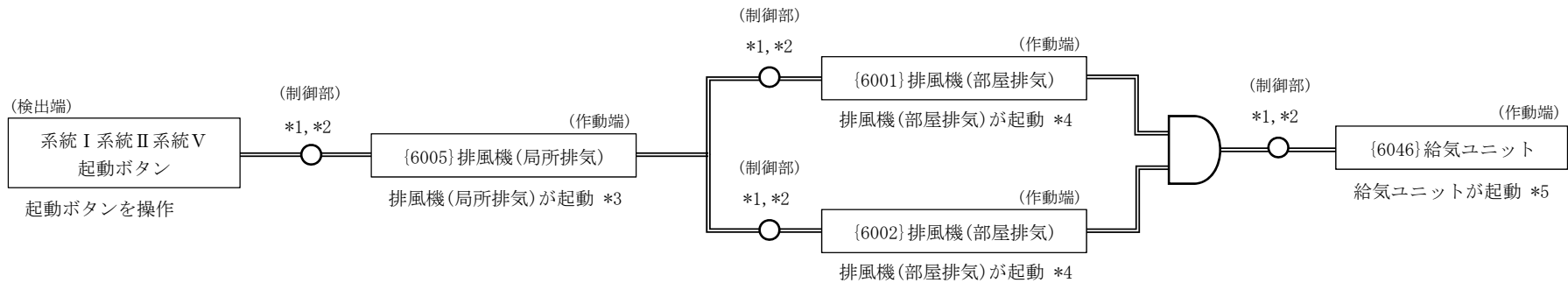
図ト-2 P 設-2-1-3 (2) 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計 (警報信号系統図) (2 / 2)

赤色線：追加・変更部



図トー2 P設ー2ー1ー4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)
送排風機の起動停止時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 起動時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6048-5)制御盤
- *3 : 起動条件 送排風機起動信号検知
- *4 : 起動条件 {6005}排風機の起動信号検知及び{6041}閉じ込めダンパーの開動作検知 (図ト-2 P設-2-1-4 (6) (1/2) 参照)
- *5 : 起動条件 {6001}排風機の起動信号検知、{6002}排風機の起動信号検知、{6037}閉じ込めダンパーの開動作検知、{6037-2}閉じ込めダンパーの開動作検知及び{6038}閉じ込めダンパーの開動作検知 (図ト-2 P設-2-1-4 (6) (2/2) 参照)

凡例

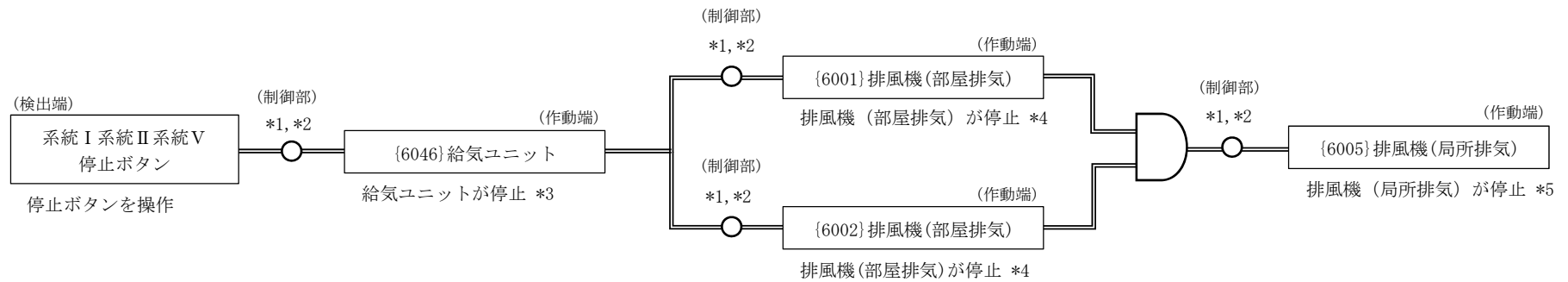
— : 信号線 D : AND 条件

管理番号	設備・機器名称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機(301-F)
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機(302-F)
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機(305-F)
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)

図ト-2 P設-2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図) (1/2)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 停止時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6048-5)制御盤
- *3 : 停止条件：送排風機停止信号検知
- *4 : 停止条件：{6046}給気ユニットの停止信号検知
- *5 : 停止条件：{6001}排風機の停止信号検知及び{6002}排風機の停止信号検知

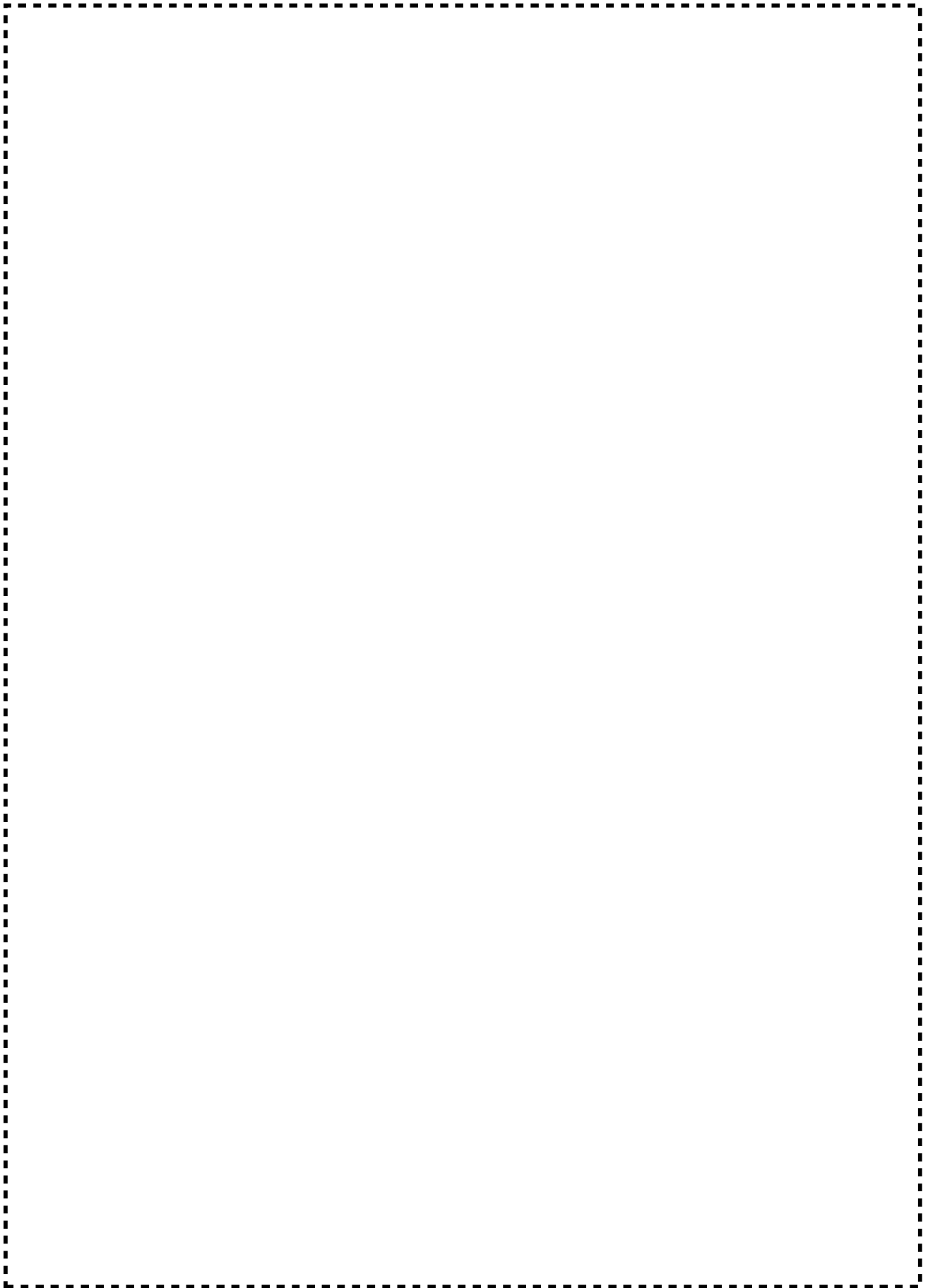
凡例

— : 信号線 D : AND 条件

管理番号	設備・機器名称
6001	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機(301-F)
6002	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機(302-F)
6005	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機(305-F)
6046	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット(201AC)

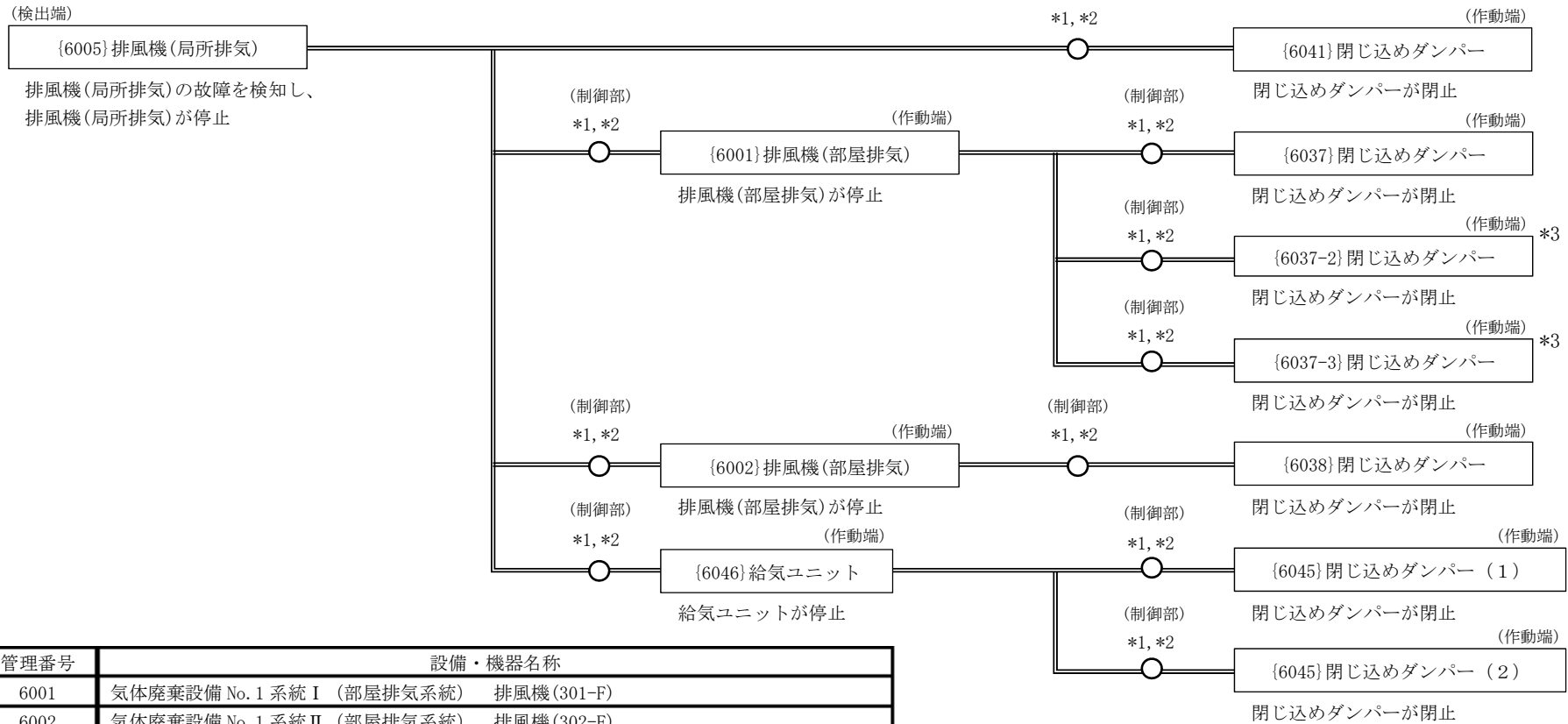
図ト-2 P設-2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図) (2/2)

赤色線：追加・変更部



図卜-2 P設-2-1-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)
送排風機異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 送排風機異常時



管理番号	設備・機器名称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)
6037	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6037-2	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)
6037-3	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)
6038	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6041	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6045	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)

凡例

==== : 信号線

*1 : メカニカルリレー

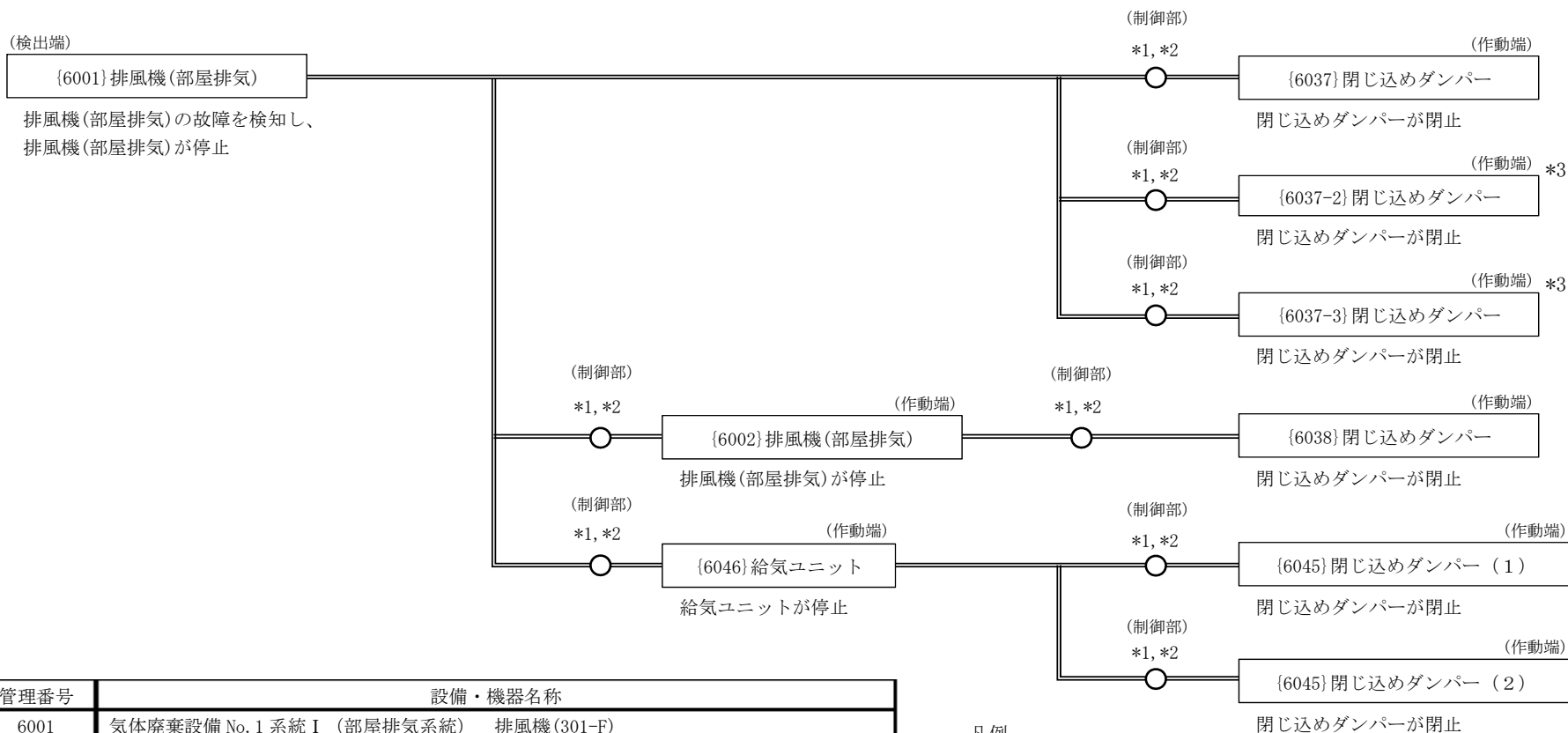
*2 : (6048-5) 制御盤

*3 : {6037-2} 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) 及び {6037-3} 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) は 切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

図ト-2 P設-2-1-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (1/3)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 送排風機異常時



管理番号	設備・機器名称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機(301-F)
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機(302-F)
6037	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6037-2	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)
6037-3	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)
6038	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6045	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)

凡例

==== : 信号線

*1: メカニカルリレー

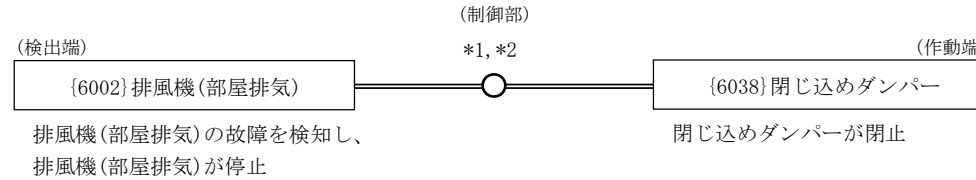
*2: (6048-5) 制御盤

*3: {6037-2} 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) 及び {6037-3} 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) は切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

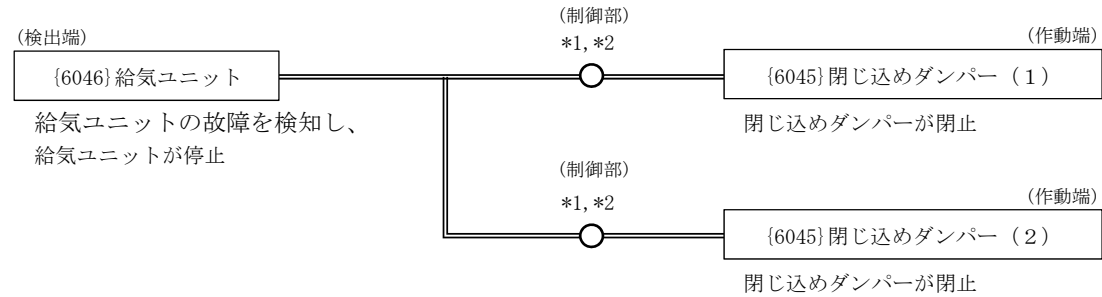
図ト-2 P設-2-1-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (2/3)

赤色線: 追加・変更部

気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 送排風機異常時



気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット異常



凡例

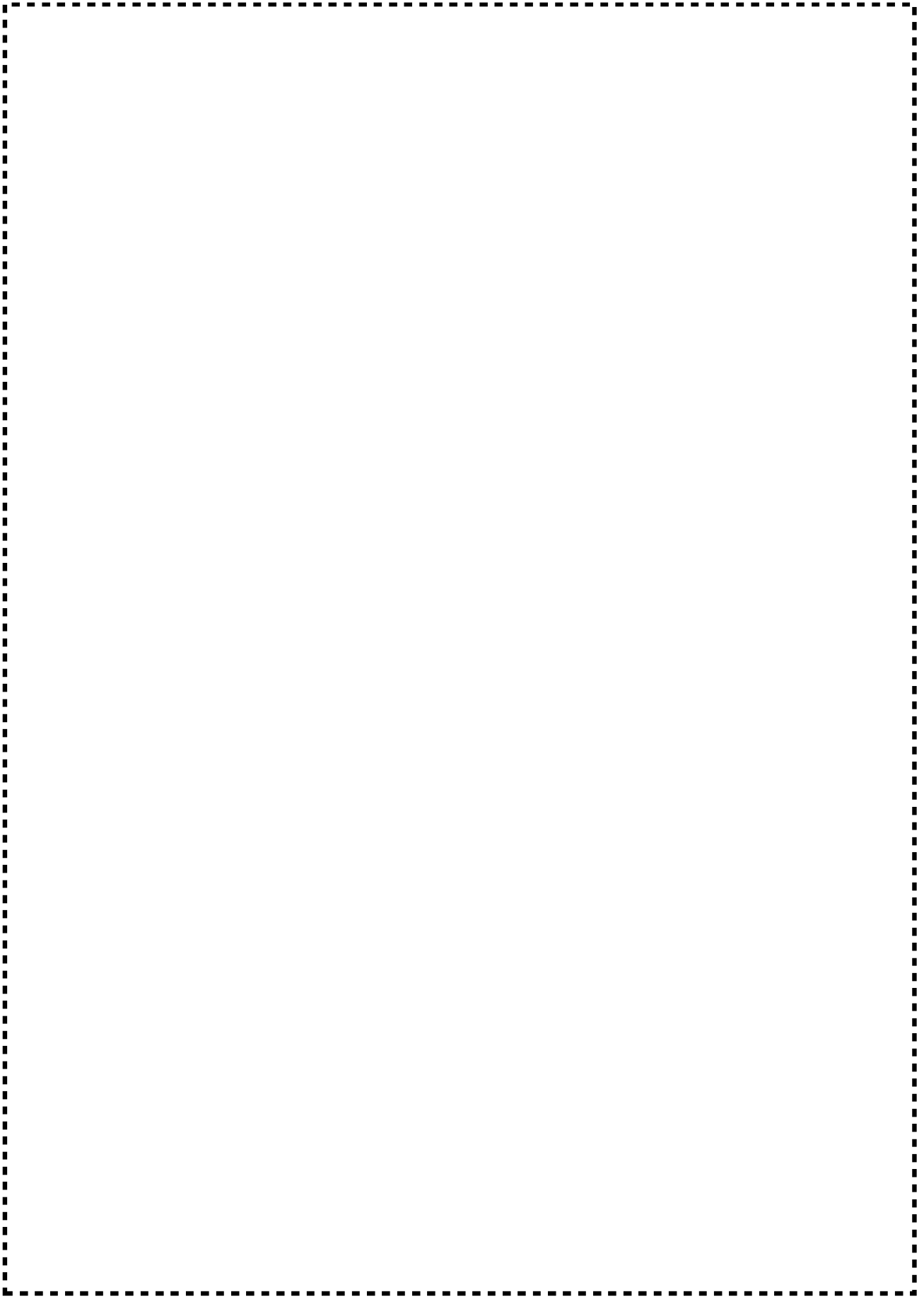
==== : 信号線

*1 : メカニカルリレー
*2 : (6048-5)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機(302-F)
6038	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6045	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)

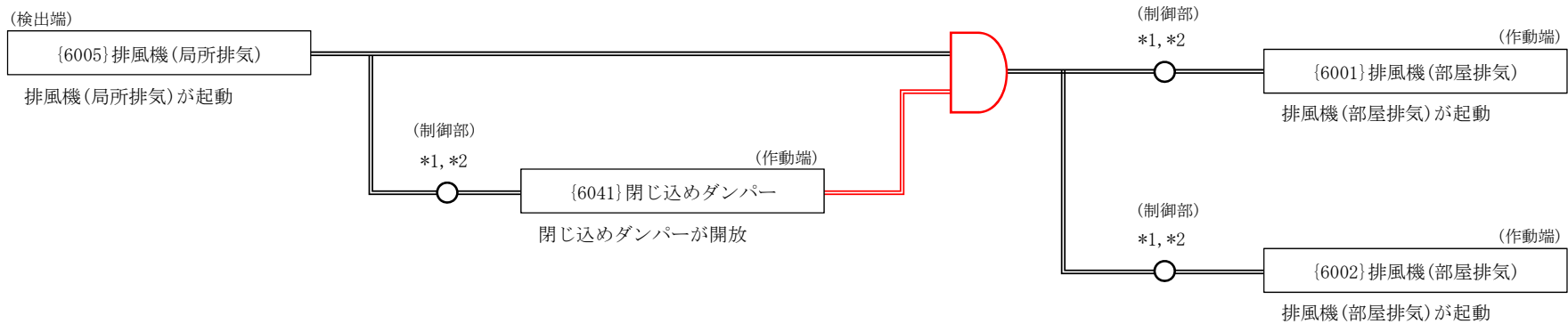
図ト-2 P設-2-1-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (3 / 3)

赤色線 : 追加・変更部



図トー2 P設ー2ー1ー4 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)
ダンパー開度異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後



凡例

==== : 信号線 D : AND 条件

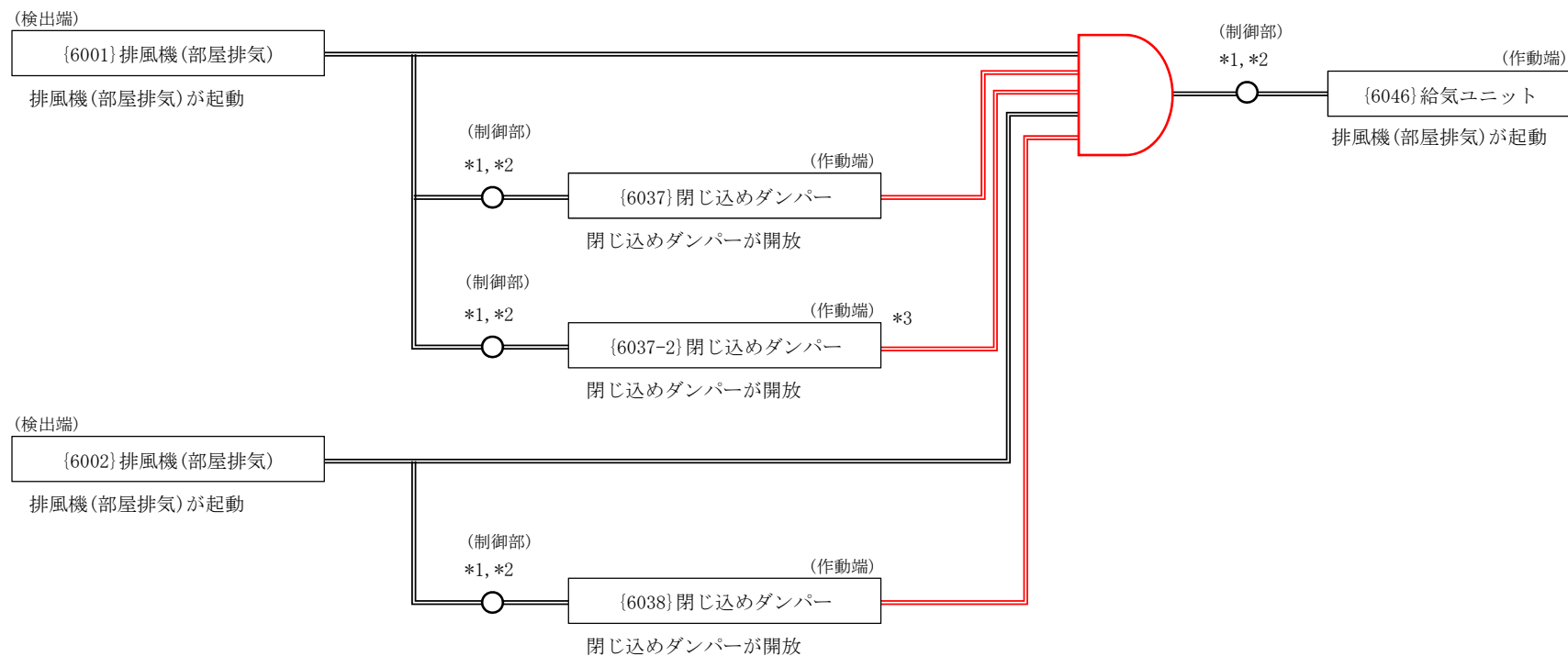
*1 : メカニカルリレー
*2 : (6048-5)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)
6041	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー

図ト-2 P設-2-1-4 (6) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)
(1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



凡例

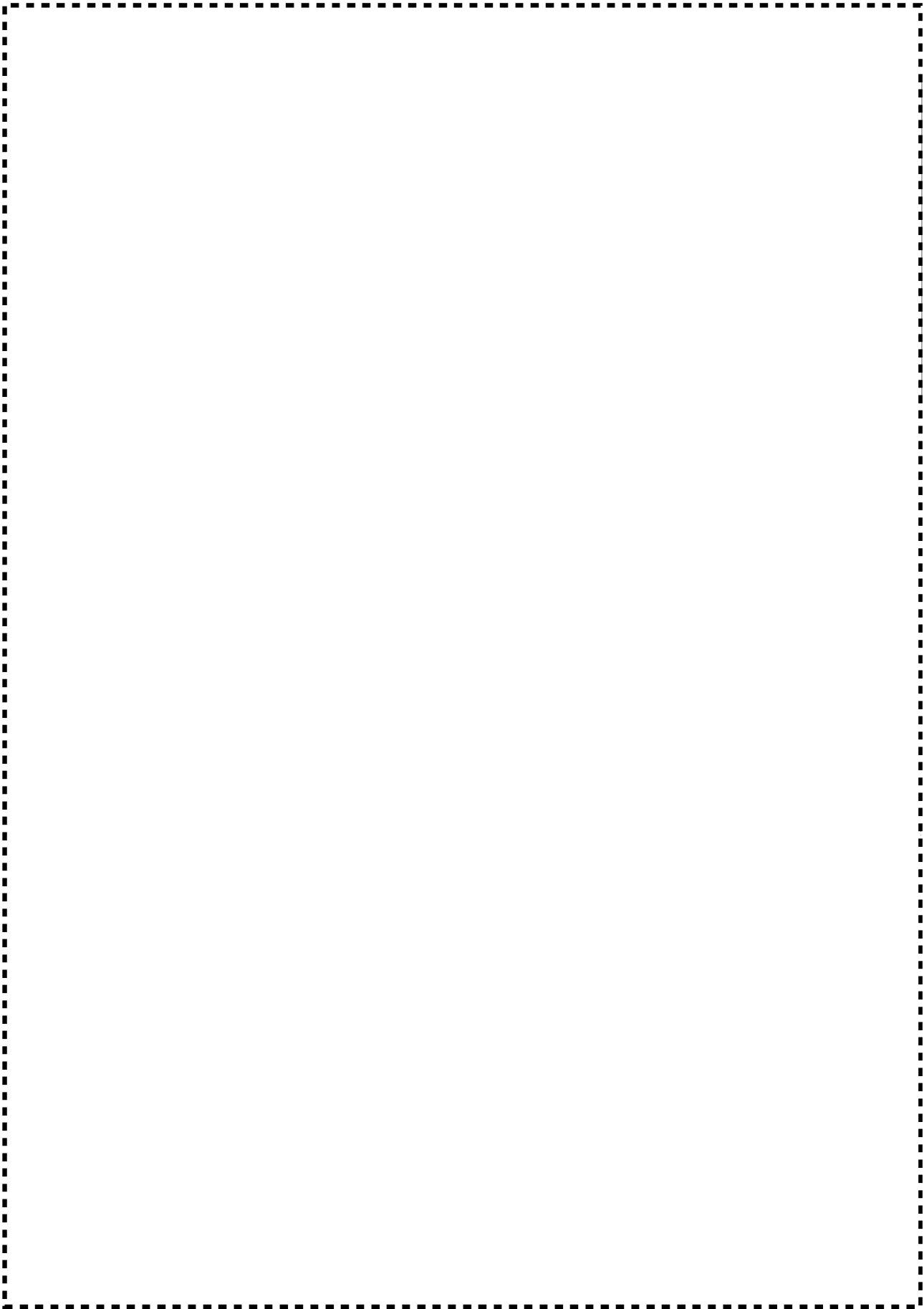
==== : 信号線 D : AND条件

- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6048-5)制御盤
- *3 : {6037-3}閉じ込めダンパーは起動時に開放しない

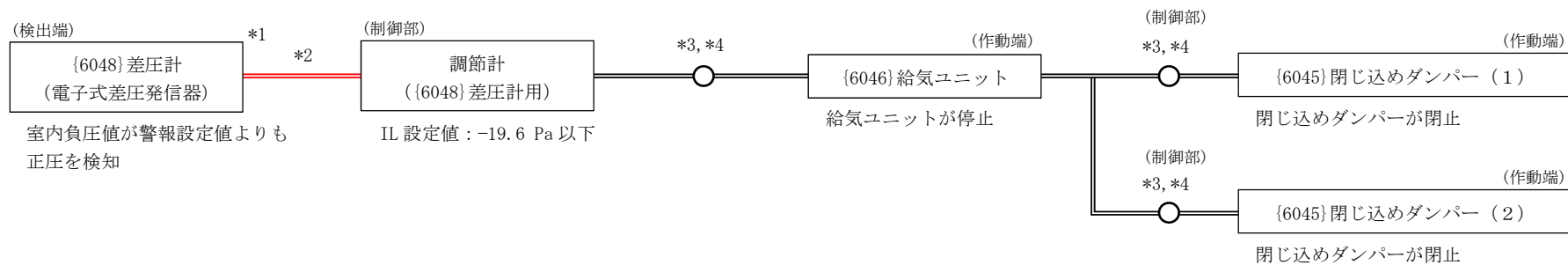
管理番号	設備・機器名称
6001	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機(301-F)
6002	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機(302-F)
6037	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6037-2	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)
6038	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6046	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット(201AC)

図ト-2 P設-2-1-4 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)
(2/2)

赤色線 : 追加・変更部



図卜-2 P設-2-1-4 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)
室内負圧異常時 (配置図)



凡例

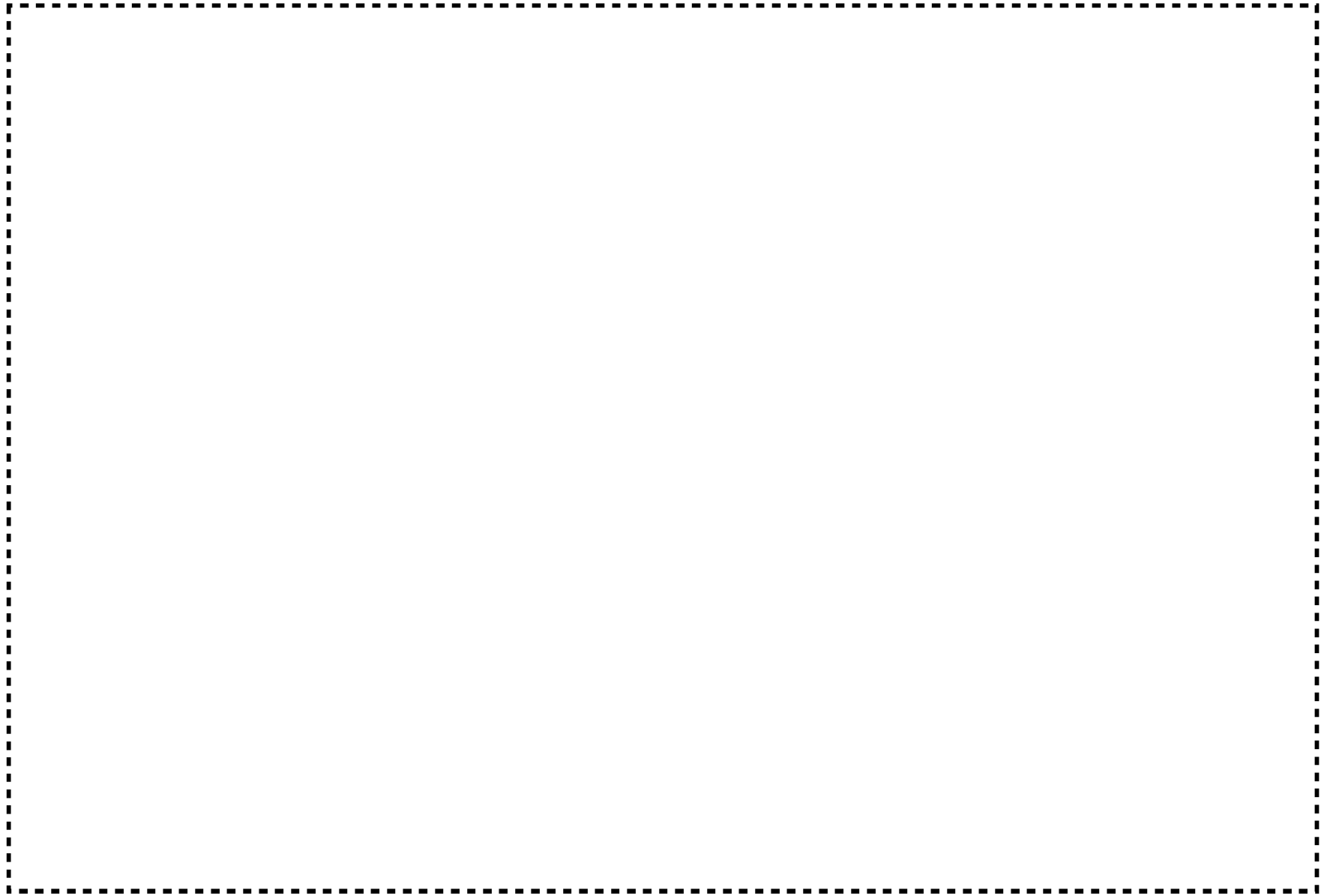
==== : 信号線

- *1 : 第2-1ペレット室に設置する差圧計 No. A1
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (6048-5)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6045	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (204AC)
6048	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計

図ト-2 P設-2-1-4 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)

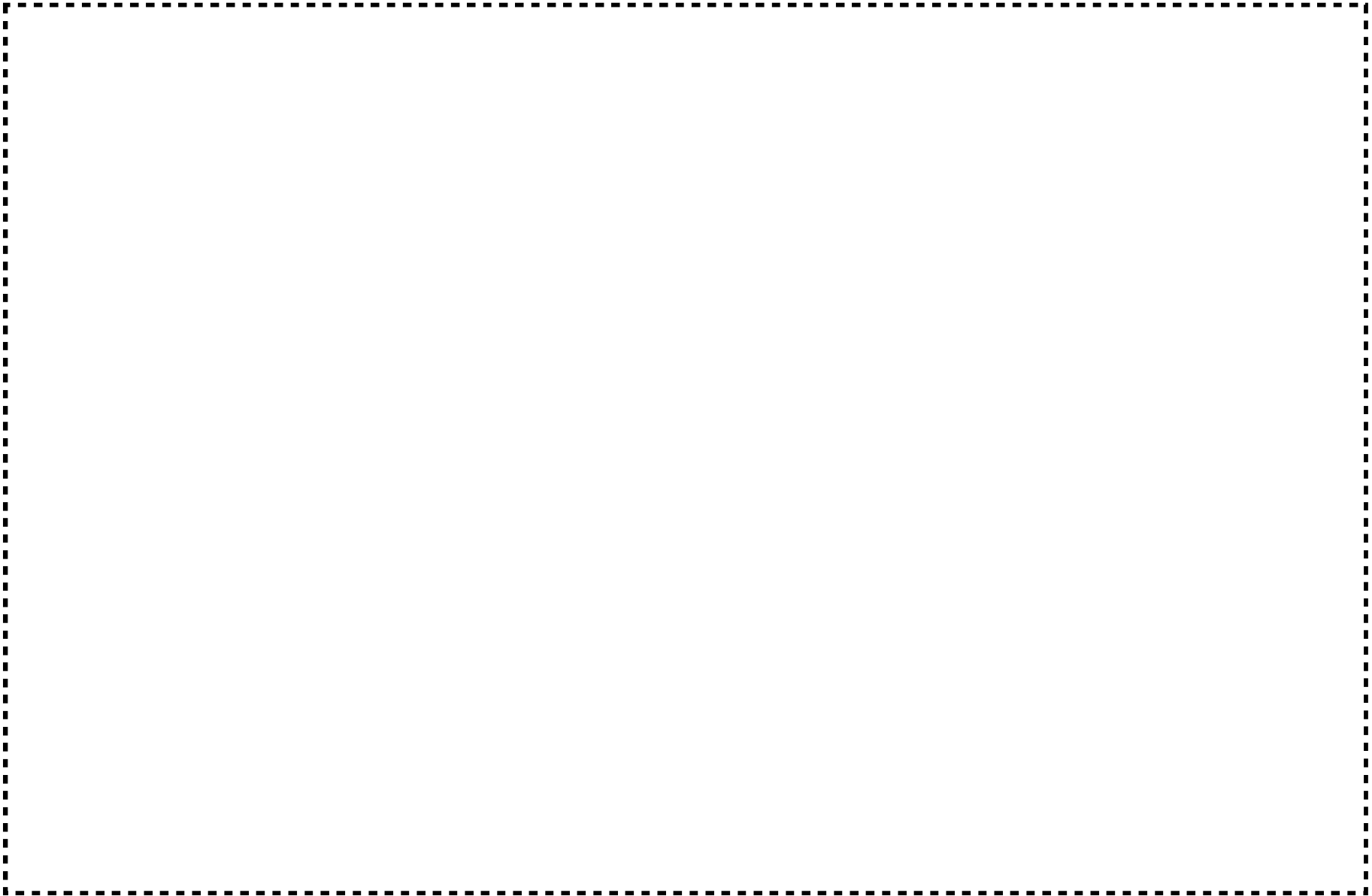
赤色線 : 追加・変更部



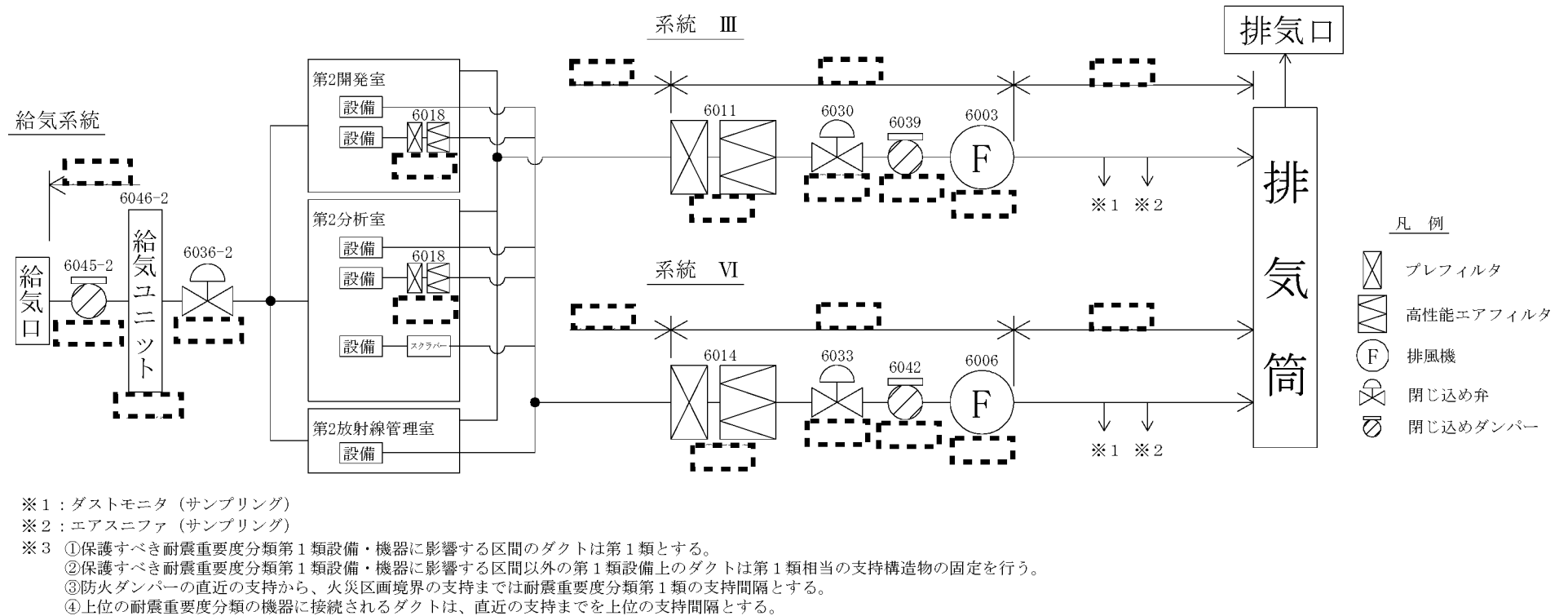
図ト-2 P設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (1 / 3)



図ト-2 P設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (2/3)



図ト-2 P 設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (3/3)



図ト-2 P設-2-2-1 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統III、系統VI、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)

1400



【凡例】	
— (solid line) : 既設部	● (solid circle) : 防火ダンパー
— (dashed line) : 新設・移設・更新・改造部	○ (circle with slash) : 閉じ込めダンパー
..... (dotted line) : 撤去部	⊥ (T-shape) : 閉じ込め弁
* : 接続部	⊞ (rectangle with slash) : フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー2ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ (部屋排気系統)) (1 / 2)



図ト-2 P設-2-2-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統III (部屋排気系統)) (2/2)



【凡例】

—— : 既設部

—— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

* : 接続部

(接続設備は図ト-2 P設-2-2-1 (6) 参照。

ただし、番号のない接続部は設工認対象外設備への接続)

● : 防火ダンパー

⊗ : 閉じ込めダンパー

⊕ : 閉じ込め弁

⊞ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-2-1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅵ (局所排気系統)) (1/2)

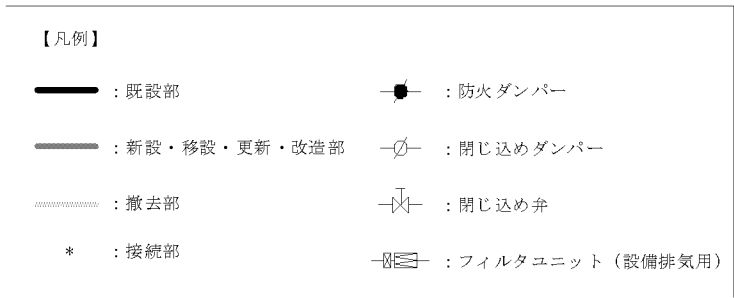


図トー2 P設ー2ー2ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅵ (局所排気系統)) (2/2)



【凡例】			
— (solid line) :	既設部	● (solid circle) :	防火ダンパー
— (dashed line) :	新設・移設・更新・改造部	○ (circle with slash) :	閉じ込めダンパー
..... (dotted line) :	撤去部	⊥ (T-junction) :	閉じ込め弁
*	接続部	⊞ (rectangle with slash) :	フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー2ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)) (1 / 2)



図トー2 P 設ー2ー2ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)) (2 / 2)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6003}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	{6025}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト	{6042}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6006}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)	{6030}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6045-2}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー
{6011}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	{6033}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6046-2}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)
{6014}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	{6036-2}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁	{6047-2}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) ダクト
{6018}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6039}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{8045}	緊急設備 防火ダンパー
{6022}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト				

図トー 2 P 設ー 2 - 2 - 1 (5) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)

管理 番号	名称	接続部 番号 *1	{6018}フィルタユ ニット（設備排気 用）への接続	備考
{6100}	分析廃液処理設備 反応槽	1-7	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6100-2}	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	1-7	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6101}	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1-7	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8013}	分析設備 粉末取扱フード No. 1	1-2	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8014}	分析設備 粉末取扱フード No. 2	1-1	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8015}	分析設備 粉末取扱フード No. 3	1-3	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8016}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	1-6	—	スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8017}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	1-5	—	スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8018}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	1-4	—	スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8019}	燃料開発設備 スクラップ処理装置	2-5	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8020}	燃料開発設備 試料調整用フード	2-7	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8021}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	2-7 2-8	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8022}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	2-4	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8023}	燃料開発設備 粉末取扱フード	2-3	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8024}	燃料開発設備 プレス	2-1	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8025}	燃料開発設備 加熱炉	2-2	—	施設上部にフードを設置する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8026}	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	2-6	—	施設上部にフードを設置する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。

*1 各接続部番号に対応する接続部の位置は図ト-2 P設-2-2-1 (3) を参照

図ト-2 P設-2-2-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備
及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)










【凡例】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| — : 耐震重要度分類第1類 | ● : 防火ダンパー |
| : 耐震重要度分類第2類 | ○ : 閉じ込めダンパー |
| : 耐震重要度分類第3類 | ⊥ : 閉じ込め弁 |
| | ⊞ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー2ー1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統Ⅲ (部屋排気系統)) (1 / 2)










【凡例】			
	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー2ー1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅲ (部屋排気系統)) (2 / 2)



【凡例】

- | | |
|--|--|
|  : 耐震重要度分類第1類 |  : 防火ダンパー |
|  : 耐震重要度分類第2類 |  : 閉じ込めダンパー |
|  : 耐震重要度分類第3類 |  : 閉じ込め弁 |
| |  : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-2-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統Ⅵ (局所排気系統)) (1 / 2)




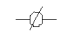





- 【凡例】
- | | | | |
|-------|--------------|---|--------------------|
| —— | : 耐震重要度分類第1類 | ● | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | ○ | : 閉じ込めダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第3類 | ⊕ | : 閉じ込め弁 |
| | | ⊞ | : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー2ー1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅵ (局所排気系統)) (2 / 2)



【凡例】

	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
			: フィルタユニット (設備排気用)

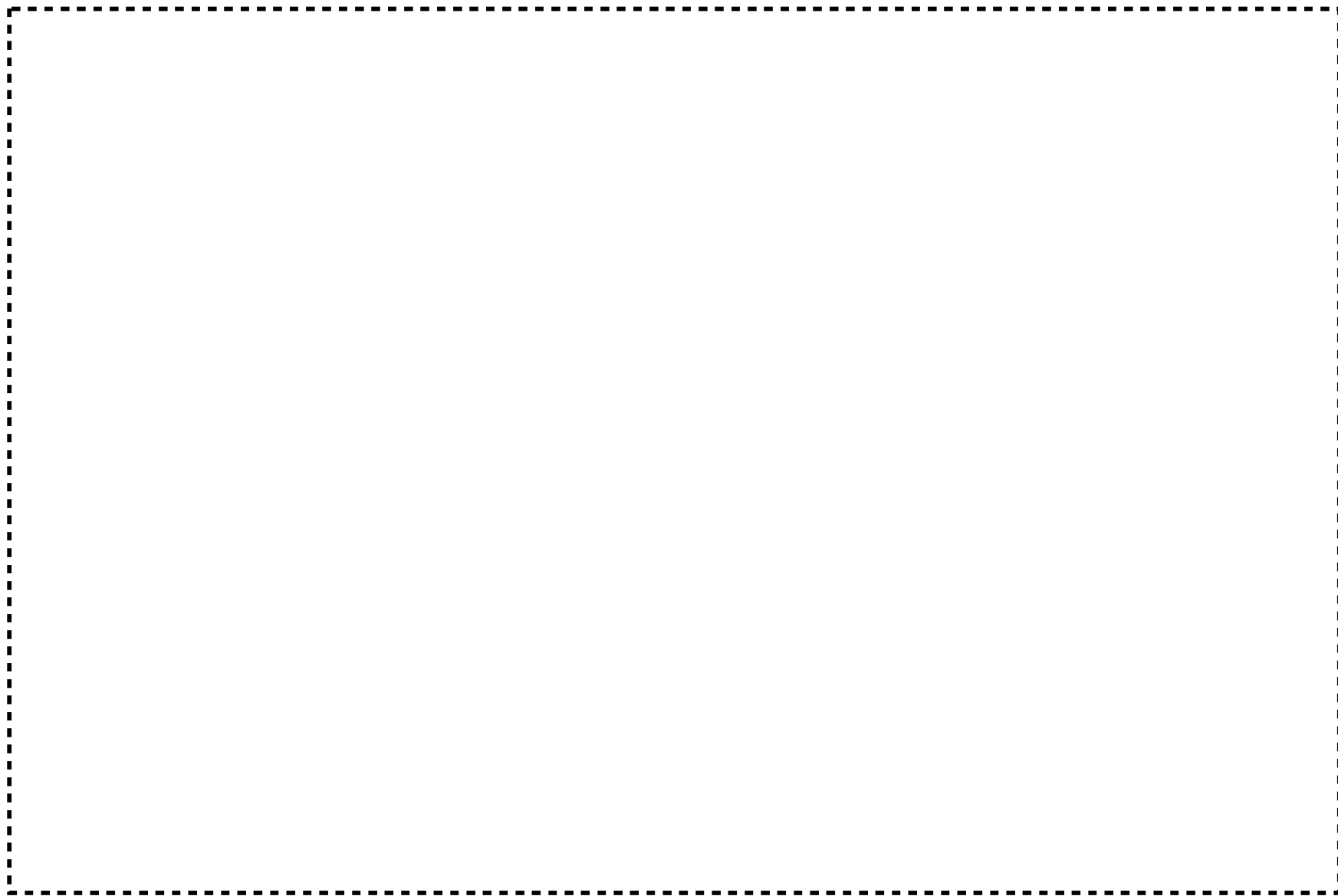
図トー2 P設ー2ー2ー1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)) (1 / 2)



【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|---|--------------------|
| —— | : 耐震重要度分類第1類 | ● | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | ○ | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第3類 | ⊥ | : 閉じ込め弁 |
| | | ⊥ | : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー2ー1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)) (2 / 2)



図ト-2 P設-2-2-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-2 P設-2-2-2 (2) 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

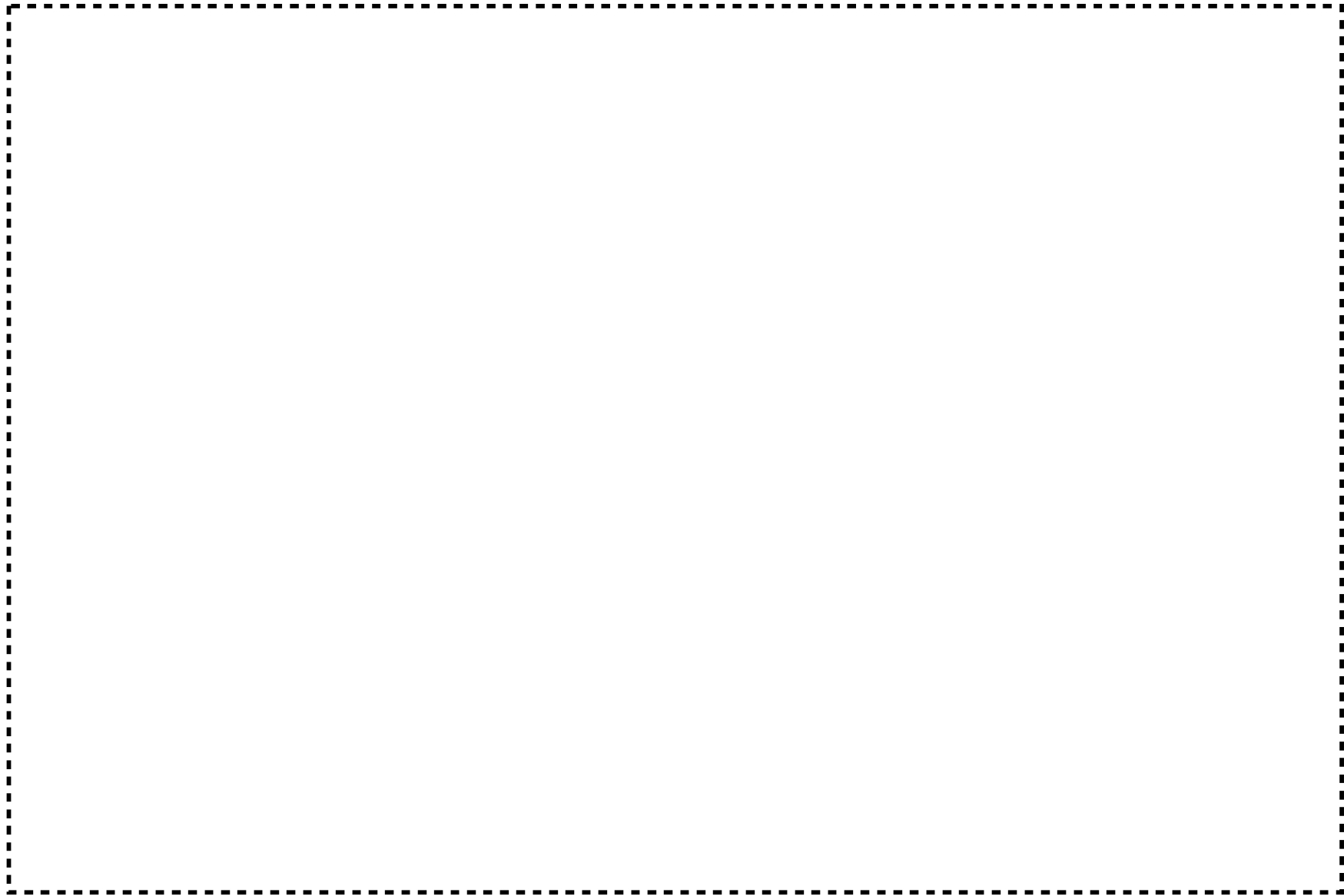
(単位 mm)



図ト-2 P設-2-2-2 (3) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

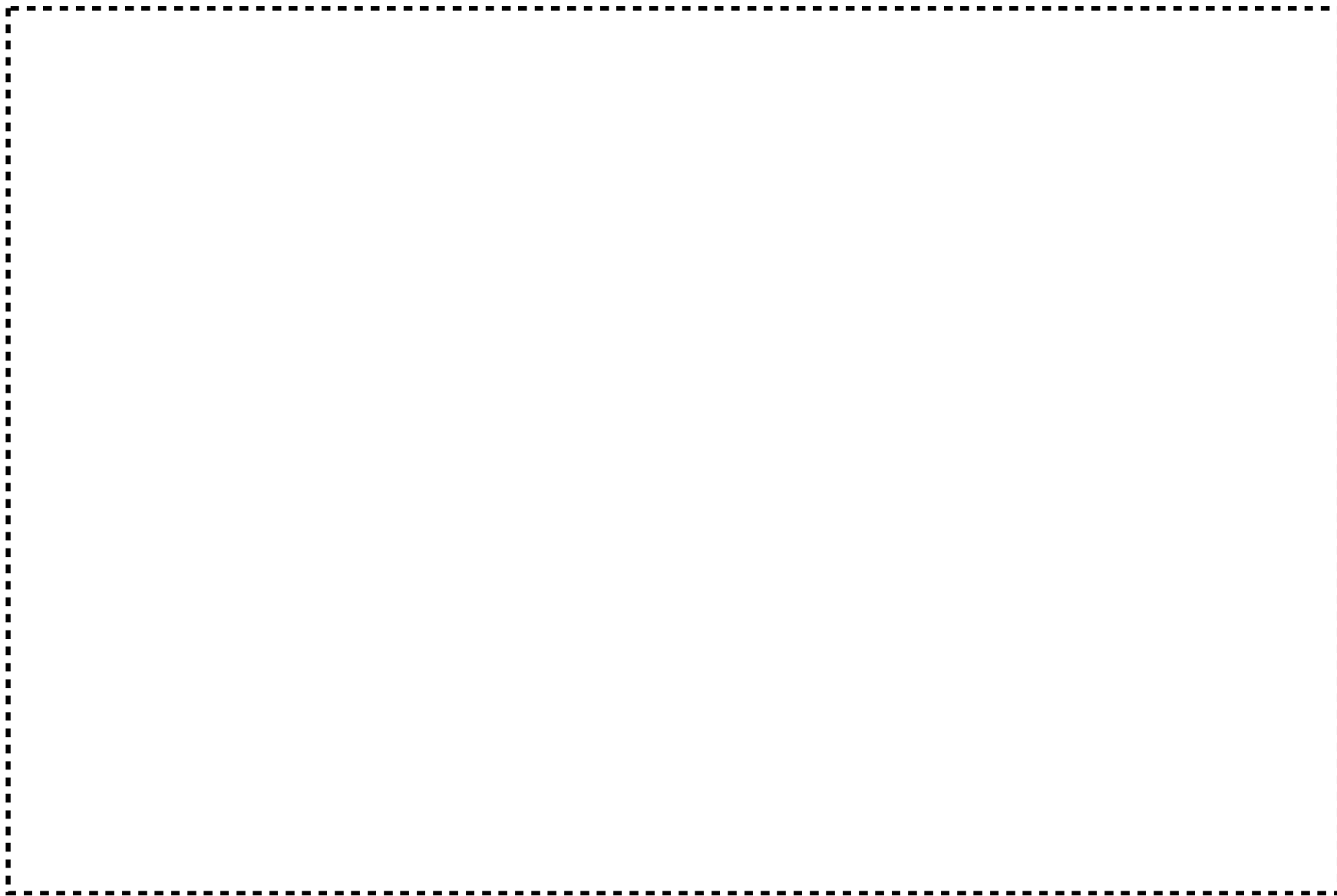
(単位 mm)



図トー 2 P 設 - 2 - 2 - 2 (4) 気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

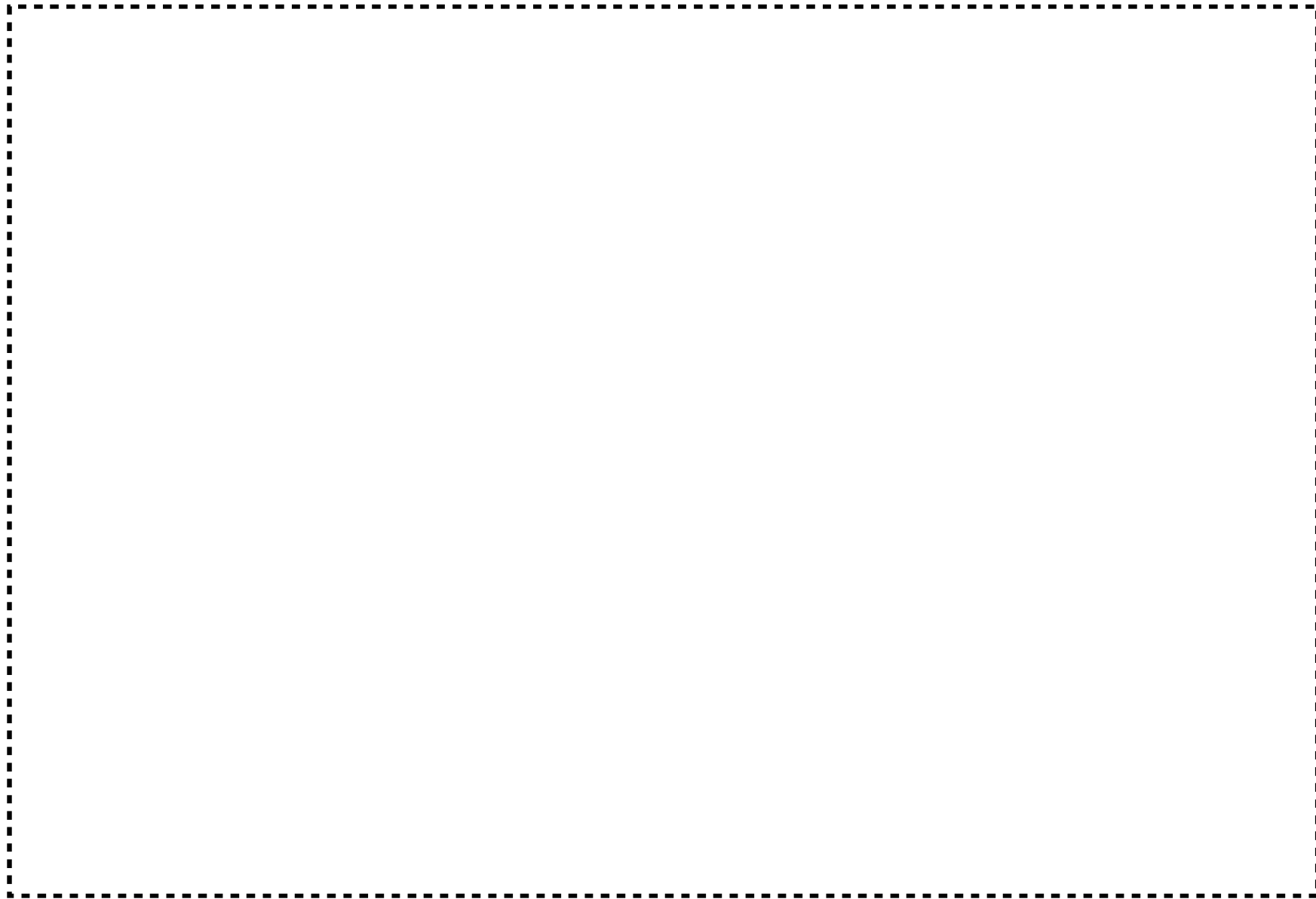
(単位 mm)



図ト-2 P設-2-2-2 (5) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)

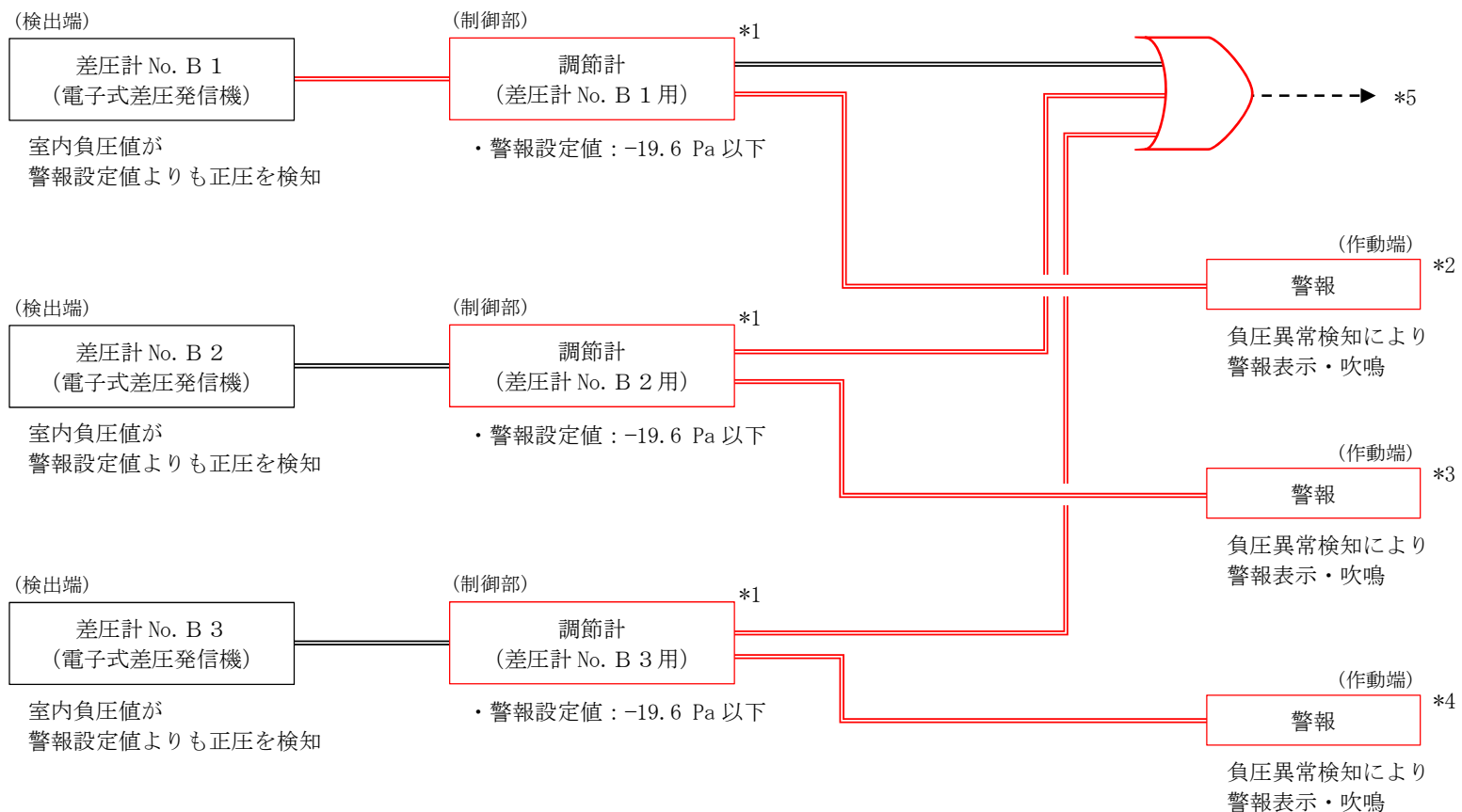
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図トー 2 P 設ー 2 - 2 - 3 (1) 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計 (配置図)

青色線：追加・変更部を示す矢印

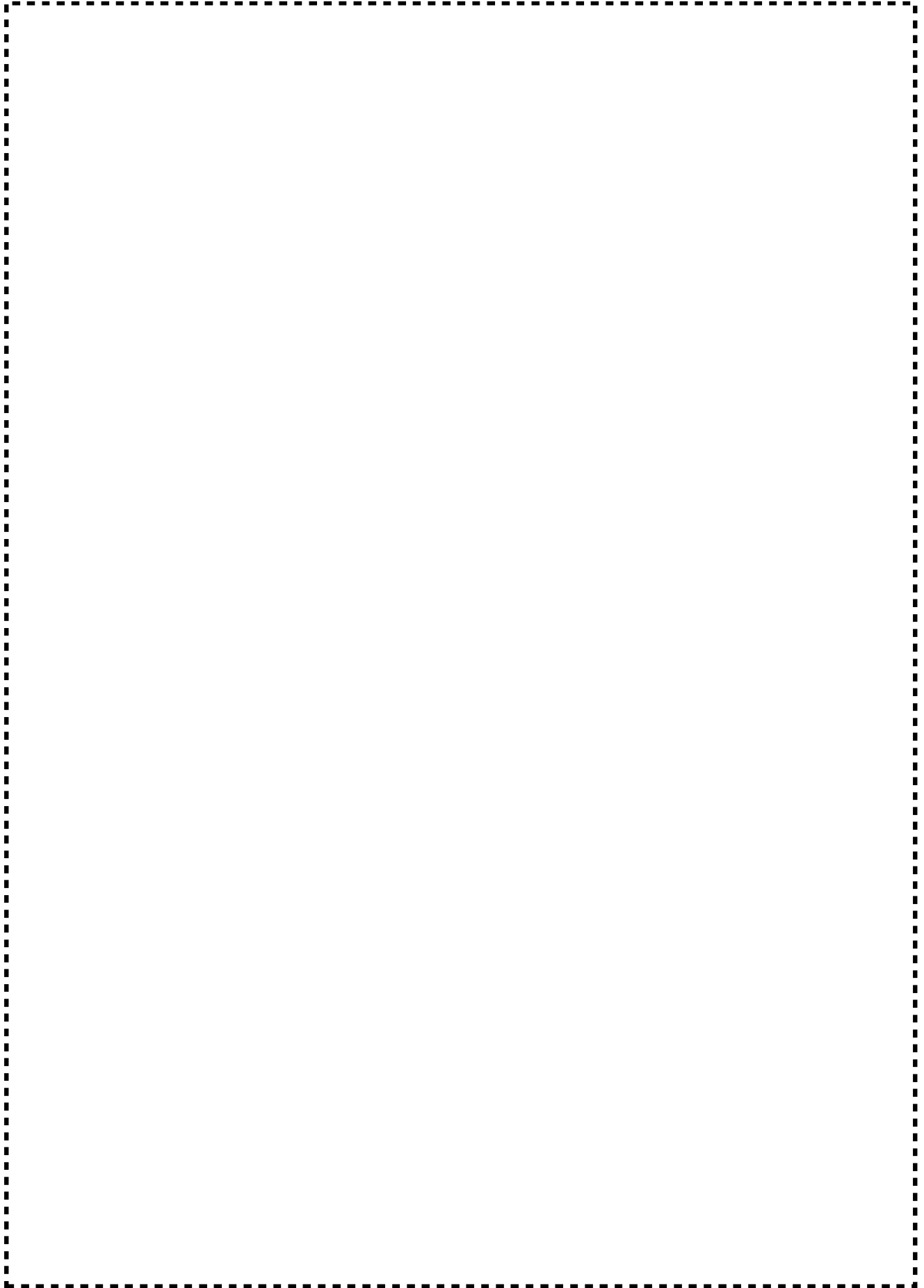


- *1 : (6048-2) 制御盤
- *2 : 負圧警報盤 B 1
- *3 : 負圧警報盤 B 2
- *4 : 負圧警報盤 B 3
- *5 : 警報は保安棟の {7037} 警報集中表示盤に移報

凡例
 — : 信号線 D : OR 条件 - - - > : 移報

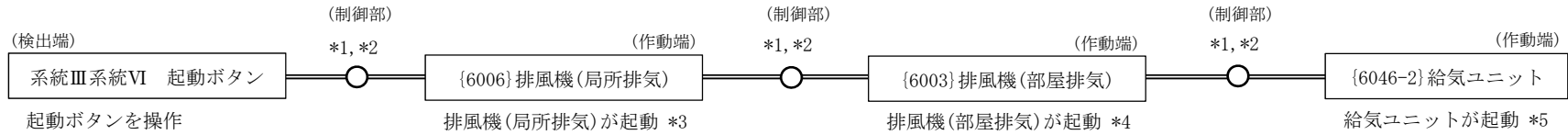
管理番号	設備・機器名称	機器名
6048-2	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ系統Ⅵ)	差圧計

図ト-2 P 設-2-2-3 (2) 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計 (警報信号系統図)

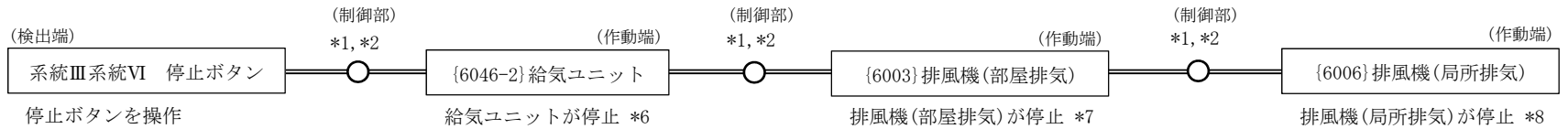


図ト-2 P設-2-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)
送排風機の起動停止時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 起動時



気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 停止時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6048-6) 制御盤
- *3 : 起動条件 送排風機起動信号検知
- *4 : 起動条件 {6006} 排風機の起動信号検知及び{6042} 閉じ込めダンパーの開動作検知 (図ト-2 P 設-2-2-4 (6) 参照)
- *5 : 起動条件 {6003} 排風機の起動信号検知及び{6039} 閉じ込めダンパーの開動作検知 (図ト-2 P 設-2-2-4 (6) 参照)
- *6 : 停止条件 送排風機停止信号検知
- *7 : 停止条件 {6046-2} 給気ユニットの停止信号検知
- *8 : 停止条件 {6003} 排風機の停止信号検知

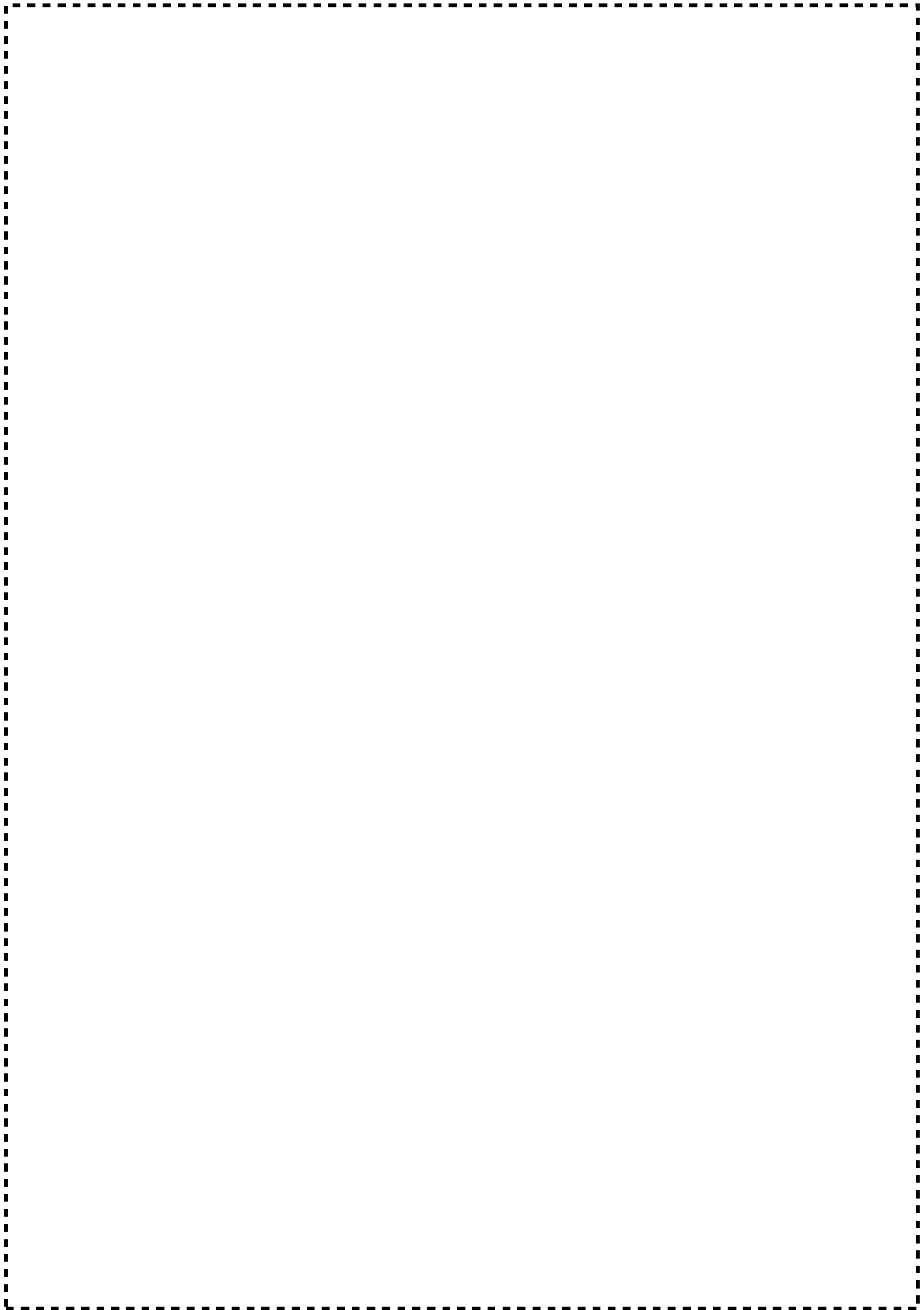
凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機(303-F)
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機(306-F)
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット(202AC)

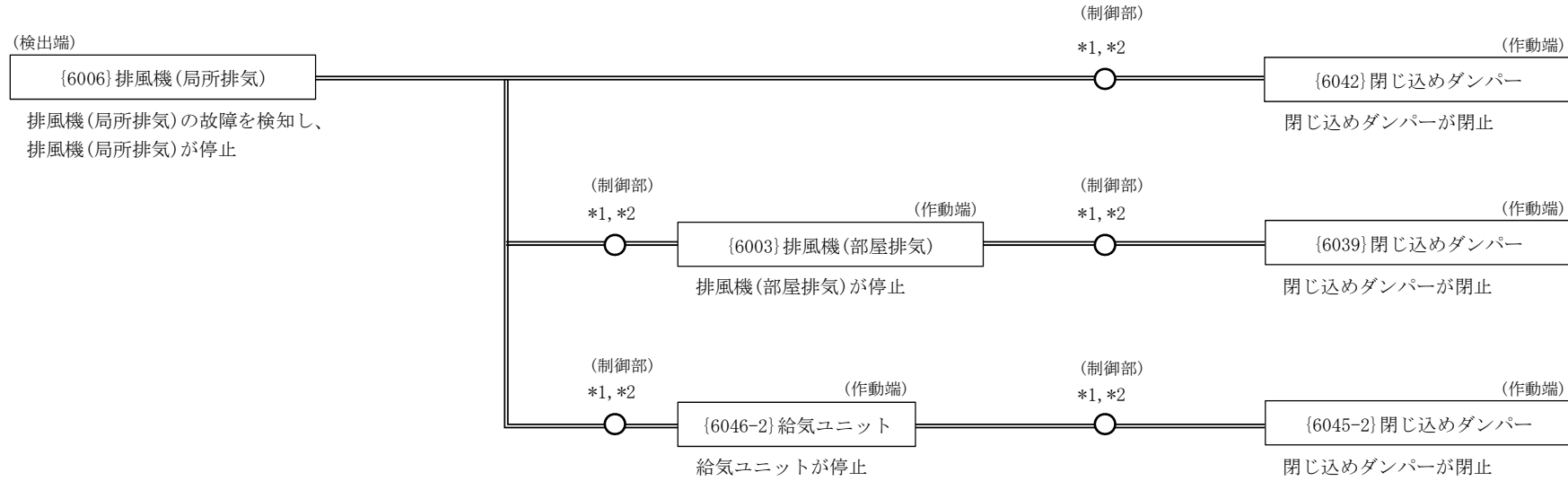
図ト-2 P 設-2-2-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図卜-2 P設-2-2-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)
送排風機異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 送排風機異常時



凡例

==== : 信号線

*1 : メカニカルリレー

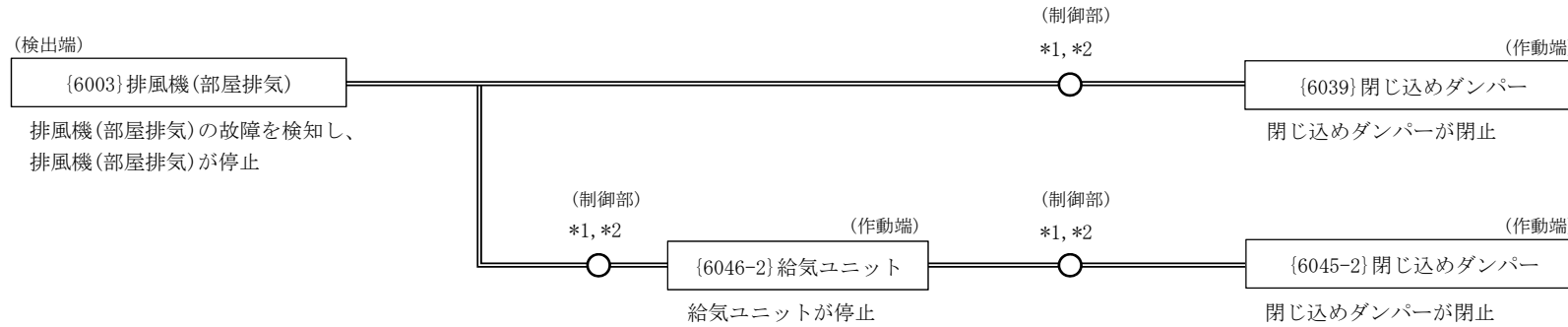
*2 : (6048-6) 制御盤

管理番号	設備・機器名称
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)
6039	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6042	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6045-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)

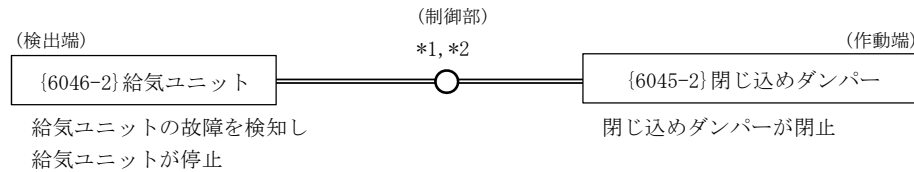
図ト-2 P設-2-2-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (1/2)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 送排風機異常時



気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） 給気ユニット異常時



凡例

==== : 信号線

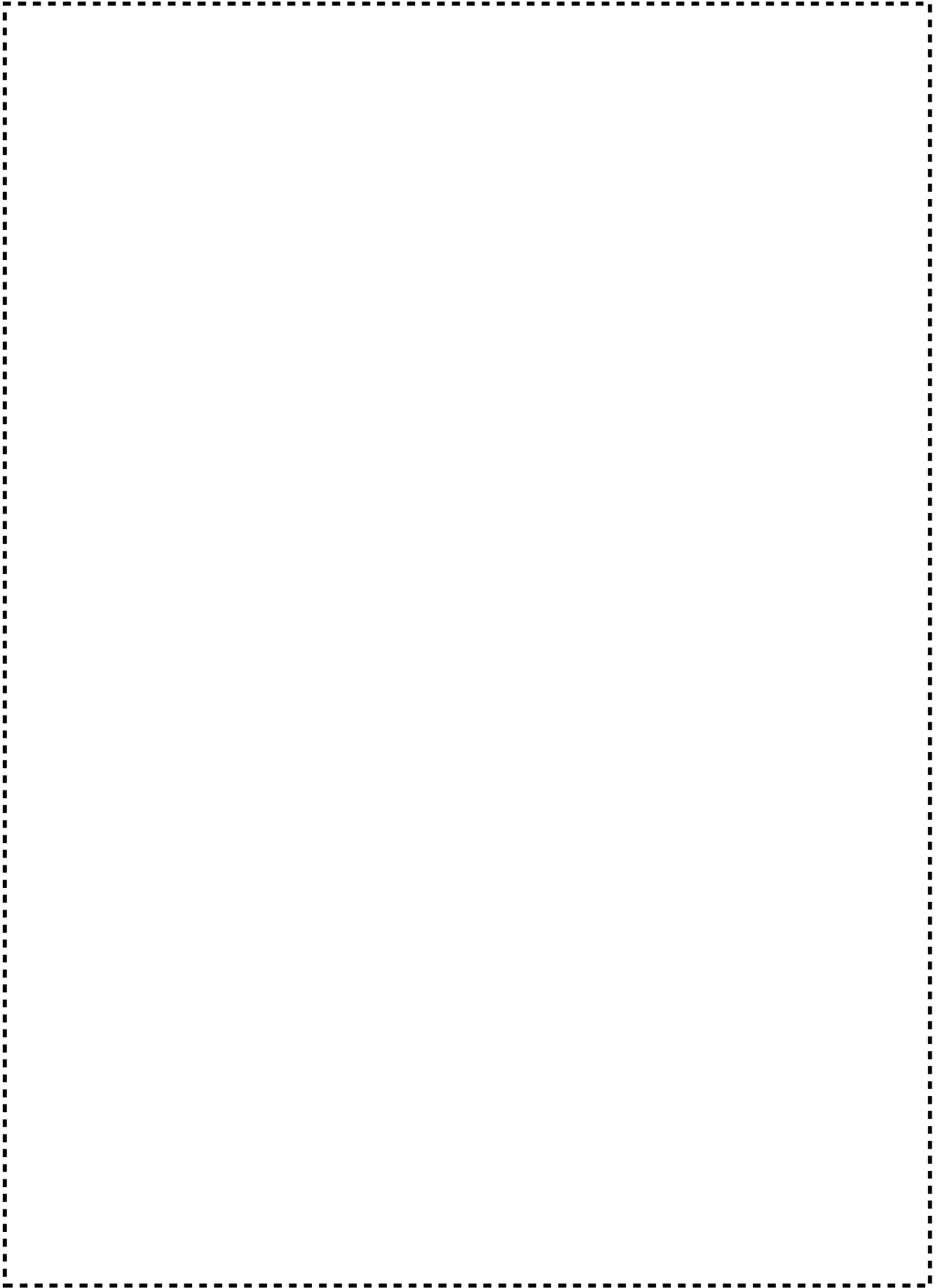
*1 : メカニカルリレー

*2 : (6048-6) 制御盤

管理番号	設備・機器名称
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機 (303-F)
6039	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー
6045-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） 閉じ込めダンパー
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） 給気ユニット (202AC)

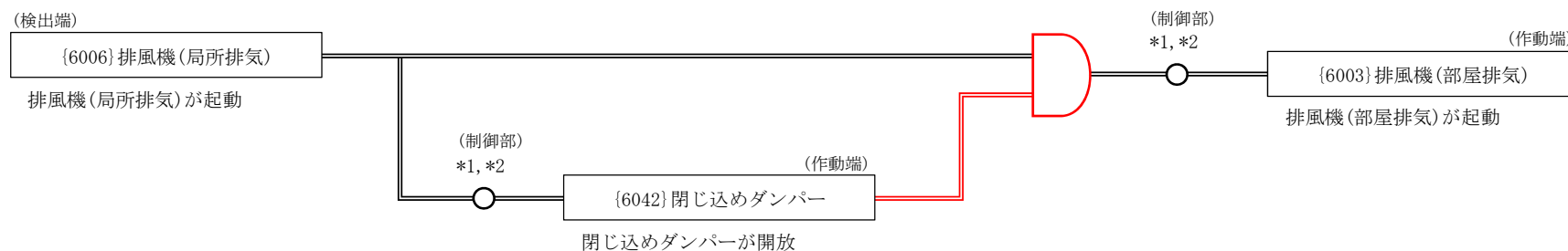
図トー 2 P 設- 2- 2- 4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部

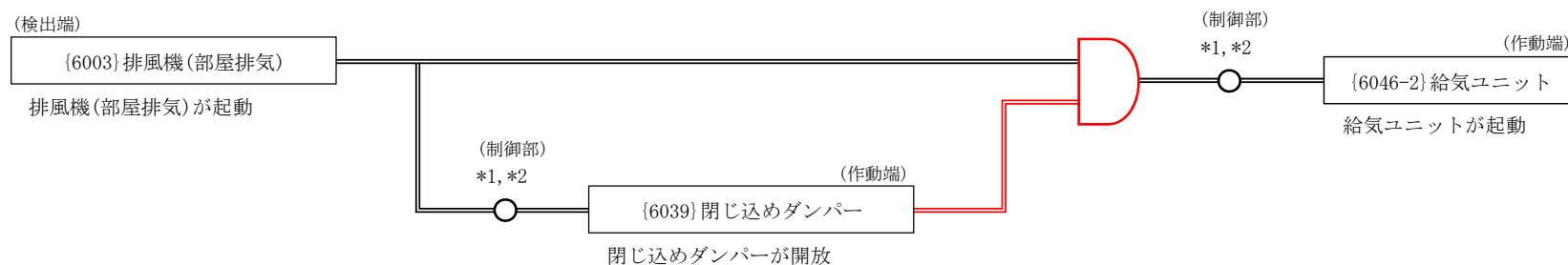


図ト-2 P設-2-2-4 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)
ダンパー開度異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後



気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



凡例

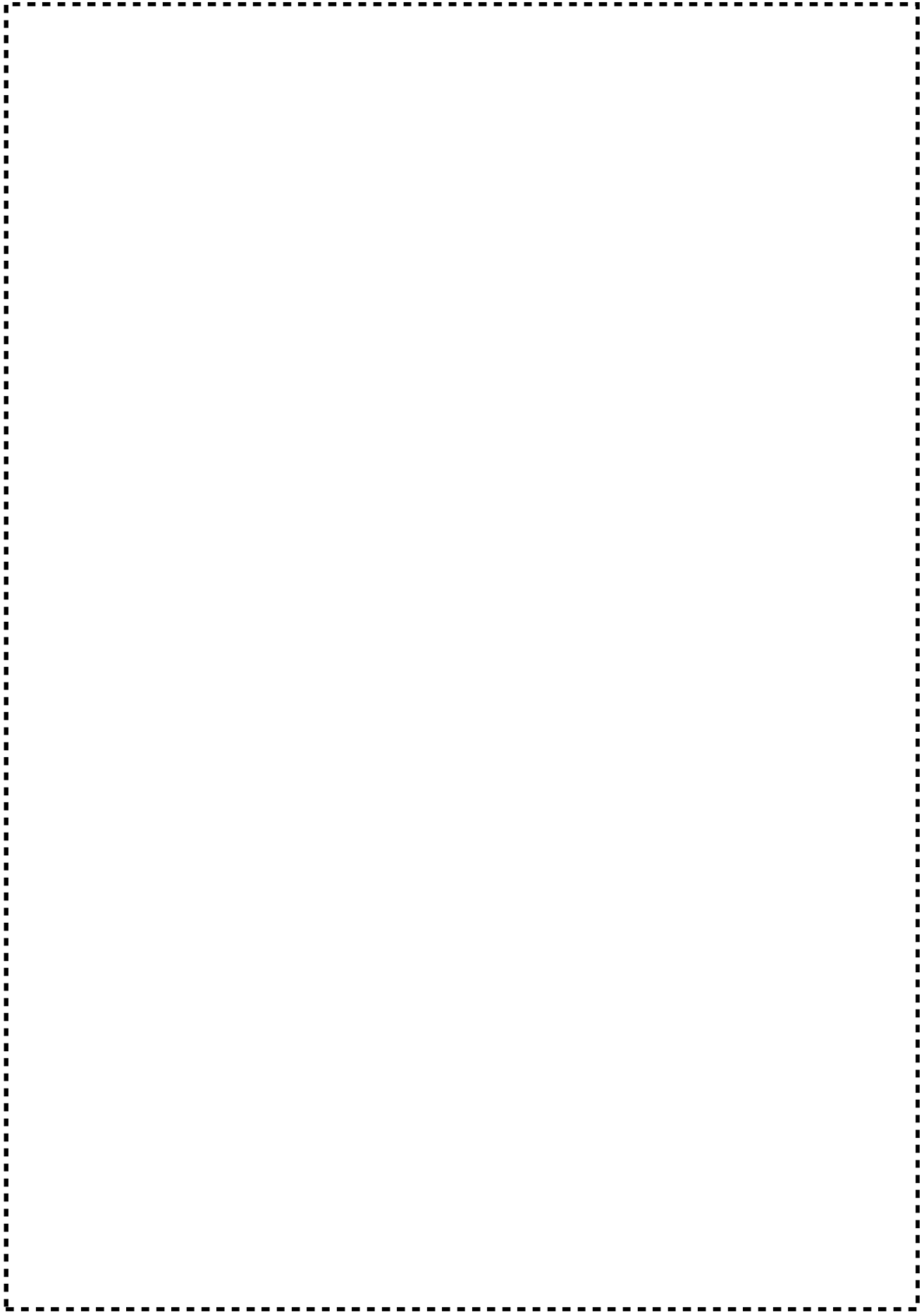
==== : 信号線 D : AND 条件

*1 : メカニカルリレー
*2 : (6048-6) 制御盤

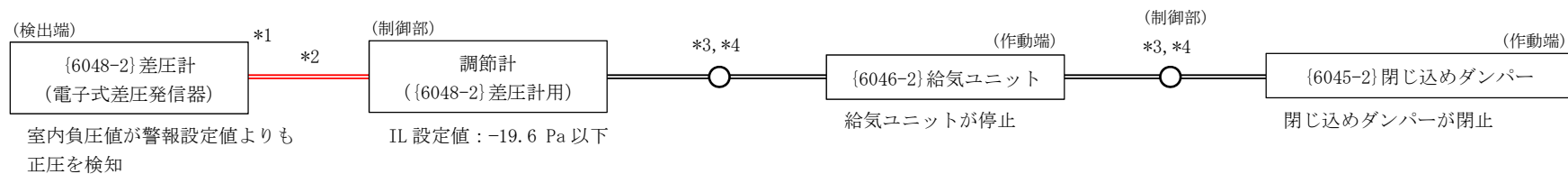
管理番号	設備・機器名称
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機(303-F)
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機(306-F)
6039	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6042	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット(202AC)

図トー 2 P 設- 2- 2- 4 (6) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図卜-2 P設-2-2-4 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)
室内負圧異常時 (配置図)



凡例

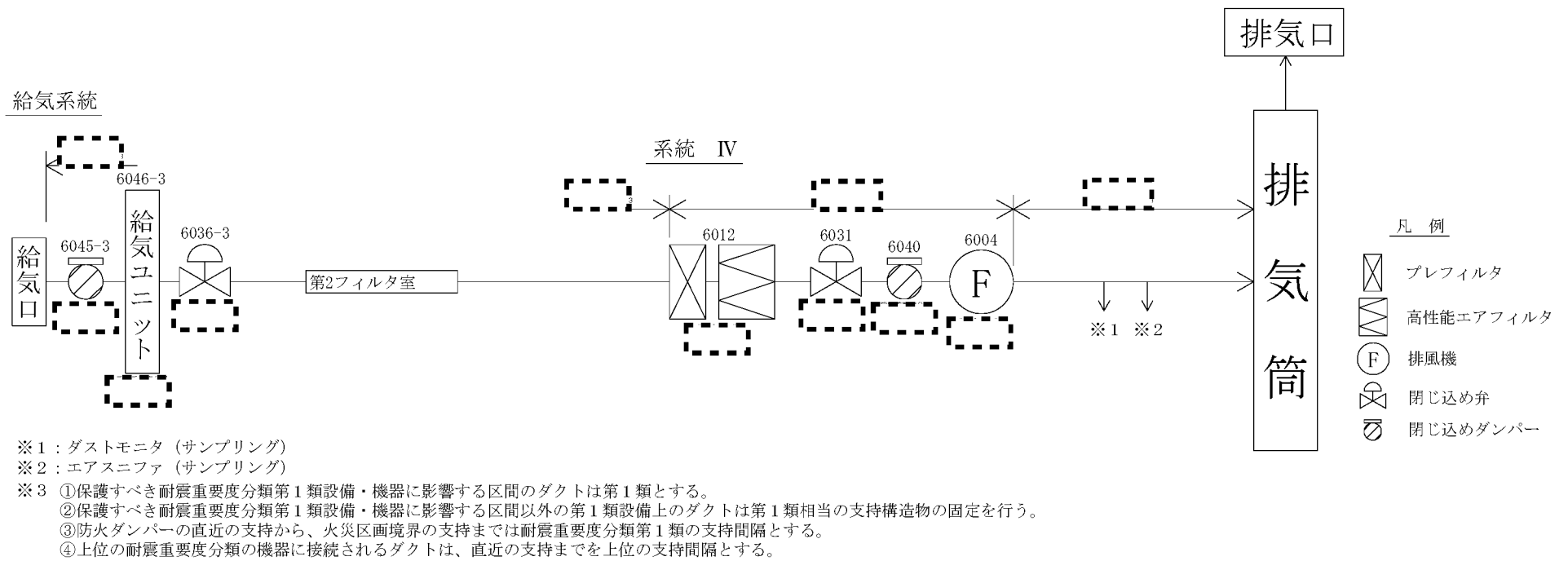
==== : 信号線

- *1 : 第2分析室に設置する差圧計 No. B1
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (6048-6)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6045-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット(202AC)
6048-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計

図トー2 P設-2-2-4 (8) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図ト-2 P設-2-3-1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)



【凡例】

- | | |
|------------------|-------------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | —○— : 閉じ込めダンパー |
| : 撤去部 | —T— : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 | —[]— : フィルタユニット（設備排気用） |

図ト-2 P設-2-3-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (部屋排気系統)) (1 / 2)




【凡例】	
— : 既設部	—●— : 防火ダンパー
— : 新設・移設・更新・改造部	—○— : 閉じ込めダンパー
..... : 撤去部	—T— : 閉じ込め弁
* : 接続部	—[]— : フィルタユニット（設備排気用）

図トー2 P設ー2ー3ー1（2） 気体廃棄設備 No.1（系統IV、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（系統IV（部屋排気系統））（2／2）



【凡例】

 : 既設部	 : 防火ダンパー
 : 新設・移設・更新・改造部	 : 閉じ込めダンパー
 : 撤去部	 : 閉じ込め弁
* : 接続部	 : フィルタユニット（設備排気用）

図トー 2 P 設 - 2 - 3 - 1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (給気系統)) (1 / 2)



【凡例】	
— : 既設部	—●— : 防火ダンパー
— : 新設・移設・更新・改造部	—○— : 閉じ込めダンパー
..... : 撤去部	—X— : 閉じ込め弁
* : 接続部	—[]— : フィルタユニット (設備排気用)

図トー2P設ー2ー3ー1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (給気系統)) (2 / 2)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6004}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	{6036-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁	{6047-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト
{6012}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	{6040}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{8045}	緊急設備 防火ダンパー
{6023}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) ダクト	{6045-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー		
{6031}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6046-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)		

図ト-2 P設-2-3-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)










【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------------|
| — | : 耐震重要度分類第1類 | —●— | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | —○— | : 閉じ込めダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第3類 | —X— | : 閉じ込め弁 |
| | | —[]— | : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー3ー1 (5) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統IV (部屋排気系統)) (1 / 2)



【凡例】

 : 耐震重要度分類第1類	 : 防火ダンパー
 : 耐震重要度分類第2類	 : 閉じ込めダンパー
 : 耐震重要度分類第3類	 : 閉じ込め弁
	 : フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー3ー1 (5) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統IV (部屋排気系統)) (2 / 2)






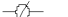



【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------------|
| — | : 耐震重要度分類第1類 | —●— | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | —○— | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第3類 | —X— | : 閉じ込め弁 |
| | | —[]— | : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー3ー1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統IV (給気系統)) (1 / 2)



【凡例】

- | | |
|--|--|
|  : 耐震重要度分類第1類 |  : 防火ダンパー |
|  : 耐震重要度分類第2類 |  : 閉じ込めダンパー |
|  : 耐震重要度分類第3類 |  : 閉じ込め弁 |
| |  : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー3ー1 (6) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統IV (給気系統)) (2 / 2)

1440



図卜-2 P設-2-3-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

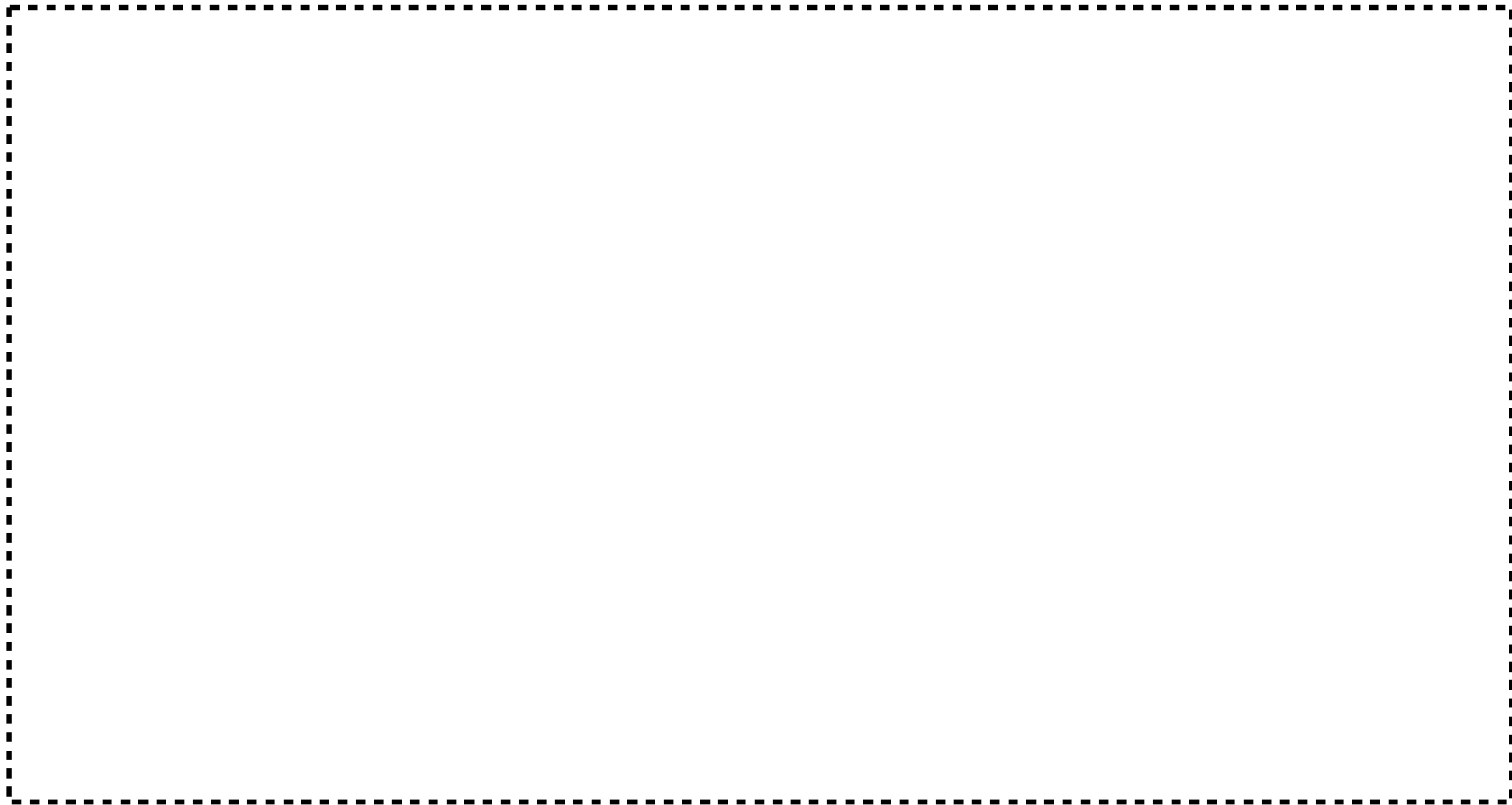
(単位 mm)



図トー2P設ー2ー3ー2(2) 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

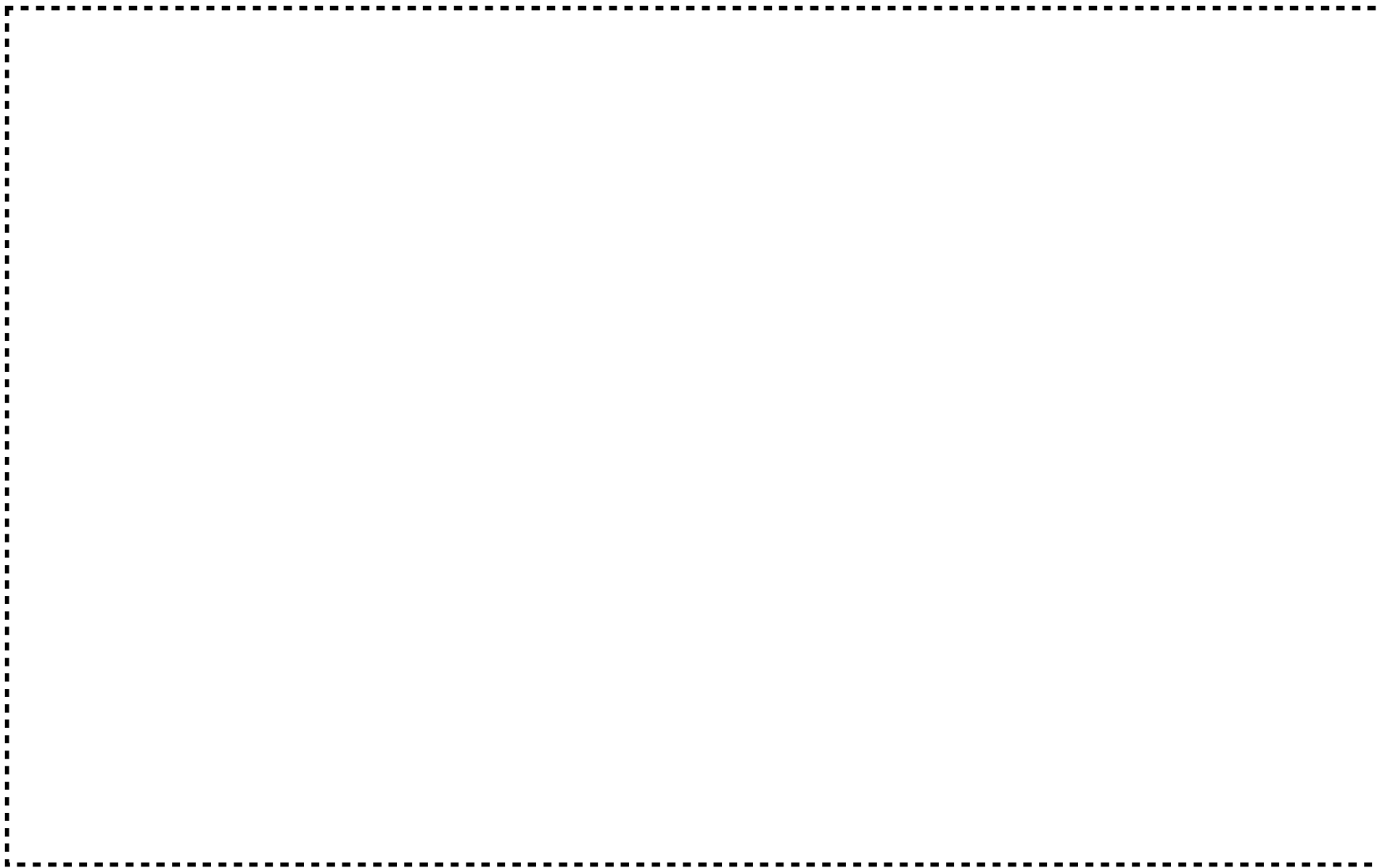
(単位 mm)



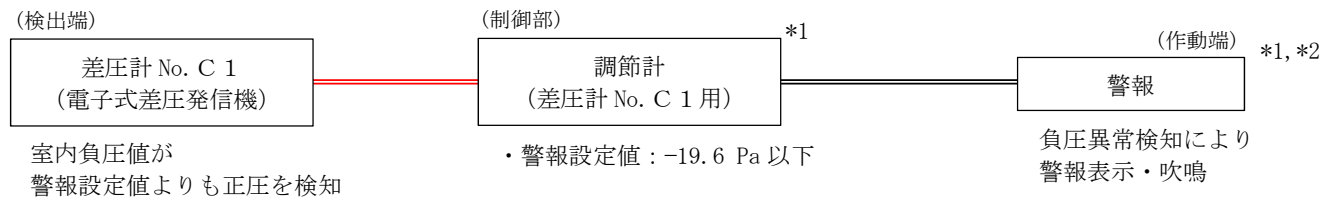
図トー 2 P 設ー 2 - 3 - 2 (3) 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図卜-2 P設-2-3-3 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計 (配置図)



凡例

==== : 信号線

- *1 : 負圧制御盤 C 1
- *2 : 警報は保安棟の {7037} 警報集中表示盤に移報

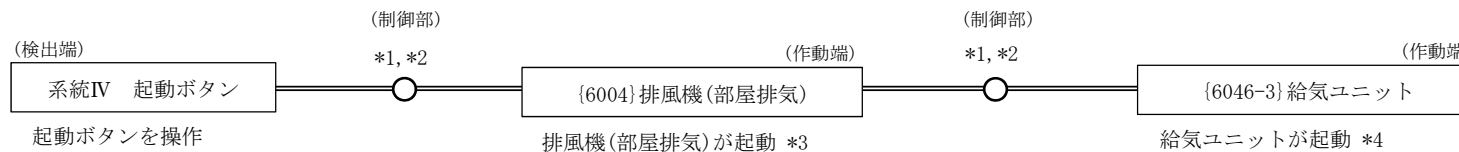
管理番号	設備・機器名称	機器名
6048-3	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV)	差圧計

図ト-2 P 設-2-3-3 (2) 気体廃棄設備 No. 1 系統IV 差圧計 (警報信号系統図)

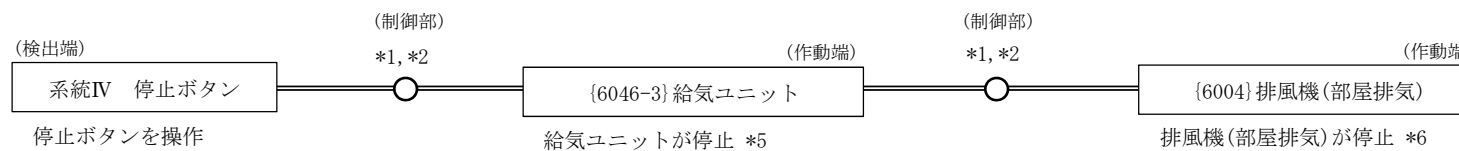
赤色線 : 追加・変更部

図ト-2 P 設-2-3-4 (1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)
送排風機の起動停止時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 起動時



気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 停止時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6048-7)制御盤
- *3 : 起動条件 送排風機起動信号検知
- *4 : 起動条件 {6004} 排風機の起動信号検知及び{6046} 閉じ込めダンパーの開動作検知 (図ト-2 P設-2-3-4 (6) 参照)
- *5 : 停止条件 送排風機停止信号検知
- *6 : 停止条件 {6046-3} 給気ユニットの停止信号検知

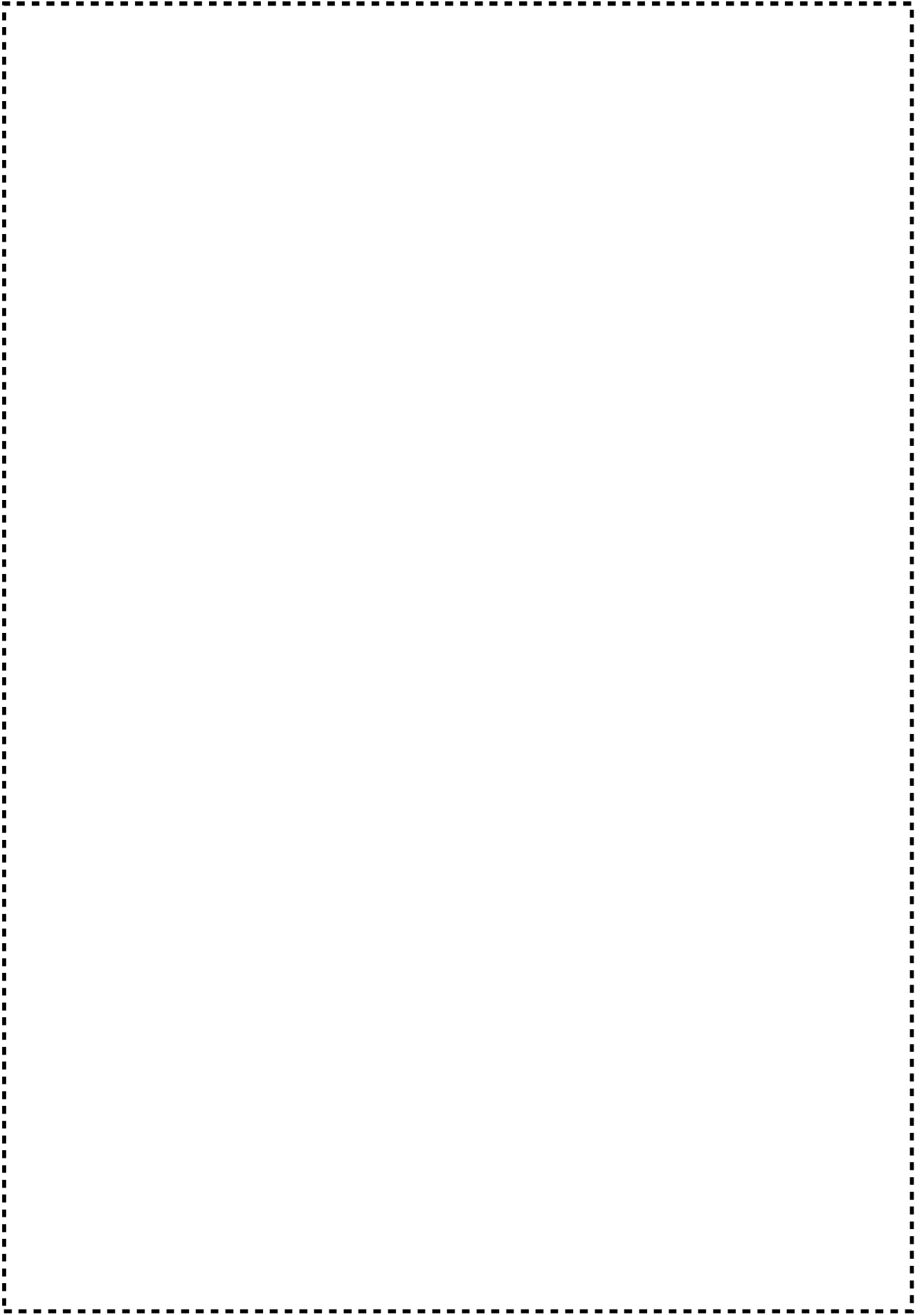
凡例

==== : 信号線

管理番号	設備・機器名称
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機(304-F)
6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット(203SU)

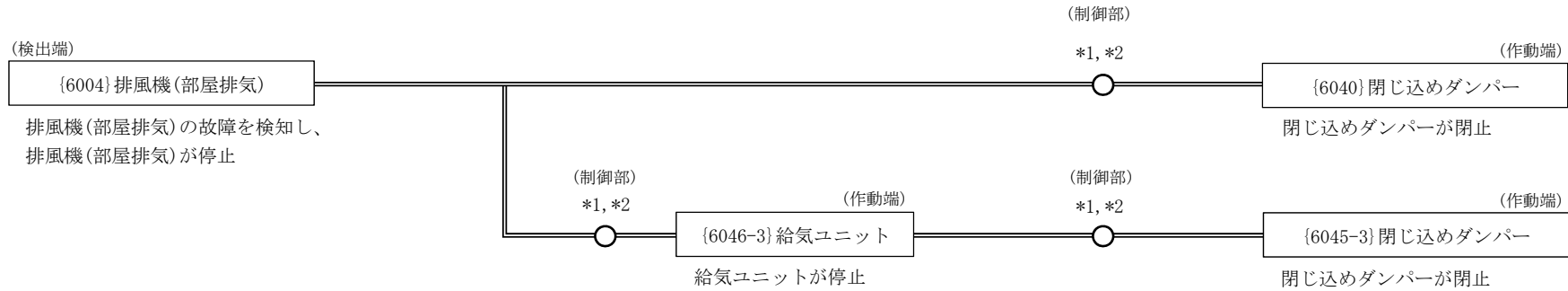
図ト-2 P設-2-3-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部

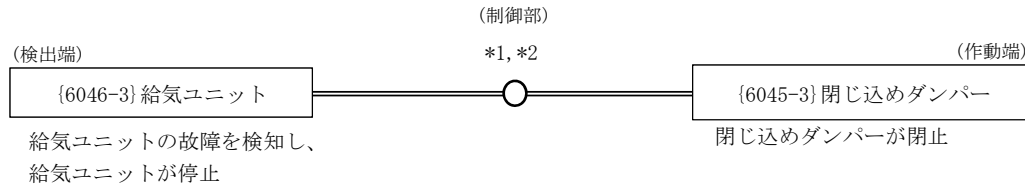


図卜-2 P 設-2-3-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)
送排風機異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) {6004} 排風機異常時



気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) {6046-3} 給気ユニット異常時



凡例

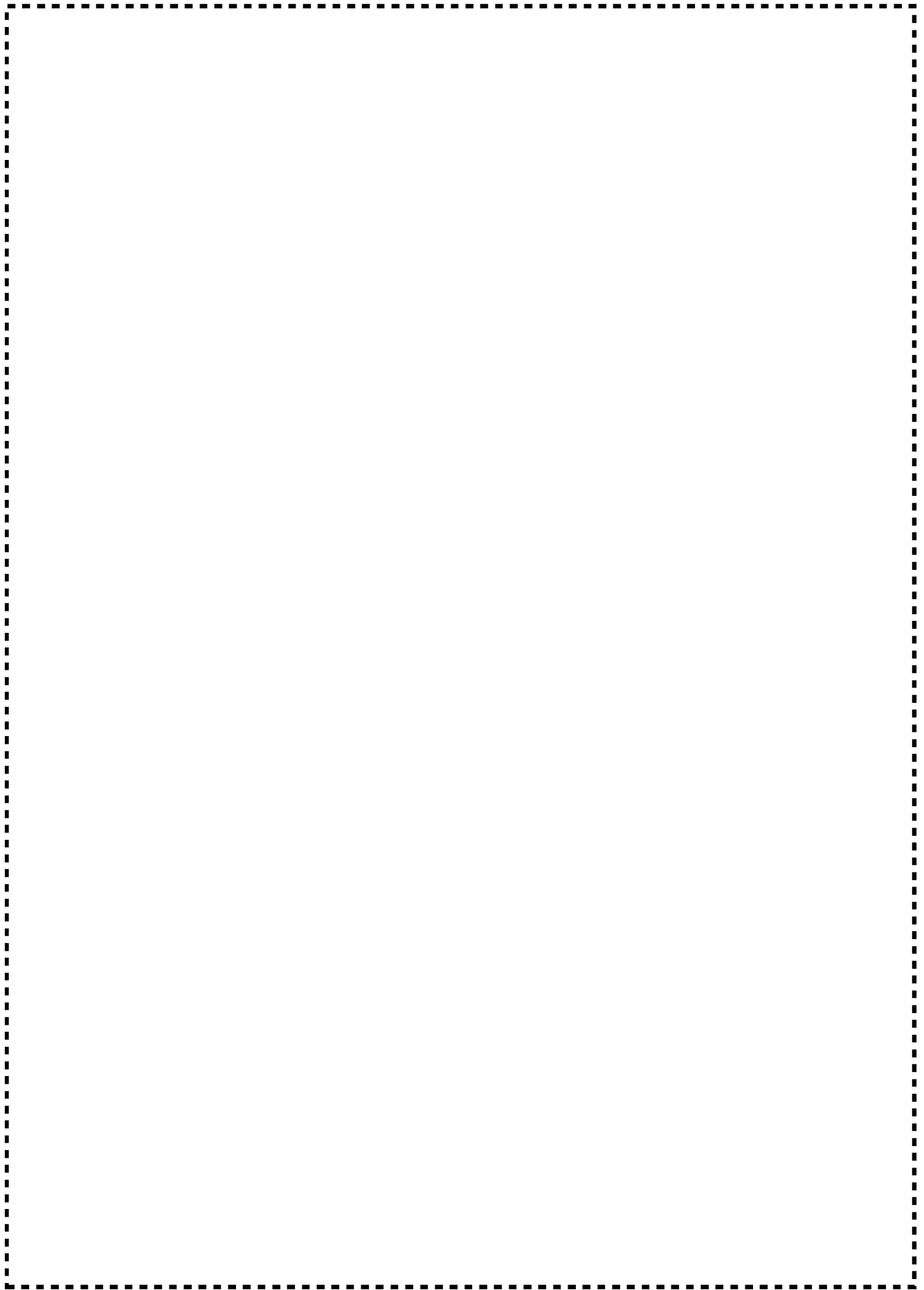
==== : 信号線

*1: メカニカルリレー
*2: (6048-7)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機(304-F)
6040	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6045-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット(203SU)

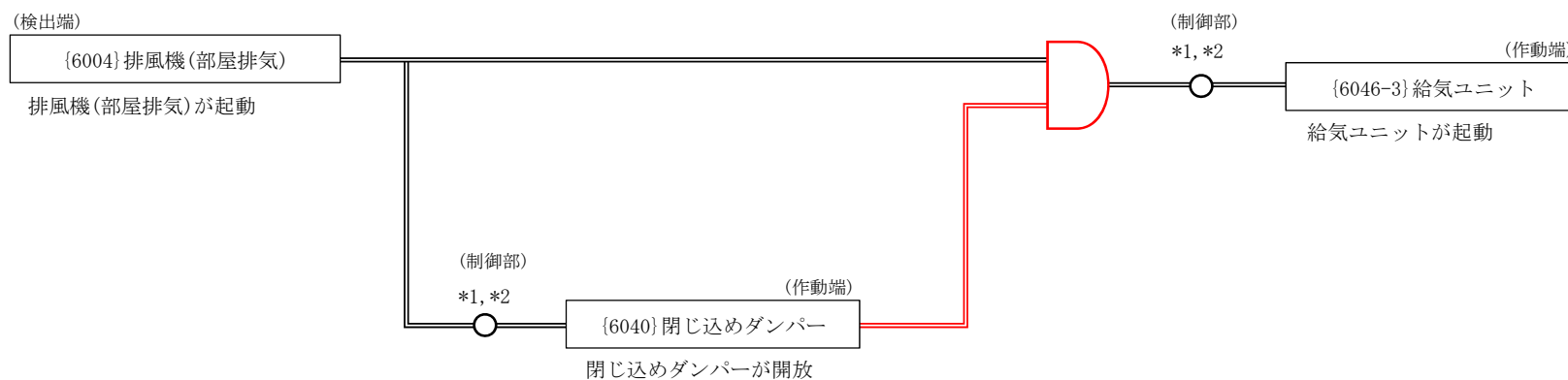
図ト-2 P設-2-3-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線: 追加・変更部



図トー2 P 設ー2ー3ー4 (5) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)
ダンパー開度異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



凡例

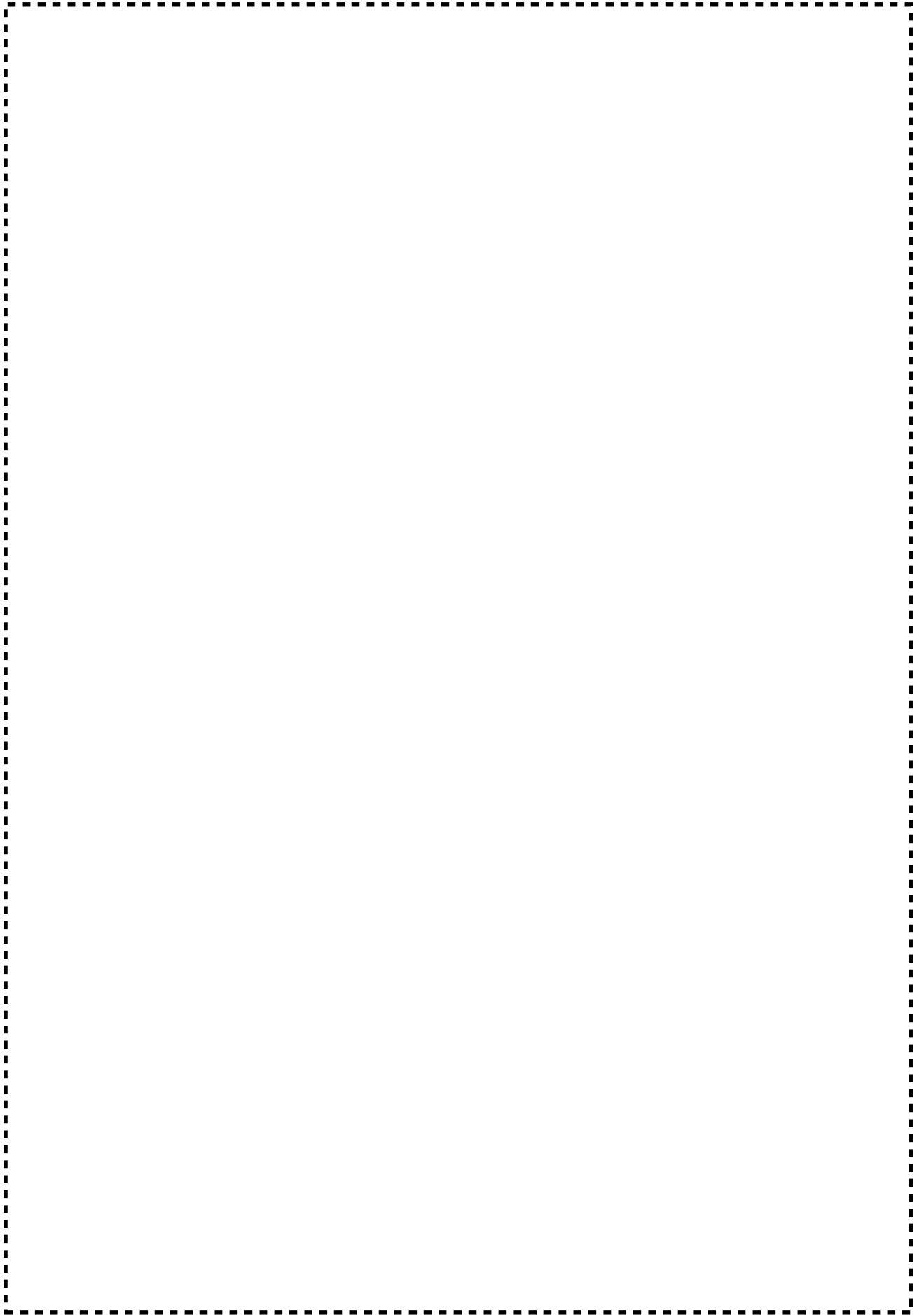
— : 信号線 D : AND 条件

*1 : メカニカルリレー
*2 : (6048-7) 制御盤

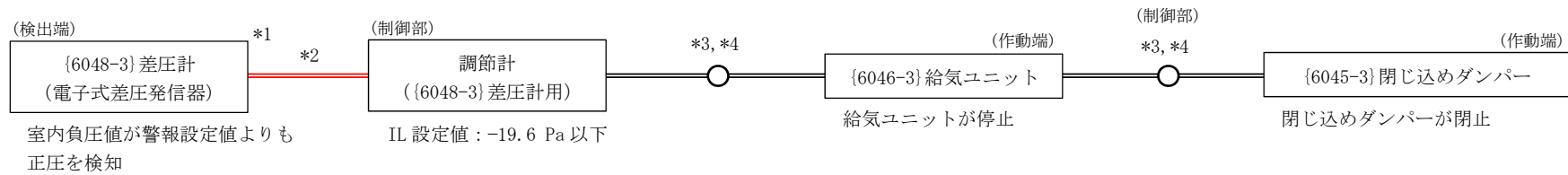
管理番号	設備・機器名称
6004	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機(304-F)
6040	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6046-3	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット(203SU)

図ト-2 P設-2-3-4 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図卜-2 P設-2-3-4 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)
室内負圧異常時 (配置図)



凡例

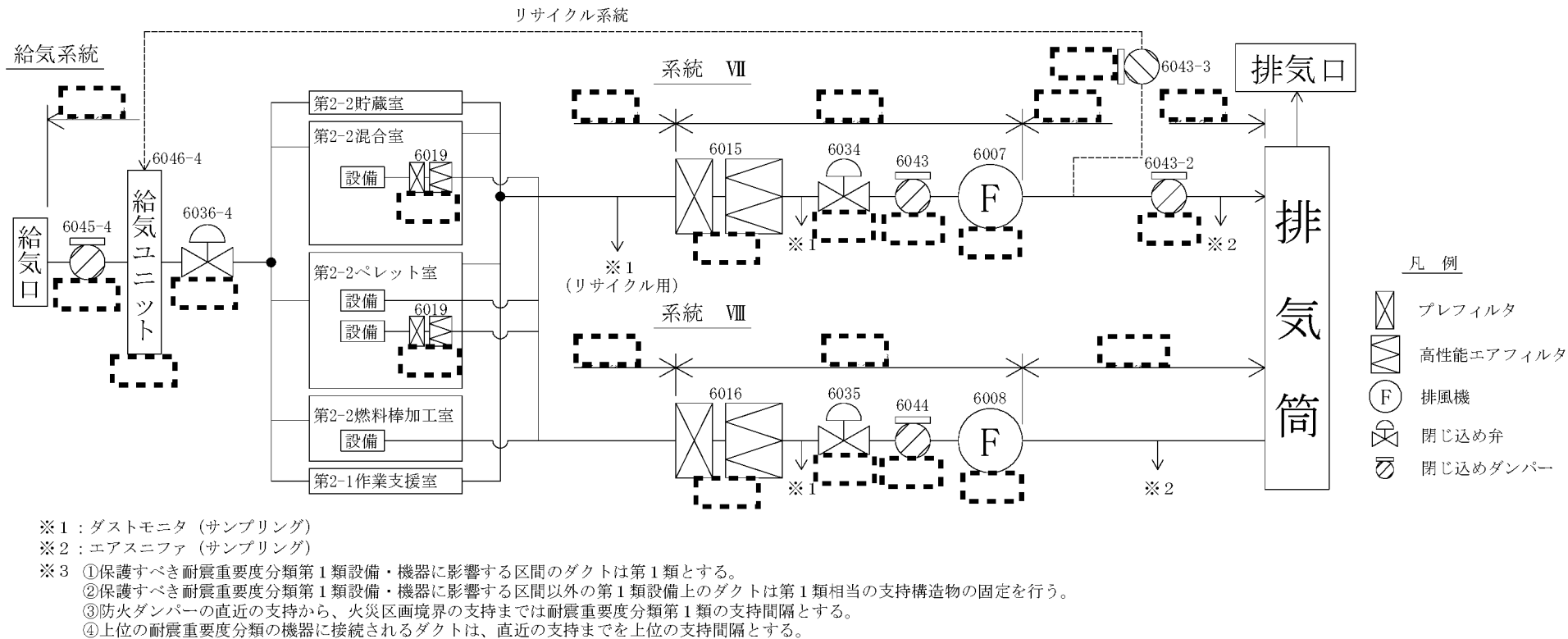
==== : 信号線

- *1 : 第2フィルタ室に設置する差圧計 No. C1
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (6048-7)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6045-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット(203SU)
6048-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV 差圧計

図ト-2 P設-2-3-4 (8) 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



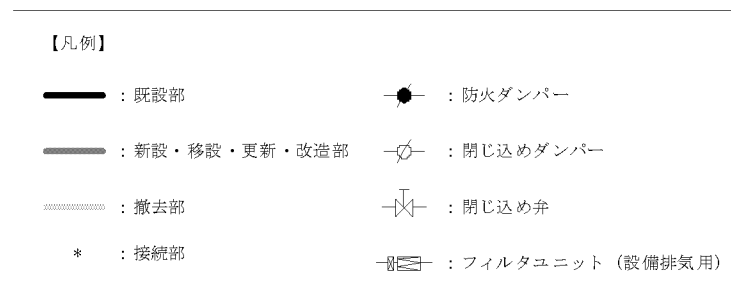
図ト-2 P設-2-4-1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)



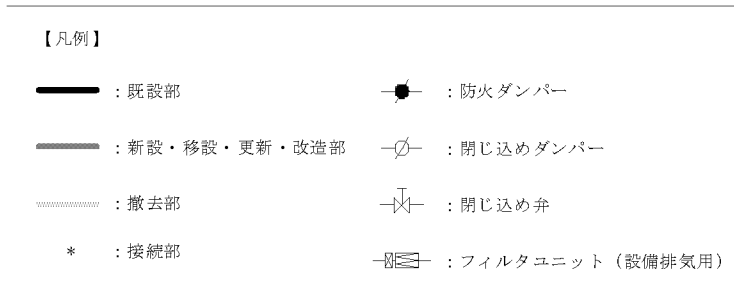
【凡例】

— : 既設部	● : 防火ダンパー
— : 新設・移設・更新・改造部	○ : 閉じ込めダンパー
..... : 撤去部	⊗ : 閉じ込め弁
* : 接続部	⊞ : フィルタユニット（設備排気用）

図トー2 P設ー2ー4ー1（2） 気体廃棄設備 No.1（系統VII、系統VIII、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図（系統VII（部屋排気系統））（1／4）



図トー2 P設ー2ー4ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統)) (2 / 4)



図トー2 P設ー2ー4ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統)) (3 / 4)



【凡例】			
— (solid line) :	既設部	—●— (fire damper symbol) :	防火ダンパー
— (dashed line) :	新設・移設・更新・改造部	—◇— (closed damper symbol) :	閉じ込めダンパー
— (dotted line) :	撤去部	—⊥— (closed valve symbol) :	閉じ込め弁
*	接続部	—[filter symbol]— (filter unit symbol) :	フィルタユニット (設備排気用)

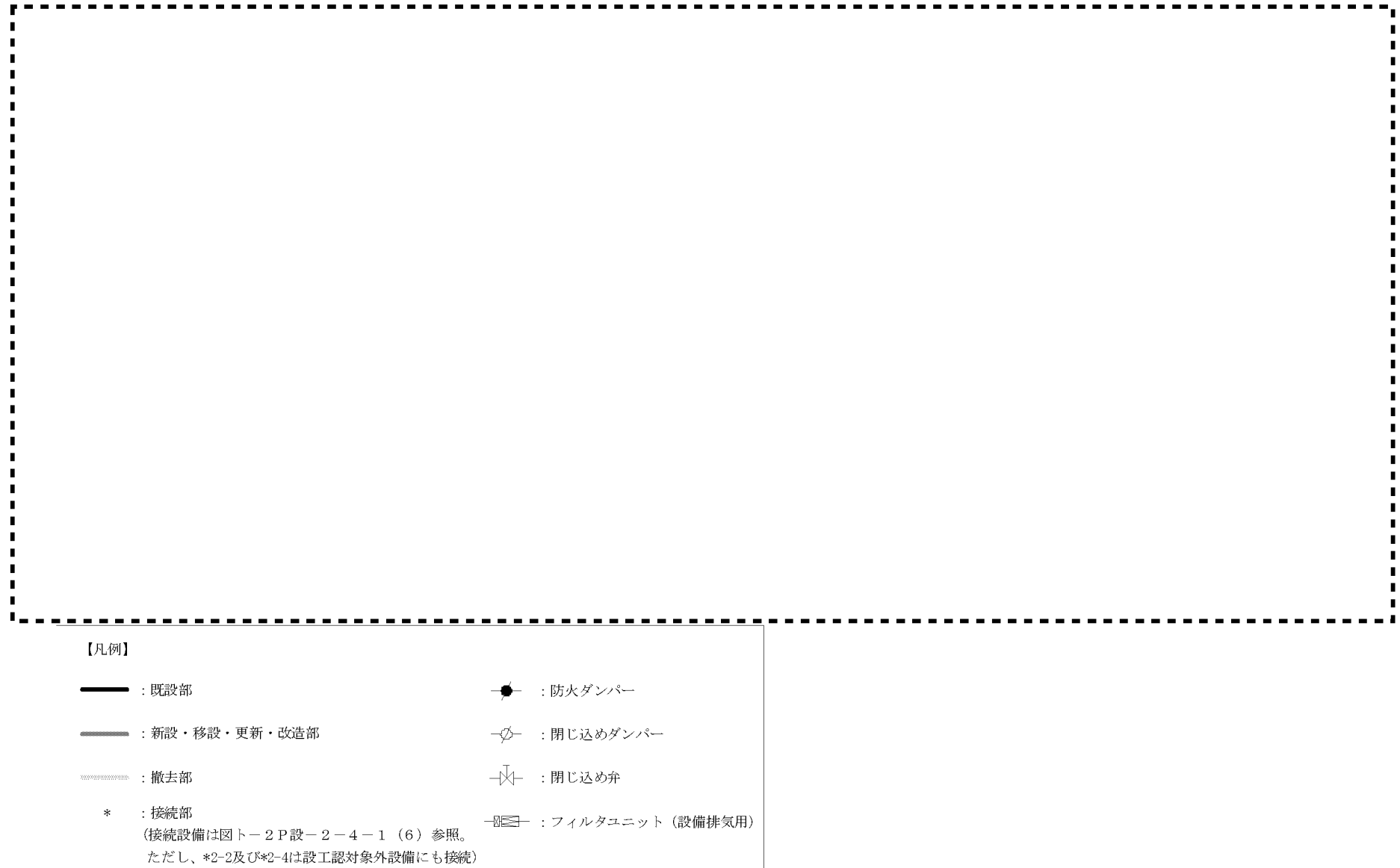
図トー2 P設ー2ー4ー1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII (部屋排気系統)) (4 / 4)



【凡例】

- | | |
|--|----------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | ⊘ : 閉じ込めダンパー |
| ⋯ : 撤去部 | ⊘ : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部
(接続設備は図ト-2 P設-2-4-1 (6) 参照。
ただし、番号のない接続部は設工認対象外設備への接続) | ⊘ : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (1 / 4)



図ト-2P設-2-4-1(3) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (2/4)



【凡例】			
— (solid line) :	既設部	● (circle with dot) :	防火ダンパー
— (dashed line) :	新設・移設・更新・改造部	○ (circle with slash) :	閉じ込めダンパー
⋯ (dotted line) :	撤去部	⊥ (T-shape) :	閉じ込め弁
*	接続部	⊞ (square with cross) :	フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー4ー1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (3 / 4)



【凡例】

— : 既設部

— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

* : 接続部

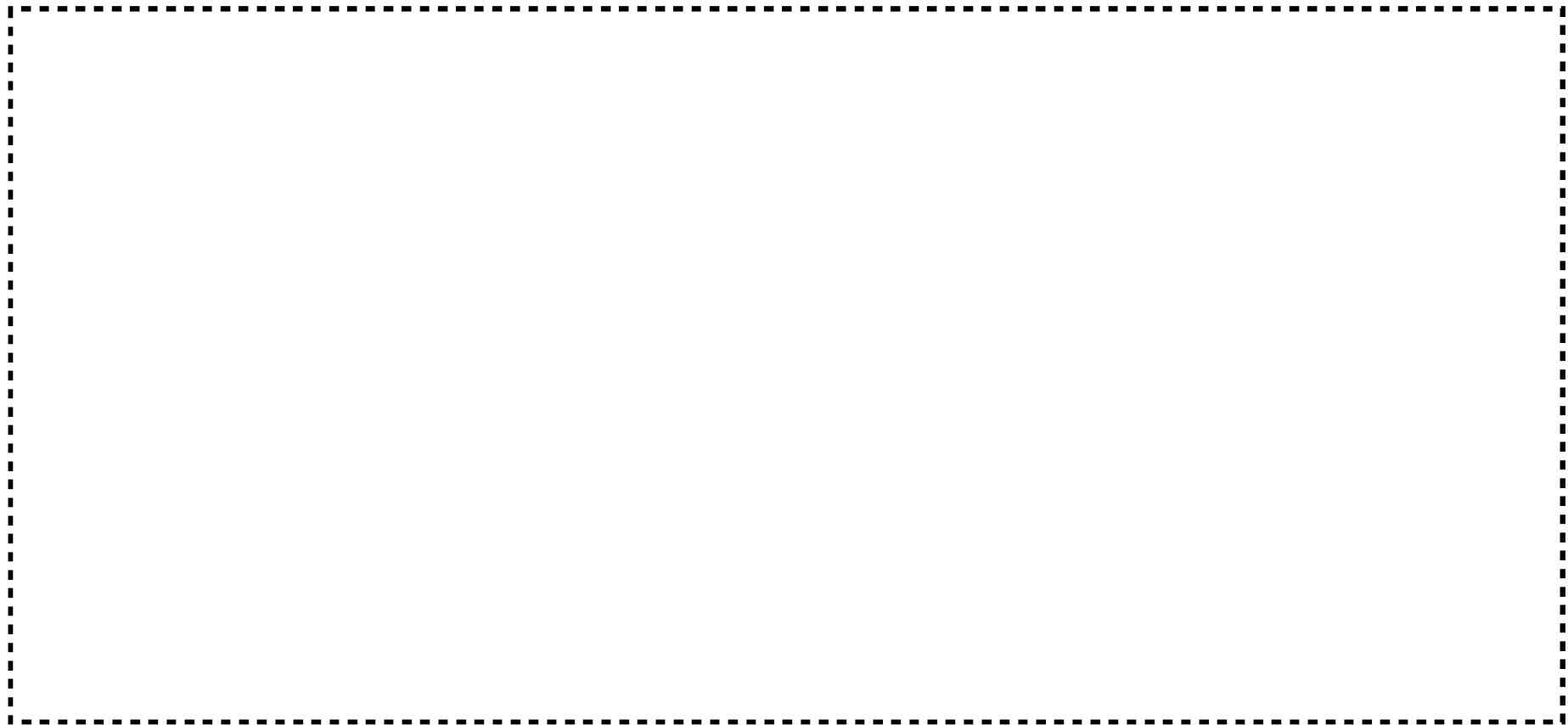
● : 防火ダンパー

○ : 閉じ込めダンパー

⊥ : 閉じ込め弁

☒ : フィルタユニット（設備排気用）

図トー2 P設ー2ー4ー1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統)) (4 / 4)



【凡例】

— : 既設部	● : 防火ダンパー
— : 新設・移設・更新・改造部	○ : 閉じ込めダンパー
⋯ : 撤去部	⊥ : 閉じ込め弁
* : 接続部	☒ : フィルタユニット（設備排気用）

図トー2 P設ー2-4-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII系統VIII (給気系統)) (1 / 3)



【凡例】

- | | |
|------------------|----------------------|
| — : 既設部 | ● : 防火ダンパー |
| — : 新設・移設・更新・改造部 | ○ : 閉じ込めダンパー |
| : 撤去部 | ⊥ : 閉じ込め弁 |
| * : 接続部 | ☒ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2-4-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII系統VIII (給気系統)) (2 / 3)



【凡例】	
— : 既設部	● : 防火ダンパー
— : 新設・移設・更新・改造部	○ : 閉じ込めダンパー
..... : 撤去部	⊥ : 閉じ込め弁
* : 接続部	⊞ : フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー4ー1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VII系統VIII (給気系統)) (3 / 3)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6007}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	{6027}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	{6043-3}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)
{6008}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)	{6034}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6044}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6015}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	{6035}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6045-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ、系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー
{6016}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	{6036-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁	{6046-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC)
{6019}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6043}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6047-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) ダクト
{6026}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト	{6043-2}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー

図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 1 (5) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)

管理番号	名称	接続部番号 *1	(6019) フィルタユニット (設備排気用) への接続	備考
{2044}	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	1-9	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2045}	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	1-9	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2046}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	1-9	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2047}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	1-9	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2048}	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	1-9	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2050}	プレス No. 2-1	1-9	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2051}	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	1-3	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2052}	焙焼炉 No. 2-1 破砕装置	1-1 1-4 1-5	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2053}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	1-6	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2054}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	1-7	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2055}	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	1-2 1-8	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2058}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	1-10	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2059}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	1-10	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2060}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	1-10	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2061}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	1-10	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2062}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	1-10	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2063}	有軌道搬送装置	1-10 1-16	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2064}	連続焼結炉 No. 2-1	1-11	—	施設上部にフードを設置する。
{2065}	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	1-16	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2066}	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	1-16	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

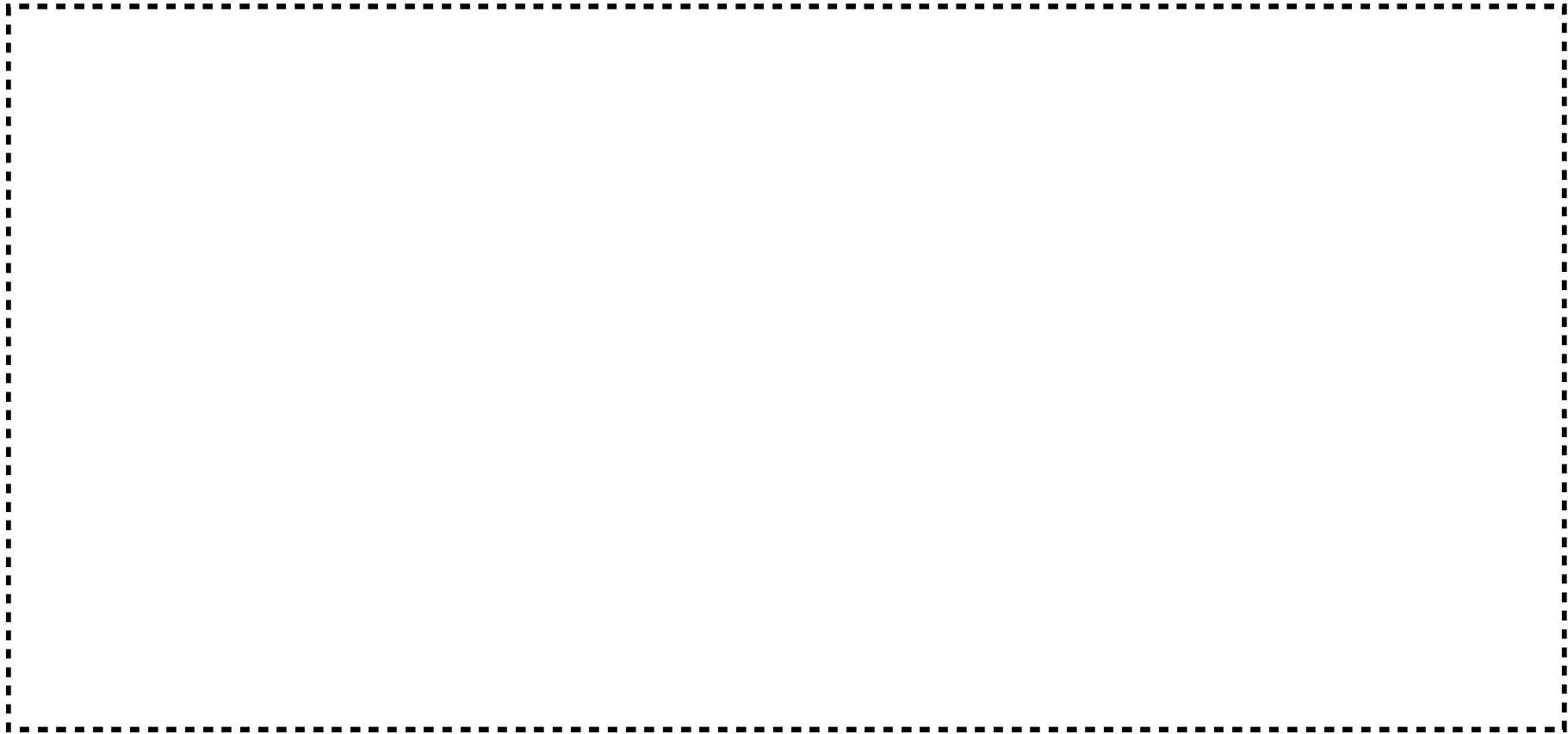
*1 各接続部番号に対応する接続部の位置は図トー2P設-2-4-1(3)を参照

図トー2P設-2-4-1(6) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表) (1/2)








管理番号	名称	接続部番号 *1	{6019}フィルタユニット（設備排気用）への接続	備考
{2067}	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	1-16	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2068}	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	1-16	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2069}	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	1-16	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2070}	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	1-16	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2071}	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	1-17	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2072}	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	1-18	○	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2073}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	1-13	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2074}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	1-13	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2075}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部	1-13	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2076}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	1-13	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2077}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	1-13	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2078}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	1-13	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2079}	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	1-12	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2080}	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	1-12	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2081}	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	1-14	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3025}	ペレット検査装置 No. 5	2-1	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3026}	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	2-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3027}	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	2-2	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3028}	燃料棒解体装置 No. 2	2-3 2-4	—	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6081}	第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	1-15	—	流しに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。

*1 各接続部番号に対応する接続部の位置は図ト-2P設-2-4-1(3)を参照

図ト-2P設-2-4-1(6) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備
及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表) (2/2)




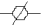






【凡例】

- | | |
|--|--|
|  : 耐震重要度分類第1類 |  : 防火ダンパー |
|  : 耐震重要度分類第2類 |  : 閉じ込めダンパー |
|  : 耐震重要度分類第3類 |  : 閉じ込め弁 |
| |  : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2P設ー2ー4ー1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統VII (部屋排気系統)) (1 / 4)



- 【凡例】
- | | |
|---|--|
|  : 耐震重要度分類第1類 |  : 防火ダンパー |
|  : 耐震重要度分類第2類 |  : 閉じ込めダンパー |
|  : 耐震重要度分類第3類 |  : 閉じ込め弁 |
|  : 耐震重要度分類第3類* |  : フィルタユニット (設備排気用) |
- * 波及的影響考慮のため
耐震重要度分類第1類相当の
支持構造物の固定を行う。

図トー2P設ー2ー4ー1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統VII (部屋排気系統)) (2 / 4)



【凡例】	—— : 耐震重要度分類第1類	—●— : 防火ダンパー
 : 耐震重要度分類第2類	—○— : 閉じ込めダンパー
 : 耐震重要度分類第3類	—X— : 閉じ込め弁
		—[]— : フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2ー4ー1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII (部屋排気系統)) (3 / 4)






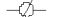



【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|---|--------------------|
| —— | : 耐震重要度分類第1類 | ● | : 防火ダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第2類 | ⊗ | : 閉じ込めダンパー |
| ~~~~~ | : 耐震重要度分類第3類 | ⊠ | : 閉じ込め弁 |
| ⊠ | | ⊠ | : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー4ー1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統Ⅶ (部屋排気系統)) (4 / 4)







【凡例】

- | | |
|--|--|
|  : 耐震重要度分類第1類 |  : 防火ダンパー |
|  : 耐震重要度分類第2類 |  : 閉じ込めダンパー |
|  : 耐震重要度分類第3類 |  : 閉じ込め弁 |
| |  : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-2 P設-2-4-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統VIII (局所排気系統)) (1 / 4)

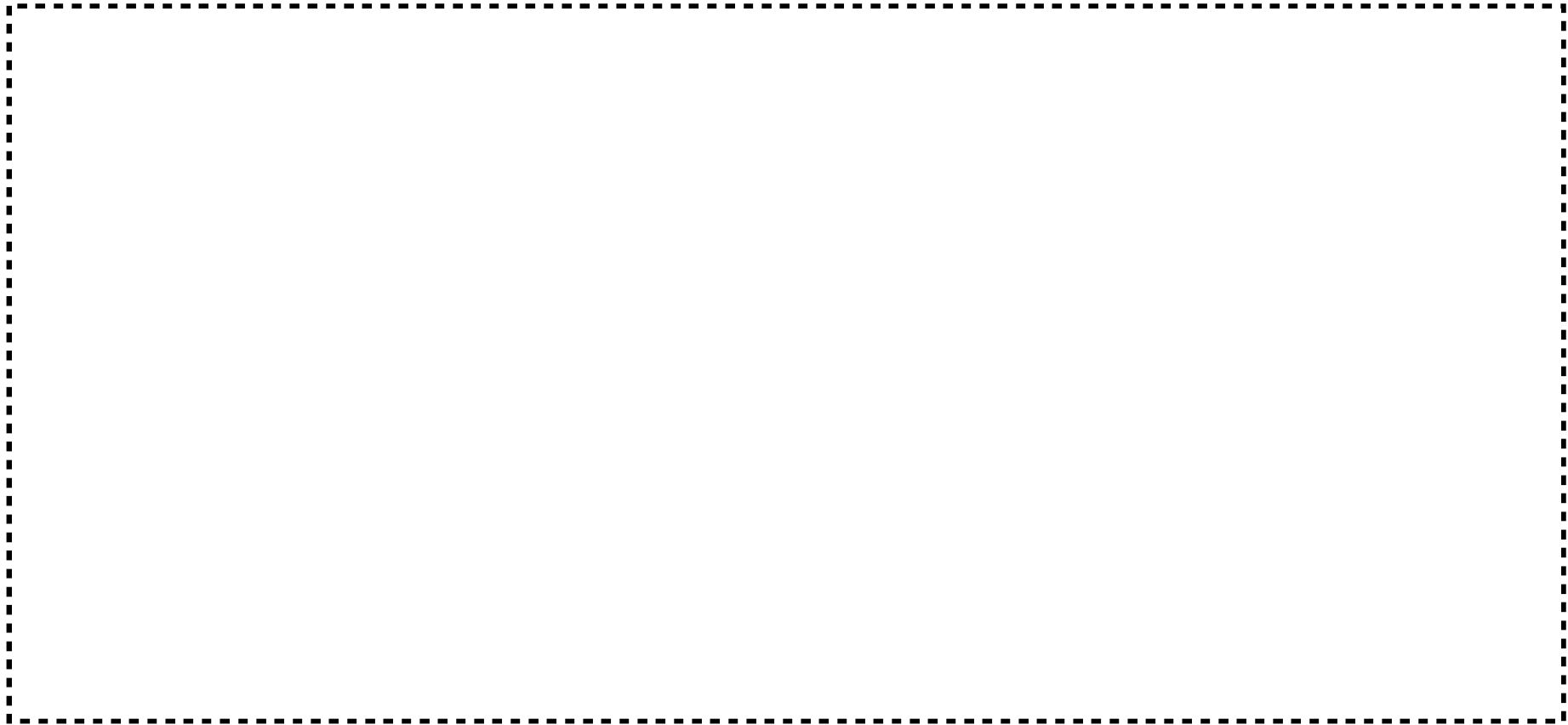


【凡例】

- | | | | |
|-------|---------------|---|--------------------|
| — | : 耐震重要度分類第1類 |  | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 |  | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第3類 |  | : 閉じ込め弁 |
| | : 耐震重要度分類第3類* |  | : フィルタユニット (設備排気用) |

* 波及的影響考慮のため
耐震重要度分類第1類相当の
支持構造物の固定を行う。

図トー2P設ー2ー4ー1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統VIII (局所排気系統)) (2 / 4)



【凡例】	
—— : 耐震重要度分類第1類	—●— : 防火ダンパー
..... : 耐震重要度分類第2類	—○— : 閉じ込めダンパー
..... : 耐震重要度分類第3類	—X— : 閉じ込め弁
	—[]— : フィルタユニット (設備排気用)

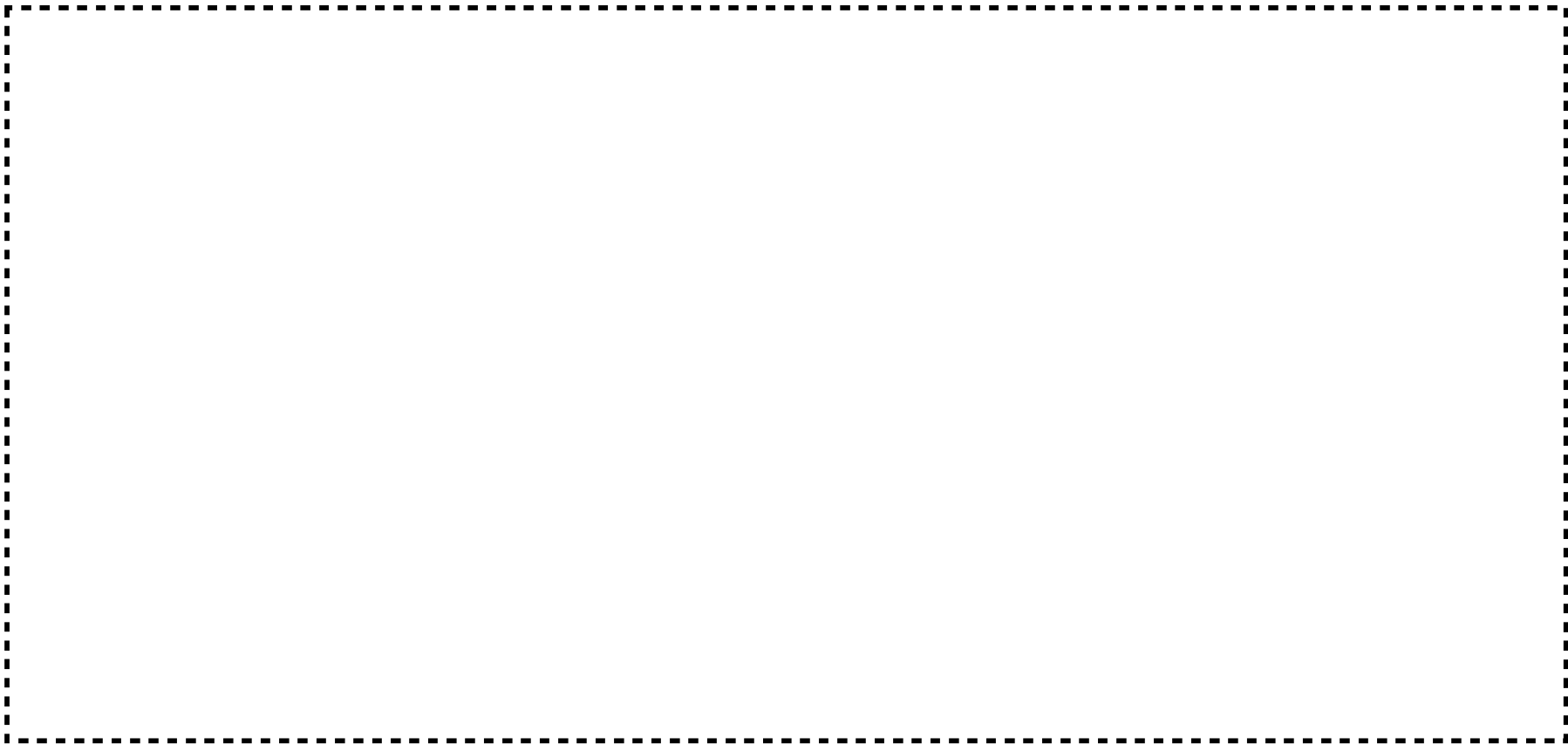
図トー2 P設ー2ー4ー1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VIII (局所排気系統)) (3 / 4)



【凡例】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| — : 耐震重要度分類第1類 | ● : 防火ダンパー |
| ⋯ : 耐震重要度分類第2類 | ○ : 閉じ込めダンパー |
| ⋯⋯ : 耐震重要度分類第3類 | ⊥ : 閉じ込め弁 |
| | ⊞ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー4ー1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統VIII (局所排気系統)) (4 / 4)




【凡例】

- | | | | |
|-------|--------------|---|--------------------|
| —— | : 耐震重要度分類第1類 | ● | : 防火ダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | ◇ | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第3類 | ▽ | : 閉じ込め弁 |
| | | ☒ | : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2P設ー2ー4ー1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統VII系統VIII (給気系統)) (1 / 3)



【凡例】

—	: 耐震重要度分類第1類		: 防火ダンパー
.....	: 耐震重要度分類第2類		: 閉じ込めダンパー
.....	: 耐震重要度分類第3類		: 閉じ込め弁
.....	: 耐震重要度分類第3類*		: フィルタユニット (設備排気用)

* 波及的影響考慮のため
耐震重要度分類第1類相当の
支持構造物の固定を行う。

図ト-2 P設-2-4-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統VII系統VIII (給気系統)) (2 / 3)



【凡例】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| — : 耐震重要度分類第1類 | ● : 防火ダンパー |
| : 耐震重要度分類第2類 | ○ : 閉じ込めダンパー |
| : 耐震重要度分類第3類 | ⊥ : 閉じ込め弁 |
| | ⊥ : フィルタユニット (設備排気用) |

図トー2 P設ー2ー4ー1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII系統VIII (給気系統)) (3 / 3)

1479



図卜-2 P設-2-4-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1480



図卜-2 P設-2-4-2 (2) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 2 (3) 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1482



図トー 2 P 設ー 2ー 4ー 2 (3) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1483



図トー 2 P 設ー 2 - 4 - 2 (4) 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

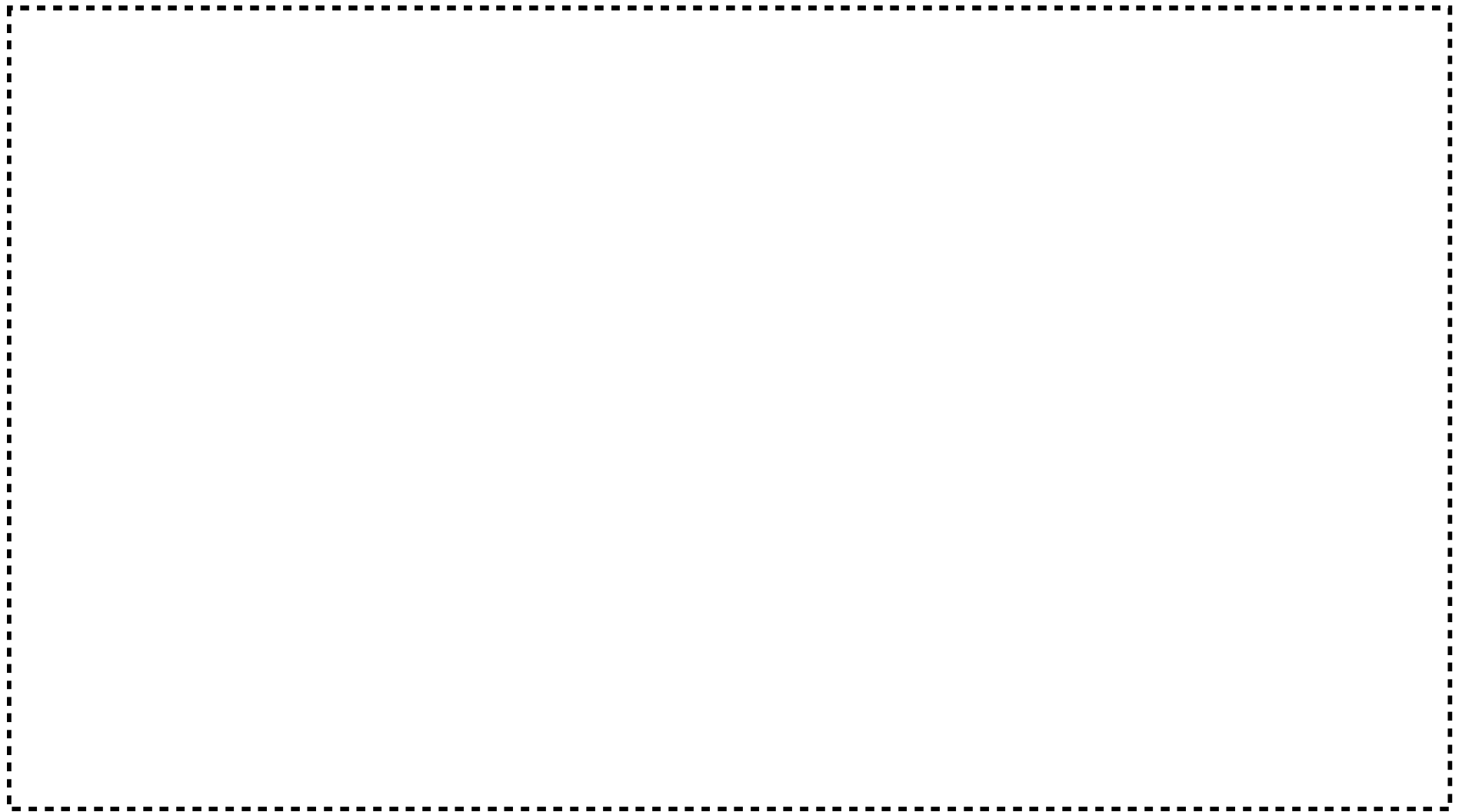


図トー 2 P 設ー 2ー 4ー 2 (4) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1485



図ト-2 P設-2-4-2 (5) 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

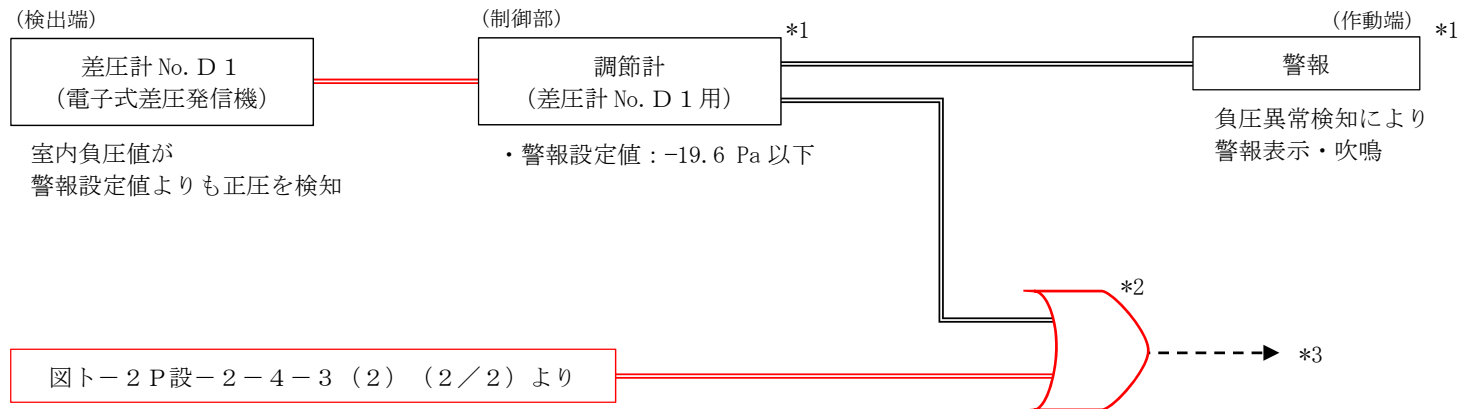
(単位 mm)



図ト-2 P設-2-4-3 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計 (配置図) (1 / 2)

青色線：追加・変更部を示す矢印





凡例

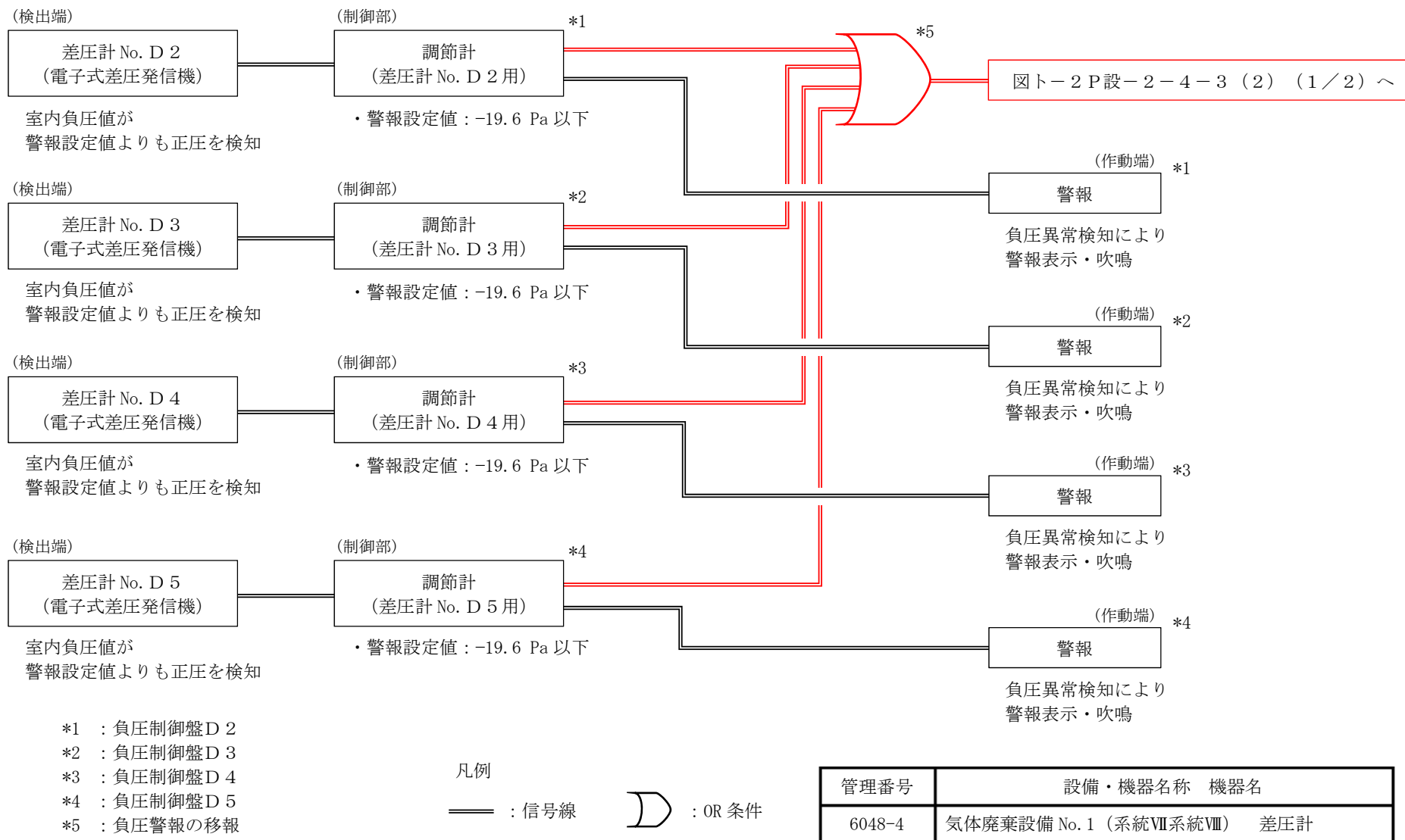
== : 信号線 D : OR条件 ----▶ : 移報

- *1 : 負圧制御盤D 1
- *2 : 負圧異常警報を負圧制御盤D 1に集約
- *3 : 警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

管理番号	設備・機器名称	機器名
6048-4	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII系統VIII)	差圧計

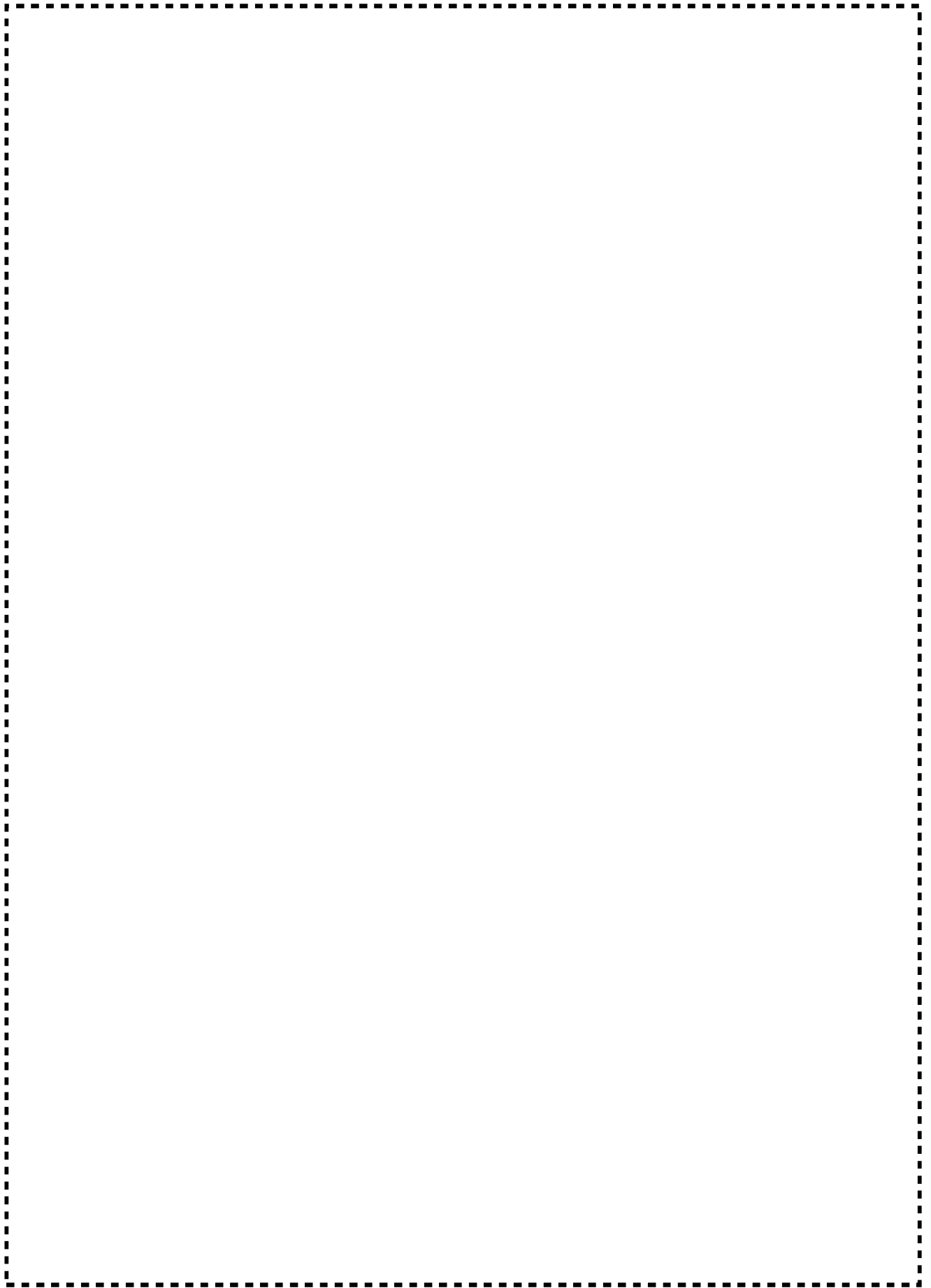
図ト-2 P設-2-4-3 (2) 気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII 差圧計 (警報信号系統図) (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部



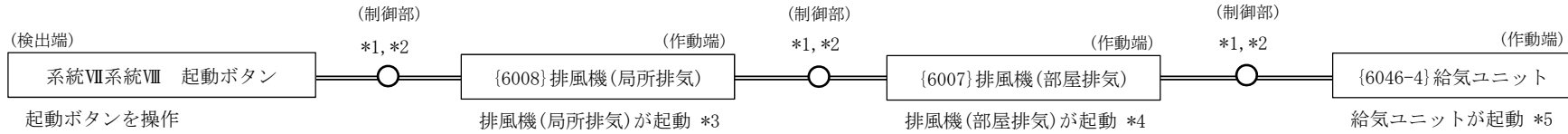
図ト-2 P 設-2-4-3 (2) 気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII 差圧計 (警報信号系統図) (2/2)

赤色線：追加・変更部

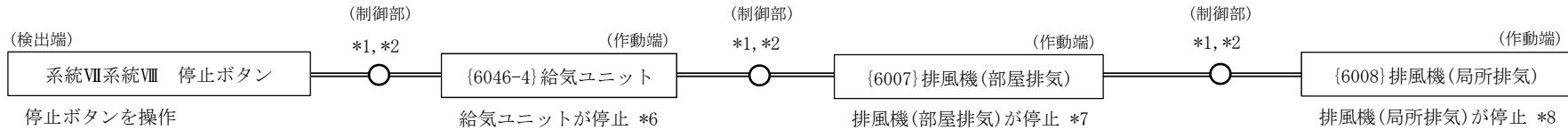


図ト-2 P設-2-4-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)
送排風機の起動停止時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 起動時



気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 停止時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6048-8)制御盤
- *3 : 起動条件 送排風機起動信号検知
- *4 : 起動条件 {6008} 排風機の起動信号検知及び{6044} 閉じ込めダンパーの開動作検知 (図ト-2 P 設-2-4-4 (6) 参照)
- *5 : 起動条件 {6007} 排風機の起動信号検知、{6043} 閉じ込めダンパーの開動作検知及び{6043-2} 閉じ込めダンパーの開動作検知 (図ト-2 P 設-2-4-4 (6) 参照)
- *6 : 停止条件 送排風機停止信号検知
- *7 : 停止条件 {6046-4} 給気ユニットの停止信号検知
- *8 : 停止条件 {6007} 排風機の停止信号検知

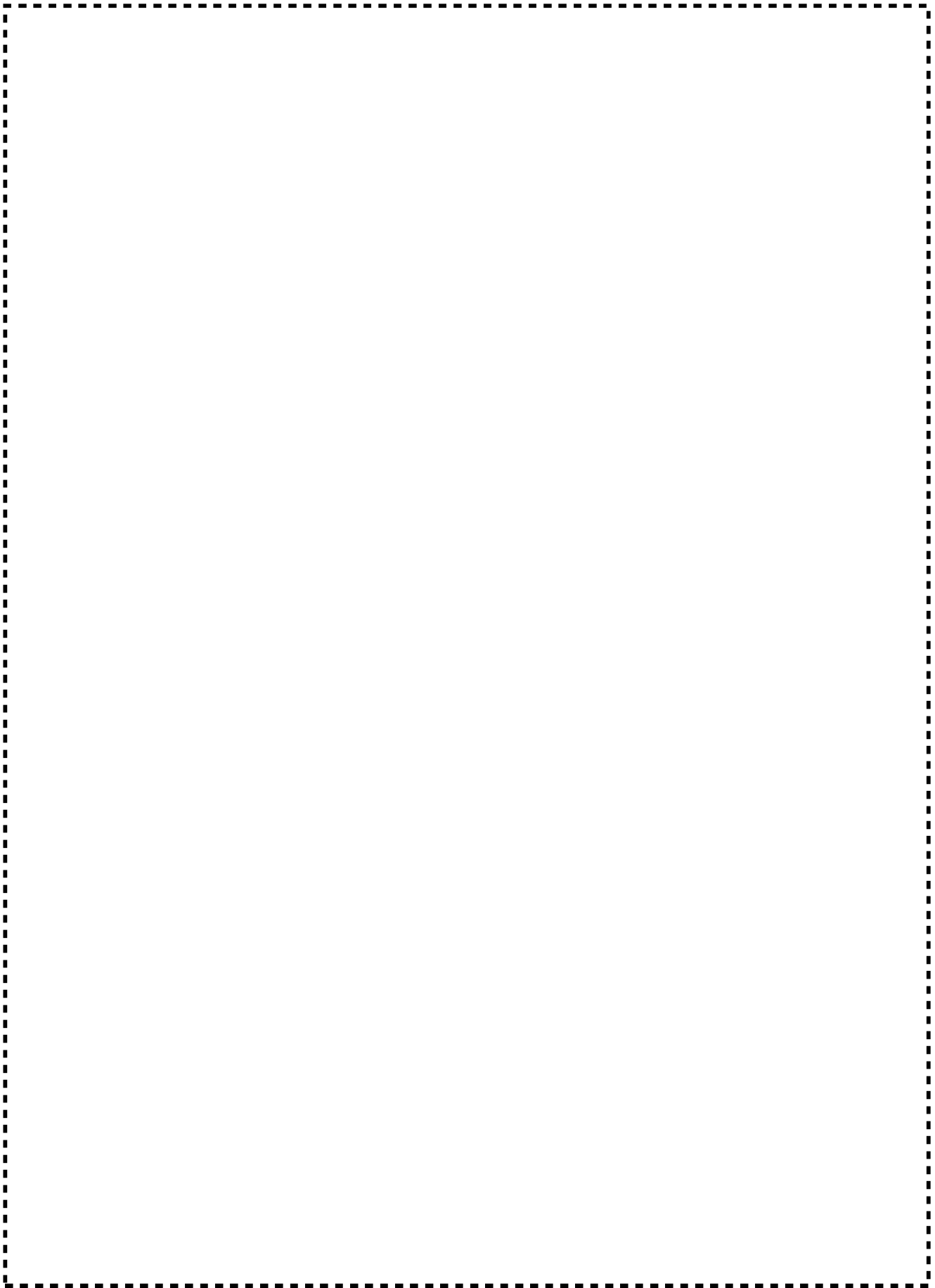
凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機(307-F)
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機(308-F)
6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット(204AC)

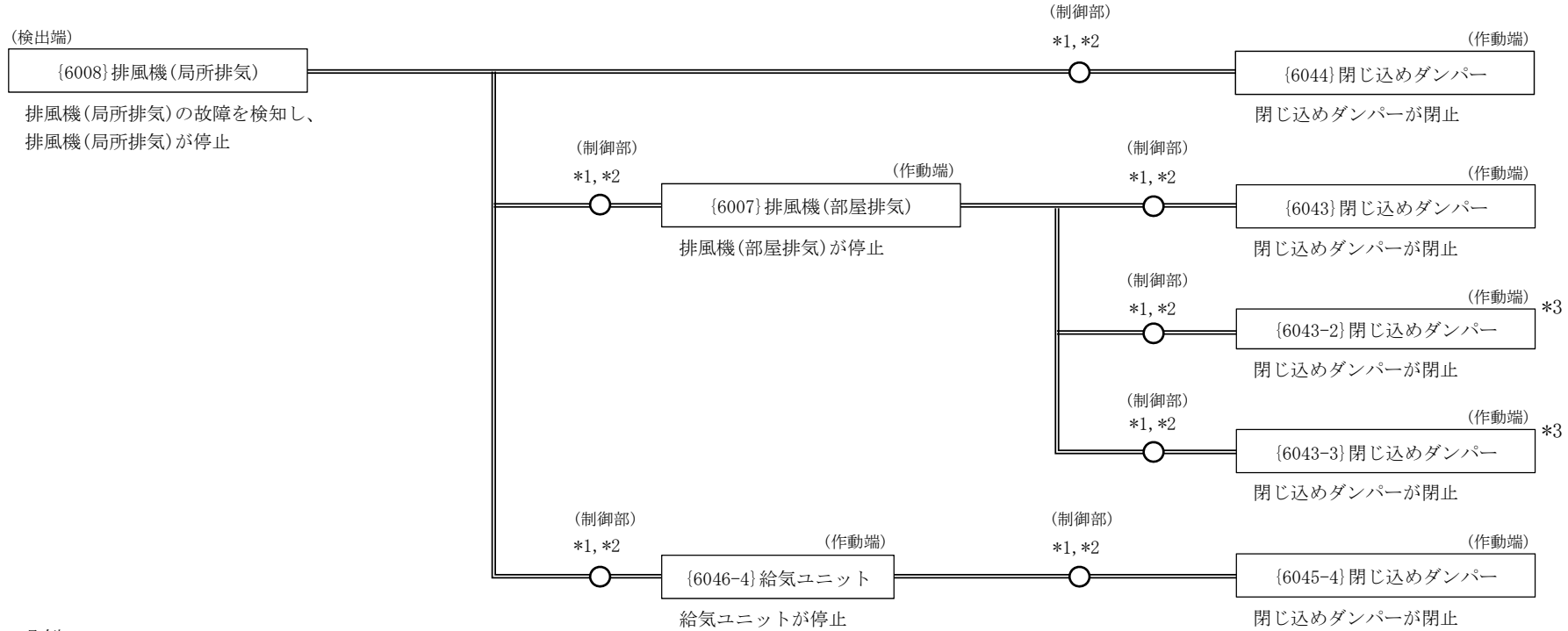
図ト-2 P 設-2-4-4 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図卜-2 P設-2-4-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)
送排風機異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 送排風機異常時



凡例

==== : 信号線

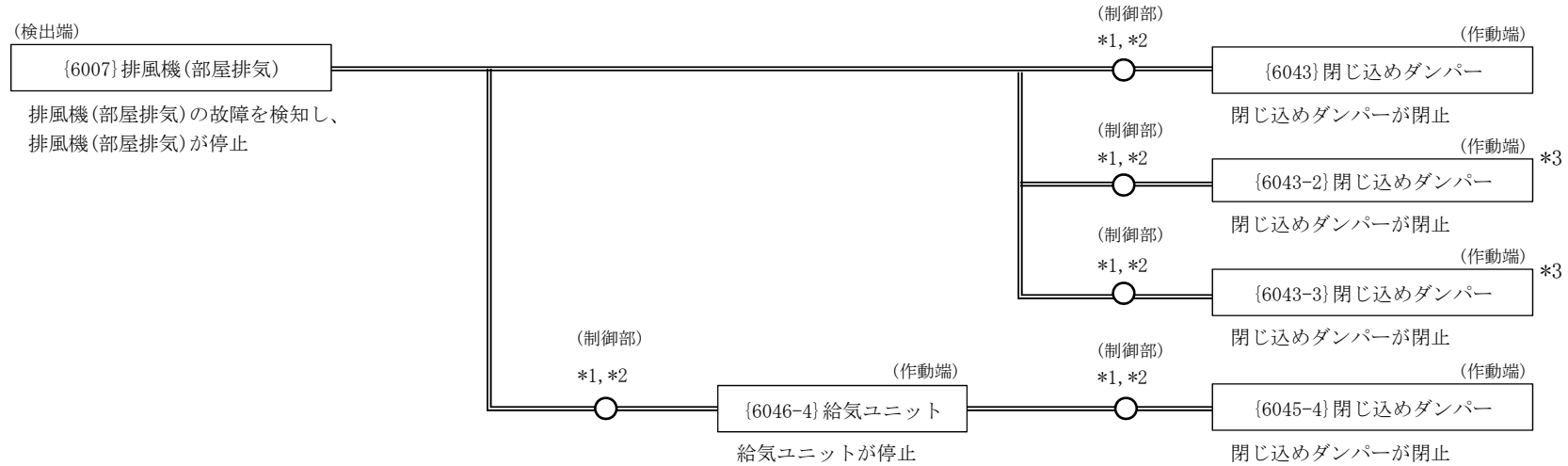
- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6048-8)制御盤
- *3 : {6043-2} 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) 及び {6043-3} 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) は 切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

管理番号	設備・機器名称
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機(307-F)
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機(308-F)
6043	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6044	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6043-2	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)
6043-3	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)
6045-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット(204AC)

図トー 2 P 設- 2-4-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (1 / 2)

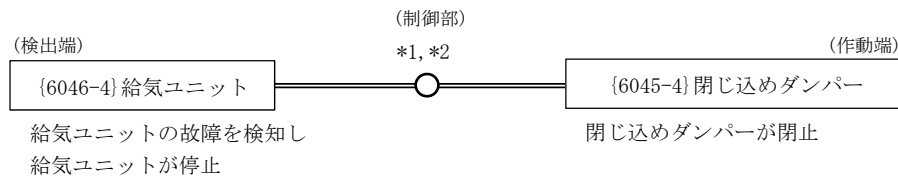
赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 送排風機異常時



1494

気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット異常時



凡例

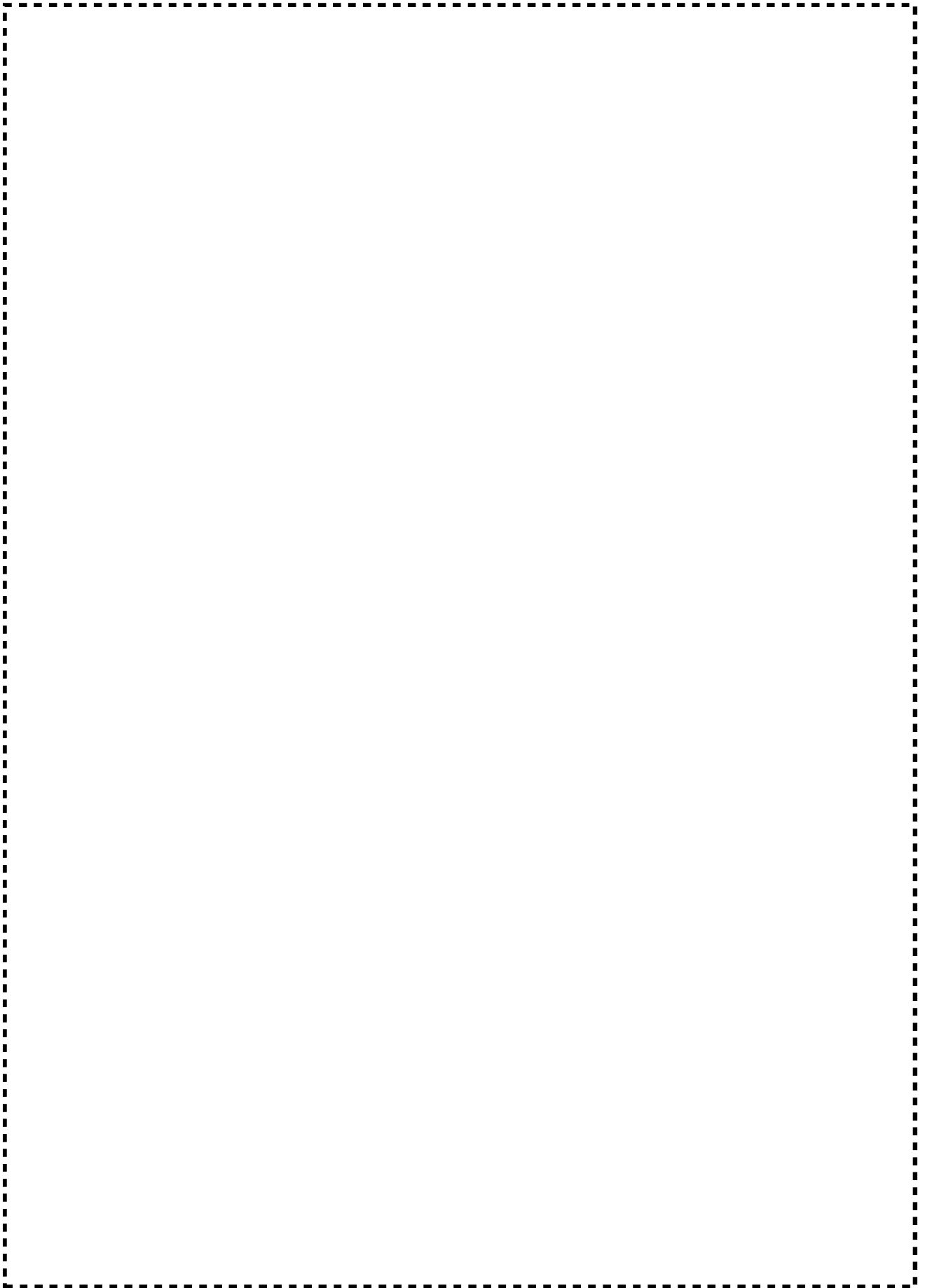
==== : 信号線

- *1: メカニカルリレー
- *2: (6048-8) 制御盤
- *3: {6043-2} 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) 及び {6043-3} 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) は切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

管理番号	設備・機器名称
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機(307-F)
6043	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6043-2	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)
6043-3	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)
6045-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット(204AC)

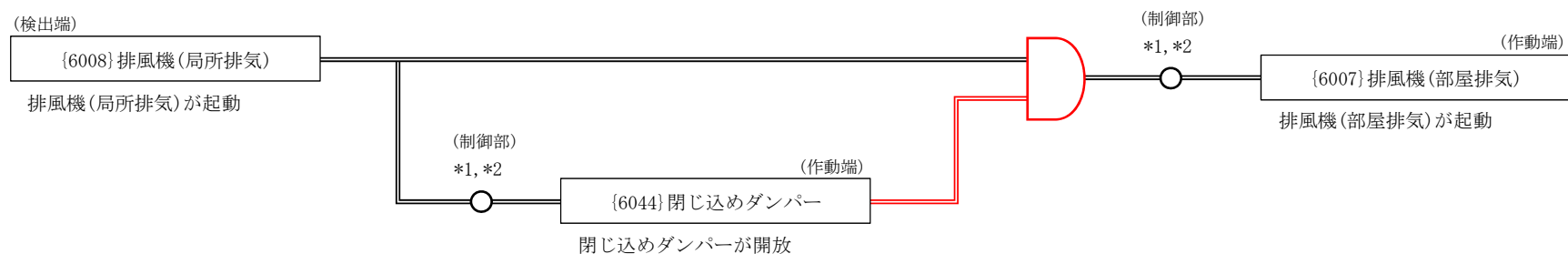
図ト-2 P設-2-4-4 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (2/2)

赤色線: 追加・変更部

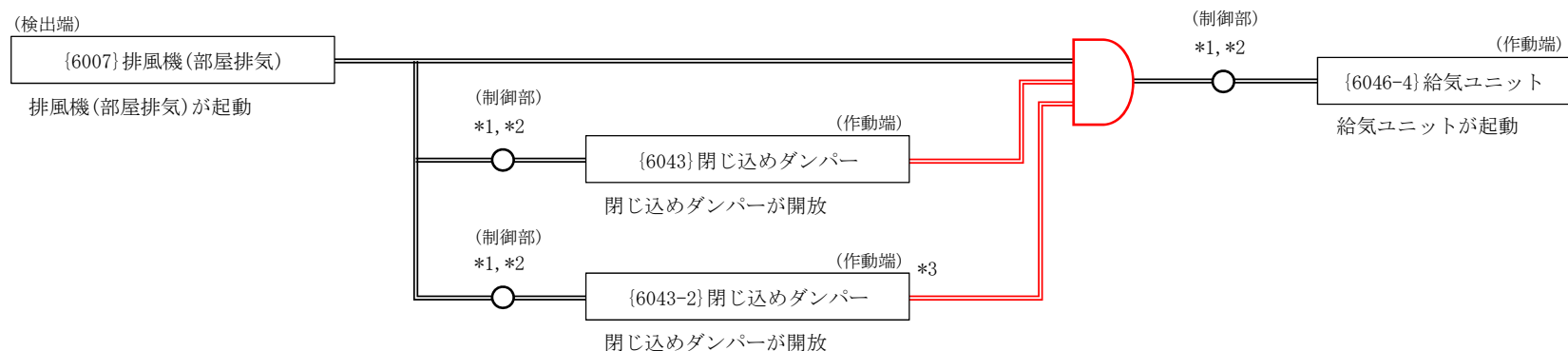


図ト-2 P設-2-4-4 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)
ダンパー開度異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 排風機(局所排気) 起動時



気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



凡例

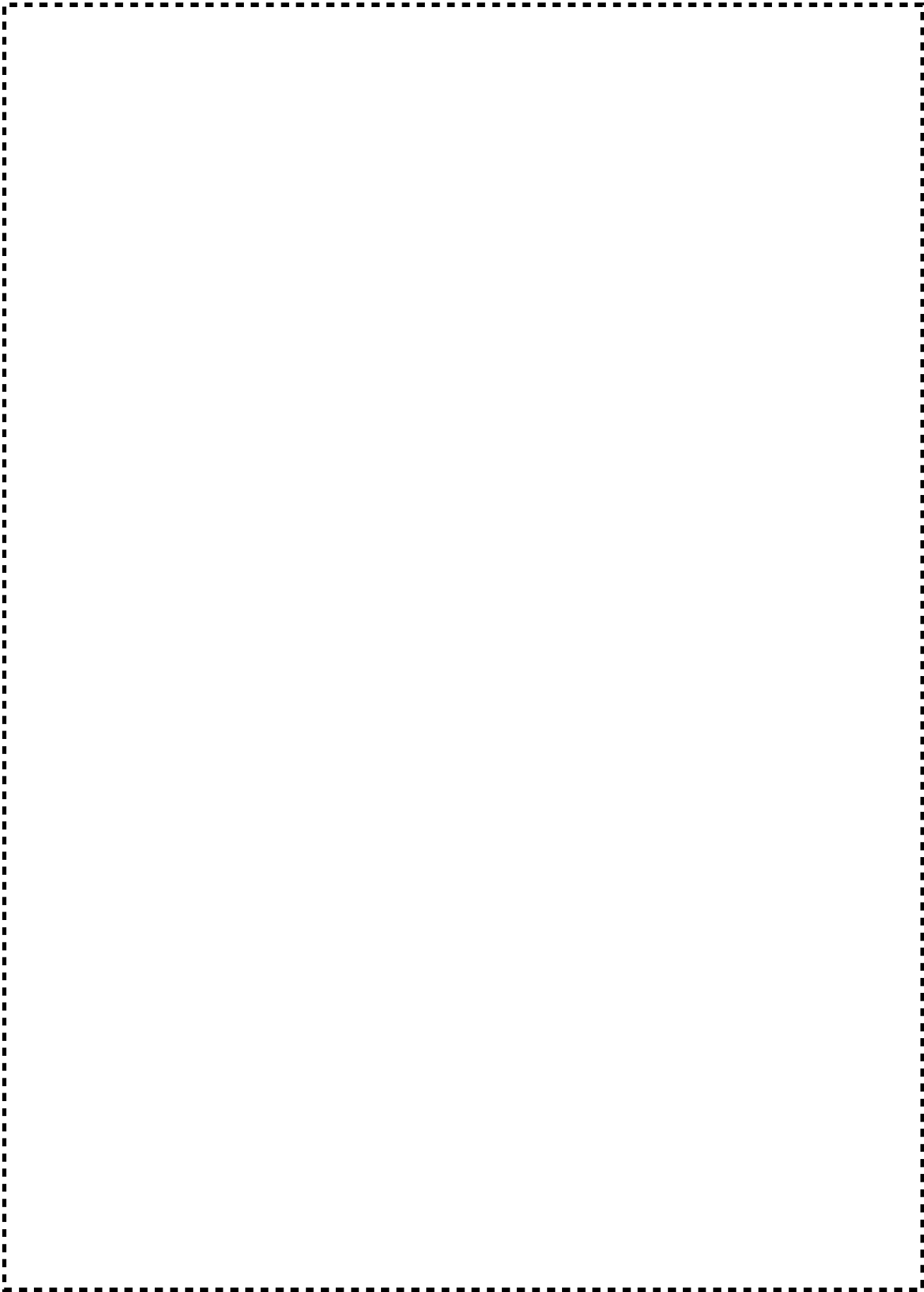
— : 信号線 D : AND条件

- *1: メカニカルリレー
- *2: (6048-8)制御盤
- *3: {6043-3}閉じ込めダンパーは起動時に開放しない

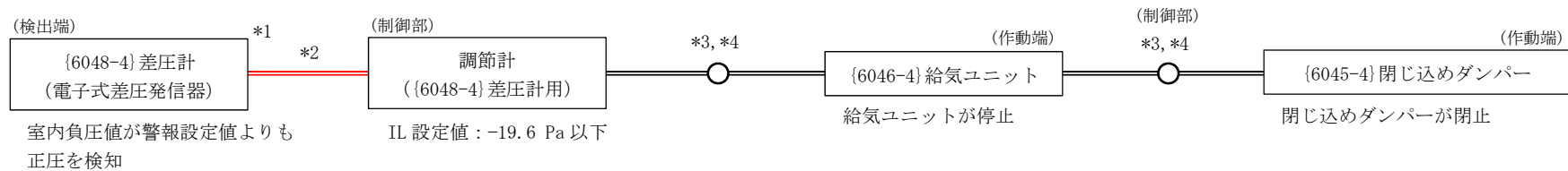
管理番号	設備・機器名称
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機(307-F)
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機(308-F)
6043	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6044	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6043-2	気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)
6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット(204AC)

図トー 2 P 設- 2-4-4 (6) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線: 追加・変更部



図卜-2 P設-2-4-4 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)
室内負圧異常時 (配置図)



凡例

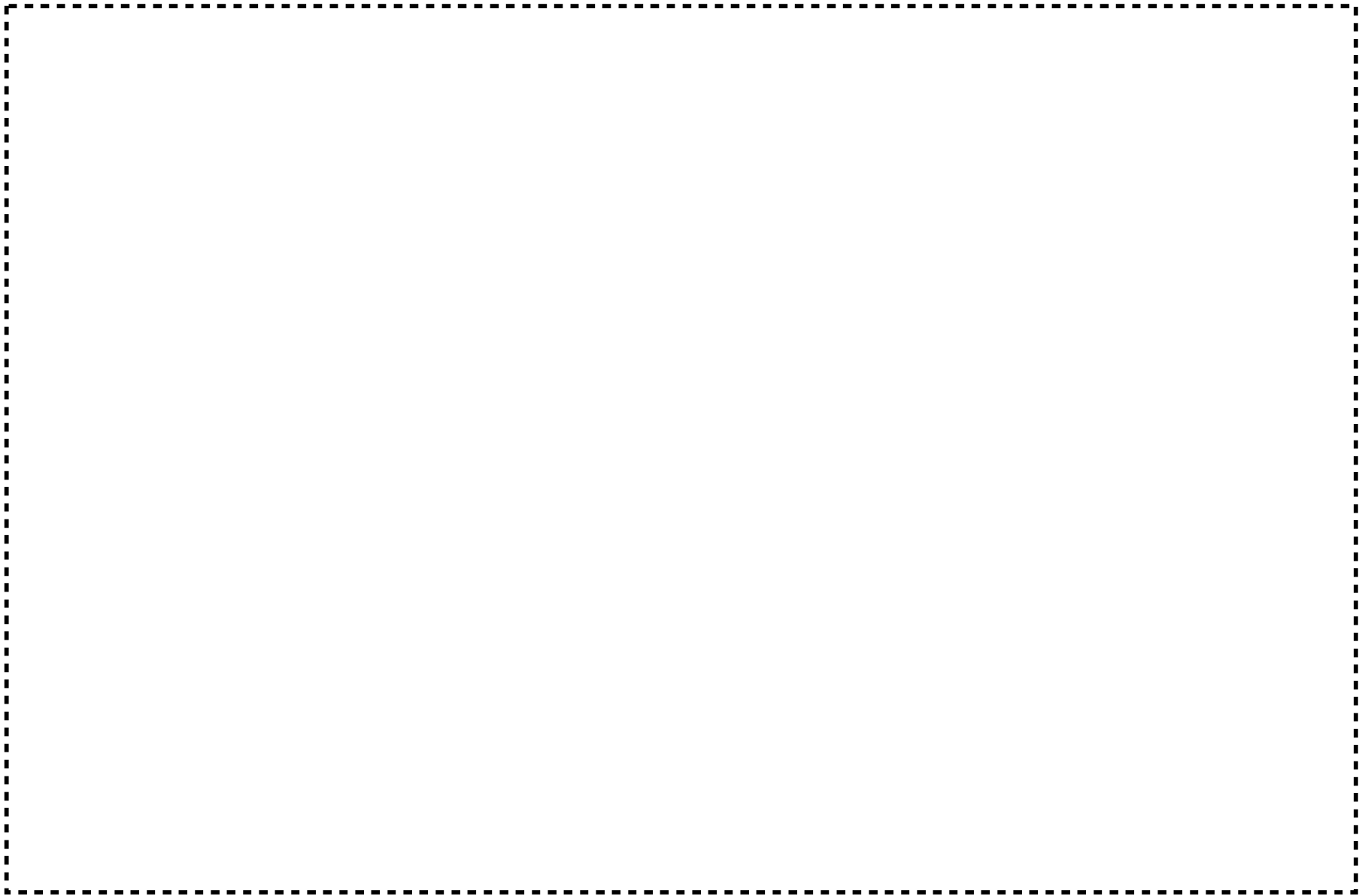
==== : 信号線

- *1 : 第2-2ペレット室に設置する差圧計 No. D1
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (6048-8)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6045-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット(204AC)
6048-4	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII 差圧計

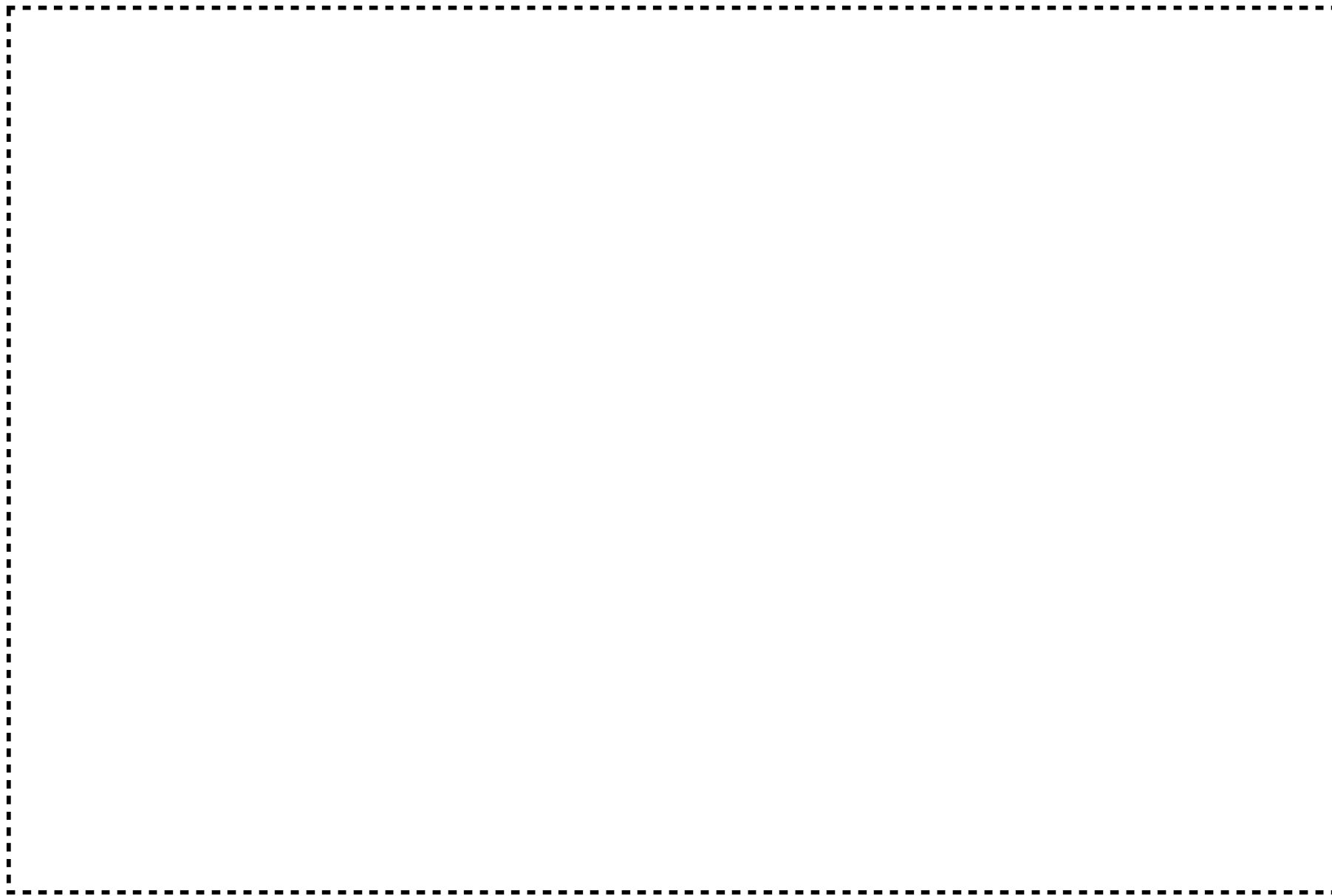
図ト-2 P設-2-4-4 (8) 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部

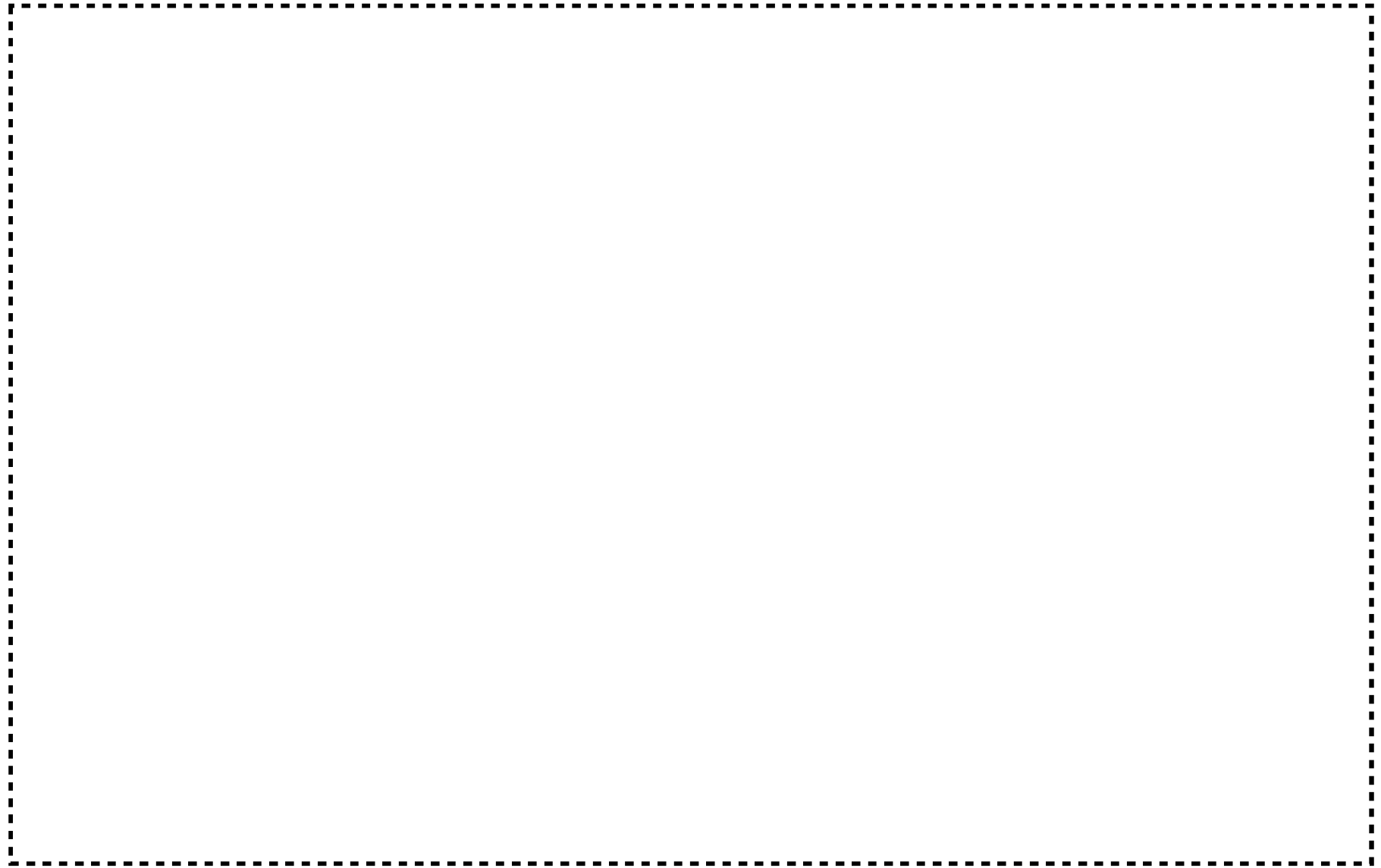


図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (1/5)

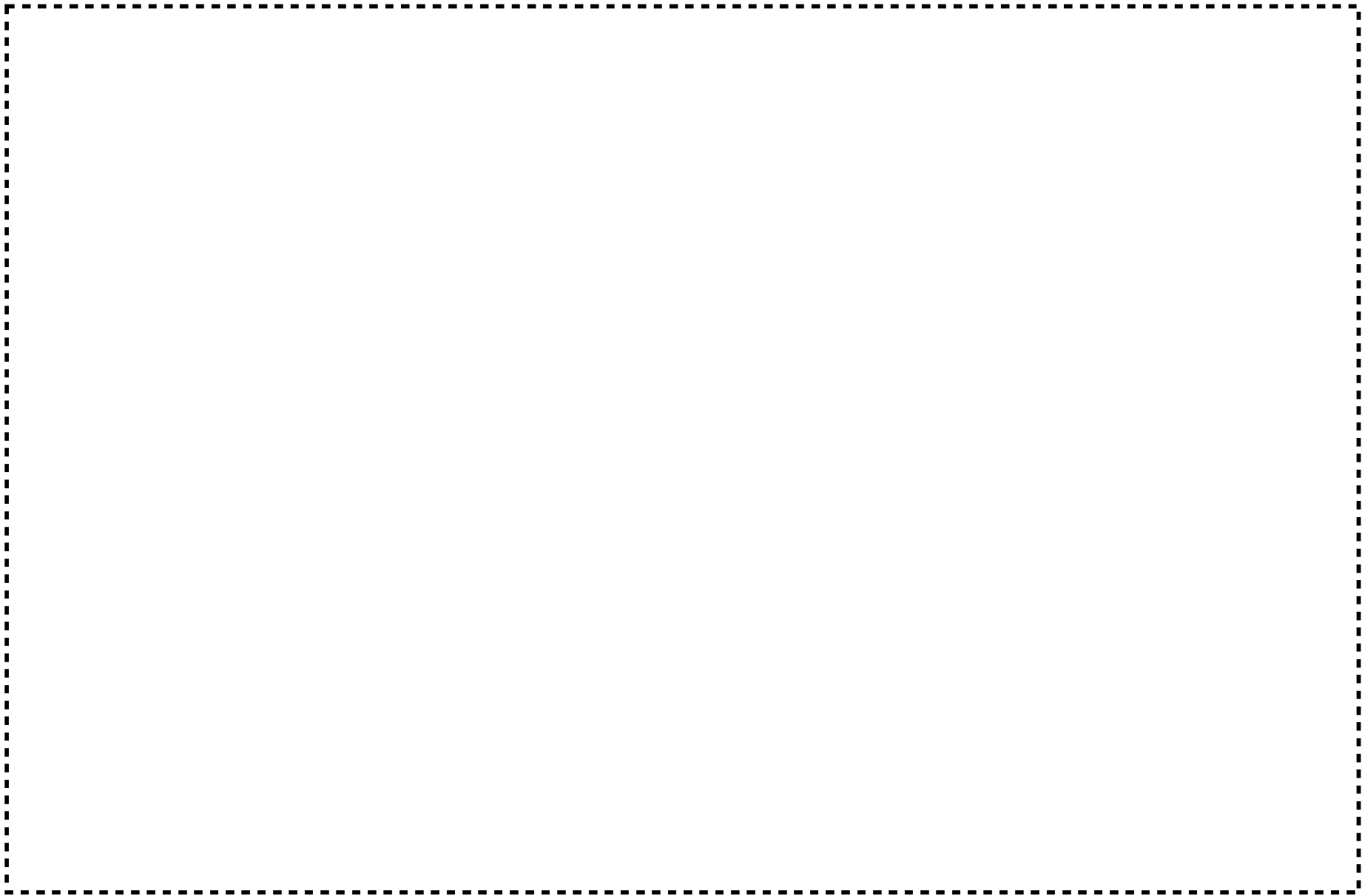
1500



図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (2/5)



図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (3/5)



図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (4/5)



図ト-2 P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (5/5)

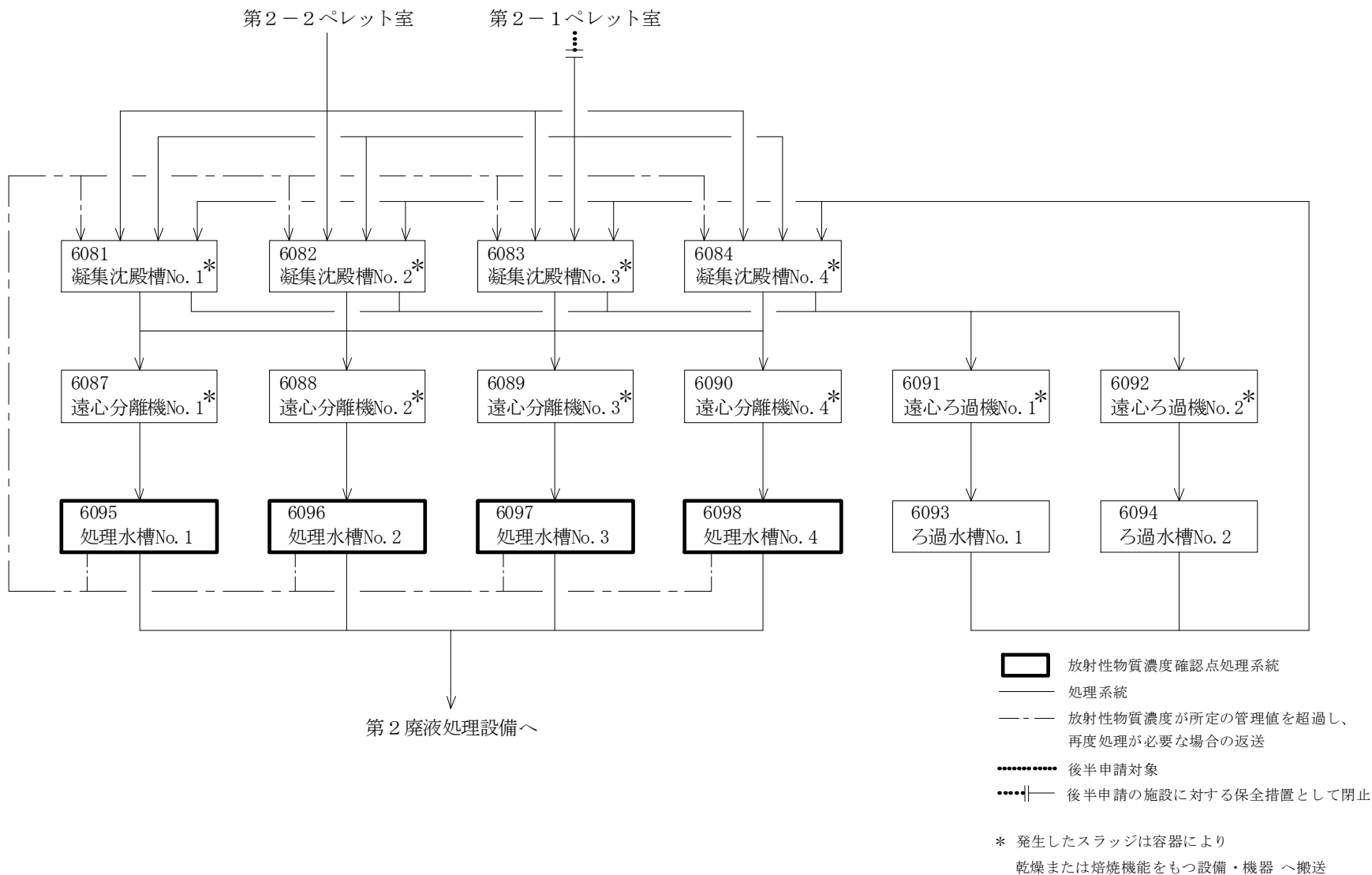
1504



図トー 2 P 設ー 2ー 5 気体廃棄設備 No. 1 改造図 (金属製カバーの設置)

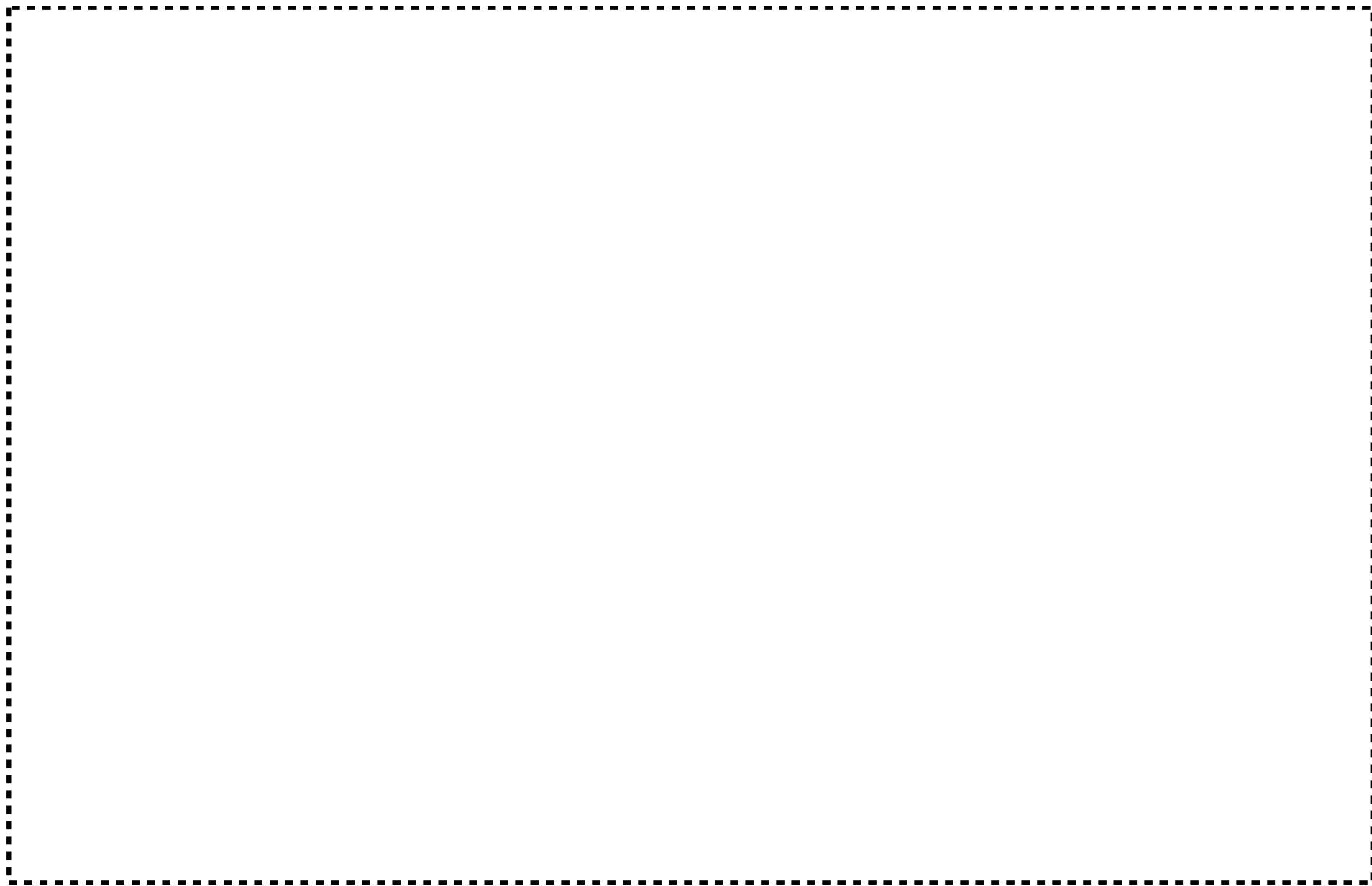
赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-2 P設-3-1 第1廃液処理設備 廃液系統図

1506

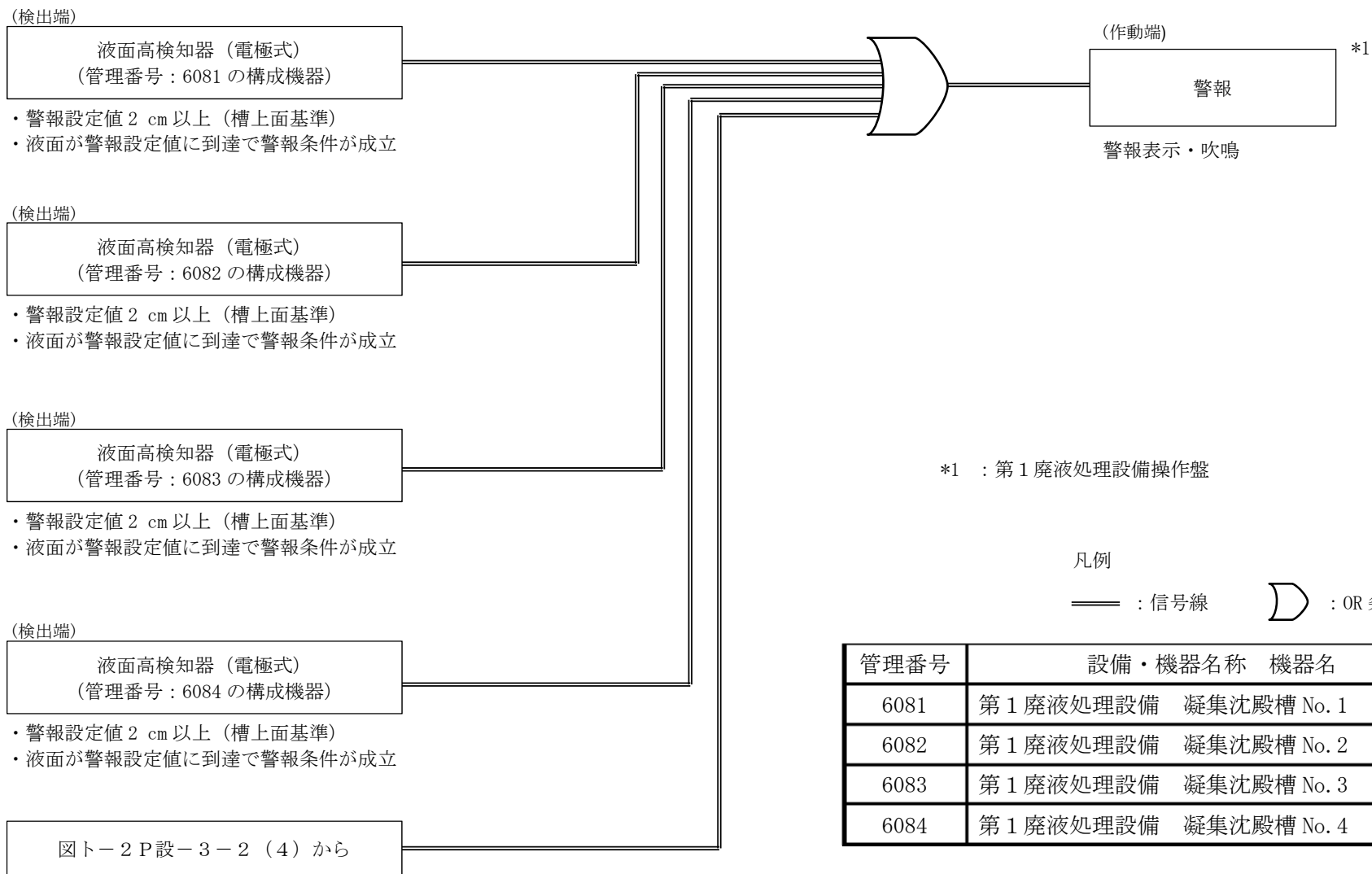


図卜-2 P設-3-2 (1) 第1 廃液処理設備 配置図 (1 / 2)

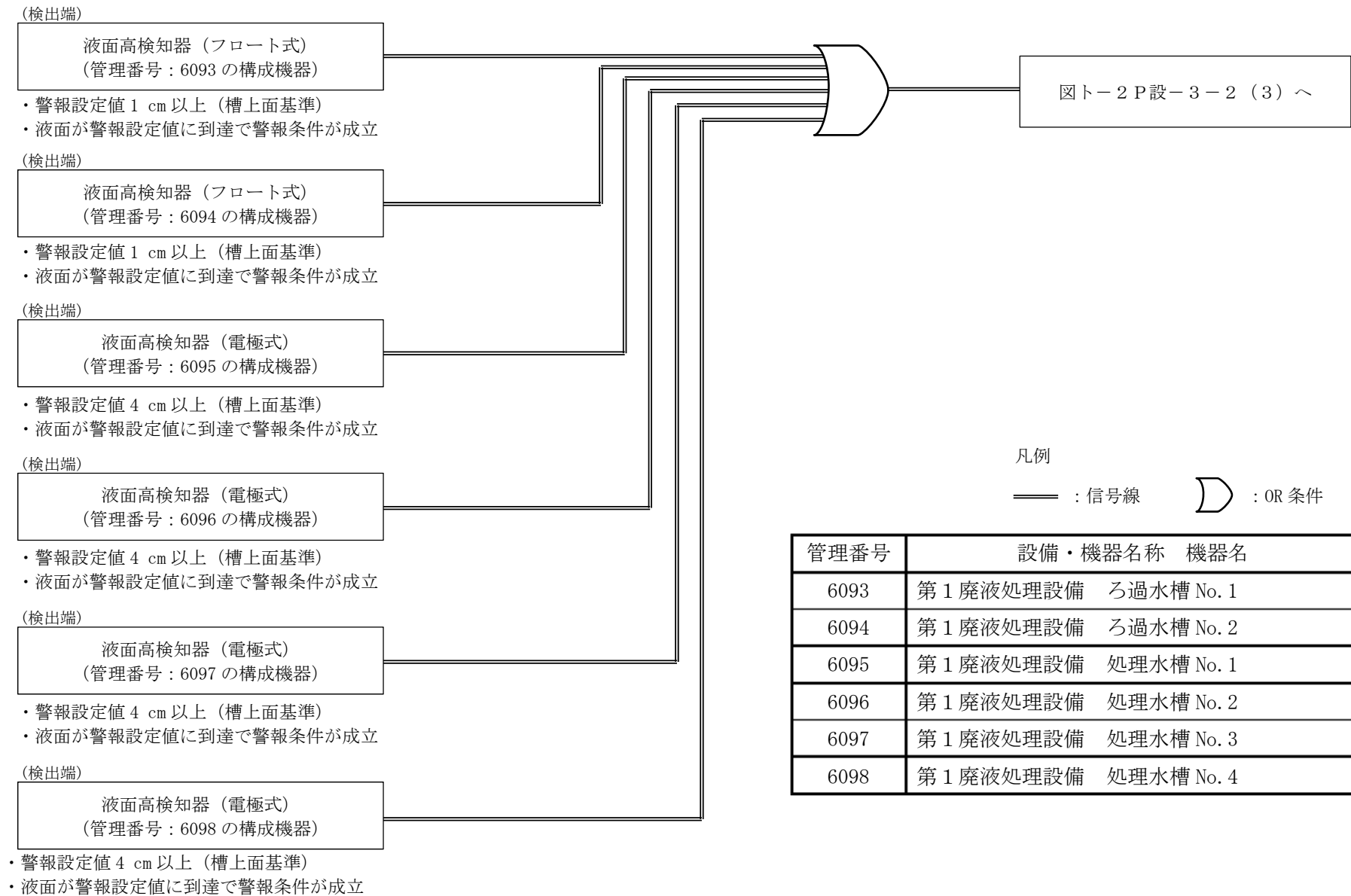
(単位 mm)



図卜-2 P設-3-2 (2) 第1 廃液処理設備 配置図 (2 / 2)



図ト－2 P 設－3－2 (3) 第1 廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図) (1 / 2)

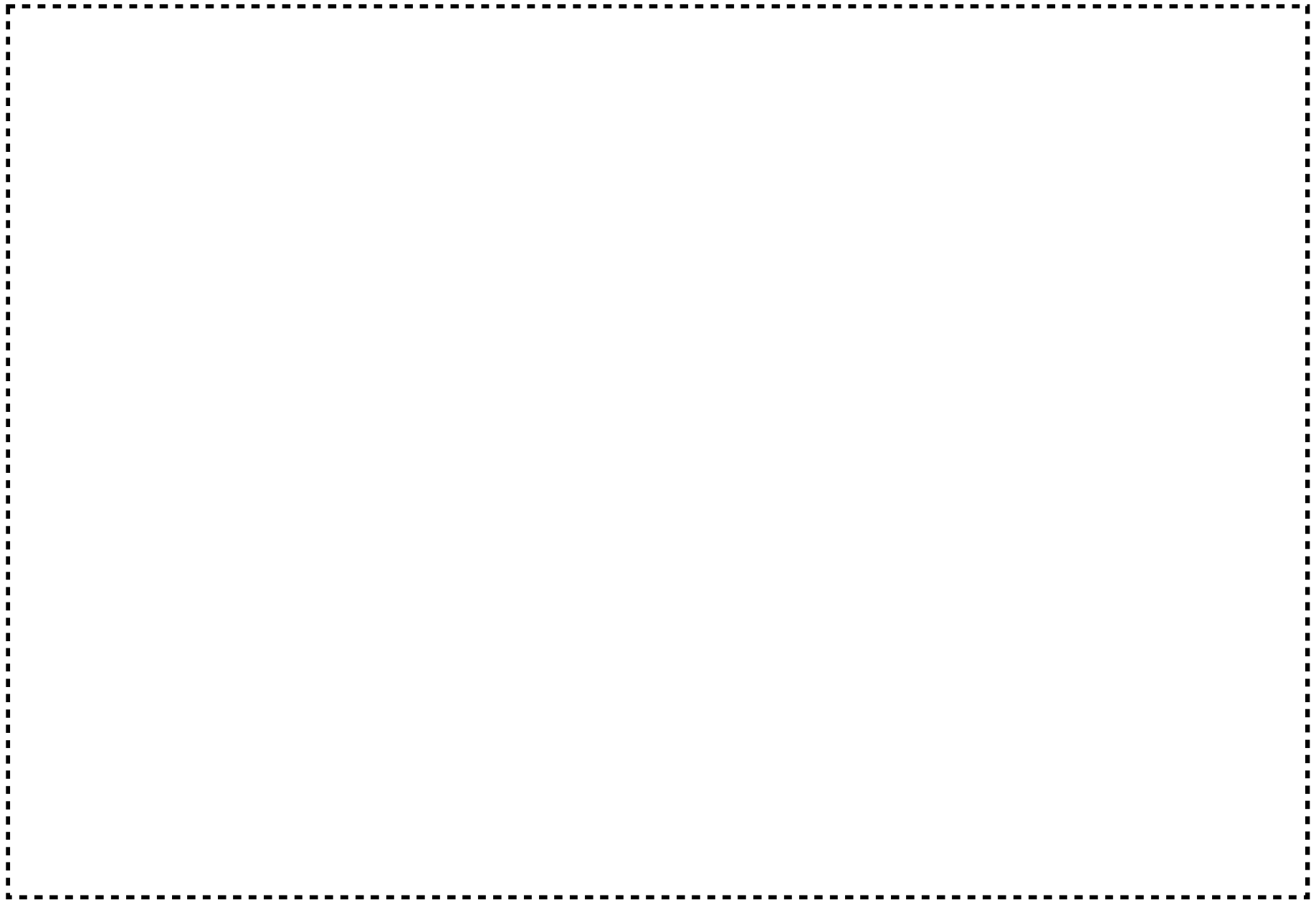


管理番号	設備・機器名称	機器名
6093	第 1 廃液処理設備	ろ過水槽 No. 1
6094	第 1 廃液処理設備	ろ過水槽 No. 2
6095	第 1 廃液処理設備	処理水槽 No. 1
6096	第 1 廃液処理設備	処理水槽 No. 2
6097	第 1 廃液処理設備	処理水槽 No. 3
6098	第 1 廃液処理設備	処理水槽 No. 4

図ト-2P設-3-2(4) 第1廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図) (2/2)

赤色線：追加・変更部

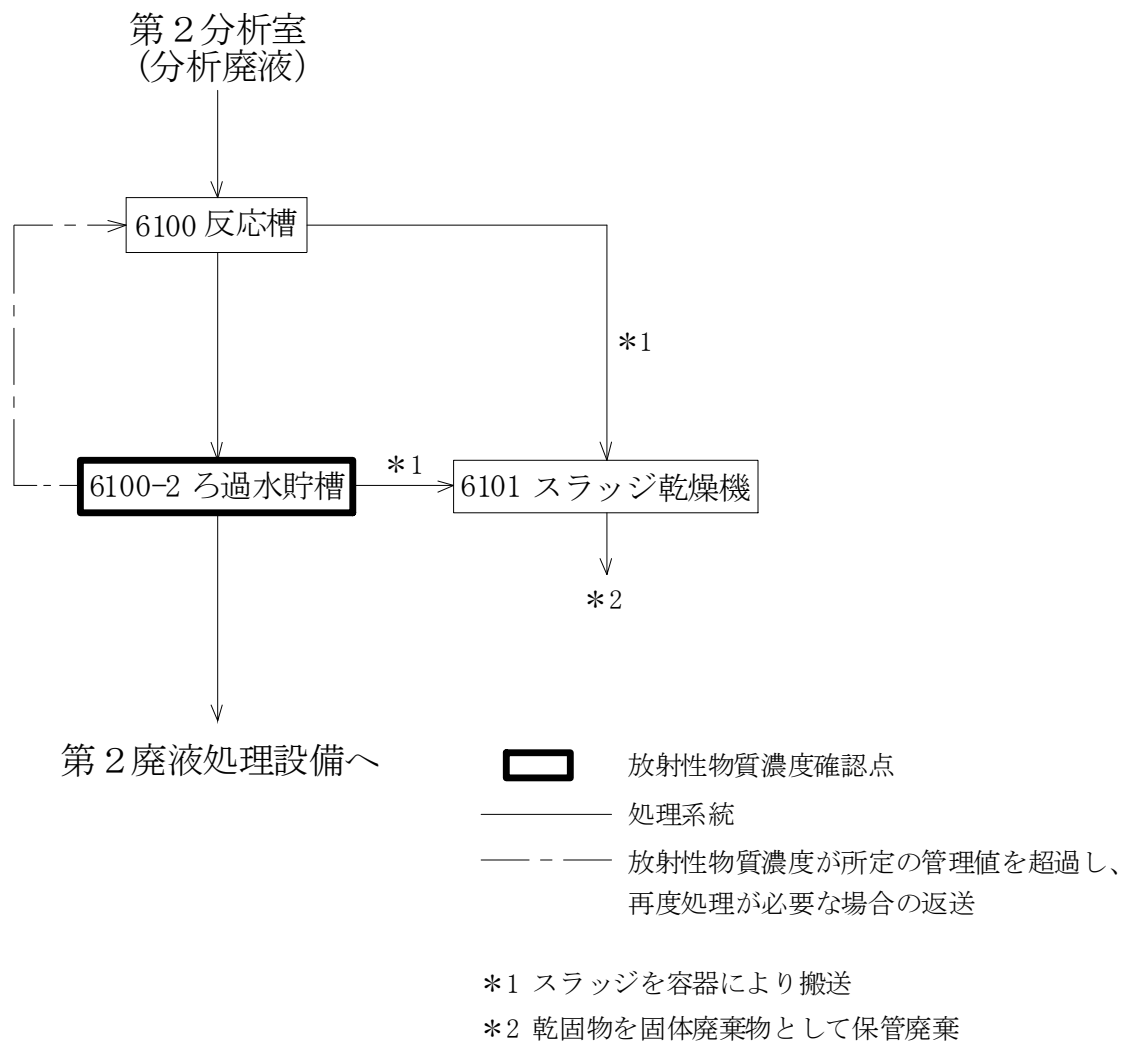
1510



図卜-2 P設-3-3 第1 廃液処理設備 補強詳細図

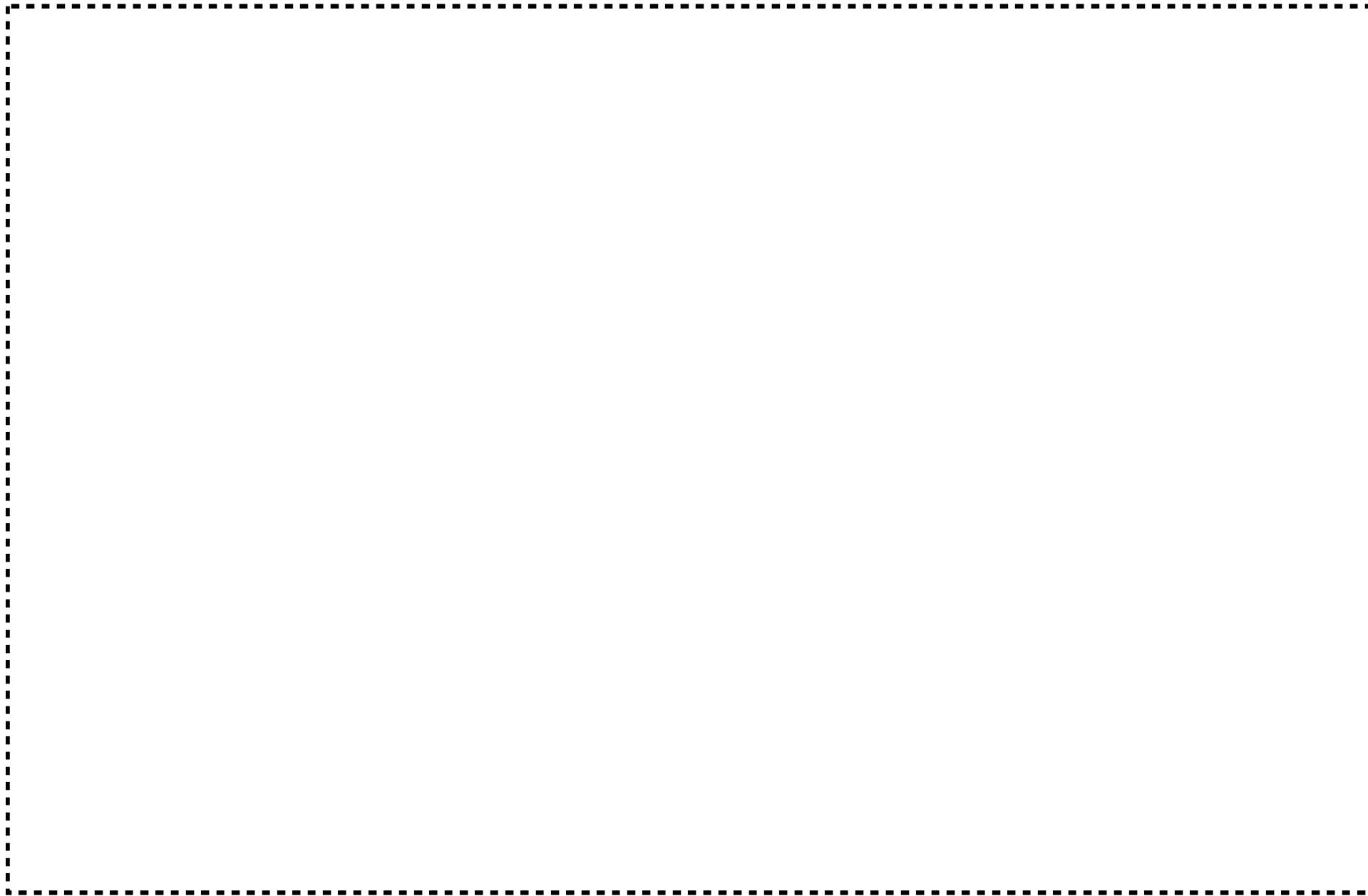
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 廃液系統図

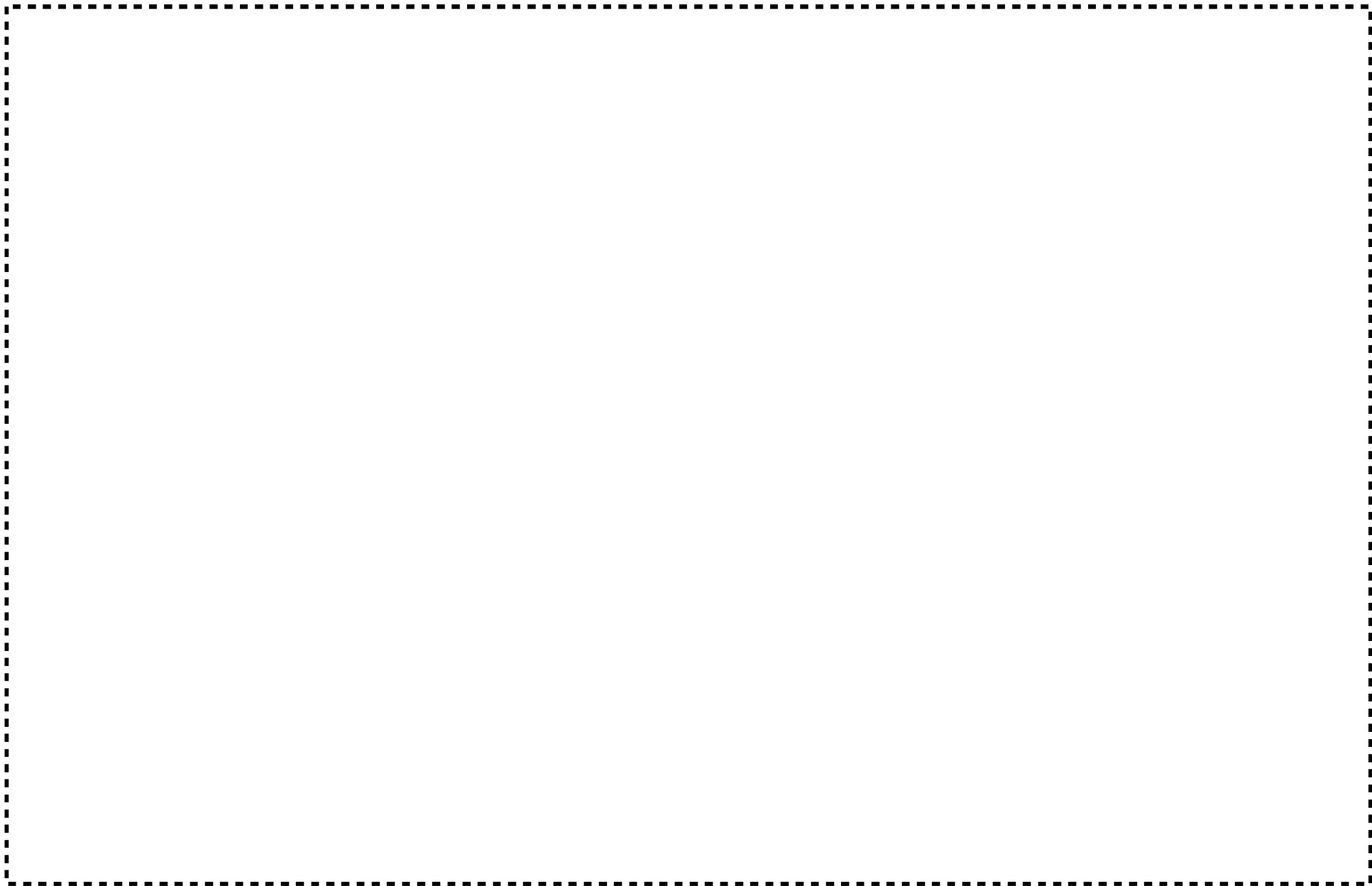
1513



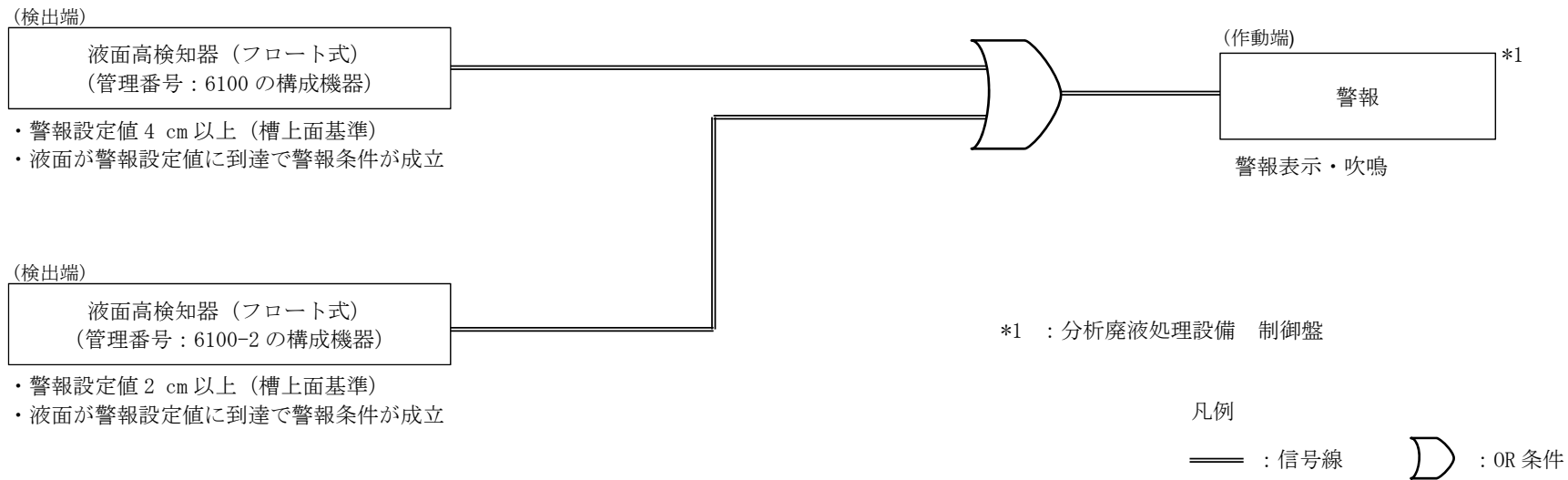
図卜-2 P設-4-2 (1) 分析廃液処理設備 配置図 (1 / 2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図卜-2 P設-4-2 (2) 分析廃液処理設備 配置図 (2 / 2)



管理番号	設備・機器名称	機器名
6100	分析廃液処理設備	反応槽
6100-2	分析廃液処理設備	ろ過水貯槽

図卜-2 P設-4-2 (3) 分析廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部

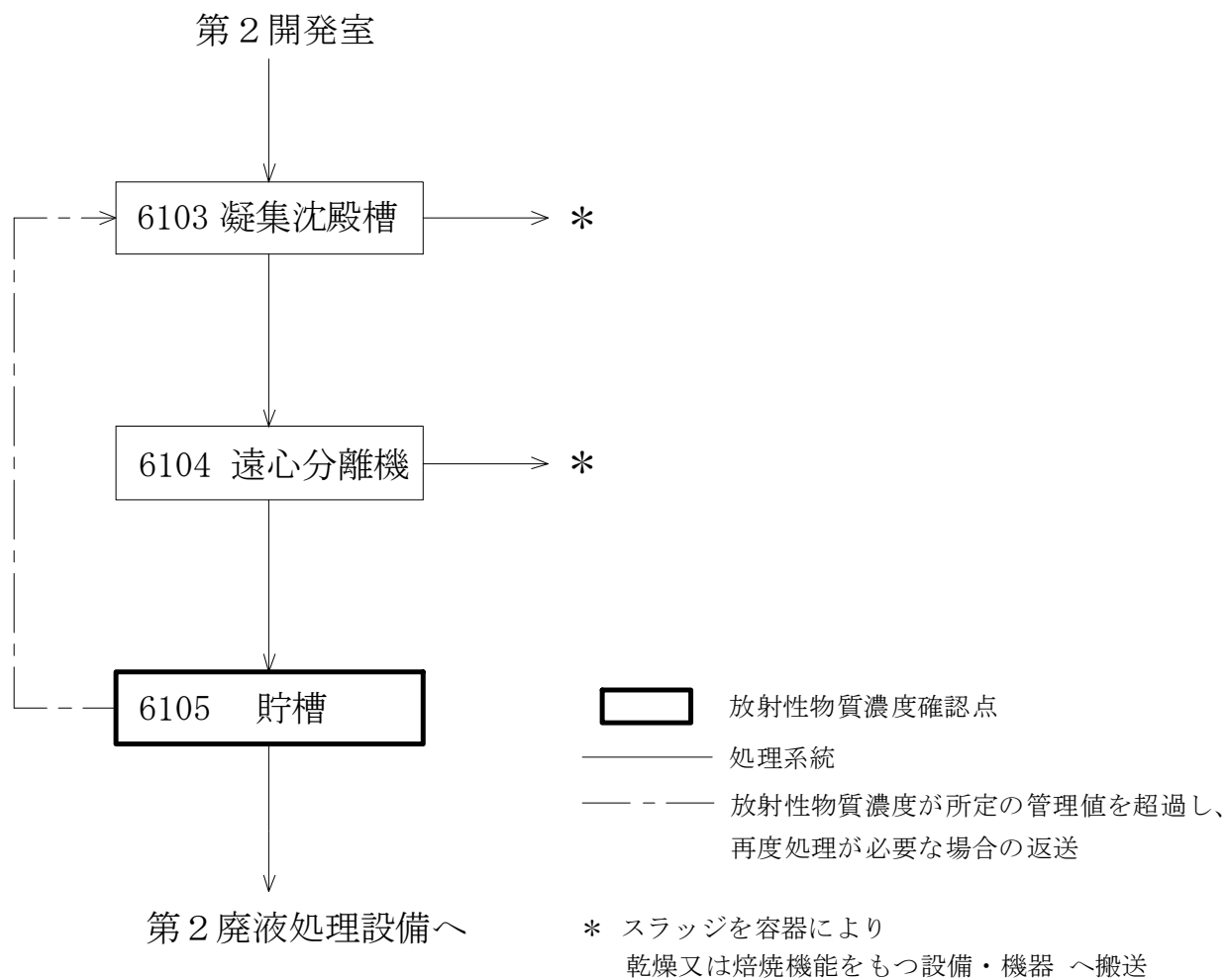
1516



図トー 2 P 設 - 4 - 3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機

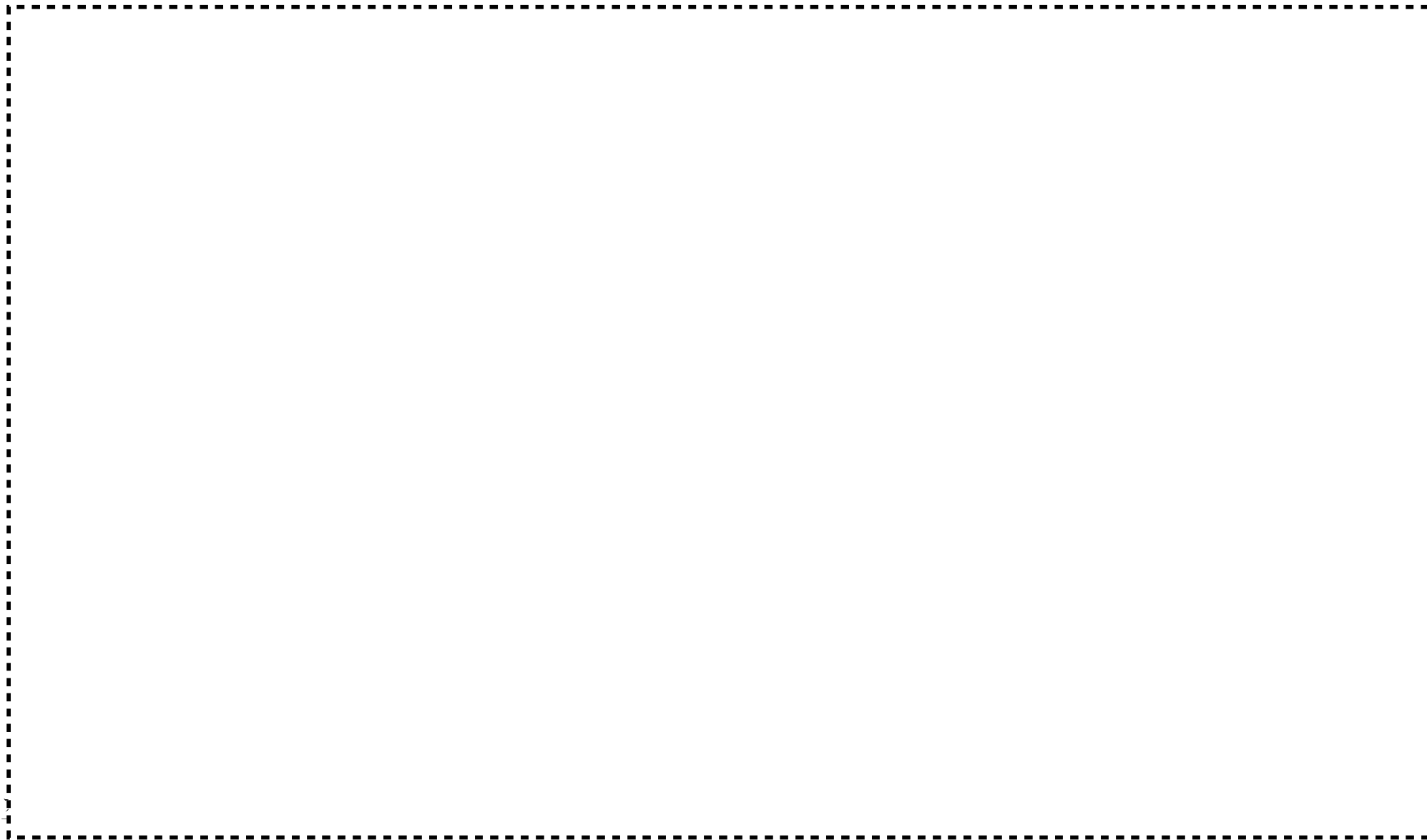
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-2 P設-5-1 開発室廃液処理設備 廃液系統図

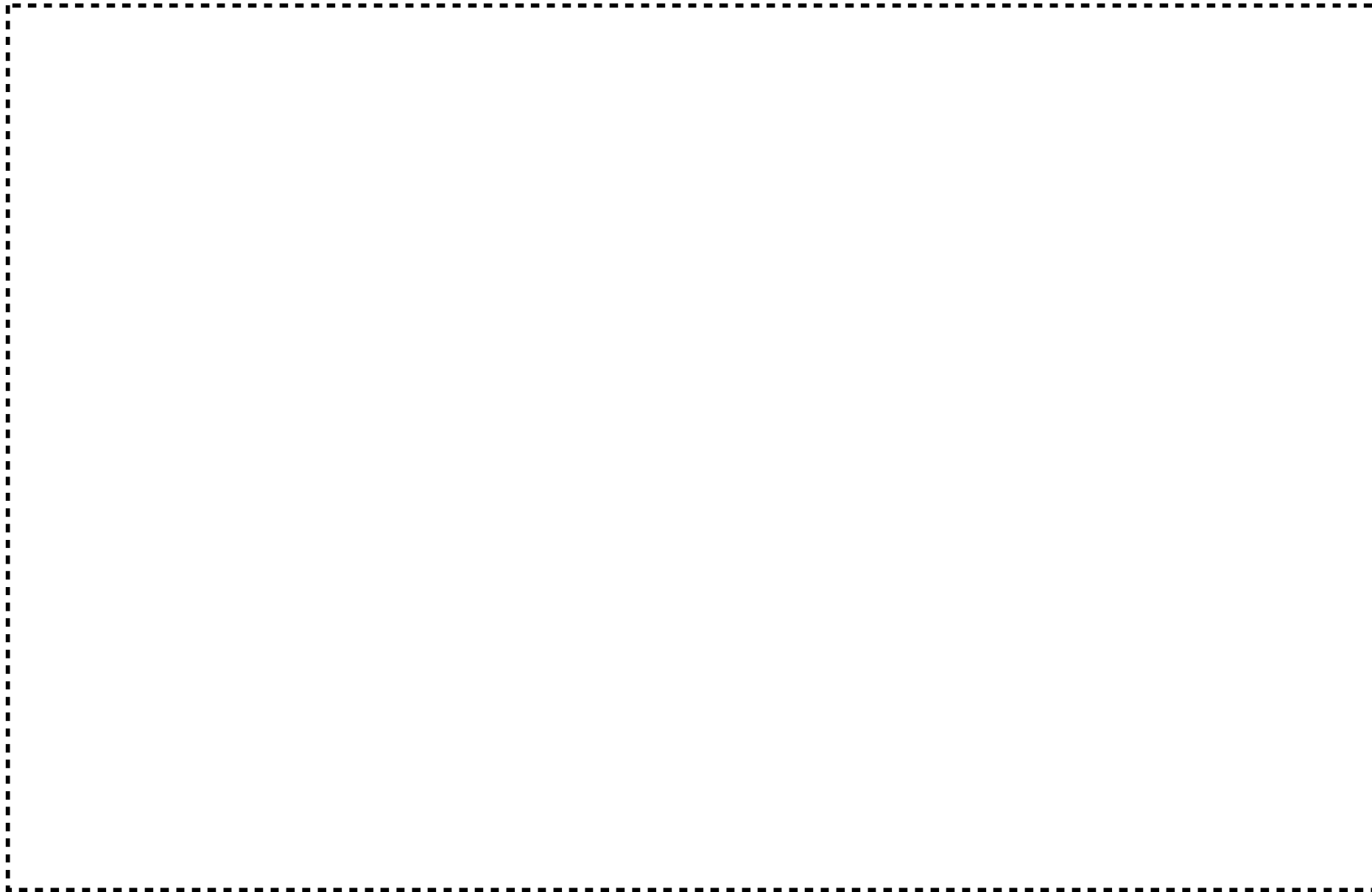
1518



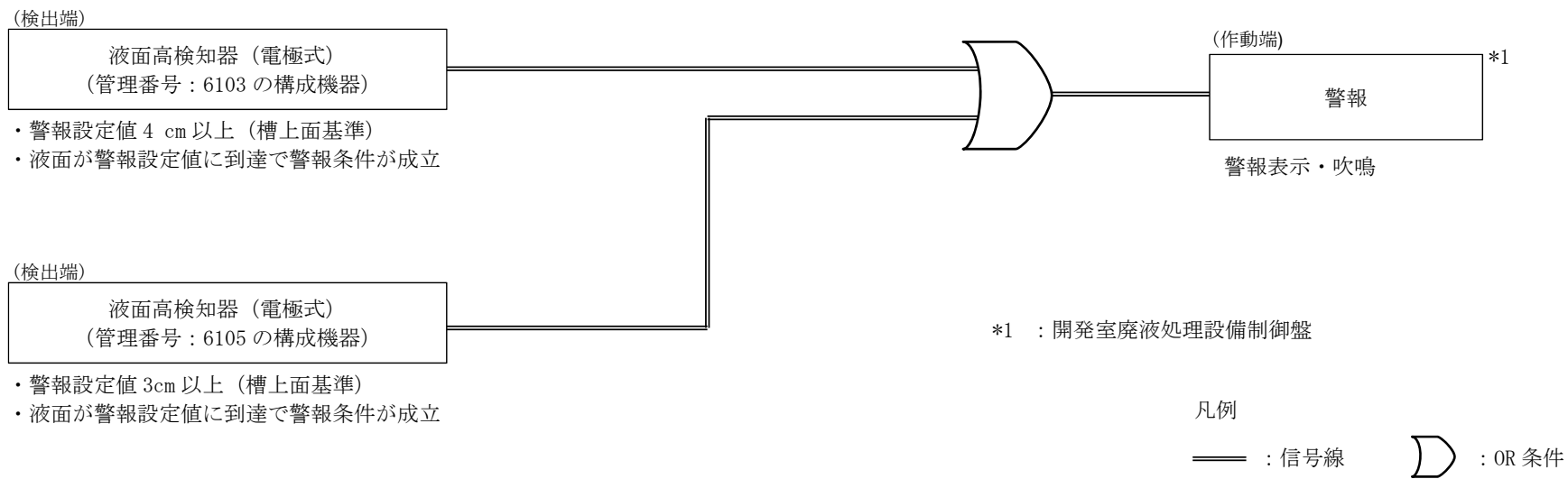
図卜-2 P 設-5-2 (1) 開発室廃液処理設備 配置図 (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



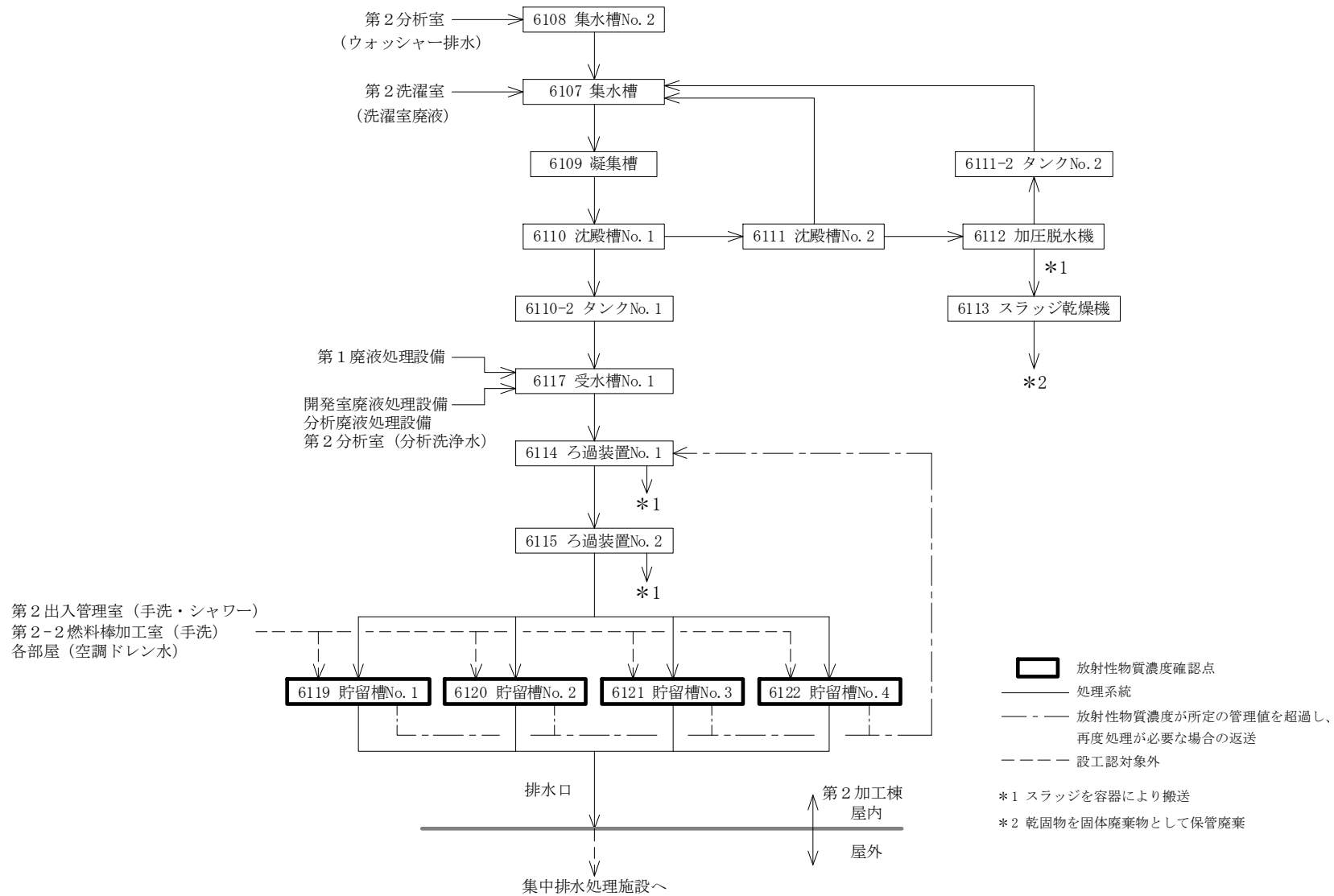
図卜-2 P設-5-2 (2) 開発室廃液処理設備 配置図 (2 / 2)



管理番号	設備・機器名称	機器名
6103	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽
6105	開発室廃液処理設備	貯槽

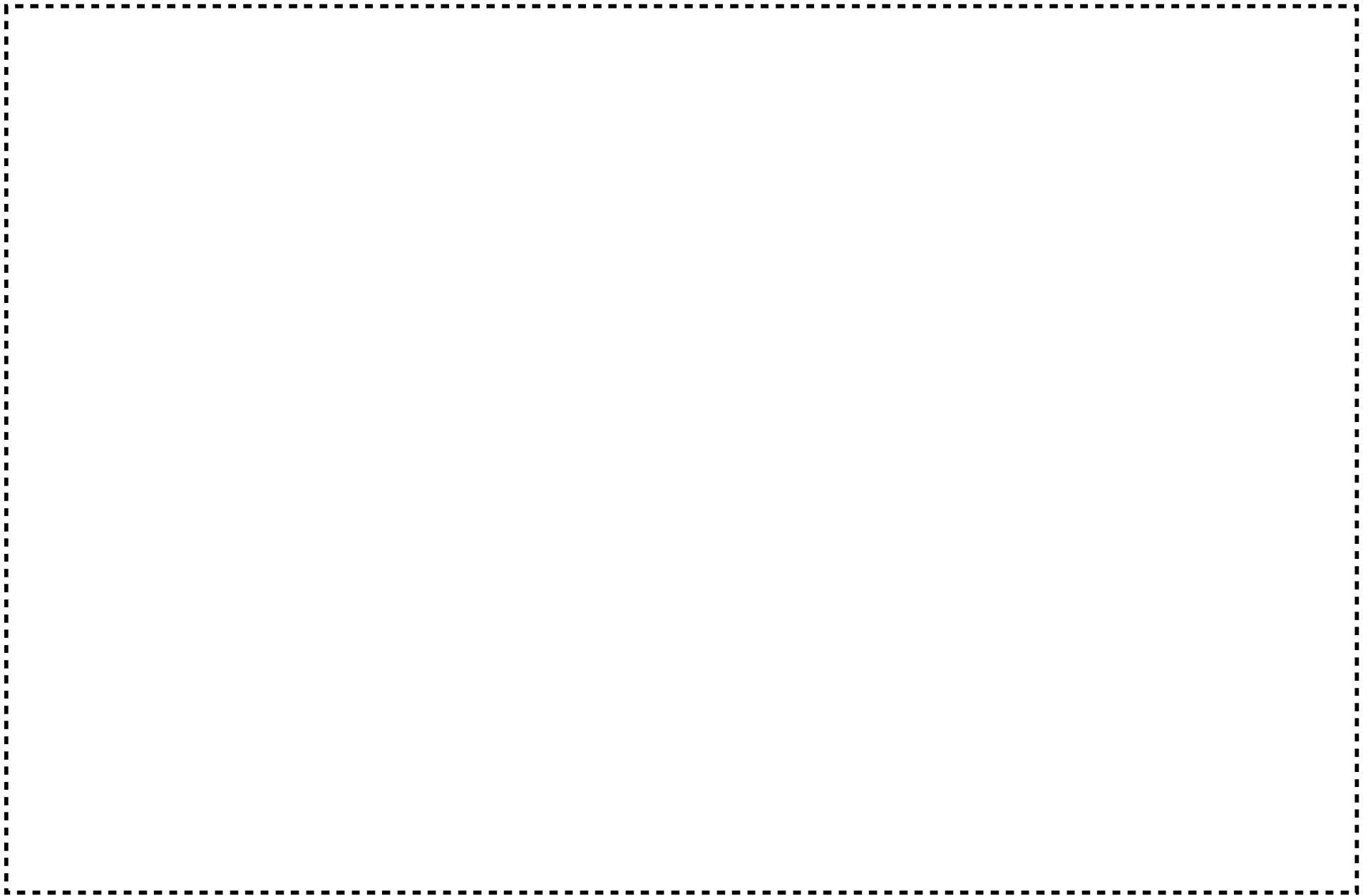
図ト-2P設-5-2(3) 開発室廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図)

赤色線：追加・変更部



図ト-2 P設-6-1 第2 廃液処理設備 及び 第2 廃液処理設備貯留設備 廃液系統図

1522

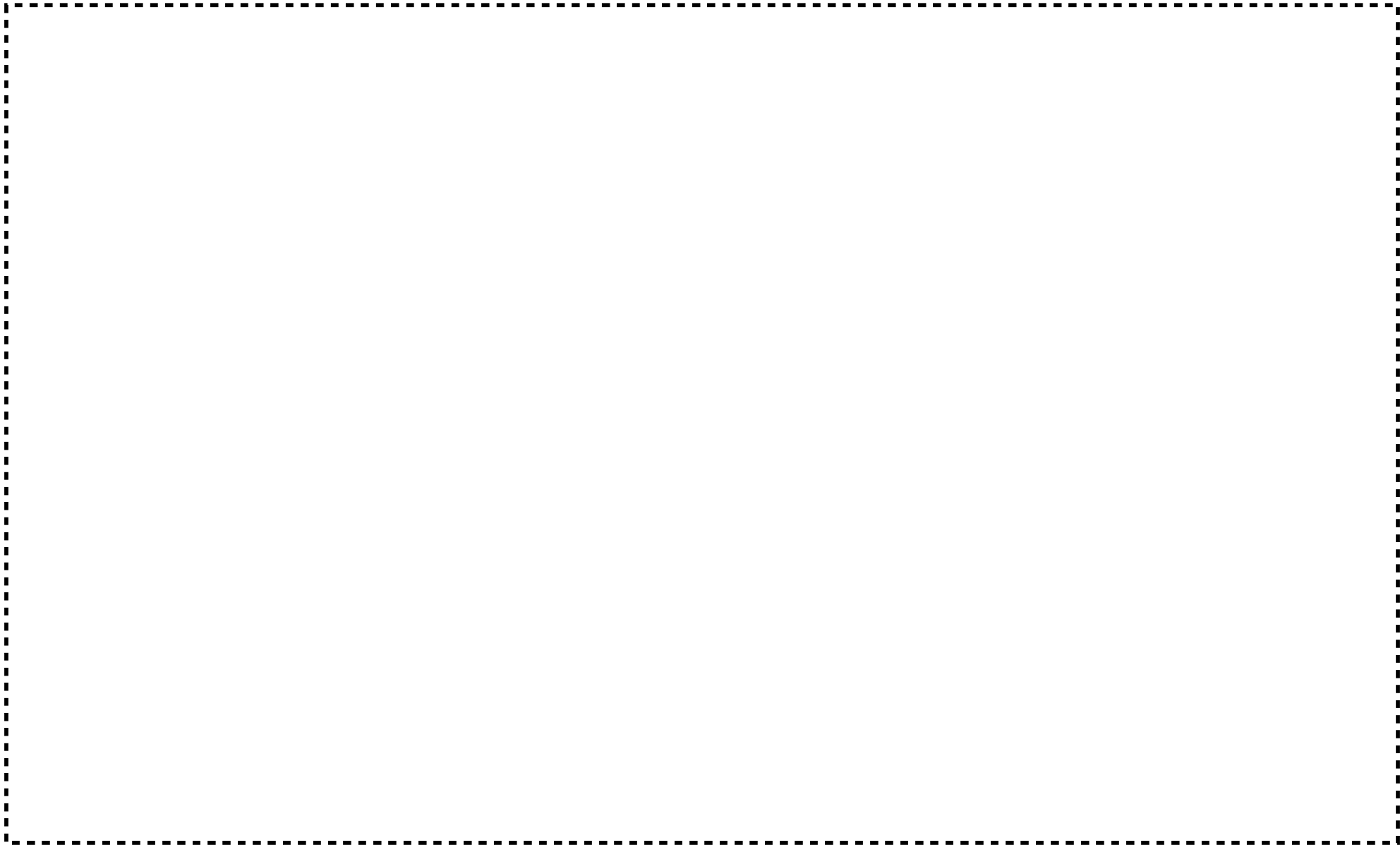


図卜-2 P 設-6-2 (1) 第2 廃液処理設備 配置図 (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

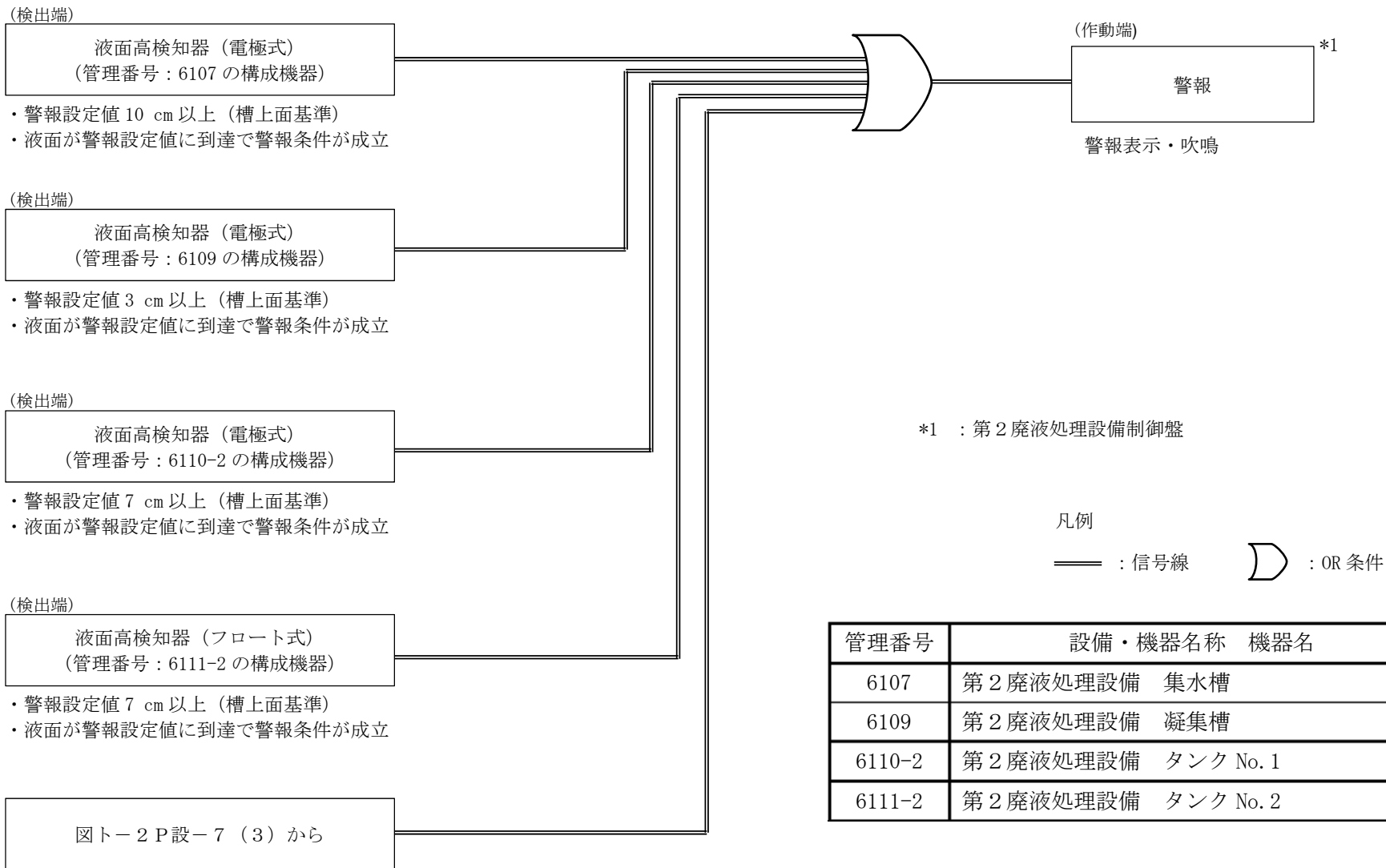
1523



図卜-2 P設-6-2 (2) 第2 廃液処理設備 配置図 (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-2 P 設-6-2 (3) 第2 廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部

1525



図卜-2 P設-6-3 (1) 第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



*1 : 1 F 集水槽 No.2 警報盤

凡例

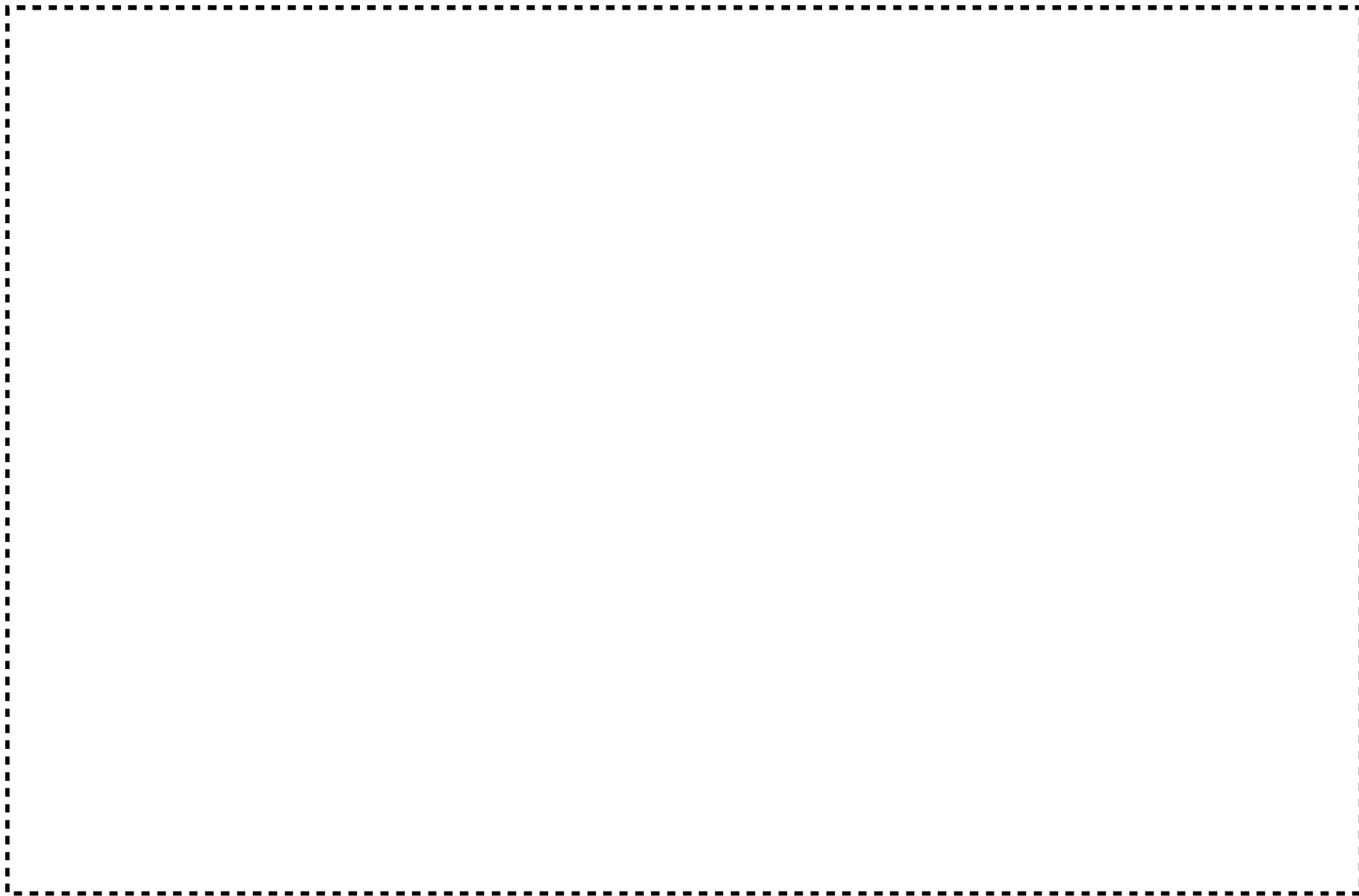
—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
6108	第2 廃液処理設備	集水槽 No.2

図ト-2 P 設-6-3 (2) 第2 廃液処理設備 集水槽 No.2 (警報信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部

1527

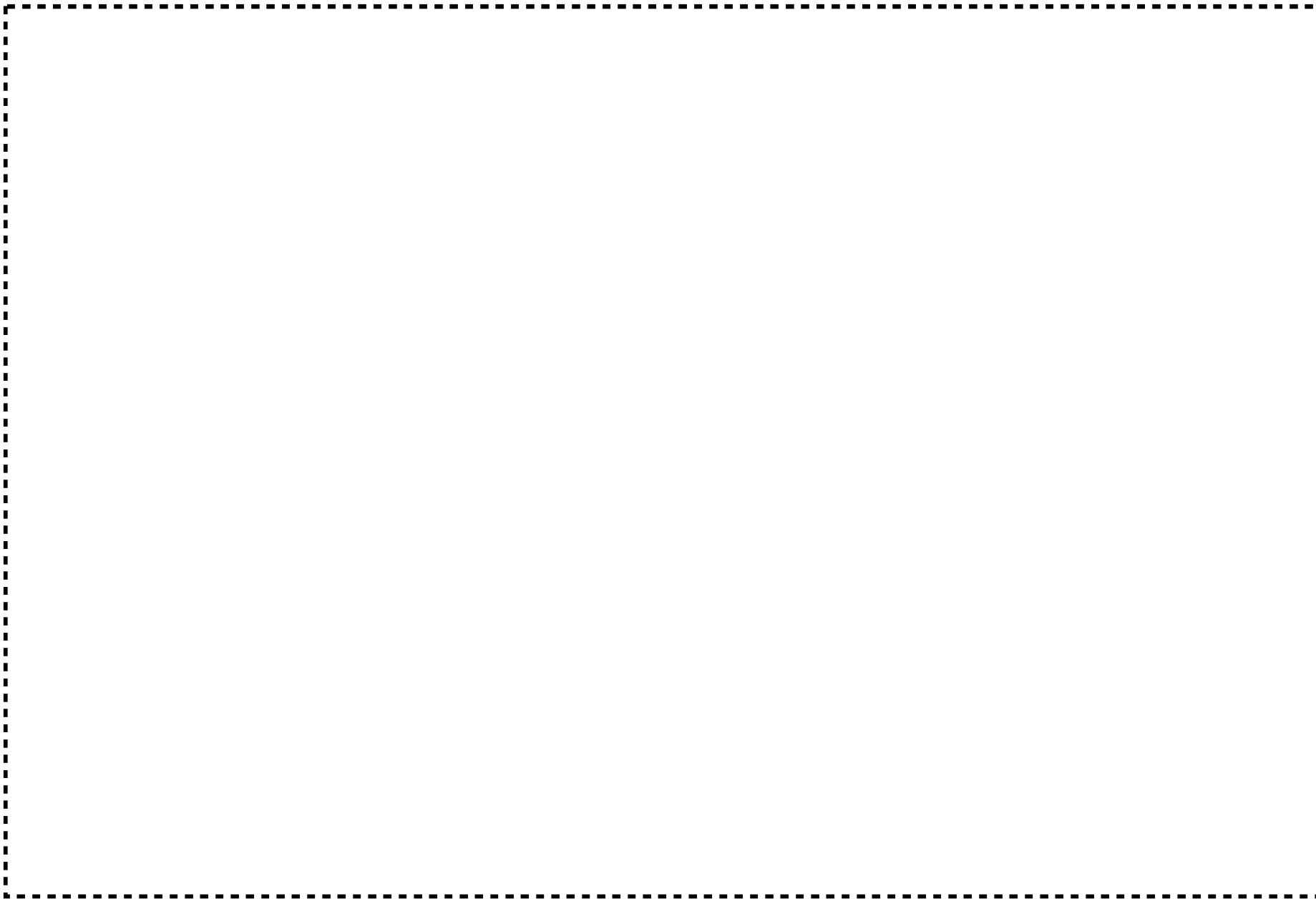


図ト-2 P設-6-4 第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1528



図卜-2 P設-6-5 第2 廃液処理設備 沈殿槽 No.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1529

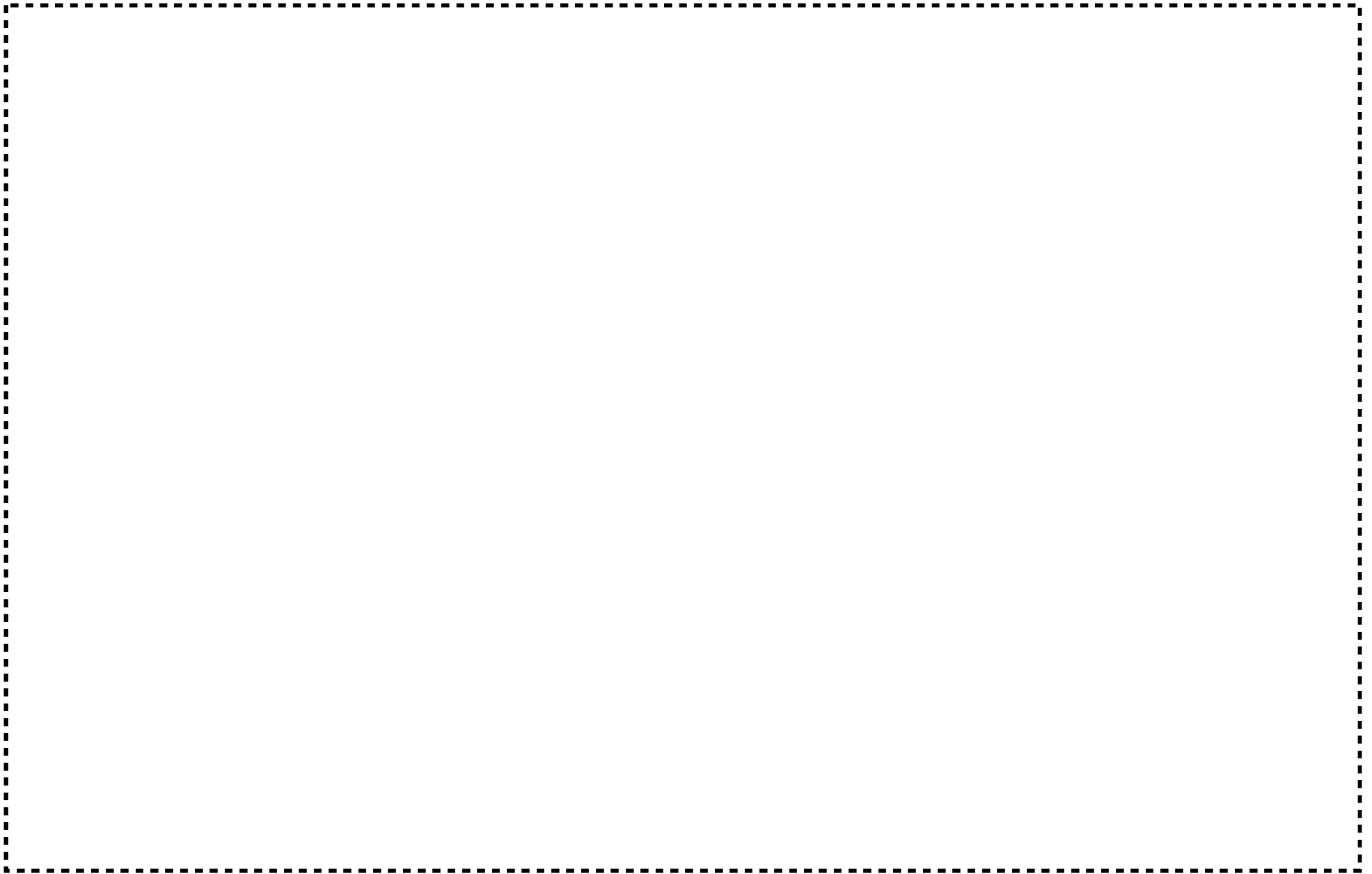


図トー 2 P 設 - 6 - 6 第 2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1530

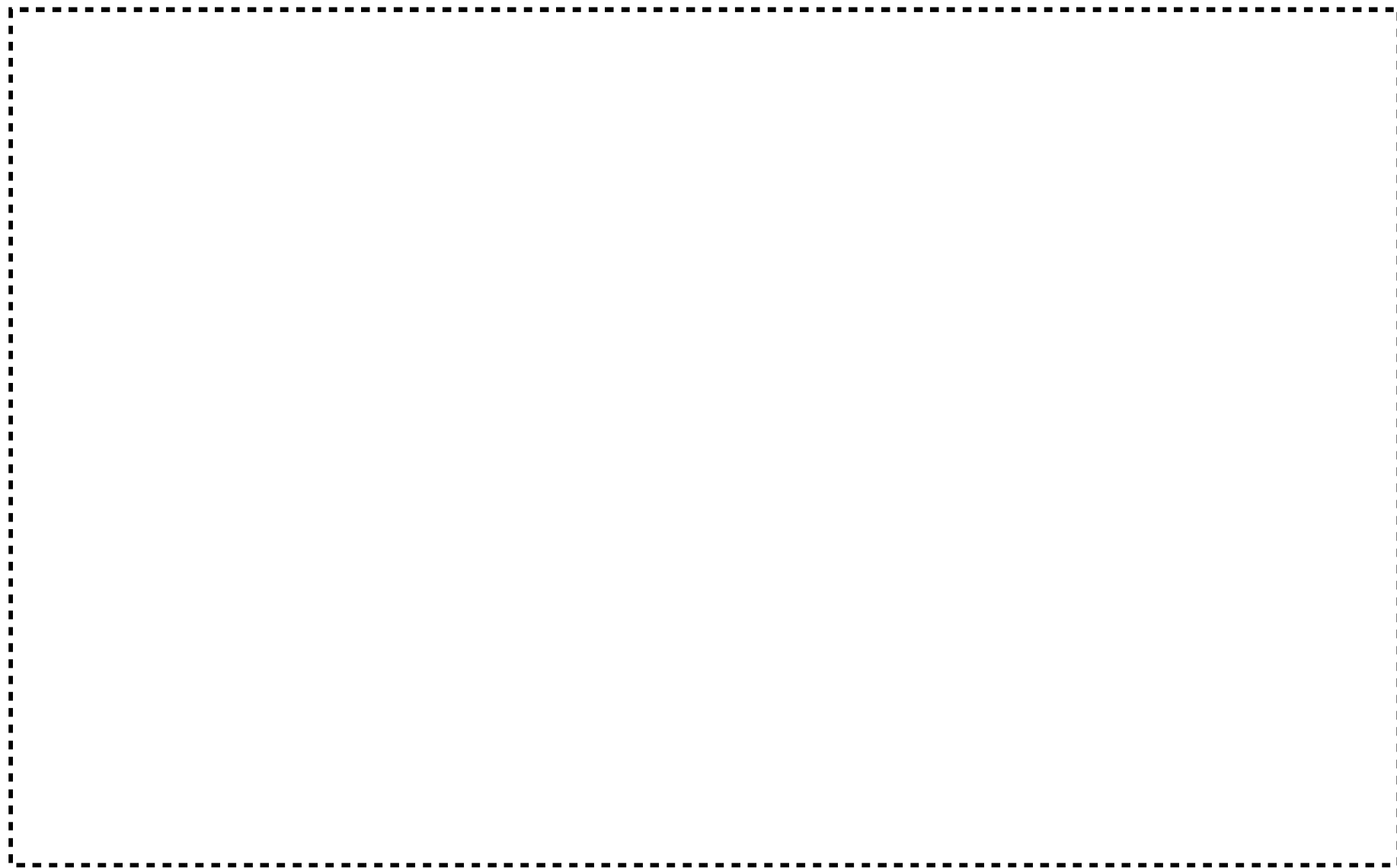


図ト-2 P設-7 (1) 第2 廃液処理設備 及び 第2 廃液処理設備貯留設備 配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

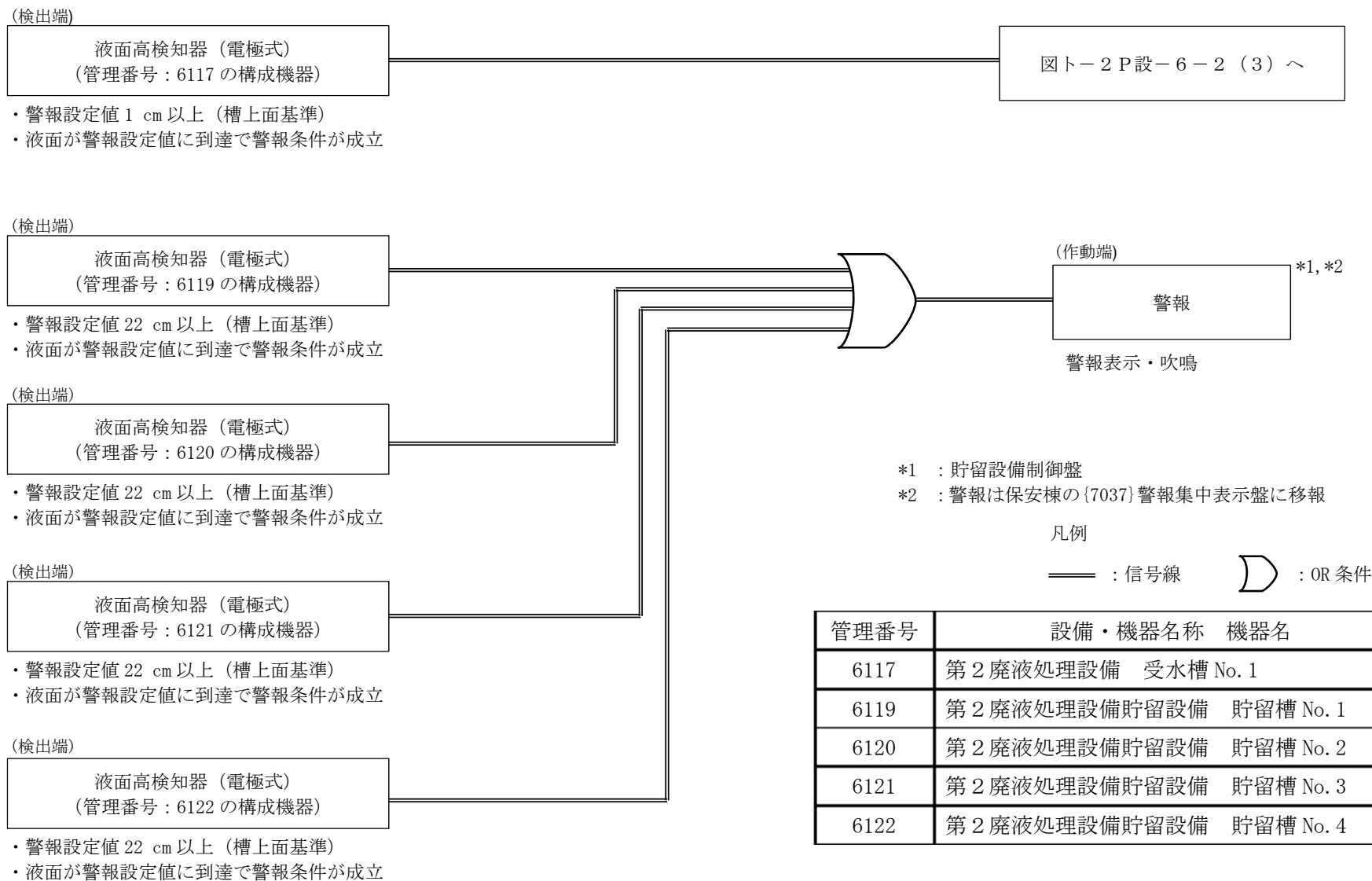
1531



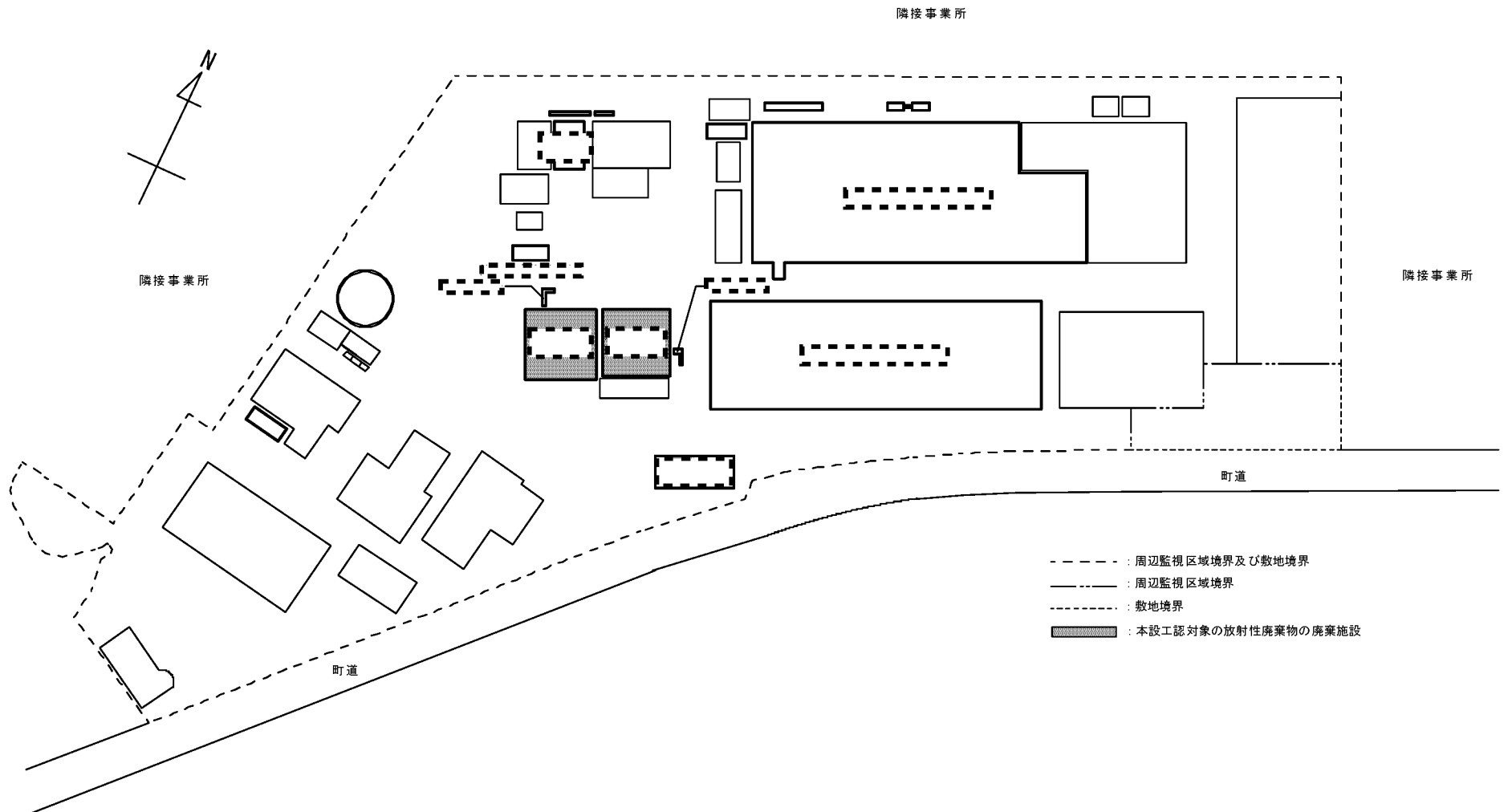
図ト-2 P設-7 (2) 第2廃液処理設備貯留設備 拡大図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

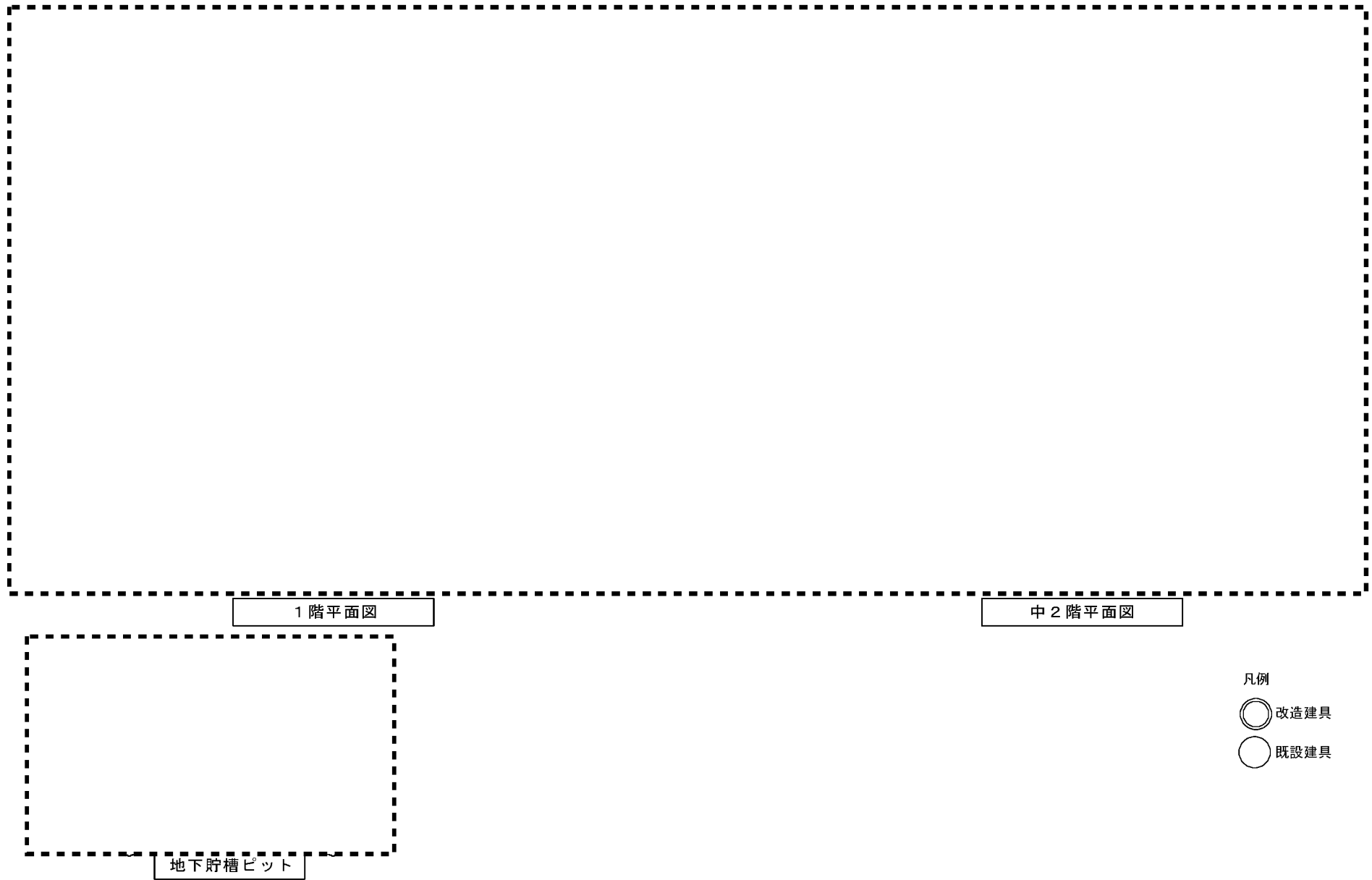


図ト-2 P設-7 (3) 第2 廃液処理設備 及び 第2 廃液処理設備貯留設備 配置図 (警報信号系統図)



図ト-1-1-1 敷地内における主要な加工施設の位置

1534



1階平面図

中2階平面図

地下貯槽ピット

凡例

改造建具

既設建具

図ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (1階・中2階)

1535



2階平面図

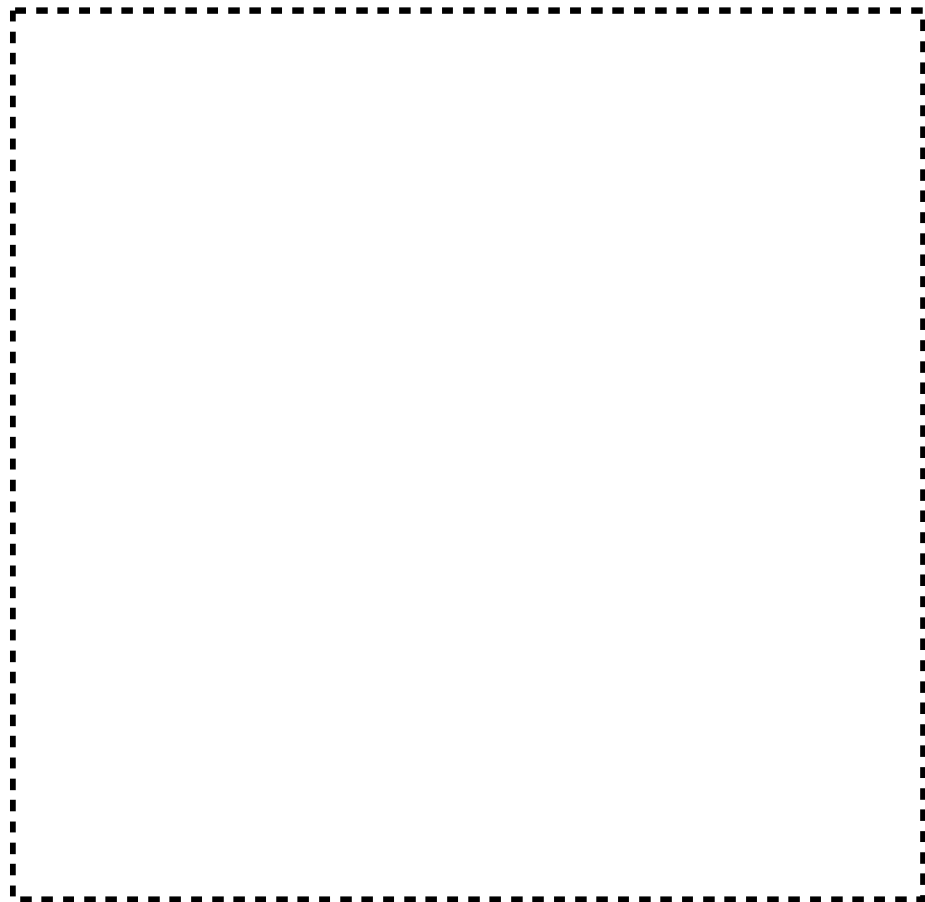
3階平面図

凡例

○ 改造建具

○ 既設建具

図卜-W1建-2 第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (2階・3階)



(单位 : mm)

R 階平面図

- 凡例
- 改造建具
 - 既設建具

図卜-W1建-3 第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (R階)



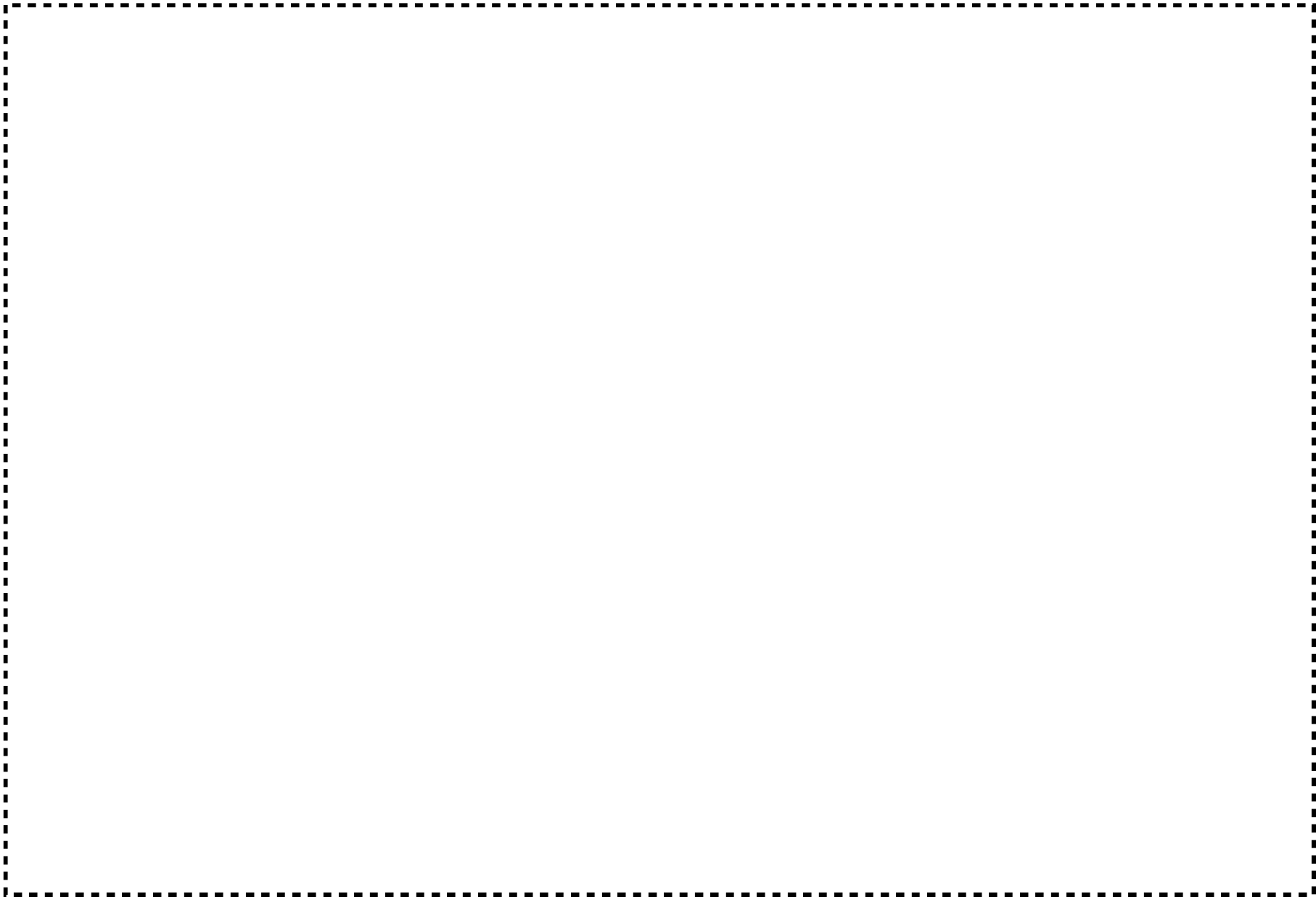
図卜-W 1 建-4 第1 廃棄物貯蔵棟 立面図



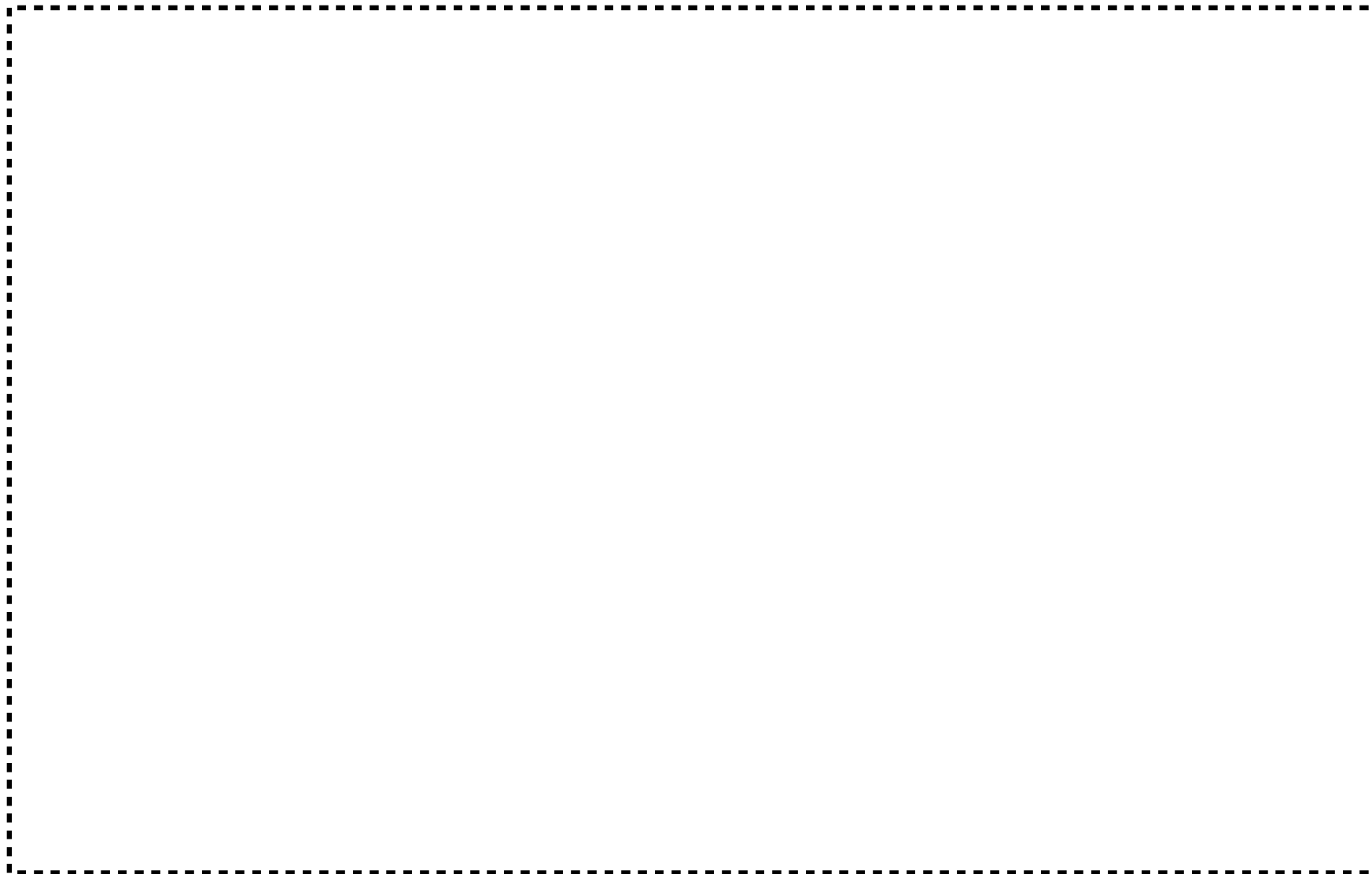
B-C通り断面図

1-2通り断面図

図ト-W 1 建-5 第1 廃棄物貯蔵棟 断面図



图卜-W1建-6 第1 废弃物貯蔵棟 管理区域区分图



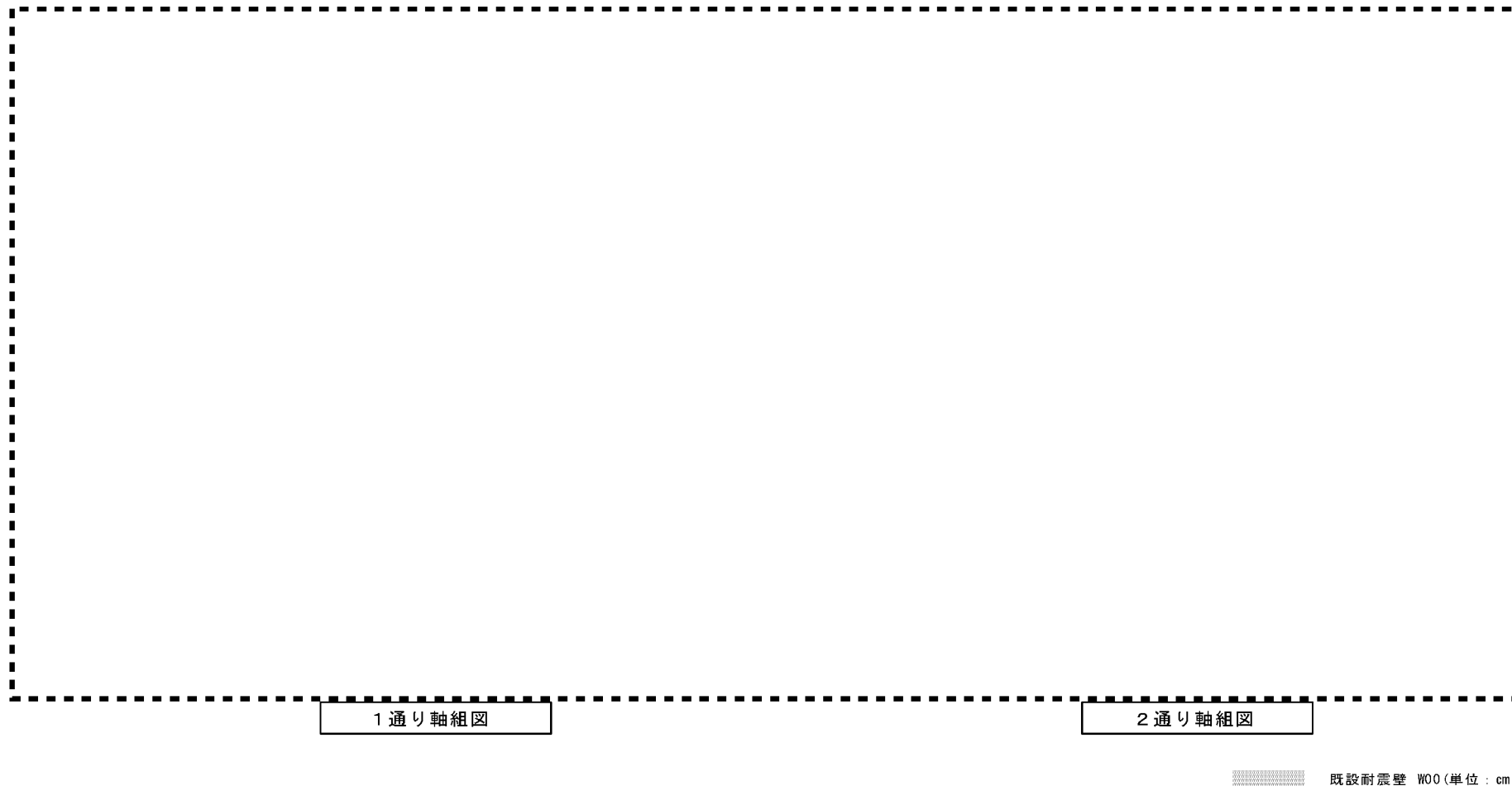
図ト-W 1 建-7 第1 廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）



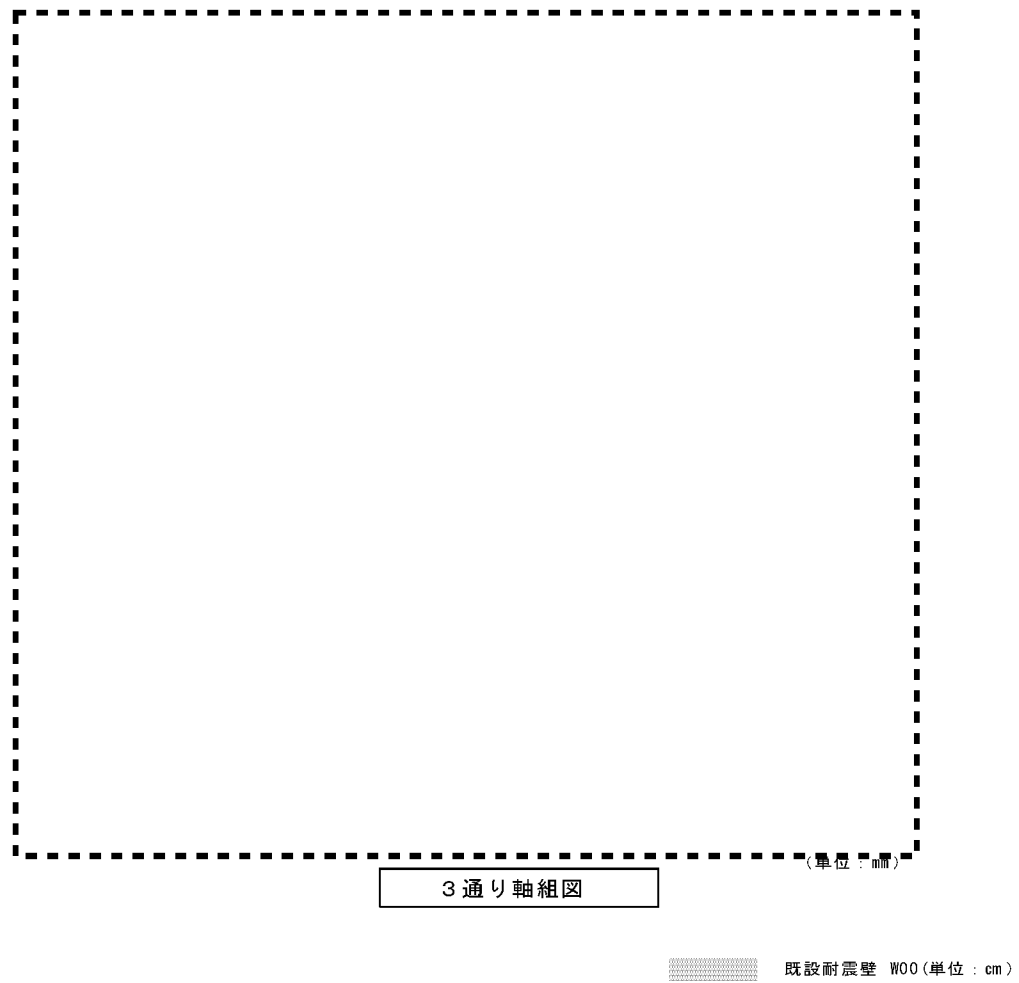
図ト-W1建-8 (1) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1階・中2階)



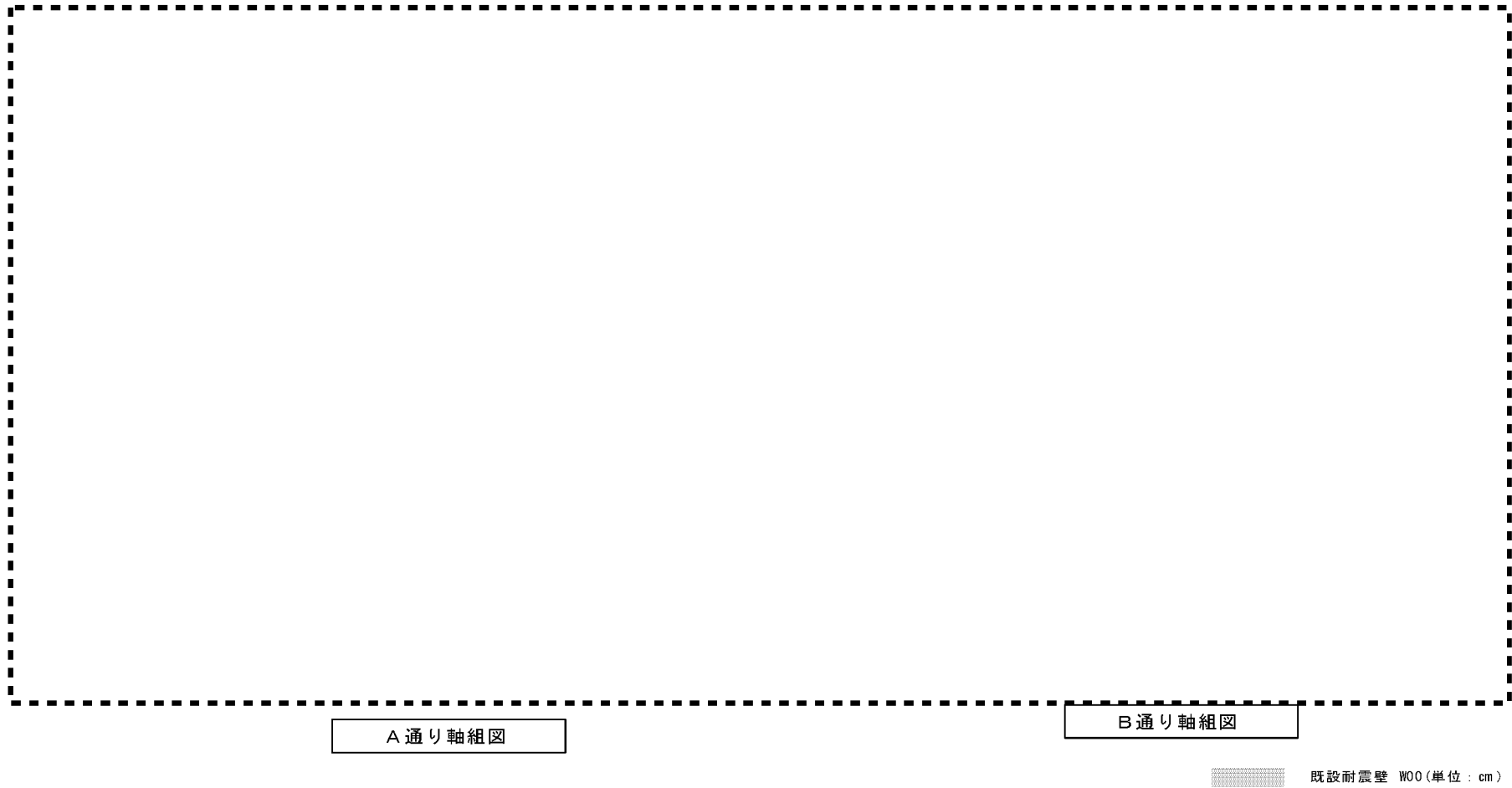
図ト-W1建-8(2) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(2階・3階)



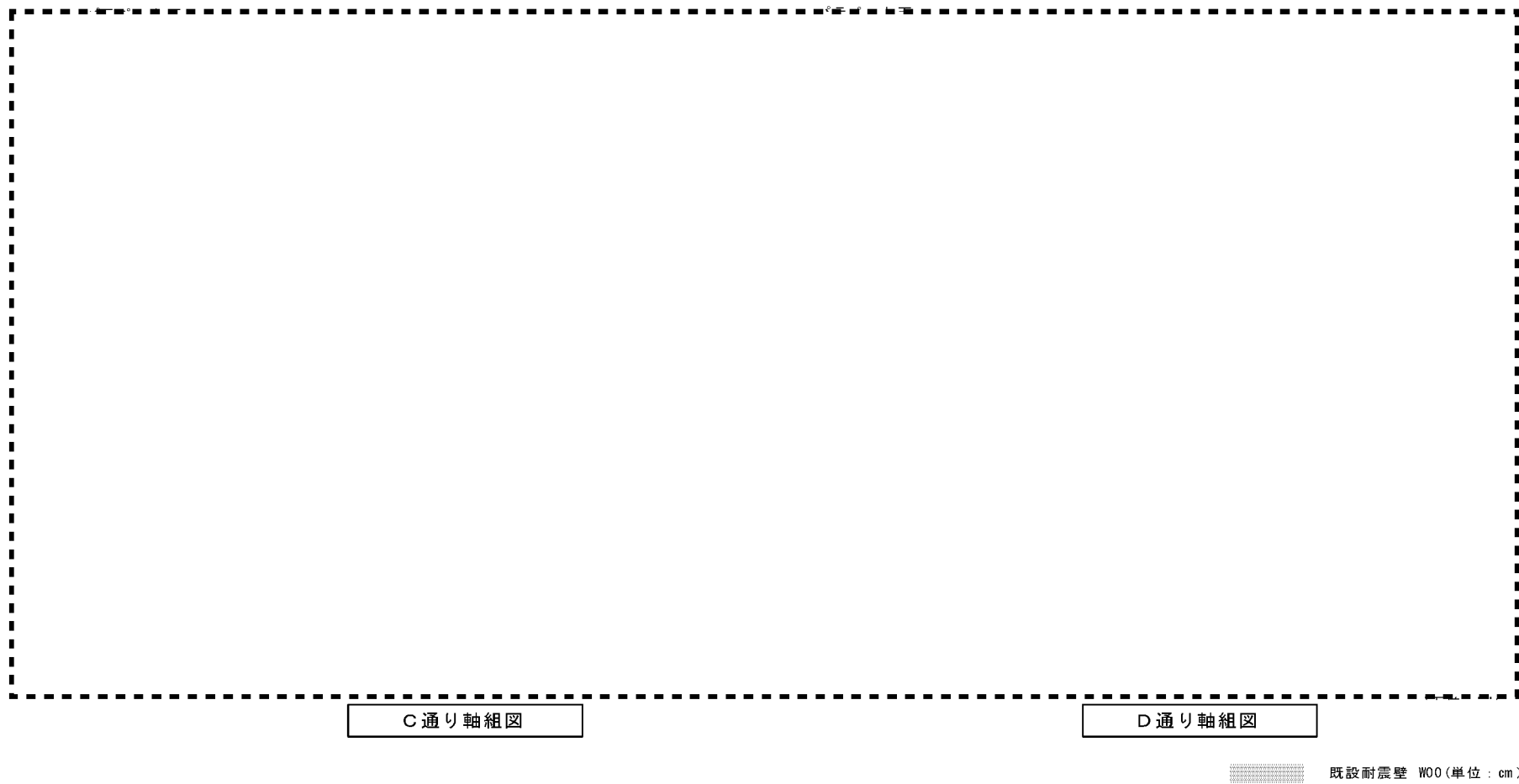
図ト-W1建-8(3) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(1通り、2通り軸組図)



図ト-W 1 建- 8 (4) 第1 廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (3 通り軸組図)



図ト-W1 建-8 (5) 第1 廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)



図ト-W1建-8(6) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(C通り、D通り軸組図)



1 階平面図

中 2 階平面図

(単位：mm)

※ 地下貯槽ピット部分は竜巻に対して安全機能はない

凡例

- 改造建具
- 既設建具
- 既設建具 (安全機能なし)

—— F1 竜巻防護境界

■ □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事

【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

W 1 防護壁はF1飛来物から鋼製建具 71、76を防護する。

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W 1 建- 1 0 ~ 図ト-W 1 建- 1 2 に示す。

既設建具 (安全機能なし) は、不燃材料の建具とする。

図ト-W 1 建- 9 (1) 第 1 廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (1 階・中 2 階)



2階平面図

3階平面図

凡例
○ 既設建具
—— F1 竜巻防護境界

既設建具の仕様は図ト-W1建-10に示す。

図ト-W1建-9 (2) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（2階・3階）



R 階平面図

凡例



F1 竜巻防護境界 (スラブの境界範囲を示す。)



既設建具

図ト-W1建-9(3) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(R階)



東立面図

北立面図

凡例

- 改造建具
- 既設建具

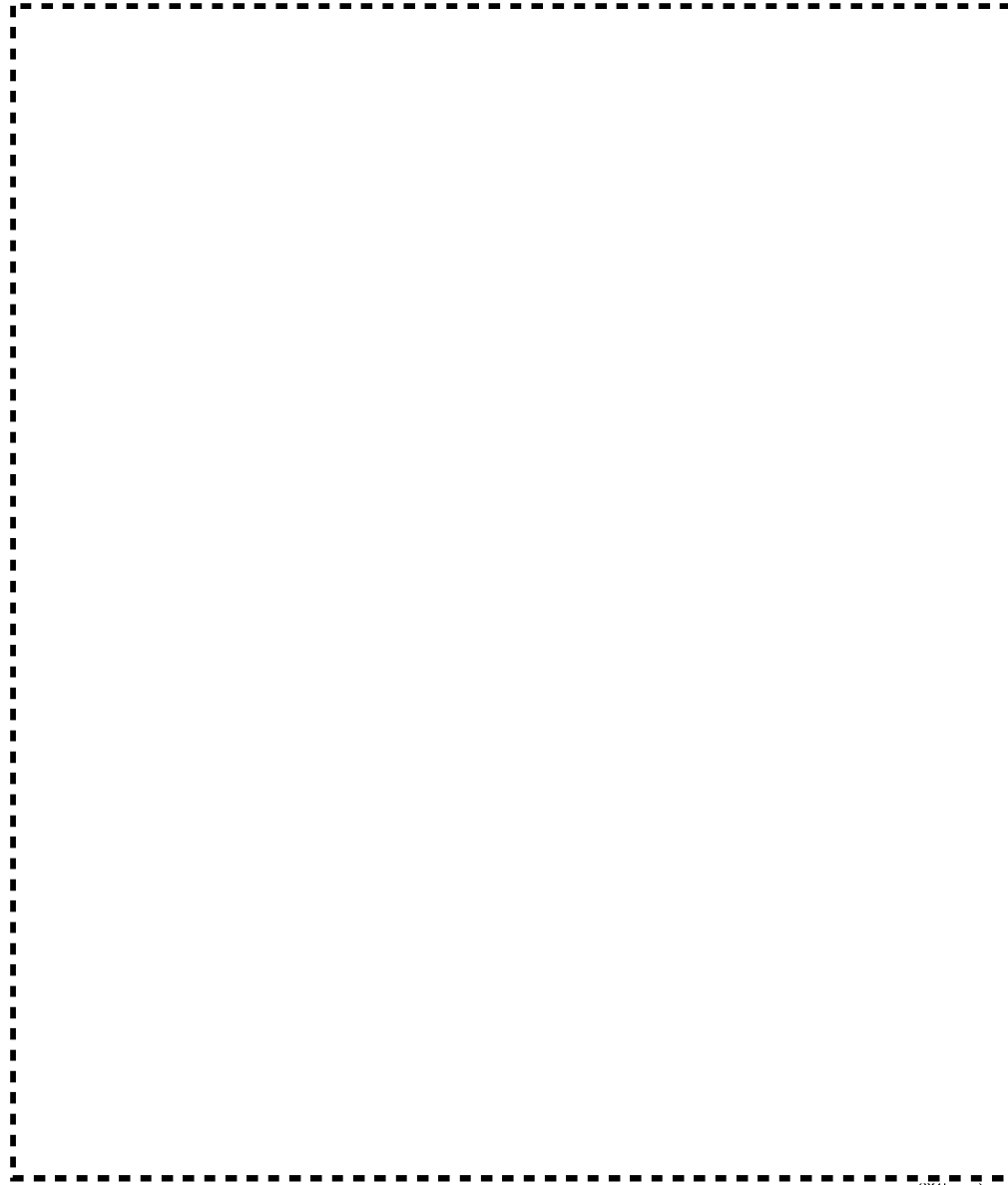
- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
- 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- W1 防護壁はF1飛来物から鋼製建具 71、76を防護する。

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W1建-10～図ト-W1建-12に示す。
 外壁面のF1竜巻防護境界は図ト-W1建-9(1)～図ト-W1建-9(3)の平面図を参照のこと。

図ト-W1建-9(4) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)

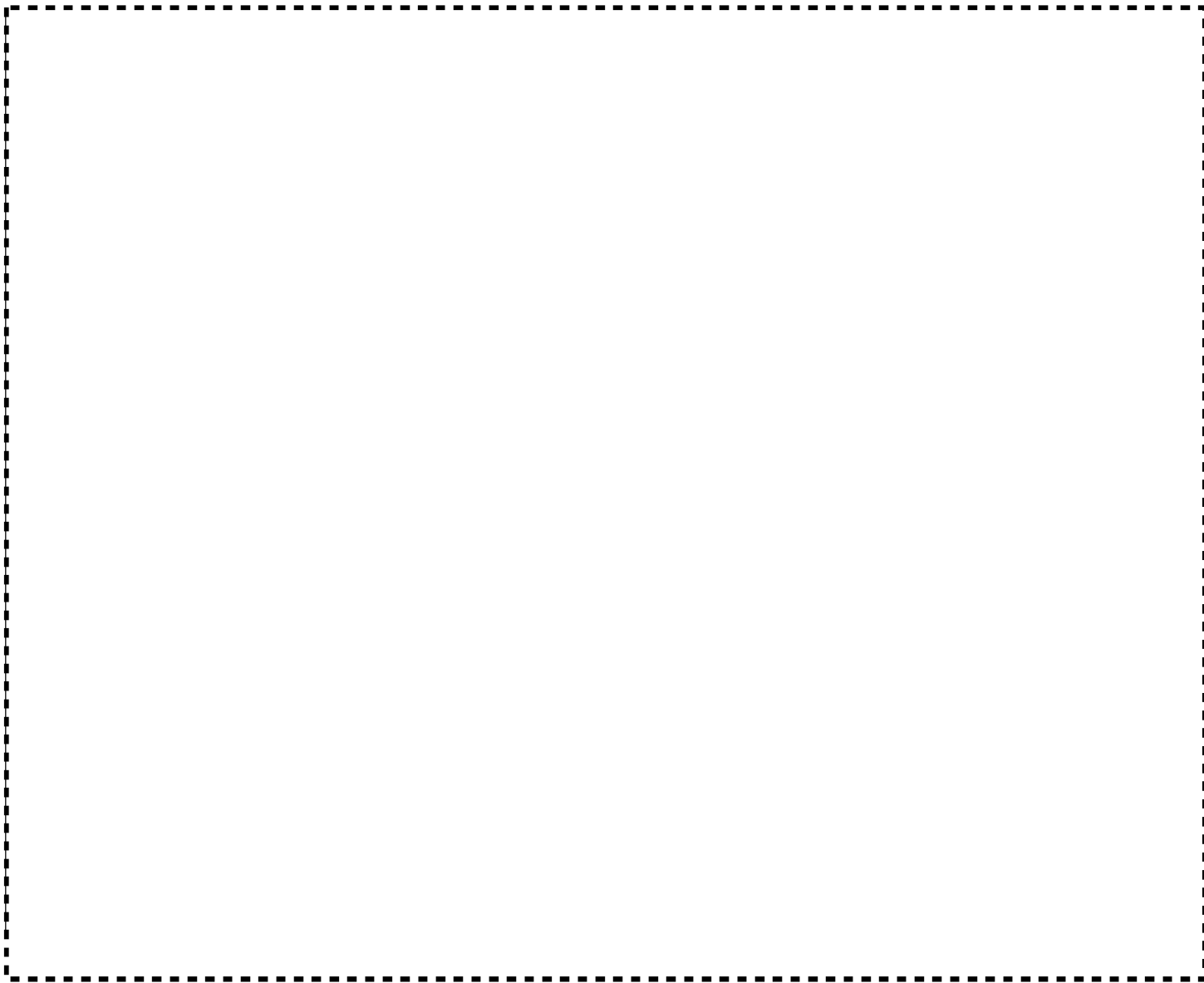


図ト-W1建-9(5) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲

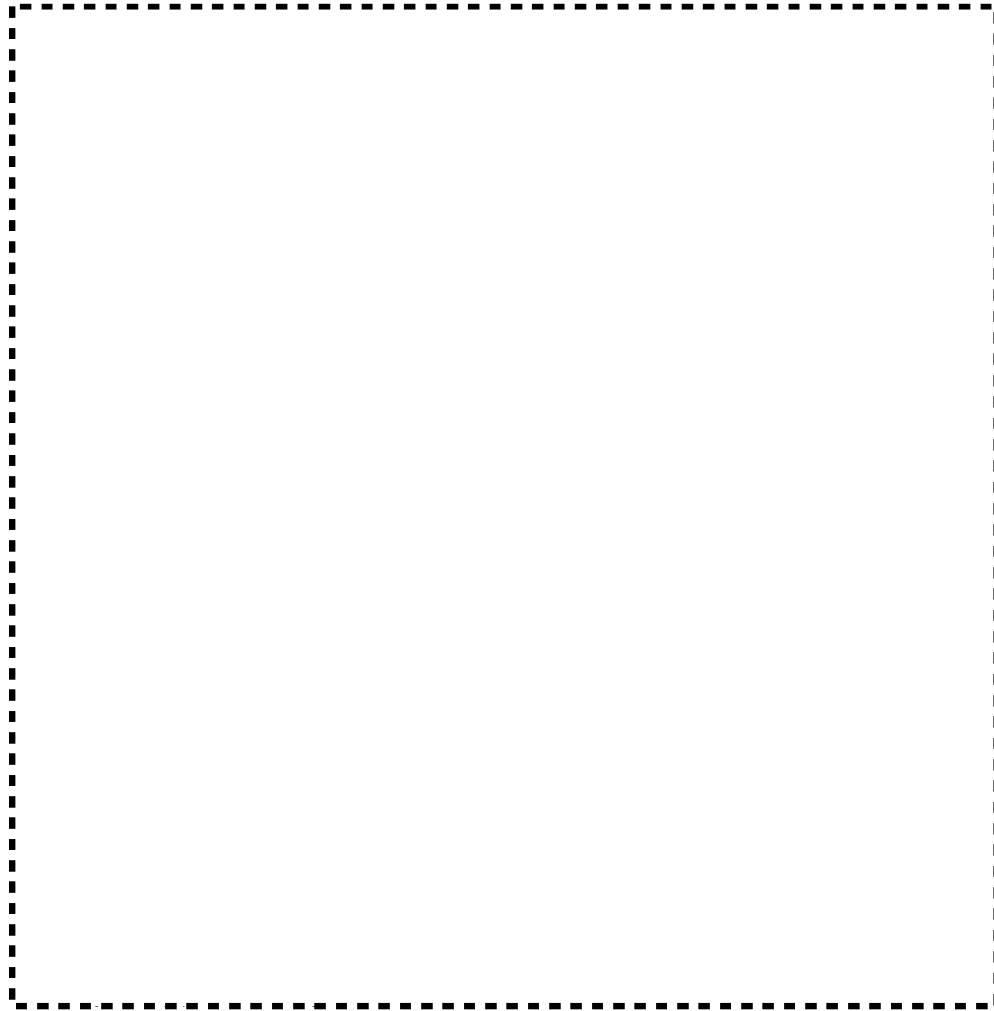


(単位: mm)

図卜-W 1 建- 1 0 第 1 廃棄物貯蔵棟 建具表



図卜-W 1 建- 1 1 第 1 廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図



図卜一W1建一12(1) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉71) 詳細図 部材表



図卜-W 1 建- 1 2 (2) 第 1 廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉 76) 詳細図 部材表

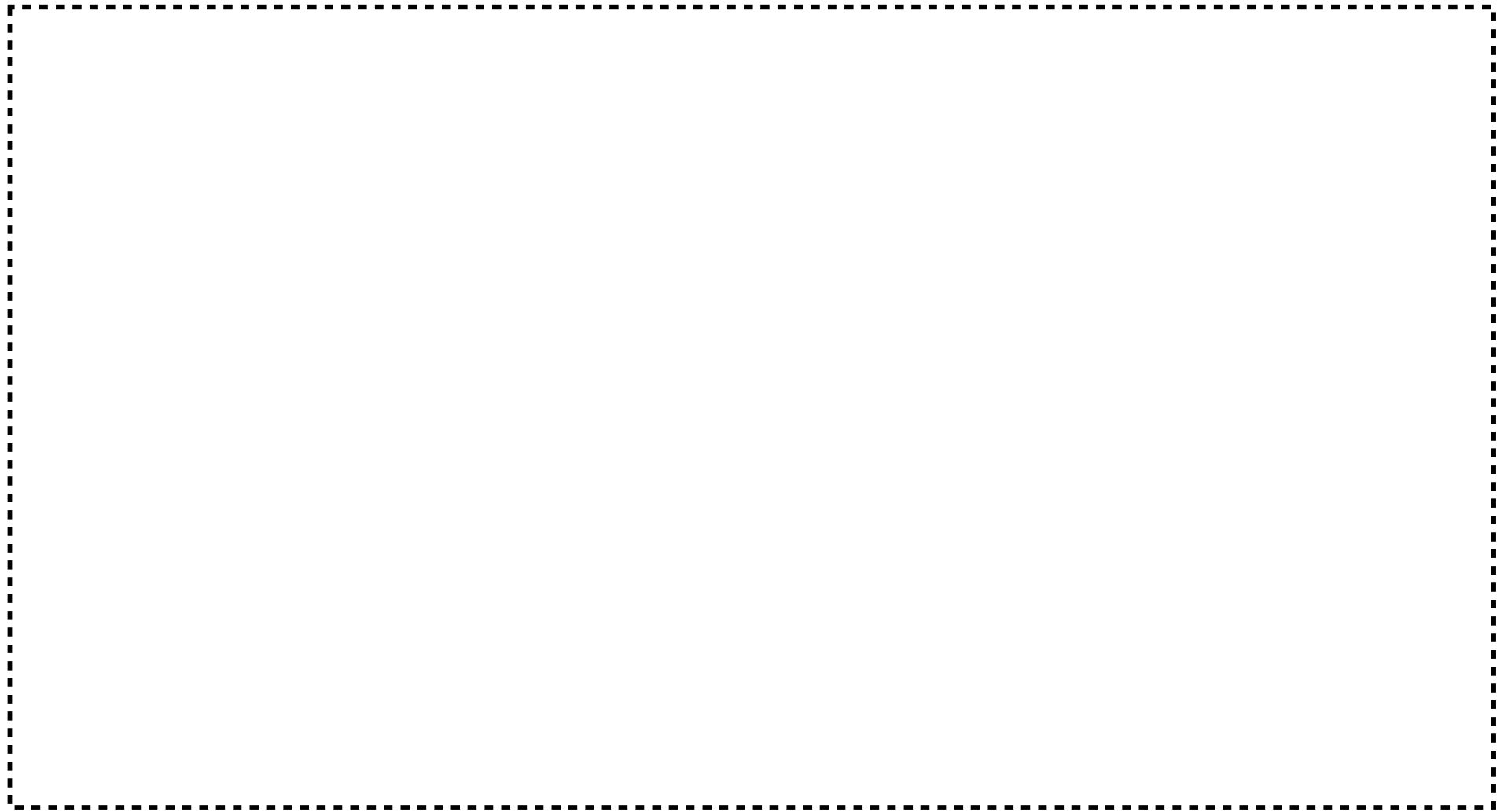


図卜-W1建-12(3) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉77) 詳細図 部材表

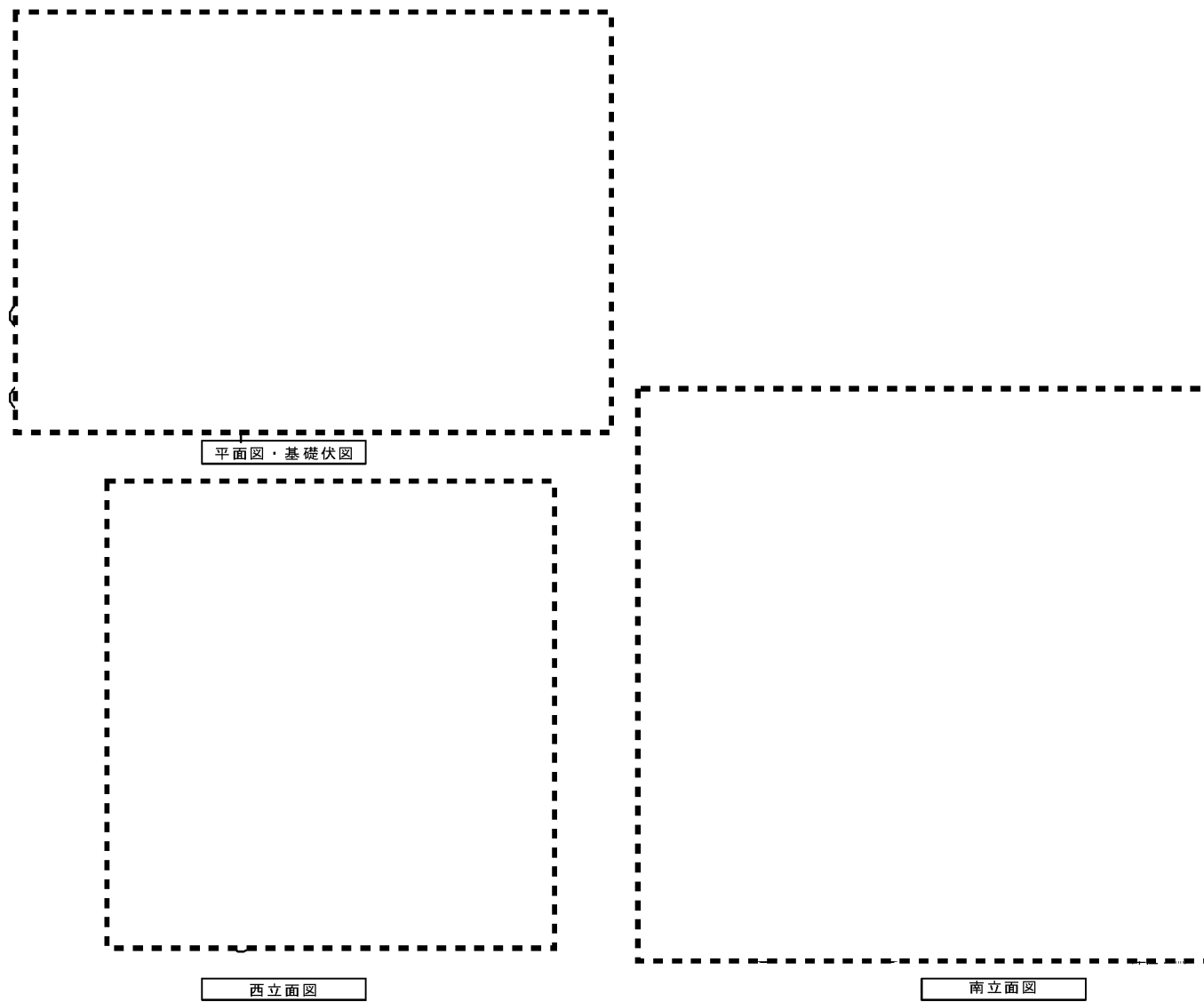


図卜-W1建-12(4) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉78)詳細図 部材表

1558

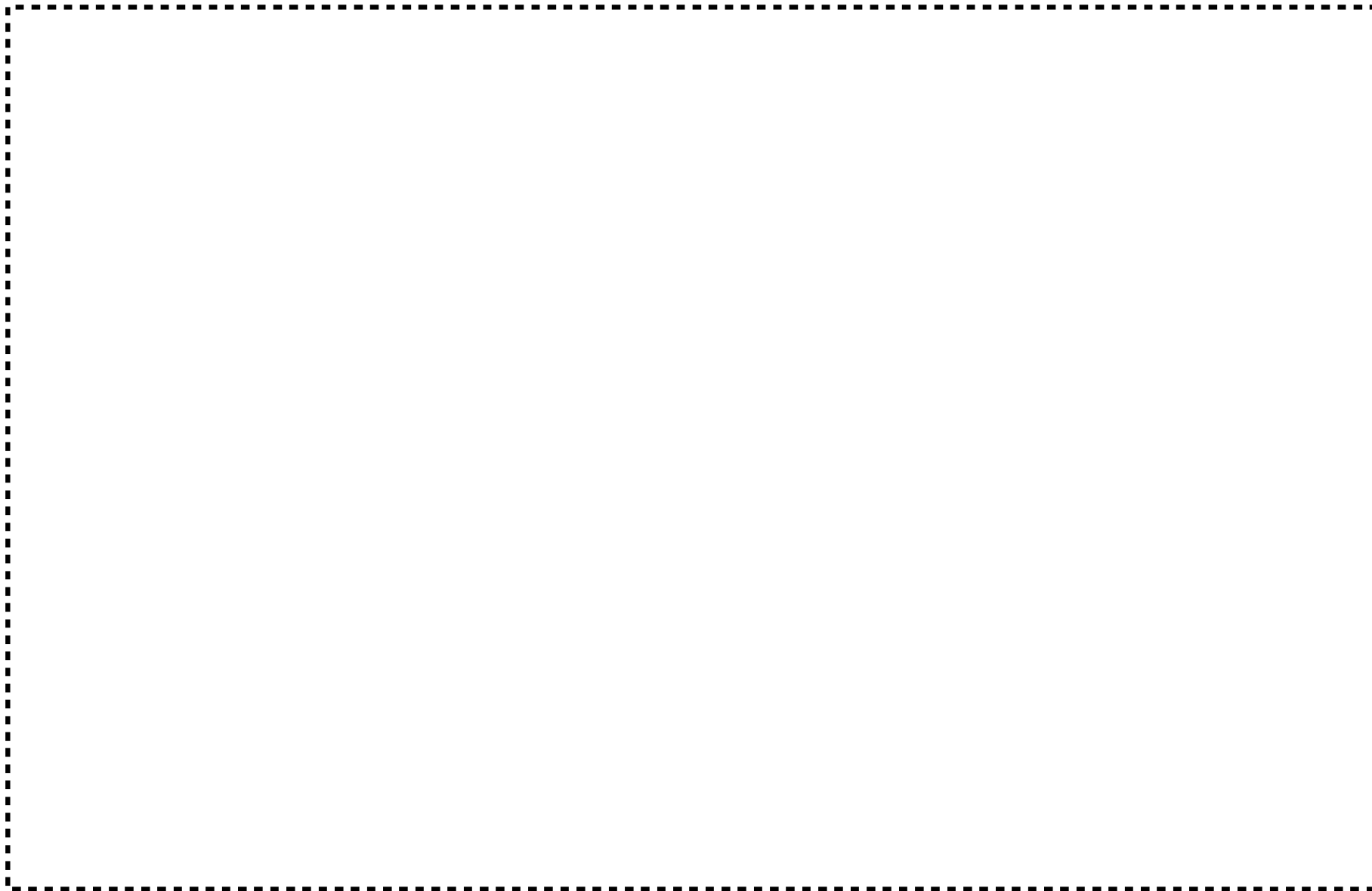


図卜-W1建-13(1) 第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 土質柱状図

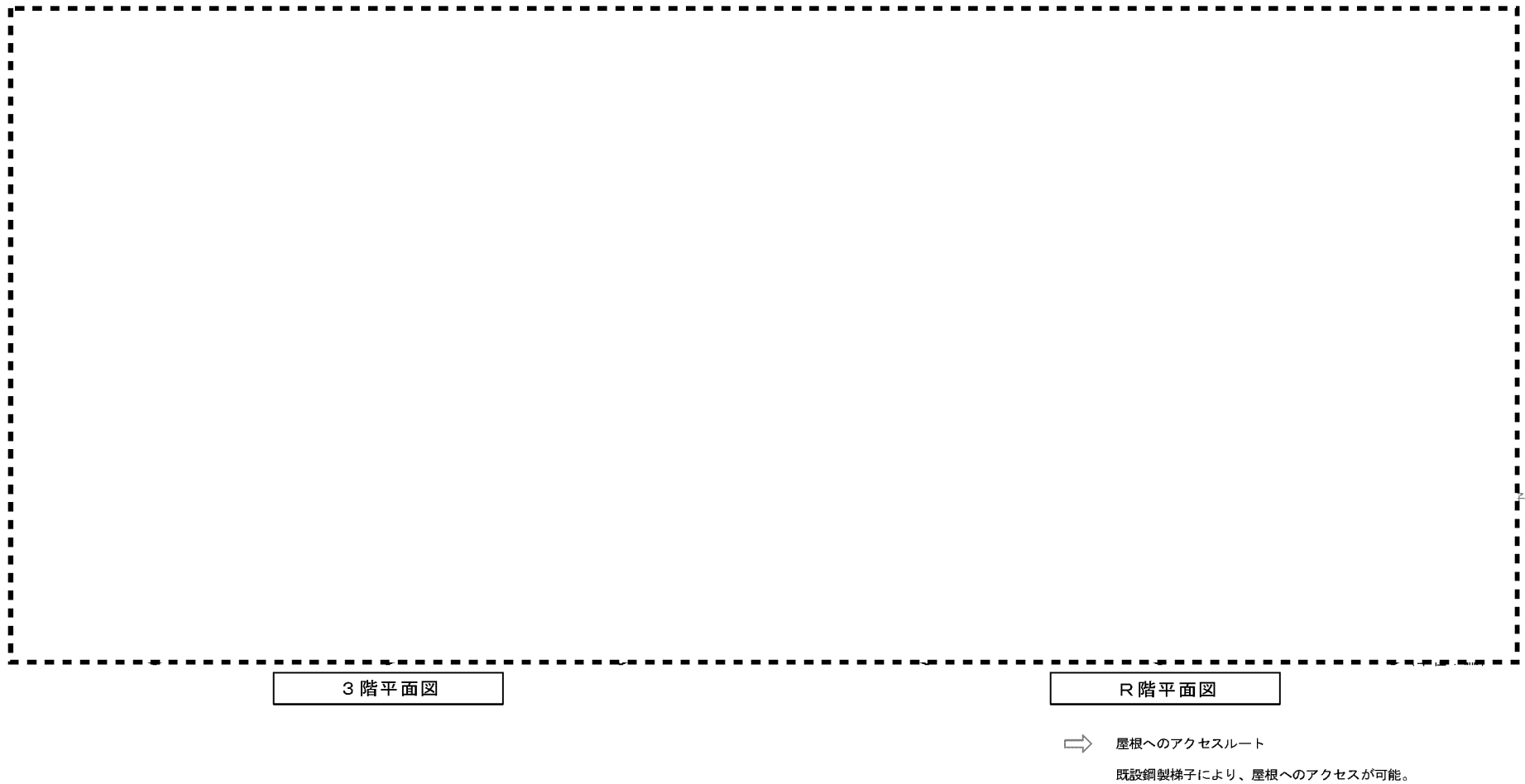


図卜-W1建-13(2) 第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 詳細図

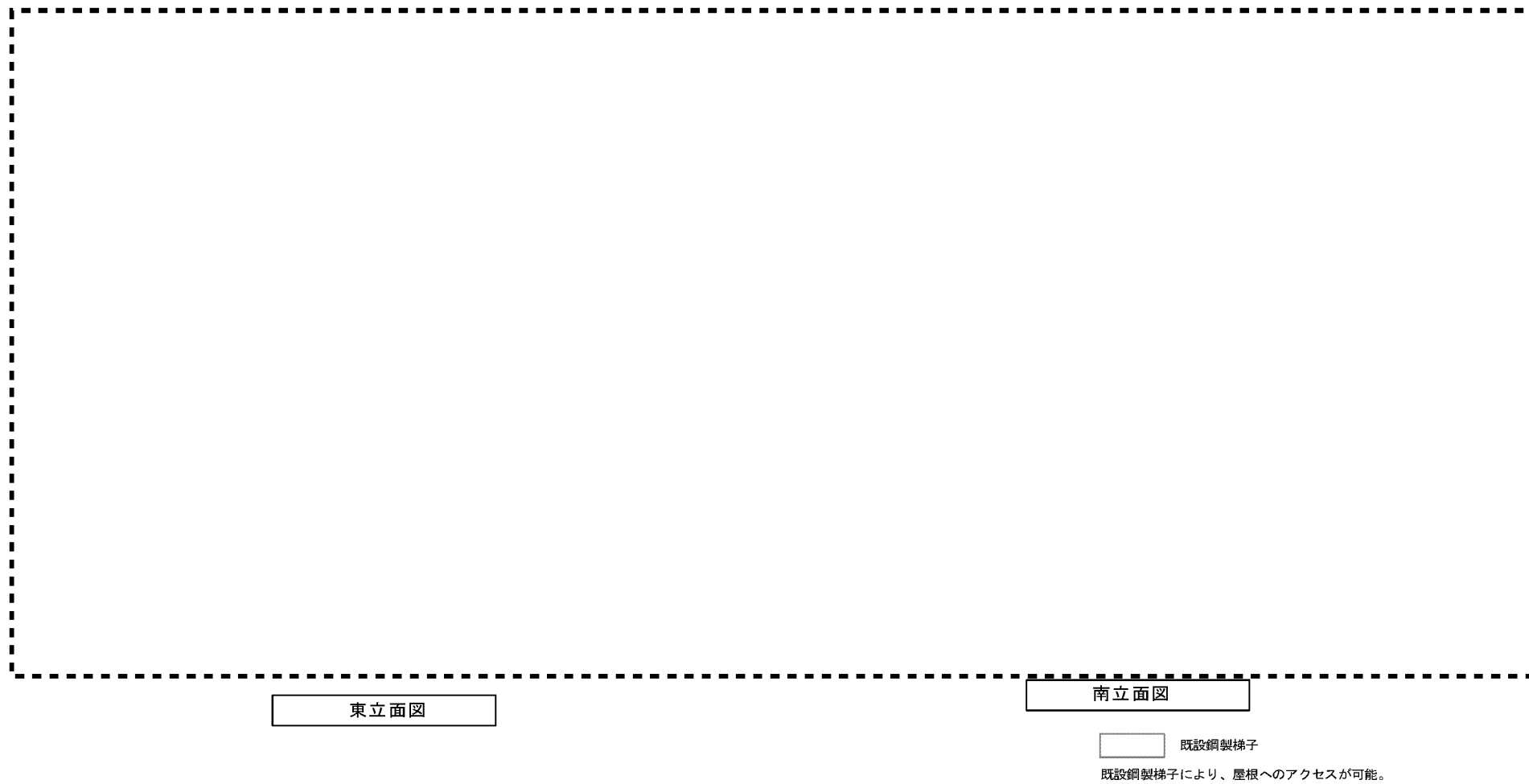
1560



図卜-W 1 建- 1 3 (3) 第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 防護壁 配筋図



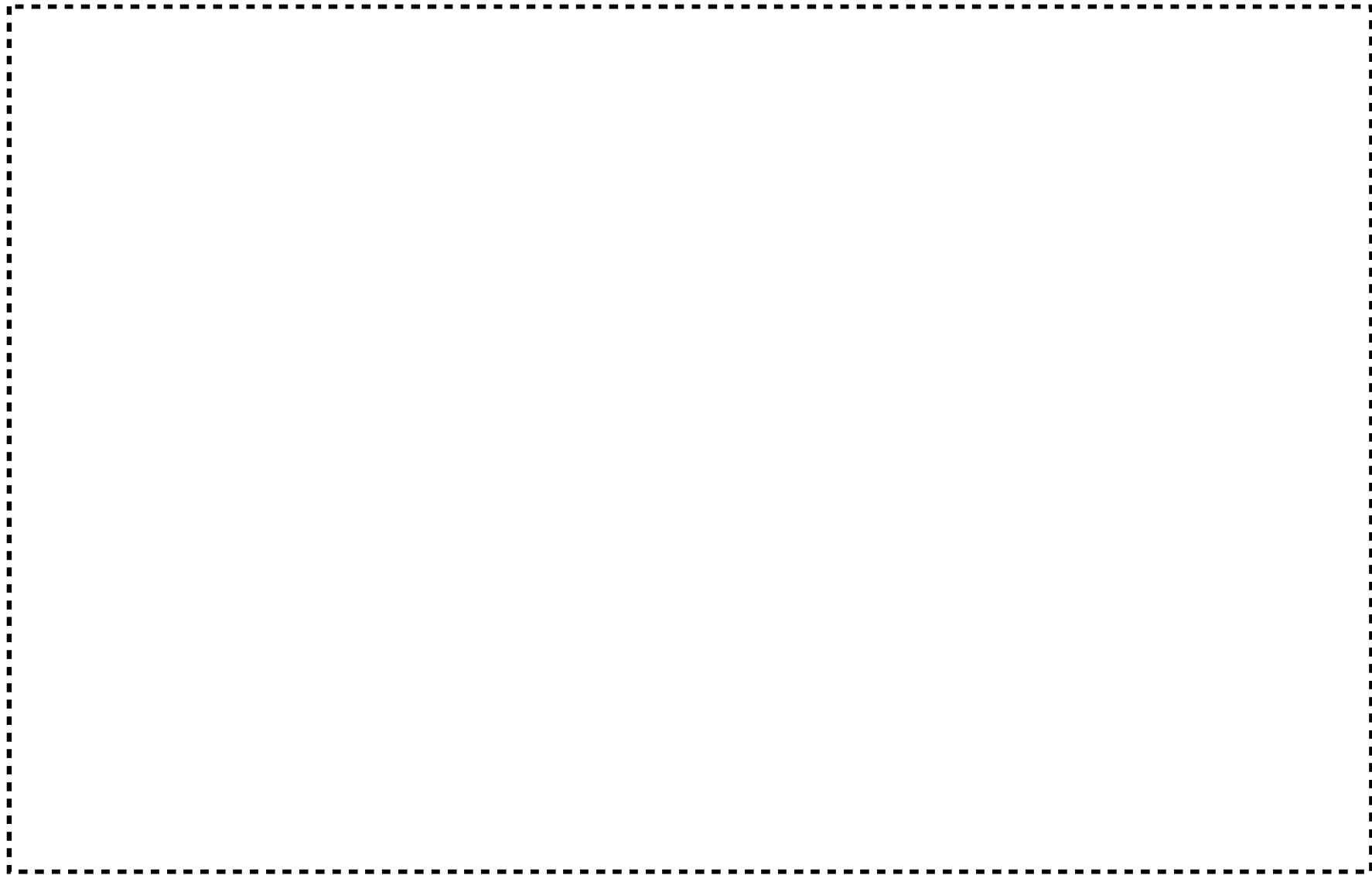
図ト-W1建-14(1) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（3階・R階）



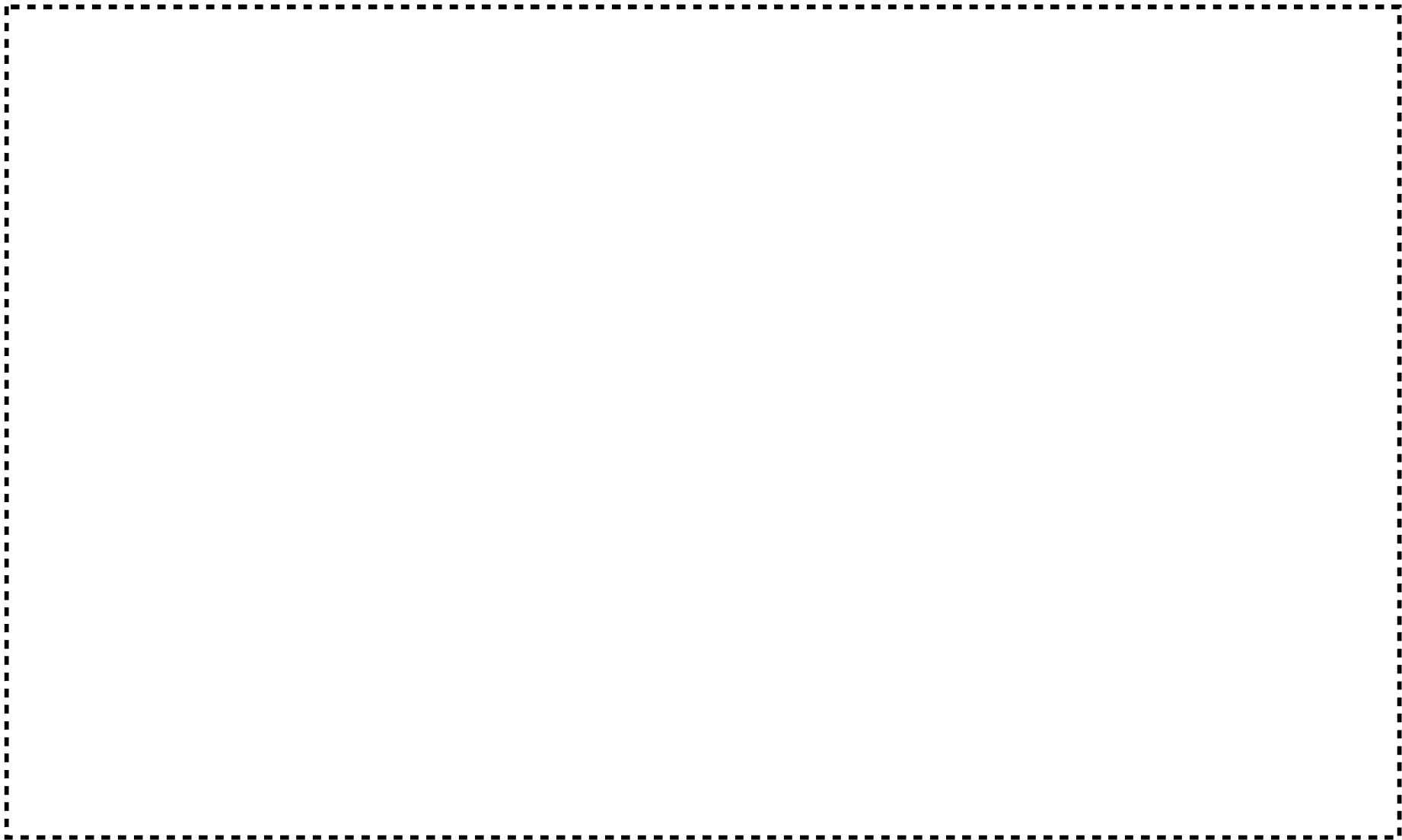
図ト-W1建-14(2) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（東南立面）



図ト-W 1 建- 1 5 防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置



図ト-W1建-16 防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置



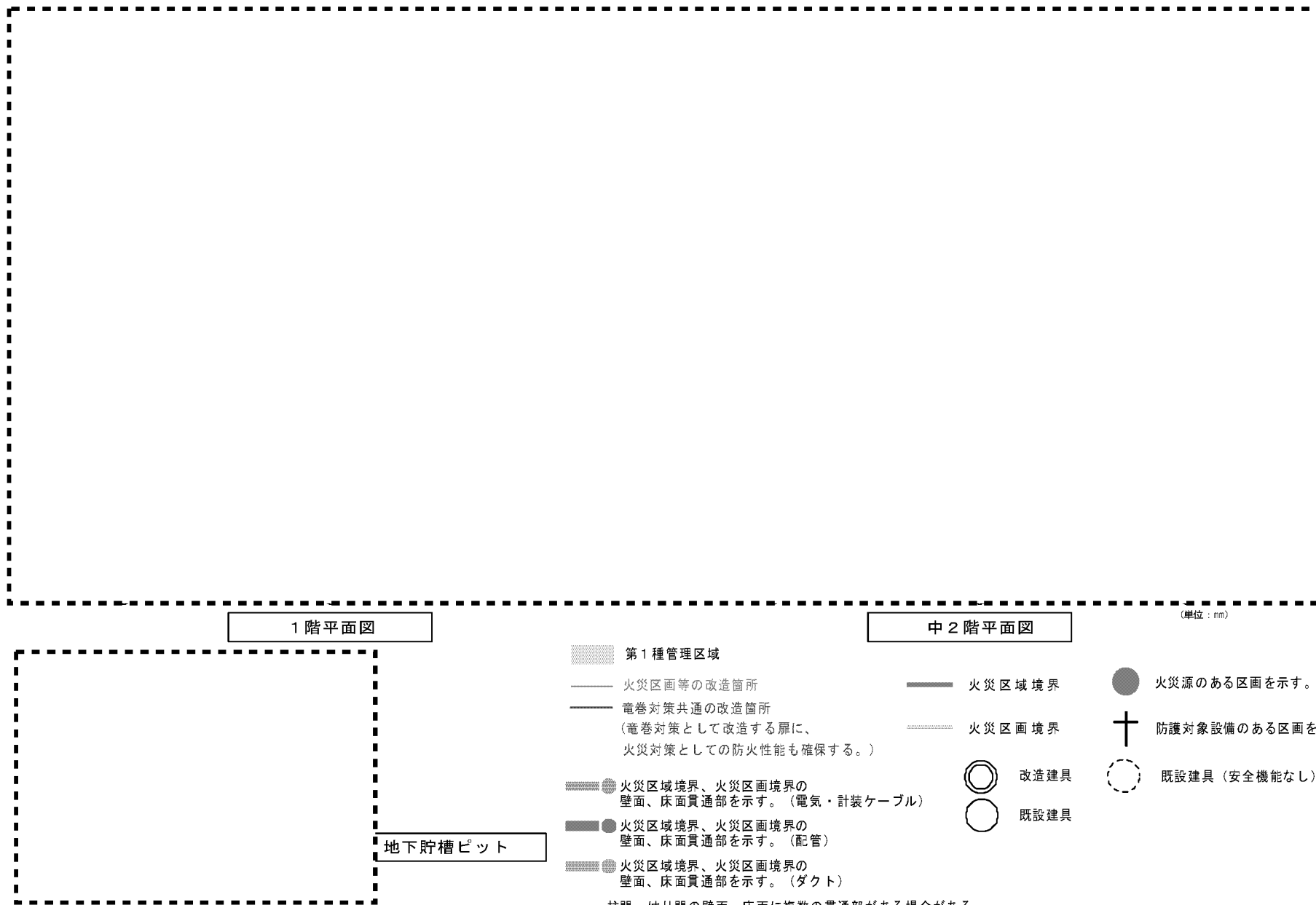
図ト-W 1 建- 1 7 敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置



図ト-W1建-18 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置



図ト-W1建-19 加工施設と一般道路（町道）の位置関係



図ト-W1建-20(1) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(1階・中2階)










1569



2階平面図

3階平面図

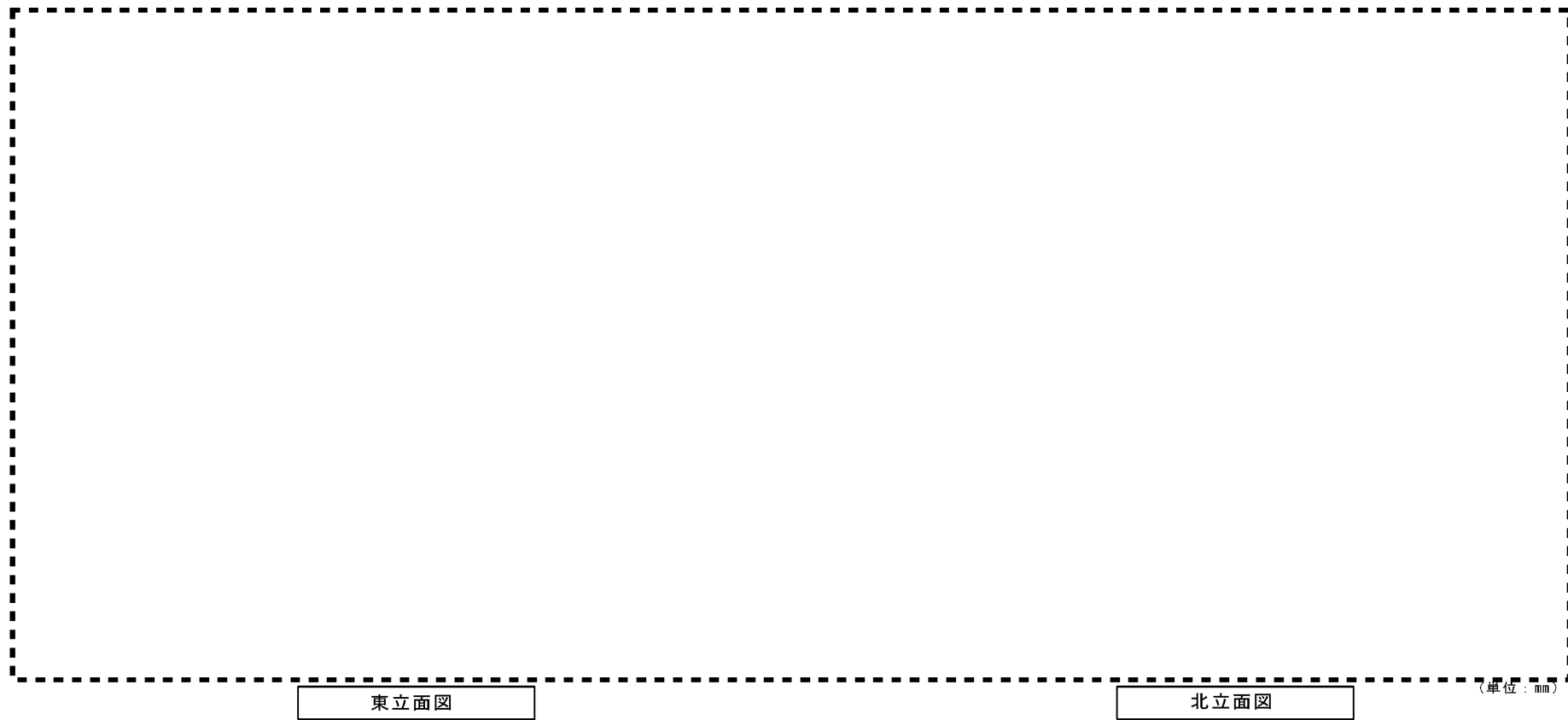
(単位: mm)

-  火災区域境界
  火災源のある区画を示す。
-  火災区画境界
  防護対象設備のある区画を示す。
-  火災区域境界、火災区画境界の壁面、床面貫通部を示す。(電気・計装ケーブル)
  改造建具
-  火災区域境界、火災区画境界の壁面、床面貫通部を示す。(配管)
  既設建具
-  火災区域境界、火災区画境界の壁面、床面貫通部を示す。(ダクト)

柱間、はり間の壁面、床面に複数の貫通部がある場合がある。

図ト-W1 建-20 (2) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (2階・3階)

1570



- 竜巻対策共通の改造箇所
(竜巻対策として改造する扉に、
火災対策としての防火性能も確保する。)
- ◎ 改造建具
- 既設建具

図ト-W1建-20(3) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(北東立面)

1571



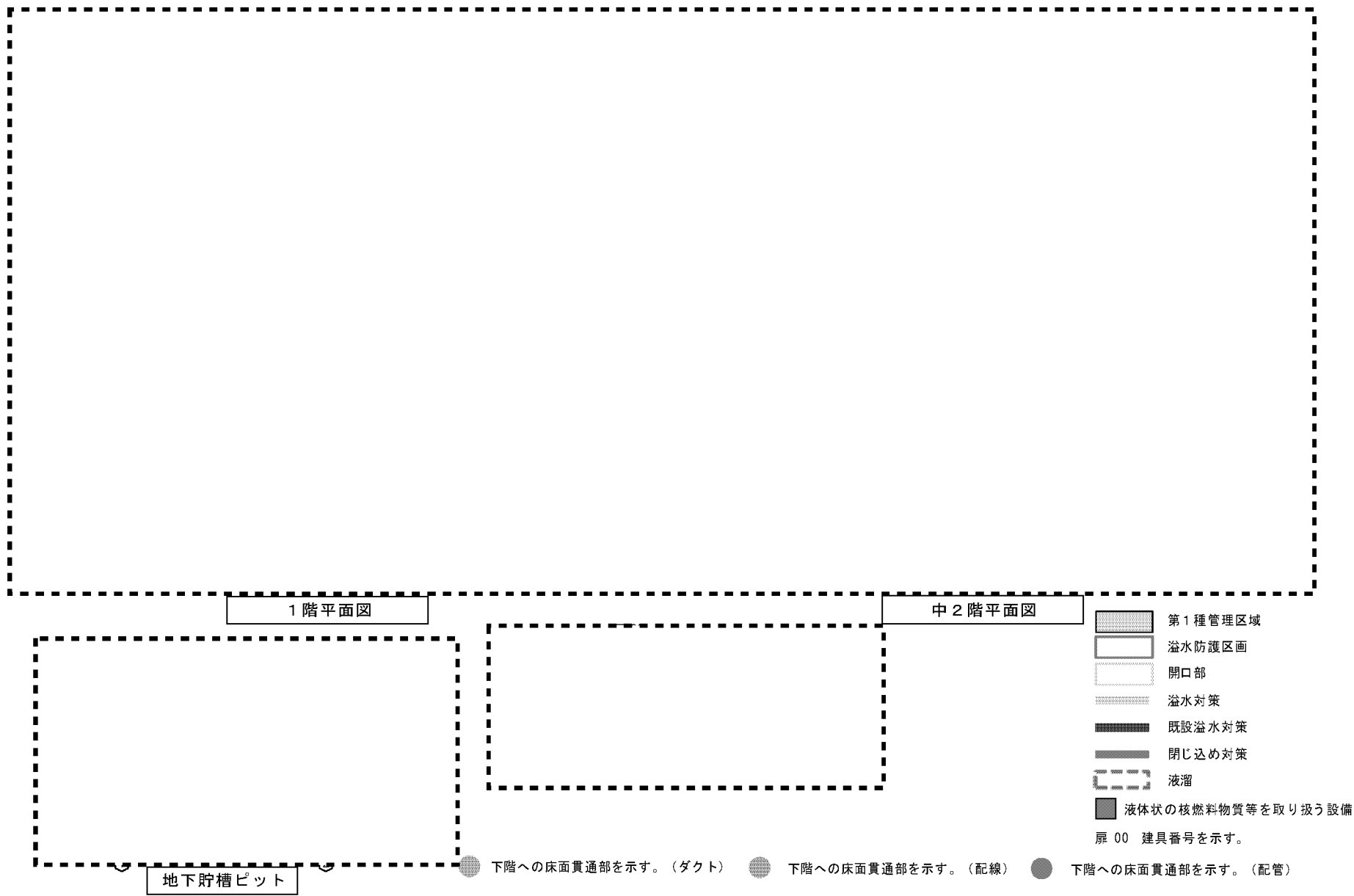
B-C通り断面図

1-2通り断面図

—— 火災区域境界




..... 火災区画境界

図ト-W1建-20(4) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(断面)



図ト-W1建-21(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(1階・中2階)



-  下階への床面貫通部を示す。(ダクト)
 -  下階への床面貫通部を示す。(配線)
 -  下階への床面貫通部を示す。(配管)
- 柱間、はり間の床面に複数の貫通部がある場合がある。

図ト-W1建-21(2) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(2階・3階)



図卜-W1建-22(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表



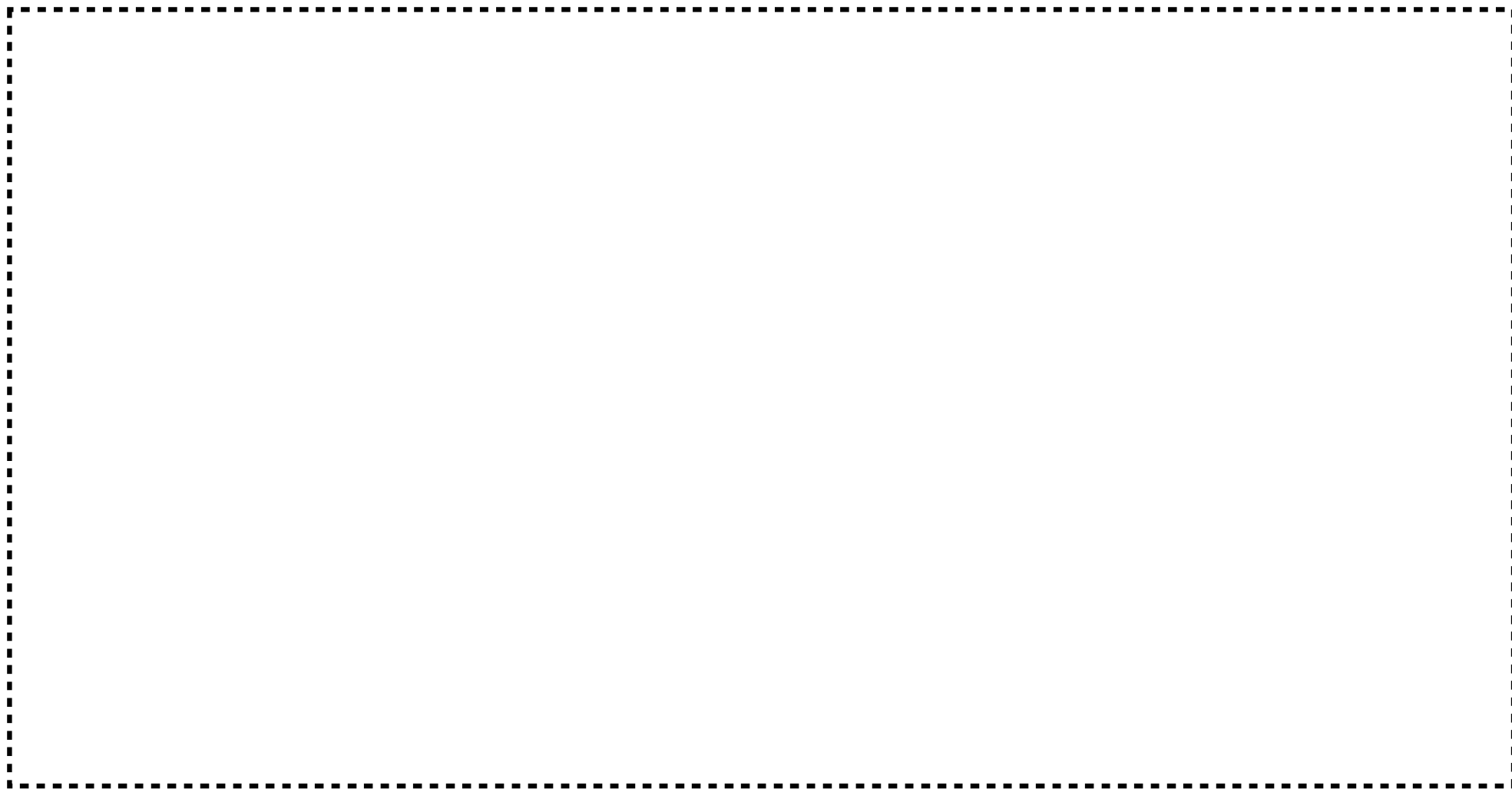
図卜-W1建-22(2) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2



図卜-W1建-22(3) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策3

既設溢水対策5：W1廃棄物処理室 地下貯槽ピット

1577

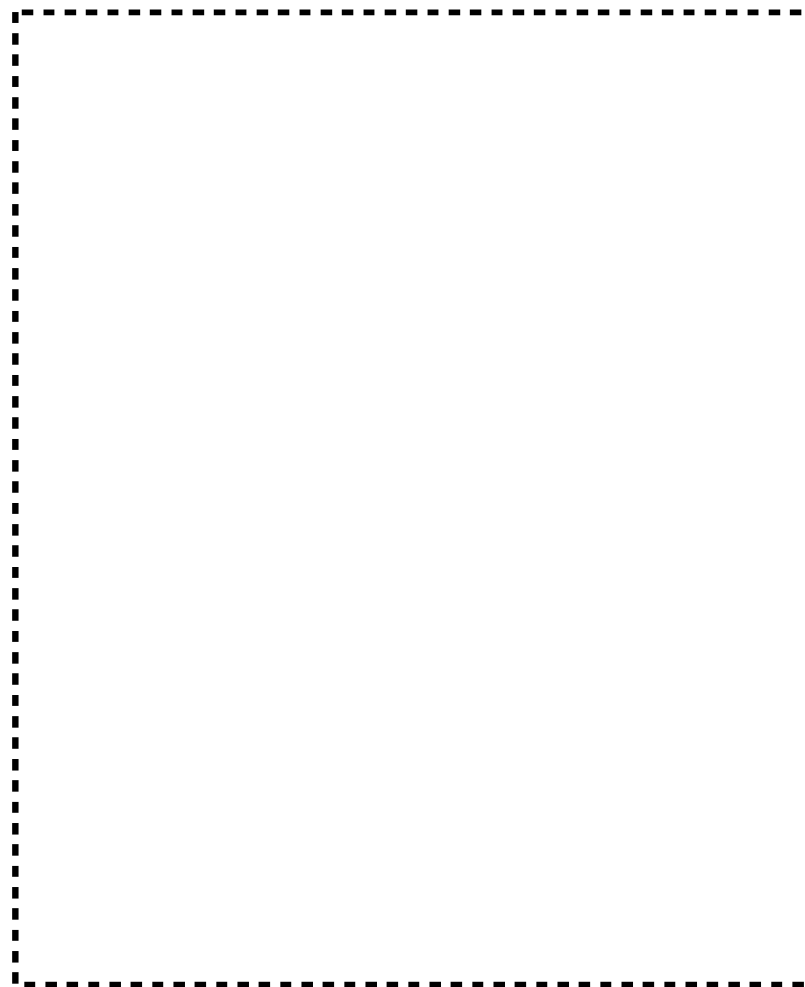


図ト-W1建-22(4) 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 配置図

既設溢水対策5：W1廃棄物処理室 地下貯槽ピット



図ト-W1建-22(5) 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図1



地下貯槽ピット 断面詳細図

図ト-W1建-22(6) 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図2

1580



1 階平面図

中 2 階平面図

※ 地下貯槽ピット部分は人の不法な侵入に対して安全機能はない

————— 毒巻対策共通の改造箇所（毒巻対策として改造する扉に不法な侵入防止としての鉄扉の性能も確保する。）

■■■■■■■■■■ 侵入防止境界

外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W1建-23(1) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（1階・中2階）

1581



(単位：mm)

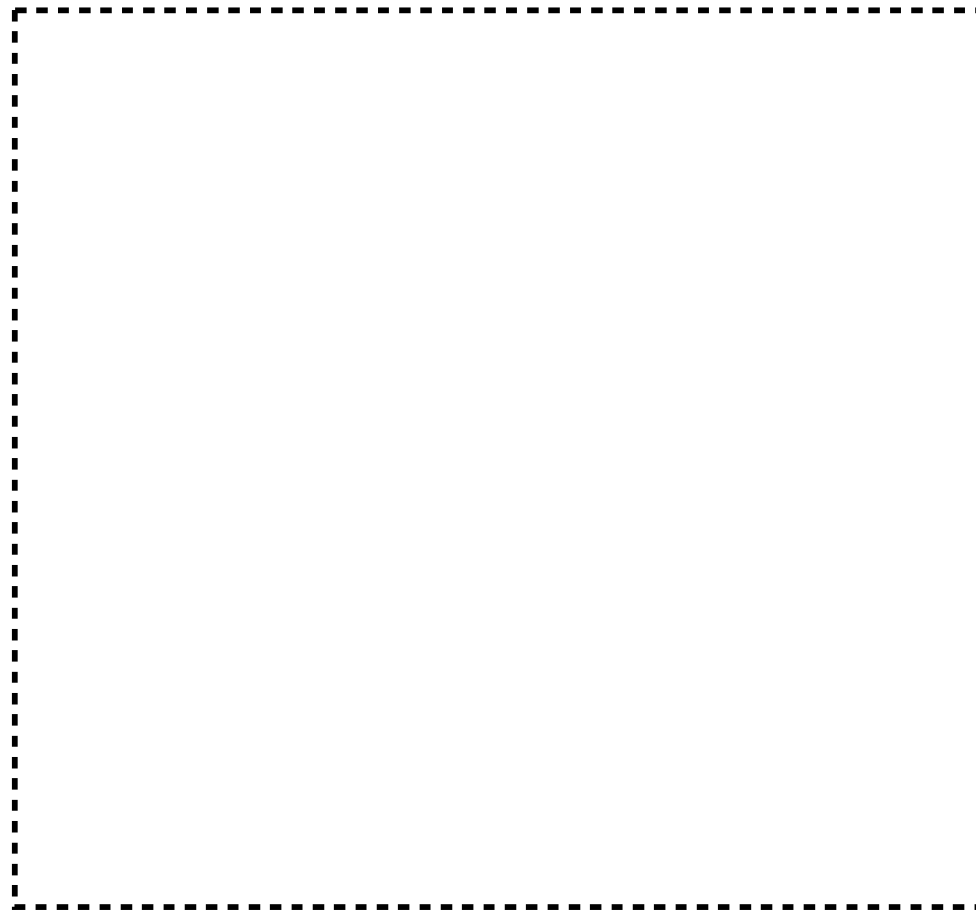
2 階平面図

3 階平面図


==== 侵入防止境界

外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W1 建-23 (2) 第1 廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (2 階・3 階)



R 階平面図

 侵入防止境界（スラブの境界範囲を示す。）

屋根は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W1 建-23 (3) 第1 廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (R階)

1583



東立面図

北立面図

(単位：mm)

—— 竜巻対策共通の改造箇所（竜巻対策として改造する扉に不法な侵入防止としての鉄扉の性能も確保する。）

外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W1建-23(1)～図ト-W1建-23(3)の平面図を参照のこと

図ト-W1建-23(4) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（北東立面）



1階平面図

中2階平面図

(単位: mm)

- 凡例
- 外壁
 - 内壁
 - 外部改造建具

内壁の建具は、図ト-W 1建-9に示す。
外 1-Oは外壁 1-O、内 1-Oは内壁 1-Oを示す。
外 M2-Oは外壁 M2-O、内 M2-Oは内壁 M2-Oを示す。



地下貯槽ピット

図ト-W 1建-24 (1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁

1585



2階平面図

3階平面図

外 2-○は外壁 2-○、内 2-○は内壁 2-○を示す。

外 3-○は外壁 3-○、内 3-○は内壁 3-○を示す。

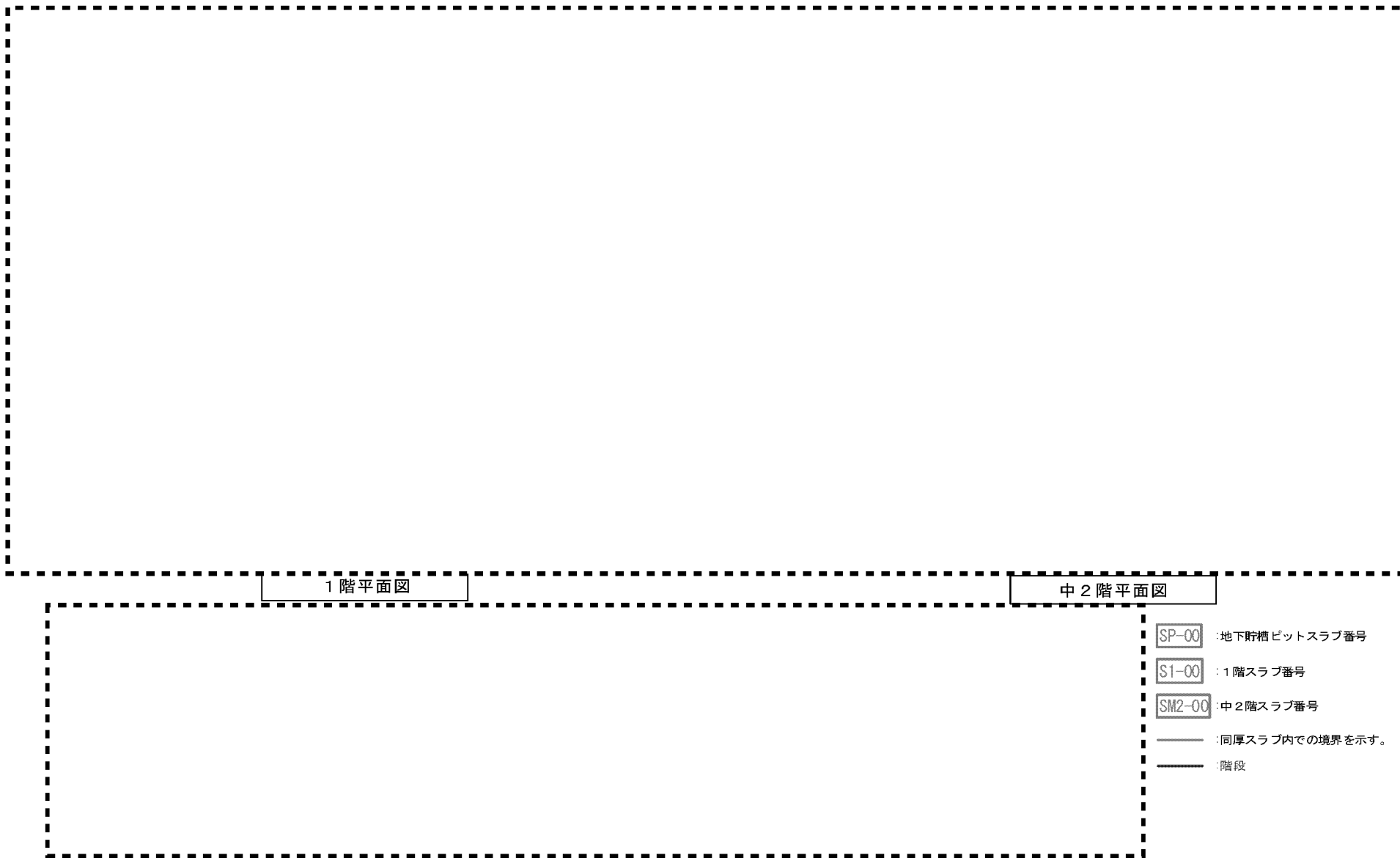
凡例

——— 外壁

——— 内壁

図卜-W1建-24(2) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁

1586



図ト-W1建-24(3) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ

1587



2階平面図

3階平面図



S2-00 : 2階スラブ番号

S3-00 : 3階スラブ番号

階段

特記なき限り鉄筋コンクリートとする。

図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ



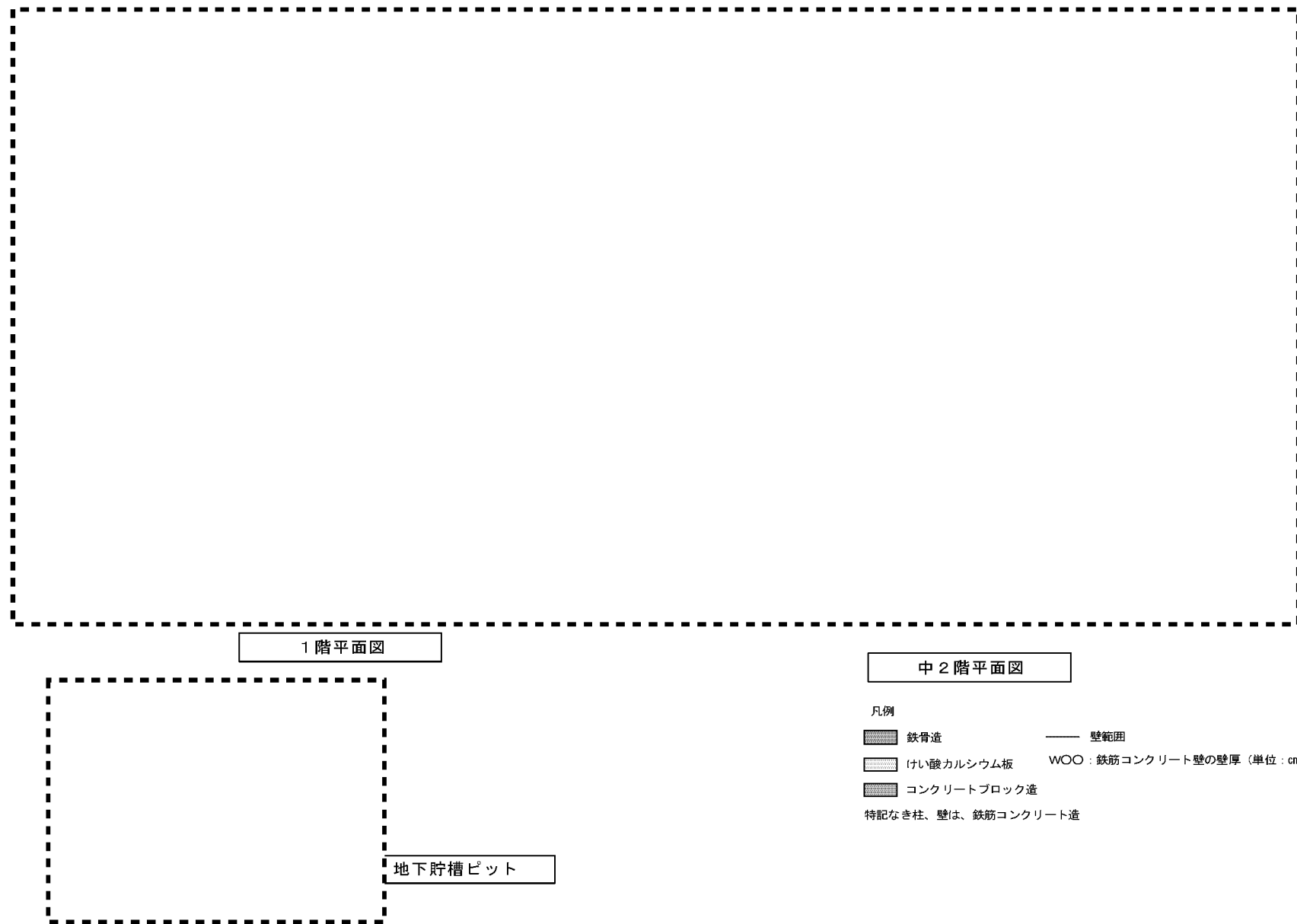
R 階平面図



SR-00 : R 階スラブ番号

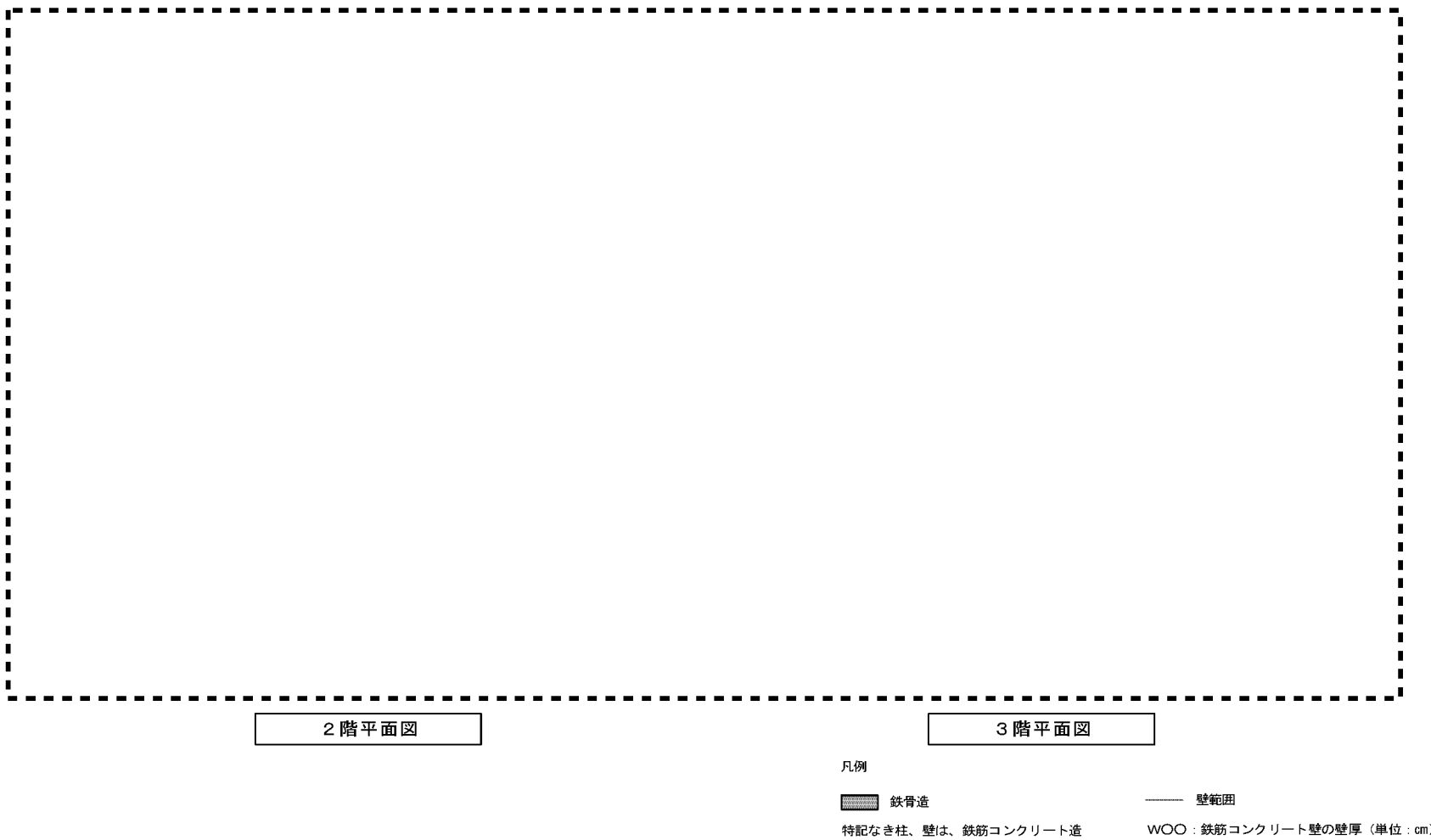
特記なき限り鉄筋コンクリートとする。

図ト-W1 建-24 (5) 第1 廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R 階スラブ



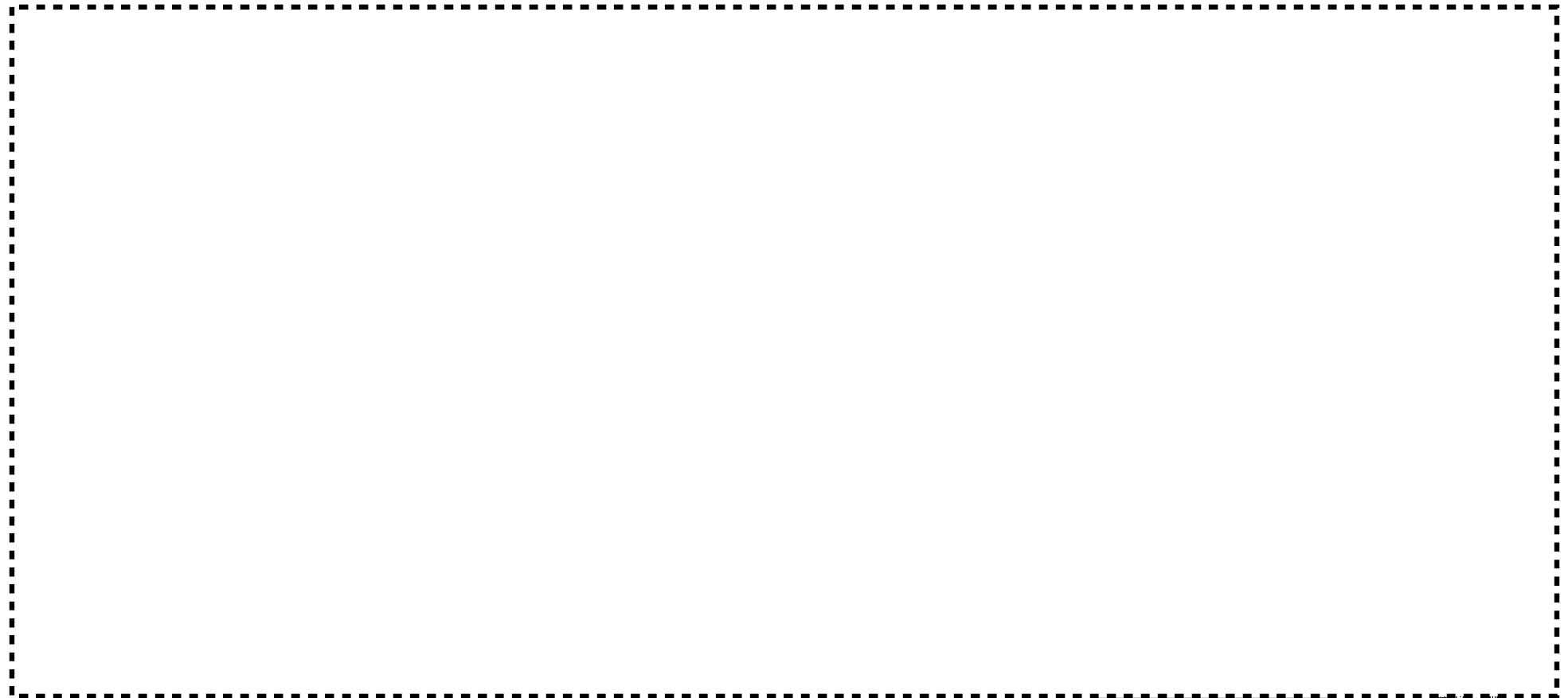
図ト-W 1 建- 2 5 (1) 第 1 廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1 階・中 2 階)

1590



図ト-W1建-25(2) 第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(2階・3階)

1591



杭伏図

地下貯槽ピット床伏図





構造区分
杭・基礎は鉄筋コンクリート造
⊙ : 礎版(鉄筋コンクリート)

図ト-W1建-26(1) 第1廃棄物貯蔵棟 杭伏図・地下貯槽ピット床伏図兼構造区分図

1592



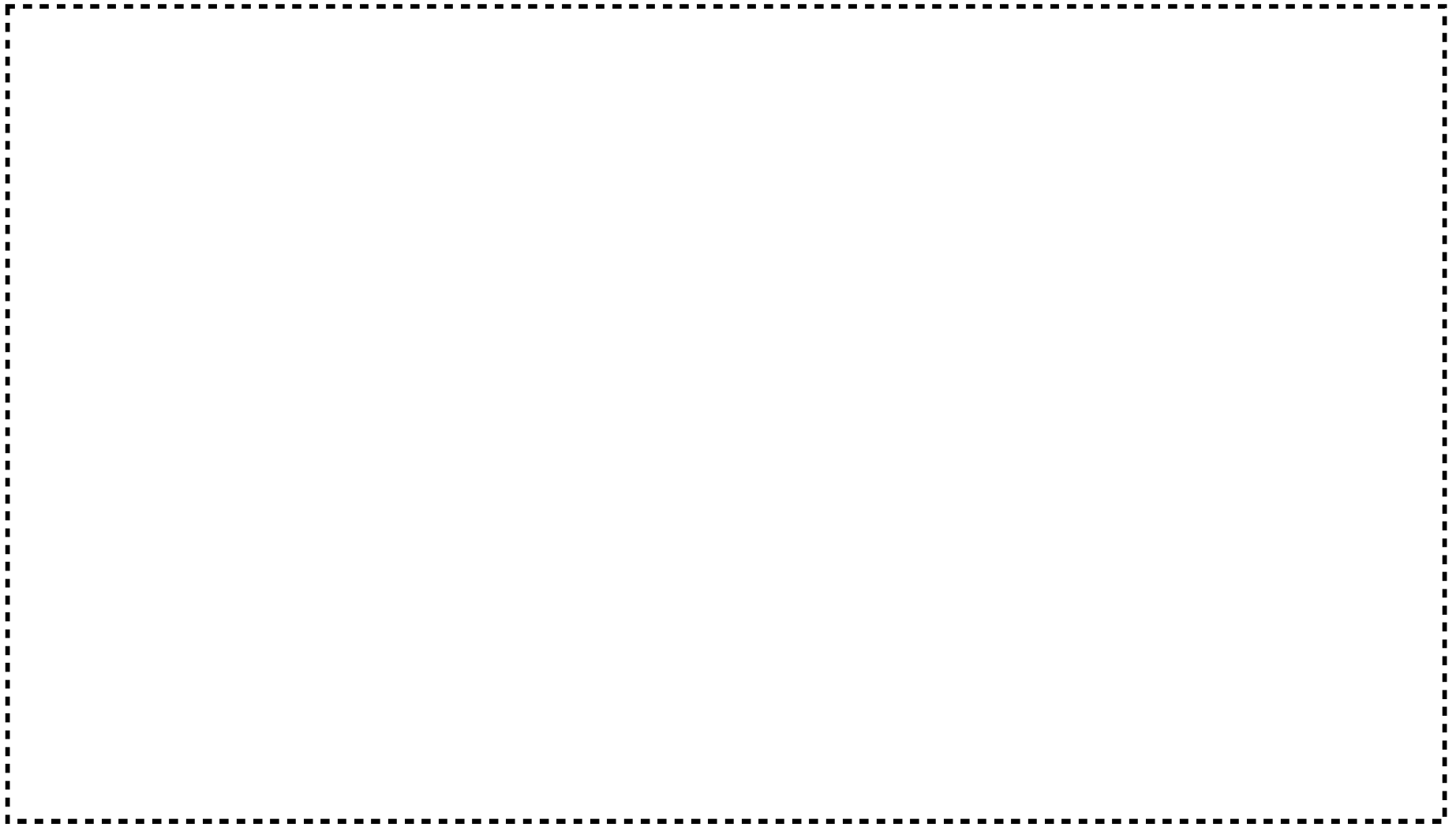
構造区分

-  : 柱 (鉄骨造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : スラブ (鉄筋コンクリート)
-  : 土間コンクリートを示す

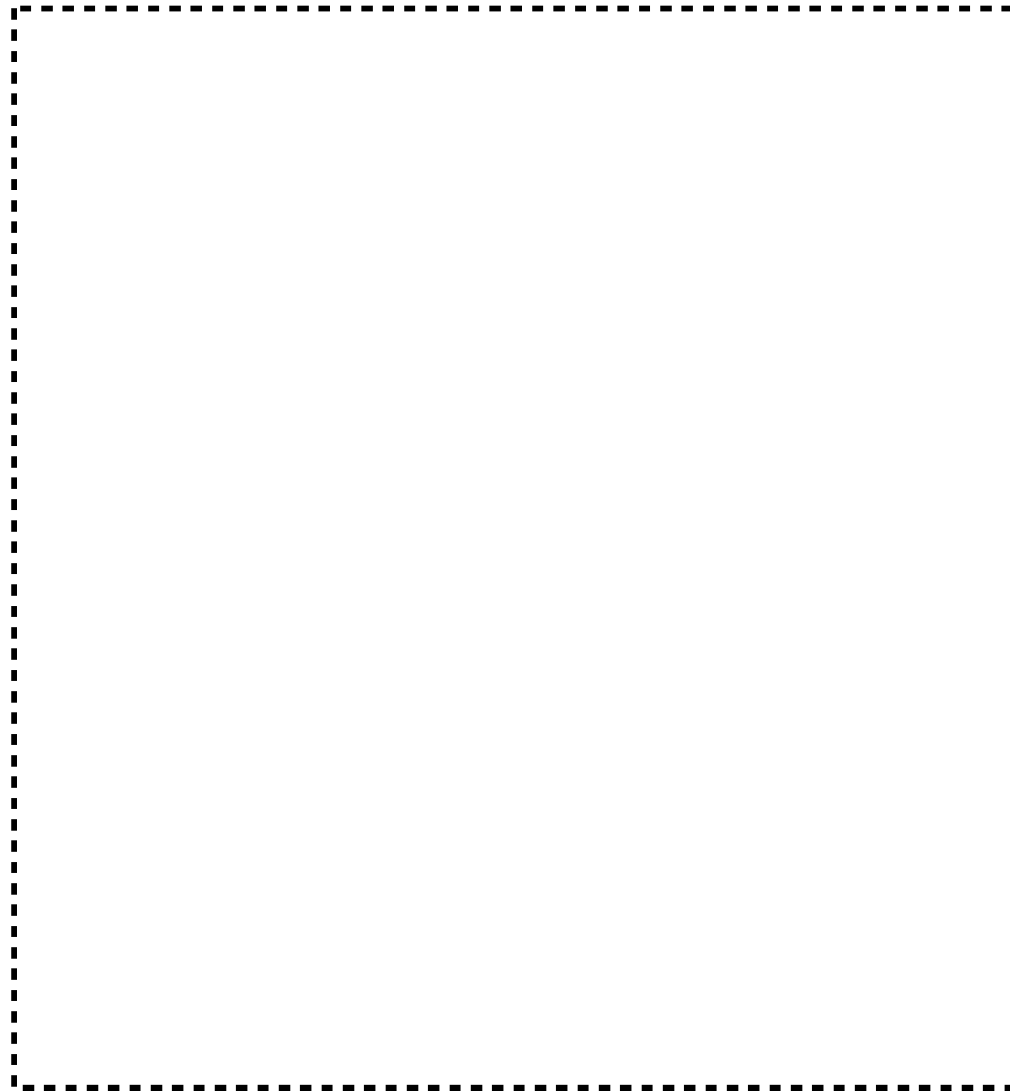
特記なき柱、壁、はり、鉄筋コンクリート造

図ト-W1建-26(2) 第1廃棄物貯蔵棟 1階・中2階はり伏図兼構造区分図

1593

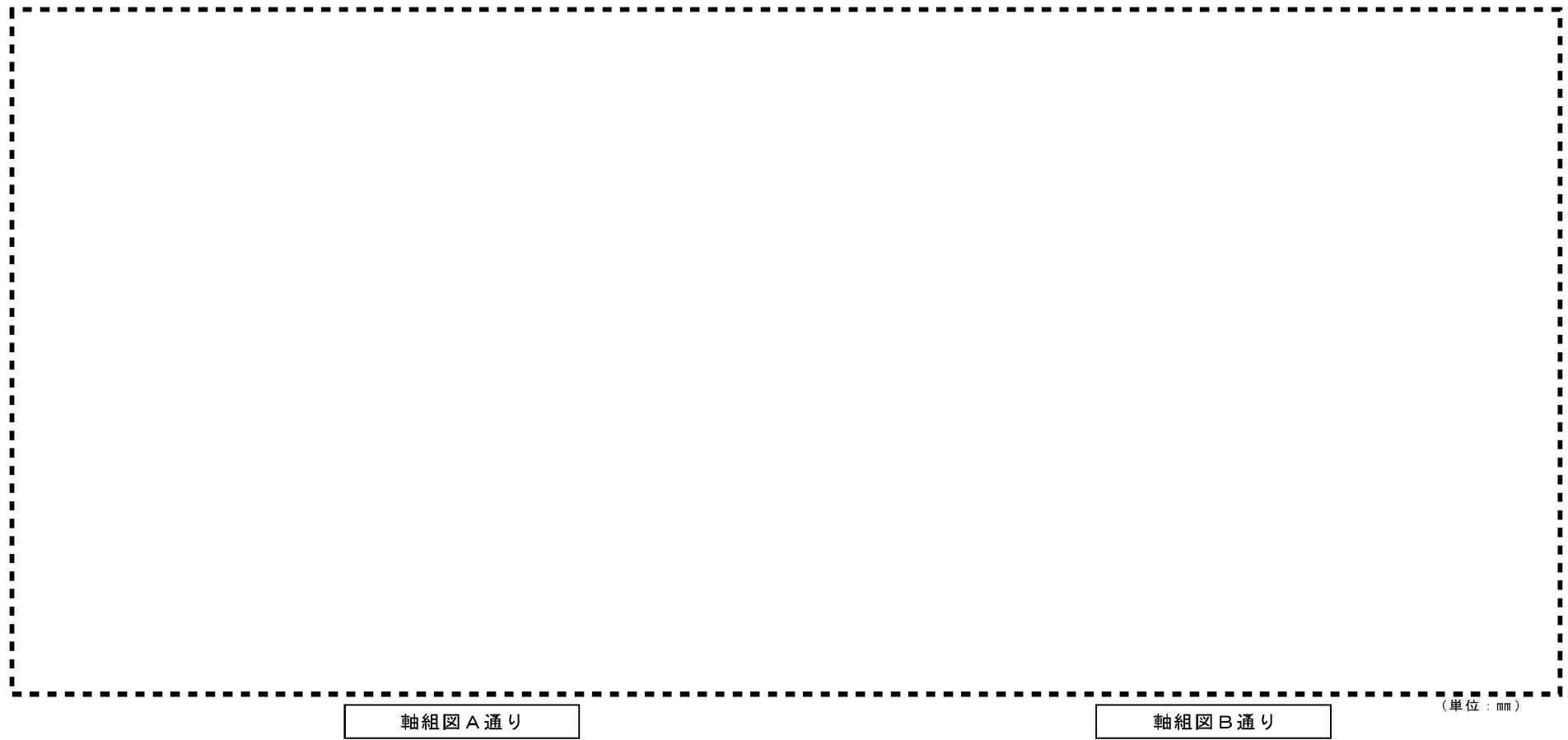


図ト-W1建-26(3) 第1廃棄物貯蔵棟 2階・3階はり伏図兼構造区分図



図ト-W1建-26(4) 第1廃棄物貯蔵棟 R階床ばり伏図兼構造区分図

1595



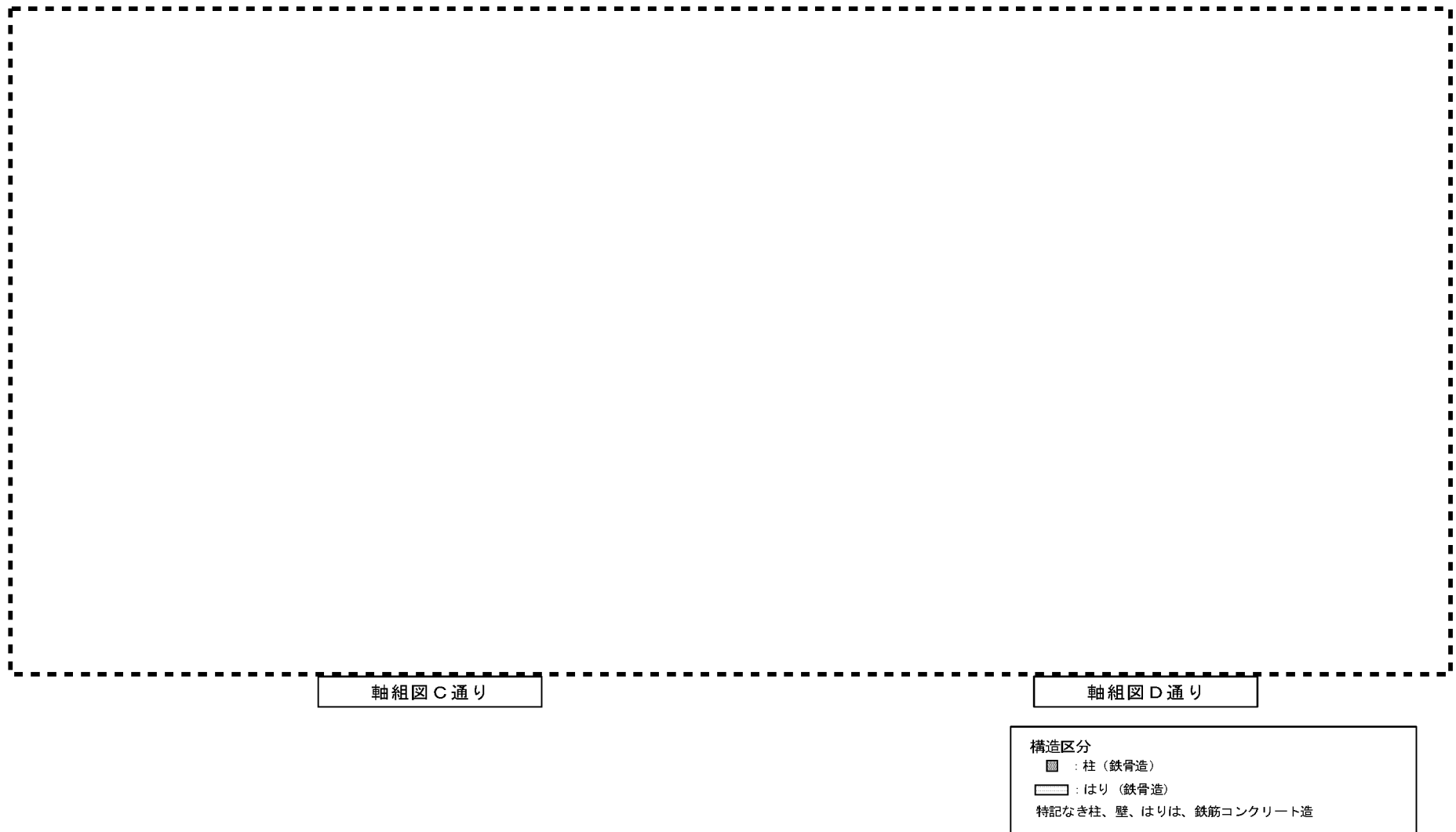
構造区分

- : 柱 (鉄骨造)
- ▨ : はり (鉄骨造)

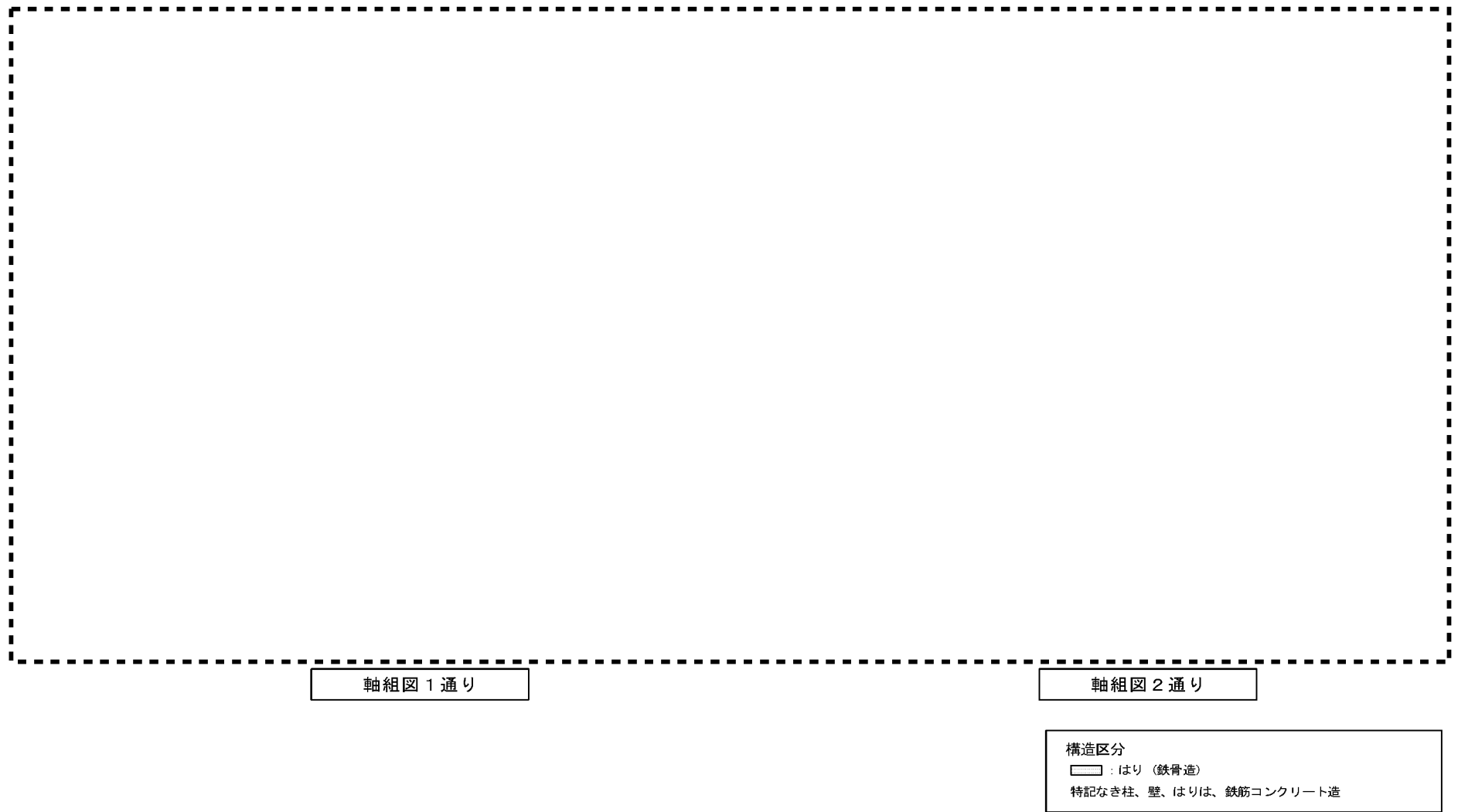
特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

図ト-W1 建-27 (1) 第1 廃棄物貯蔵棟 軸組図 A 通り、B 通り

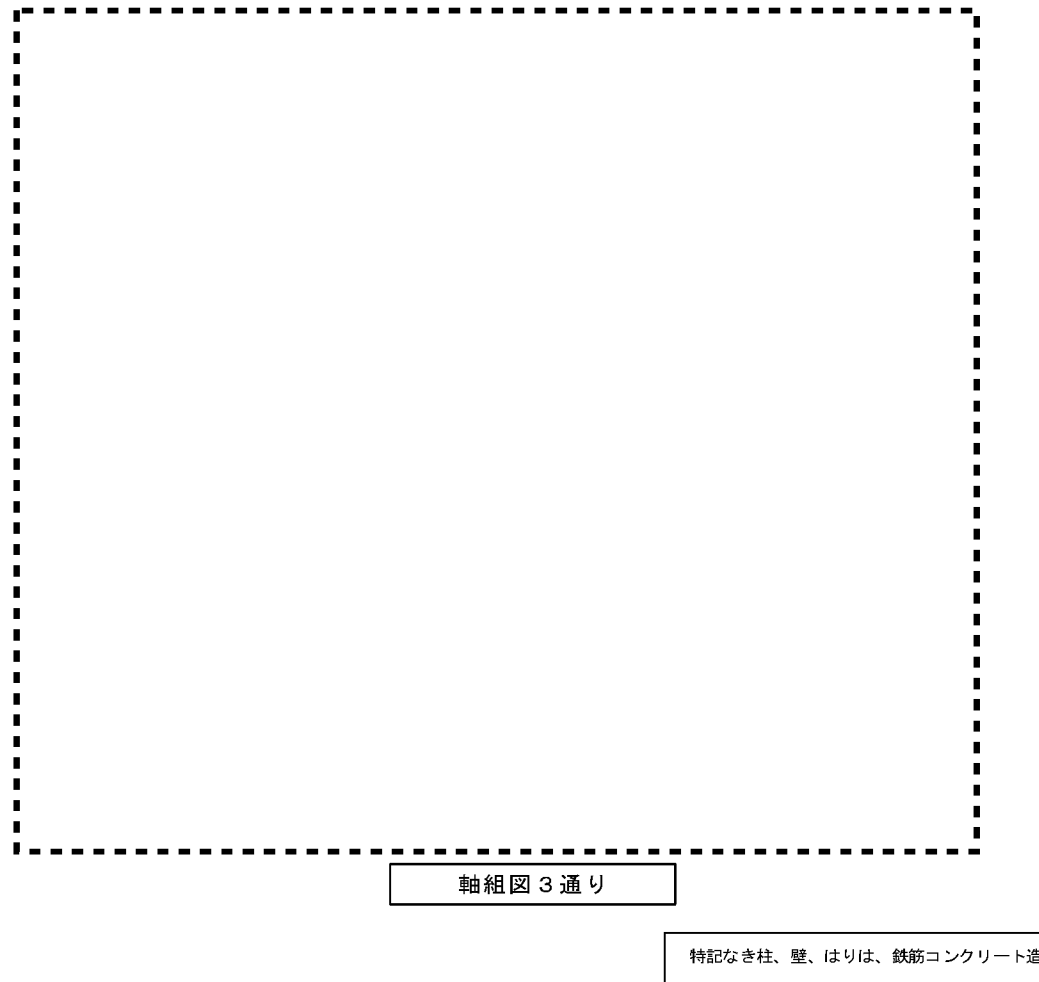
1596



図ト-W1 建-27 (2) 第1 廃棄物貯蔵棟 軸組図 C 通り、D 通り



図ト-W1建-27(3) 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2通り

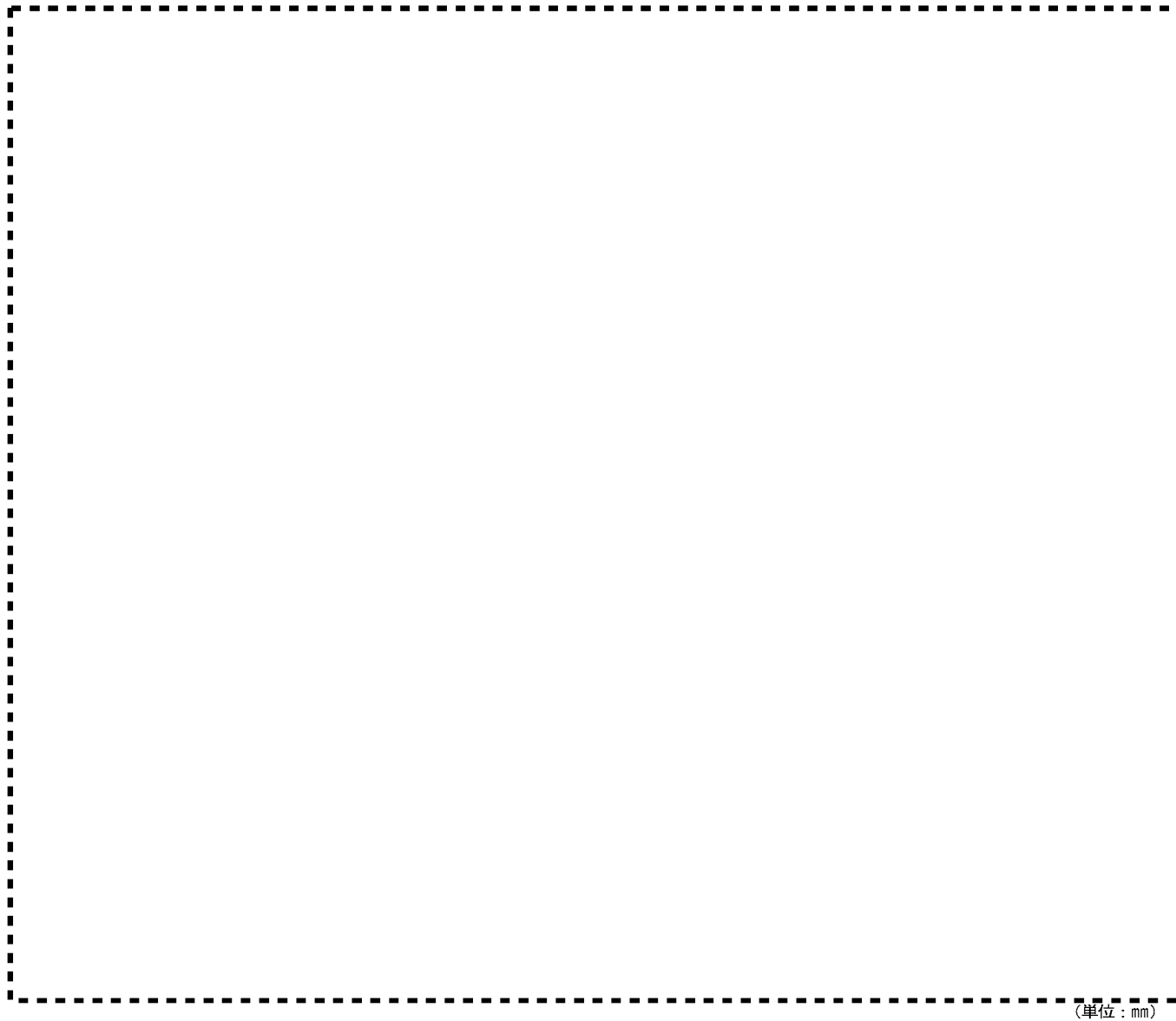


図ト-W1建-27(4) 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り



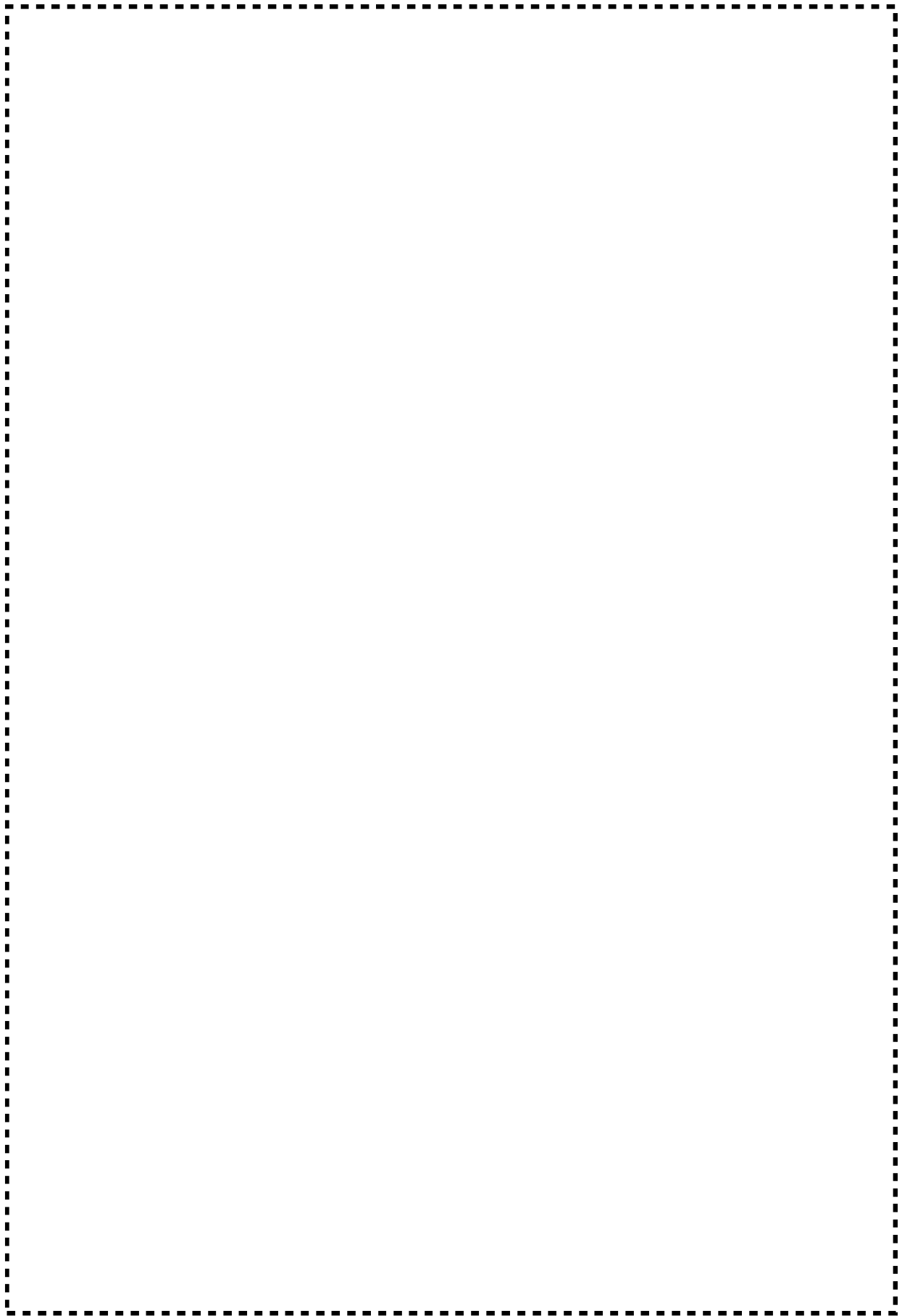
図ト-W1建-28(1) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面

1600



(単位: mm)

図ト-W1建-28(2) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図



図ト-W1建-28(3) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ぶり



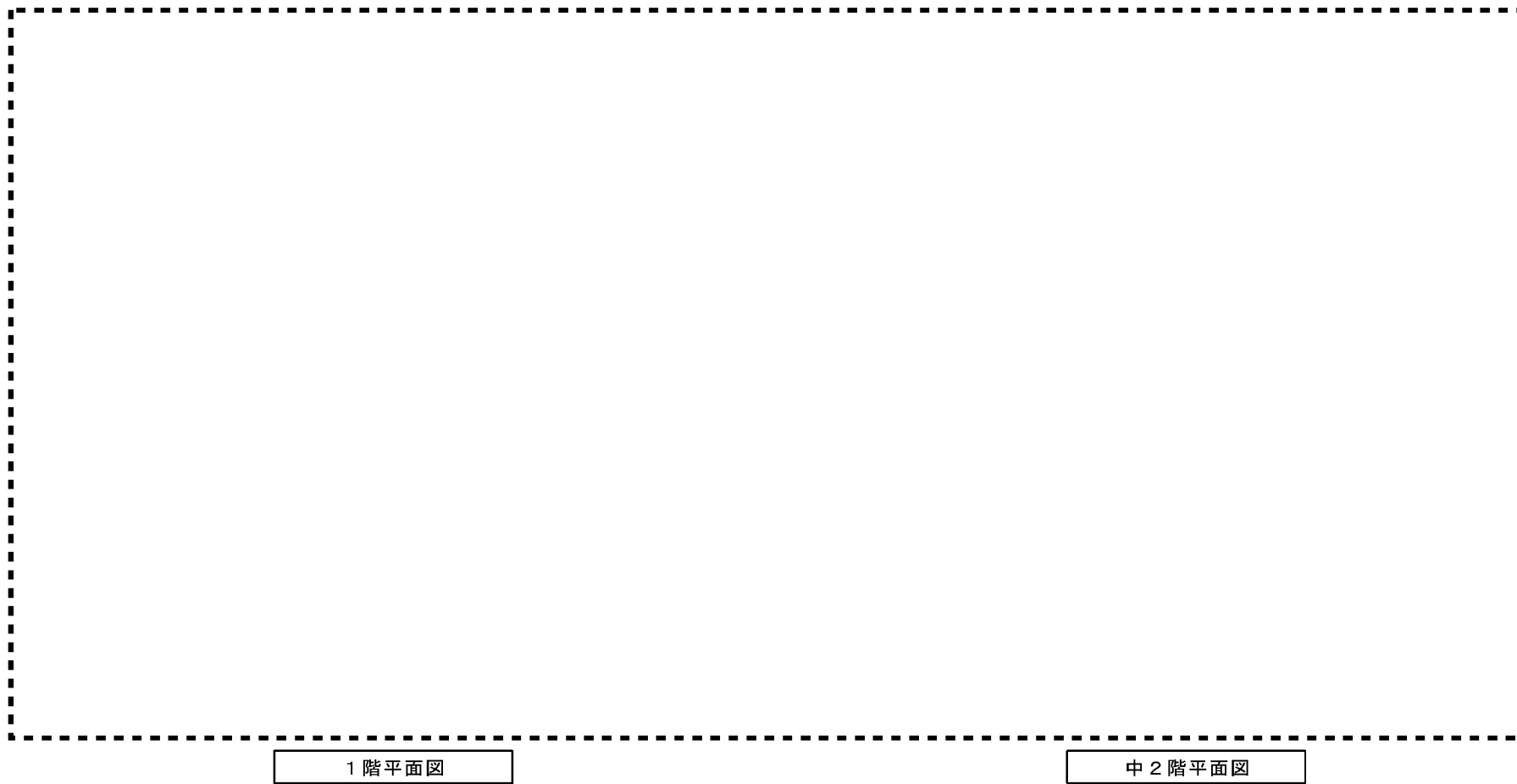
図ト-W1建-28(4) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ぶり

1603



図ト-W1建-28(5) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁

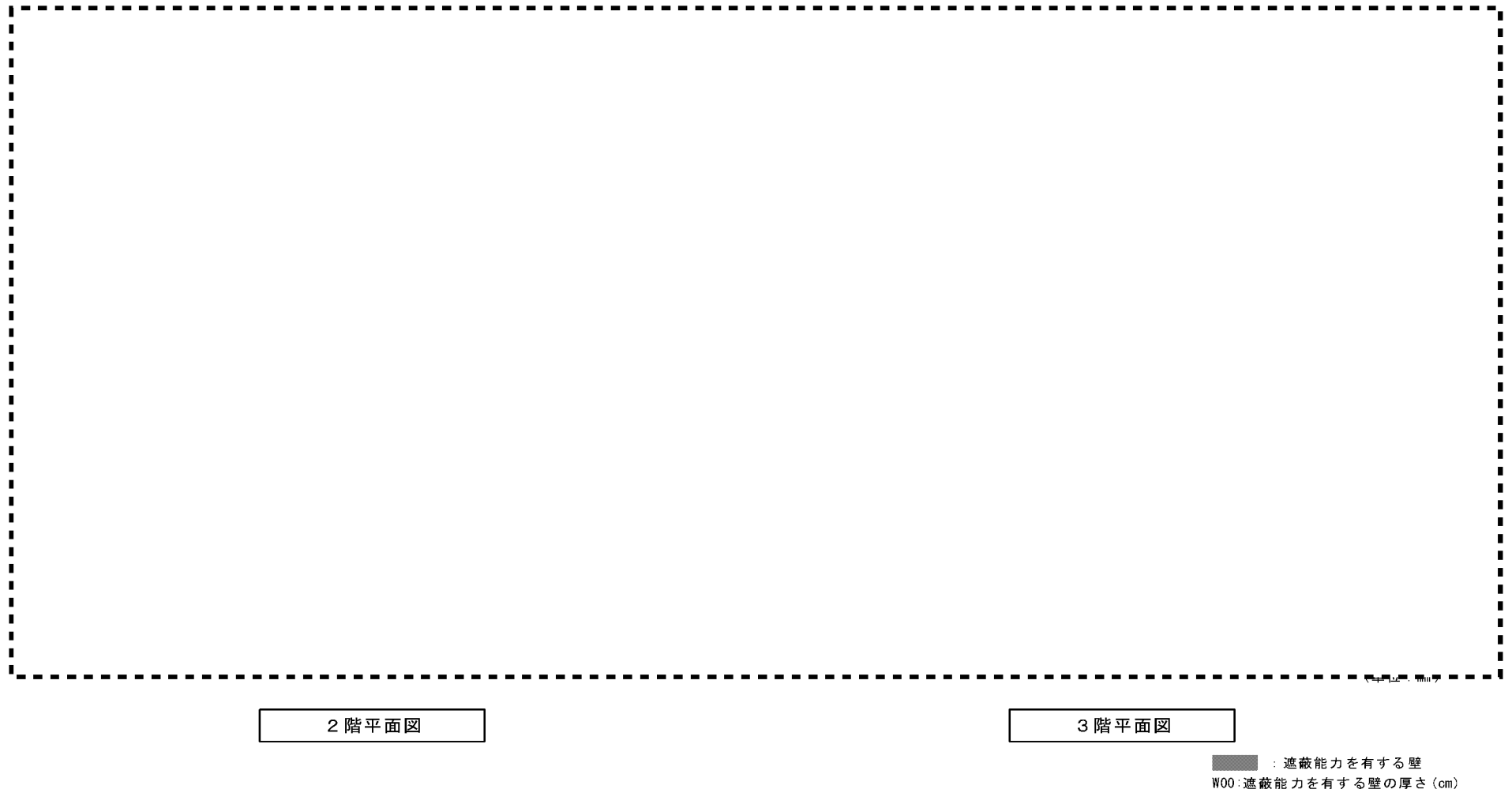
1604



※ 地下貯槽ピット部分は遮蔽に対して安全機能はない

■ : 遮蔽能力を有する壁
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

図ト-W1建-29(1) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (平面図 1階、中2階)



図ト-W1建-29(2) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (平面図 2階、3階)

1606



■ : 遮蔽能力を有する壁
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)
[00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W1建-29(3) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 1通り、2通り)



3 通り断面図

■ : 遮蔽能力を有する壁
W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)
[00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

図ト-W 1 建-2 9 (4) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 3 通り)

1608



■ : 遮蔽能力を有する壁
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)
[00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W1建-29 (5) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 A通り、B通り)

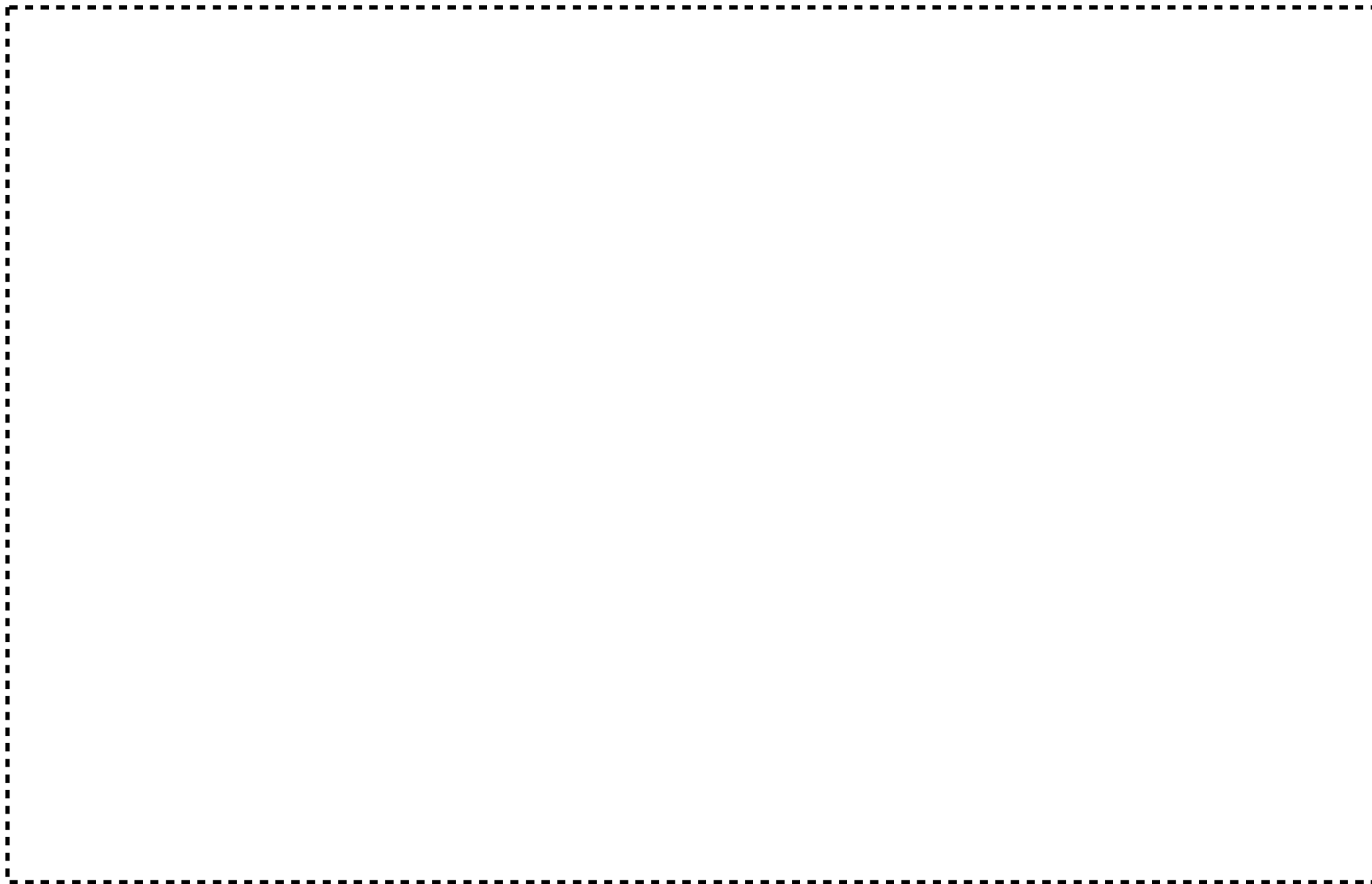
1609




■ : 遮蔽能力を有する壁
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)
[00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W1建-29(6) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 C通り、D通り)

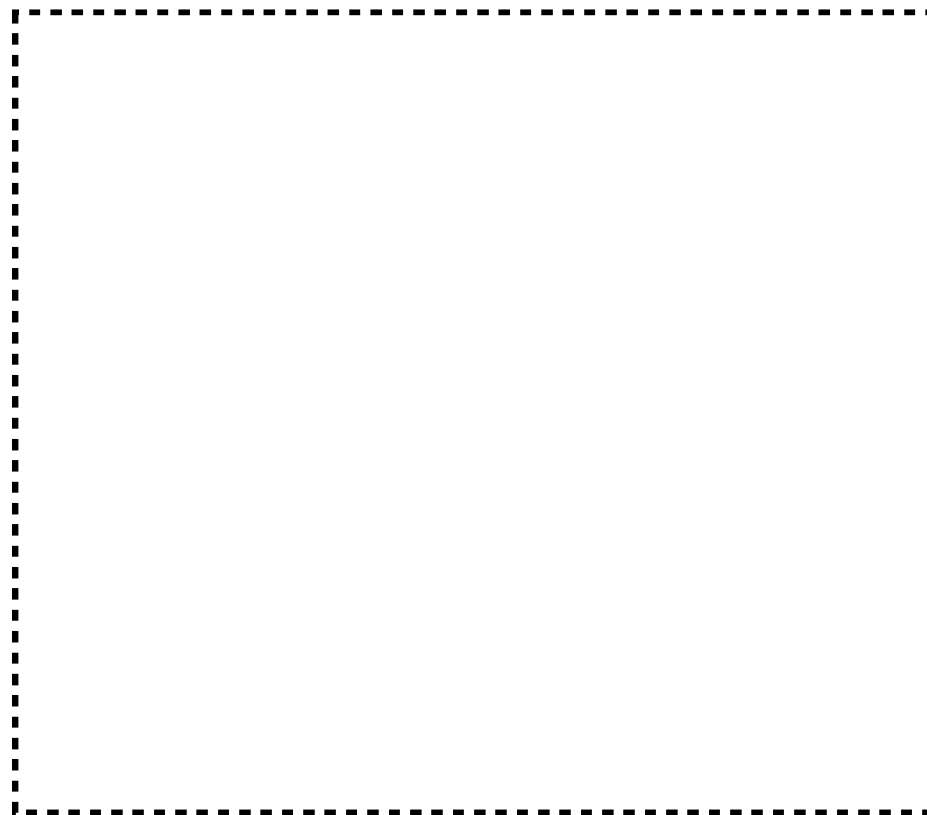
1610



図ト-W 1 設- 1 - 1 (1) 本申請で適合性を確認する第 1 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図

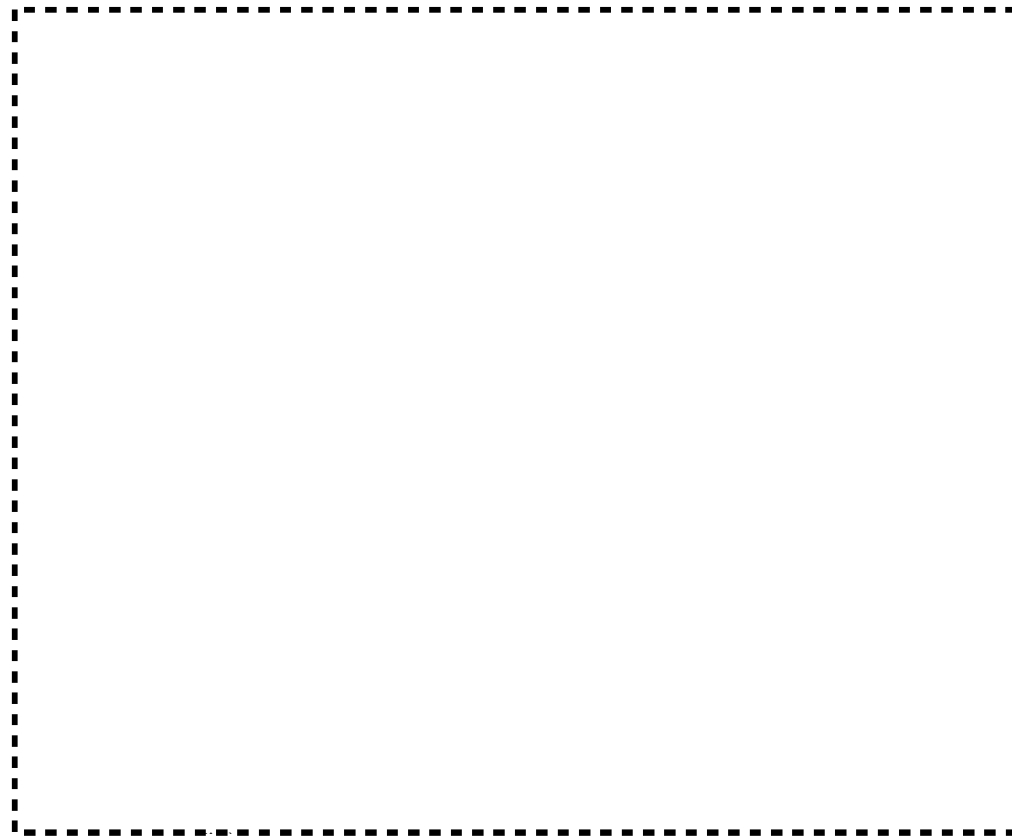
番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機	6077-2	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	6135	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No.3
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機	6077-3	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	6138	焼却設備 焼却炉
6051	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機	6077-4	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 給気フィルタ	6139	焼却設備 バグフィルタ
6052	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機	6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン	6140	焼却設備 投入プッシャ
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機	6124	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	6141	焼却設備 前処理フード
6054	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 排風機	6125	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	6142	焼却設備 フィルタ処理フード
6055	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	6126	W 1 廃液処理設備 タンク No.1	6143	焼却設備 投入リフタ
6056	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	6127	W 1 廃液処理設備 タンク No.2	6144	焼却設備 急冷塔
6057	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	6128	W 1 廃液処理設備 タンク No.3	6145	湿式除染機 湿式除染部
6058	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	6129	W 1 廃液処理設備 ろ過機	6146	湿式除染機 水洗除染タンク
6059	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	6130	W 1 廃液処理設備 圧搾脱水機	6147	乾式除染機
6060	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	6131	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	6148	ホイストクレーン 2トンチェンブロック
6061	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	6132	W 1 廃液処理設備 受水槽	6149	ホイストクレーン 1トンチェンブロック
6062	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	6133	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No.1	6153	保管廃棄設備  廃棄物保管区域
6077	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ	6134	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No.2		

図ト-W 1 設-1-1 (2) 本申請で適合性を確認する第 1 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)



【凡例】	: 既設部	: 閉じ込めダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部	: 閉じ込め弁
	: 撤去部	: フィルタユニット (設備排気用)
	* : 接続部	

図ト-W 1 設-2-1 (1) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統1 (部屋排気系統)) (1 / 2)




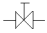




【凡例】	: 既設部	: 閉じ込めダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部	: 閉じ込め弁
	: 撤去部	: フィルタユニット (設備排気用)
	* : 接続部	

図ト-W 1 設-2-1 (1) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統1 (部屋排気系統)) (2 / 2)



【凡例】

 : 既設部	 : 閉じ込めダンパー
 : 新設・移設・更新・改造部	 : 閉じ込め弁
 : 撤去部	 : フィルタユニット（設備排気用）
* : 接続部 （接続設備は図ト-W1設-2-1（8）参照。 ただし、番号のない接続部は設工認対象外設備への接続）	

図ト-W1設-2-1（2） 気体廃棄設備 No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統）の設備及び機器の配置詳細図
（系統2（局所排気系統））（1 / 2）



【凡例】	—— : 既設部	—◇— : 閉じ込めダンパー
	— : 新設・移設・更新・改造部	—X— : 閉じ込め弁
 : 撤去部	—≡— : フィルタユニット (設備排気用)
	* : 接続部	







図ト-W 1 設-2-1 (2) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統2 (局所排気系統)) (2 / 2)



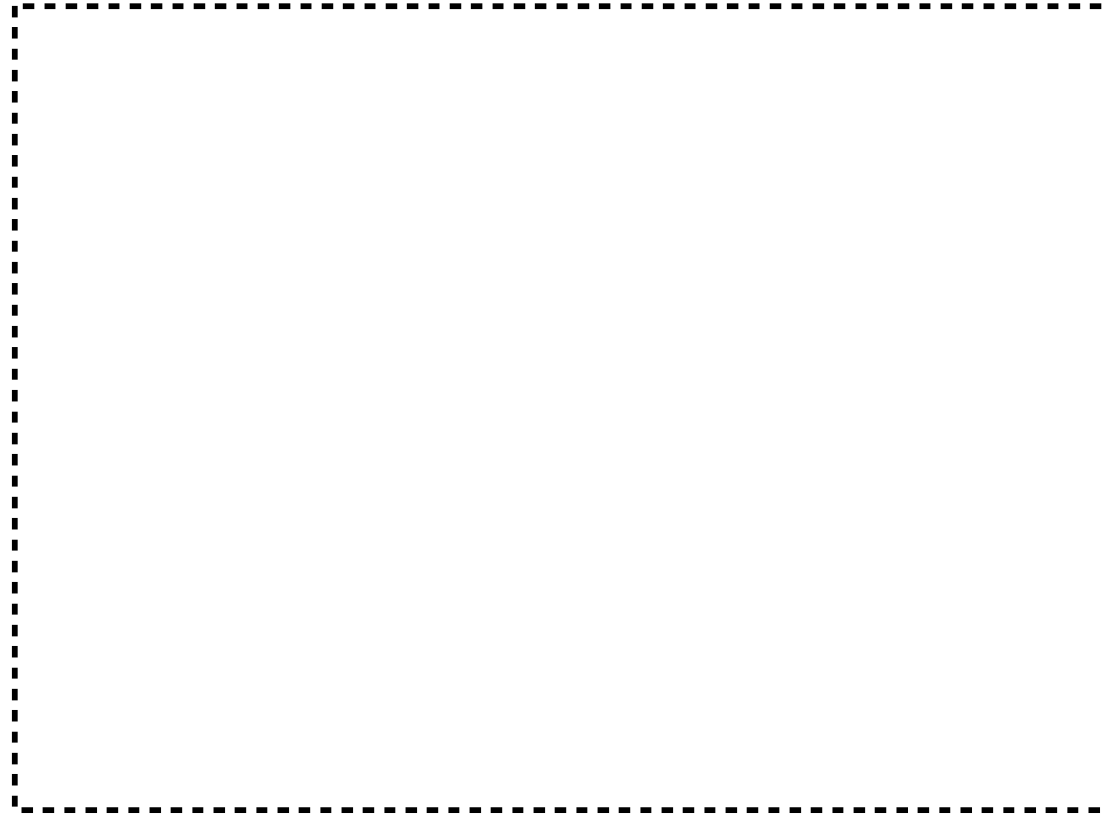
【凡例】	: 既設部	: 閉じ込めダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部	: 閉じ込め弁
	: 撤去部	: フィルタユニット（設備排気用）
	* : 接続部 (接続設備は図ト-W1 設-2-1 (8) 参照)	

図ト-W1 設-2-1 (3) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統3 (局所排気系統)) (1 / 2)



【凡例】			
	: 既設部		: 閉じ込めダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部		: 閉じ込め弁
	: 撤去部		: フィルタユニット (設備排気用)
*	: 接続部		

図ト-W 1 設-2-1 (3) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統3 (局所排気系統)) (2 / 2)



【凡例】	— : 既設部	—— : 閉じ込めダンパー
	— : 新設・移設・更新・改造部	—— : 閉じ込め弁
 : 撤去部	—— : フィルタユニット（設備排気用）
	* : 接続部 (接続設備は図ト-W1設-2-1(8)参照)	

図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統4 (局所排気系統)) (1 / 3)



【凡例】

— : 既設部

— : 新設・移設・更新・改造部

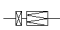
⋯ : 撤去部

* : 接続部

(接続設備は図ト-W1設-2-1(8)参照)

—◇— : 閉じ込めダンパー

—◇— : 閉じ込め弁

—— : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統4 (局所排気系統)) (2/3)



【凡例】	: 既設部	: 閉じ込めダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部	: 閉じ込め弁
	: 撤去部	: フィルタユニット (設備排気用)
	* : 接続部	

図ト-W1 設-2-1 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統4 (局所排気系統)) (3 / 3)



【凡例】	: 既設部	: 閉じ込めダンパー
	: 新設・移設・更新・改造部	: 閉じ込め弁
	: 撤去部	: フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1 設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)) (1 / 2)



【凡例】	— : 既設部	—○— : 閉じ込めダンパー
	— : 新設・移設・更新・改造部	—◇— : 閉じ込め弁
 : 撤去部	—■— : フィルタユニット (設備排気用)
	* : 接続部	

図ト-W 1 設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)) (2 / 2)



【凡例】

— : 既設部

— : 新設・移設・更新・改造部

..... : 撤去部

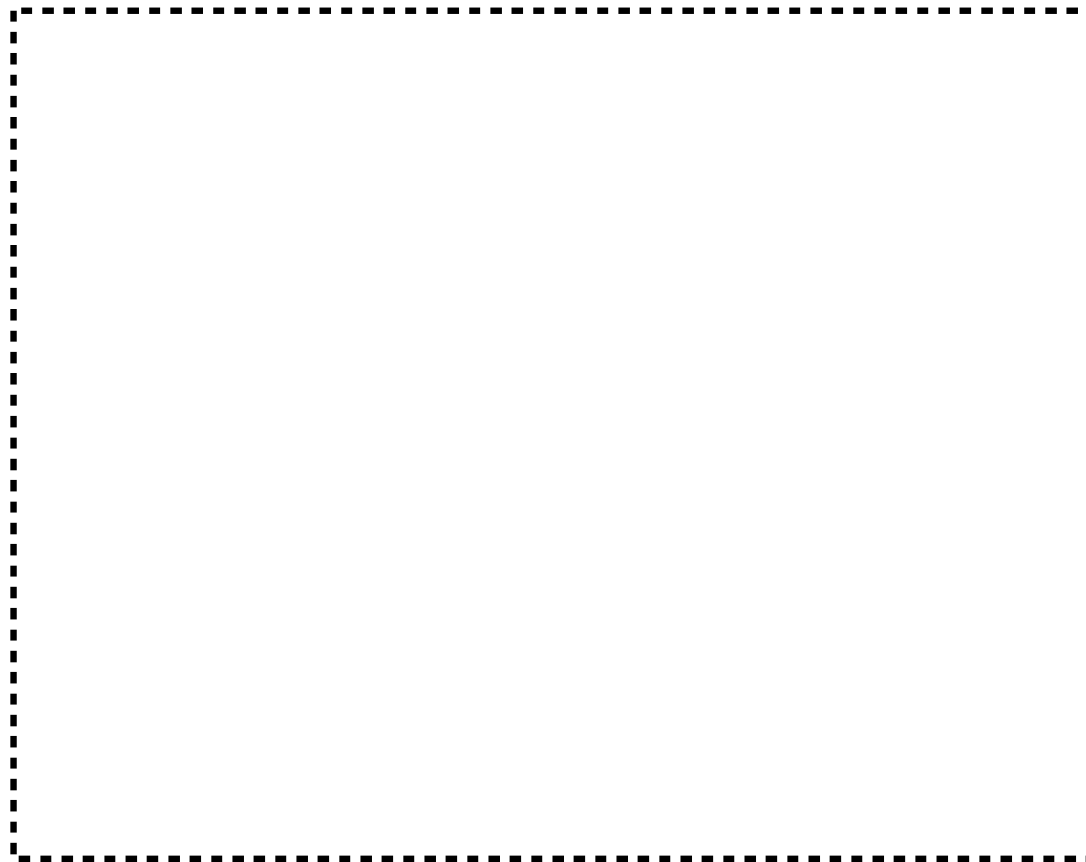
* : 接続部

—○— : 閉じ込めダンパー

—|— : 閉じ込め弁

—[]— : フィルタユニット（設備排気用）

図ト-W 1 設-2-1 (6) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
 (系統4 (急冷塔給気)、系統3 (フィルタ冷却給気)、系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)) (1 / 2)



【凡例】	
— (solid line) :	既設部
— (dashed line) :	新設・移設・更新・改造部
..... (dotted line) :	撤去部
*	接続部
— (circle with diagonal line) :	閉じ込めダンパー
— (valve symbol) :	閉じ込め弁
— (rectangle with diagonal lines) :	フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W 1 設-2-1 (6) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図
(系統4 (急冷塔給気)、系統3 (フィルタ冷却給気)、系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)) (2 / 2)

管理番号	名 称	管理番号	名 称	管理番号	名 称
{6049}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機	{6063}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) ダクト	{6074}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6050}	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機	{6064}	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) ダクト	{6075}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
{6051}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機	{6065}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) ダクト	{6076}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) 閉じ込めダンパー
{6052}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機	{6066}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) ダクト	{6076-2}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー
{6053}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機	{6067}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6076-3}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー
{6054}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 排風機	{6068}	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6076-4}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気) 閉じ込めダンパー
{6055}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	{6069}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6077}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) 給気フィルタ
{6056}	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	{6070}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6077-2}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ
{6057}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	{6071}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) 閉じ込め弁	{6077-3}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ
{6058}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	{6071-2}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	{6077-4}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気) 給気フィルタ
{6059}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	{6071-3}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	{6078}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) 給気ファン
{6060}	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	{6071-4}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気) 閉じ込め弁	{6079}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) ダクト
{6061}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	{6072}	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー		
{6062}	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	{6073}	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー		

図ト - W 1 設 - 2 - 1 (7) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)

(系統 2 (局所排気系統))

管理番号	名称	接続部番号 *1	フィルタユニット (設備排気用) への接続	備考
{6124}	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	1-4 1-5		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6131}	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1-3		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6145}	湿式除染機 湿式除染部	1-2		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6146}	湿式除染機 水洗除染タンク	1-1		接続部にフレキシブルダクトを設ける。

*1 : 各接続部番号に対応する接続部の位置は図ト - W 1 設 - 2 - 1 (2) を参照

(系統 3 (局所排気系統))

管理番号	名称	接続部番号 *2	フィルタユニット (設備排気用) *3 への接続	備考
{6138}	焼却設備 焼却炉	2-1		
{6138-4}	圧力逃がし機構	2-2		
{6139}	焼却設備 バグフィルタ	2-1		
{6144}	焼却設備 急冷塔	2-1		

*2 : 各接続部番号に対応する接続部の位置は図ト - W 1 設 - 2 - 1 (3) を参照

*3 : {6059}No.3 フィルタユニット及び{6060}No.4 フィルタユニット

(系統 4 (局所排気系統))

管理番号	名称	接続部番号 *4	フィルタユニット (設備排気用) *5 への接続	備考
{6138}	焼却設備 焼却炉	3-2		灰出フードに接続する。
{6139}	焼却設備 バグフィルタ	3-3		集塵灰フードに接続する。
{6140}	焼却設備 投入ブッシャ	3-1		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6141}	焼却設備 前処理フード	3-1		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6142}	焼却設備 フィルタ処理フード	3-1		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6143}	焼却設備 投入リフタ	3-1		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6144}	焼却設備 急冷塔	3-4		
{6147}	乾式除染機	3-5 3-6		接続部にフレキシブルダクトを設ける。

*4 : 各接続部番号に対応する接続部の位置は図ト - W 1 設 - 2 - 1 (4) を参照

*5 : {6061}No.6 フィルタユニット及び{6062}No.7 フィルタユニット

図ト - W 1 設 - 2 - 1 (8) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)



【凡例】	—— : 耐震重要度分類第1類	—○— : 閉じ込めダンパー
	⋯⋯⋯ : 耐震重要度分類第2類	—T— : 閉じ込め弁
	⋯⋯⋯ : 耐震重要度分類第3類	—□— : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(9) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統1 (部屋排気系統)) (1 / 2)



【凡例】

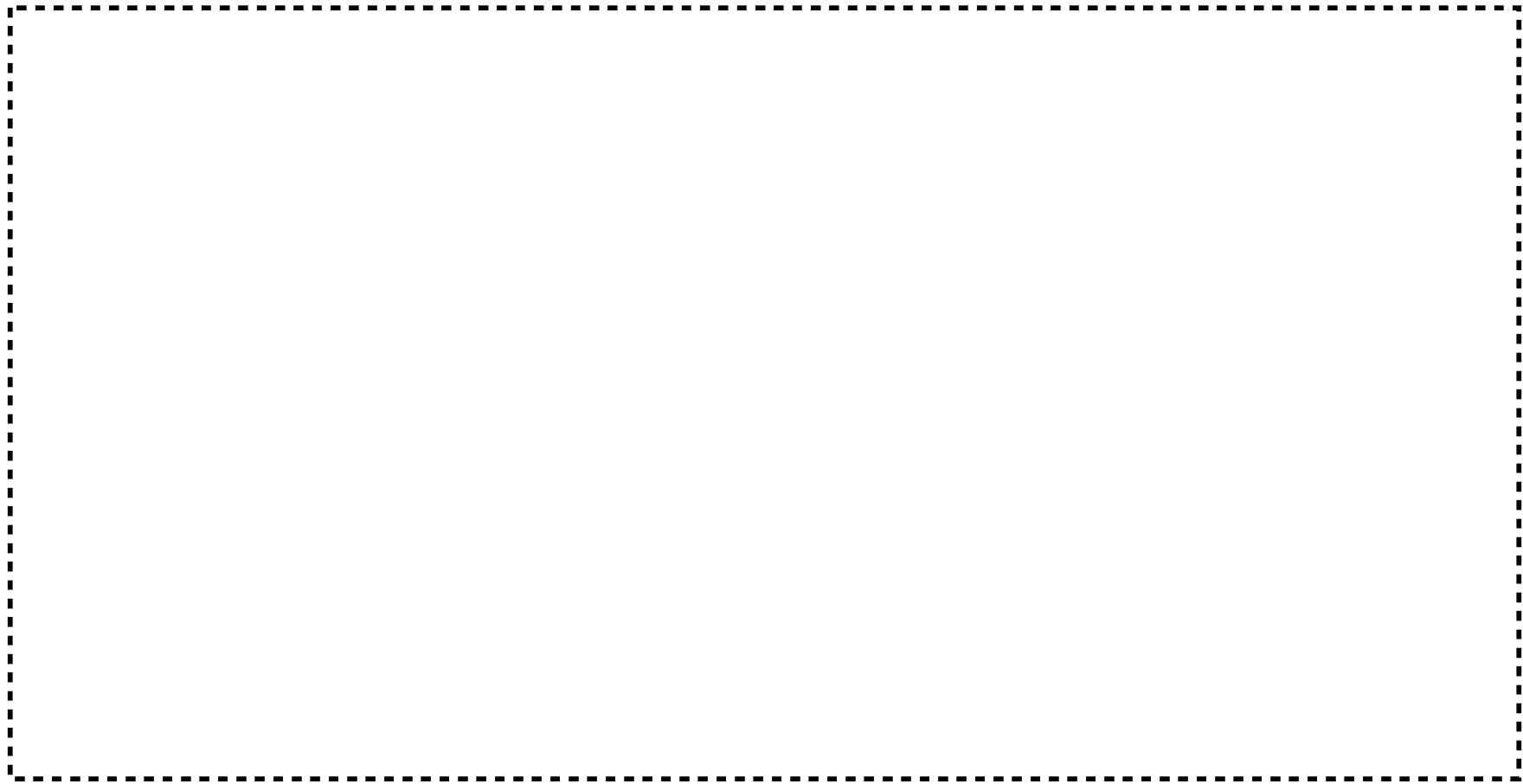
- | | | | |
|-------|--------------|--|--------------------|
| —— | : 耐震重要度分類第1類 | | : 閉じ込めダンパー |
| | : 耐震重要度分類第2類 | | : 閉じ込め弁 |
| | : 耐震重要度分類第3類 | | : フィルタユニット (設備排気用) |

図ト-W1設-2-1(9) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統1 (部屋排気系統)) (2/2)



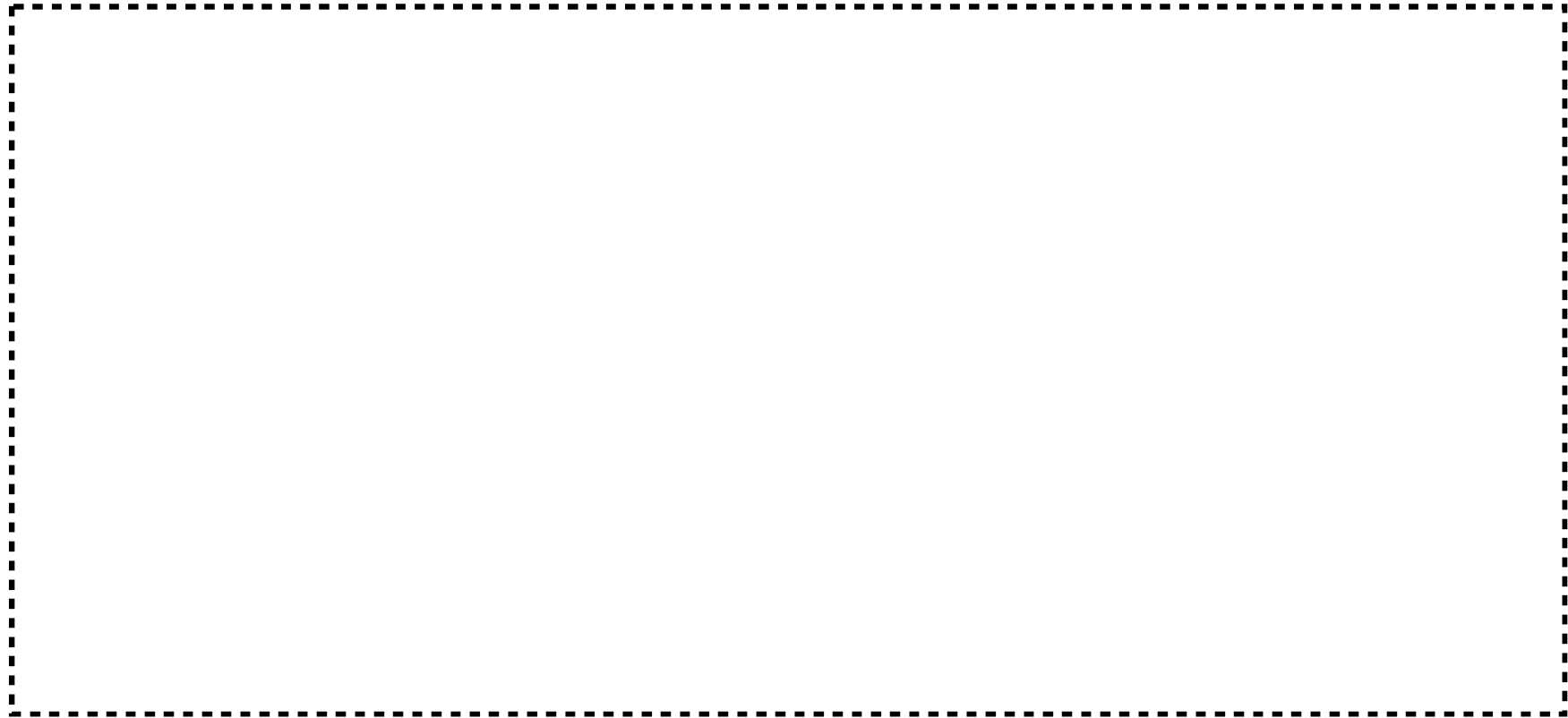
【凡例】	—— : 耐震重要度分類第1類	 : 閉じ込めダンパー
 : 耐震重要度分類第2類	 : 閉じ込め弁
 : 耐震重要度分類第3類	 : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(10) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統2 (局所排気系統)) (1/2)




【凡例】	—— : 耐震重要度分類第1類	—○— : 閉じ込めダンパー
 : 耐震重要度分類第2類	—✕— : 閉じ込め弁
 : 耐震重要度分類第3類	—☒— : フィルタユニット (設備排気用)


図ト-W1設-2-1(10) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統2 (局所排気系統)) (2/2)





【凡例】

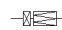
—— : 耐震重要度分類第1類

 : 閉じ込めダンパー

 : 耐震重要度分類第2類

 : 閉じ込め弁

 : 耐震重要度分類第3類

 : フィルタユニット (設備排気用)

*:耐震重要度分類第3類の設備であるが、波及的影響を考慮し、耐震重要度分類第2類の据付とする。

図ト-W1設-2-1(11) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統3 (局所排気系統)) (1/2)



【凡例】

— : 耐震重要度分類第1類

..... : 耐震重要度分類第2類

..... : 耐震重要度分類第3類

—◇— : 閉じ込めダンパー


—X— : 閉じ込め弁

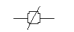
—[]— : フィルタユニット (設備排気用)


図ト-W1設-2-1(11) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統3 (局所排気系統)) (2/2)





【凡例】


 : 耐震重要度分類第1類

 : 閉じ込めダンパー

 : 耐震重要度分類第2類

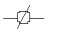


 : 閉じ込め弁

 : 耐震重要度分類第3類

 : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(12) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統4 (局所排気系統)) (1/3)




【凡例】	—— : 耐震重要度分類第1類	 : 閉じ込めダンパー
 : 耐震重要度分類第2類	 : 閉じ込め弁
 : 耐震重要度分類第3類	 : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(12) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統4 (局所排気系統)) (2/3)




【凡例】


— : 耐震重要度分類第1類

—— : 閉じ込めダンパー

..... : 耐震重要度分類第2類

—— : 閉じ込め弁

..... : 耐震重要度分類第3類

—— : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(12) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統4 (局所排気系統)) (3/3)



【凡例】

————— : 耐震重要度分類第1類

⋯⋯⋯⋯⋯ : 耐震重要度分類第2類

⋯⋯⋯⋯⋯ : 耐震重要度分類第3類

—○— : 閉じ込めダンパー


—|— : 閉じ込め弁

—[]— : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(13) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)) (1/2)




【凡例】


- | | | | |
|---|--------------|---|--------------------|
|  | : 耐震重要度分類第1類 |  | : 閉じ込めダンパー |
|  | : 耐震重要度分類第2類 |  | : 閉じ込め弁 |
|  | : 耐震重要度分類第3類 |  | : フィルタユニット (設備排気用) |


図ト-W1設-2-1(13) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)) (2 / 2)





【凡例】


 : 耐震重要度分類第1類

 : 耐震重要度分類第2類

 : 耐震重要度分類第3類

 : 閉じ込めダンパー

 : 閉じ込め弁

 : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1(14) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統4 (急冷塔給気)、系統3 (フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4 (自然給気)) (1/2)



【凡例】

————— : 耐震重要度分類第1類

⋯⋯⋯⋯ : 耐震重要度分類第2類

⋯⋯⋯⋯ : 耐震重要度分類第3類

—○— : 閉じ込めダンパー

—T— : 閉じ込め弁

—[]— : フィルタユニット (設備排気用)

* 耐震重要度分類第3類の設備であるが、
耐震重要度分類第2類の設備と構造的に一体となっているため、
耐震重要度分類第2類に相当する水平震度で耐震評価を行う。

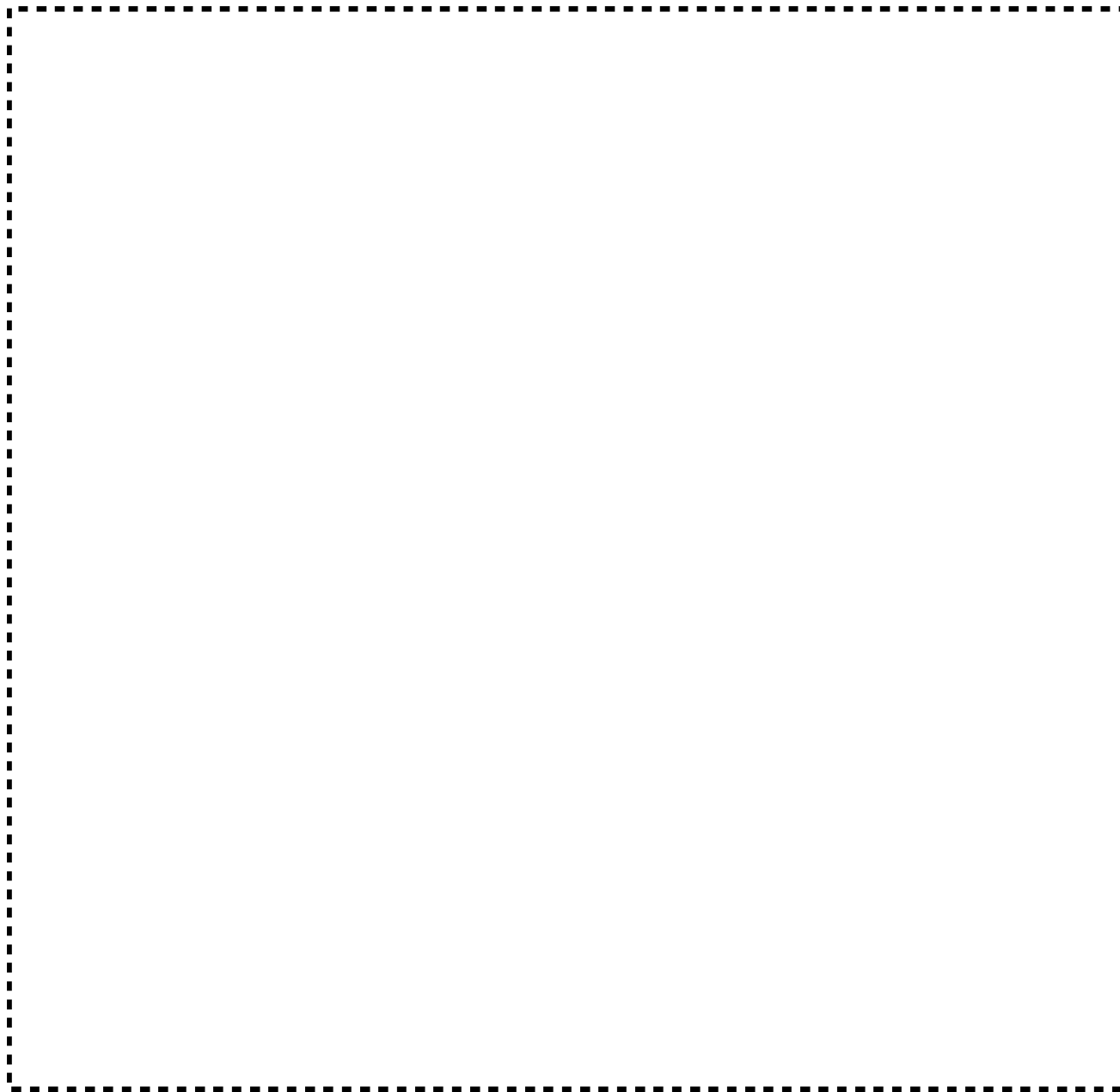
図ト-W1設-2-1(14) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類
(系統4 (急冷塔給気)、系統3 (フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4 (自然給気)) (2/2)



図ト-W1設-2-2(1) 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W 1 設-2-2 (2) 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 防護板

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

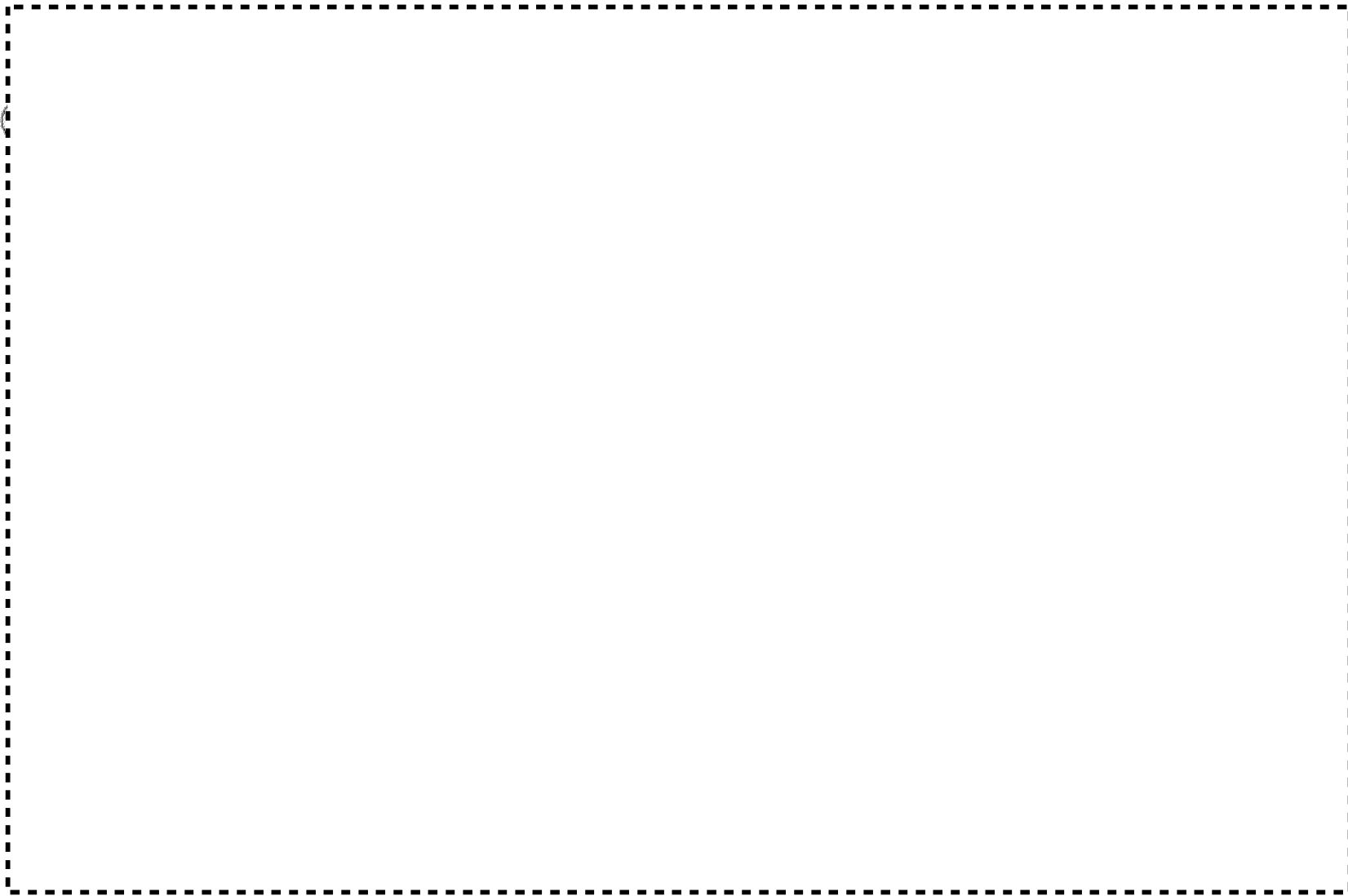
(単位 mm)



図ト-W 1 設- 2 - 2 (3) 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W1設-2-2(4) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

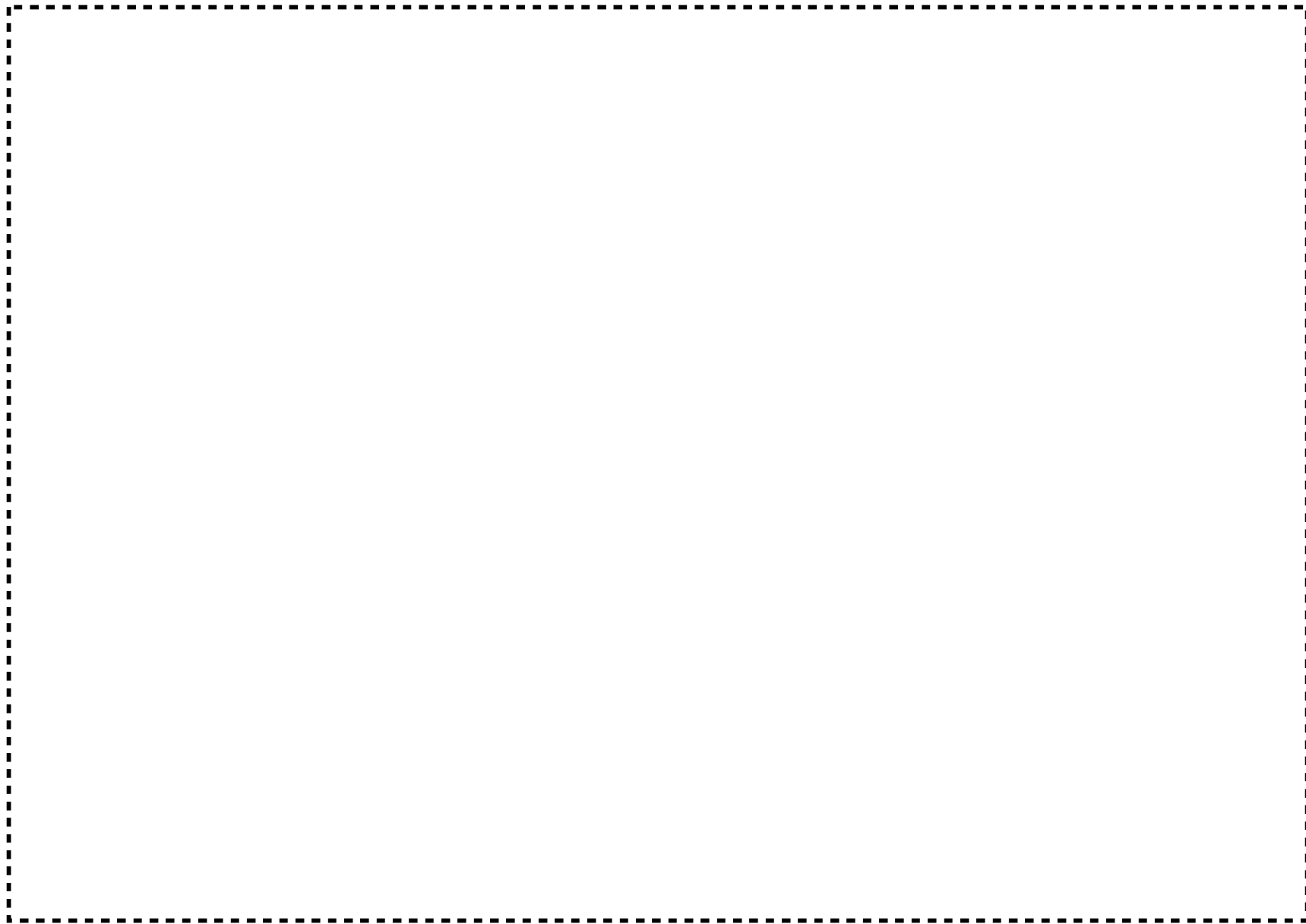
(単位 mm)



図ト-W1 設-2-2 (5) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W 1 設- 2 - 2 (6) 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

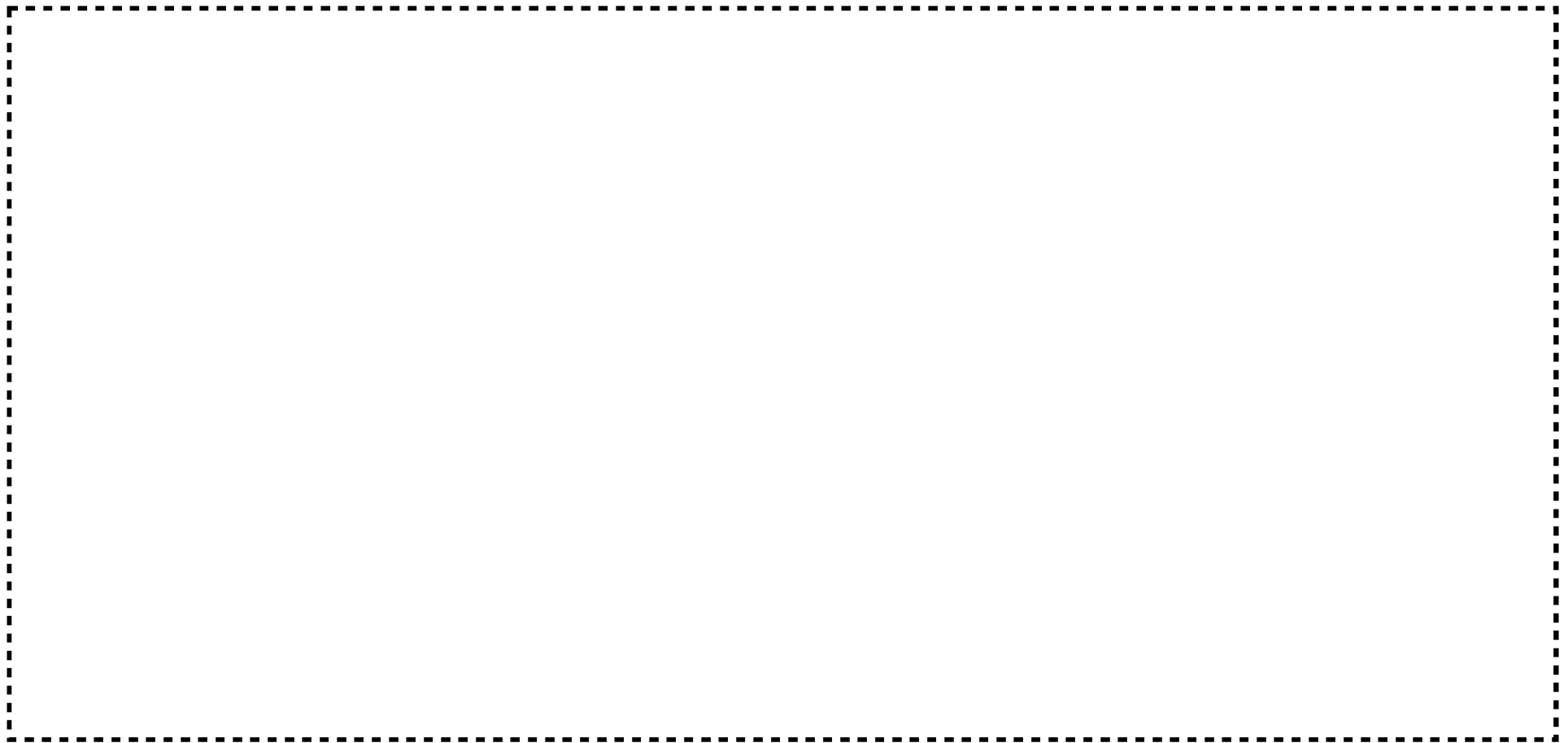


図ト-W 1 設- 2 - 2 (7) 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 排風機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1648



図ト-W 1 設-2-2 (8) 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 フィルタユニット

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W 1 設-2-2 (9) 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 フィルタユニット

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1650



図ト-W1 設-2-2 (10) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1651



図ト-W1 設-2-2 (11) 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W1 設-2-2 (1 2) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W1 設-2-2 (13) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

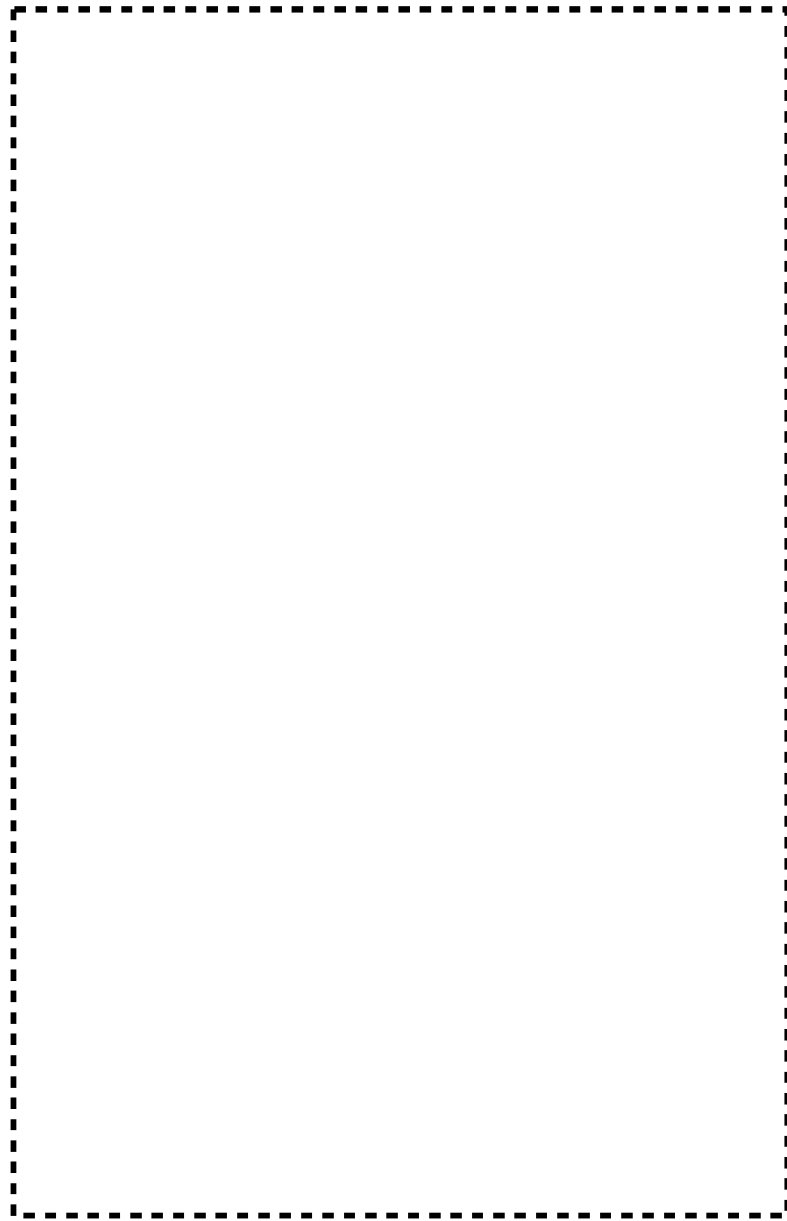
1654



図ト-W1設-2-2 (14) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

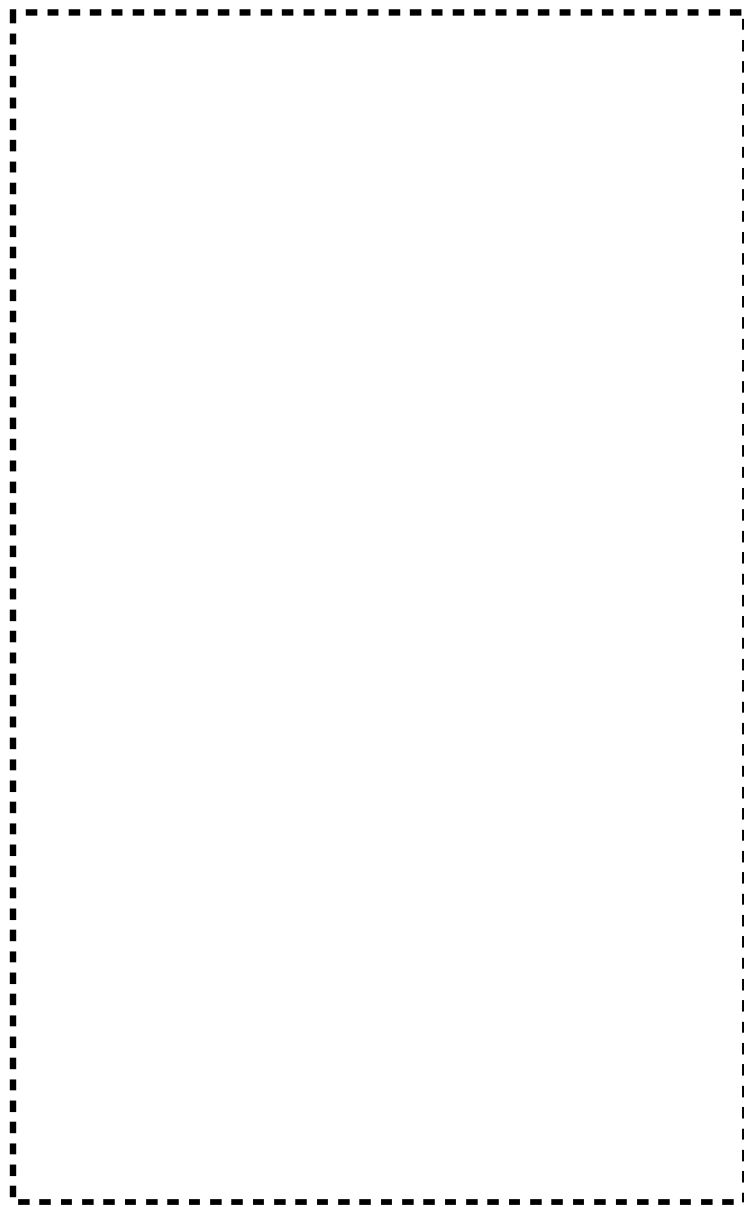
(単位 mm)



図トーW1設-2-2(15) 気体廃棄設備 No.2系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

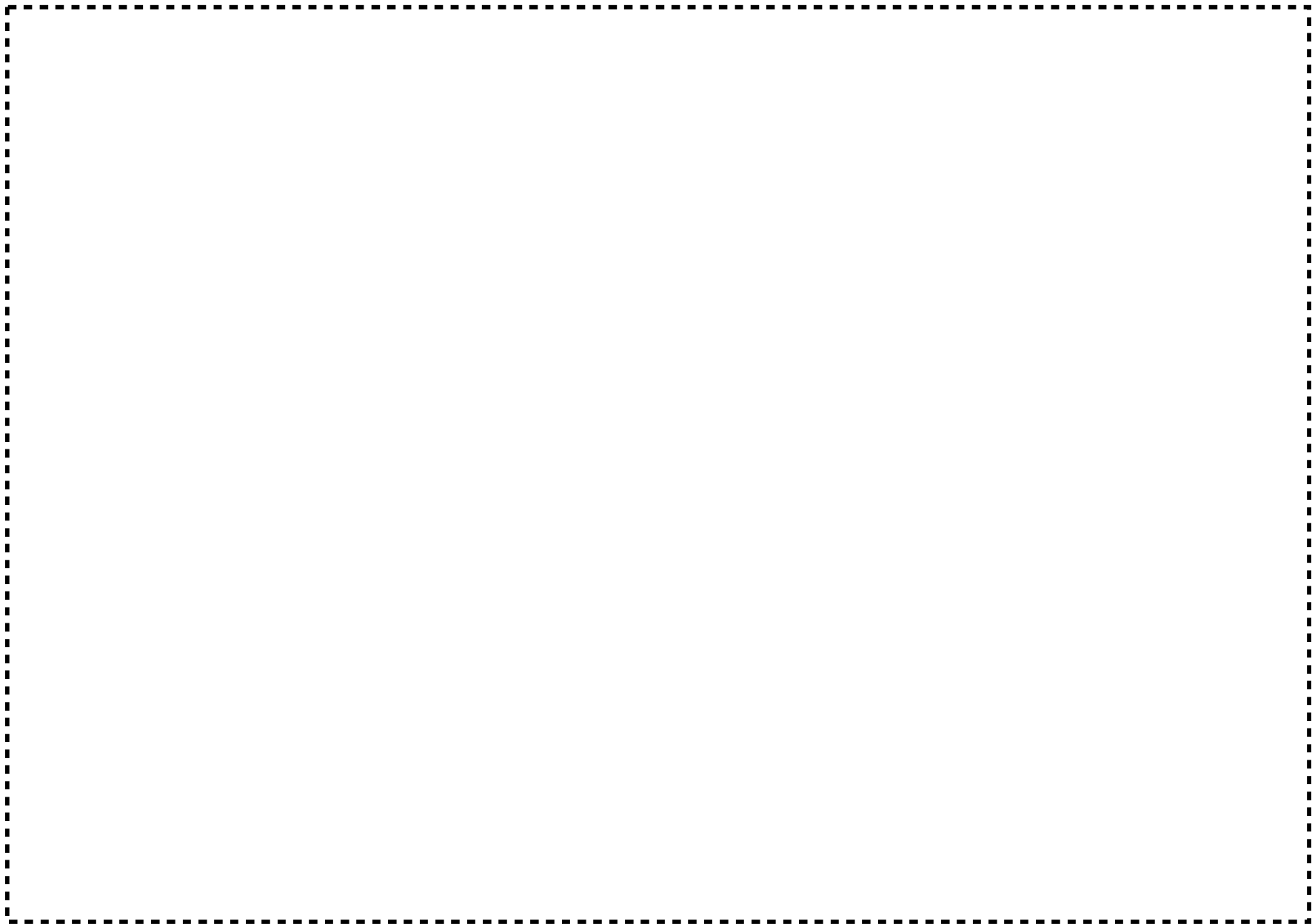
(単位 mm)



図ト-W1 設-2-2 (16) 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W1 設-2-2 (17) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ (1/3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

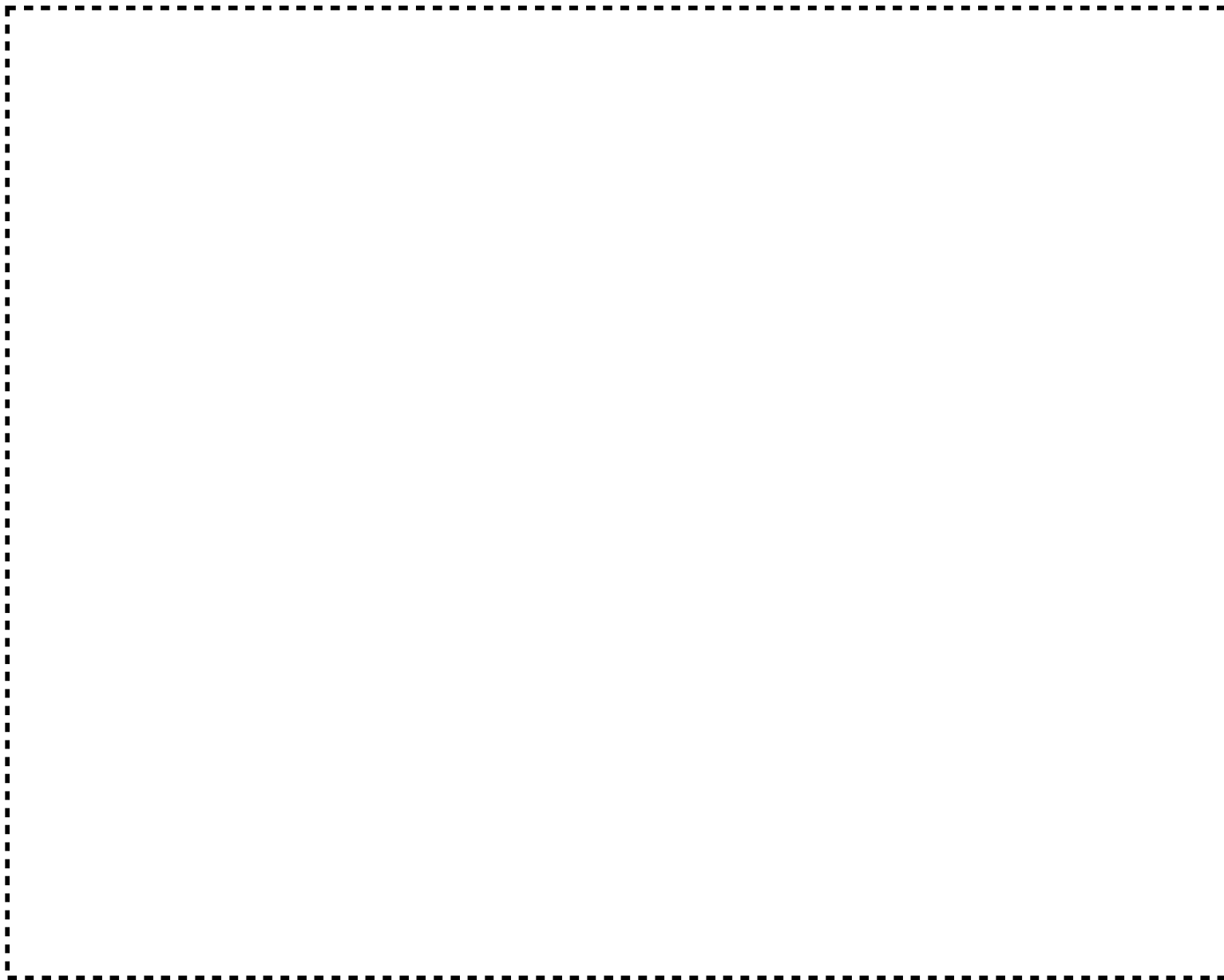
1658



図ト-W1 設-2-2 (17) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ (2/3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ト-W1 設-2-2 (17) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ (3/3)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1660



図ト-W1 設-2-2 (18) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

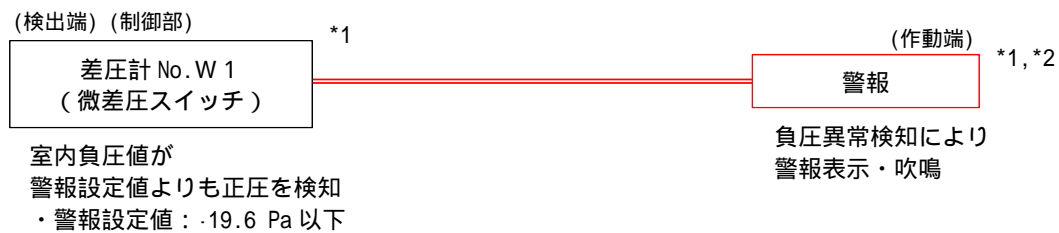
(単位 mm)



管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	差圧計 No.	負圧制御盤設置部屋	制御盤 No.	負圧監視箇所
6080	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	差圧計 負圧制御盤	W 1	W 1 廃棄物処理室	W 1	W 1 廃棄物処理室

図ト-W 1 設- 2 - 3 (1) 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計 (配置図)

青色線：追加・変更部を示す矢印



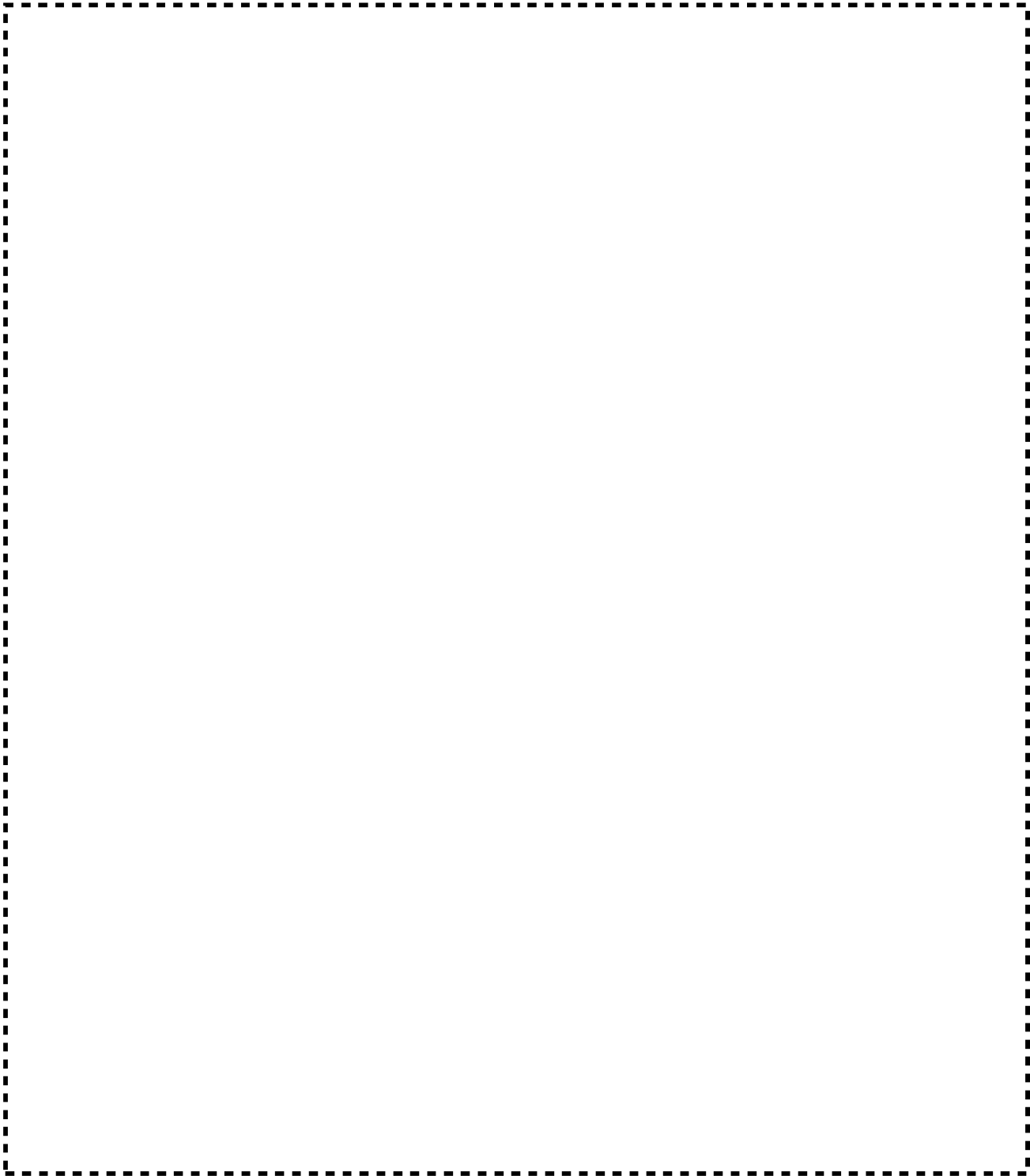
凡例
—— : 信号線

- *1 : 負圧制御盤W 1
- *2 : 警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

管理番号	設備・機器名称	機器名
6080	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4)	差圧計

図ト - W 1 設 - 2 - 3 (2) 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計 (警報信号系統図)

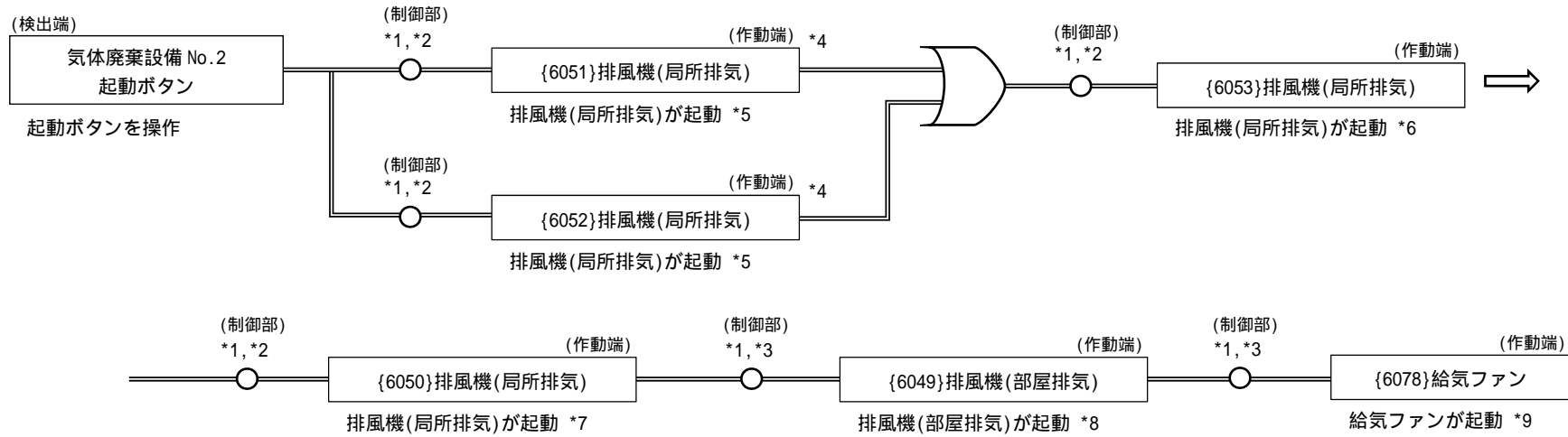
赤色線 : 追加・変更部



管理番号	構成機器と員数
6049	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機 : 1 台
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機 : 1 台
6051	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機 : 1 台
6052	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機 : 1 台
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機 : 1 台
6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン : 1 台

図ト-W 1 設-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)
送排風機の起動停止時 (配置図)

気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 起動時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6080-2)制御盤(1)
- *3 : (6080-2)制御盤(2)
- *4 : {6051}排風機及び{6052}排風機は切替運転
- *5 : 起動条件 送排風機起動信号検知
- *6 : 起動条件 {6051}排風機の起動信号検知又は{6052}排風機の起動信号検知、並びに{6074}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-W1設-2-4(8)(1/4)参照)
- *7 : 起動条件 {6053}排風機の起動信号検知、{6075}閉じ込めダンパーの開動作検知及び{6076-4}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-W1設-2-4(8)(2/4)(3/4)参照)
- *8 : 起動条件 {6050}排風機の起動信号検知及び{6073}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-W1設-2-4(8)(4/4)参照)
- *9 : 起動条件 {6049}排風機の起動信号検知及び{6072}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-W1設-2-4(8)(4/4)参照)

管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機
6051	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機
6052	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機
6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン

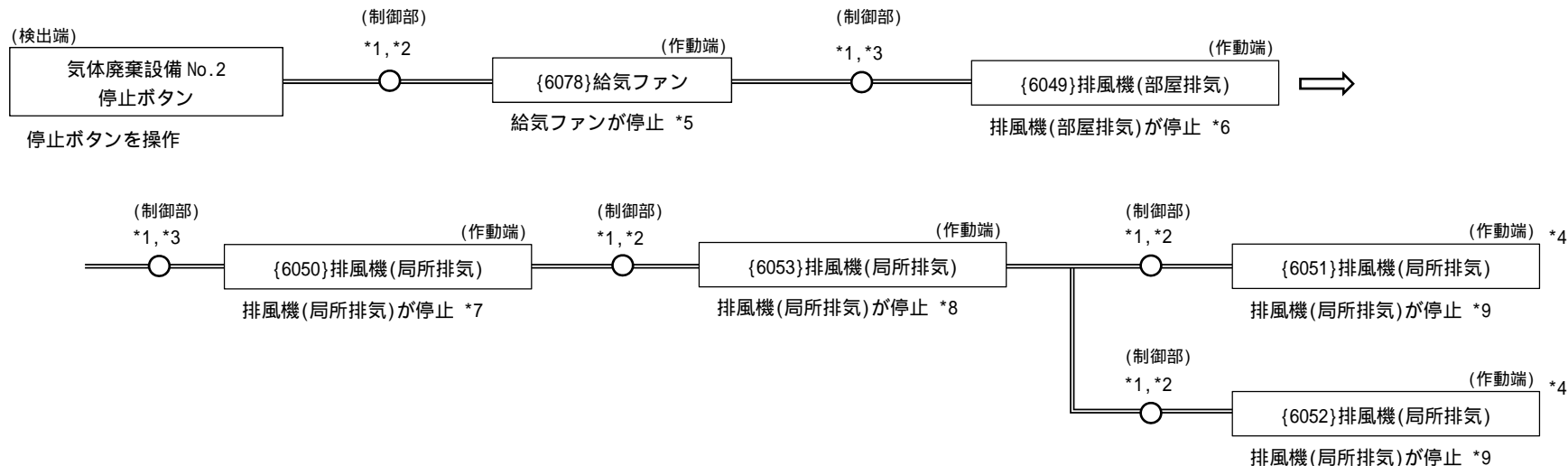
凡例

— : 信号線 \cup : OR 条件

図ト - W 1 設 - 2 - 4 (2) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図) (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 停止時



- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6080-2)制御盤(1)
- *3 : (6080-2)制御盤(2)
- *4 : {6051}排風機及び{6052}排風機は切替運転のため、運転している排風機が停止
- *5 : 停止条件 送排風機停止信号検知
- *6 : 停止条件 {6078}給気ファンの停止信号検知
- *7 : 停止条件 {6049}排風機の停止信号検知
- *8 : 停止条件 {6050}排風機の停止信号検知
- *9 : 停止条件 {6053}排風機の停止信号検知

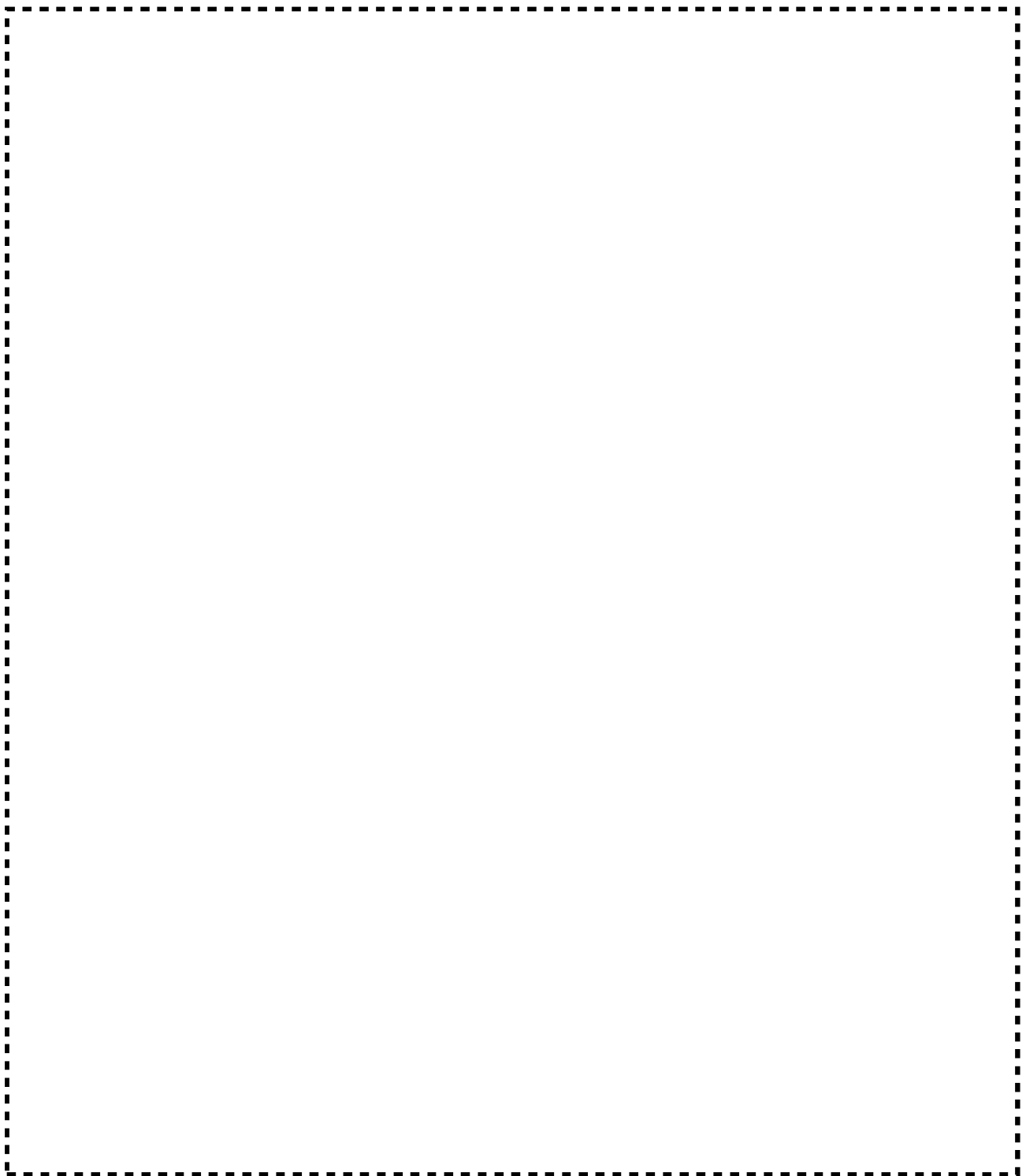
凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機
6051	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機
6052	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機
6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン

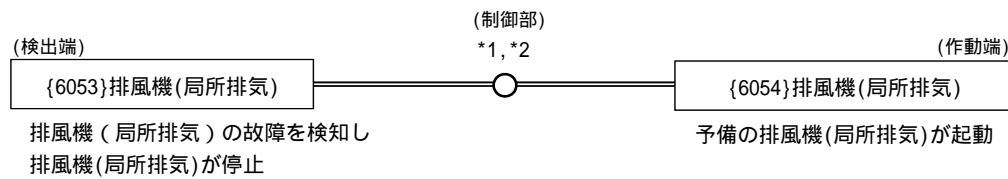
図ト - W 1 設 - 2 - 4 (2) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図) (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部



管理番号	構成機器と員数
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機 : 1 台
6054	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機 : 1 台

図ト-W1 設-2-4 (3) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)
故障時の排風機起動機構 (配置図)



凡例

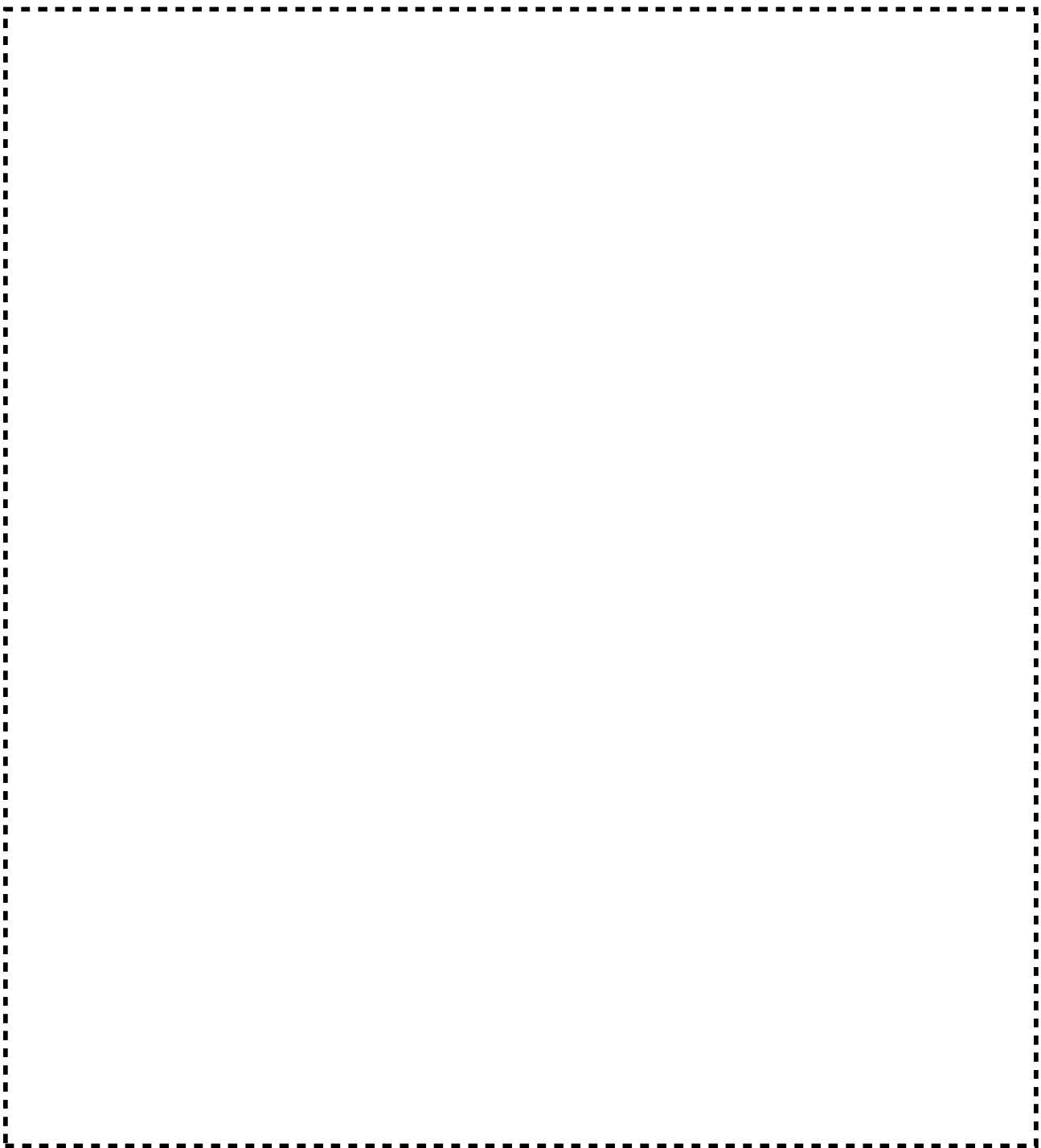
—— : 信号線

- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6080-2)制御盤(1)

管理番号	設備・機器名称
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機
6054	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 排風機

図ト - W 1 設 - 2 - 4 (4) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)
故障時の排風機起動機構 (インターロック信号系統図)

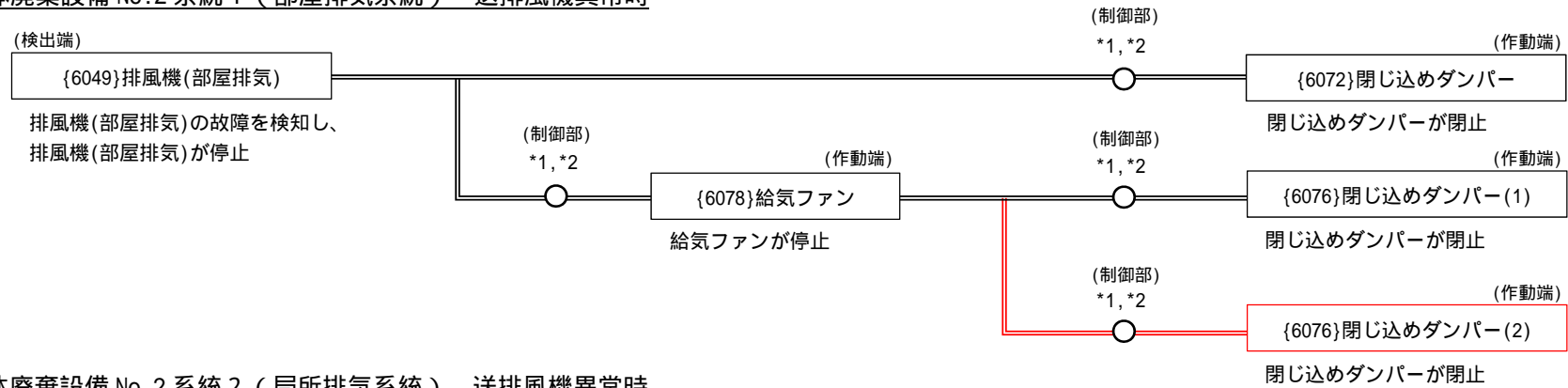
赤色線 : 追加・変更部



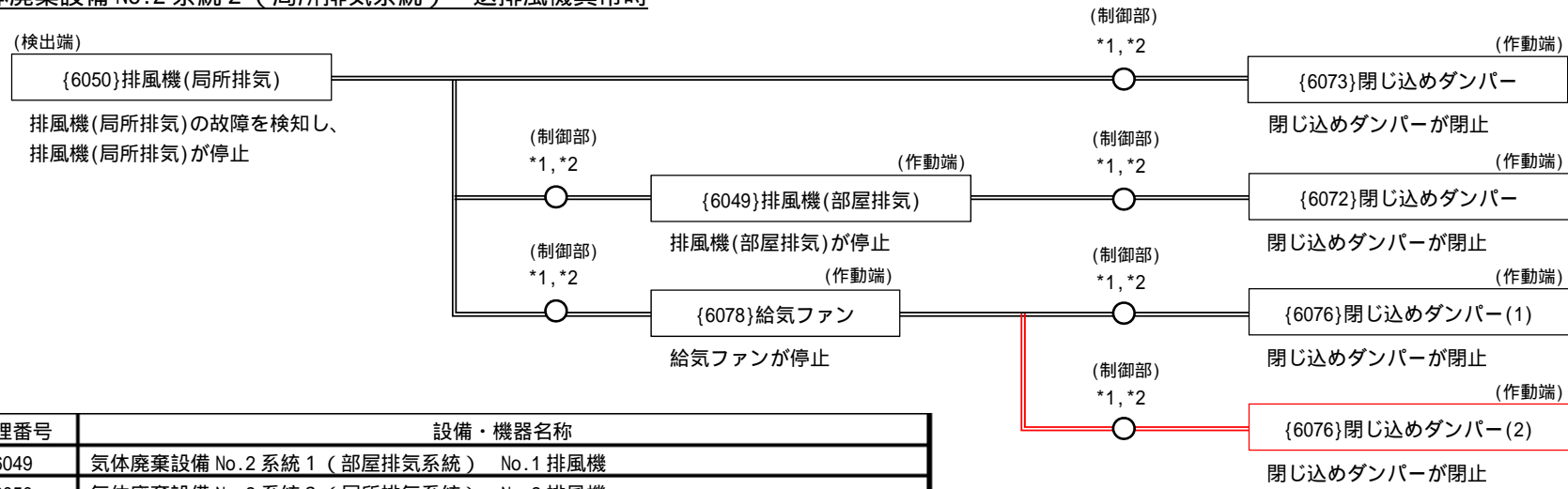
管理番号	構成機器と員数
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 : 1 台
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機 : 1 台
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機 : 1 台
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機 : 1 台
6072	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台
6073	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台
6076	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー : 2 台
6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン : 1 台

図ト-W 1 設-2-4 (5) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)
送排風機異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 送排風機異常時



気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 送排風機異常時



管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機
6072	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6073	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6076	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー
6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン

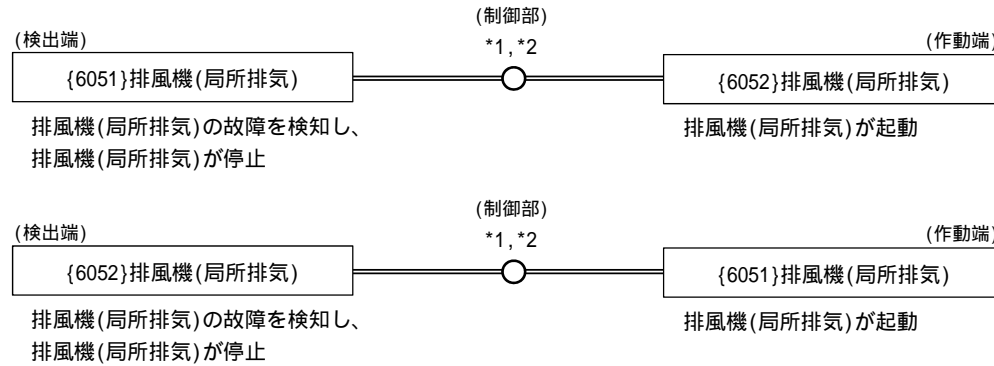
凡例
 ○ : 信号線
 *1 : メカニカルリレー
 *2 : (6080-2)制御盤(2)

図ト - W 1 設 - 2 - 4 (6) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図)

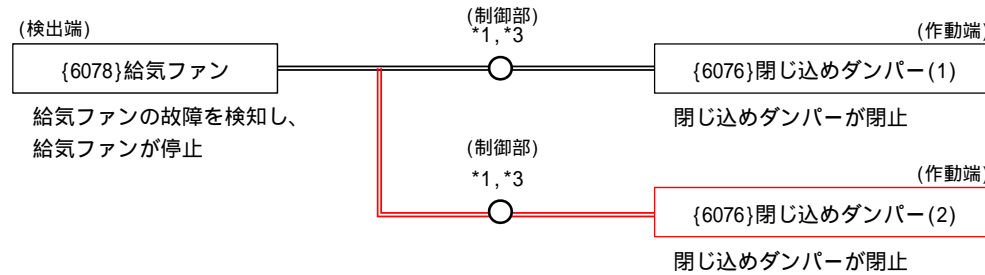
(1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 送排風機異常時



気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン異常時



凡例

==== : 信号線

- *1 : メカニカルリレー
- *2 : (6080-2)制御盤(1)
- *3 : (6080-2)制御盤(2)

管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機
6051	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機
6052	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機
6072	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6076	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー
6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン

図ト - W 1 設 - 2 - 4 (6) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図)

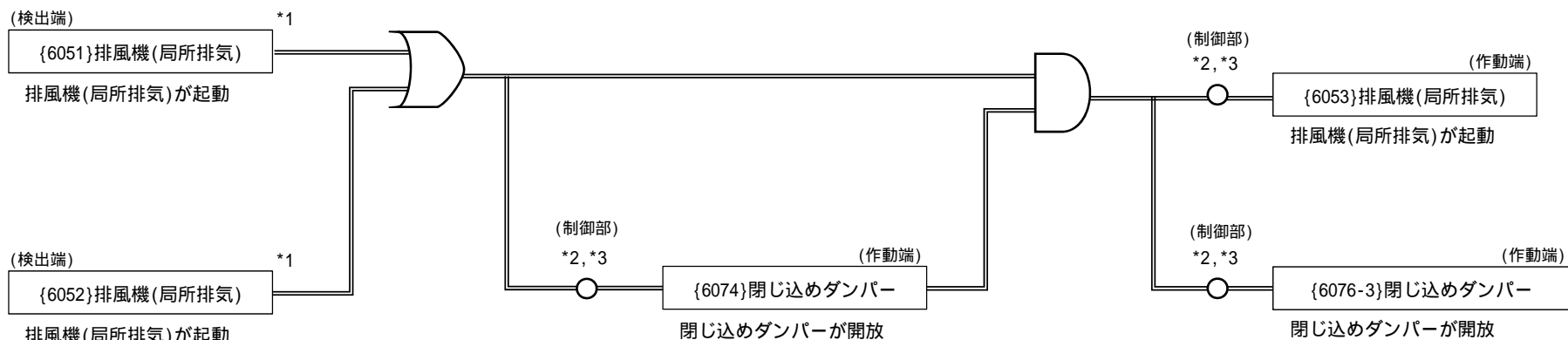
(2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部

管理番号	構成機器と員数
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 : 1 台
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機 : 1 台
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機 : 1 台
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機 : 1 台
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機 : 1 台
6072	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台
6073	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台
6074	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台
6075	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台
6076-2	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー : 1 台
6076-3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー : 1 台
6076-4	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー : 6 台
6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン : 1 台

図ト-W1 設-2-4 (7) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)
ダンパー開度異常時 (配置図)

気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



凡例

— : 信号線 D : AND 条件 D : OR 条件

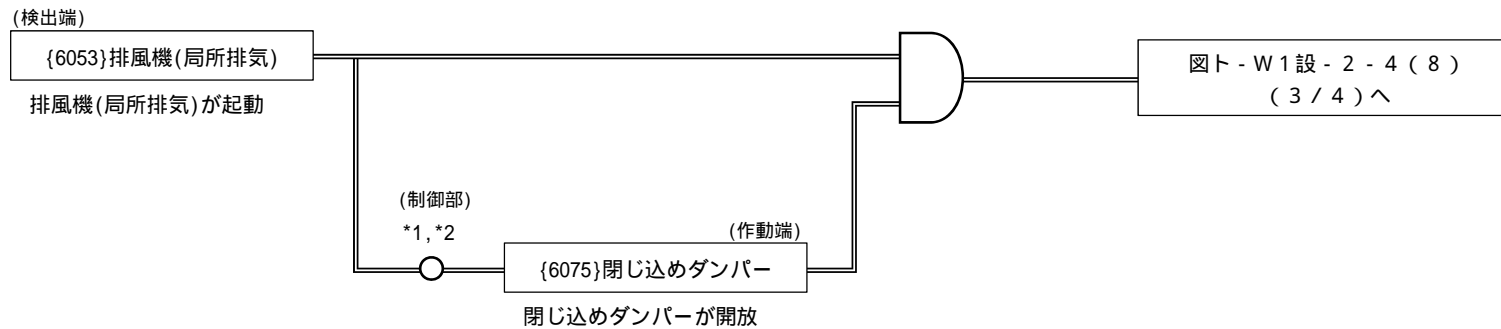
- *1 : {6051}排風機及び{6052}排風機は切替運転
- *2 : メカニカルリレー
- *3 : (6080-2)制御盤(1)

管理番号	設備・機器名称
6051	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機
6052	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機
6074	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6076-3	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー

図ト - W 1 設 - 2 - 4 (8) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図) (1 / 4)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



凡例

— : 信号線 D : AND 条件 D : OR 条件

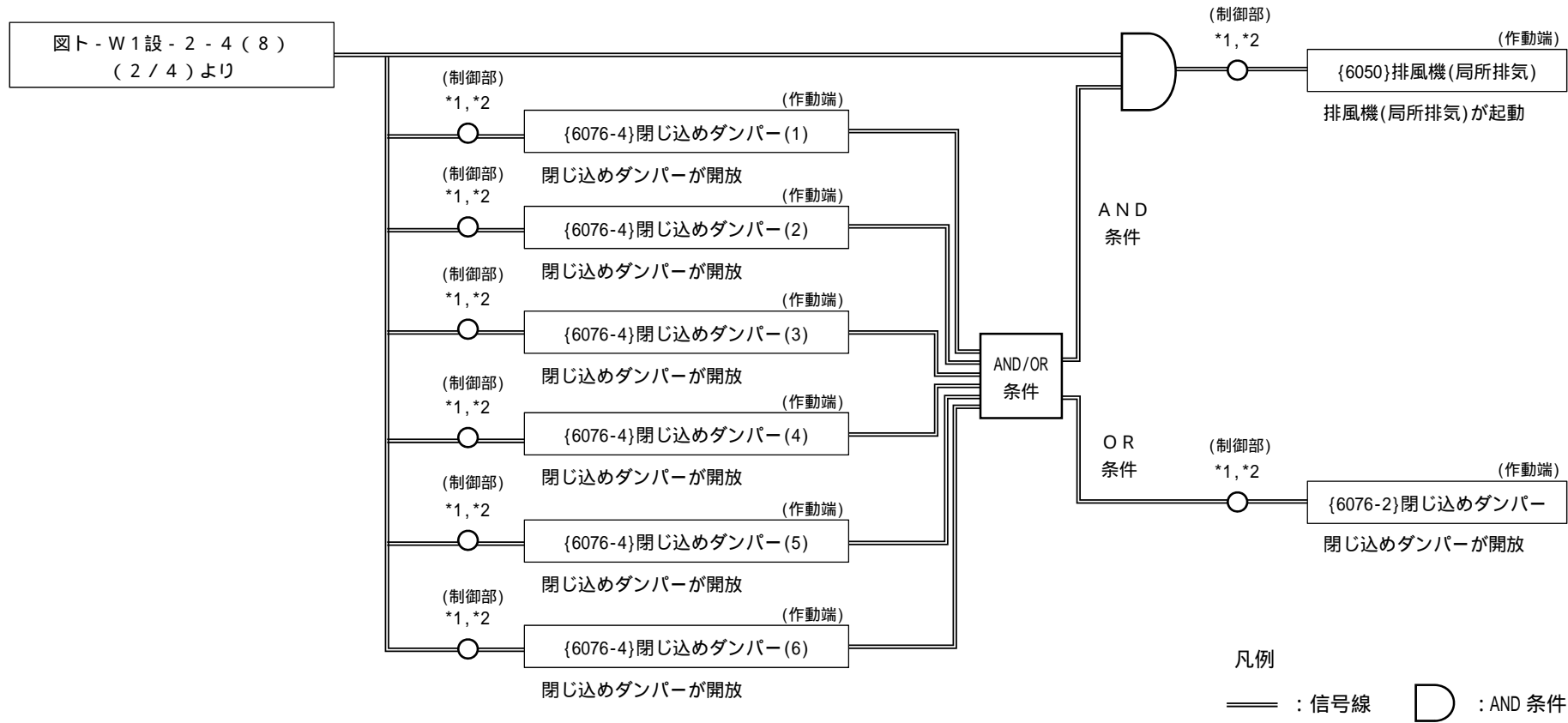
*1 : メカニカルリレー
*2 : (6080-2)制御盤(1)

管理番号	設備・機器名称
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機
6075	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6076-2	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー
6076-4	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー

図ト - W1 設 - 2 - 4 (8) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)
(2 / 4)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



1674

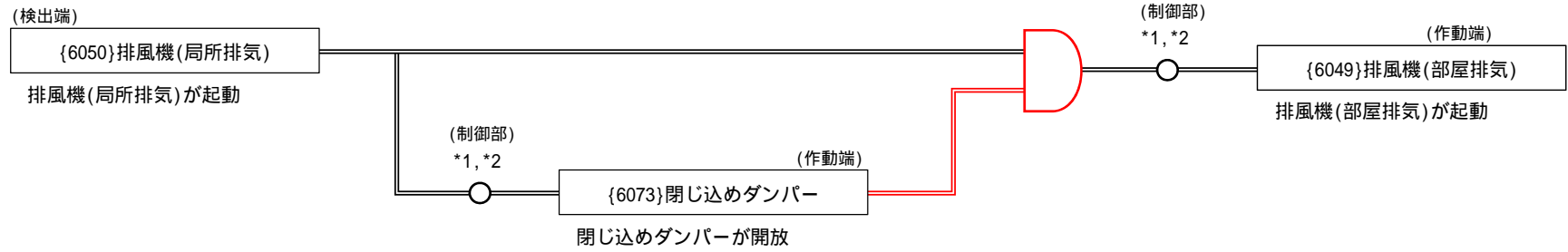
*1 : メカニカルリレー
*2 : (6080-2)制御盤(1)

管理番号	設備・機器名称
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機
6053	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機
6075	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー
6076-2	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー
6076-4	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー

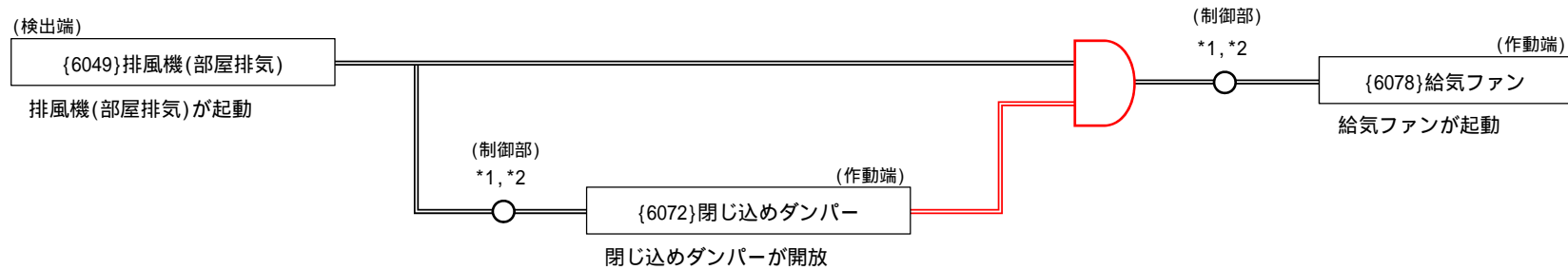
図ト - W 1 設 - 2 - 4 (8) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)
(3 / 4)

赤色線 : 追加・変更部

気体廃棄設備 No.2 系統 2（局所排気系統） 排風機(局所排気) 起動後



気体廃棄設備 No.2 系統 1（部屋排気系統） 排風機(部屋排気) 起動後



凡例

— : 信号線 D : AND 条件

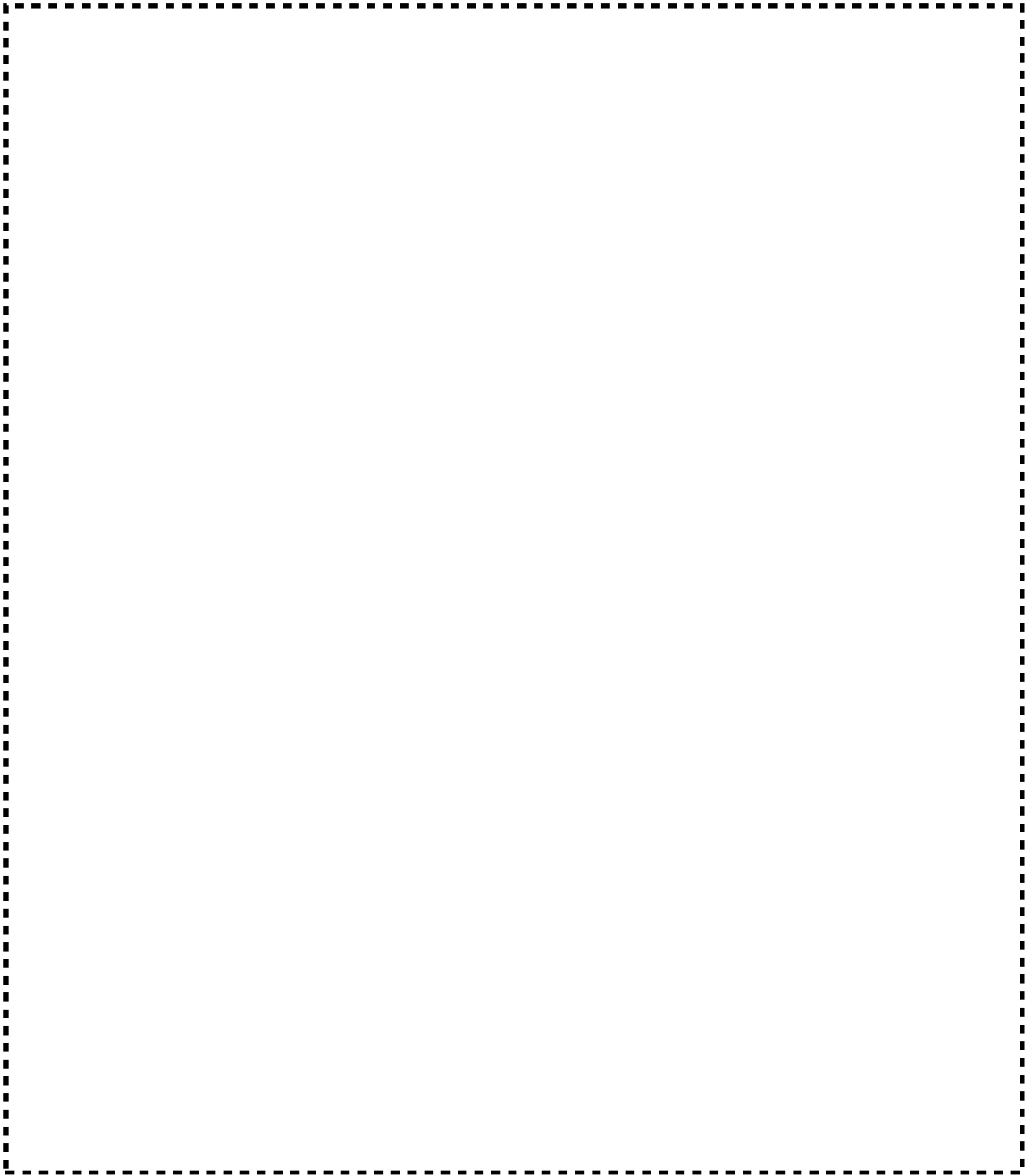
*1 : メカニカルリレー制御部
*2 : (6080-2)制御盤(2)

管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No.2 系統 1（部屋排気系統） No.1 排風機
6050	気体廃棄設備 No.2 系統 2（局所排気系統） No.2 排風機
6072	気体廃棄設備 No.2 系統 1 閉じ込めダンパー
6073	気体廃棄設備 No.2 系統 2 閉じ込めダンパー
6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4（給気系統） 給気ファン

図ト - W 1 設 - 2 - 4（8） 気体廃棄設備 No.2（系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統） ダンパー開度異常時（インターロック信号系統図）

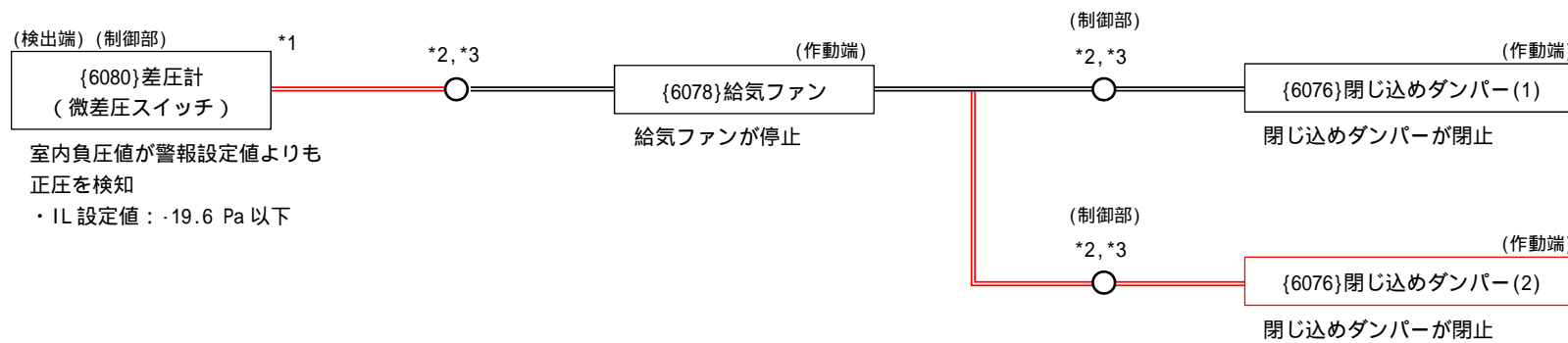
（ 4 / 4 ）

赤色線：追加・変更部



管理番号	構成機器と員数
6076	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー: 2 台
6078	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン: 1 台
6080	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計: 1 台

図ト-W1 設-2-4 (9) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)
室内負圧異常時 (配置図)



凡例

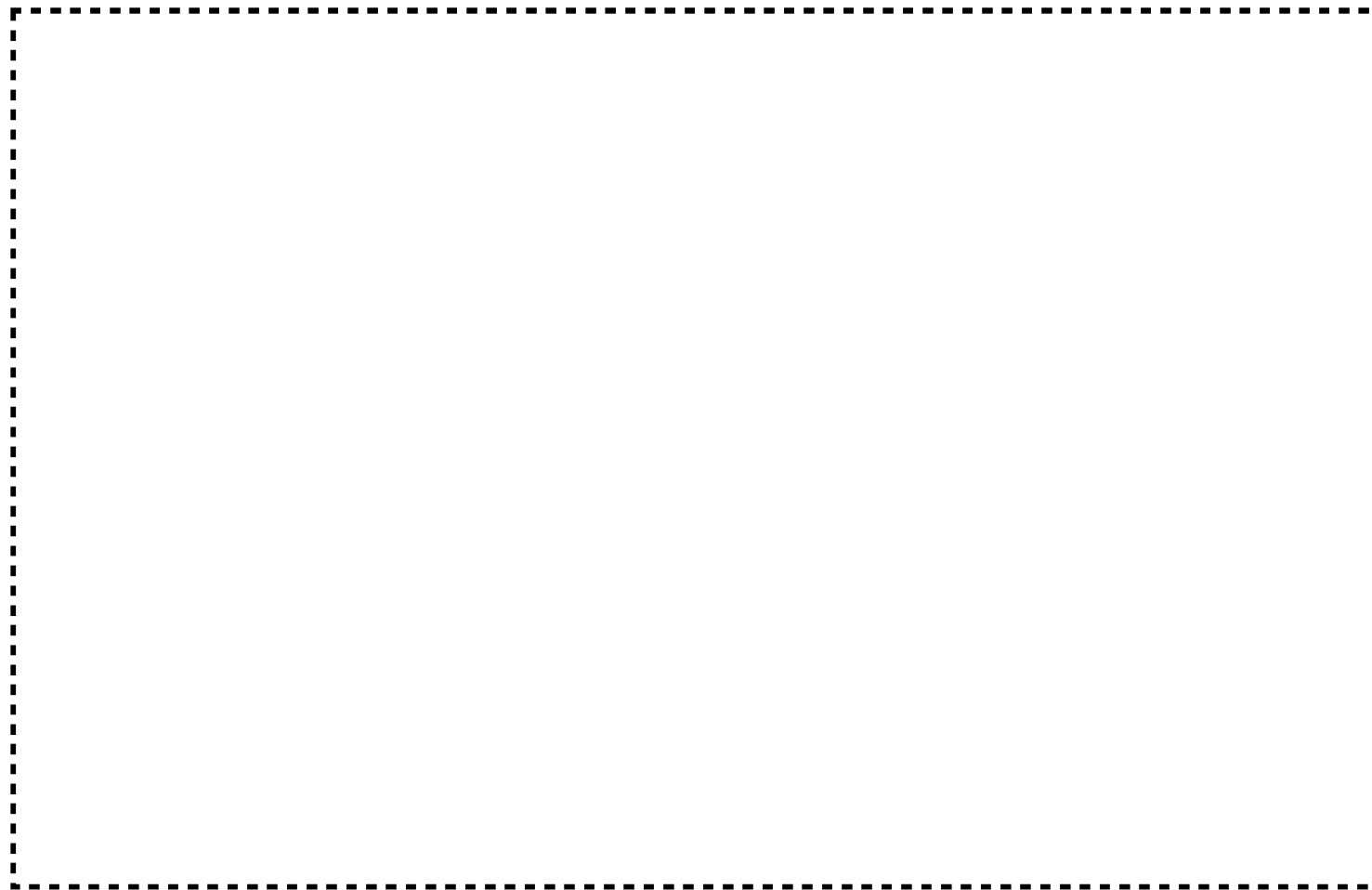
==== : 信号線

- *1 : W 1 廃棄物処理室に設置する差圧計 No.W1
- *2 : メカニカルリレー
- *3 : (6080-2) 制御盤(2)

管理番号	設備・機器名称
6076	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー
6078	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン
6080	気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計

図ト - W 1 設 - 2 - 4 (1 0) 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図ト-W1 設-2-5 気体廃棄設備 No.2 改造図 (金属製カバーの設置)

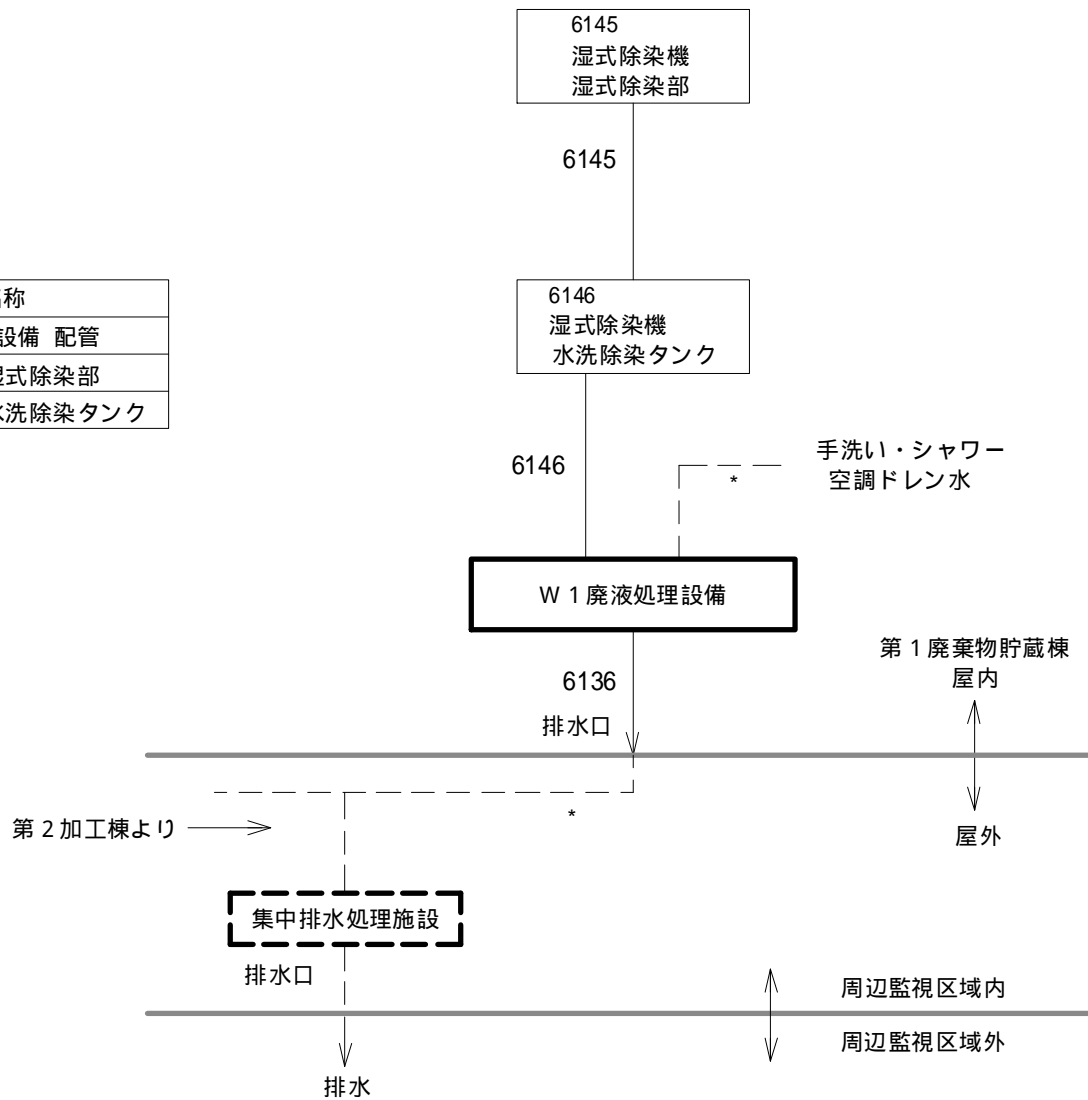
赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

☐ 放射性物質濃度確認点

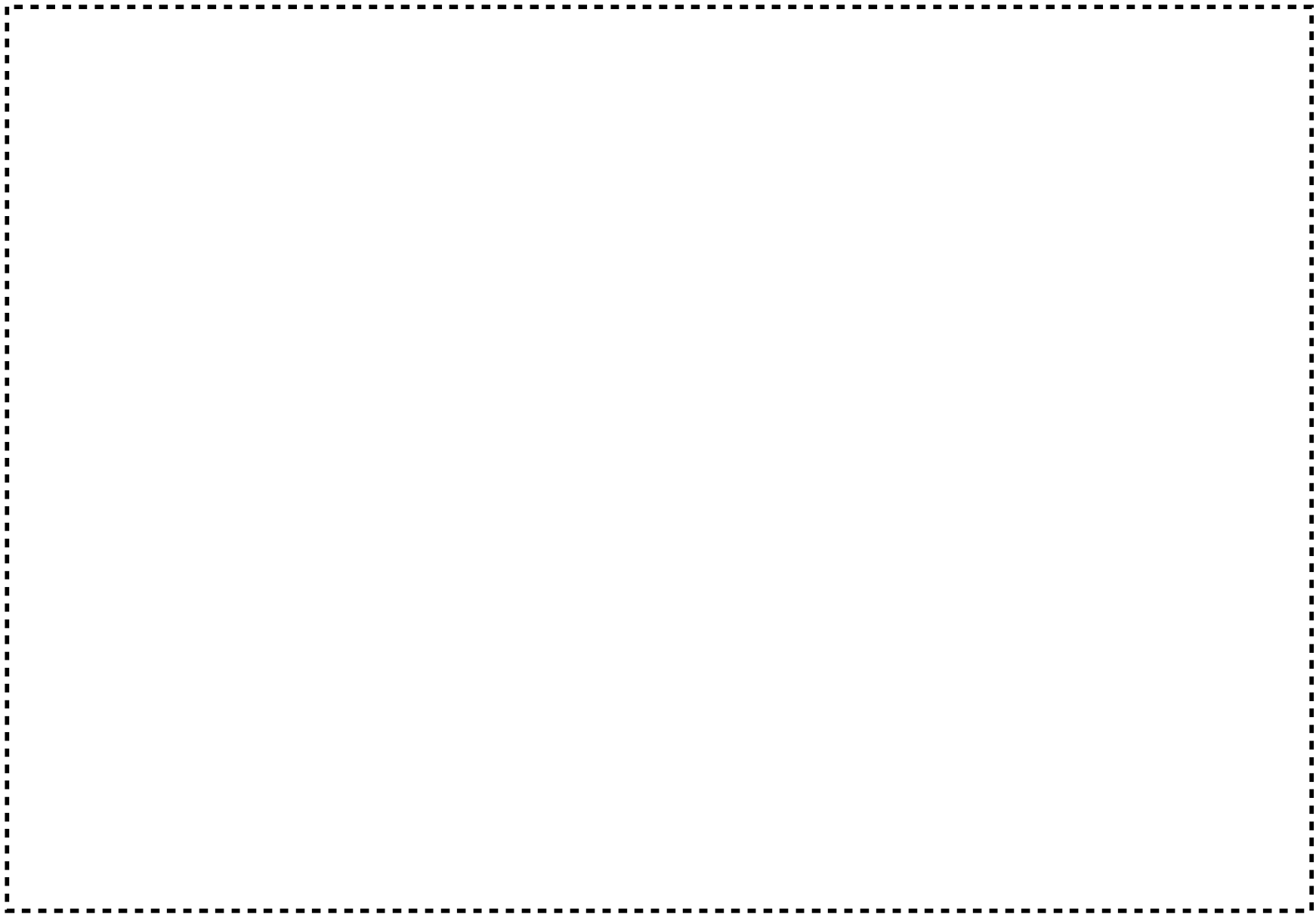
* 破線部は設工認対象外

管理番号	機器名称
6136	W 1 廃液処理設備 配管
6145	湿式除染機 湿式除染部
6146	湿式除染機 水洗除染タンク

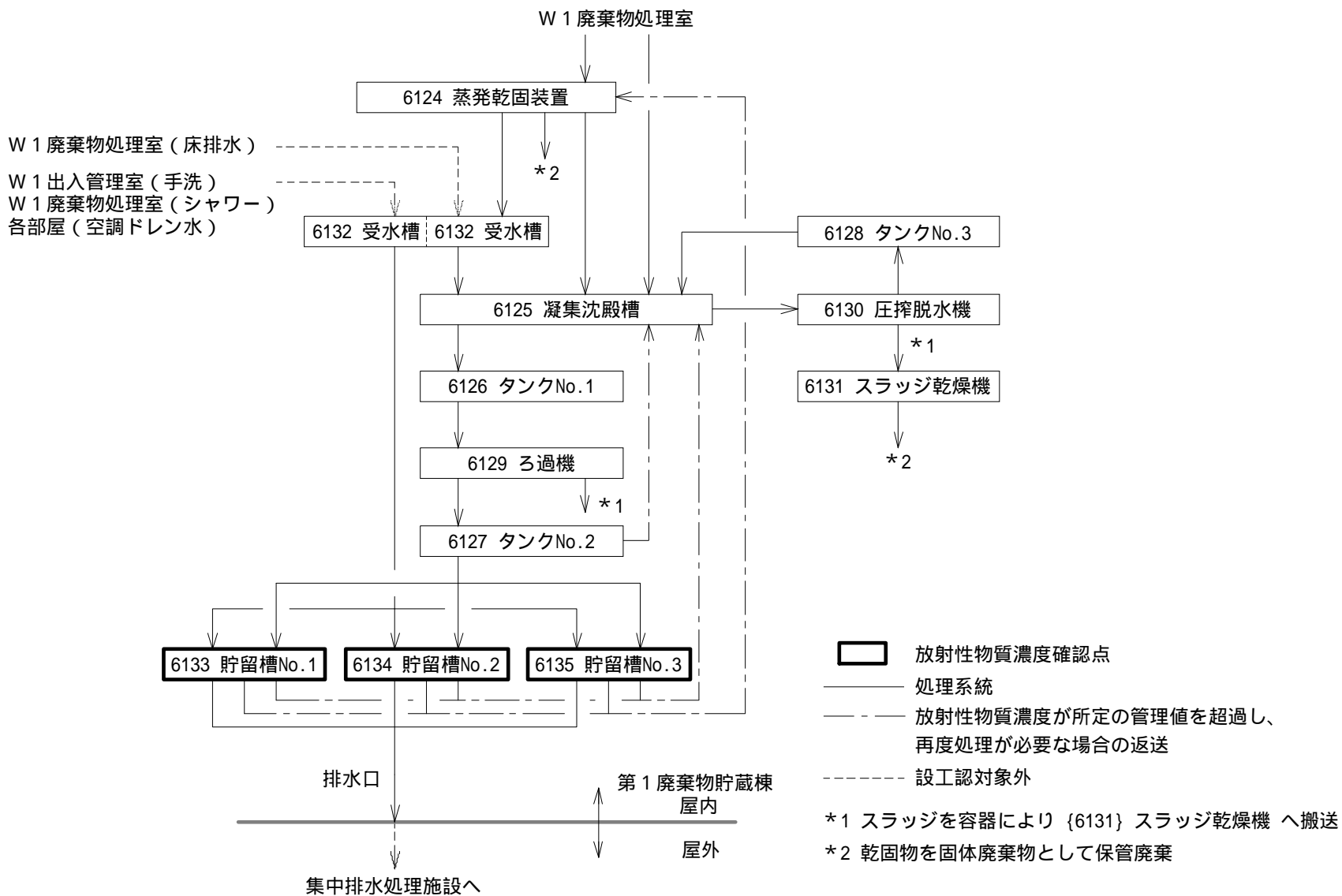


図ト - W 1 設 - 3 - 1 (1) W 1 廃液配管全体系図

1680

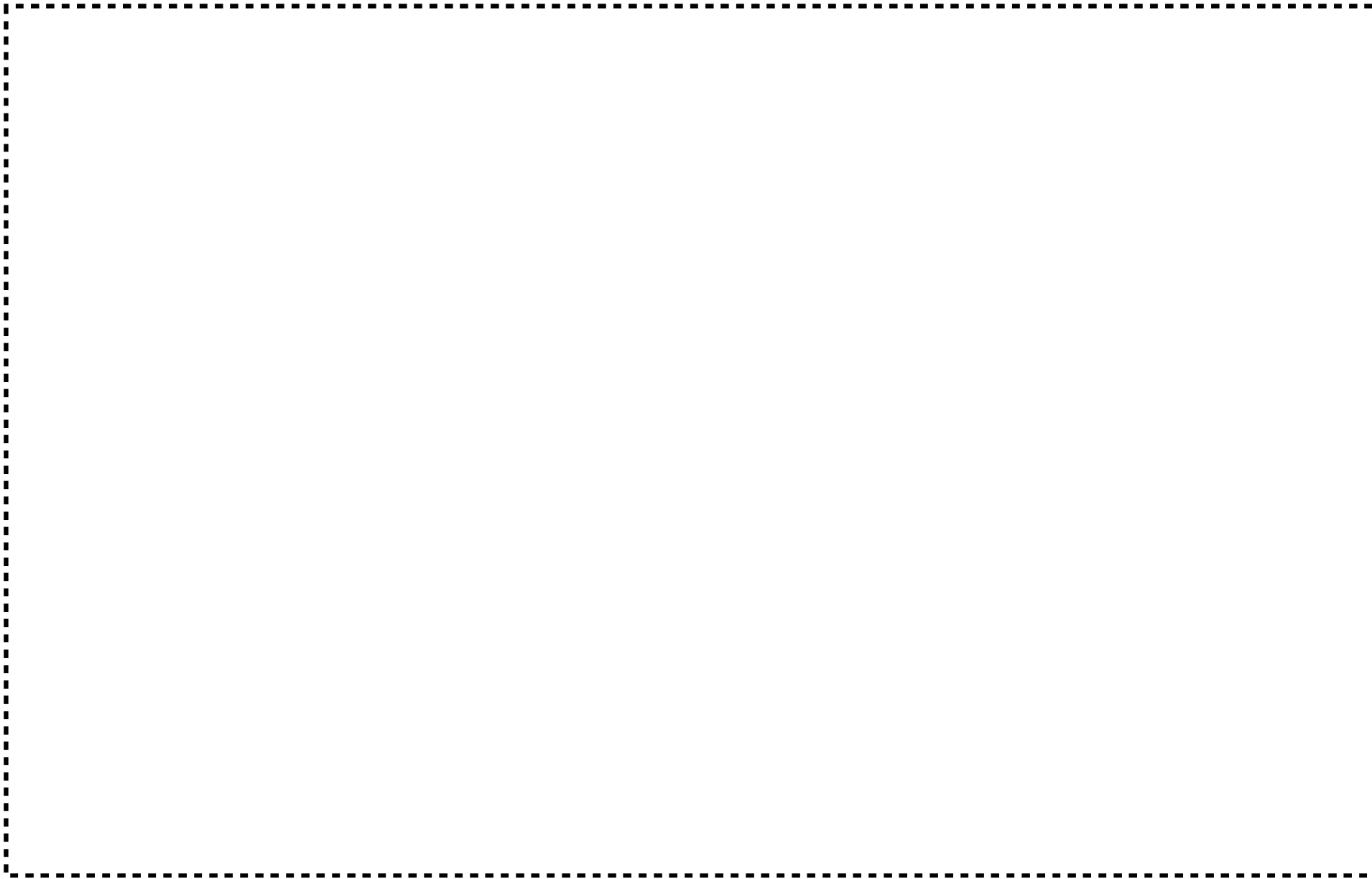


図卜-W1設-3-1(2) W1 廃液配管平面図



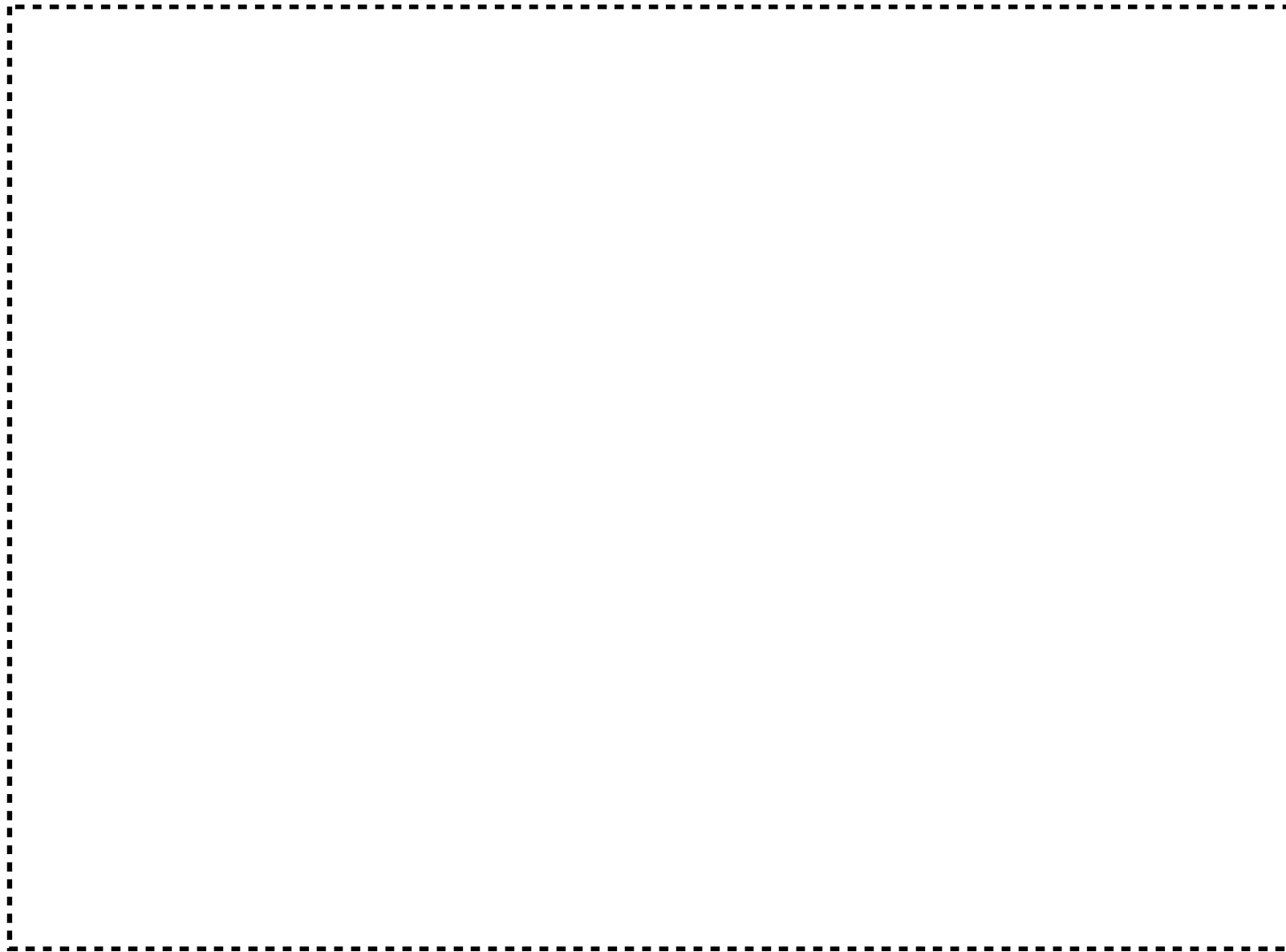
図ト - W 1 設 - 3 - 1 (3) W 1 廃液処理設備 廃液系統図

1682



図卜-W 1 設- 3 - 2 (1) W 1 廃液処理設備 配置図 (1 / 3)

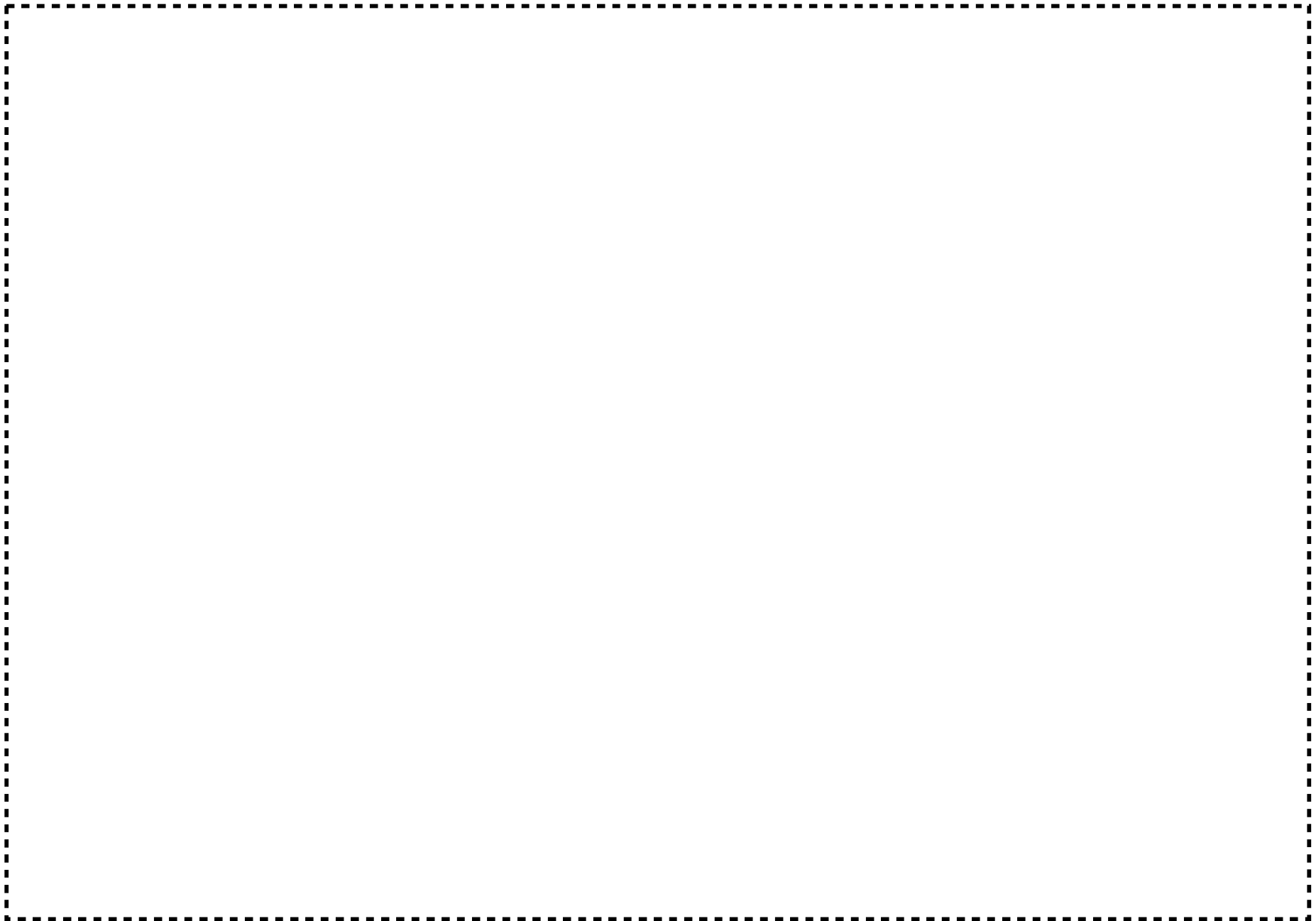
(単位 mm)



図卜-W 1 設- 3 - 2 (2) W 1 廃液処理設備 配置図 (2 / 3)

(単位 mm)

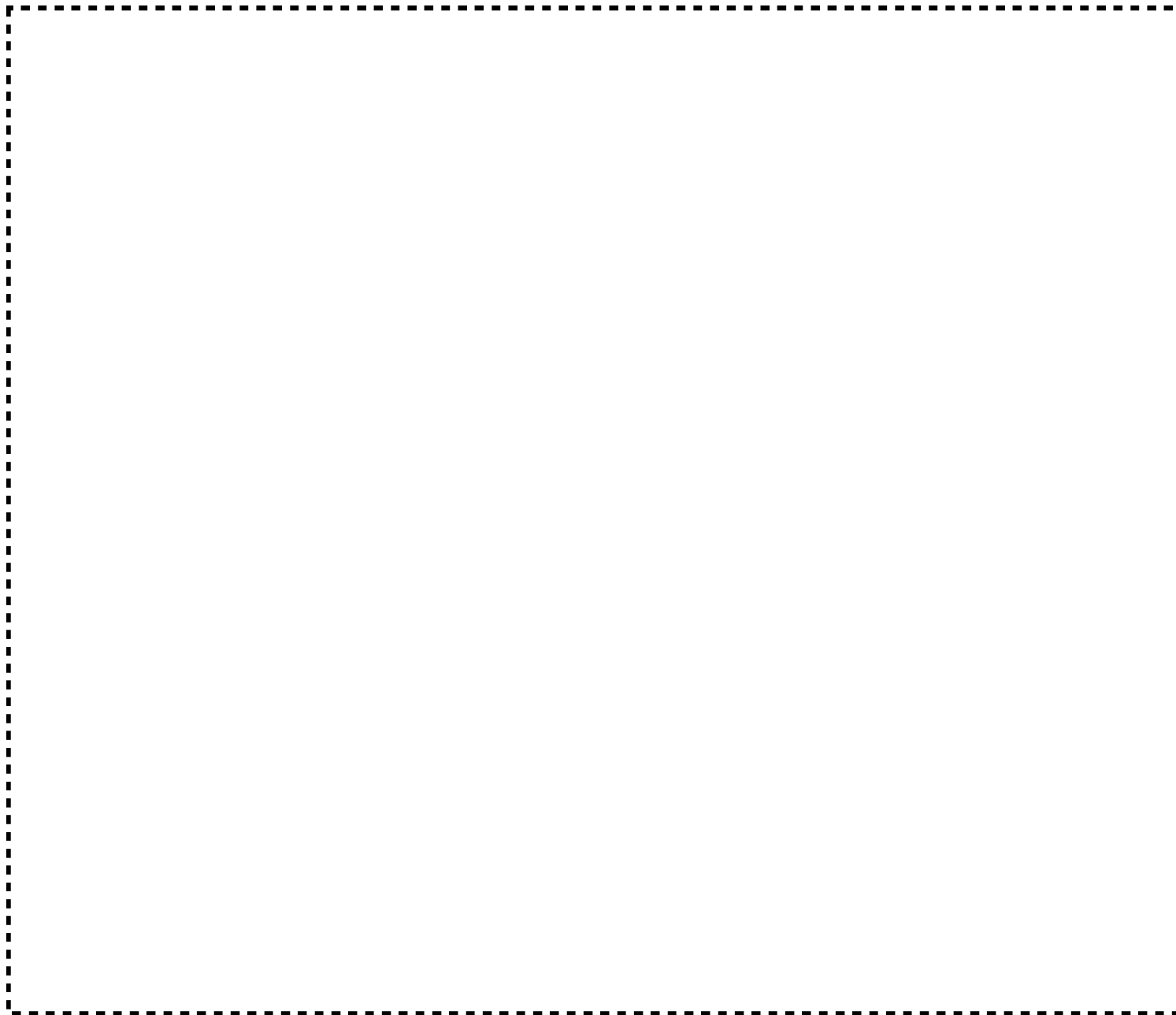
1684



図卜-W 1 設-3-2 (3) W 1 廃液処理設備 配置図 (3 / 3)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

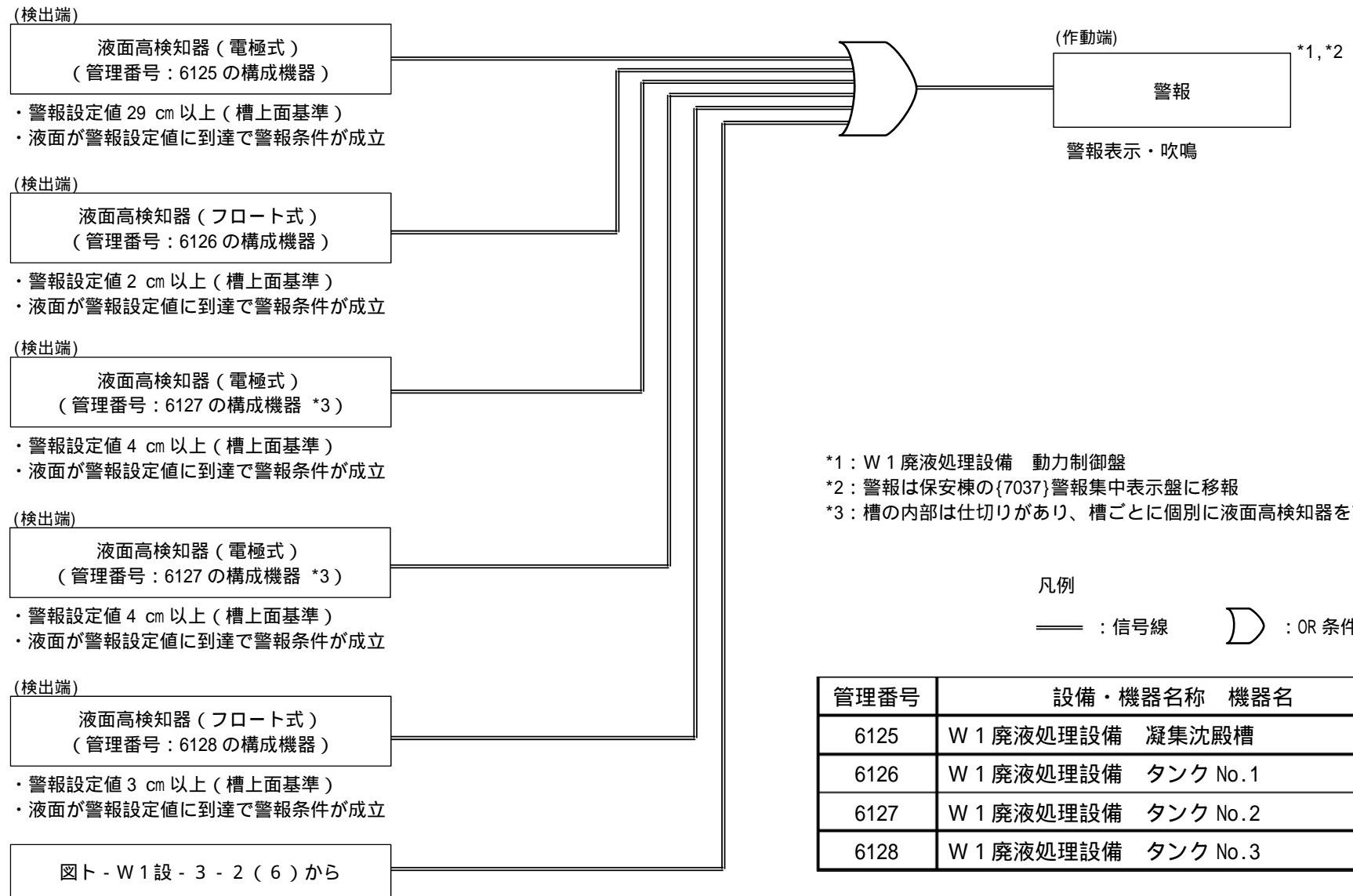
(単位 mm)



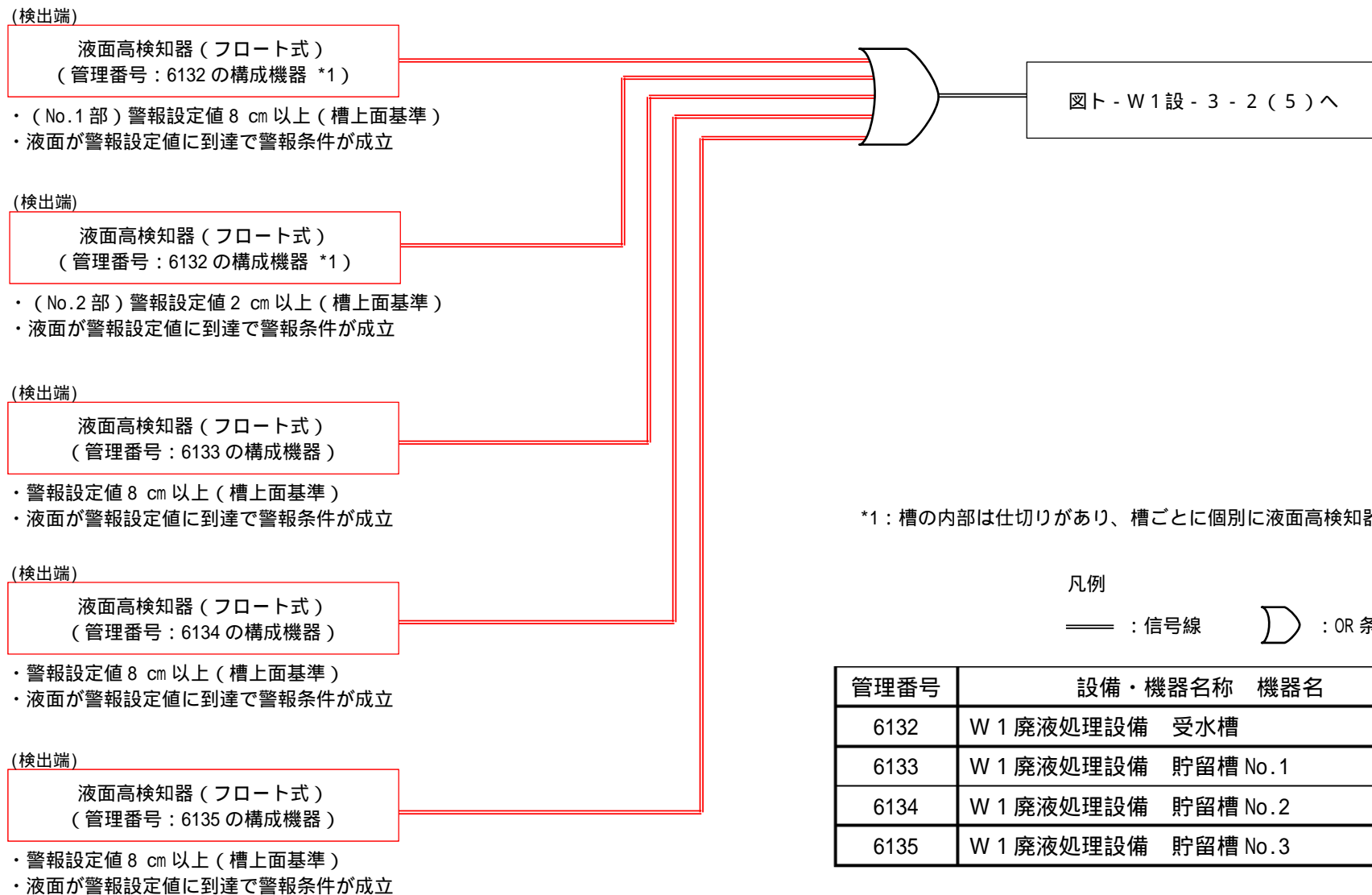
図ト-W1設-3-2(4) W1廃液処理設備 受水槽 拡大図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

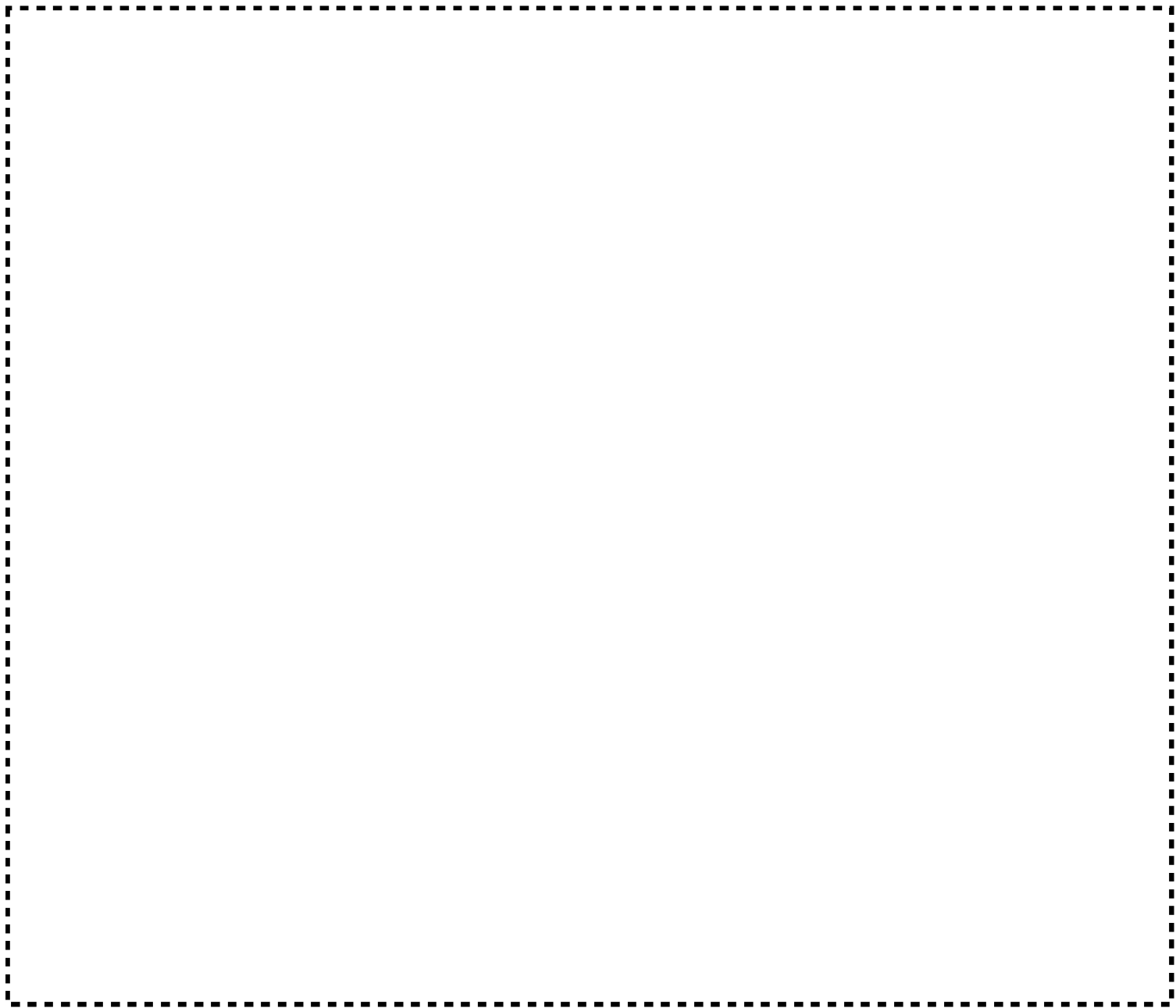
(単位 mm)



図ト - W 1 設 - 3 - 2 (5) W 1 廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図)(1 / 2)



図ト - W1設 - 3 - 2 (6) W1 廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図)(2 / 2)

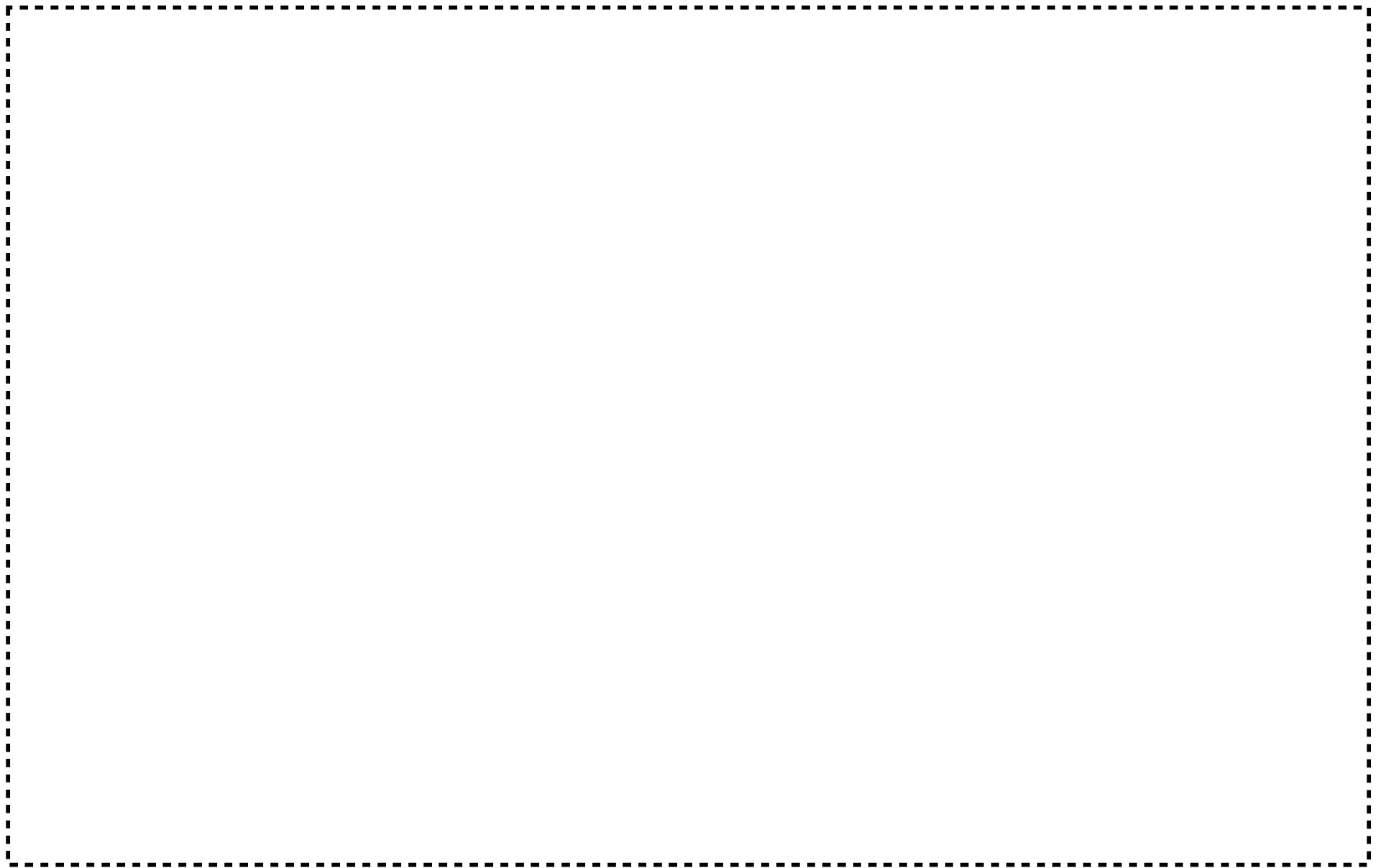


図ト-W1設-3-3 W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1689

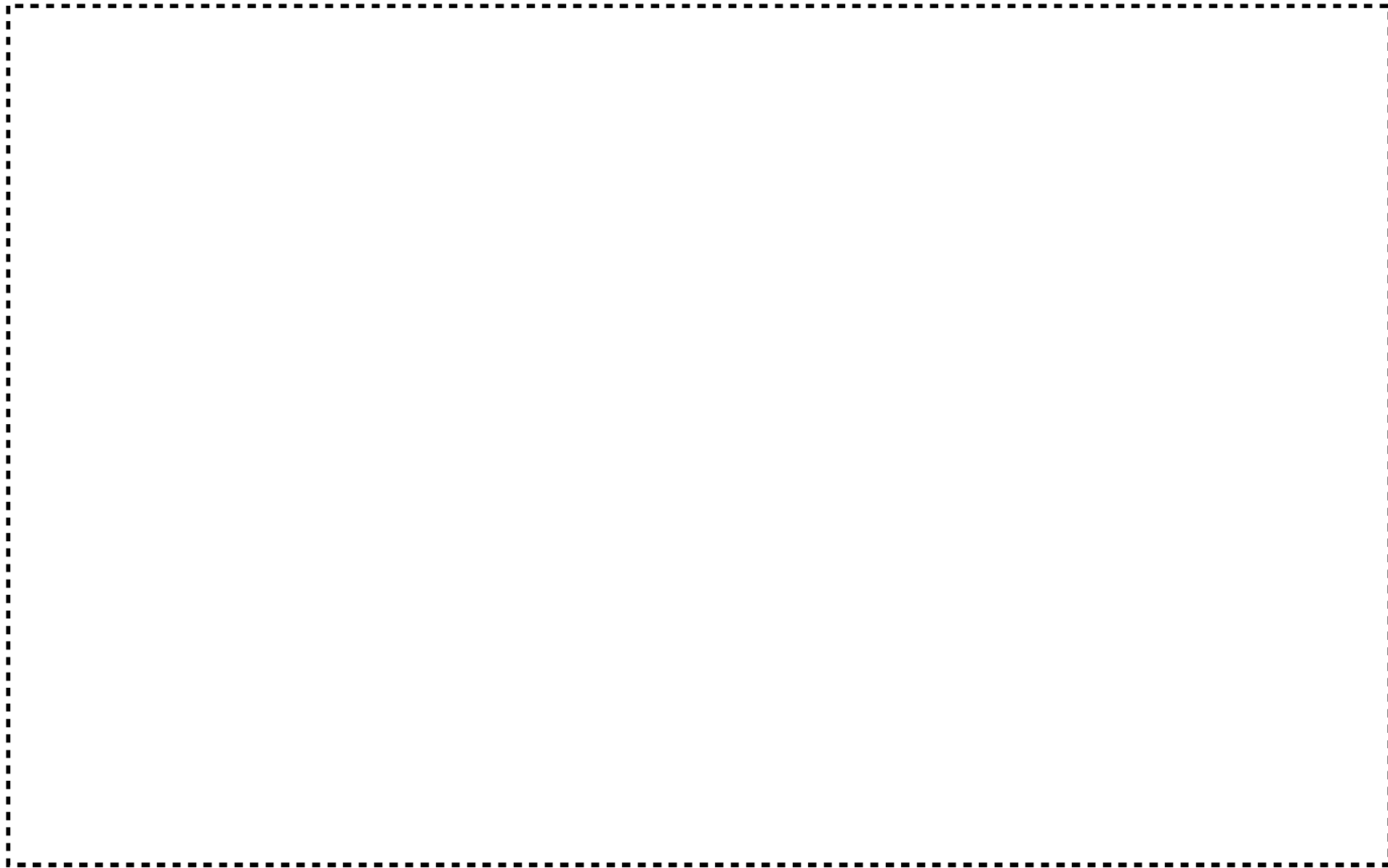


図ト-W1 設-3-4 W1 廃液処理設備 タンク No.3

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

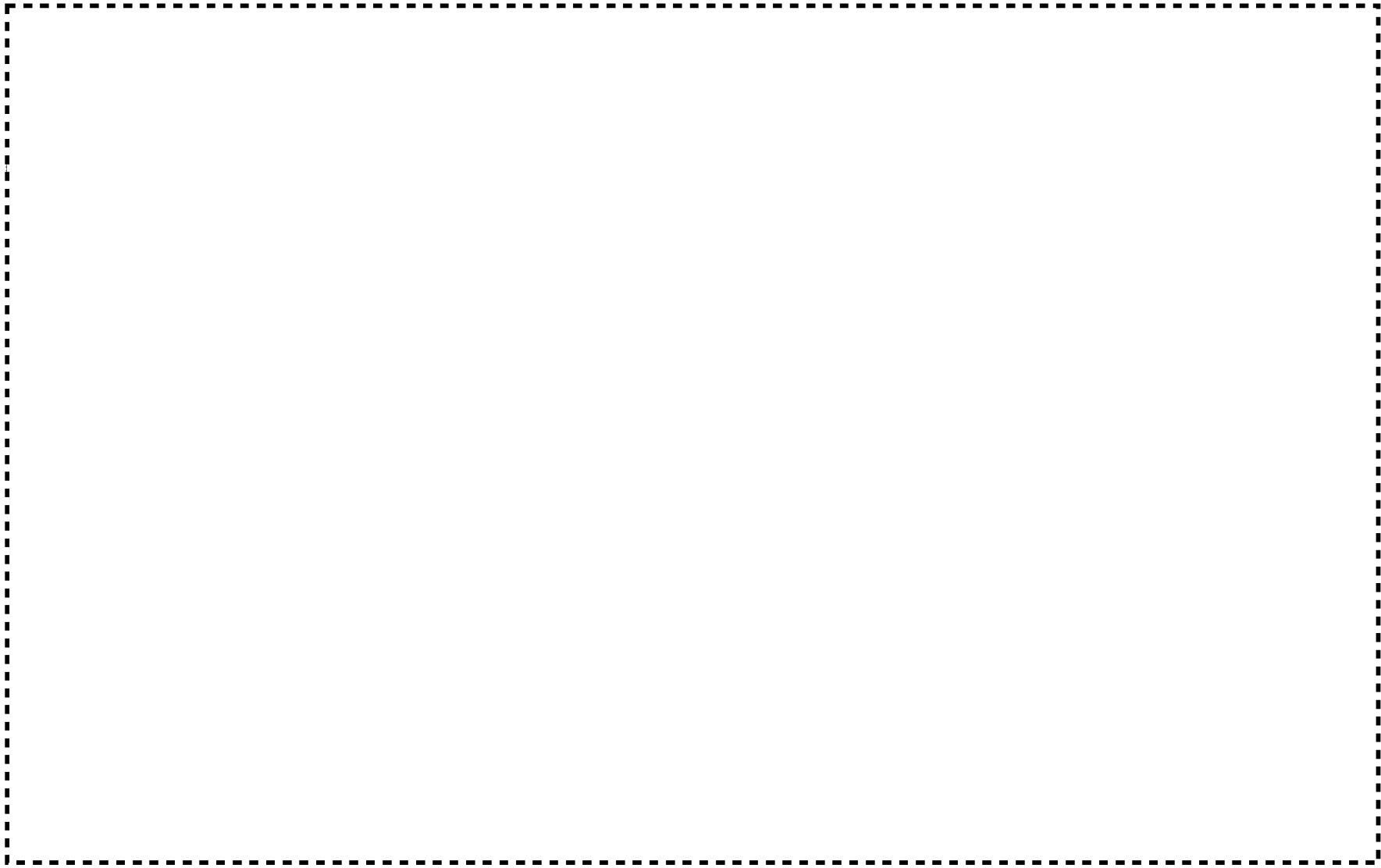
1690



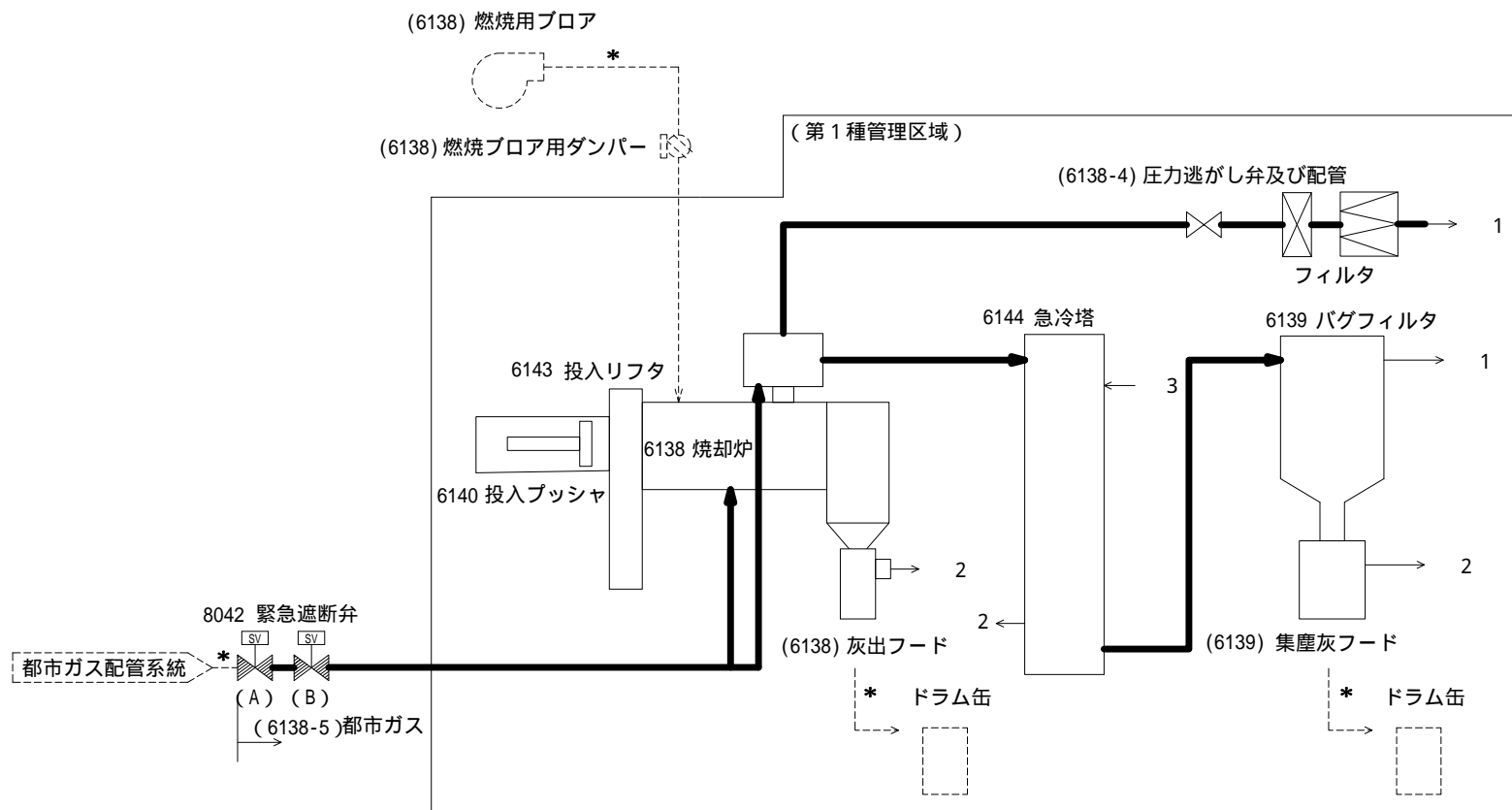
図ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図卜-W 1 設- 4 - 1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域



管理番号	機器名称
6138	焼却炉
6138-4	圧力逃がし機構
6138-5	可燃性ガス配管
6139	バグフィルタ
6140	投入ブッシャ
6143	投入リフタ
6144	急冷塔
8042	緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)

電磁弁(停電時:閉)

→ : 気体廃棄設備No.2への接続

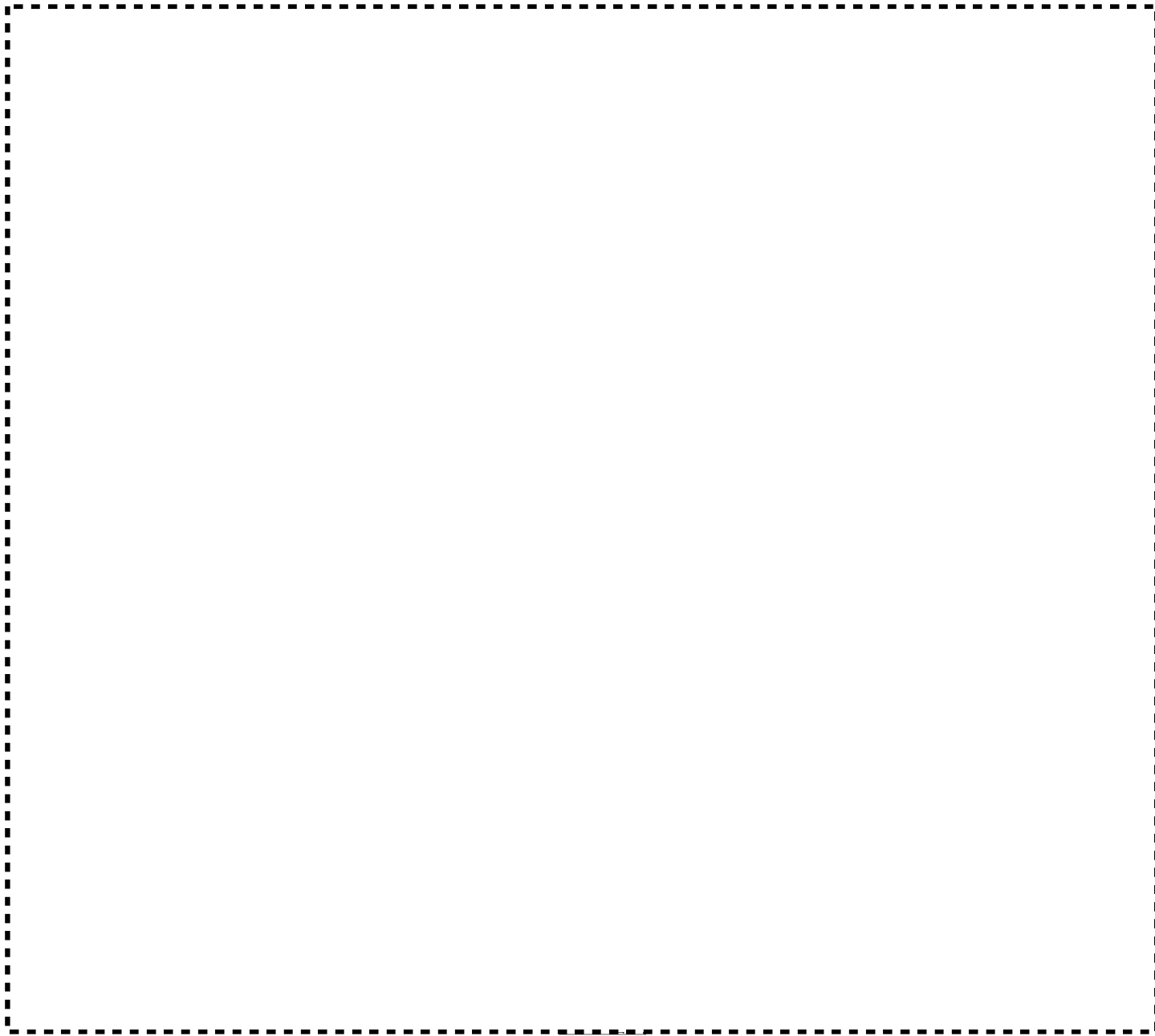
1 : 6065 系統3(局所排気系統)

2 : 6066 系統4(局所排気系統)

3 : 6077-2 系統3(急冷塔給気)

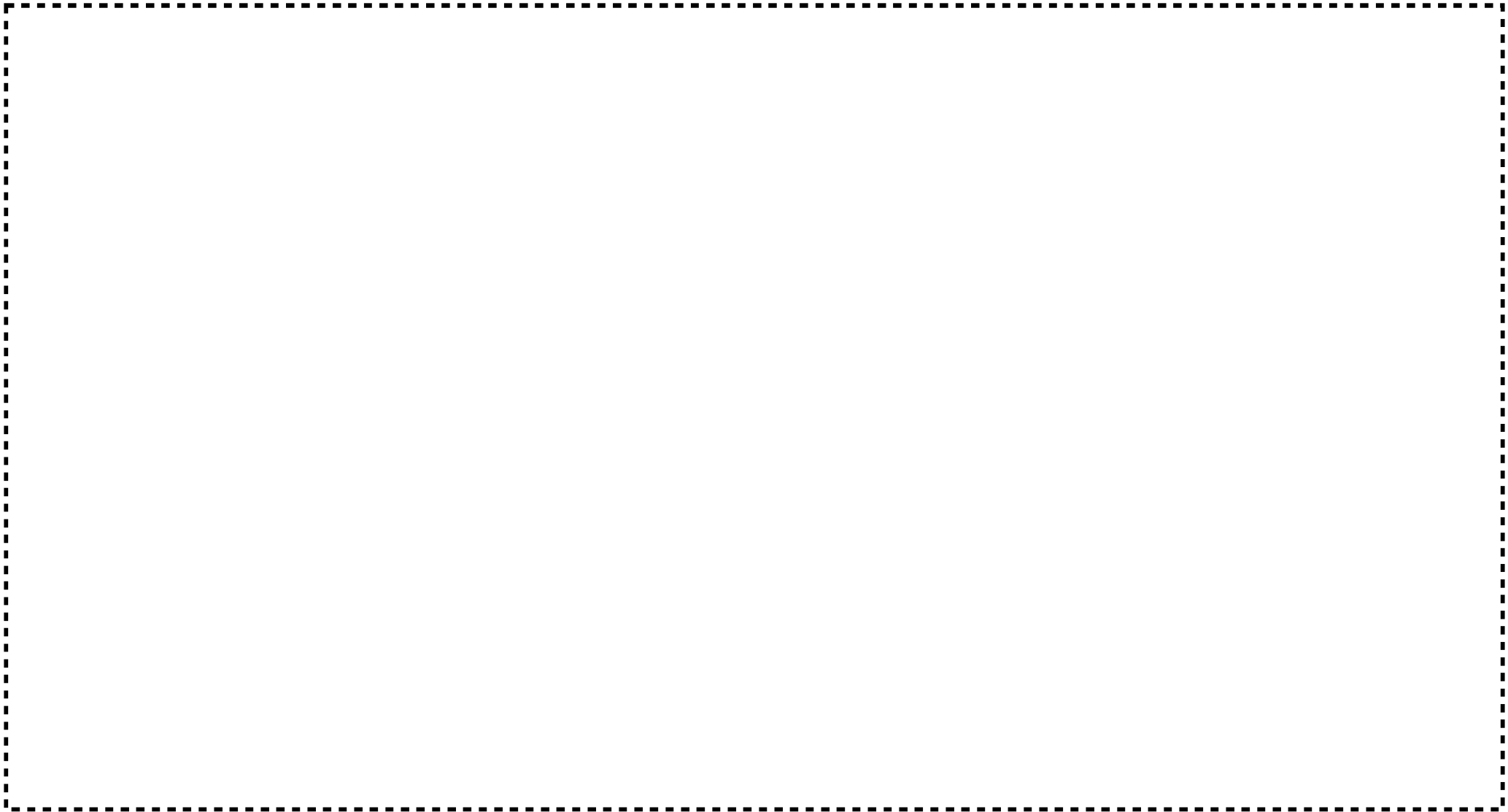
* 破線は設工認対象外

図ト-W1設-5(1) 焼却設備 系統図



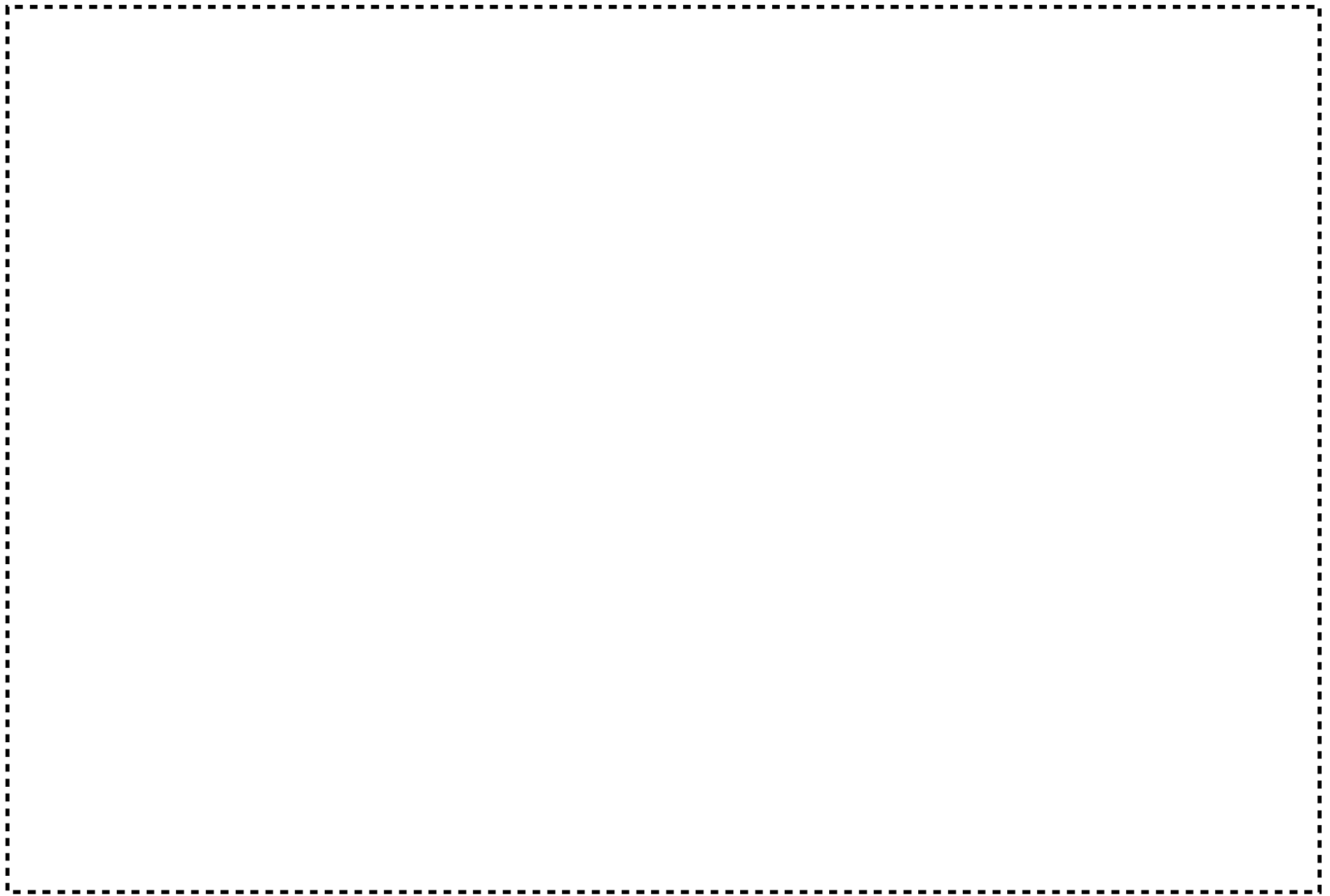
図卜-W1設-5 (2) 焼却設備 配置図 (1 / 2)

1694



図卜-W1設-5 (3) 焼却設備 配置図 (2 / 2)

1695



図ト-W1設-5-1-1(1) 焼却設備 焼却炉

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

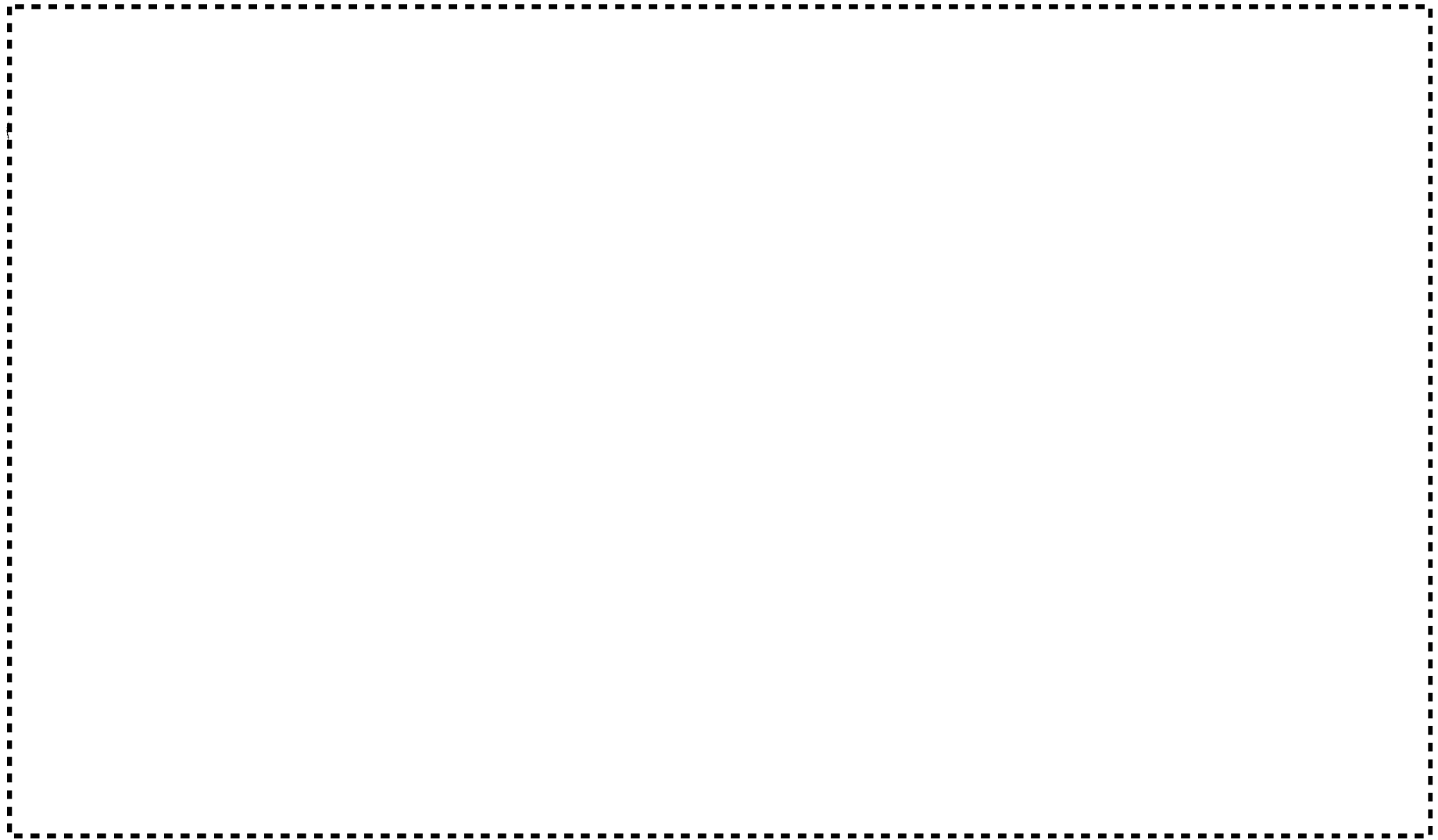


図ト-W 1 設-5-1-1 (2) 焼却設備 焼却炉 (灰出フード)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1697

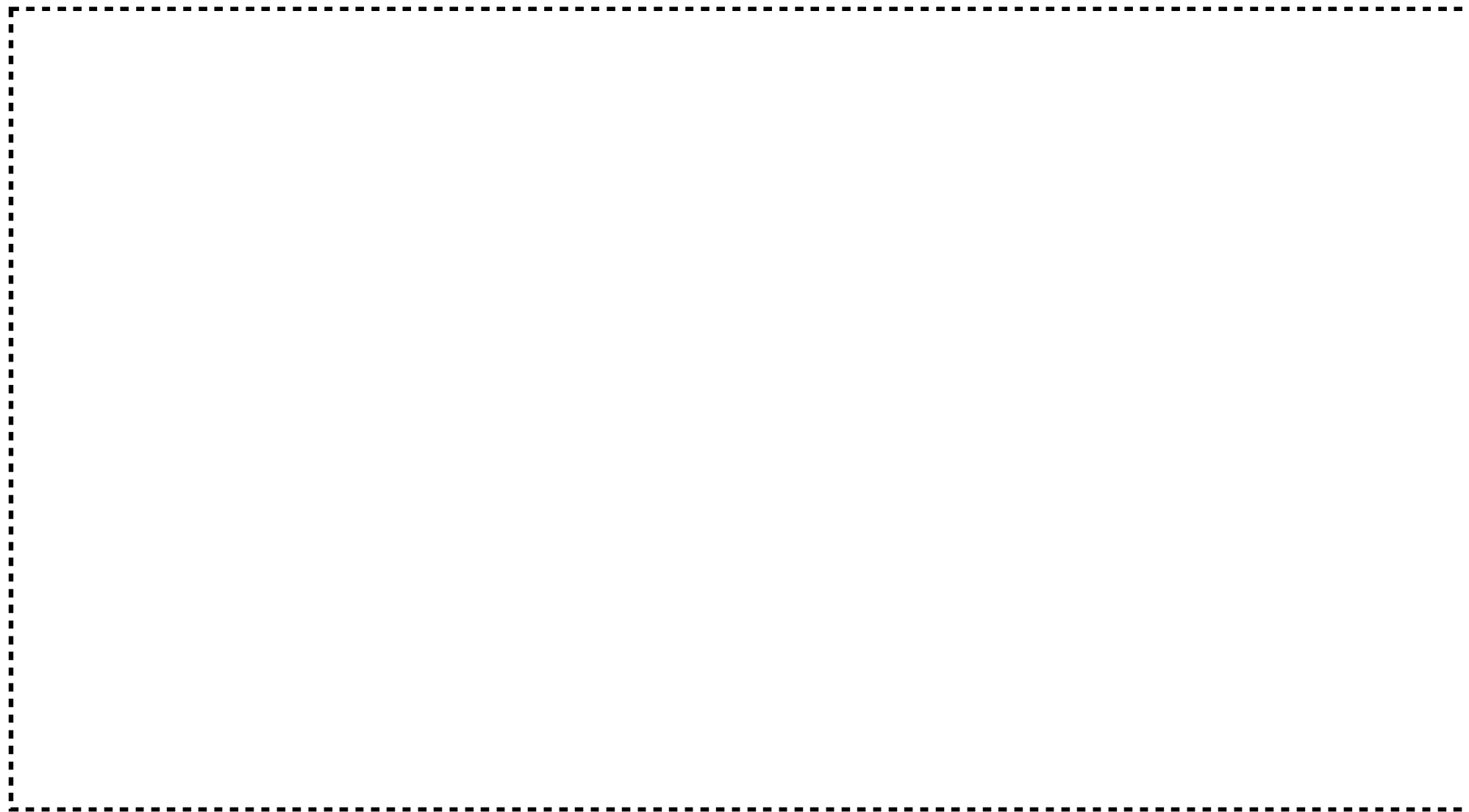


図ト-W1設-5-1-1(3) 焼却設備 焼却炉 架台 (1/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1698

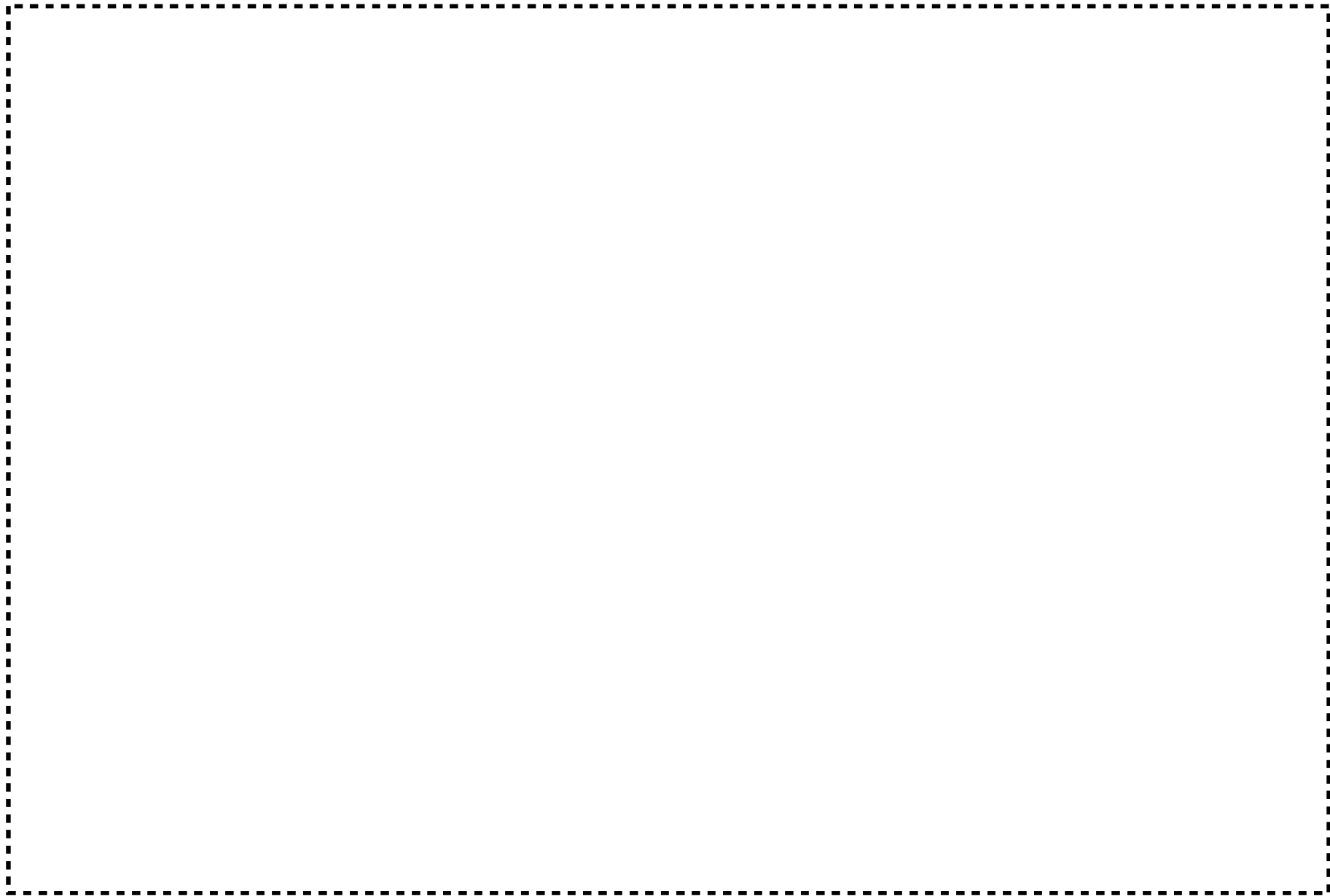


図卜-W1設-5-1-1(4) 焼却設備 焼却炉 架台 (2/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1699

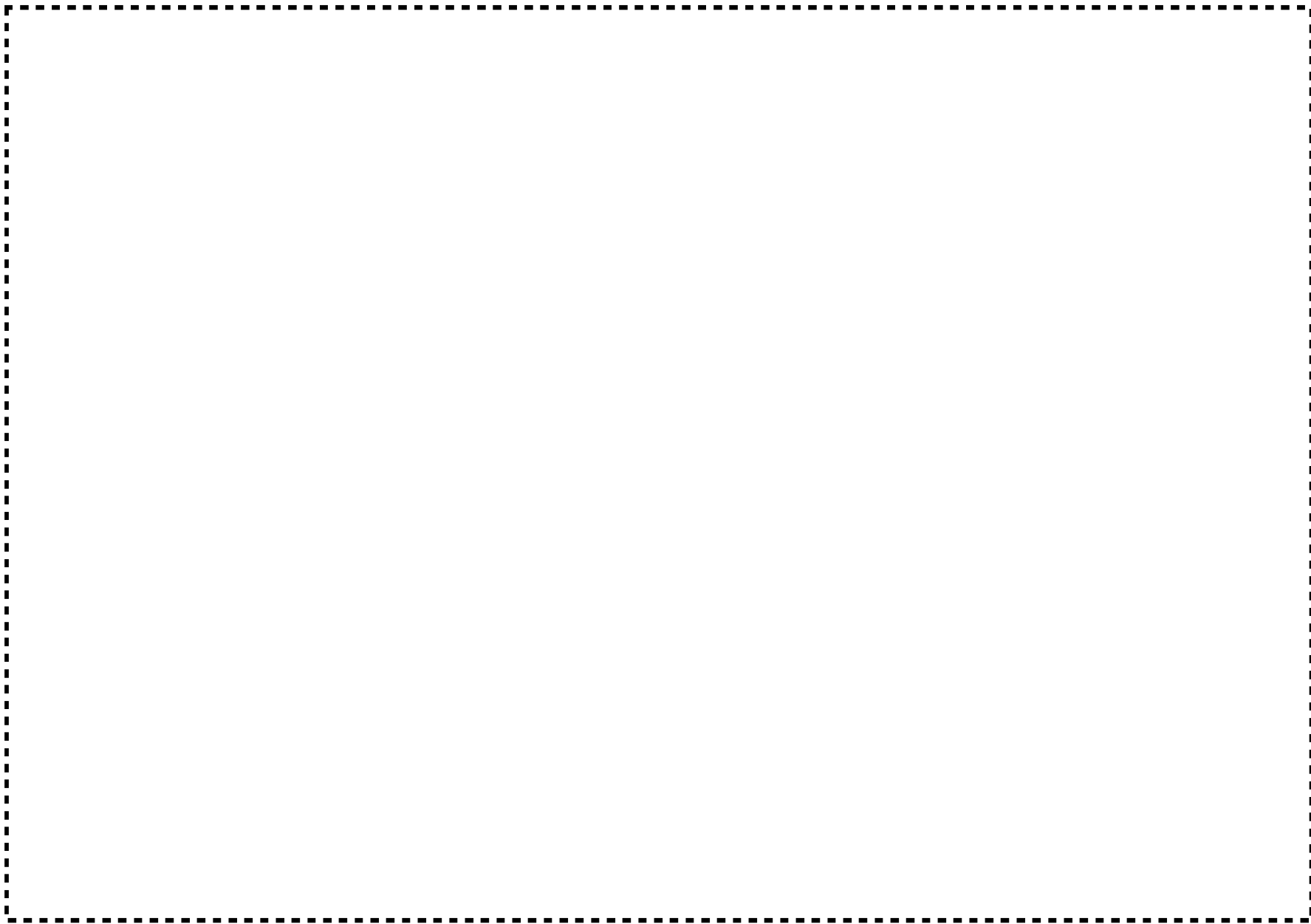


図卜-W1設-5-1-1(5) 焼却設備 焼却炉 架台 (3/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1700

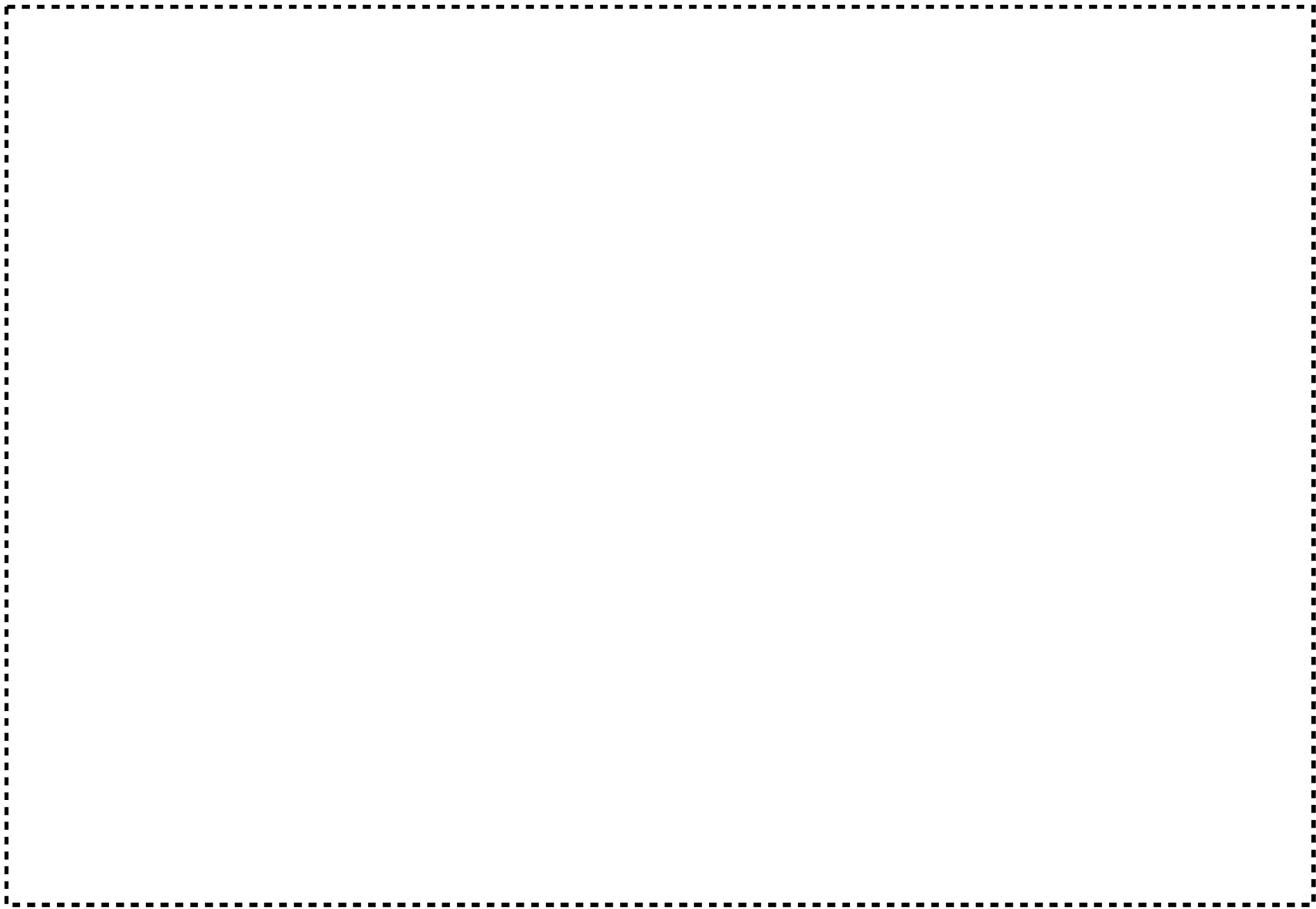


図卜-W1設-5-1-1(6) 焼却設備 焼却炉 架台(4/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

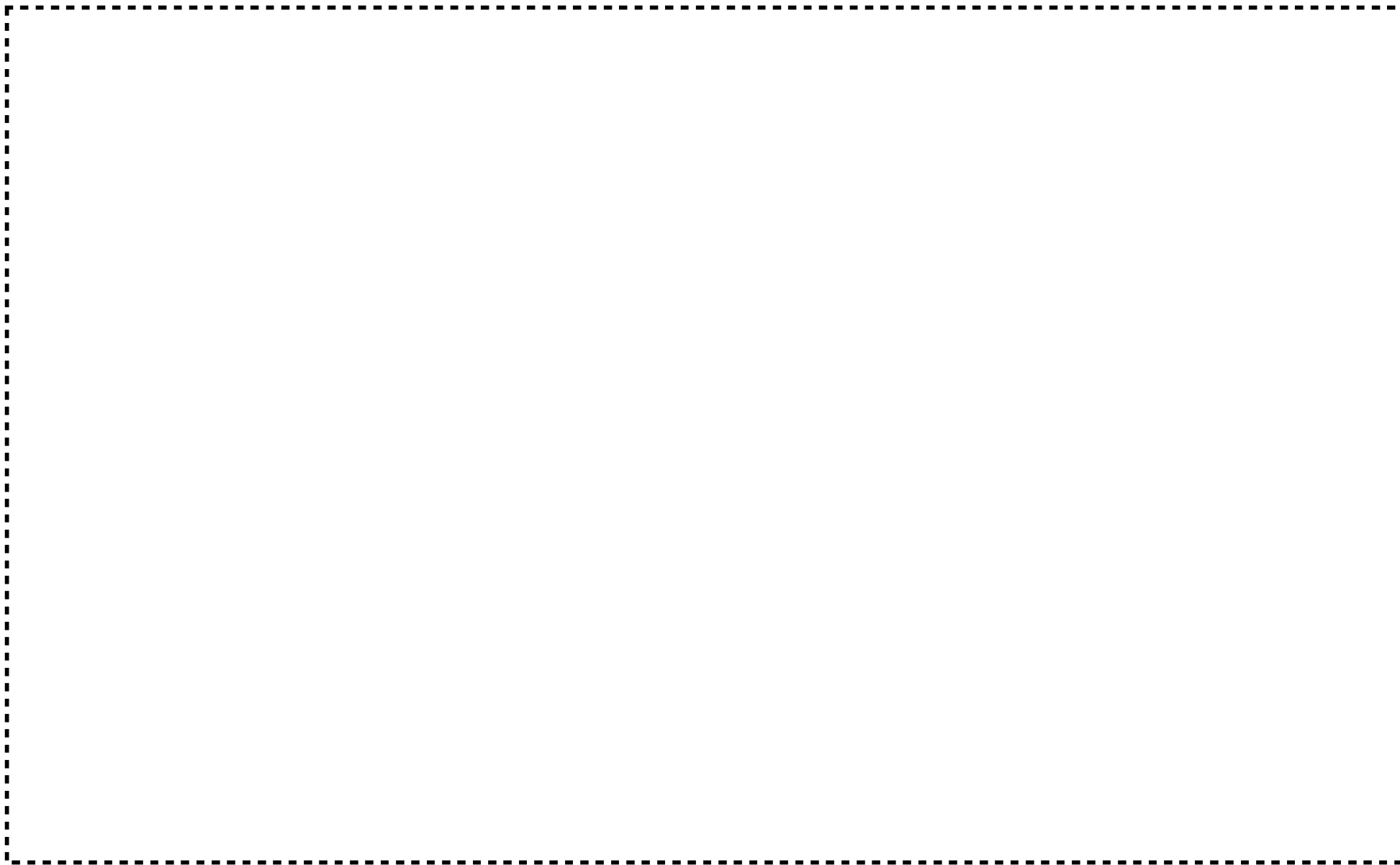
1701



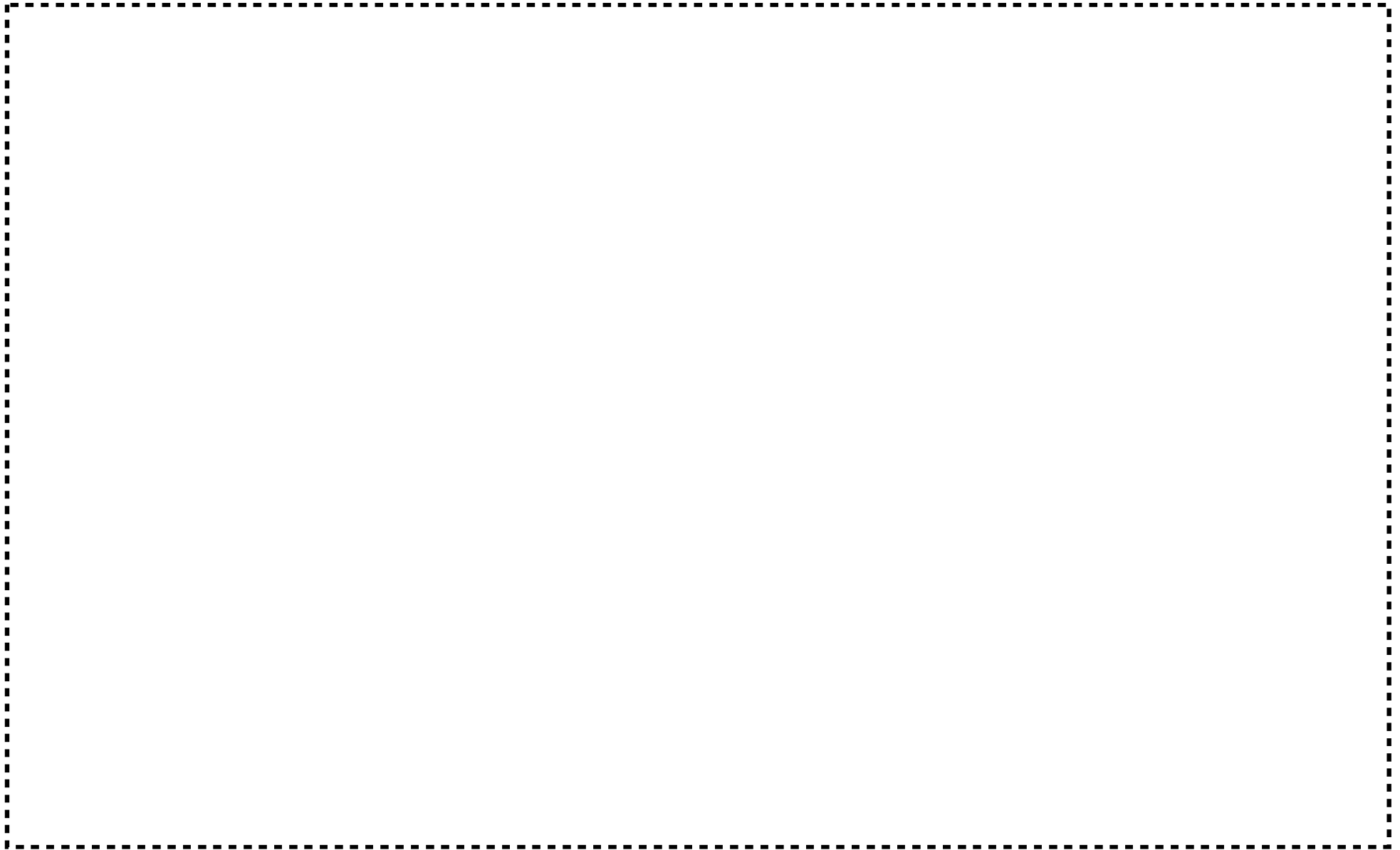
図卜-W1設-5-1-1(7) 焼却設備 焼却炉 架台(5/5)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



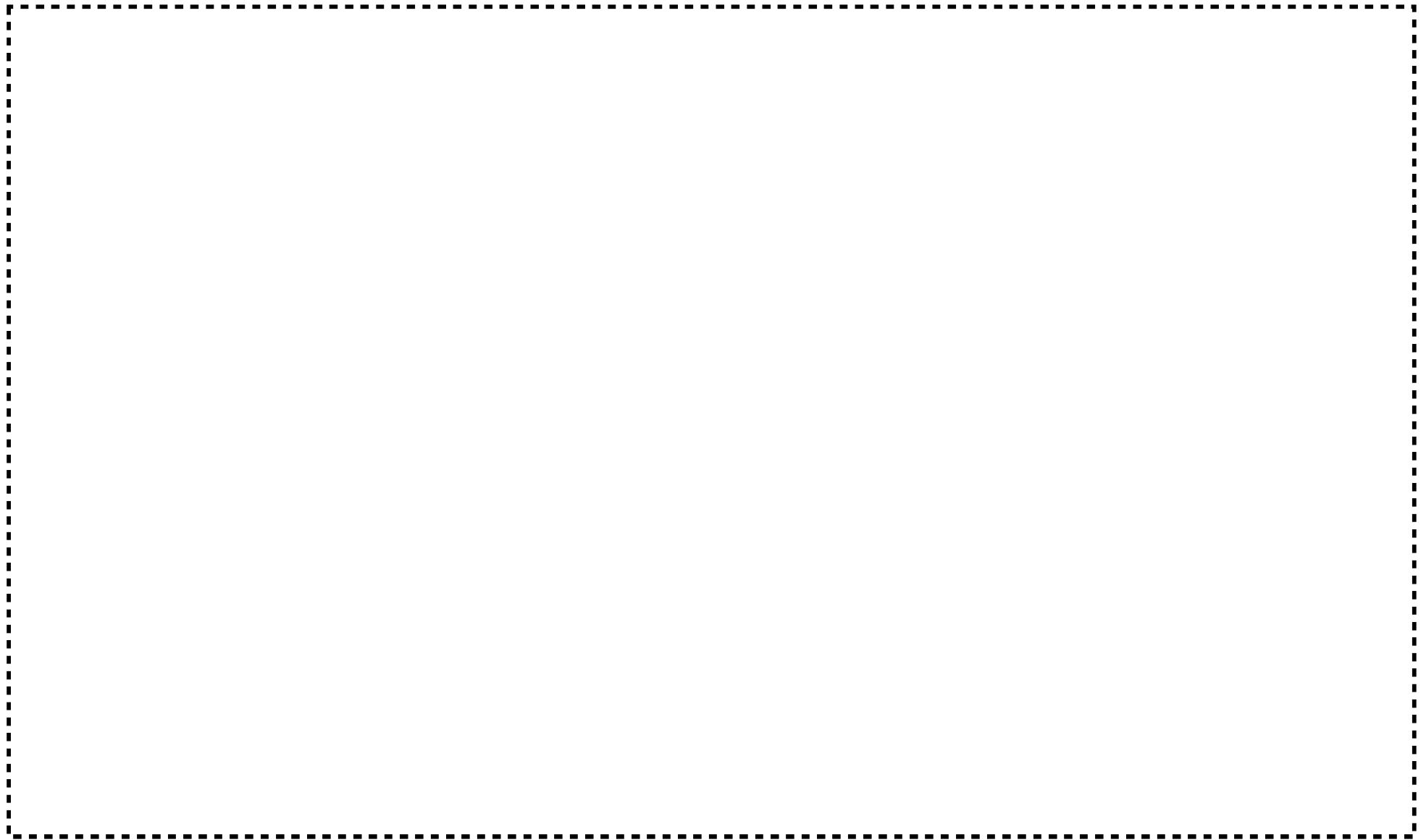
図ト-W1設-5-1-2(1) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 ガス配管・機器構成図



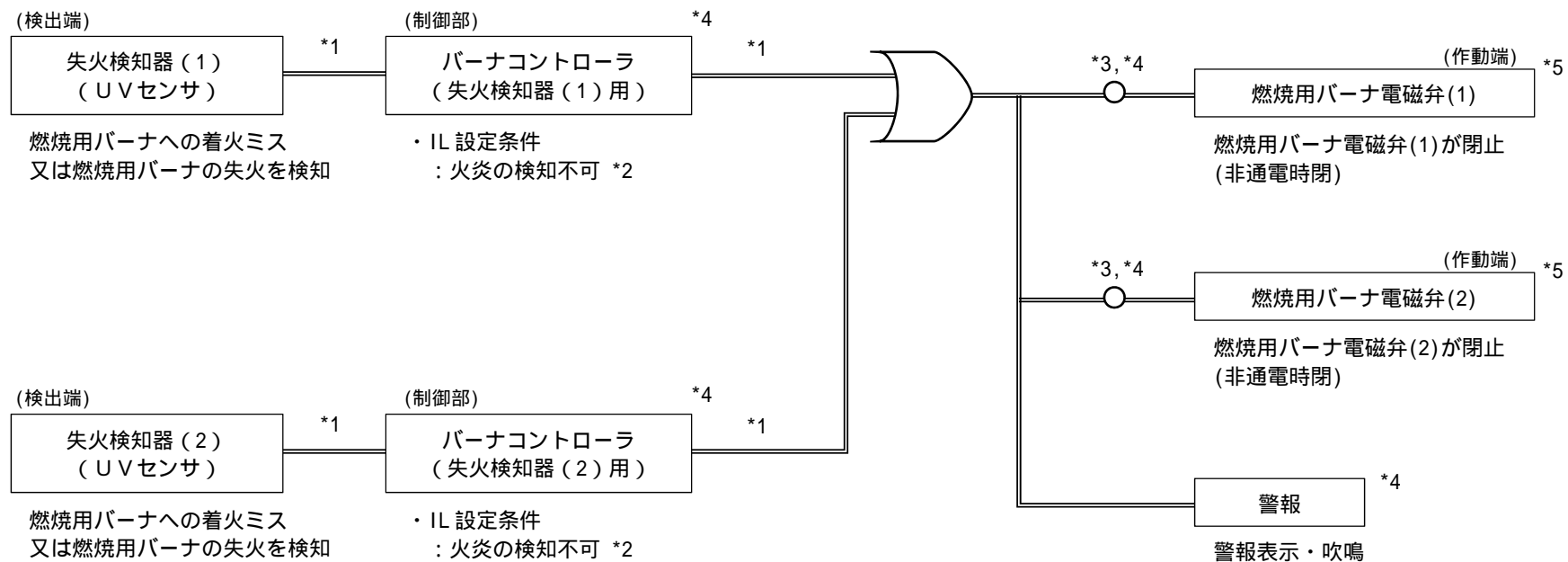
図ト-W1設-5-1-2(2) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図

青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

1704



図卜-W 1 設- 5 - 1 - 3 (1) 焼却設備 焼却炉 失火検知機構 (機器配置図)



- *1 : 信号線断線時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止
- *2 : 燃焼用バーナへの着火ミスにより炎からの紫外線放射が未到達
又は燃焼用バーナの失火により炎からの紫外線放射が停止
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (6138)制御盤
- *5 : 停電時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

凡例

— : 信号線 D : OR 条件

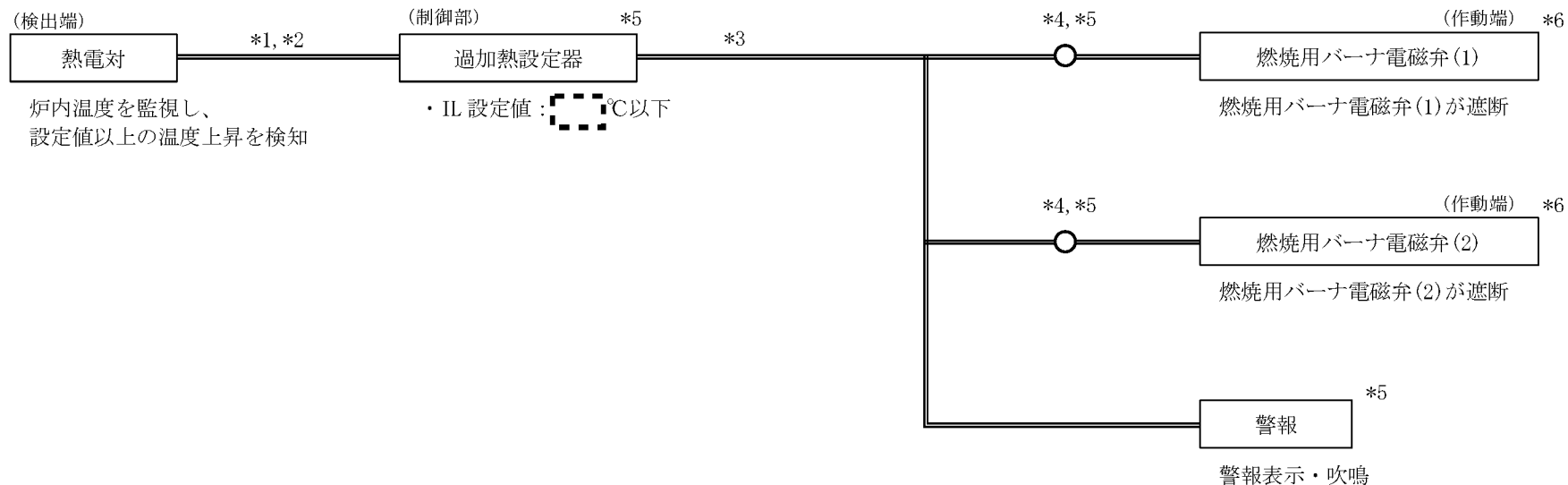
管理番号	設備・機器名称	機器名
6138	焼却設備	焼却炉
6138-2	失火検知機構	

図ト - W 1 設 - 5 - 1 - 3 (2) 焼却設備 焼却炉 失火検知機構 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図卜-W 1 設- 5 - 1 - 3 (3) 焼却設備 焼却炉 過加熱防止機構 (機器配置図)



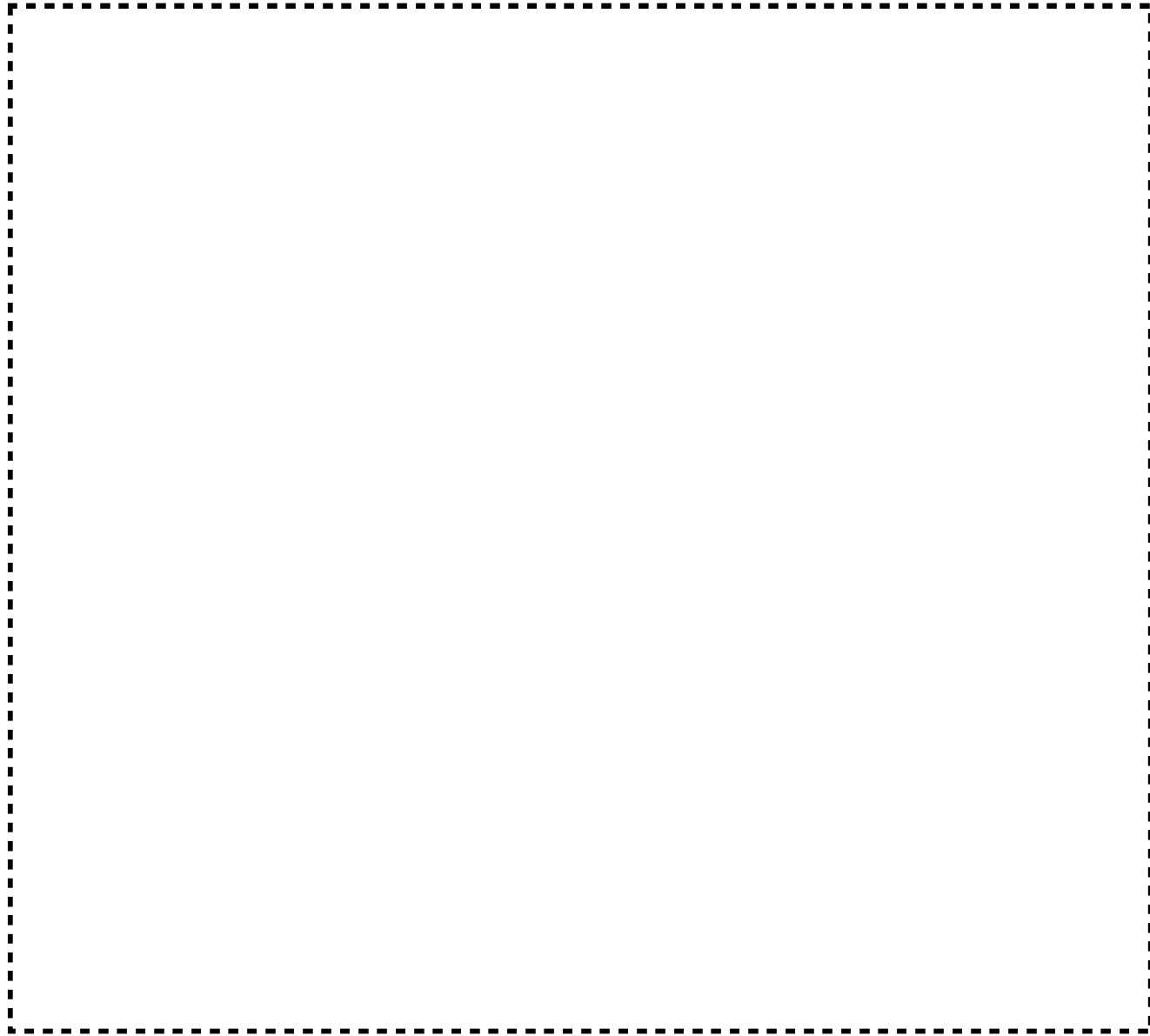
- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *2 : 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、警報表示及び吹鳴
- *3 : 信号線断線時は燃烧用バーナ電磁弁が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (6138) 制御盤
- *6 : 停電時は燃烧用バーナ電磁弁が閉止

凡例
—— : 信号線

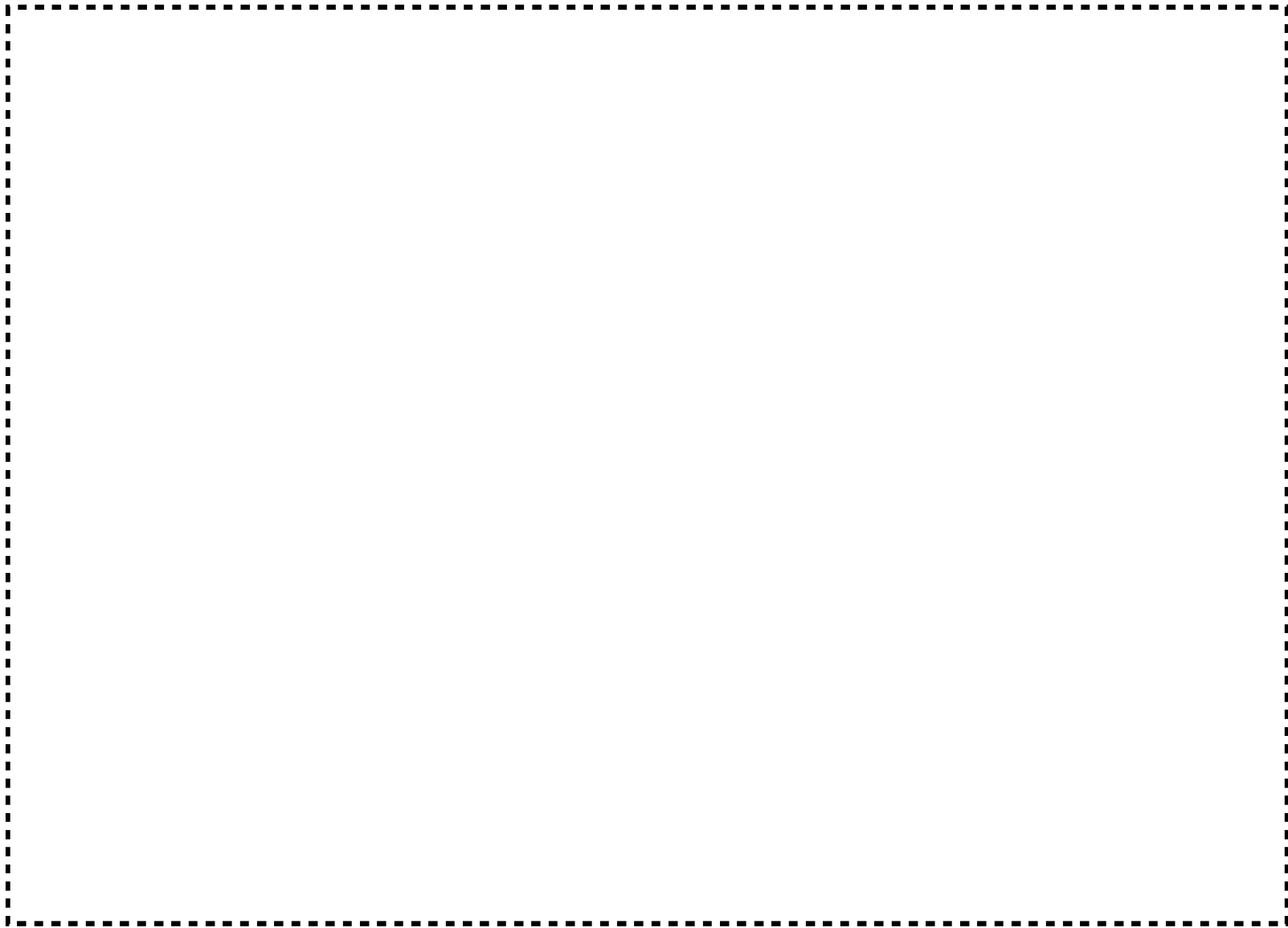
管理番号	設備・機器名称	機器名
6138	焼却設備	焼却炉
6138-3	過加熱防止機構	

図ト-W 1 設-5-1-3 (4) 焼却設備 焼却炉 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)

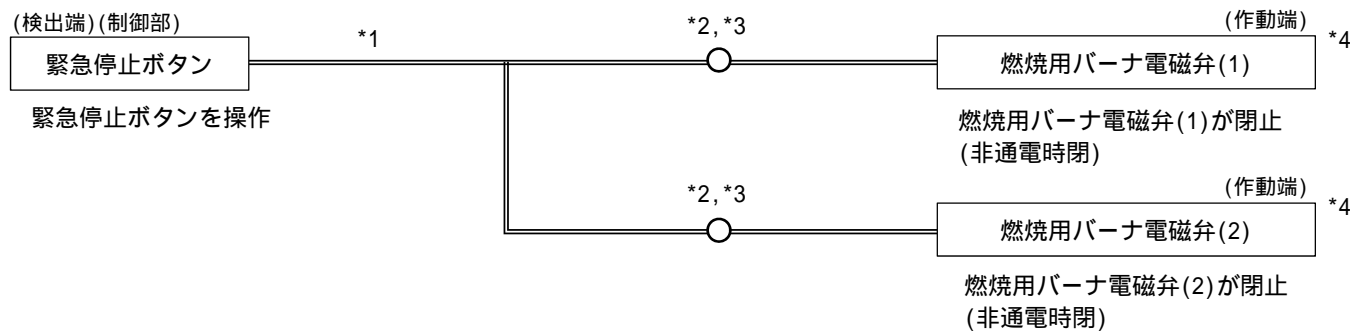
赤色線 : 追加・変更部



図卜-W1 設-5-1-3 (5) 焼却設備 焼却炉 圧力逃がし機構 (機器配置図)



図卜-W 1 設- 5 - 1 - 3 (6) 焼却設備 焼却炉 緊急停止機構 (機器配置図)



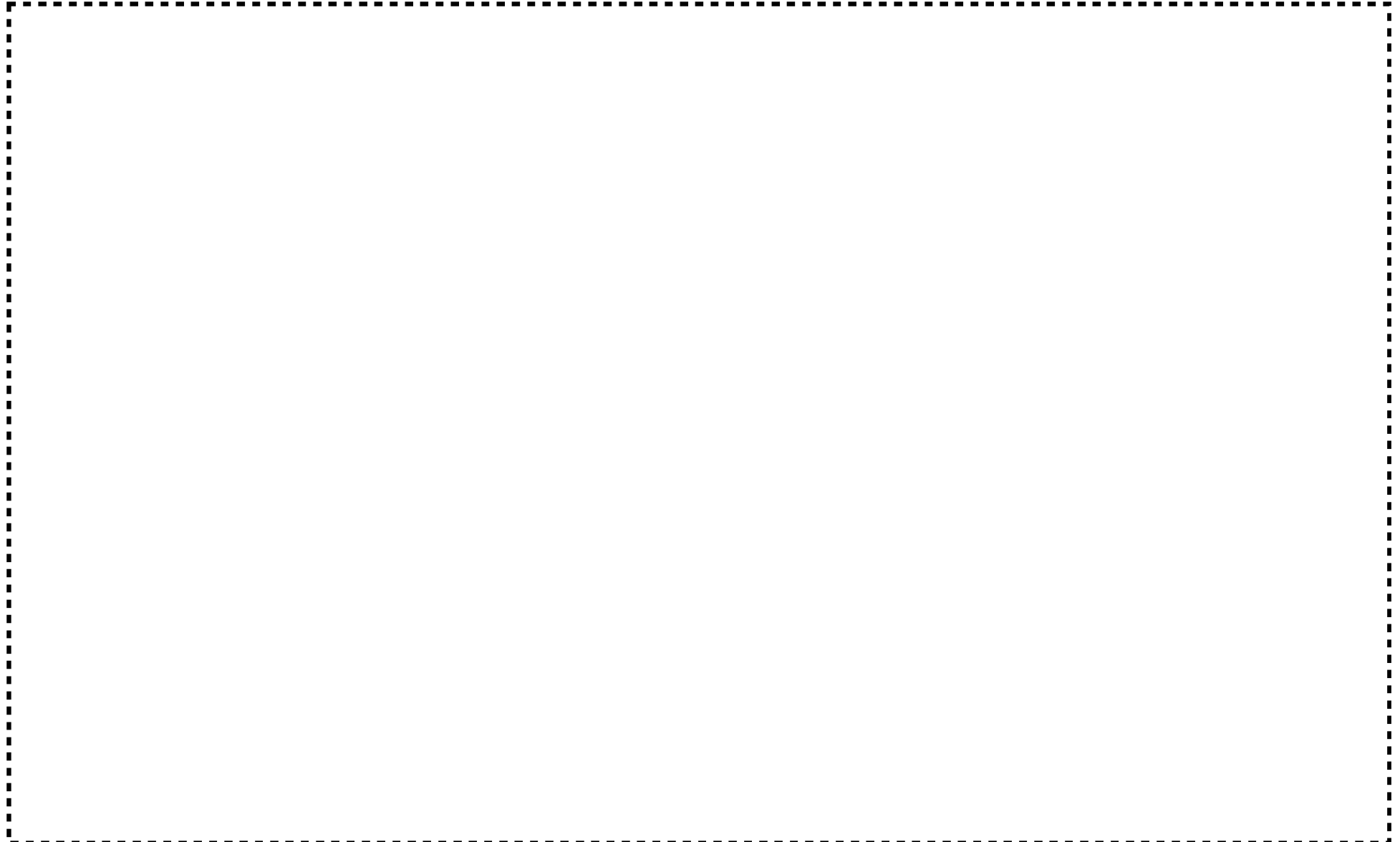
- *1 : 信号線断線時は燃烧用バーナ電磁弁が閉止
- *2 : メカニカルリレー
- *3 : (6138)制御盤
- *4 : 停電時は燃烧用バーナ電磁弁が閉止

凡例
 ─── : 信号線

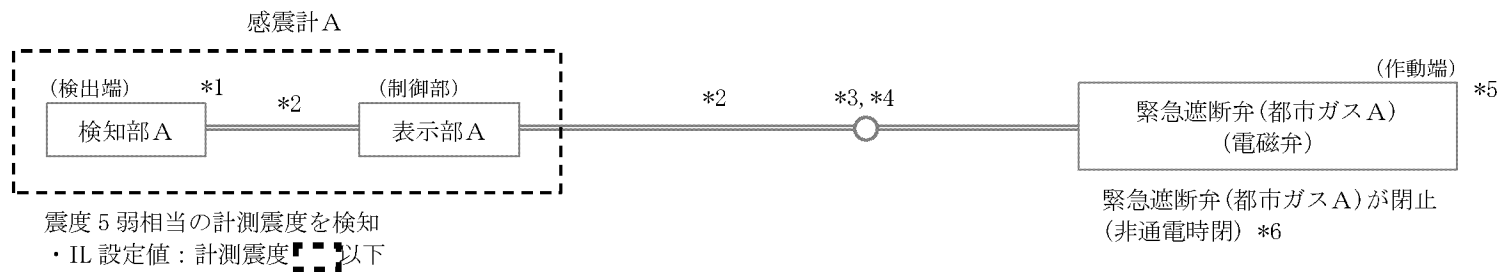
管理番号	設備・機器名称	機器名
6138	烧却設備	烧却炉

図ト - W1設 - 5 - 1 - 3 (7) 烧却設備 烧却炉 緊急停止機構 (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部



図下-W1設-5-1-3(8) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (機器配置図)



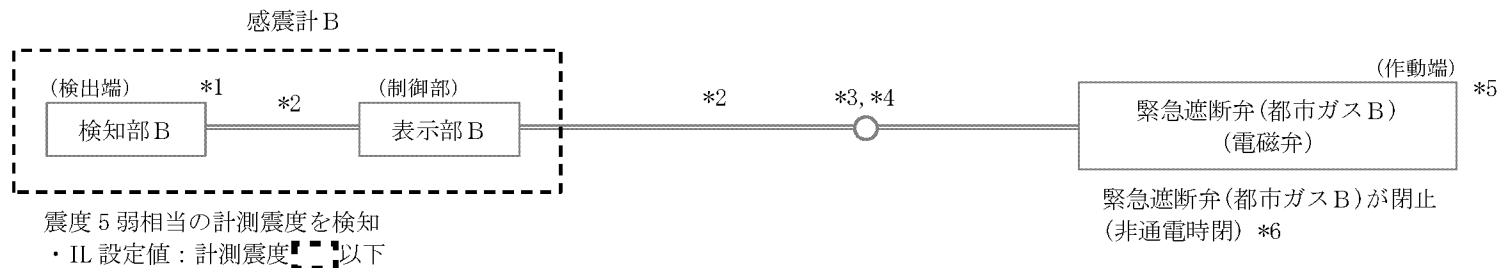
- *1 : 静電容量式加速度センサ
- *2 : 信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (8042)緊急遮断弁制御盤A
- *5 : 停電時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止
- *6 : 進展事象として緊急遮断弁(都市ガスA)の閉止により燃焼用バーナが失火するため、{6138-2}失火検知機構が作動する。

凡例
 : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8042	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)
8042-2	緊急設備	感震計

図ト-W 1 設-5-1-3 (9) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉)
 (インターロック信号系統図) (1/2 (A系統))

赤色線 : 追加・変更部



- *1 : 静電容量式加速度センサ
- *2 : 信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止
- *3 : メカニカルリレー
- *4 : (8042)緊急遮断弁制御盤B
- *5 : 停電時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止
- *6 : 進展事象として緊急遮断弁(都市ガスB)の閉止により燃焼用バーナが失火するため、{6138-2}失火検知機構が作動する。

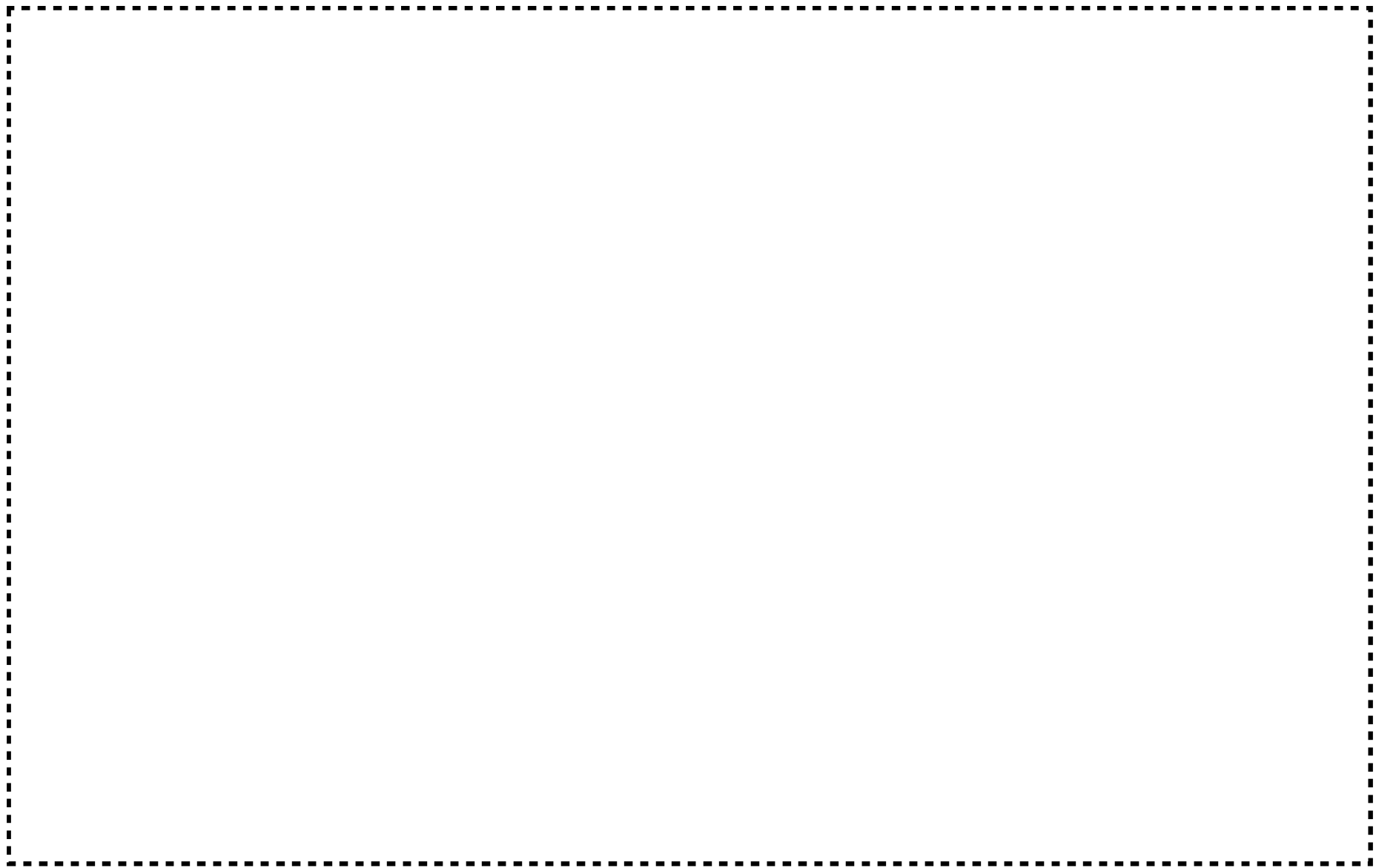
凡例

==== : 信号線

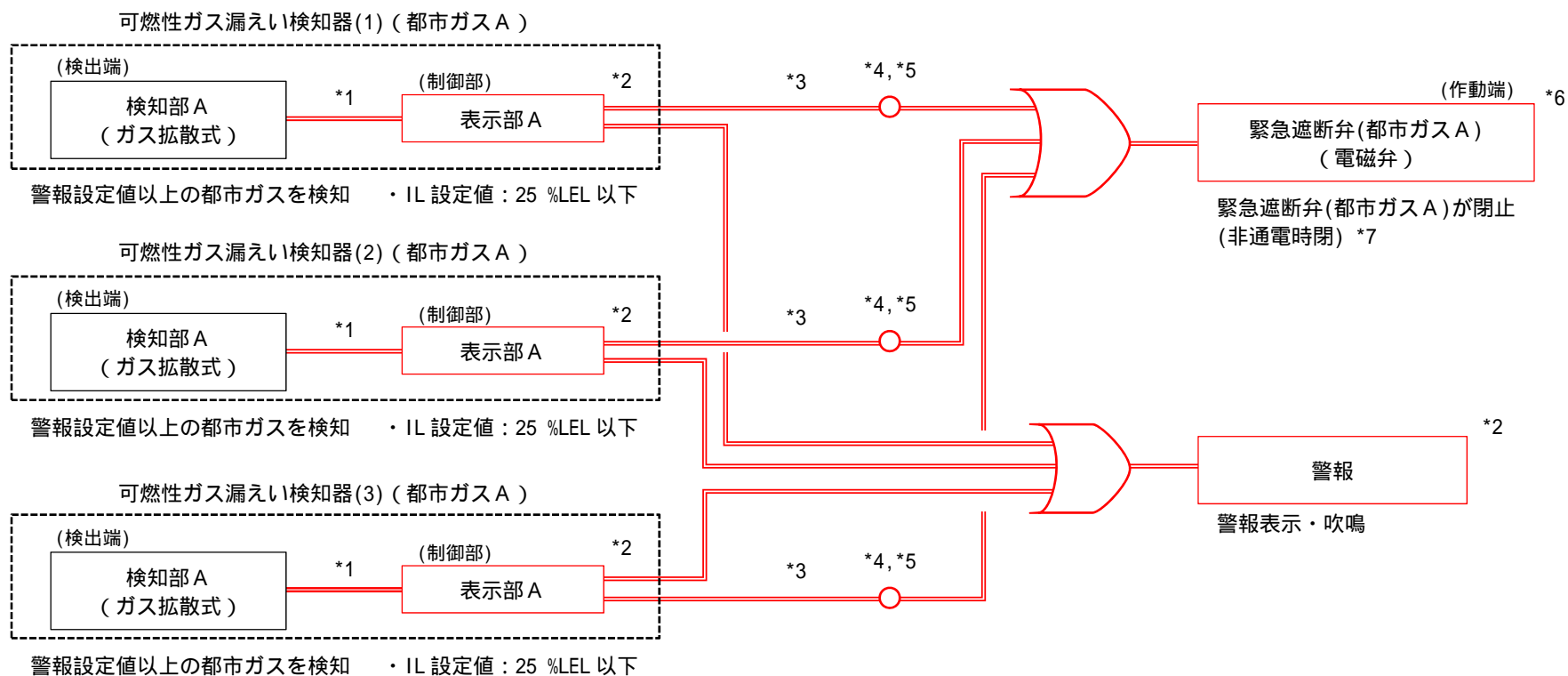
管理番号	設備・機器名称	機器名
8042	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)
8042-2	緊急設備	感震計

図ト-W1 設-5-1-3 (9) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉)
(インターロック信号系統図) (2/2 (B系統))

赤色線 : 追加・変更部



図ト-W1設-5-1-3(10) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) (機器配置図)



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容
- *2 : (8054)可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8042)緊急遮断弁制御盤A
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(都市ガスA)の閉止により燃烧用バーナが失火するため、{6138-2}失火検知機構が作動する。

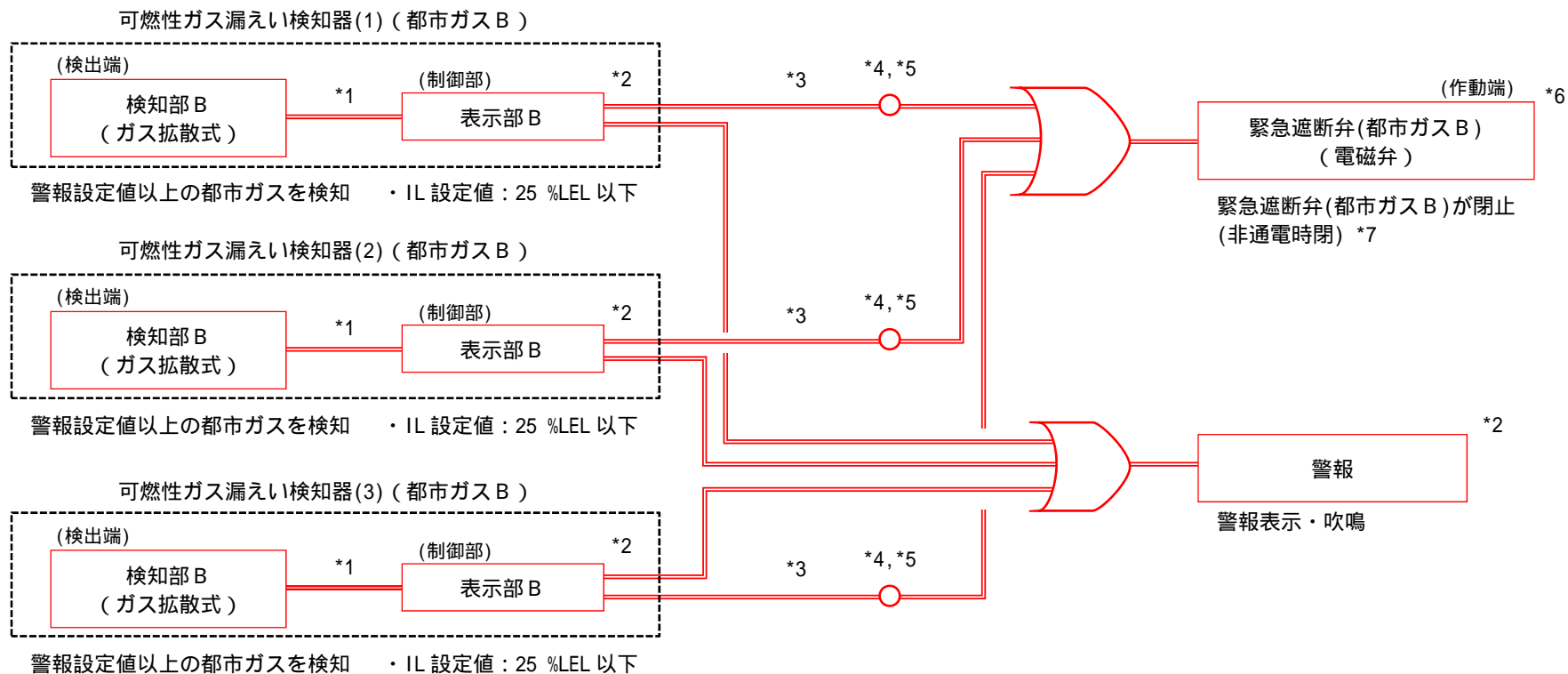
凡例

— : 信号線 D : OR条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8042	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)
8054	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)

図ト - W1 設 - 5 - 1 - 3 (1 1) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック(都市ガス)(焼却設備 焼却炉)
 (インターロック信号系統図)(1/2(A系統))

赤色線：追加・変更部



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容
- *2 : (8054)可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8042)緊急遮断弁制御盤B
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(都市ガスB)の閉止により燃焼用バーナが失火するため、{6138-2}失火検知機構が作動する。

凡例

—— : 信号線 D : OR条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8042	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)
8054	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)

図ト - W 1 設 - 5 - 1 - 3 (1 1) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス)(焼却設備 焼却炉)
 (インターロック信号系統図)(2 / 2 (B 系統))



図ト-W1設-5-2(1) 焼却設備 バグフィルタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

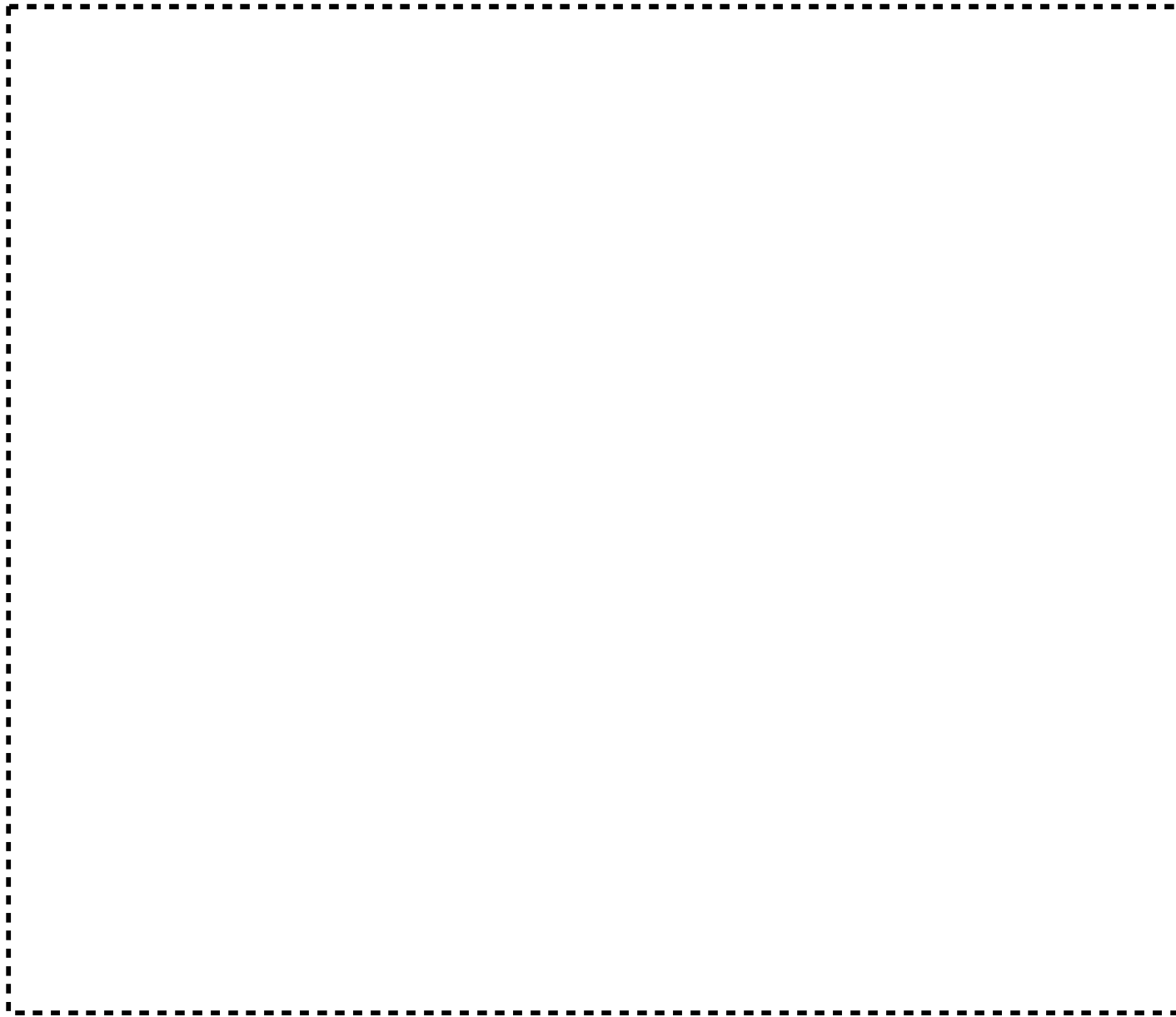
(単位 mm)



図ト-W1設-5-2(2) 焼却設備 バグフィルタ (集塵灰フード)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

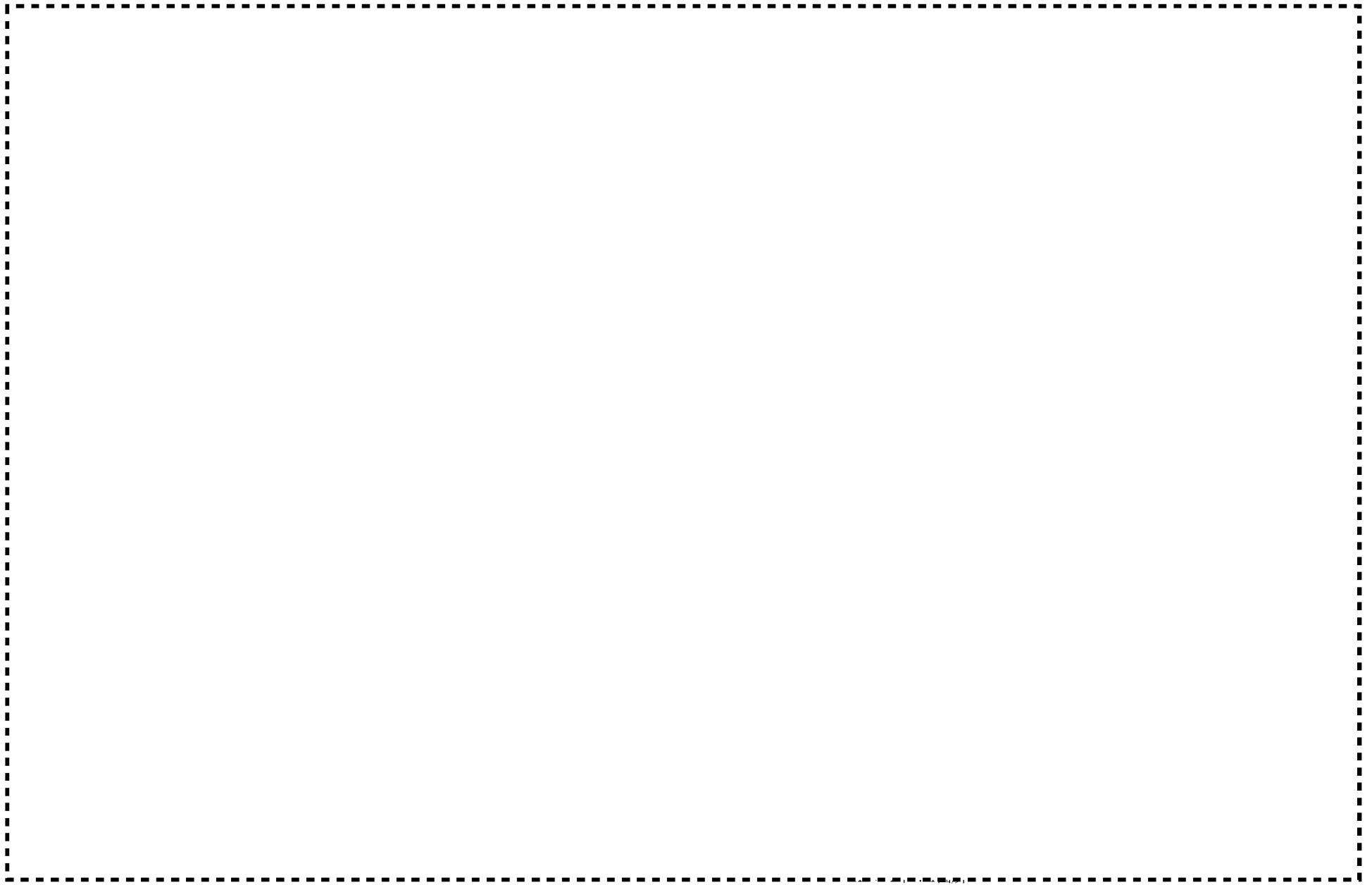


図ト-W 1 設-5-3 焼却設備 投入プッシャ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1720

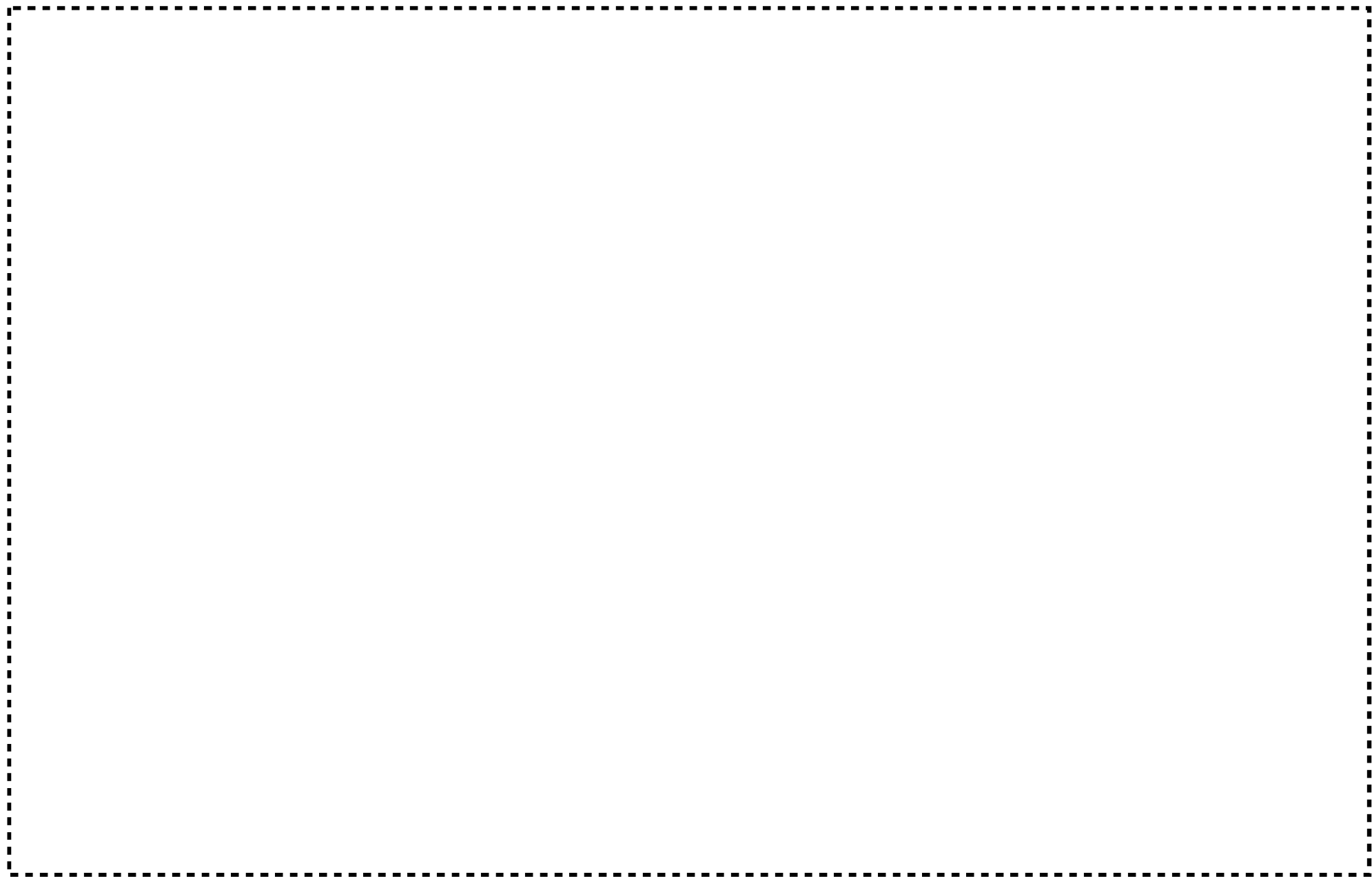


図ト-W 1 設-5-4 焼却設備 前処理フロー

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1721

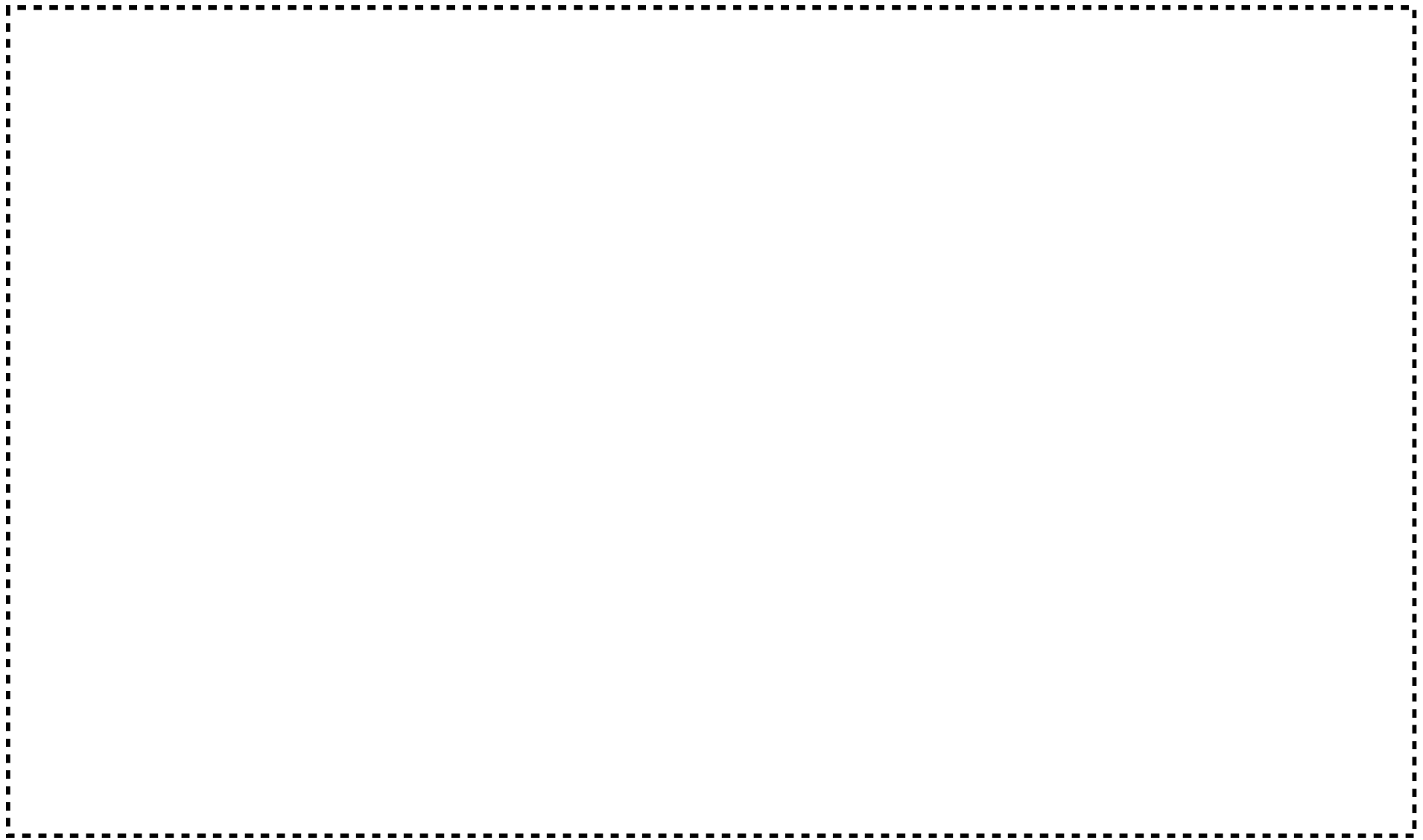


図ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1722



図ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフタ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

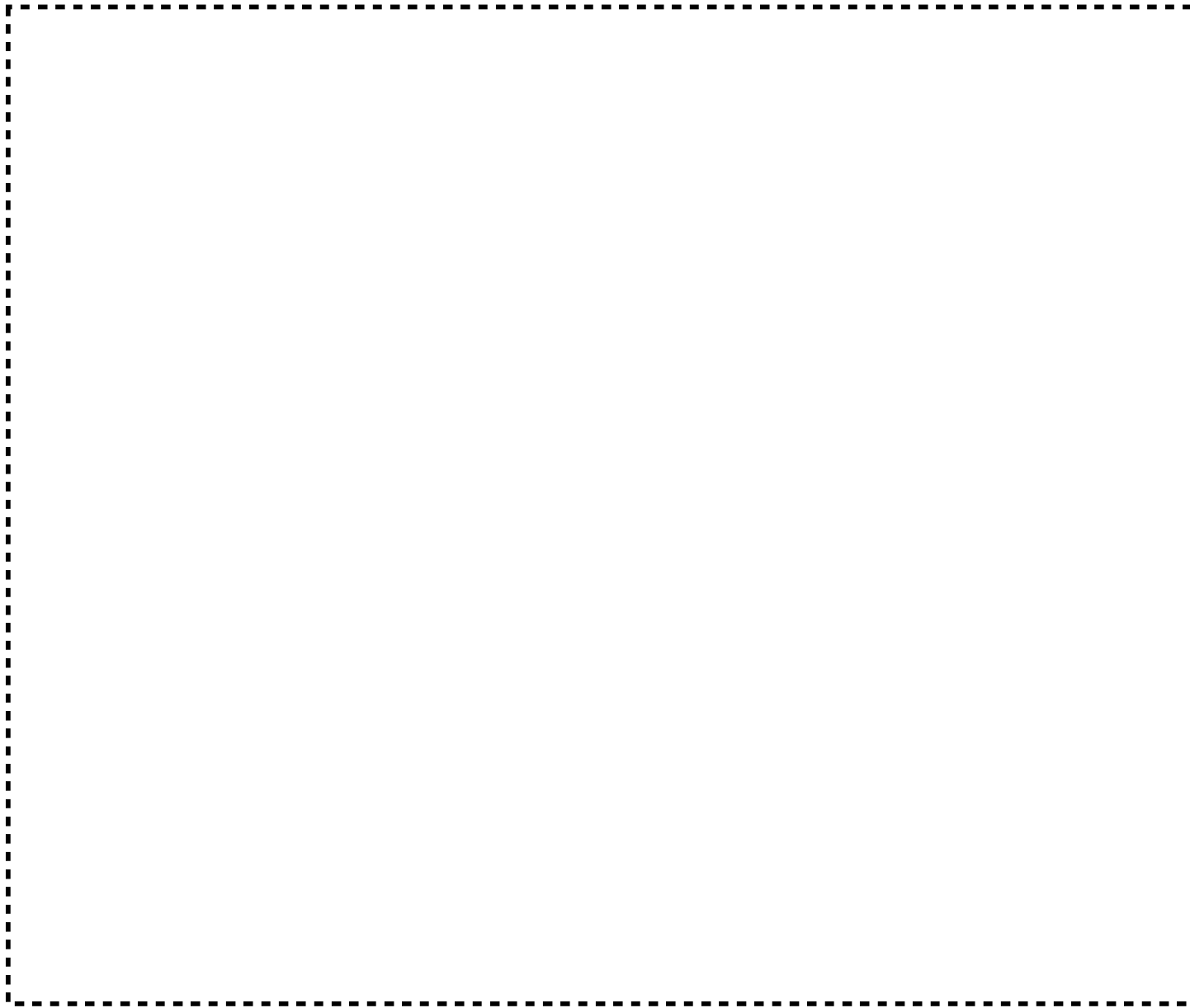
(単位 mm)



図ト-W1 設-5-7 焼却設備 急冷塔

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

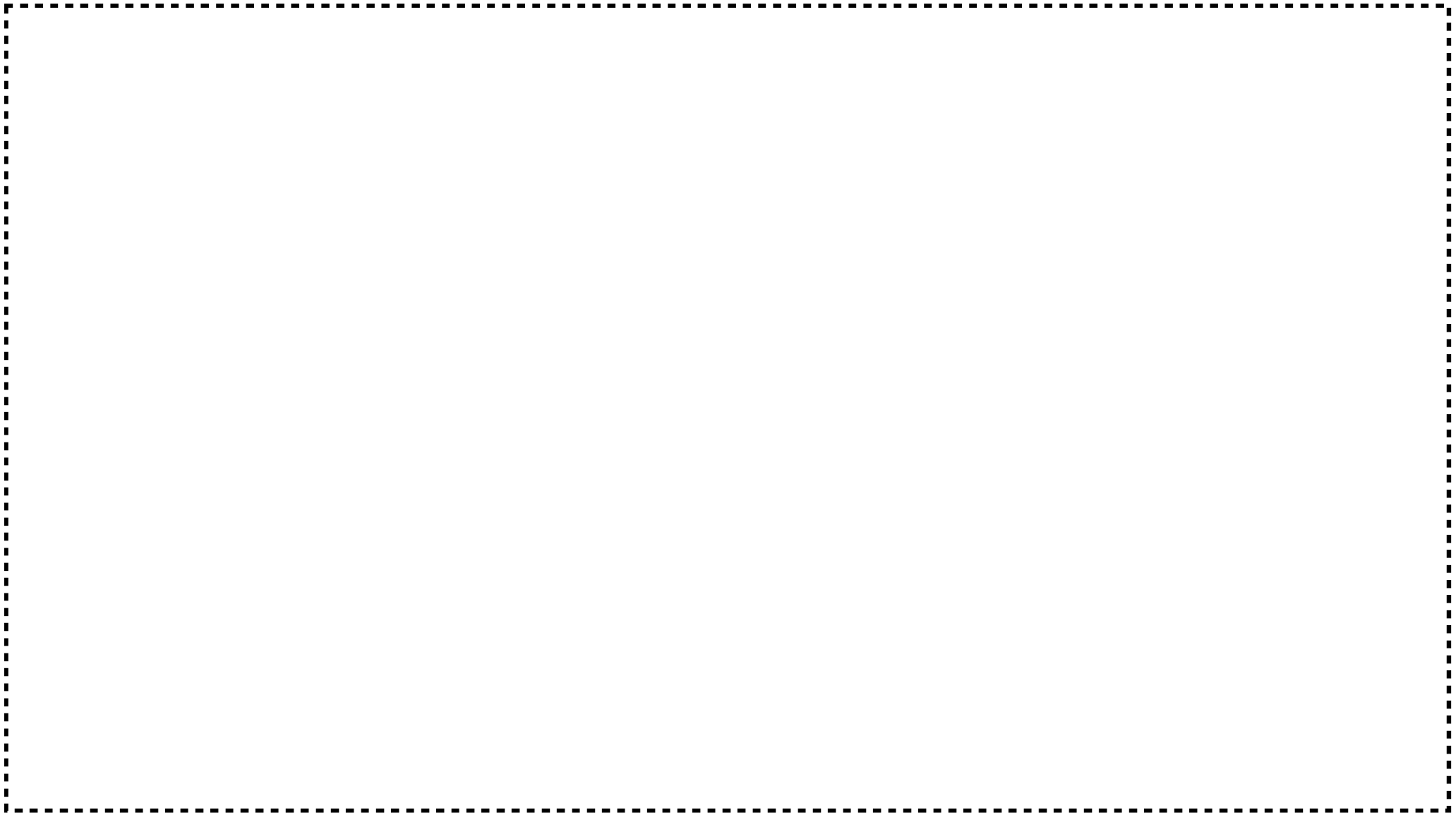


図ト-W 1 設-6-1 湿式除染機 湿式除染部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1725



図ト-W1 設-6-2 (1) 湿式除染機 水洗除染タンク

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



管理番号	設備・機器名称	機器名
6146	湿式除染機	水洗除染タンク

図ト - W 1 設 - 6 - 2 (2) 湿式除染機 水洗除染タンク (警報信号系統図)

1727



図ト-W1 設-7-1 乾式除染機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1728



図ト-W1設-8 ホイストクレーン 配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1729



図ト-W1 設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1730



図ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1731

凡例

○ 改造建具

○ 既設建具

1 階平面図

2 階平面図

(単位 : mm)

図卜-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 平面図 (1階・2階)



凡例

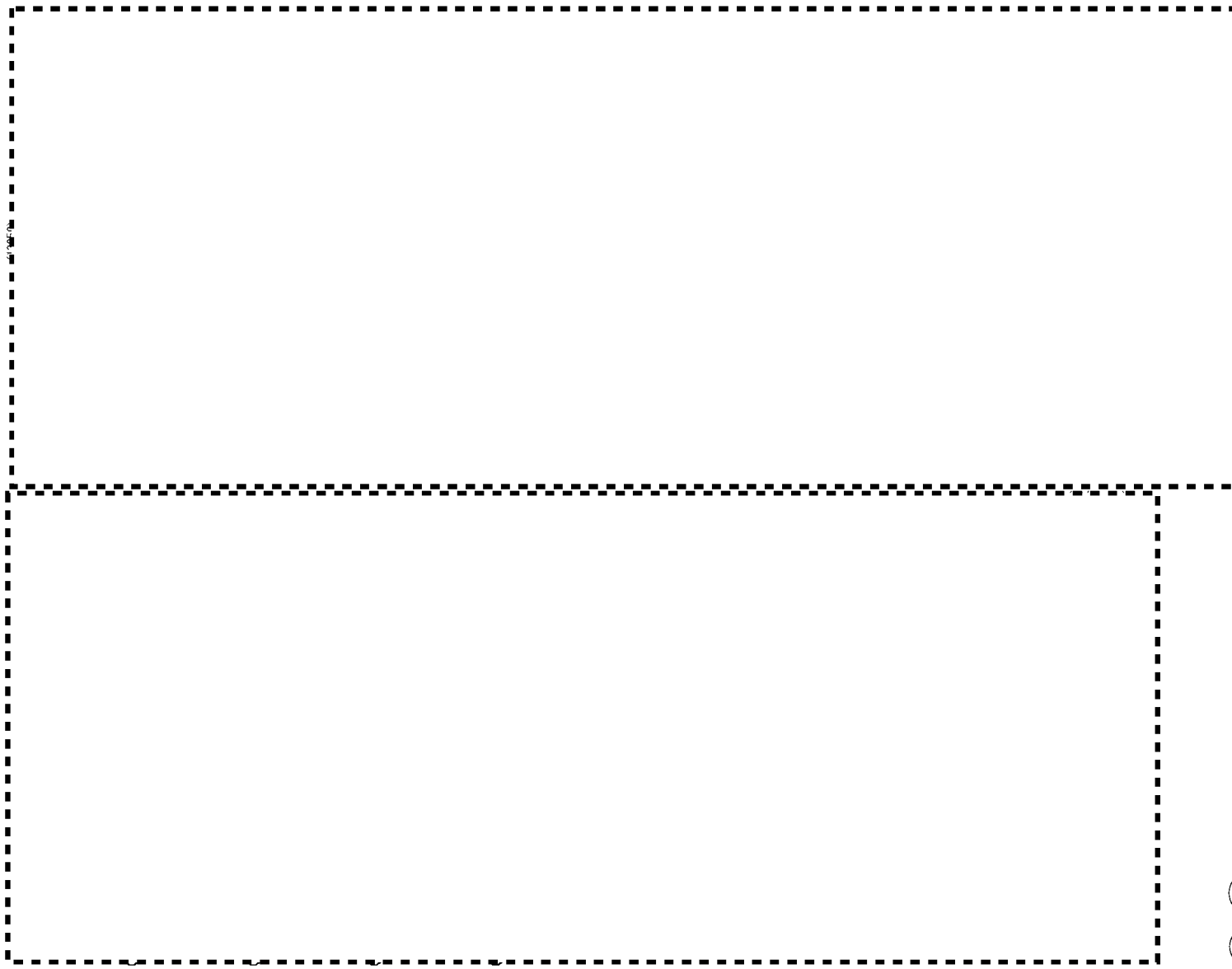
- 改造建具
- 既設建具

3階平面図

R階平面図

(単位：mm)

図卜-W3建-2 第3廃棄物貯蔵棟 平面図 (3階・R階)

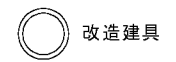


南立面图

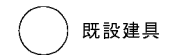
西立面图

(单位: mm)

凡例



改造建具



既設建具

图卜-W3建-3 第3 废弃物贮藏棟 立面图



B - C 通り間断面図

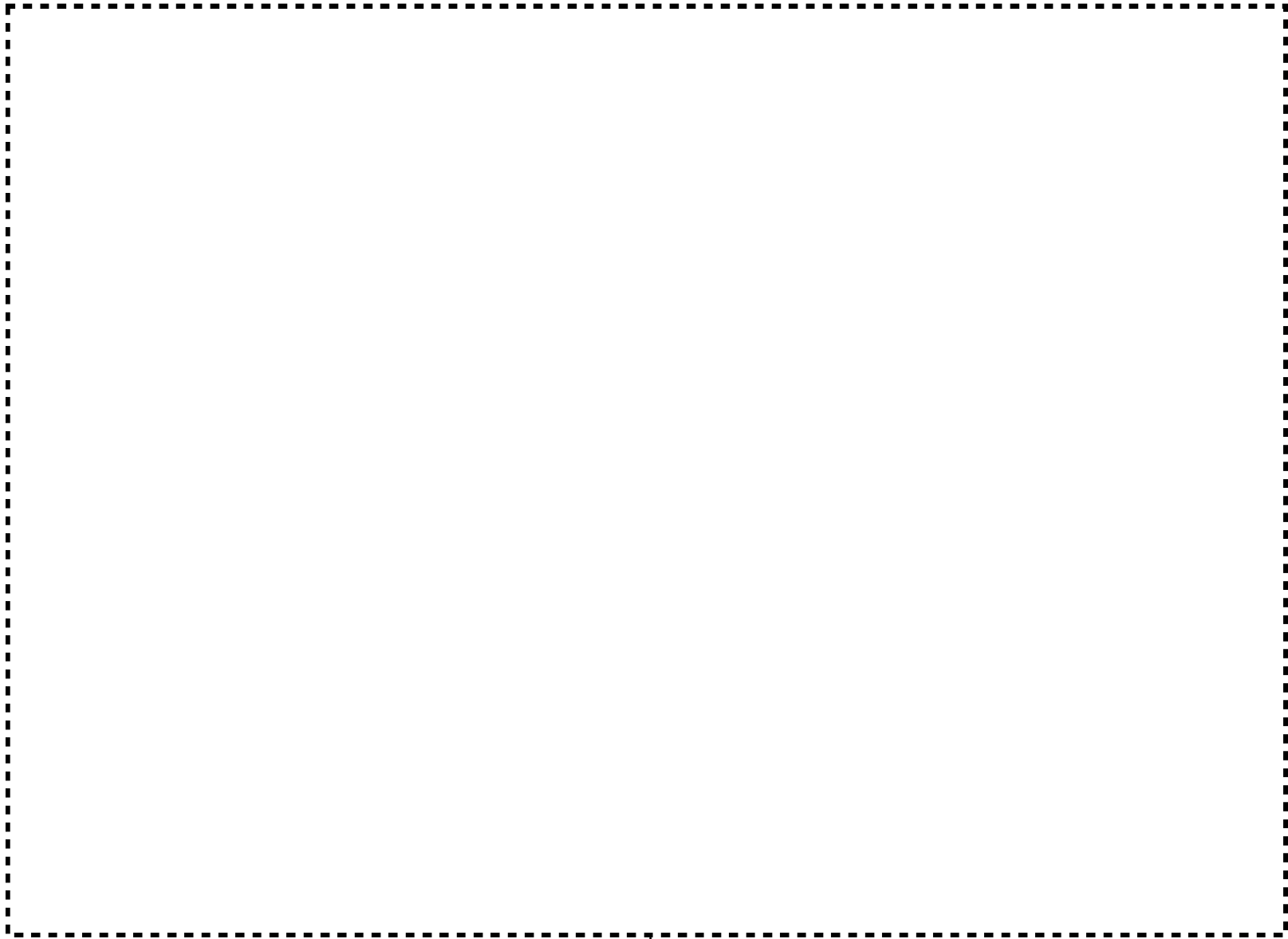
2 - 3 通り間断面図

(単位 : mm)

図ト-W3建-4 第3廃棄物貯蔵棟 断面図



图卜-W3建-5 第3 废弃物貯蔵棟 管理区域区分图



図ト-W3建-6 第3廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）



図ト-W 3 建-7 (1) 第3 廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1 階・2 階)



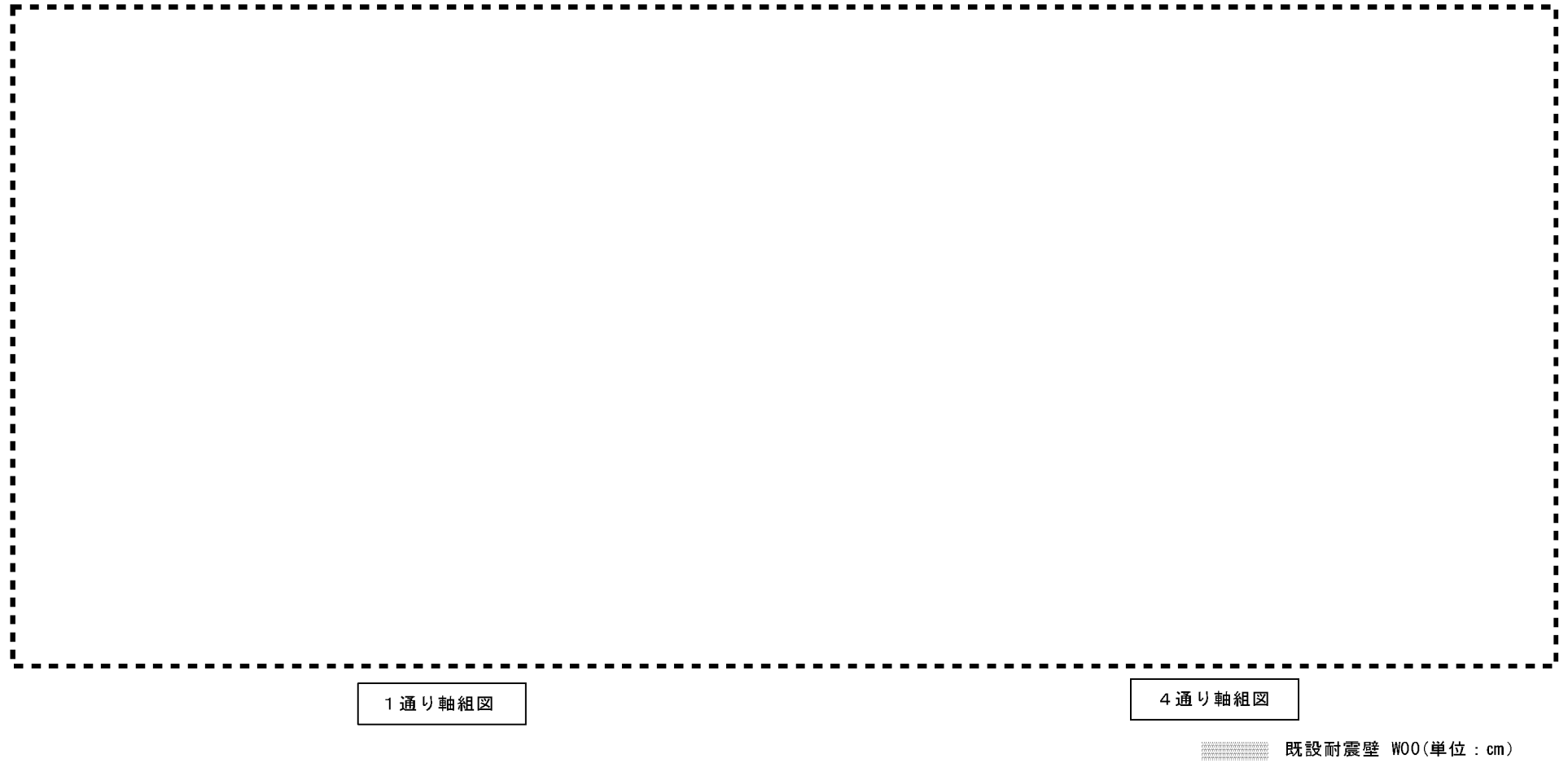
3階平面図

R階平面図

既設耐震壁 W00(単位 : cm)

図ト-W 3建-7 (2) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (3階・R階)

1739




図ト-W3建-7(3) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(1通り、4通り軸組図)

1740



A 通り軸組図

C 通り軸組図

 既設耐震壁 W00(単位 : cm)

図ト-W3建-7(4) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、C通り軸組図)






1階平面図

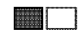
2階平面図

(単位：mm)

凡例

-  改造建具
-  既設建具

 F1 竜巻防護境界

-  竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
- 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

W3 防護壁はF1竜巻飛来物から鋼製建具91を防護する。

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

図ト-W3建-8 (1) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（1階・2階）



3階平面図

R階平面図

(単位：mm)

凡例

○ 改造建具

○ 既設建具

—— F1 竜巻防護境界

■ F1 竜巻防護境界
(スラブの境界範囲を示す。)

□ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事

【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

図ト-W3建-8 (2) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (3階・R階)



南立面図

西立面図

(単位: mm)

凡例

- 改造建具
- 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 既設建具
- 【風圧】: 竜巻の風圧力による損傷の防止

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。
外壁面のF1竜巻防護境界は図ト-W3建-8(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-8(3) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(南西立面)



北立面図

東立面図

(単位：mm)

凡例



改造建具



既設建具



竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事

【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

W3防護壁はF1竜巻飛来物から鋼製建具9Iを防護する。

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

外壁面のF1竜巻防護境界は図ト-W3建-8(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-8(4) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)



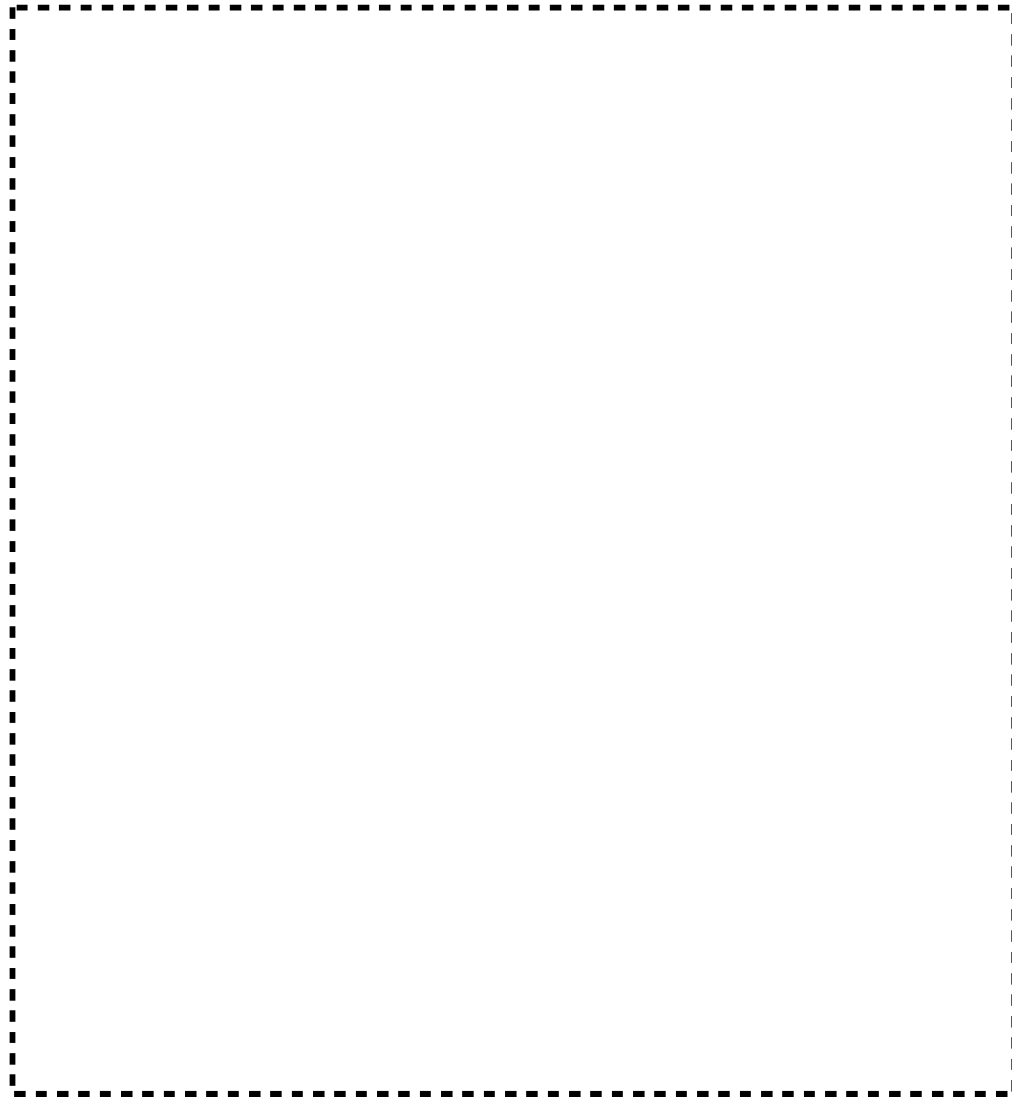
図ト-W3建-8(5) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲



図卜-W3建-9 第3廃棄物貯蔵棟 建具表



図卜-W3建-10 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図



図卜-W 3 建- 1 1 (1) 第 3 廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 (扉 91) 詳細図 部材表



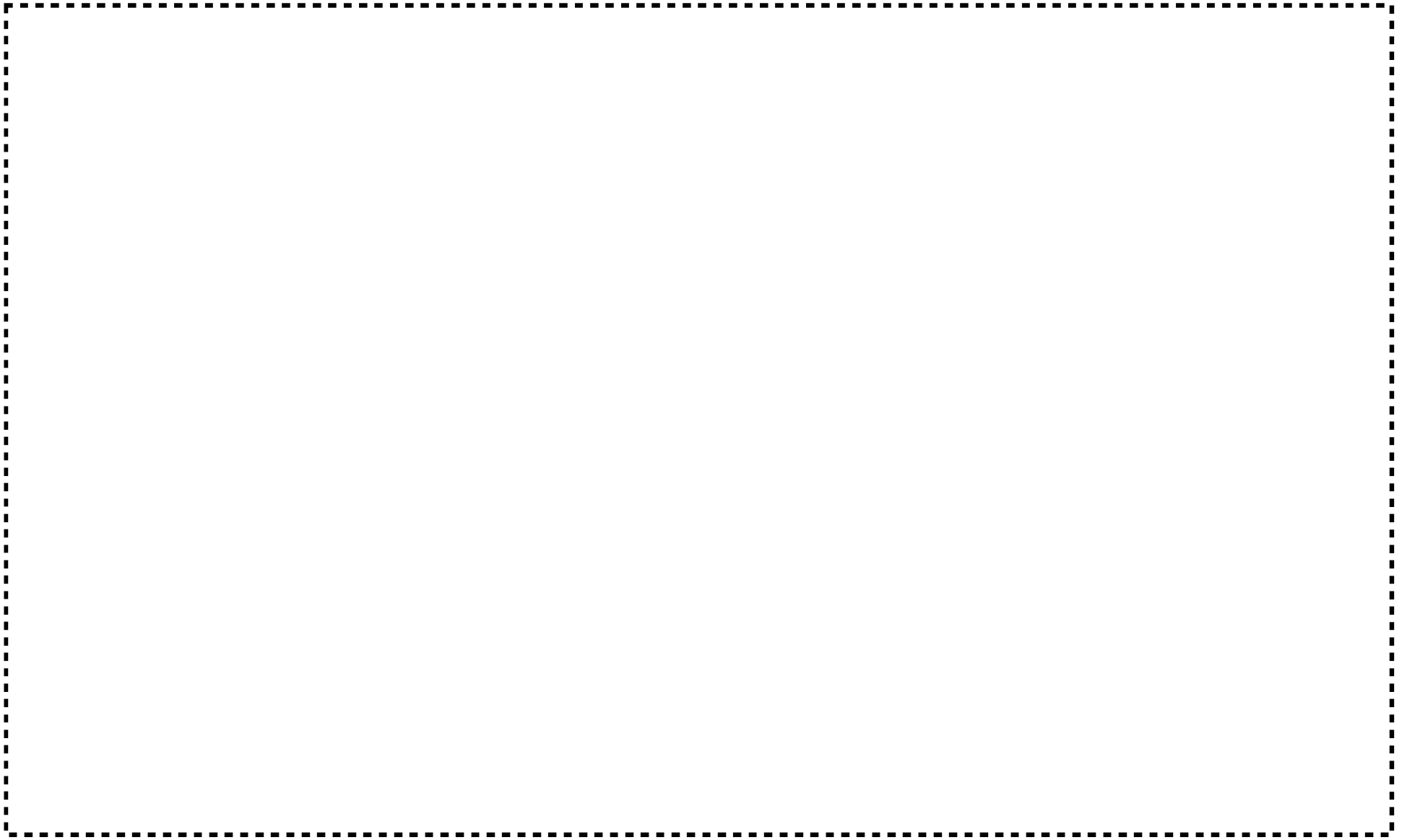
図卜-W3建-11(2) 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉92、93)詳細図 部材表

1750

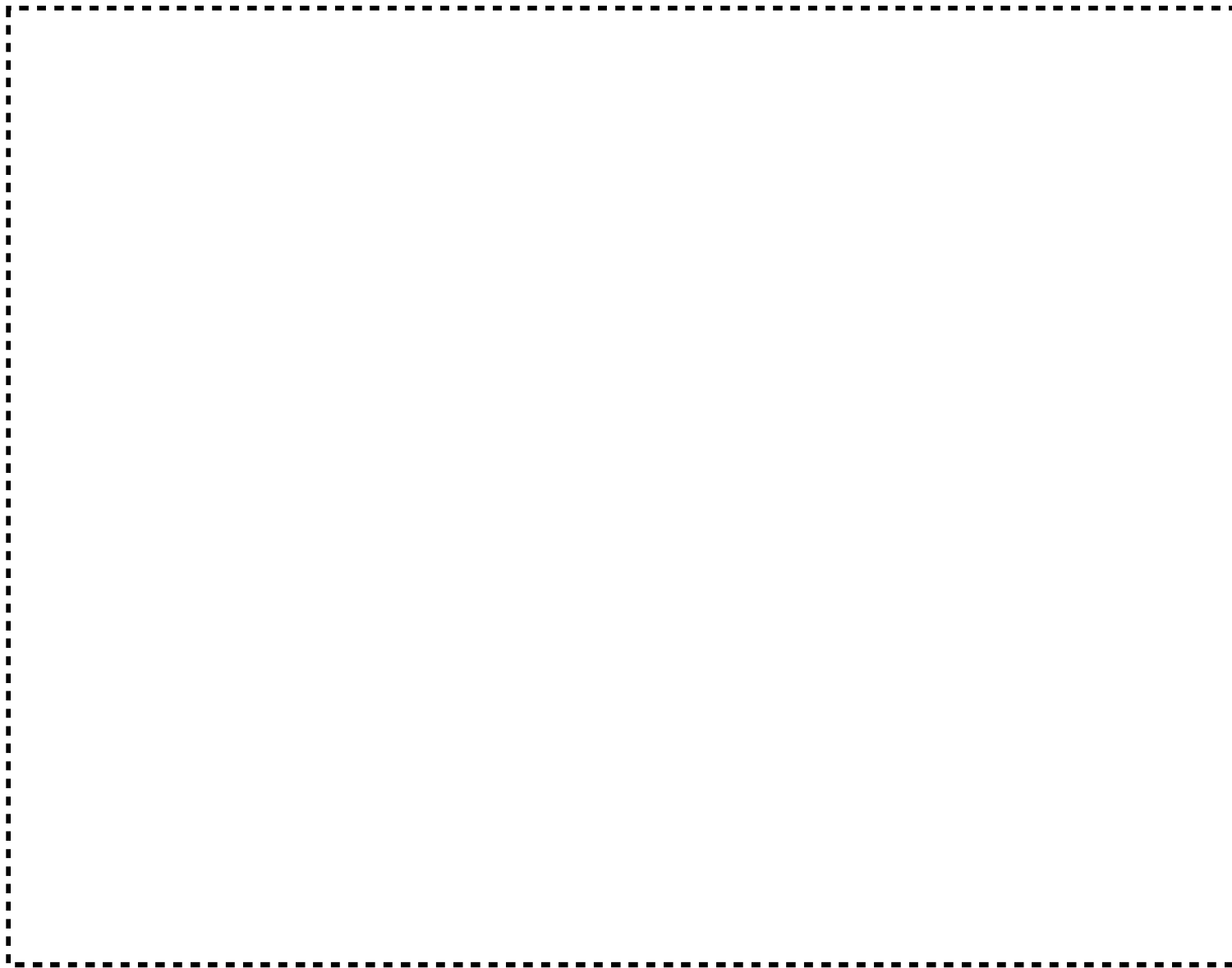


図卜-W3建-12(1) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 土質柱状図

1751



図卜-W3建-12(2) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 詳細図



図卜-W3建-12(3) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 配筋図

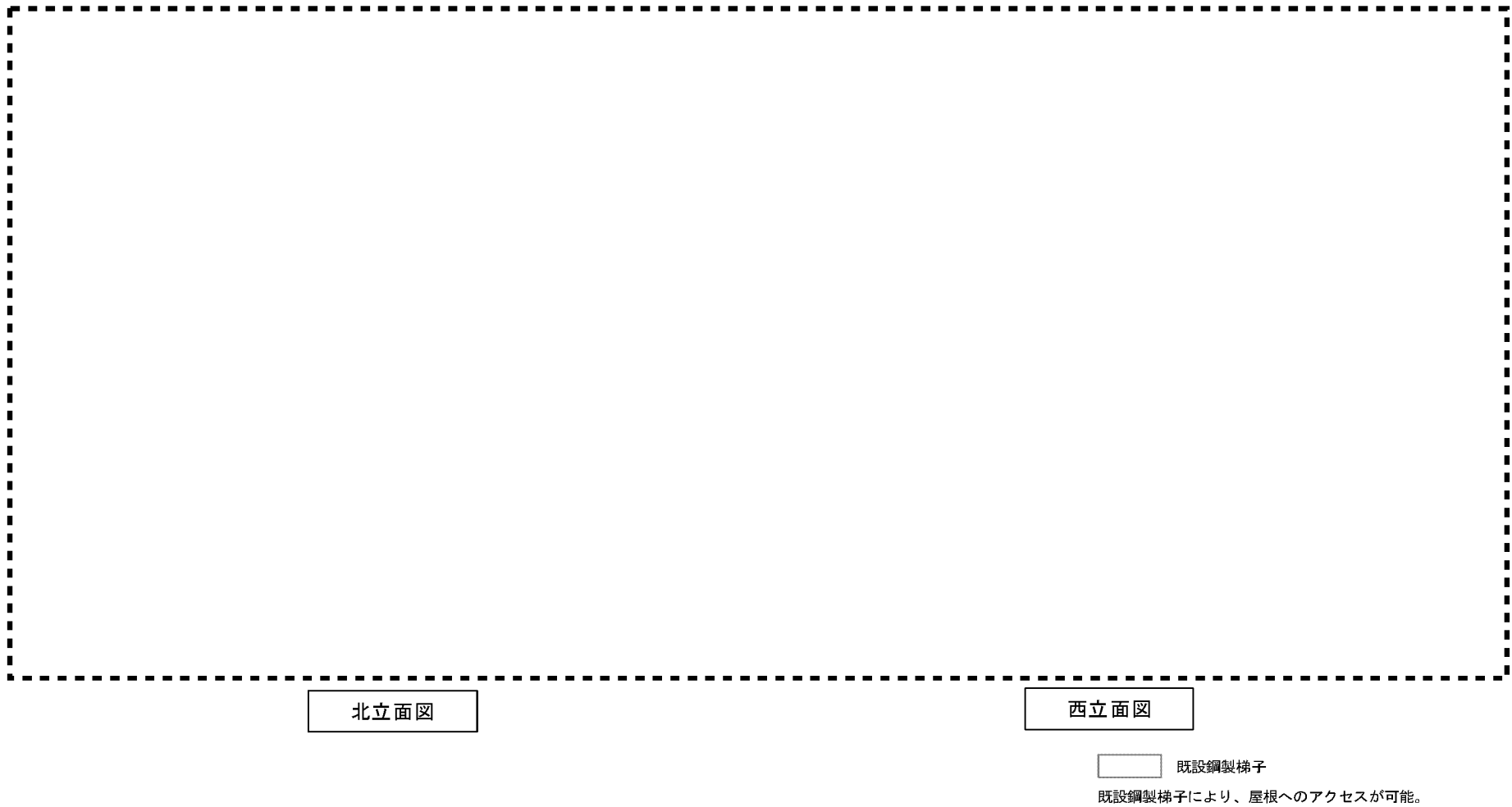


3階平面図

R階平面図

⇨ 屋根へのアクセスルート
既設鋼製梯子により、屋根へのアクセスが可能。

図ト-W3建-13(1) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（3階・R階）



図ト-W3建-13(2) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（北西立面）



1 階平面図

2 階平面図

(単位：mm)

凡例



改造建具



防護対象設備のある区画を示す。

—— 火災区域境界



既設建具



改造建具（防火板設置）

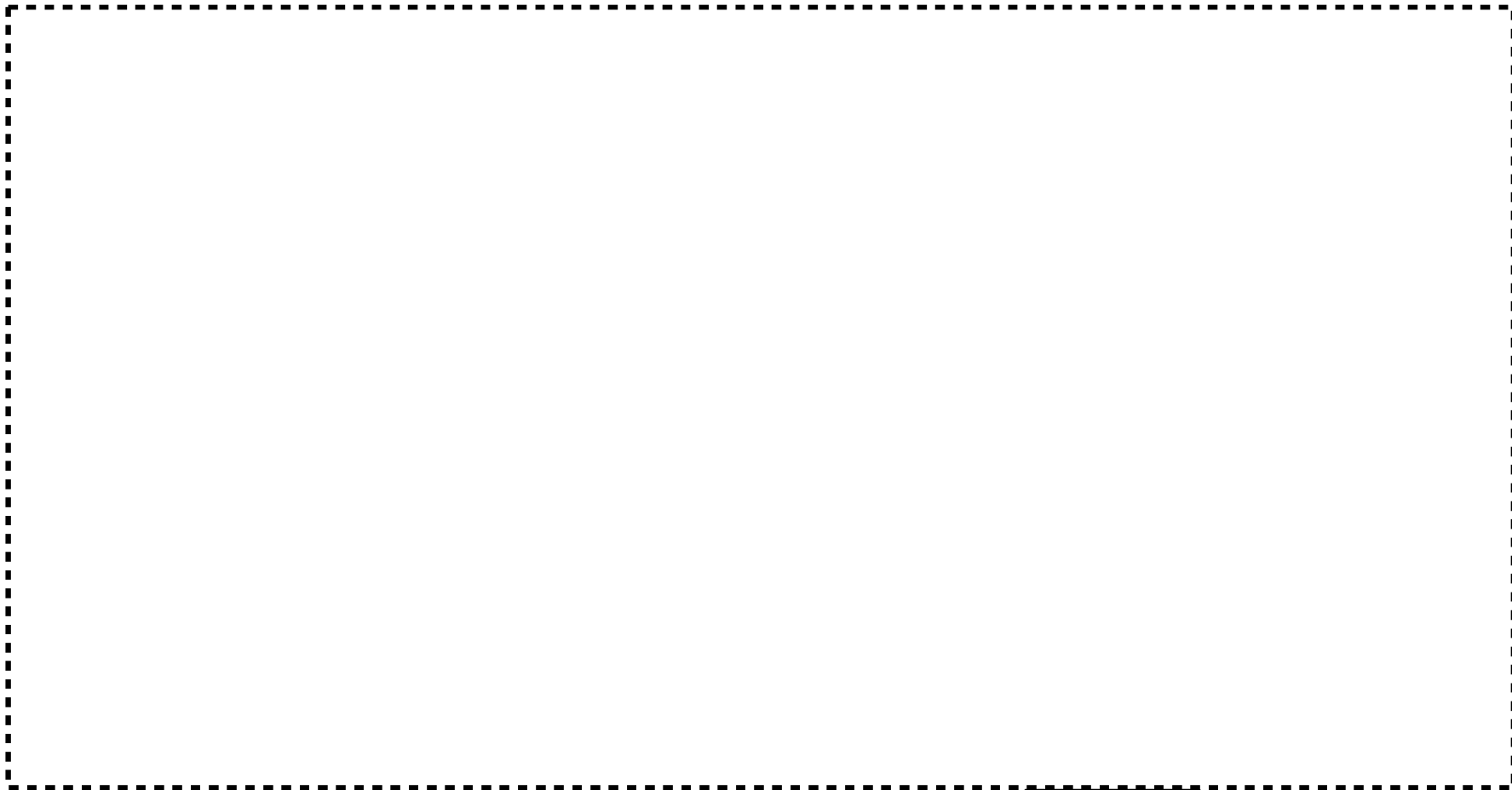
⋯⋯⋯ 火災区画境界

—— 竜巻対策共通の改造箇所

（竜巻対策として改造する扉に、火災対策としての防火性能も確保する。）

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

図ト-W3建-14(1) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止（1階・2階）



3階平面図

R階平面図

改造建具、既設建具の様子は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

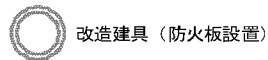
凡例



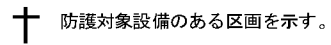
改造建具



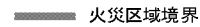
既設建具



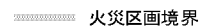
改造建具 (防火板設置)



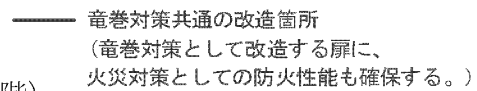
防護対象設備のある区画を示す。



火災区域境界

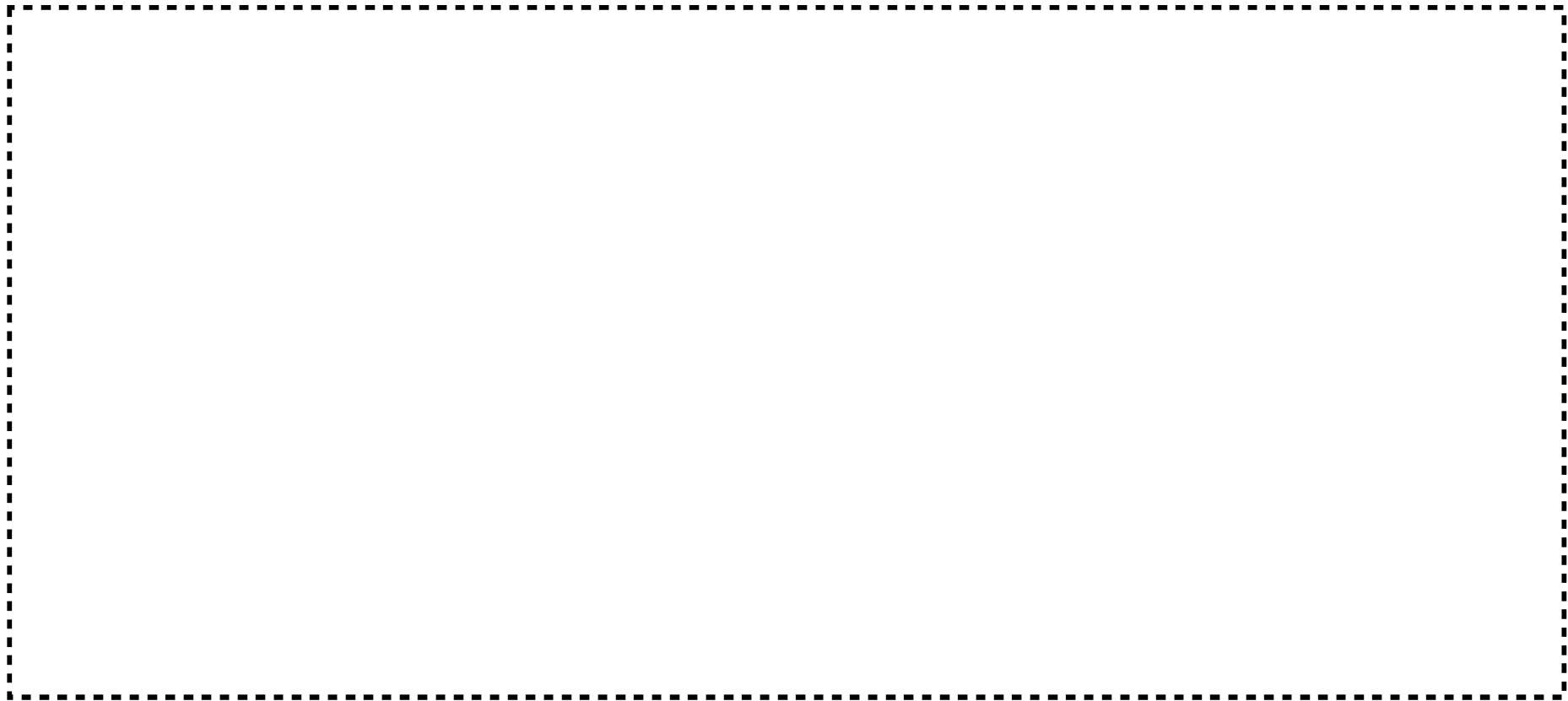


火災区画境界



竜巻対策共通の改造箇所
(竜巻対策として改造する扉に、
火災対策としての防火性能も確保する。)

図ト-W3建-14(2) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(3階・R階)



南立面図

西立面図

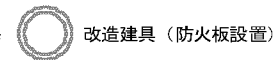
凡例



改造建具



既設建具



改造建具 (防火板設置)

—— 竜巻対策共通の改造箇所
 (竜巻対策として改造する扉に、
 火災対策としての防火性能も確保する。)

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

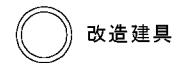
図ト-W3建-14(3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (南西立面)



北立面図

東立面図

凡例



改造建具

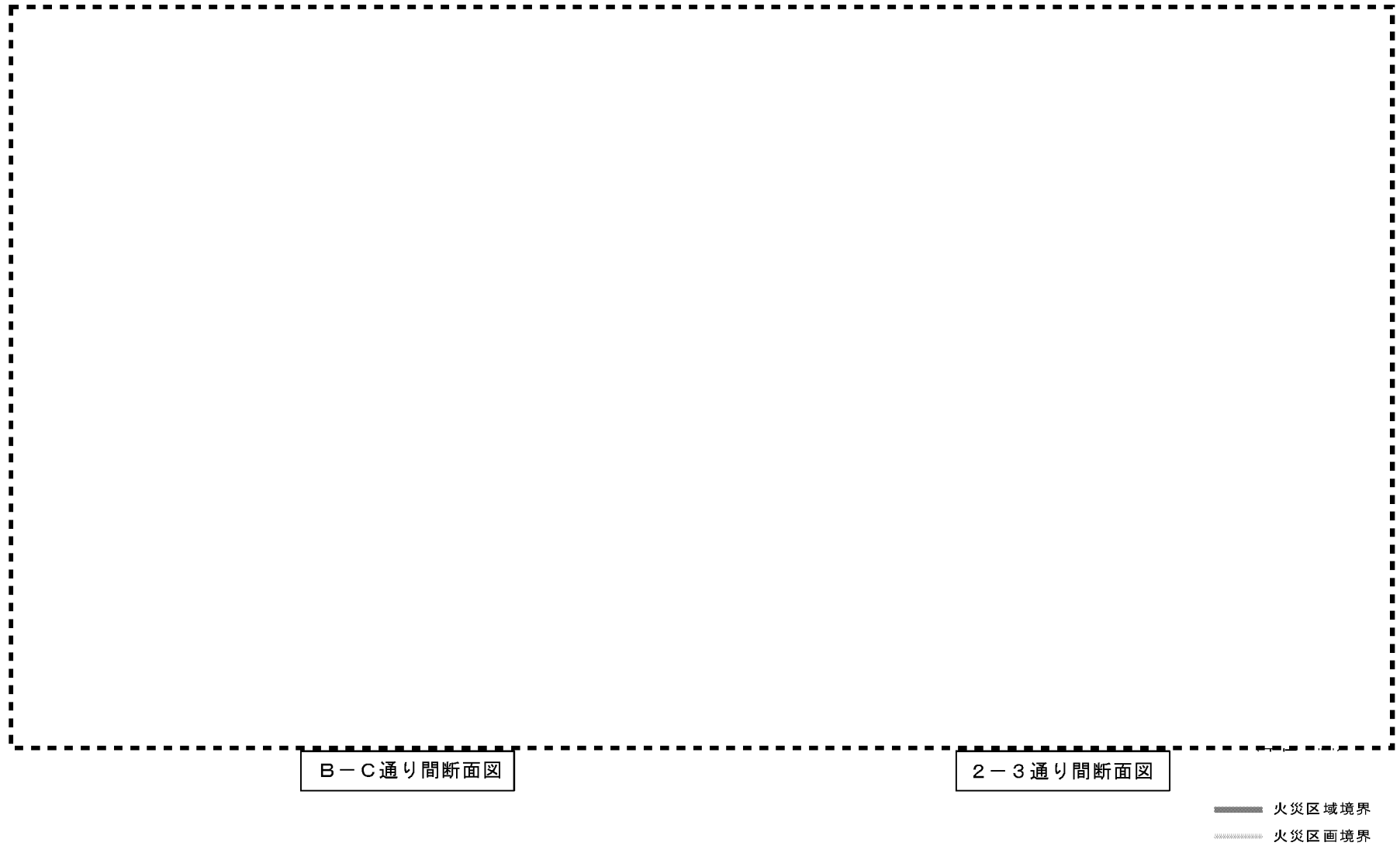


既設建具

—— 竜巻対策共通の改造箇所
(竜巻対策として改造する扉に、
火災対策としての防火性能も確保する。)

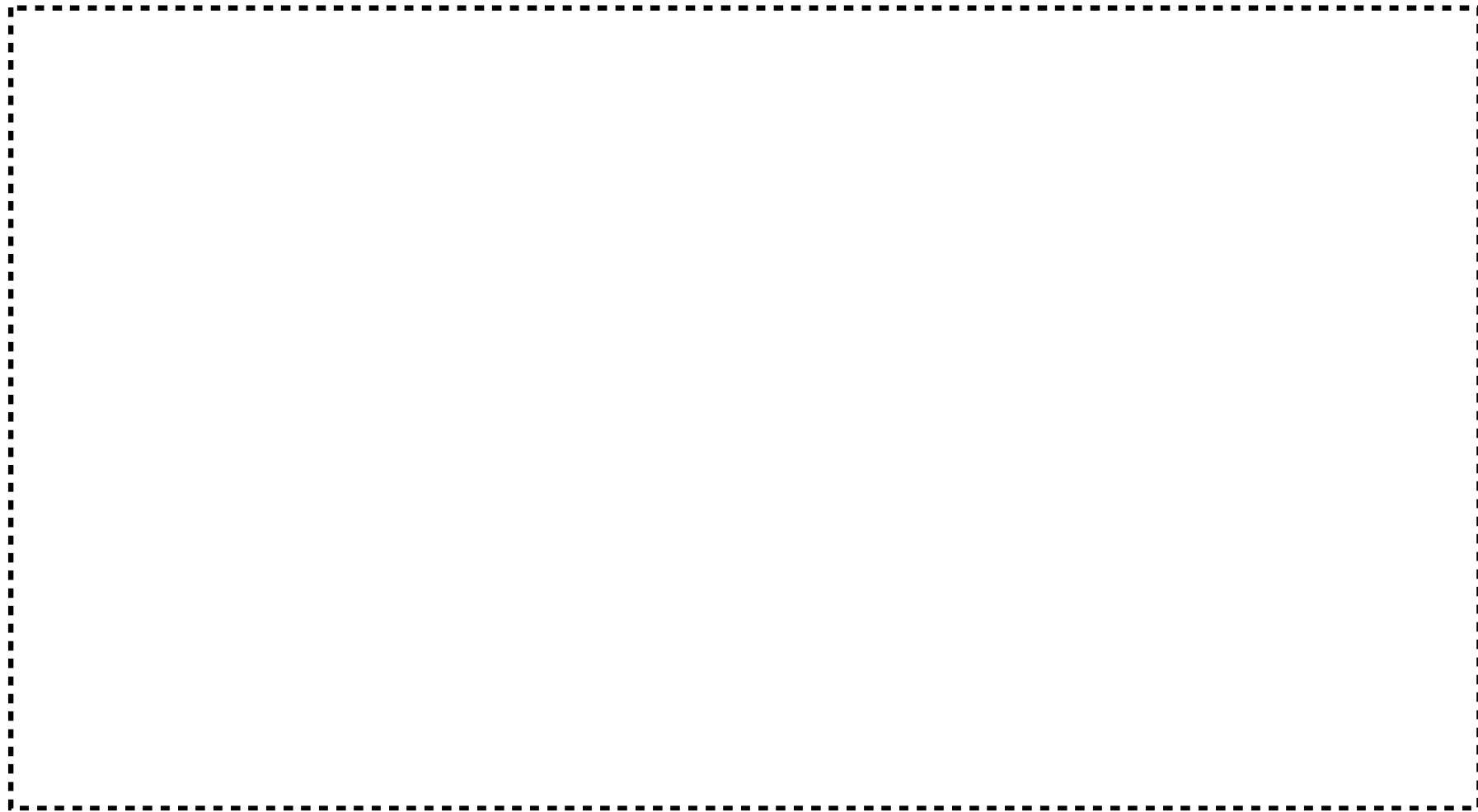
改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

図ト-W3建-14(4) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(北東立面)



図ト-W3建-14(5) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(断面)

1760

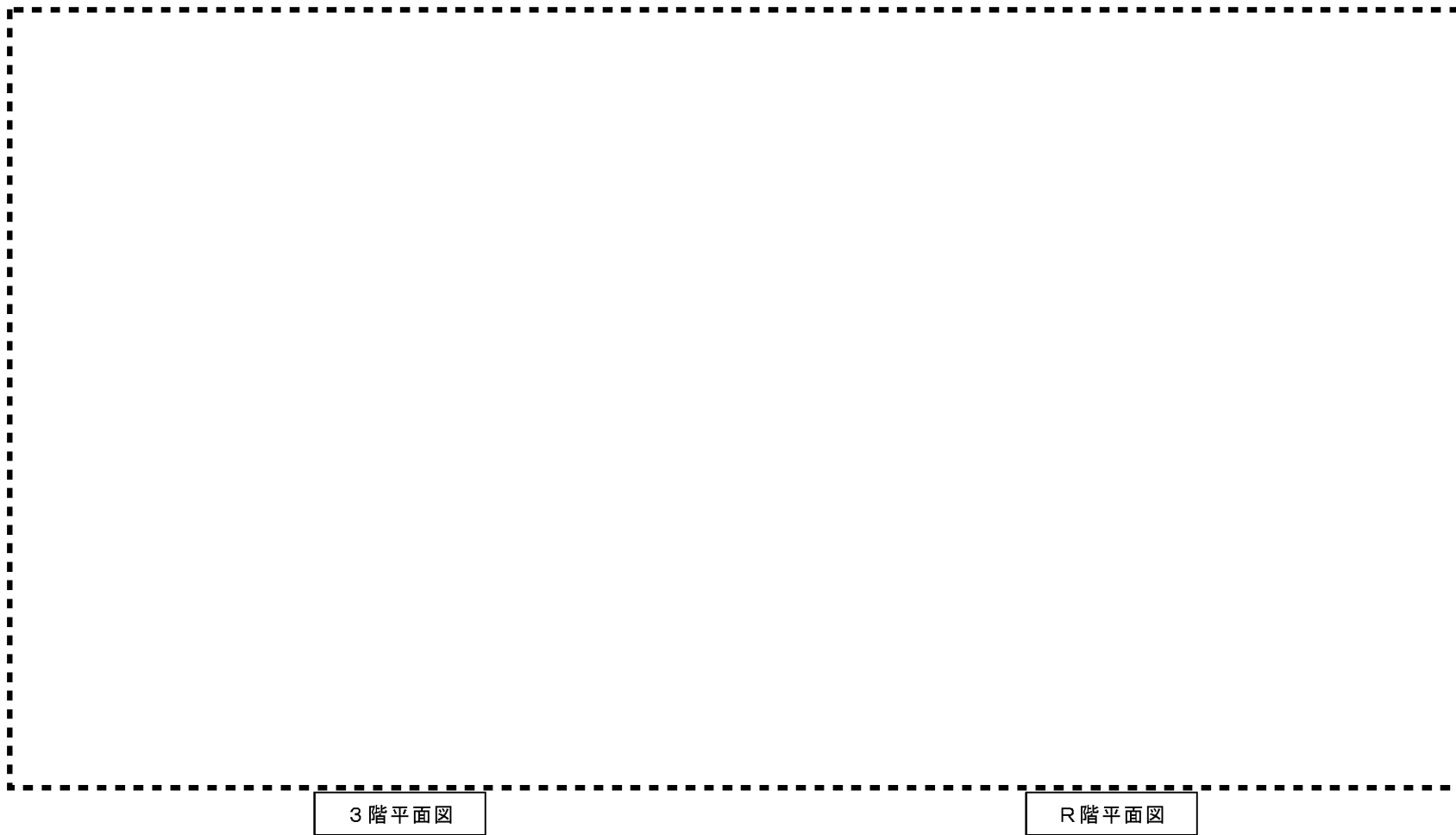


図ト-W3建-14(6) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 ガラリ(防火板付き)詳細図



—— 竜巻対策共通の改造箇所（竜巻対策として改造する扉に不法な侵入防止としての鉄扉の性能も確保する。）
===== 侵入防止境界
※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-15(1) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（1階・2階）



—— 竜巻対策共通の改造箇所（竜巻対策として改造する扉に不法な侵入防止としての鉄扉の性能も確保する。）

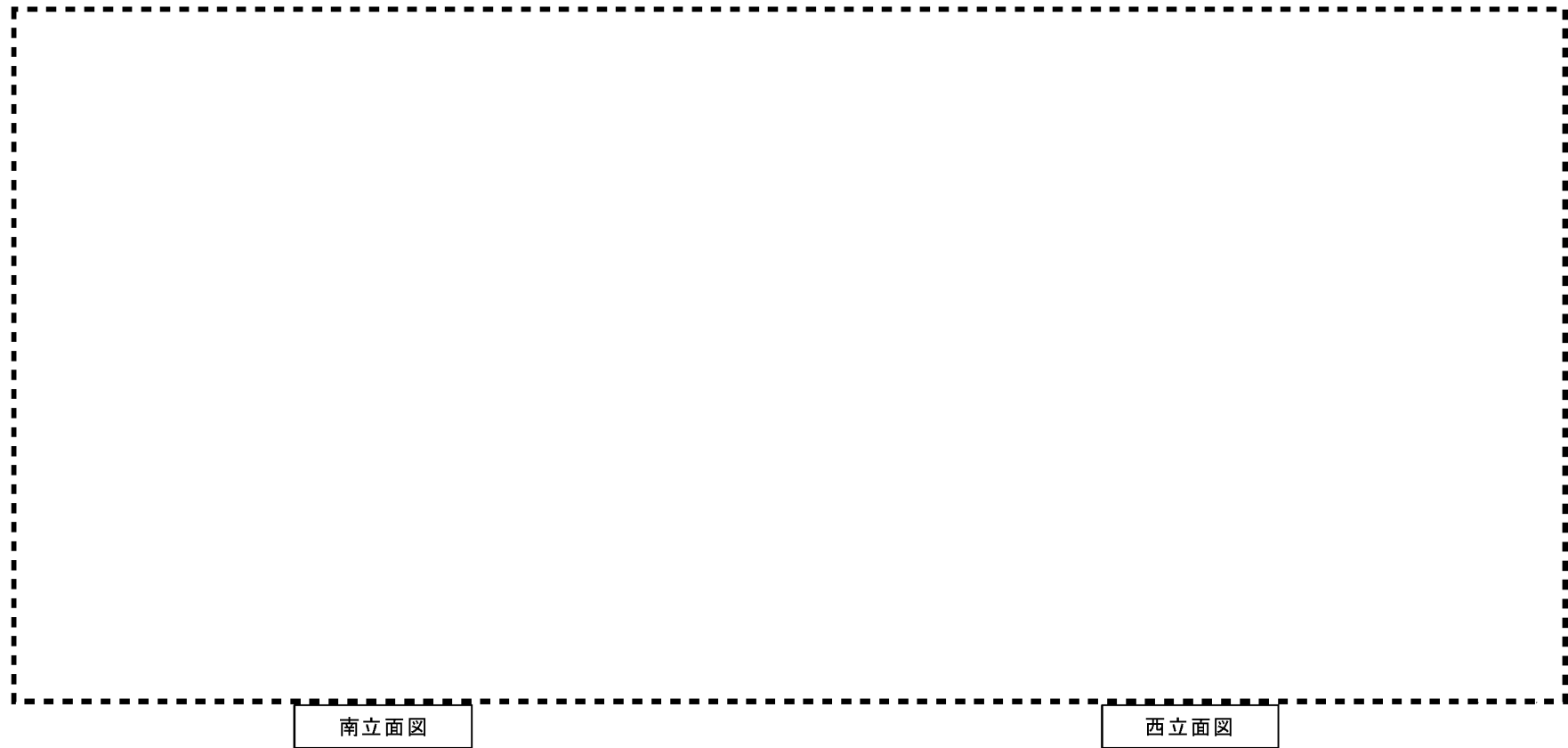
————— 侵入防止境界

■■■■■ 侵入防止境界（スラブの境界範囲を示す）

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-15(2) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（3階・R階）



—— 竜巻対策共通の改造箇所（竜巻対策として改造する扉に不法な侵入防止としての鉄扉の性能も確保する。）

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(3) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（南西立面）



北立面図

東立面図

—— 竜巻対策共通の改造箇所（竜巻対策として改造する扉に不法な侵入防止としての鉄扉の性能も確保する。）

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(4) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止（北東立面）



1階平面図

2階平面図

(単位 : mm)

外 1-Oは外壁 1-O、外 2-Oは外壁 2-Oを示す。

凡例

—— 外壁

○ 外部改造建具

図卜-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁



3階平面図

R階平面図

凡例

外 3-Oは外壁 3-Oを示す。

- 外壁
- 外部改造建具

図卜-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁



1階平面図

2階平面図

(単位 : mm)



※土間コンクリート

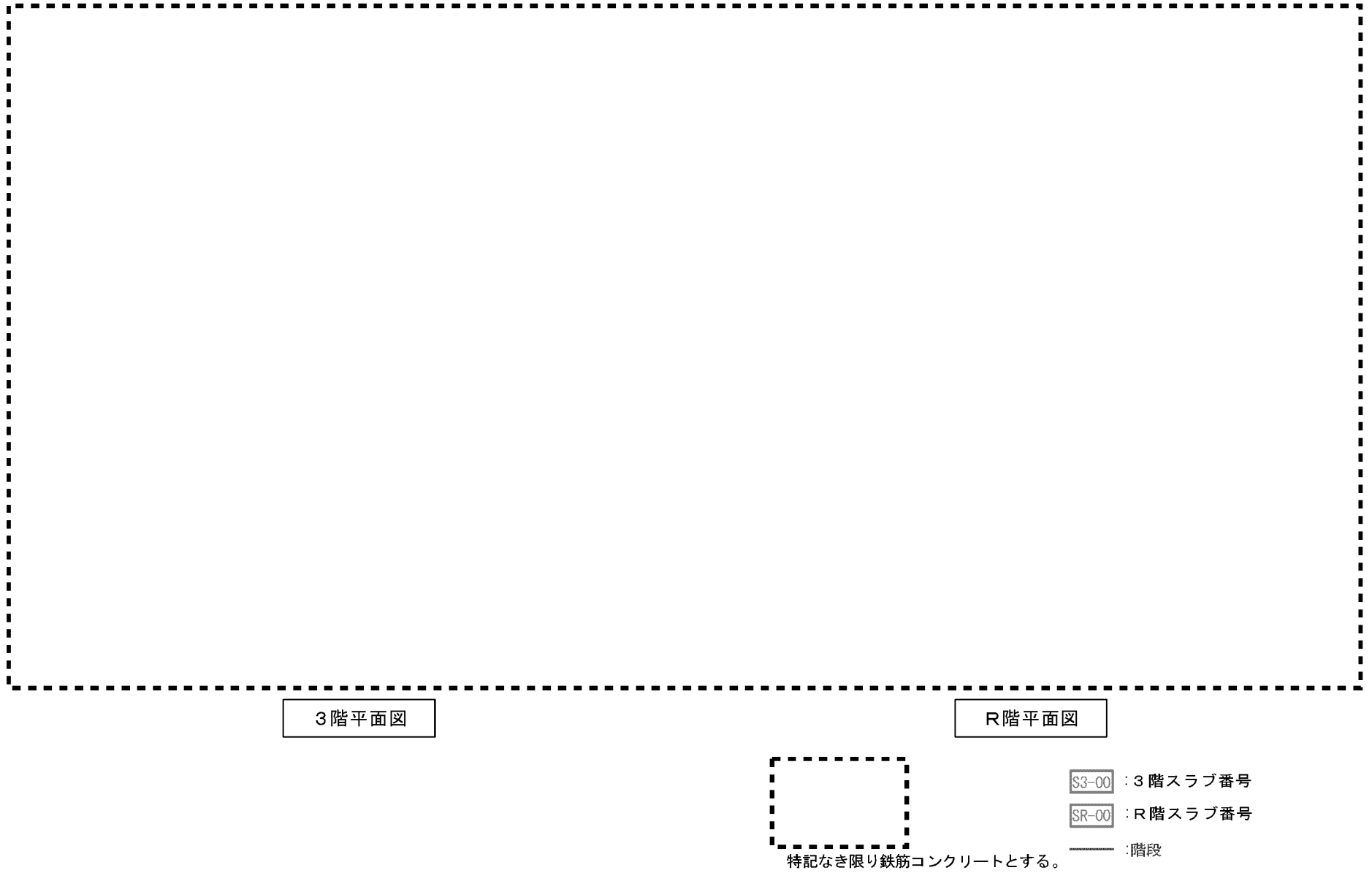
特記なき限り鉄筋コンクリートとする。

S1-00 : 1階スラブ番号

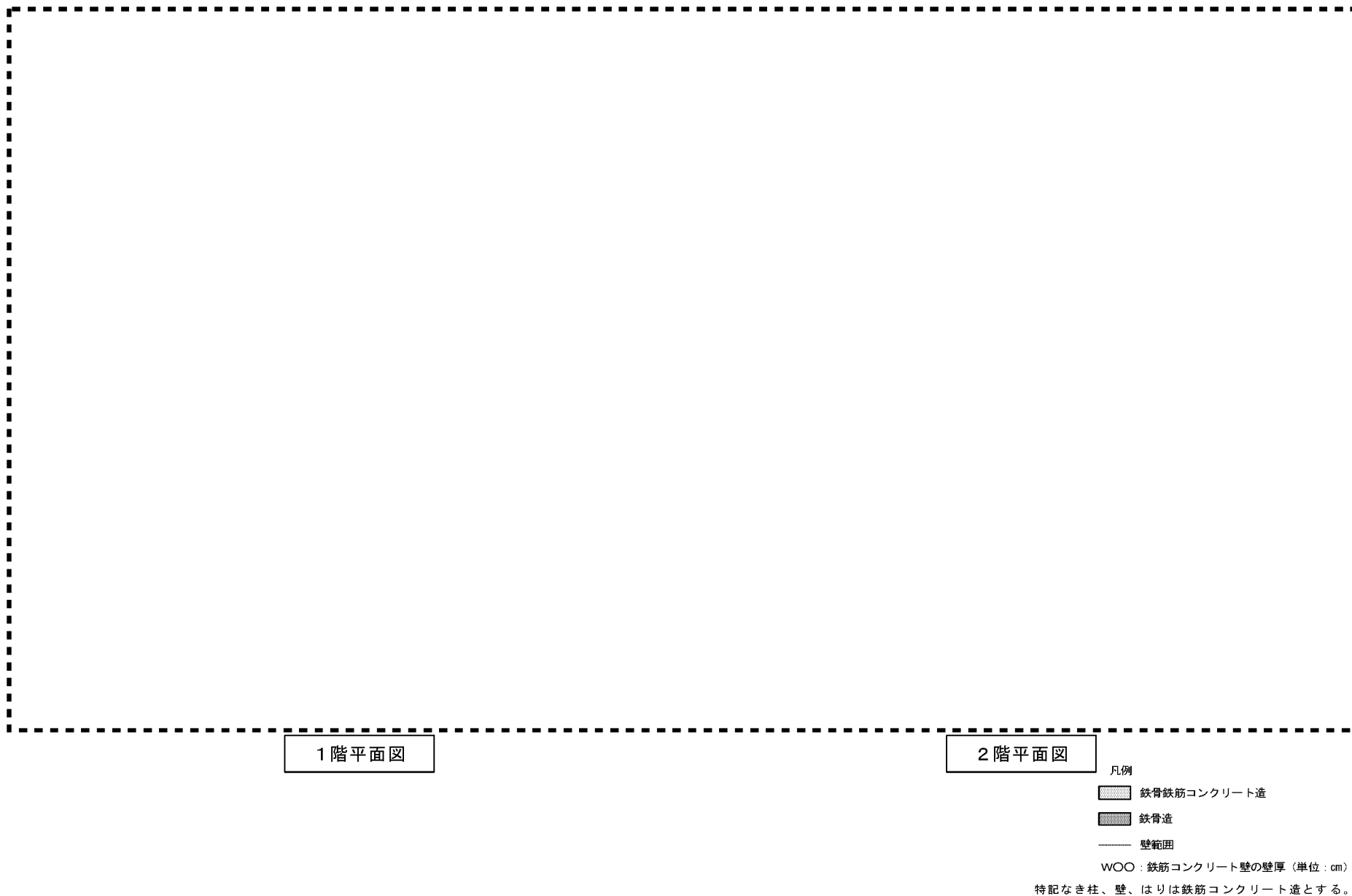
S2-00 : 2階スラブ番号

—— : 階段

図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ

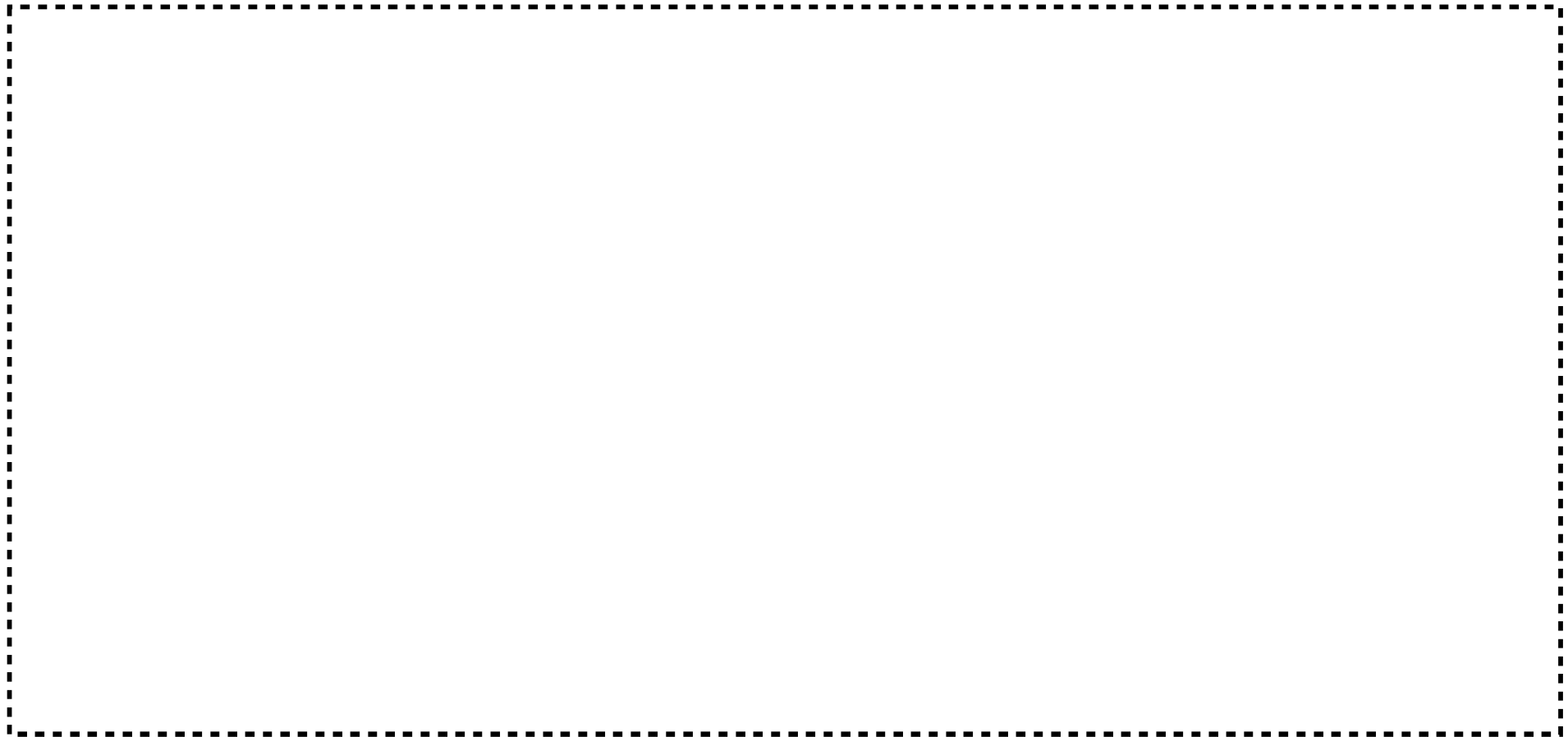


図ト-W3建-16(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ



図ト-W3建-17(1) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階・2階）


1770



3階平面図

R階平面図

凡例

 鉄骨鉄筋コンクリート造

 鉄骨造

—— 壁範囲

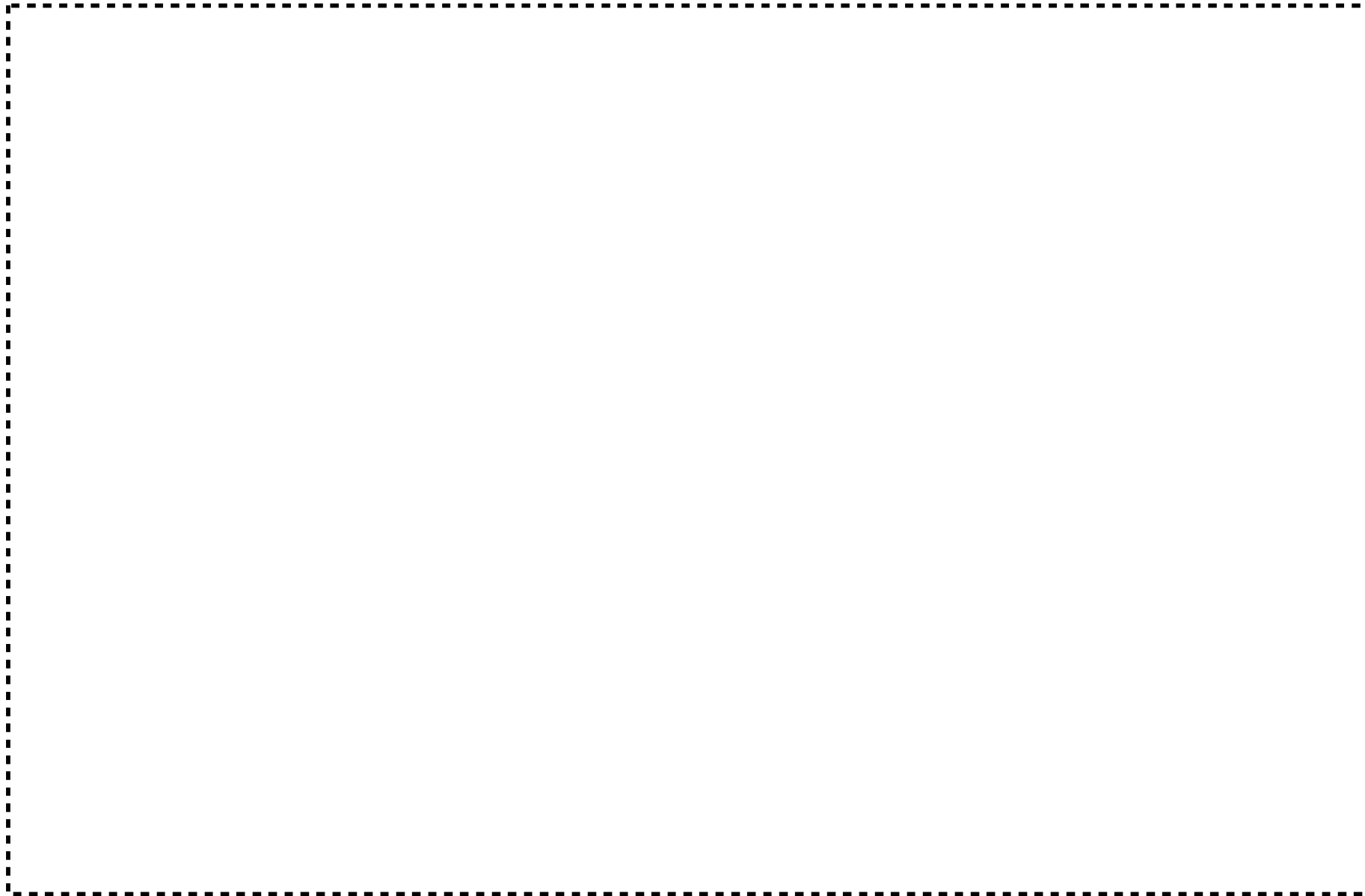
W00 : 鉄筋コンクリート壁の壁厚 (単位 : cm)

特記なき柱、壁、はり鉄筋コンクリート造とする。

図ト-W3建-17(2) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3階・R階)



图卜-W3建-18(1) 第3废弃物贮藏棟 杭伏图兼構造区分图



図ト-W3建-18(2) 第3廃棄物貯蔵棟 1階・2階はり伏図兼構造区分図

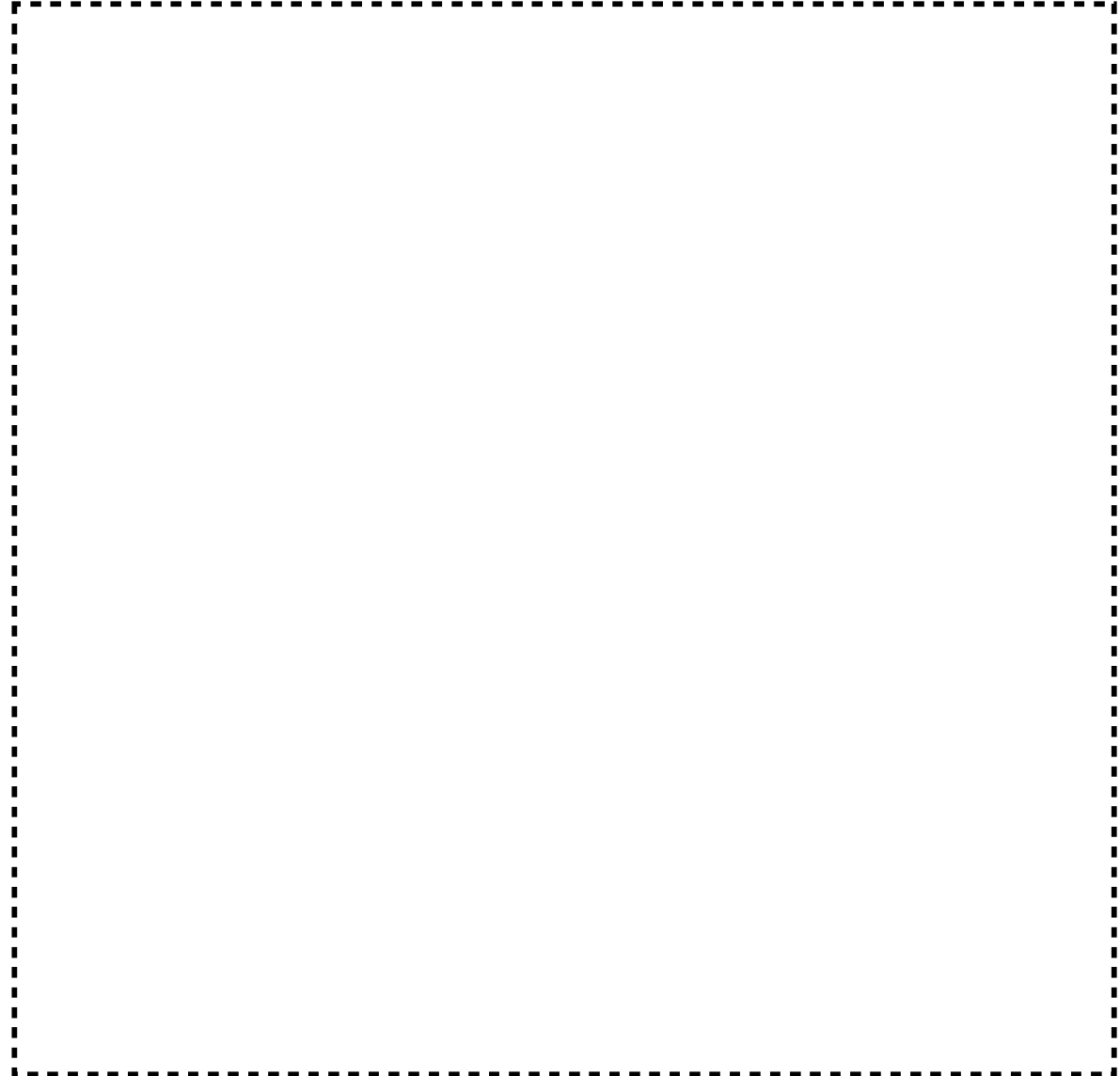


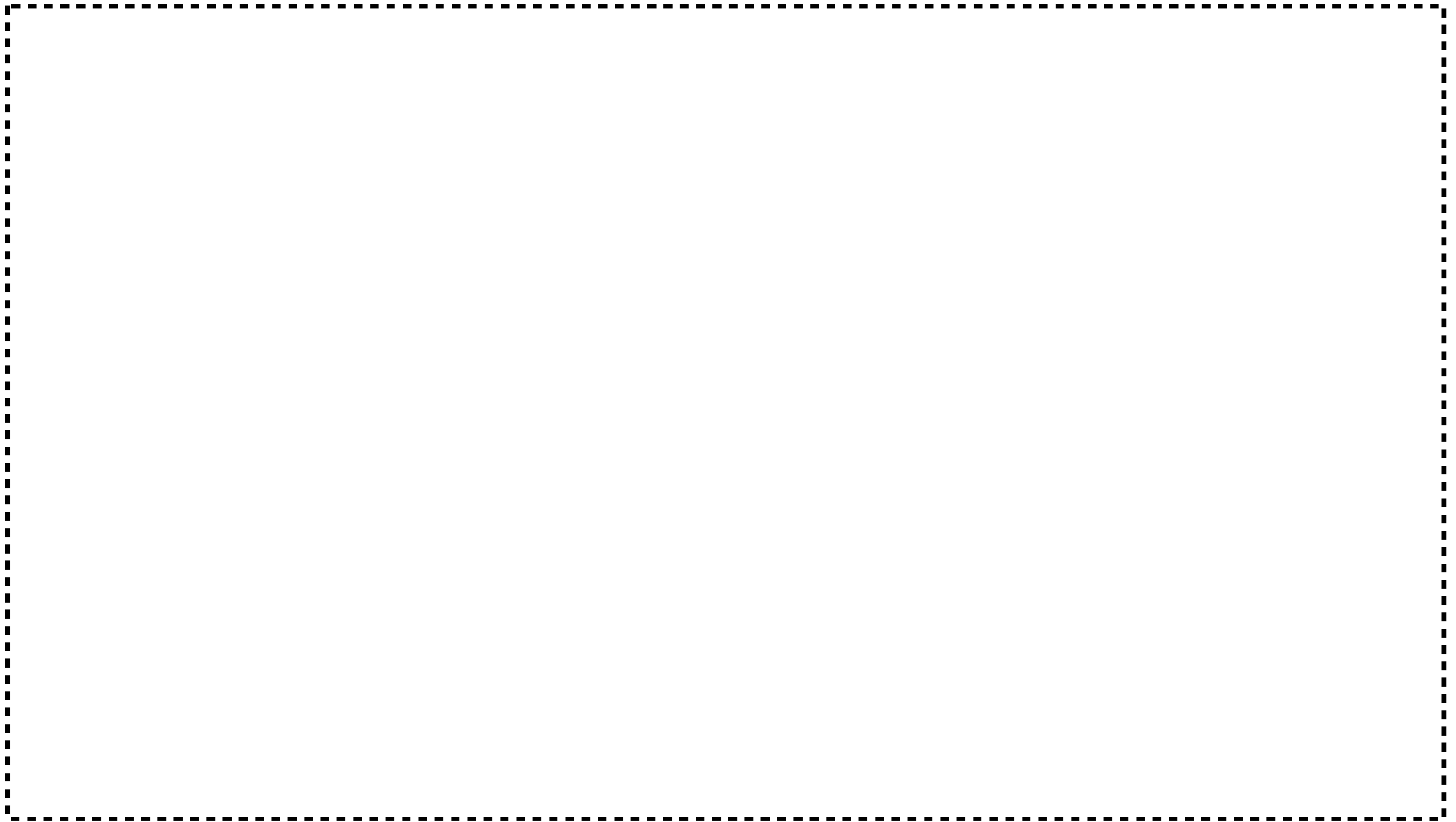
図ト-W3建-18(3) 第3廃棄物貯蔵棟 3階・R階はり伏図兼構造区分図



図卜-W3建-19(1) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り

図ト-W3建-19(2) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り



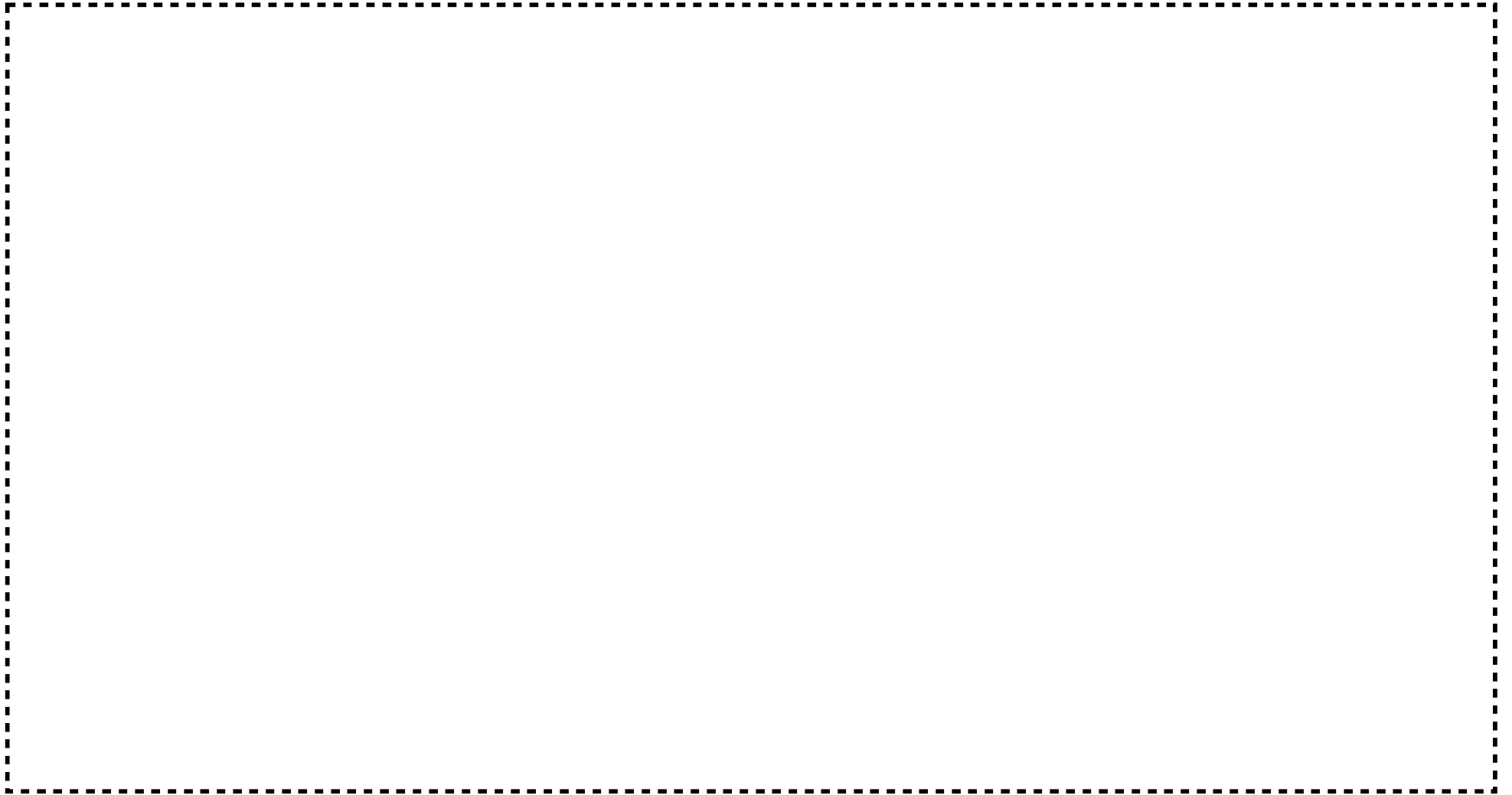


図ト-W3建-19(3) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り



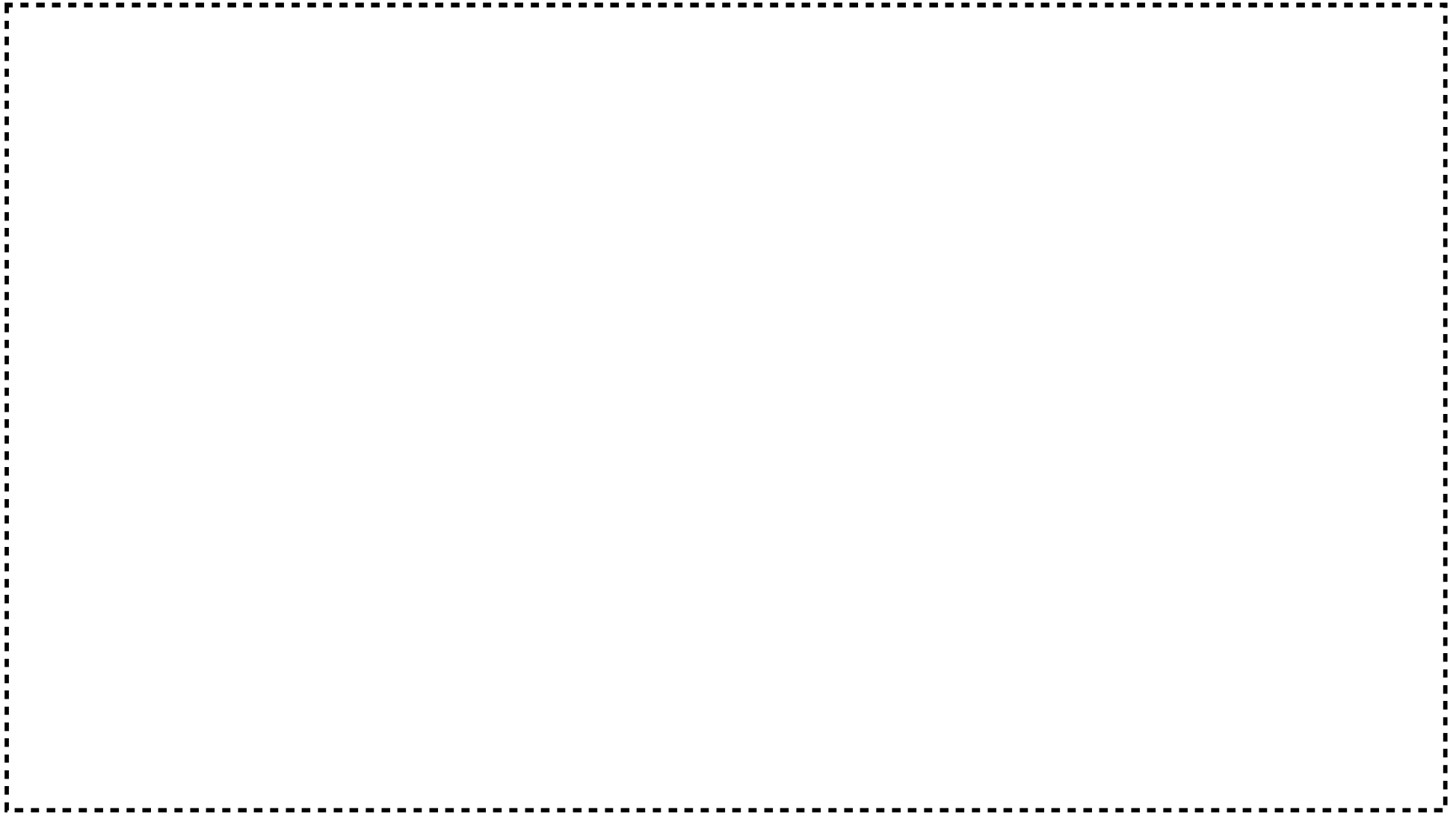
図ト-W3建-19(4) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り

1778



図ト-W3建-20(1) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1

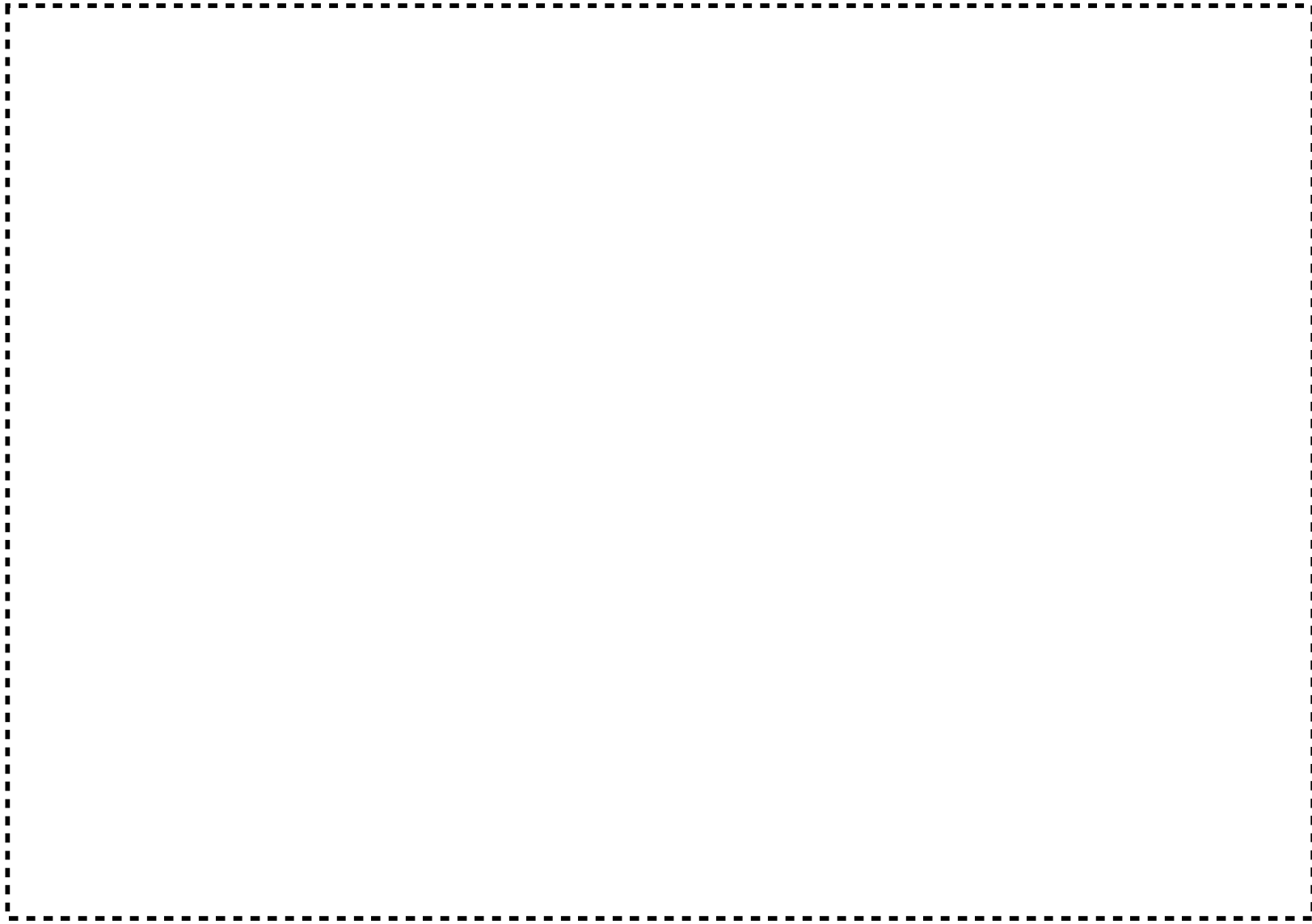
1779



図ト-W3建-20(2) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面2

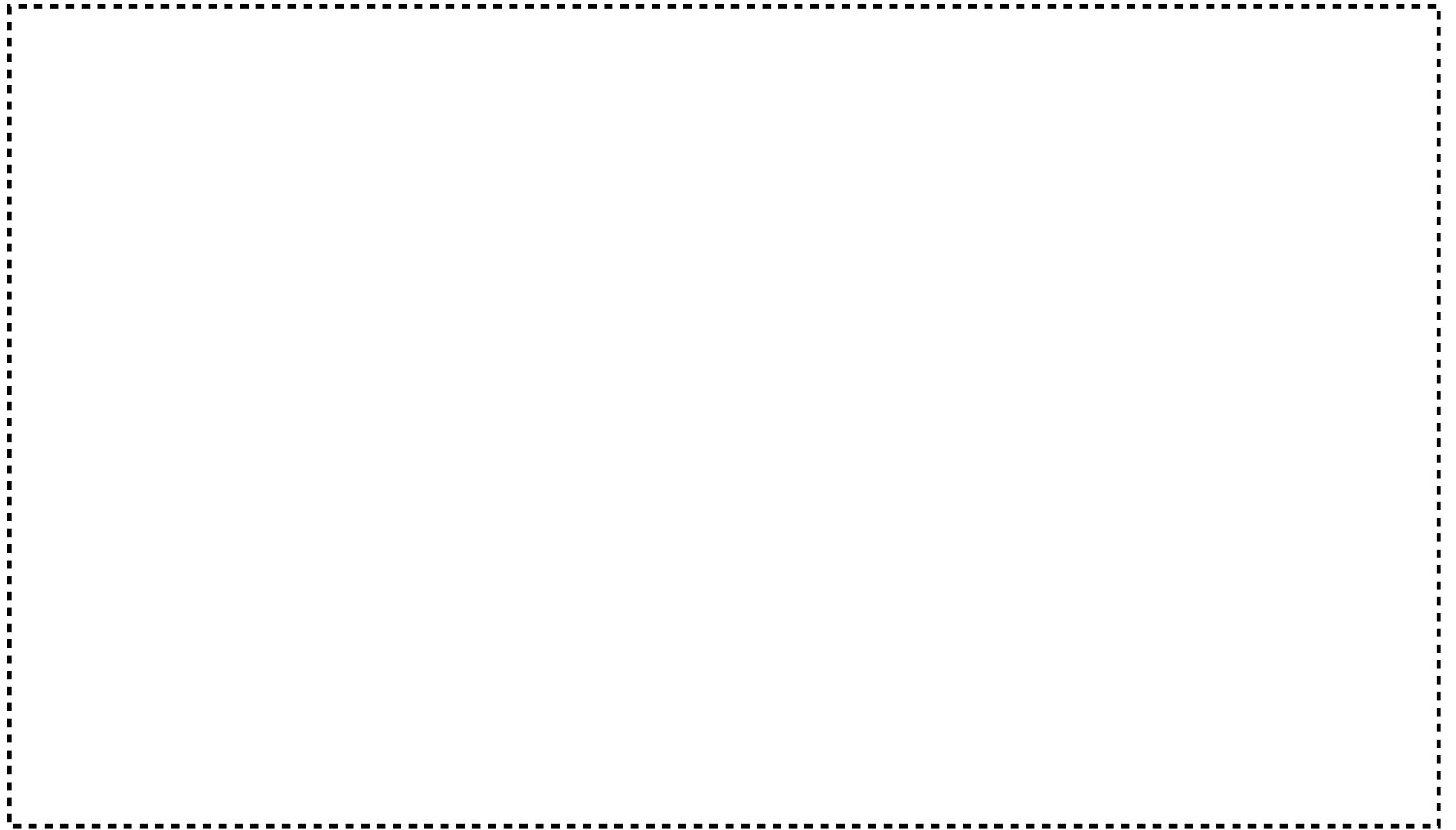


図ト-W3建-20(3) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

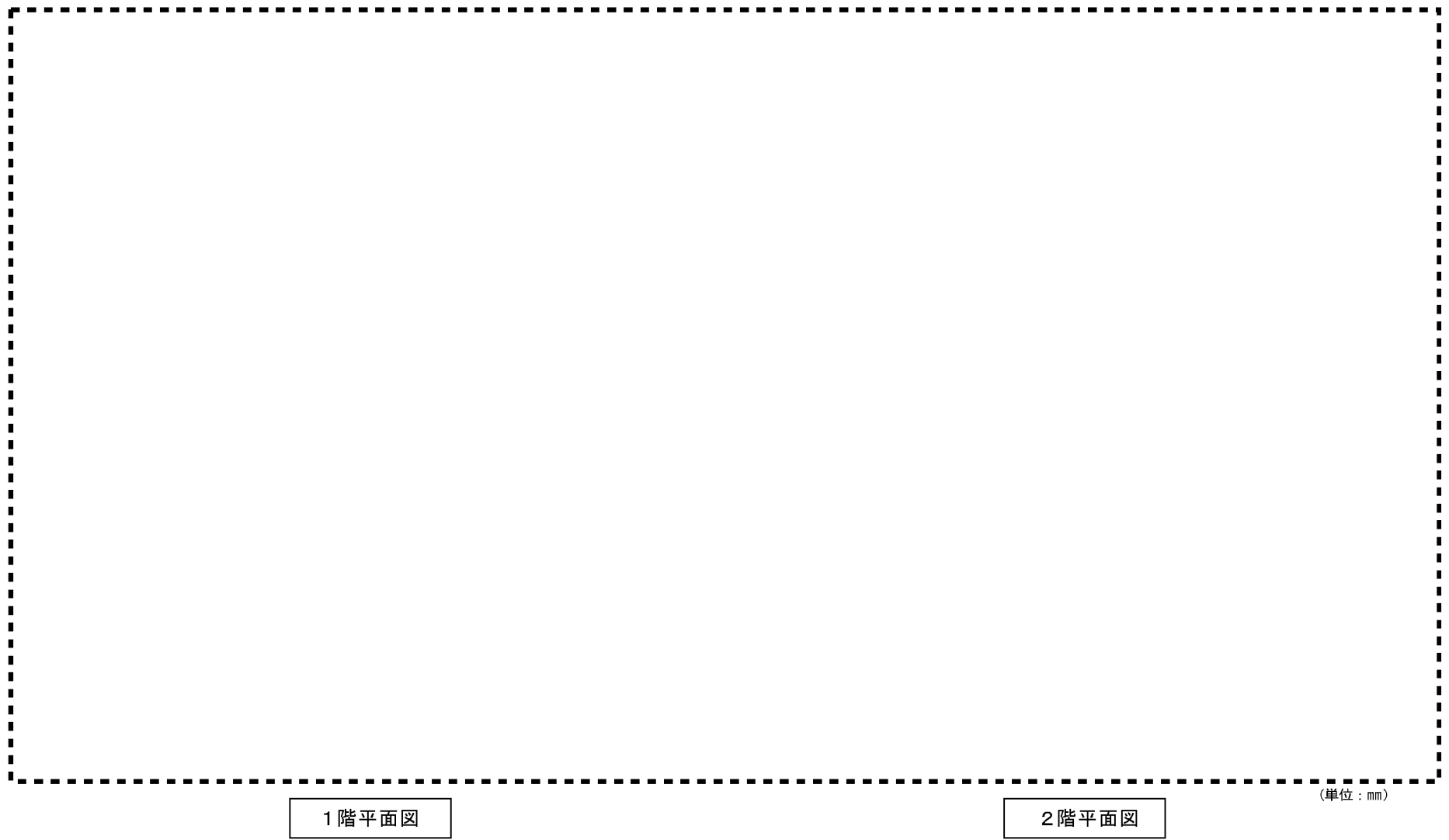


図ト-W3建-20(4) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり

1782



図ト-W3建-20(5) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁



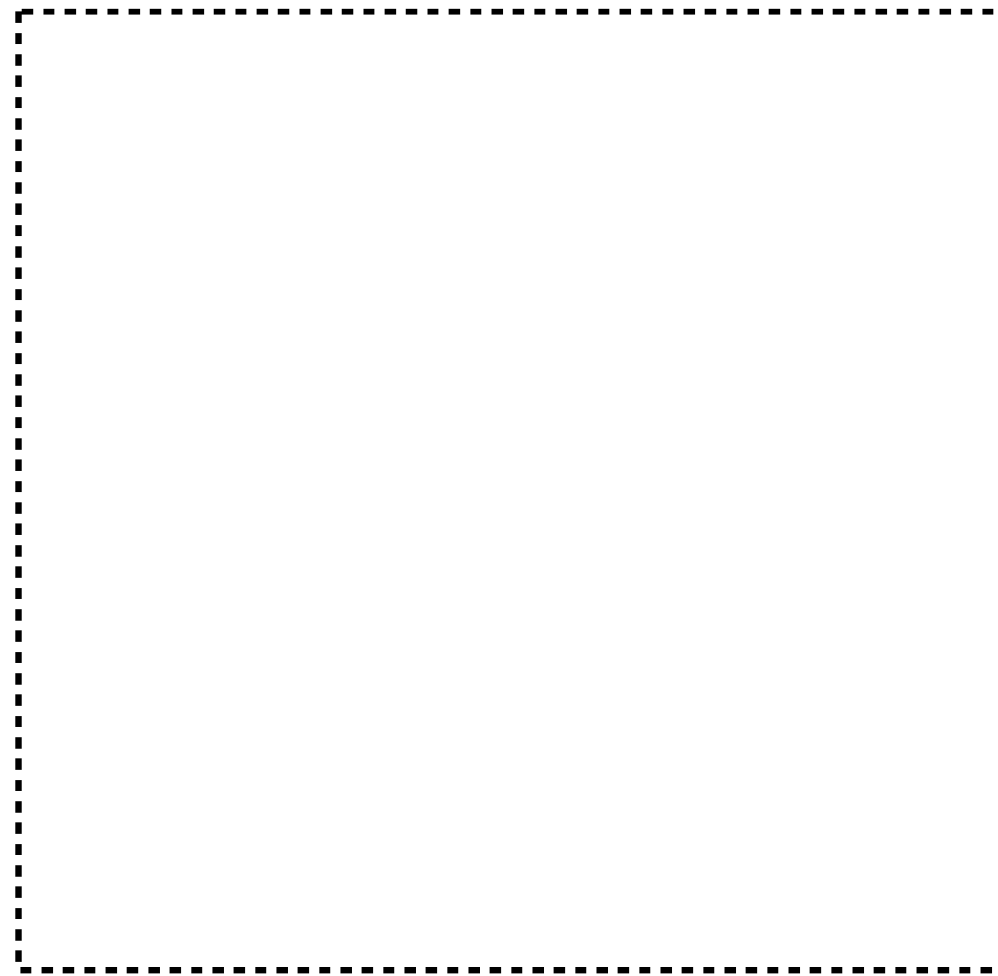
(単位: mm)

1階平面図

2階平面図

■: 遮蔽能力を有する壁
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(1) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (平面図 1階、2階)



3階平面図

(単位: mm)

■ : 遮蔽能力を有する壁

W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(2) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (平面図 3階)

1785



図ト-W3建-21(3) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 1通り、2・3通り)



4 通り断面図

■ : 遮蔽能力を有する壁
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)
[00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(4) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 4通り)



図ト-W3建-21(5) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 A通り、B通り)



C 通り断面図

■ : 遮蔽能力を有する壁
W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)
[00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(6) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 C通り)

1789



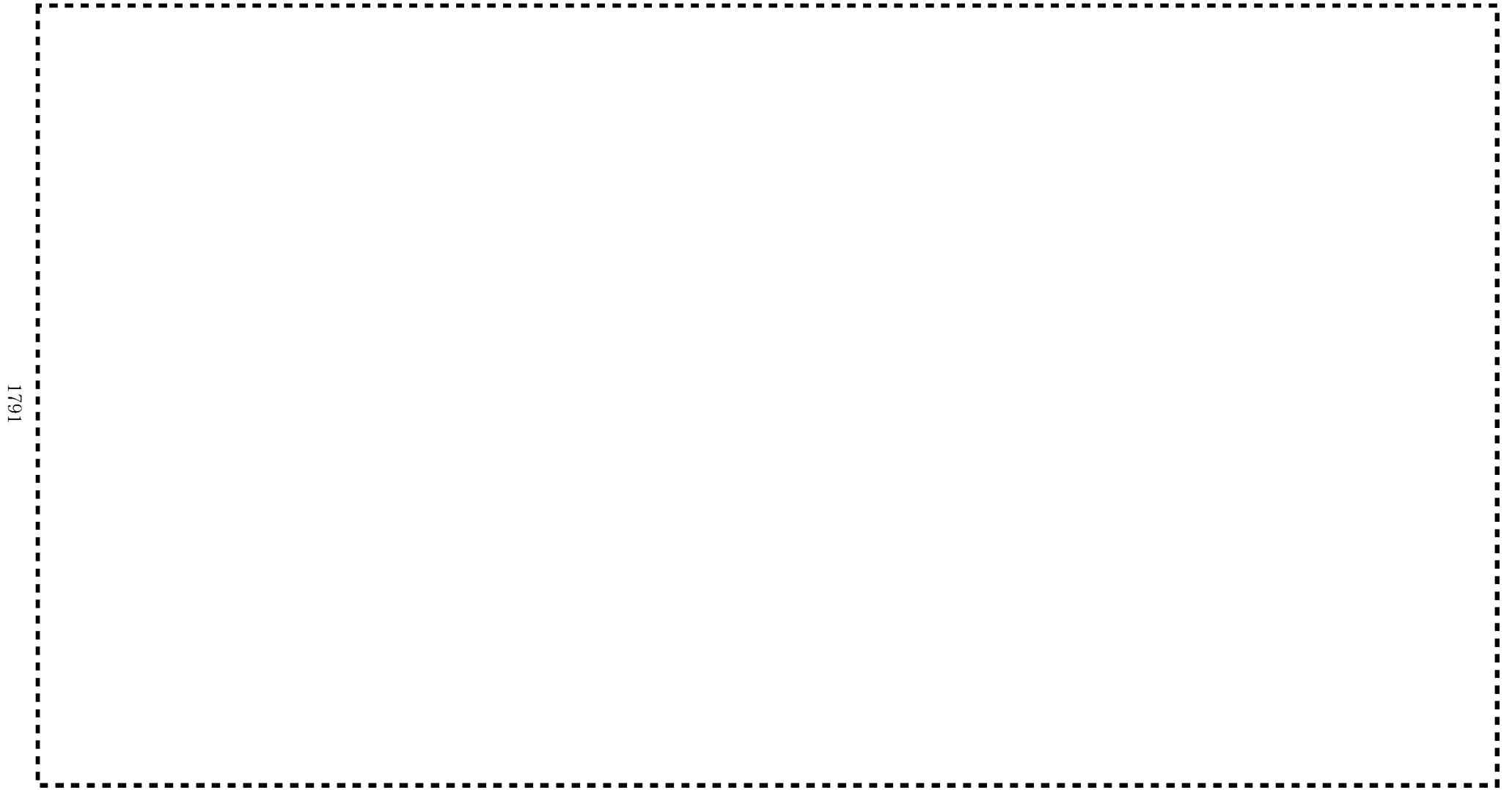
番号	名 称	番号	名 称
6151	ホイストクレーン 1トンチェンブロック	6154	保管廃棄設備  廃棄物保管区域

図ト-W3設-1 本申請で適合性を確認する第3 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図

1790



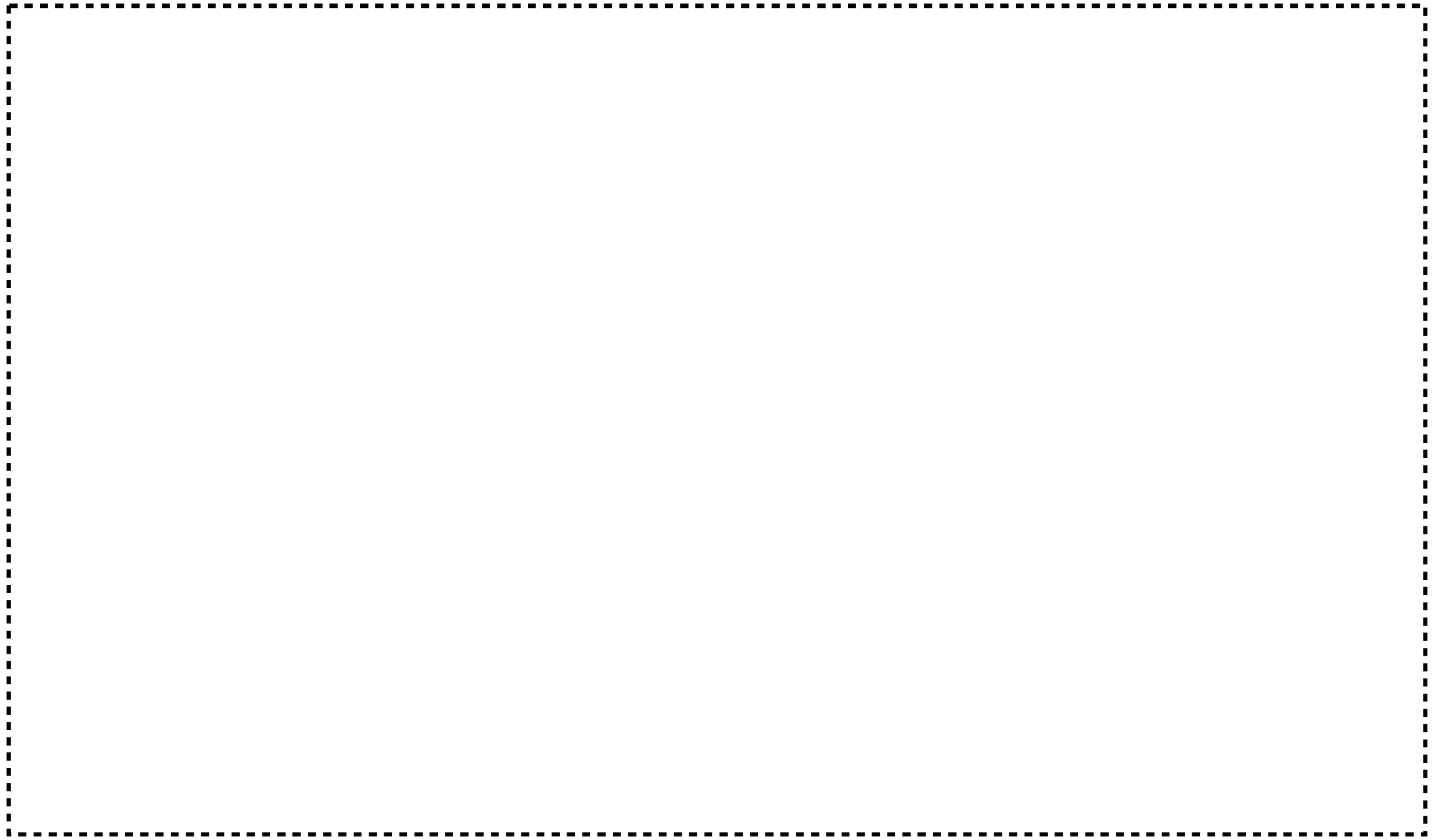
図卜-W 3 設- 2 保管廃棄設備  廃棄物保管区域



図ト-W3設-3 ホイストクレーン配置図

(単位 mm)

1792



図ト-W3設-3-1 ホイストクレーン 1トンチェンブロック

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

a. 第1廃棄物貯蔵棟

- ①外部扉の改造
- ②W1防護壁の新設
- ③火災区画等の改造
- ④グレーチング及び扉の改造

b. 第3廃棄物貯蔵棟

- ①外部扉の改造
- ②W3防護壁の新設
- ③火災区画等の改造

c. 改造等を実施する設備・機器

表ト-1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

d. 変更しない設備・機器

表ト-1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

e. 緊急遮断弁の基礎

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止器具の装着、足場の設置

等により作業員、使用工具の落下を防止する。

- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 第1 廃棄物貯蔵棟の工事手順

第1 廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トー a - 1 に示し、その詳細を図トー a - 1 - 1 から図トー a - 1 - 4 に示す。

- ①外部扉の改造：図トー a - 1 - 1 に示す手順で、図トー W 1 建 - 9 ～図トー W 1 建 - 1 2 に示す既設の外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。
- ②W 1 防護壁の新設：図トー a - 1 - 2 に示す手順で、図トー W 1 建 - 1 3 に示す W 1 防護壁を新設する。
- ③火災区画等の改造：図トー a - 1 - 3 に示す手順で、図トー W 1 建 - 1 0 及び図トー W 1 建 - 2 0 に示す既設の扉を防火戸に改造する。
- ④グレーチング及び扉の改造：図トー a - 1 - 4 に示す手順で、図トー W 1 建 - 2 2 に示すグレーチングを設置する。また、既設扉をエアタイト扉（PAT 仕様）に改造する。

b. 第3 廃棄物貯蔵棟の工事手順

第3 廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トー b - 1 に示し、その詳細を図トー b - 1 - 1 から図トー b - 1 - 3 に示す。

- ①外部扉の改造：図トー b - 1 - 1 に示す手順で、図トー W 3 建 - 8 ～図トー W 3 建 - 1 1 に示す既設の外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。
- ②W 3 防護壁の新設：図トー b - 1 - 2 に示す手順で、図トー W 3 建 - 1 2 に示す W 3 防護壁を新設する。
- ③火災区画等の改造：図トー b - 1 - 3 に示す手順で、図トー W 3 建 - 9 及び図トー W 3 建 - 1 4 に示すガラリを防火板付きに改造する。

c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図トー c - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

d. 変更しない設備・機器の工事手順

図トー d - 1 に示す手順で検査を行う。




- 1) 各設備・機器について6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

e. 緊急遮断弁の基礎

図ト－e－1 に示す手順で検査を行う。

1) 緊急遮断弁の基礎について 6 項に示す検査を実施する。

f. ダクト工事に伴う核燃料物質の移動

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の改造工事のうち、第 2 加工棟   における系統Ⅶ (部屋排気系統) のダクトのルート変更にあたり、工事中の作業者の外部被ばく低減のため、原料保管設備 E 型 No. 1 内に貯蔵しているウランの同設備内での保管位置の移し替え、又は  の原料保管設備 D 型 No. 1 間での移動を行う。ウランの移動は、保安規定に従い行う。また、移動には、第 1 次申請*で認可を受け、新規制基準適合のための検査を実施した下記設備を使用する。

- ・原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン
- ・原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア
- ・原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台
- ・原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車
- ・原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1
- ・原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3
- ・原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4
- ・原料保管設備 D 型 No. 1
- ・原料保管設備 E 型 No. 1

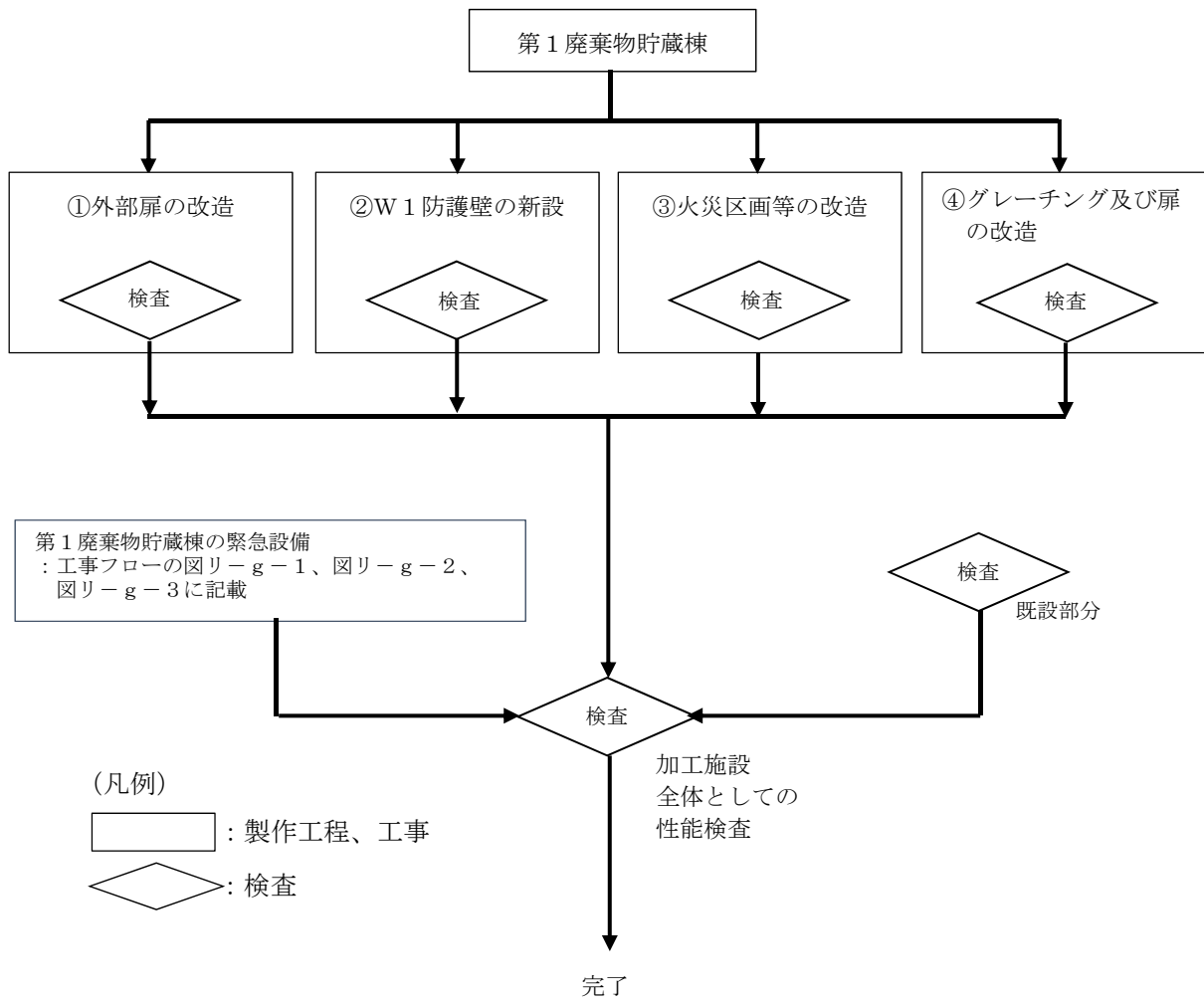
※平成 30 年 10 月 2 日付け熊原第 18-088 号 (熊原第 19-020 号、熊原第 19-025 号、熊原第 19-028 号、熊原第 19-029 号をもって一部補正)

上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1) 工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第 2 加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。

- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200 L ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

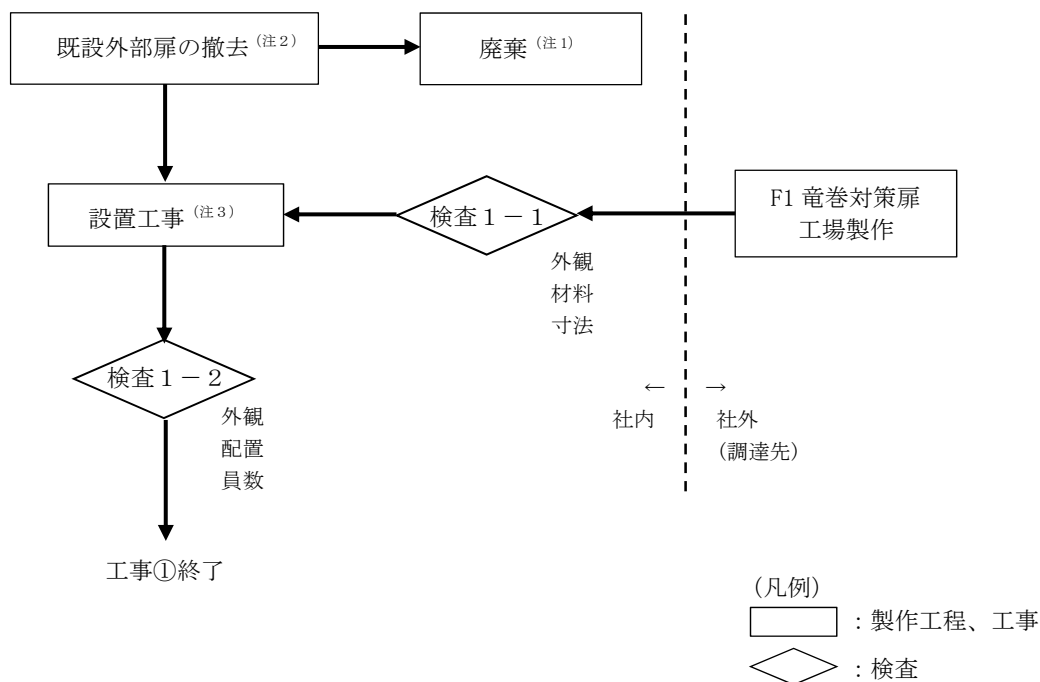
a. 第1 廃棄物貯蔵棟



図トー a - 1 全体工事フロー

①外部扉の改造

対象扉 扉番号：71、扉番号：76、扉番号：78（③火災区画等の改造を兼ねる）
 扉番号：77（③火災区画等の改造、④-2扉の改造を兼ねる）



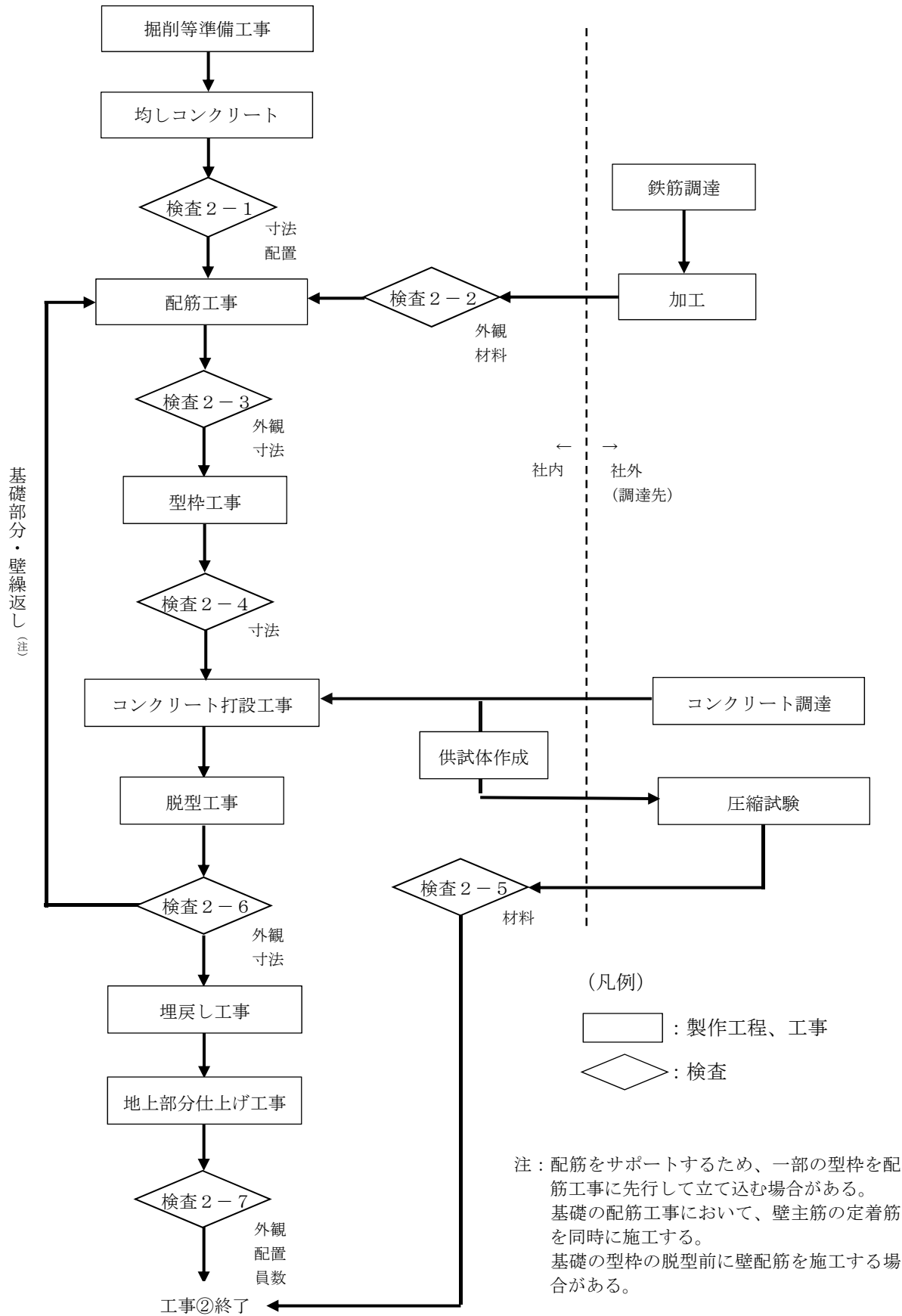
注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

注3：設置工事の中で扉枠の納まりに対して躯体調整を行う。

図ト-a-1-1 個別工事フロー

②W1 防護壁の新設



図ト-a-1-2 個別工事フロー

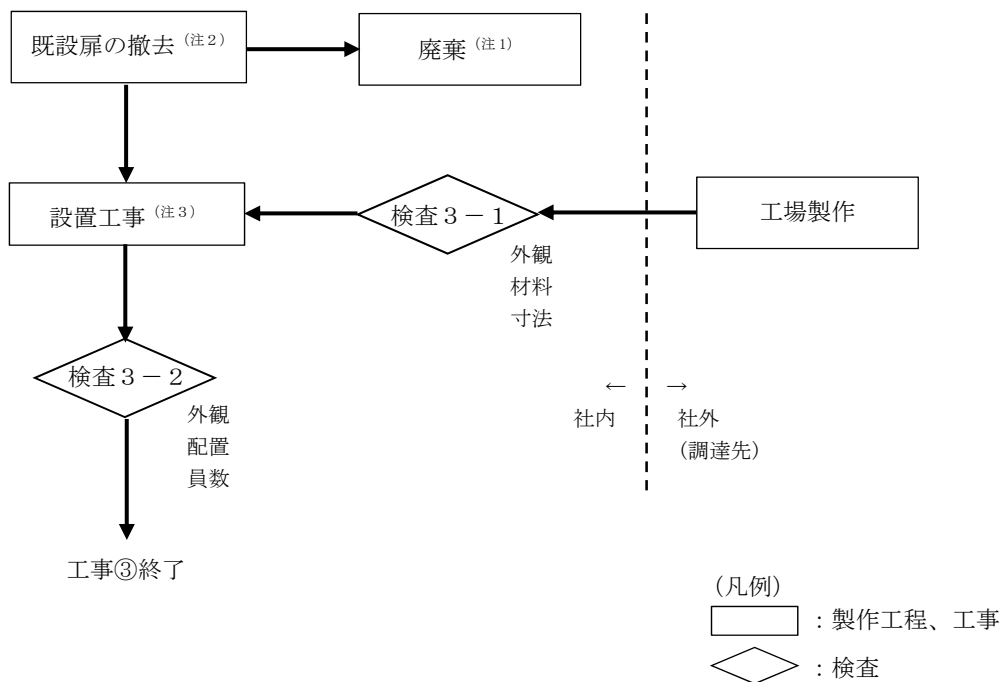
③火災区画等の改造

対象扉 扉番号：74

扉番号：71、扉番号：76、扉番号：78（①外部扉の改造を兼ねる）

扉番号：75（④－2扉の改造を兼ねる）

扉番号：77（①外部扉の改造、④－2扉の改造を兼ねる）



注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

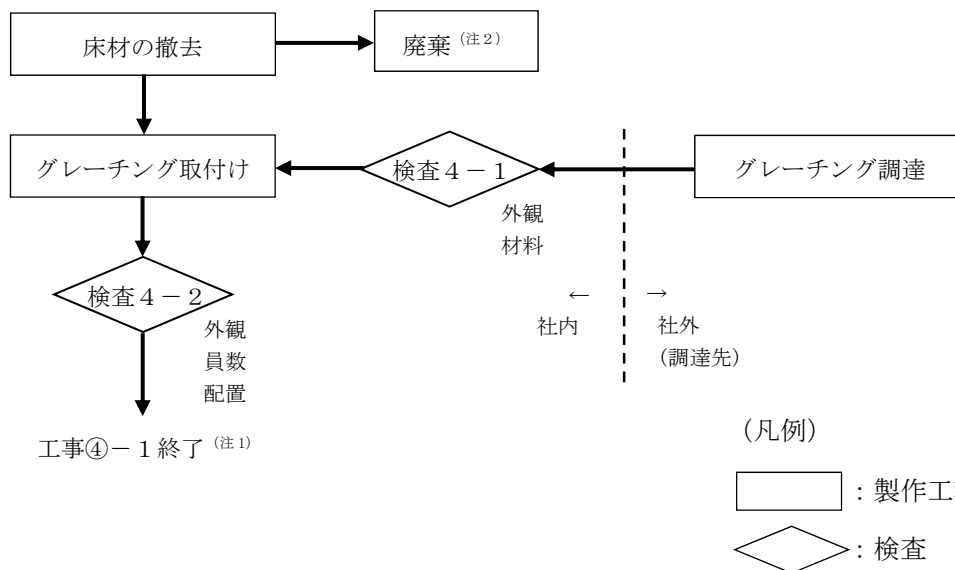
注2：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

注3：設置工事の中で扉枠の納まりに対して躯体調整を行う。

図ト-a-1-3 個別工事フロー

④ グレーチング及び扉の改造

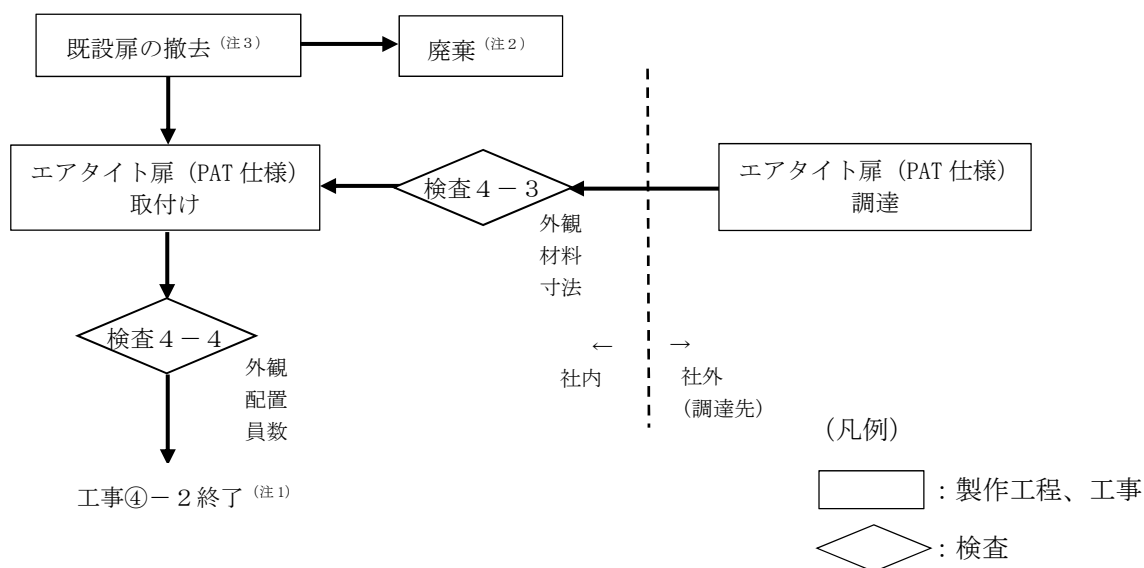
④-1 グレーチング（溢水対策1）の設置



④-2 扉の改造

対象扉 扉番号：75（③火災区画等の改造を兼ねる）

扉番号：77（①外部扉の改造、③火災区画等の改造を兼ねる）



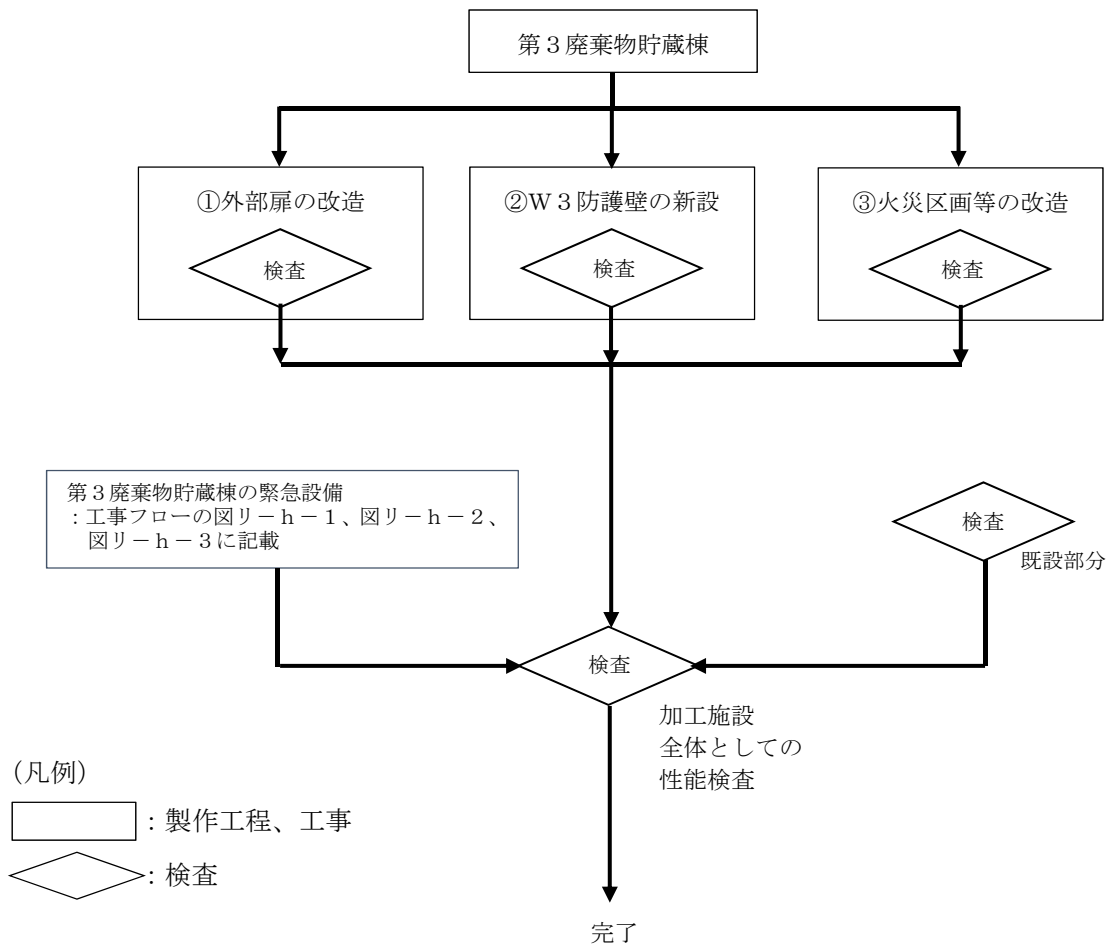
注1：工事④は工事④-1、工事④-2の2つの工事からなり、工事④-1、工事④-2の全ての工事の終了をもって、工事④の終了とする。

注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注3：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-4 個別工事フロー

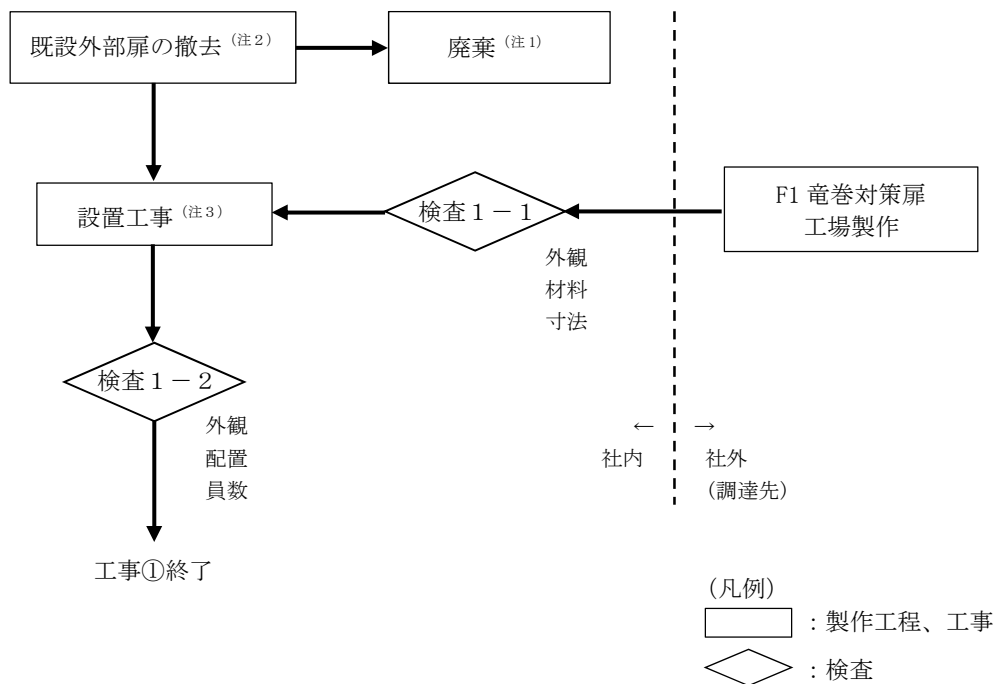
b. 第3 廃棄物貯蔵棟



図トー b - 1 全体工事フロー

①外部扉の改造

対象扉 扉番号：91、扉番号：92、扉番号：93



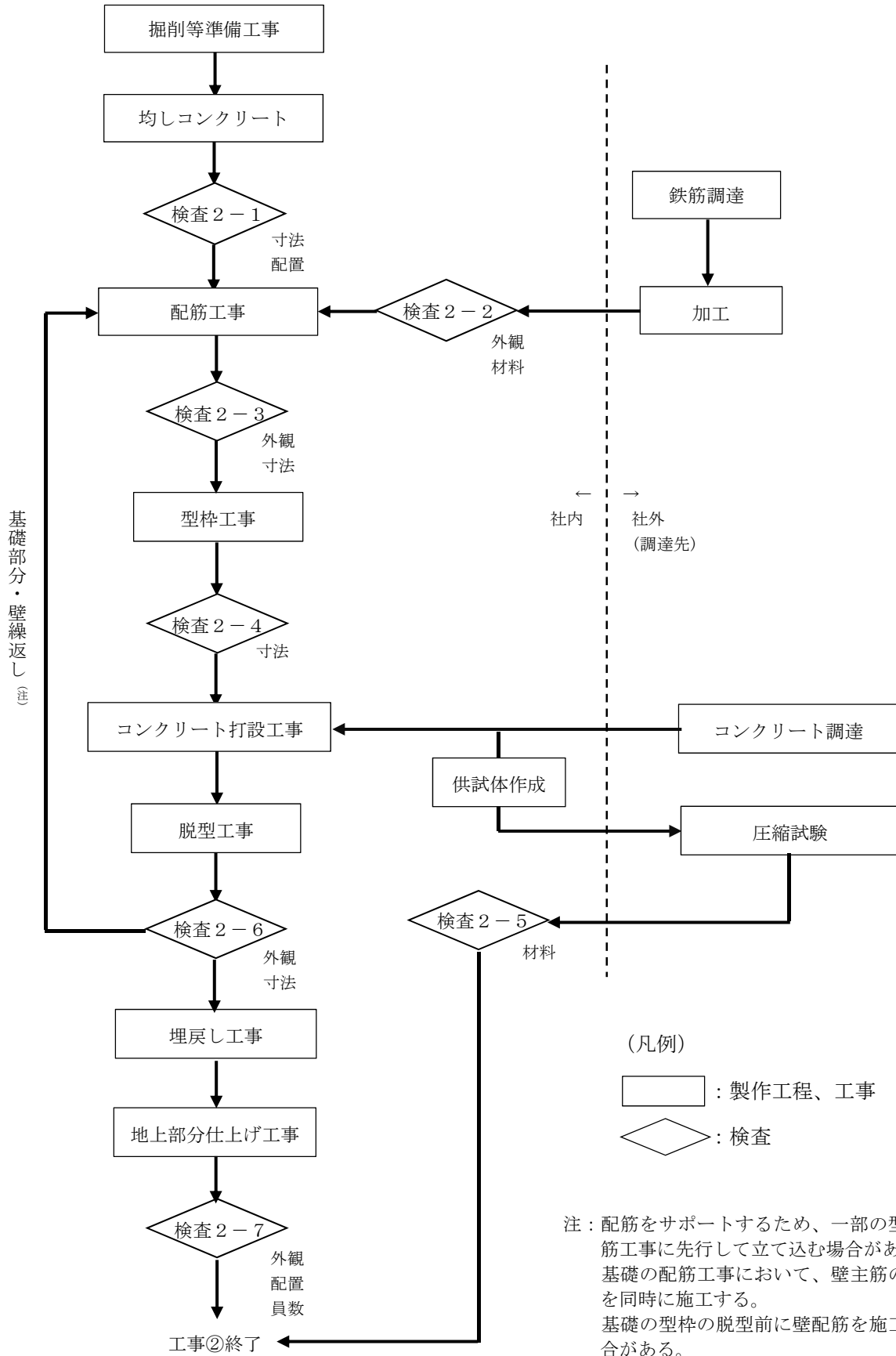
注1：第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するため、前室等を設置する。

注3：設置工事の中で扉枠の納まりに対して躯体調整を行う。

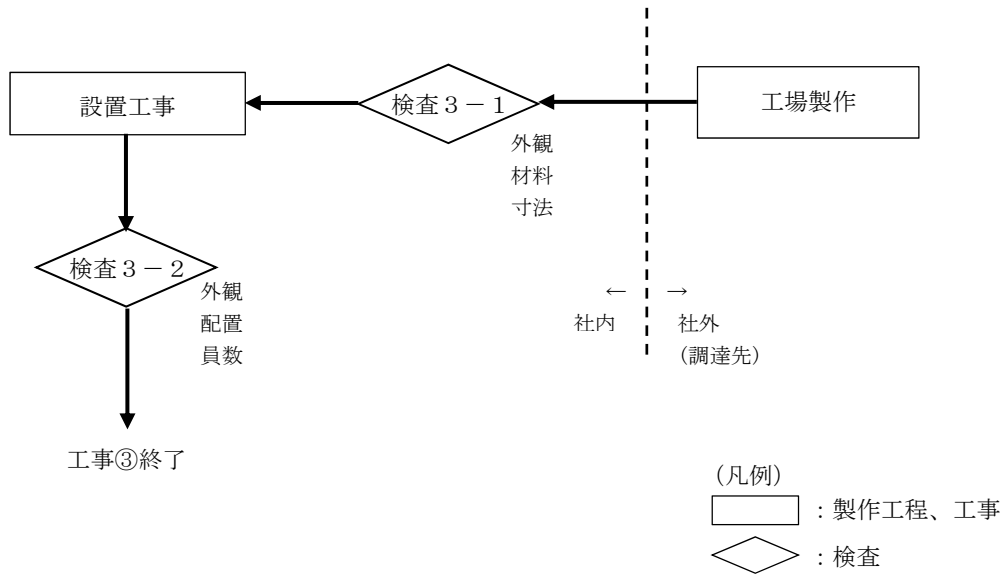
図トー b - 1 - 1 個別工事フロー

②W3 防護壁の新設



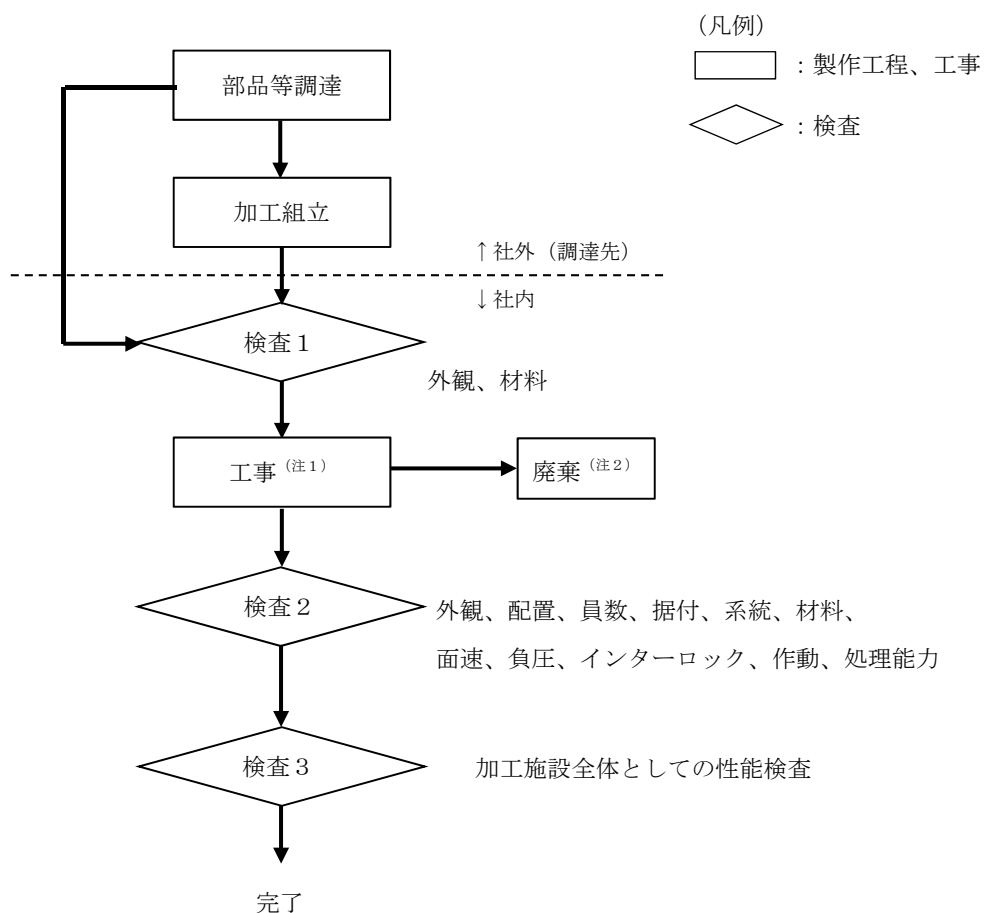
図トー b - 1 - 2 個別工事フロー

③火災区画等の改造



図ト-b-1-3 個別工事フロー

c. 改造等を実施する設備・機器

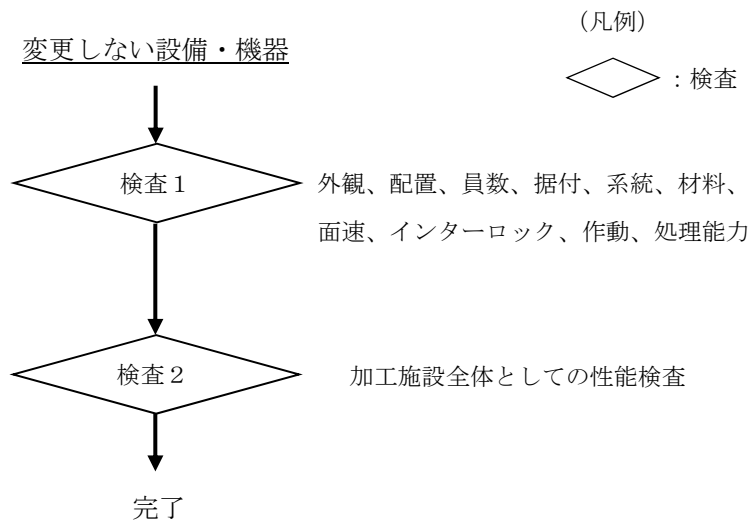


(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

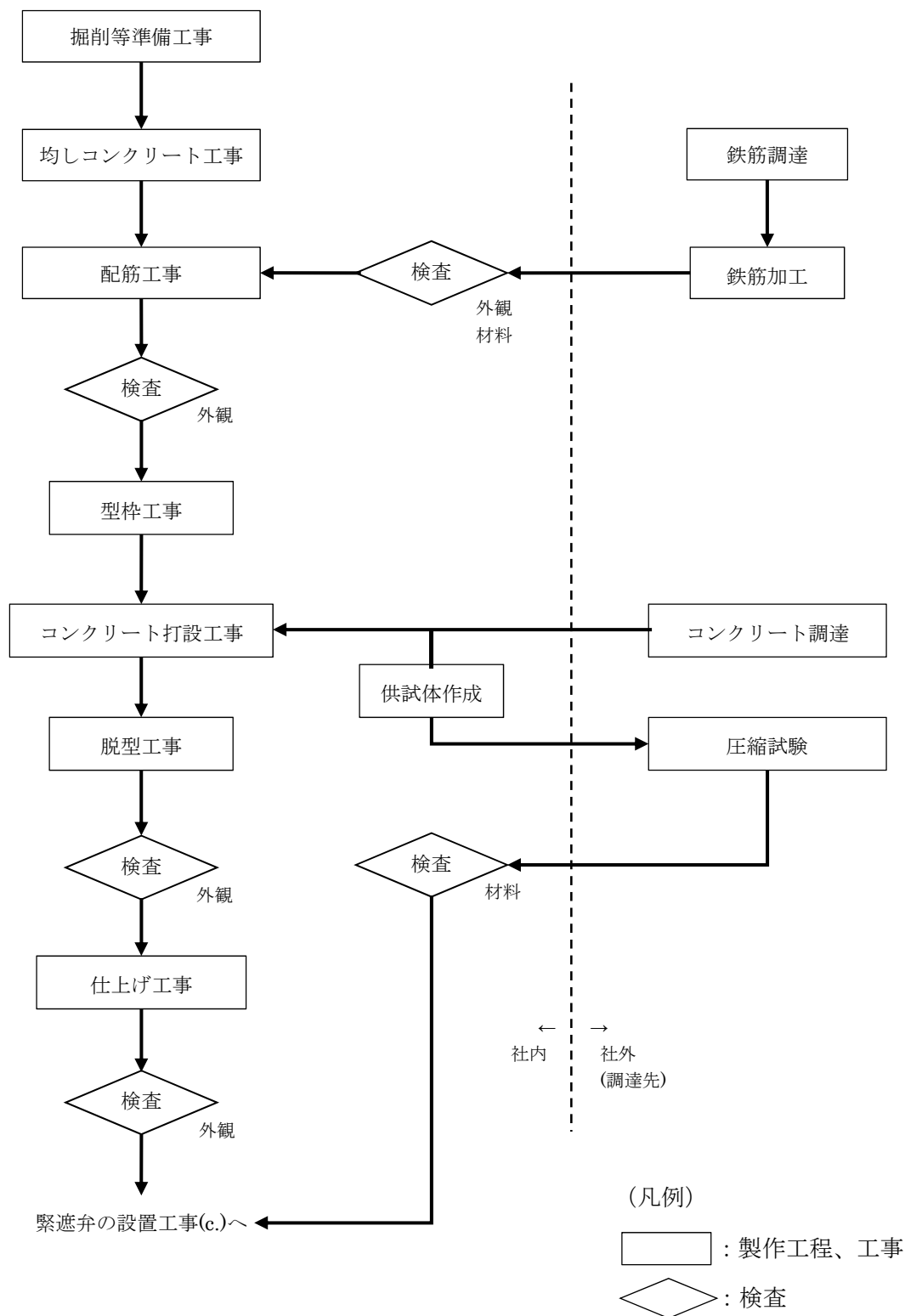
図ト-c-1 工事フロー

d. 変更しない設備・機器



図ト-d-1 工事フロー

e. 緊急遮断弁の基礎



図ト-e-1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の機器・設備を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）は、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。また、第1廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備[■] 廃棄物保管区域及び第3廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備[■] 廃棄物保管区域並びにこれらの廃棄物保管管理区域で使用するホイストクレーンは、放射性固体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性固体廃棄物の保管廃棄）を今後も継続するため、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟の付属設備及び第3廃棄物貯蔵棟の付属設備は、本申請において継続使用する。

また、気体廃棄設備No.1及び気体廃棄設備No.2^(注1)は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、建物内又は特定の設備内の負圧を維持することによりウランを限定された区域に閉じ込めるための安全機能を有する。

第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2廃液処理設備貯留設備及びW1廃液処理設備は、洗濯水や第1種管理区域内の工事で発生する廃液等を処理する設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

なお、工事を伴う設備は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

(注1) 表トー2及び表トー3に示す構成設備・機器全てを含む。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第トー1表に、検査の方法を第トー2表～第トー5表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第トー6表に、検査の方法を第トー7表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー5表に示す。

第ト-1表 建物・構築物に係る試験及び検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査						第2号検査
				外観	配置	員数	据付	材料	寸法	作動
放射性廃棄物の 廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟	第1 廃棄物貯蔵棟	改造	○	○	○	—	○	○	—
放射性廃棄物の廃 棄施設	第3 廃棄物貯蔵棟	第3 廃棄物貯蔵棟	改造	○	○	○	—	○	○	—

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法（1／4）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造 (図ト-a-1 全体工事フロー、図ト-a-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)が別表ト-W1建-1-1及び図ト-W1建-12のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W1建-12のとおりであること。
	検査1-2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 F1 竜巻対策扉の外観が図ト-W1建-12のとおりであること。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W1建-9のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W1建-10のとおりであること。



- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第トー2表 建物・構築物に係る検査の方法（2／4）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽³⁾		判定基準 ⁽²⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ②W1防護壁の新設 (図トーa-1全体工事フロー、図トーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)
		配置	均しコンクリートがN値10以上の支持層に到達していること(基礎がN値10以上の支持層で支持されていること)を測長又は関係書類等により確認する。	均しコンクリートがN値10以上の支持層に到達していること。
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表トーW1建-1-2のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数を目視、測長又は関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数が図トーW1建-1-3のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図トーW1建-1-3のとおりであること。
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が \geq \square N/mm ² 以上であること。
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	基礎及び壁の形状、寸法、厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	基礎及び壁の形状、寸法、厚みが図トーW1建-1-3のとおりであること。
	検査2-7	外観	壁(地上部分)の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。 壁(地上部分)の外観が図トーW1建-1-3のとおりであること。
		配置	W1防護壁の配置を目視又は関係書類等により確認する。	W1防護壁の配置が図トーW1建-9のとおりであること。
		配置	W1防護壁と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図トーW1建-15に示す危険距離以上であること。
		配置	W1防護壁と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図トーW1建-15、図トーW1建-17に示す危険距離以上であること。
配置		W1防護壁と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図トーW1建-16、図トーW1建-18に示す危険限界距離以上であること。	
	員数	W1防護壁の員数を目視又は関係書類等により確認する。	W1防護壁の員数が、別表トーW1建-1-2のとおり1であること。	

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第トー2表 建物・構築物に係る検査の方法（3／4）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ③火災区画等の改造 (図トーa-1全体工事フロー、図トーa-1-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	火災区画に設置する防火戸の防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火戸が鋼製の骨組みの両面に厚さが  mm 以上の鋼板  を貼ったものであること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図トーW1建-11のとおりであること。
	検査3-2	外観	設置後の防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 防火戸の外観が図トーW1建-11のとおりであること。
			防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図トーW1建-20のとおりであること。
		員数	防火戸の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の員数が図トーW1建-10のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ④グレーチング及び扉の改造 (図ト-a-1 全体工事フロー、図ト-a-1-4 個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	グレーチングの材質、形状、流路断面積を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの材質、形状が別表ト-W1建-1-4及び図ト-W1建-22(1)のとおりであること。また、流路断面積が0.20㎡以上のグレーチングであること。
	検査4-2	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 グレーチングの外観が図ト-W1建-22(1)のとおりであること。
		配置	グレーチングの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの配置が図ト-W1建-21のとおりであること。
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表ト-W1建-1-4のとおりであること。
	検査4-3	外観	対象扉がエアタイト扉(PAT仕様)であることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	対象扉が別表ト-W1建-1-4のとおりエアタイト扉(PAT仕様)であること。
		材料	エアタイト扉(PAT仕様)の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の材質が別表ト-W1建-1-4のとおりであること。
		寸法	エアタイト扉(PAT仕様)の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の形状及び寸法が図ト-W1建-10、図ト-W1建-11、図ト-W1建-22(2)、(3)のとおりであること。
	検査4-4	外観	エアタイト扉(PAT仕様)の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)に使用上有害な傷及び変形がないこと。 エアタイト扉(PAT仕様)の外観が図ト-W1建-22(2)、(3)のとおりであること。
		配置	エアタイト扉(PAT仕様)の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の配置が図ト-W1建-21のとおりであること。
		員数	エアタイト扉(PAT仕様)の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の員数が別表ト-W1建-1-4のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法（1/3）（a. 第1廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
建物	外観	建物の外観を目視又は関係書類等により確認する。		建物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ト-1-1-1のとおりであること。
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。
	配置	第1廃棄物貯蔵棟の外壁面と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-15に示す危険距離以上であること。
	配置	第1廃棄物貯蔵棟の外壁面と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-15、図ト-W1建-17に示す危険距離以上であること。
	配置	第1廃棄物貯蔵棟の外壁面と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界距離以上であること。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		寸法	鉄筋コンクリート杭の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋コンクリート杭が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	支持層に杭が到達していること（N値30以上を確認した層で杭を支えているか）を関係書類等により確認する。 杭の配置を関係書類等により確認する。	図ト-W1建-7のとおり、杭がN値30以上の支持層に到達していること。 杭の配置が、図ト-W1建-26のとおりであること。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。 コンクリートの圧縮強度が、 ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	基礎の形状、寸法及び鉄筋の配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(1)のとおりであること。
		配置	基礎の配置を目視又は関係書類等により確認する	基礎の配置が図ト-W1建-26(1)のとおりであること。
構面（柱・はり・壁で構成される面）	配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。		構面が図ト-W1建-26及び図ト-W1建-27のとおりであること。
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。 コンクリートの圧縮強度が、 ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(2)のとおりであること。 柱の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。 コンクリートの圧縮強度が、 ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(3)及び図ト-W1建-28(4)のとおりであること。 はりの形状、寸法が図ト-W1建-28(3)及び図ト-W1建-28(4)のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法(2/3)(a. 第1廃棄物貯蔵棟(既設部分))

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20 \text{ N/mm}^2$ 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2.3 \text{ g/cm}^3$ 以上であること。
	外観	第1種管理区域の室内壁(床面から高さ2mまで)の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。	
	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。 壁の厚さが図ト-W1建-25のとおりであること。また、図ト-W1建-29に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであること。	
けい酸カルシウム板壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。	
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20 \text{ N/mm}^2$ 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2.3 \text{ g/cm}^3$ 以上であること。
		外観	第1種管理区域の床の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。
	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。 床の厚さが図ト-W1建-24(3)及び図ト-W1建-24(4)のとおりであること。また、図ト-W1建-29に示す遮蔽能力を有する床は、設計確認値以上の厚さであること。	
土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。	
配置	土間コンクリートが平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した地盤で支持されていることを関係書類等により確認する。	土間コンクリートが表ト-W1建-1に示す地盤で支持されていること。		
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20 \text{ N/mm}^2$ 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2.3 \text{ g/cm}^3$ 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。 屋根の厚さが図ト-W1建-24(5)のとおりであること。また、図ト-W1建-29に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚さであること。
	アスファルト防水層	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。	
階段	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
	階段共通	配置	階段の配置を目視又は関係書類等により確認する。	階段の配置が図ト-W1建-24のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法（3/3）（a. 第1廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
開口部	建具共通（扉、シャッタ、ガラリ、防火板）	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	建具の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建具の配置が図ト-W1建-1～図ト-W1建-4のとおりであること。
	防火戸	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条（関連告示を含む）に定めるとおり、0.5 mm以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に貼ったもの、又は1.5 mm以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		外観	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図ト-W1建-10のとおりであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉（PAT仕様）であることを目視又は関係書類等に確認すること。	扉が別表ト-W1建-1-5のとおりエアタイト扉（PAT仕様）であること。
		材料	扉の材料を目視又は関係書類等により確認する。	図ト-W1建-22（1）のとおり鋼製扉であること。
開口部	寸法	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	階段開口部が0.03 m ² 以上の流路断面積であること。	
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
		配置	梯子の配置を目視又は関係書類等により確認する。	梯子の配置が図ト-W1建-14のとおりであること。
床面貫通部（溢水）	外観	床面貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、その他の不燃材料により閉止され、耐火シール材にて仕上げていること。	
		配置	床面貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-21のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ト-W1建-21のとおりであること。
地下貯蔵ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ト-W1建-22（4）のとおりであること。
		外観	地下貯槽ピット壁（床面から高さ2 mまで）及び床の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。
火災区域境界、火災区画境界貫通部	電気・計装ケーブル	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20（2）のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域境界、火災区画境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20（2）のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法（1／3）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造 (図ト-b-1全体工事フロー、図ト-b-1-1、図ト-b-1-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)が別表ト-W3建-1-1及び図ト-W3建-11のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W3建-10及び図ト-W3建-11のとおりであること。
	検査1-2	外観	設置後の F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
			F1 竜巻対策扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観が図ト-W3建-10及び図ト-W3建-11のとおりであること。 扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W3建-8のとおりであること。
員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W3建-9のとおりであること。		

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第トー4表 建物・構築物に係る検査の方法（2／3）


検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽³⁾		判定基準 ⁽²⁾
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ②W3防護壁の新設 (図トーb-1全体工事フロー、図トーb-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)
		配置	均しコンクリートがN値10以上の支持層に到達していること(基礎がN値10以上の支持層で支持されていること)を測長又は関係書類等により確認する。	均しコンクリートがN値10以上の支持層に到達していること。
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表トーW3建-1-2のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数を目視、測長又は関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数が図トーW3建-1-2のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図トーW3建-1-2のとおりであること。
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	基礎及び壁の形状、寸法、厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	基礎及び壁の形状、寸法、厚みが図トーW3建-1-2のとおりであること。
	検査2-7	外観	壁(地上部分)の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。 壁(地上部分)の外観が図トーW3建-1-2のとおりであること。
		配置	W3防護壁の配置を目視又は関係書類等により確認する。	W3防護壁の配置が図トーW3建-8のとおりであること。
		配置	W3防護壁と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図トーW1建-1-5に示す危険距離以上であること。
		配置	W3防護壁と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図トーW1建-1-5、図トーW1建-1-7に示す危険距離以上であること。
配置		W3防護壁と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図トーW1建-1-6、図トーW1建-1-8に示す危険限界距離以上であること。	
	員数	W3防護壁の員数を目視又は関係書類等により確認する。	W3防護壁の員数が、別表トーW3建-1-2のとおり1であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ③火災区画等の改造 (図ト-b-1 全体工事フロー、図ト-b-1-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	防火板の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火板の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	火災区画に設置する防火板の防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火板が厚さ  mm 以上の鋼板であること。
		寸法	防火板の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	防火板の形状及び寸法が図ト-W3建-9のとおりであること。
	検査3-2	外観	設置後の防火板の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火板の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 防火板の外観が図ト-W3建-14(6)のとおりであること。
		配置	防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火板の配置が図ト-W3建-14のとおりであること。
		員数	防火板の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火板の員数が図ト-W3建-9のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法（1/2）（b. 第3廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
建物	外観	建物の外観を目視又は関係書類等により確認する。		建物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ト-1-1-1のとおりであること。
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。
	配置	第3廃棄物貯蔵棟の外壁面と敷地内竹林の境界との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-15に示す危険距離以上であること。
	配置	第3廃棄物貯蔵棟の外壁面と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-15、図ト-W1建-17に示す危険距離以上であること。
	配置	第3廃棄物貯蔵棟の外壁面と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界距離以上であること。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
		寸法	鉄筋コンクリート杭の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋コンクリート杭が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
		配置	支持層に杭が到達していること（N値30以上を確認した層で杭を支えているか）を関係書類等により確認する。	図ト-W3建-6のとおり、杭がN値30以上の支持層に到達していること。
			杭の配置を関係書類等により確認する。	杭の配置が、図ト-W3建-18のとおりであること。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 ≥ 10 N/mm ² 以上であること。
		寸法	基礎の形状、寸法及び鉄筋の配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	基礎の形状、寸法及び鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(1)及び図ト-W3建-20(2)のとおりであること。
	配置	基礎の配置を目視又は関係書類等により確認する	基礎の配置が図ト-W3建-18(1)のとおりであること。	
構面（柱・はり・壁で構成される面）	配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト-W3建-18及び図ト-W3建-19のとおりであること。	
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W3建-20(3)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 ≥ 10 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(3)のとおりであること。
		柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図ト-W3建-20(3)のとおりであること。	
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 ≥ 10 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
		はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ト-W3建-20(4)のとおりであること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)(b. 第3廃棄物貯蔵棟(既設部分))

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾	
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2.3 g/cm ³ 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。	
			壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ト-W3建-17のとおりであること。また、図ト-W3建-21に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであること。	
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2.3 g/cm ³ 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。	
				床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト-W3建-16(3)及び図ト-W3建-16(4)のとおりであること。また、図ト-W3建-21に示す遮蔽能力を有する床は、設計確認値以上の厚さであること。
		土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
		配置	土間コンクリートが平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した地盤で支持されていることを関係書類等により確認する。	土間コンクリートが表ト-W3建-1に示す地盤で支持されていること。	
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。	
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2.3 g/cm ³ 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。	
				屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ト-W3建-16(4)のとおりであること。また、図ト-W3建-21に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚さであること。
		アスファルト防水層	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。
	ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。	
階段	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。	
		配置	階段の配置を目視又は関係書類等により確認する。	階段の配置が図ト-W3建-16のとおりであること。	
開口部	ガラリ(防火板付き)	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4及び図ト-W3建-9のとおりであること。	
		配置	ガラリ(防火板付き)の配置を目視又は関係書類等により確認する。	ガラリ(防火板付き)の配置が図ト-W3建-1~図ト-W3建-3のとおりであること。	
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-4のとおりであること。	
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。	
		配置	梯子の配置を目視又は関係書類等により確認する。	梯子の配置が図ト-W3建-13のとおりであること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト - 6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(1/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査					
						外觀	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	排風機(301-F)	変更なし						(4)			(4)	(4)	
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	排風機(302-F)	変更なし						(4)			(4)	(4)	
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	排風機(305-F)	変更なし						(4)			(4)	(4)	
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	フィルタユニット(FU- 401)	変更なし						(4)				(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	フィルタユニット(FU- 402)	変更なし						(4)				(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	フィルタユニット(FU- 405)	変更なし						(4)				(4)	(4)
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	フィルタユニット(設備排 気用)	改造						(4)				(4)	(4)
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(4)				(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(4)				(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(4)			(4)	(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー(ワンス ルー運転切替用)	改造				(2)		(4)			(4)	(4)	(4)
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー(リサイ クル運転切替用)	変更なし				(2)		(4)			(4)	(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(4)				(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(4)				(4)	(4)
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(4)			(4)	(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(4)				(4)	(4)
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(4)				(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(4)			(4)	(4)	(4)
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 系統 (給気系統)	給気ユニット(201AC)	変更なし						(4)			(4)	(4)	(4)

第ト - 6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2 / 9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査						
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL	作動	処理能力		
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 系統 (給気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(4)				(4)	(4)	
			気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 系統 (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(4)					(4)	(4)
			気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 系統 (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(4)		(4)			(4)	(4)
		気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 系統	差圧計	改造						(4)		(4)			(4)	(4)	
		気体廃棄設備 No.1 (系統、 系統、系統、給気系統)		改造													
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	排風機 (303-F)	変更なし							(5)		(5)		(5)	(5)	
		気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	排風機 (306-F)	変更なし							(5)		(5)		(5)	(5)	
	第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 403)	変更なし							(5)				(5)	(5)	
		気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	フィルタユニット (FU- 406)	改造							(5)				(5)	(5)	
	系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	フィルタユニット(設備排 気用)	改造							(5)				(5)	(5)	
	系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造							(5)				(5)	(5)	
		気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(5)					(5)	(5)	
		気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(5)		(5)			(5)	(5)	
	系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造							(5)				(5)	(5)	
		気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	改造				(2)		(5)					(5)	(5)	
		気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(5)		(5)			(5)	(5)	
第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 (給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし							(5)		(5)		(5)	(5)		

第ト - 6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (3 / 9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査						
					外觀	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL	作動	処理能力		
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 (給気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(5)				(5)	(5)	
			気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(5)					(5)	(5)
			気体廃棄設備 No.1 系統 系 統 (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(5)		(5)			(5)	(5)
			気体廃棄設備 No.1 系統 系 統	差圧計	改造						(5)		(5)			(5)	(5)
			気体廃棄設備 No.1 (系統、 系統、給気系統)		改造												
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	排風機 (304-F)	変更なし						(6)		(6)			(6)	(6)
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 404)	変更なし						(6)					(6)	(6)
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(6)					(6)	(6)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(6)					(6)	(6)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(6)		(6)			(6)	(6)
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 (給 気系統)	給気ユニット (203SU)	変更なし						(6)		(6)			(6)	(6)
		給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (給 気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(6)					(6)	(6)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (給 気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(6)					(6)	(6)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (給 気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(6)		(6)			(6)	(6)
			気体廃棄設備 No.1 系統	差圧計	改造						(6)		(6)			(6)	(6)
			気体廃棄設備 No.1 (系統、 給気系統)		改造												
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	排風機 (307-F)	変更なし						(7)		(7)			(7)	(7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	排風機 (308-F)	変更なし						(7)		(7)			(7)	(7)
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 (部 屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 407)	変更なし						(7)					(7)	(7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局 所排気系統)	フィルタユニット (FU- 408)	変更なし						(7)					(7)	(7)

第ト - 6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(4/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査							
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL	作動	処理能力			
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統)	フィルタユニット(設備排気用)	改造						(7)					(7) (7)		
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(7)						(7) (7)	
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(7)							(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(7)		(7)					(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)	改造				(2)		(7)		(7)					(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)	変更なし				(2)		(7)		(7)					(7) (7)
		系統	気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(7)							(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(7)							(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(7)		(7)					(7) (7)
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 (給気系統)	給気ユニット(204AC)	変更なし						(7)		(7)					(7) (7)
		給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 系統 (給気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(7)							(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 系統 (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(7)							(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 系統 (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(7)		(7)					(7) (7)
			気体廃棄設備 No.1 系統 系統	差圧計	改造						(7)		(7)					(7) (7)
		気体廃棄設備 No.1 (系統、系統、給気系統)		改造														
		緊急設備	防火ダンパー	改造						(4)(5)(6)(7)							(4)(5)(6)(7) (4)(5)(6)(7)	
		緊急設備	遮水板 ⁽³⁾	新設														
	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.1	改造														
		第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.2	変更なし														
		第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.3	変更なし														
第1廃液処理設備		凝集沈殿槽 No.4	変更なし															

第ト - 6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(5/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査				
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL	作動
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No.1	変更なし										
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No.2	変更なし										
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No.3	変更なし										
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No.4	変更なし										
			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.1	変更なし										
			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No.2	変更なし										
			第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.1	変更なし										
			第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.2	変更なし										
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.1	変更なし										
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.2	変更なし										
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.3	変更なし										
			第1廃液処理設備	処理水槽 No.4	変更なし										
			第1廃液処理設備	配管	改造										
				第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	改造								
		分析廃液処理設備	ろ過水貯槽		改造										
		分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機		改造										
		分析廃液処理設備	配管		改造										
		第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	変更なし										
			開発室廃液処理設備	遠心分離機	変更なし										
			開発室廃液処理設備	貯槽	変更なし										
			開発室廃液処理設備	配管	改造										
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	改造										
			第2廃液処理設備	集水槽 No.2	変更なし										
			第2廃液処理設備	凝集槽	改造										
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No.1	改造										
			第2廃液処理設備	タンク No.1	改造										
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No.2	改造										
			第2廃液処理設備	タンク No.2	改造										
			第2廃液処理設備	加圧脱水機	変更なし										
			第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造										
	第2廃液処理設備		ろ過装置 No.1	変更なし											
		第2廃液処理設備	ろ過装置 No.2	改造											

第ト - 6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(6/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査											
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL	作動	処理能力						
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	受水槽 No.1	改造																	
			第2廃液処理設備	配管	改造																	
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.1	改造																	
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.2	改造																	
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.3	改造																	
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.4	改造																	
	第1廃棄物 貯蔵棟	W1-1排風機室	W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1(部屋排気系統)	No.1 排風機	改造						(8)			(8)			(8)	(8)			
				気体廃棄設備 No.2 系統2(局所排気系統)	No.2 排風機	変更なし							(8)			(8)			(8)	(8)		
		W1-2排風機室	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統)	No.3 排風機	変更なし							(8)			(8)			(8)	(8)		
				気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統)	No.4 排風機	変更なし								(8)			(8)			(8)	(8)	
				気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統)	No.5 排風機	変更なし								(8)			(8)			(8)	(8)	
				気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統)	No.6 排風機	変更なし								(8)			(8)			(8)	(8)	
		W1廃棄物処理室	W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統1(部屋排気系統)	No.1 フィルタユニット	変更なし							(8)							(8)	(8)	
				気体廃棄設備 No.2 系統2(局所排気系統)	No.2 フィルタユニット	変更なし								(8)							(8)	(8)
				気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統)	No.3 フィルタユニット	変更なし								(8)							(8)	(8)
				気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統)	No.4 フィルタユニット	変更なし								(8)							(8)	(8)
				気体廃棄設備 No.2 系統3(局所排気系統)	No.5 フィルタユニット	変更なし								(8)							(8)	(8)
				気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統)	No.6 フィルタユニット	改造				(2)				(8)							(8)	(8)
				気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統)	No.7 フィルタユニット	改造				(2)				(8)							(8)	(8)
				気体廃棄設備 No.2 系統4(局所排気系統)	No.8 フィルタユニット	改造								(8)							(8)	(8)

第ト - 6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(7/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査						
					外觀	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL	作動	処理能力		
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(8)				(8)	(8)	
			気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統1 (部 屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(8)		(8)			(8)	(8)
		系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造				(2)		(8)		(8)			(8)	(8)
		系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(8)		(8)			(8)	(8)
		系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局 所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(8)		(8)			(8)	(8)
		給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(8)		(8)			(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (給気系統)	給気ファン	変更なし						(8)		(8)			(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (給気系統)	給気フィルタ	変更なし						(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (給気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造						(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込め弁	変更なし				(2)		(8)					(8)	(8)
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	変更なし				(2)		(8)		(8)			(8)	(8)

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (8/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	① ⁽⁸⁾	—	—	—	—	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽²⁾	①	① ⁽⁸⁾	—	—	—	①	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ ⁽²⁾	①	① ⁽⁸⁾	—	—	① ⁽⁸⁾	—	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気)	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	① ⁽⁸⁾	—	—	—	—	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
			気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (自然給気)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ ⁽²⁾	①	① ⁽⁸⁾	—	—	—	①	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
			気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (自然給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ ⁽²⁾	①	① ⁽⁸⁾	—	—	① ⁽⁸⁾	—	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
			気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4 (自然給気)	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	① ⁽⁸⁾	—	—	—	—	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
	—	—	気体廃棄設備 No.2 系統1系 統2系統3系統4	差圧計	改造	①⑦	①	①	②	①	① ⁽⁸⁾	—	—	① ⁽⁸⁾	①	② ⁽⁸⁾ ③ ⁽⁸⁾
	—	—	気体廃棄設備 No.2 (系統1、 系統2、系統3、系統4、給気 系統)	—	改造	⑧	—	—	—	—	①	—	—	①	—	②③
	—	—	緊急設備	遮水板 ⁽³⁾	新設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
	—		W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	改造	①③⑦	①	①②	②	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	タンク No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	タンク No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	タンク No.3	改造	①③⑦	①	①②	②	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	ろ過機	変更なし	①③	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
	—		W1廃液処理設備	圧搾脱水機	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
	—		W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	①⑦	①	①②	②	①	①	—	—	—	—	—
	—		W1廃液処理設備	受水槽	改造	①③⑦	①	①②	④	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	貯留槽 No.1	改造	①③⑦	①	①②	④	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	貯留槽 No.2	改造	①③⑦	①	①②	④	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	貯留槽 No.3	改造	①③⑦	①	①②	④	①	①	—	—	—	①	—
	—		W1廃液処理設備	配管	改造	①③	—	—	④⑥	①	①	—	—	—	—	—
	—	—	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—	—	—	①

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (9/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1 廃棄物 貯蔵棟	W 1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	改造	①⑦⑨ ⑩⑪⑫	①	①②	①② ③④ ⑥	①② ③	②	—	①	①	①	—
			焼却設備	バグフィルタ	改造	①⑦	①	①	①	①	—	—	①	—	—	—
			焼却設備	投入プッシャ	変更なし	①	①	①	①	①	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	前処理フード	改造	①⑦	①	①②	①	①	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	フィルタ処理フード	改造	①⑦	①	①	①	①	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	投入リフタ	改造	①⑦	①	①	①	①	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	急冷塔	改造	①	①	①	①	①	—	—	—	—	—	—
			湿式除染機	湿式除染部	改造	①③⑦	①	①	④⑥	①	—	①	—	—	—	—
			湿式除染機	水洗除染タンク	改造	①③⑦	①	①②	④⑥	①	—	①	—	—	①	—
			乾式除染機	—	変更なし	①⑦	①	①	④	①	—	①	—	—	—	—
	ホイストクレーン	2 トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	①	—	—	—	—	①②	—		
		第1 廃棄物貯蔵室 W 1 廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1 トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	①	—	—	—	—	①②	—
		第3 廃棄物 貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—	—	—	①
		ホイストクレーン	1 トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	④	①	—	—	—	—	①②	—	

丸数字は、第トー7表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

*: インターロック

- (1) 支持構造物を含む。
- (2) ダクトとの接続で支持されているものについては、ダクトとの接続部を対象とする。
- (3) 検査は第リー7表にて実施する。
- (4) 検査は{6048-5}気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)にて実施する。
- (5) 検査は{6048-6}気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)にて実施する。
- (6) 検査は{6048-7}気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅳ、給気系統)にて実施する。
- (7) 検査は{6048-8}気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)にて実施する。
- (8) 検査は{6080-2}気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)にて実施する。

第ト - 7表 設備・機器に係る検査の方法 (1 / 2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 -2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。 (改造する部分に溶接部を有する場合) -3 溶接部に变形及び欠陥がないこと。
		防護板の厚さを測定又は関係書類等により確認する。(改造)	防護板の厚さが仕様表及び添付図のとおりであること。
		通水して漏えいがないことを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	設備から水の漏えいがないこと。
		ダクト・配管が切り離され閉止されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	ダクト・配管が添付図のとおりに閉止されていること。
		壇の寸法を測定又は関係書類等により確認する。(既設)	壇の高さが仕様表のとおりであること。
		気体廃棄設備 No. 1 系統 (局所排気系統) の第 2 - 1 作業支援室内のダクト端部にある仮設の閉止板が撤去され、本設の閉止板が設置されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	本設の閉止板が設置されていること。
		配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	配線用遮断器を設けていること。
		気体廃棄設備及び制御盤の導通部等の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	気体廃棄設備及び制御盤の導通部等の高さが各設備の仕様表に示す最低高さ以上であること。
		鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと
		鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		コンクリートの形状、寸法及び配置を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの形状、寸法及び配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	仕上げ後の基礎の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	員数	設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。
		変更・追加する主要な部材の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	員数が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
据付	アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルトの径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルトの径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルトの径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルトの径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	据付状況を目視又は関係書類等により確認する ⁽⁴⁾ 。(既設)(改造)	設備・機器又は支持構造物を建物又は架台にボルト等で固定していること。	
	移動防止用の部材を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	建物に移動防止用の部材で支持していること。	

第ト - 7表 設備・機器に係る検査の方法 (2 / 2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	据付	ダクト・配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する ⁽⁴⁾ 。(既設)(改造)	支持間隔が標準支持間隔以下であること。
材料検査	材料	設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		鉄筋の材質及び呼び径を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質及び呼び径が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。
		基礎のコンクリートの圧縮強度を関係書類により確認する。(改造)	基礎のコンクリートの圧縮強度が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。
系統検査	系統	系統を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	系統が仕様表の添付図のとおりであること。
		設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。(既設)(改造)	非常用電源系統に接続していること。
作動検査	面速	設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	開口部の面速が 0.5 m/s 以上であること。
	負圧	設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	囲い式フード内の負圧が 9.8 Pa 以上であること。
	インターロック	信号系統図のとおり動作試験を行う。(既設)(改造)	信号系統図のとおり動作すること。
	作動	使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
		停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。
	処理能力	廃棄物保管区域に配置できる 200 L ドラム缶本数を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	保管廃棄能力が各設備の仕様表の廃棄施設の項に示すとおりであること。
		排気能力を測定等により確認する。(既設)(改造)	排気能力が仕様表のとおりであること。
		第1種管理区域の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	負圧が 19.6 Pa 以上であること。
高性能エアフィルタの捕集効率を関係書類等により確認する。(既設)(改造)		捕集効率が仕様表のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。なお本申請において工事を実施し新たに設置、又は更新される部分については「(改造)」に分類する。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるもの及び工事後でも検査できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) ダクト及び配管については、本検査の検査前条件として標準支持間隔及び支持構造物の構造・強度等の設計が完了していることを関係書類等により確認する。

7．一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を 八．成型施設 7．一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

子. 放射線管理施設

目 次

チ. 放射線管理施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法
7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

チ. 放射線管理施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表チー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令

- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 原子力災害対策特別措置法及び関連法令
- (13) 電気事業法及び関連法令

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表チー設－2－1～表チー設－12－1に、関係図面を図チー設－1～図チー設－8－3に示す。

ここで、表チー設－2－1～表チー設－12－1において、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添2参考資料1に示す。

表チー 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<設備・機器>						
第2加工棟 第2出入管理室、第2 -2燃料棒加工室	ハンドフットクロ スモニタ	{7001} ハンドフットクロスモ ニタ —	出入管理用設備 ハンドフットクロ スモニタ	1式	変 更 な し	
第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	ハンドフットクロ スモニタ	{7003} ハンドフットクロスモ ニタ —	出入管理用設備 ハンドフットクロ スモニタ	1式	変 更 な し	
第2加工棟 第2粉末受入室、第2 -1混合室、第2-1 ペレット室、第2-1 ペレット検査室、第2 ペレット保管室、第2 廃棄物処理室、第2出 入管理室、第2-1燃 料棒加工室、第2放射 線管理室、第2分析 室、第2フィルタ室、 第2洗濯室、第2開発 室、第2-2混合室、 第2-2ペレット室、 第2-2燃料棒加工 室、第2-1作業支援 室	エアスニファ	{7004} エアスニファ（管理区域 内） —	放射線監視・測定用設 備 エアスニファ	1式	改 造	サンプリング位置の 適正化及びこれに伴 う再固定、サンプリ ング配管の耐震補強
第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ	{7022} エアスニファ（排気口） —	放射線監視・測定用設 備 エアスニファ	1式	改 造	サンプリング配管の 耐震補強
第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室、W1 廃棄物処理室	エアスニファ	{7005} エアスニファ（管理区域 内） —	放射線監視・測定用設 備 エアスニファ	1式	改 造	サンプリング位置の 適正化及びこれに伴 う再固定、サンプリ ング配管の耐震補強
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	エアスニファ	{7023} エアスニファ（排気口） —	放射線監視・測定用設 備 エアスニファ	1式	改 造	サンプリング配管の 耐震補強
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ	{7006} ダストモニタ（換気用モ ニタ） —	ダストモニタ（換気用 モニタ） ダストモニタ ダストモニタサン プリング用配管	1式	改 造	サンプリング配管の 耐震補強
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ	{7024} ダストモニタ（排気用モ ニタ） —	ダストモニタ（排気用 モニタ） ダストモニタ ダストモニタサン プリング用配管	1式	改 造	サンプリング配管の 耐震補強
第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤	{7011} 放射線監視盤（ダストモ ニタ） —	ダストモニタ 放射線監視盤	1式	変 更 な し	
第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	ダストモニタ	{7025} ダストモニタ（排気用モ ニタ） —	ダストモニタ ダストモニタ	1式	改 造	サンプリング配管の 耐震補強

表チー 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	放射線監視盤	{7013} 放射線監視盤(ダストモニタ) —	ダストモニタ 放射線監視盤	1 式	変更なし	
第2 加工棟 第2 粉末受入室、第2 ベレット保管室、第2-1 混合室、第2-1 ベレット室、第2-1 燃料棒加工室、第2-2 混合室、第2-2 ベレット室、第2-2 燃料棒加工室、第2 分析室、第2 開発室、第2 燃料棒保管室、第2-1 組立室、第2 集合体保管室、第2-1 燃料棒検査室、第2 輸送容器保管室、第2 梱包室	ガンマ線エリアモニタ	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器	1 式	変更なし	
第2 加工棟 第2 出入管理室	放射線監視盤	{7012} 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) —	γ線エリアモニタ 放射線監視盤(γ線エリアモニタ)	1 式	変更なし	
第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟	流し	{7014} 流し —	—	1 式	変更なし	
第1 加工棟 第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	試料測定用設備 低バックグラウンドカウンタ	1 式	変更なし	
屋外	気象観測装置	{7033} 気象観測装置 —	—	1 式	変更なし	
第1 加工棟 第2 加工棟 第1 廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	{7037} 警報集中表示盤	非常用通報設備 警報集中表示盤	1 式	変更なし	
第1 加工棟 第1-1 輸送物保管室、第1-1 輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器 ^{※3}	γ線エリアモニタ 検出器	1 式 (2 台)	移設	① ガンマ線エリアモニタ検出器の一部移設
屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No. 1 ^{※4} —	—	1 式 (1 台)	改造	伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。

表チー 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No. 2 ^{※4} —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤(モニタリングポスト) ^{※4} —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。

- (1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) ※の注釈は以下を示す。※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、本申請で、n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を確認する。